増訂印南郡誌　後編　　兵庫県印南郡役所　大正５年１１月１０日発行

下記項目をクリックするとそのページに移動する
行き先ページでクリックするとこのページに戻る

ｐ２６　　大荘屋　国包組
ｐ３２　文化１３年（１８１６年）の国包の石高
ｐ３５　弘化　４年（１８４７年）の国包の石高
ｐ７９　国包の寺子屋
ｐ１０１　上荘尋常小学校　国包の位置づけ
ｐ１１５　大正４年（１９１５年）国包小学校　教員数、児童数
ｐ１３４　明治４２年（１９０９年）国包尋常小学校　授業料
ｐ２５８　明治３６年（１９０３年）国包村青年会
ｐ２７２　明治４４年（１９１１年）国包村耆老会
ｐ２７６　国包小学校　沿革
ｐ３１２　嘉禄元年（１２２５年）国包村水田　荒れ地となる
ｐ３１９　亀の井堰
ｐ３４９　大正３年（１９１４年）国包村の大地主
ｐ４０３　株式会社国包銀行
ｐ４０９　三木より高砂に至る県道　国包村を通過
ｐ４２０　国包郵便局
ｐ４２４　船舶　高瀬舟の航行殆ど絶ゆる
ｐ４６６　八朔（８月１日）とは

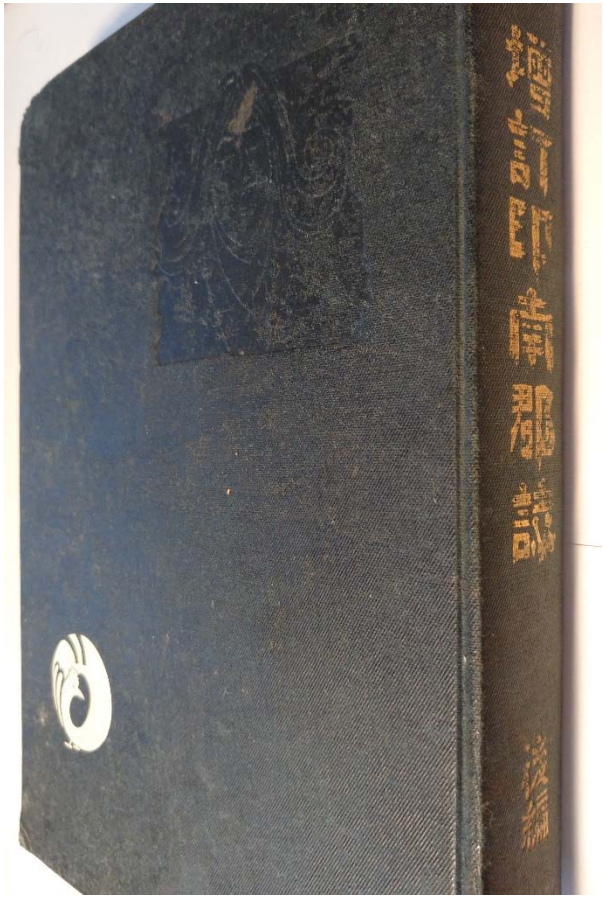

增訂卯南郡誌

增訂印南郡誌　後編目次

第七篇　政　治

第一章　管轄の沿革　一
第一　總論　一
第二　天正以後姫路城主の沿革　二
第三　姫路藩以外の領地　四
第四　慶藩置縣　五
第二章　郡　治　七
第一　境　域　八
第二　郡役所　八
第三　郡　會　八
　郡會議員　郡會議長　郡會副議長
　郡參事會員　郡費豫算　重要議事
　附　縣會議員　衆議院議員　貴族院議員　一七
第三章　町村行政　二〇
第一　姫路藩地方行政　二〇
　代官　宗門奉行　公事方奉行　大庄屋
　庄屋　五人組
第二　各村石高　三〇
第三　維新後に於ける町村行政沿革　三九
　大小區時代　戸長役場時代　町村制
　實施時代
第四　町村長の交迭　四四
第四章　諸官衙　四六
第一　警察署　四六
第二　裁判所出張所　四七
第三　稅務署　四八
第五章　藩札及切手の發行　四八
第六章　參考文書　五四

第八篇　教　育

第一章　明治以前の平民教育　七一
第一　明治以前の平民教育の概説　七一
第二　寺子屋教育　七三
第三　漢學塾　八三
第二章　小學校　九〇
第一　小學教育の概要　九〇
第二　小學校の設置　九三

第三　小學校數一覽表　九五
第四　各小學校沿革の大要　九六
第五　御影並勅語謄本幼學綱要下賜　一〇八
第六　小學校に願付せられし戰利品　一〇九
第七　小學校統計一覽表　一一一
第八　小學校の設備　一一六
第九　小學校の組織　一二三
第十　小學校學級の編制　一二三
第十一　小學校經費　一三〇
第十二　小學校基本財産の蓄積　一三五
第十三　郡教育行政　一三八
第十四　小學校教員　一四〇
　教員數　教員俸給　教員年功加俸
　教員住宅及住宅料　教員身体狀況
　教員送別弔慰會
第十五　教育上の諸研究　一四五
　講習會　教授法研究會　教員會女教員會　印南郡研究會　教員研究成績學校調査批評會　視察旅行
第十六　兒童　一五六
　學齡兒童　就學兒童　出席歩合
　就學並出席督勵に關する施設
第十七　小學校の衞生　一六六
　採光通風　清潔法　傳染病豫防法及消毒法　救急法　トラホーム患者取扱　兒童身体檢査　兒童身体の檢閲其他　學校醫　印南郡小學校兒童身体檢査統計表
第十八　小學校の体育　一七三
　体操科　運動會　体操會　朝体操　自由運動の施設　登山遠足水泳
第十九　學業成績考査　一七七
　試驗法による成績認定　平素成績考査による成績認定　各種目的の下に行はるゝ成績考査　現今行はるゝ學業奬勵法
第二十　小學校に於ける諸施設　一八七
　貯金　蛔虫の卵檢採取　學用品購入　通學途上取締　慶弔　保護者會　同窓會　少年會少女會
第十一　表彰　一九二
第廿二　學校暦　二〇〇
第三章　實業補習學校裁縫學校　二〇三
第一　實業補習學校　二〇三
第二　裁縫學校、針屋教育　二〇五
第四章　中學校程度以上の卒業者及其他　二一三
第一　中學程度以上の卒業者調　二一三
第二　榛陽英文義會及硯友會　二一四
第五章　教化事業と諸團體　二一六
第一　教化事業の概説　二一六
第二　私立印南郡教育會　二一七
第三　印南郡記念文庫　二二一
第四　印南郡三治協會　二二三
　巡回文庫　講演會　巡回講話　教育品展覽會　郡内生産品展覽會　婦人修養會の補助　夏期講習會　稻作立毛品評會　實業視察　農事研究會補助　産婆養成　防疫　表彰　三治協會々々則
第五　町村教育會　二四〇
第六　青年會　二四一
　印南郡青年會　町村青年會　部落青年會　青年會の事蹟　青年會一覽表
第七　戸主會、婦人會　二六三
第八　尚歯會　二七一
第九　新聞並雜誌　二七四

第九篇　宗教

第一章　本郡に行はるゝ宗教　二七七
第二章　佛教　二七七
第一　本郡の佛教　二七七
第二　佛教各派の分布　二七八
第三　檀家　二七八
第四　佛教に關する團體　二七九
第五　佛教講習會　二八六
第六　圖書縱覽所　二八八
第三章　耶蘇禁教に關する古文書　二九〇
第一　耶蘇禁教の大要　二九〇
第二　寺請證文　二九一

第三　切支丹訴人　二九六
第四　切支丹類族改　二九八
第四章　神道　二九八
第一　黒住教　二九八
第二　金光教　二九八
第三　天地教會　二九九
第四　天理教　二九九

第十篇　民業

概說　三〇六
第一章　農業　三〇七
第一　耕地の變遷　耕地整理　三〇七
第二　地價の變遷　三一〇
第三　水利　三一〇
河川　井堰　池沼　機械應用
第四　作物　三一七
米作　麥作　衰頽せし作物　新に起れる作物
第五　家畜　三四三
牛　馬　鷄　其他の副業
第六　農民　三四七
農民數　大地主　小作慣行
第七　農業奬勵機關　三五二
勸業會及農會　農事試驗　巡回教師
技手　產業組合
第二章　水產　三五七
第一　製鹽業　三五七
鹽田　鹽竈及焚料　鹽田反別及製產額　販路　鹽の製俵並に其種類　鹽業者組合　釜屋の組織　鹽田稼人の所得　鹽稅
第二　漁業　三七二
曾根町の漁業　伊保村の漁業
的形村の漁業　大鹽村の漁業
漁船數　淡水漁業　魚貝類漁獲高
第三章　礦業　三七五
第一　龍山　三七五
龍山石採掘　龍山石材賣捌　藩主の專賣　運上銀　龍山拂下　明治年間石問屋諸會社

第二　龍山以外の石山　三八一
第三　石材產額　三八二
第四章　製造工業　三八四
第一　機業　三八四
第二　釀造業　三九二
第三　瓦及煉瓦　三九四
第四　燐寸　三九五
第五　刻煙草　三九七
第五章　商業　三九八
第一　曾根海產物商　四〇〇
第二　海岸地方の行商　四〇一
第三　銀行業　四〇四
第四　問屋　市場　物品販賣業　四〇五
第六章　民業附記

第十一篇　交通

第一章　鐵道　四〇七
第一　山陽線　曾根驛　寶殿驛　四〇七
第二　播州鐵道　四〇八
第二章　道路　四〇八
第一　國道　四〇八
第二　縣道　四〇九
第三　里道　四〇九
第三章　港灣　四一五
第一　福泊港　四一五
第二　的形港　四一五
第三　大鹽港　四一五
第四　曾根港　四一六
第五　伊保港　四一六
第四章　郵便局　四一七
第一　大鹽郵便局　四一八
第二　曾根郵便局　四一八
第三　志方郵便局　四一九
第四　魚橋郵便局　四二〇
第五　國包郵便局　四二〇
第六　今市郵便局　四二一
第五章　諸車　四二三
第一　人力車　四二三
第二　荷車　四二三

第三　自轉車　四三三
第四　乳母車　四三三
第六章　船舶　四三四
第一　船舶　四三四
第二　渡津　四三五
第七章　旗振り信號　四三五

第十二篇　衛生

第一章　醫師會　四三七
第一　印南郡醫會　四三七
第二　印南郡醫師會　四三〇
第二章　私立印南郡衛生會　四三五
第三章　産婆及看護婦　四三五
第一　印南郡産婆講習會　四三八
第二　産婆養成　四三八
第三　印南郡産婆會　四三九
第四　看護婦養成　四三九
第四章　諸統計　四四〇
第一　醫師外業者統計　四四〇
第二　種痘に關する統計　四四一
第三　現住死亡者年齡別統計　四四二
第四　現住死亡者病類別統計　四四二
第五　傳染病患者及死亡者統計　四四三

第十三篇　風俗

第一章　緒論　四四五
第二章　年中行事　四四六
第一　太陽曆に依る年中行事　四四七
一月一日　二日　三日　孝明天皇祭
紀元節　陸軍記念日　春季皇靈祭
神武天皇祭　海軍記念日　明治天皇
祭　天長節　秋季皇靈祭　神嘗祭
天長節祝日　新嘗祭
第二　太陰曆に依る年中行事　四四八
元日　二日　三日　四日　七草正月
十日戎　歳の頭と左義長　別所村頭
會根町頭　平津村頭　升田禱　見土
呂頭　藥栗禱　おろろ追　十五日正
月　籔入　初觀音　厄神詣　骨正月
追儺　初地藏　一重正月　初午
お申　涅槃會　雜節句　卯月八日
端午節句　野上り　盜人祭　歯固
祇園會　夏祭　夜相撲　湯立　土用
餅　土用丑　土用干　七夕祭　七日
盆　四萬六千　盆節季　盂蘭盆　籔
入　觀音緣日　踊り　大師祭　地藏
祭　六夜待　虫送り　雨乞　八朔
芋名月　彼岸會　祫朔日　秋祭　豆
名月　亥の子　十夜會　報恩講　十
一月朔日　乙子朔　轆祭　寒入　冬
至　大節季　歳暮　節分
第三章　慶弔に關する風習　四七〇
第一　婚姻に關する風習　四七〇
第二　出産に關する風習　四七三
第三　壽賀に關する風習　四七五
還曆　喜の祝　米壽の祝
第四　喪葬並に追祭に關する風習　四七六
第四章　鄉黨互助に關する風習　四八二
第一　賴母子講　四八二
第二　信用組合及之と類似の機關　四八四
第三　變災見舞及其他の見舞　四八四
變災見舞　病氣見舞　出産見舞
留守見舞
第四　貧民救助　四八五
第五　手傳　四八五
第五章　集會に關する風習　四八六
第一　青年會　四八六
第二　各種の講　四八七
伊勢講　金刀比羅講　愛宕講　庚申
講　山上講　尼講　觀音講
第三　針子屋　四八八
第四　尚齒會　四八九
第五　戶主會　四八九
第六　少年少女處女の會合　四八九
第七　集會の時間厲行に關する風習　四九〇
第六章　衣食住に關する風習　四九〇
第一　衣服と容儀　四九〇
地質の變遷　柄の變遷　時代と格好
種類の變遷　手織縞と買縞　染色法
の變遷　洋服の使用　頭巾と帽子

日傘と洋傘　履物　靴　頭髪　女子の粉粧　四九九
第二　飲食　四九九
食事の數　麥搗及米搗　料理　厨器
飲料　菓子　飲食店　煙草
第三　住居　五〇三
竈　風呂　湯屋　井　点火器　上棟式　家移り
第七章　言語　五〇七
第一　言語の變遷　五〇八
第二　方言訛語　五〇八
第八章　遊技と娯樂　五一〇
第一　大人遊技と娯樂　五一〇
第二　兒童の遊戲　五一一
獨樂　貝　凧　竹馬　其他
第三　玩具　五一二
第九章　俚謠　五一三
第一　俗謠　五一四
第二　童謠　五一八
第十章　俗說　五二五
第一　民間療法　五二五
第二　天氣觀測　五二六
第三　迷信　五二七
第十一章　俚諺警句　五二七
第十二章　諸種の風習　五三〇
第一　入退營に關する風習　五三六
兵役義務に關する思想の變遷
壯丁教育　入退營時の歡送迎
第二　選擧に關する風習　五三八
第三　諸興業　五三九
第四　遊藝其他修業者　五四〇
第五　賭博及鬪鷄　五四一
第六　清潔法　五四一
第七　伊勢參宮　五四二
第八　國の祝祭日に關する風習　五四三
第九　社寺其他公共物に對する公德心　五四四
第十　野荒し　五四四
第十一　忠魂碑及其例祭　五四五
第十二　提灯行列及假裝行列　五四五
第十三　永代奉公の事　五四五

增訂印南郡誌

第七篇　政治

第一章　管轄の沿革

第一　總論

本郡所屬沿革は上古の事詳かならず、鳥羽天皇の朝源季房(村上天皇の裔)國守に任ぜられ、子孫世々赤穗郡赤松莊に居る、因て赤松を氏とす、源賴朝平氏を滅しゝ時土肥實平梶原景時をして本國及美作三備の守護を兼ねしむ、建久四年季房の曾孫赤松則景守護となり、赤穗郡白旗城に治す、建武中興の時其玄孫則村勤王の功を以て守護に補せらる、尋いで事に坐して罷められ之を新田義貞に賜ふ、則村遂に叛して足利尊氏に屬す、尊氏則村を守護となす、子則祐赤穗郡苔繩城に居り備前を加封せらる、其子義則に至り更に美作を加賜せられ提封三國に跨がる、嘉吉元年義則の子滿祐將軍足利義敎を弑し奔りて城山城に據る、將軍義勝諸將に命じて之を討たしめ本國を山名持豐に賜ふ、應仁の亂滿祐の從孫政則細川勝元に黨して其故封を復し姫路に居る、尋いで置塩に城きて之に徙り同族別所則治をして三木に居り東播八郡を管せしめ、小寺豐職をして姫路を守らしむ、永正十年政則の嗣義村其臣浦上村宗に弑せられ封彊日に蹙まる、享祿四年に至り義村の子晴政村宗を殺して故地を復し置塩城に居る、其子義祐に至りて國勢日に衰ふ、天正五年織田信長羽柴秀吉を本國に封じ西伐せしむ、此時義祐の子則房欵を納れ小寺政職備後に奔る、別所長治秀吉と相抗すること四年にして滅ぶ、秀吉則房を阿波に徙し全國を併せて自ら姫路に治す、十三年木下家定を姫路に封ず。

關ヶ原の役後德川氏は池田輝政を播磨全國に封じ姫路に治せしむ、元和三年其孫光政を因幡に移し本多忠政(後酒井忠恭)を姫路十五萬石に小笠原忠眞(後松平直明)を明石十萬石に封ず、更に龍野(初小笠原長次後脇坂安政)赤穗(初池田輝興後森長直)林田

（建部政長）小野（一柳直次）山崎（初池田恒之後本多忠英）三日月（森長俊）安志（小笠原長興）三草（丹羽薫氏）の八藩を建て全國に總べて十藩あり、後又福本藩（鳥取の支封池田德潤）を置く、而して本郡の殆んど全部は姫路藩の管轄に屬したり。

明治維新の際各藩を廢して縣となし、更に合併して播磨全國に姫路縣を置き後改めて飾磨縣と稱し、明治九年に至り兵庫縣に合す。〔地誌提要に據る〕

第二　天正以後姫路城主の沿革

天正六年羽柴筑前守秀吉再び織田信長の命によりて播磨を征し、三木の城主別所長治を攻めて之を滅しこゝに居る、時に姫路城主小寺官兵衛孝高秀吉に告げて曰く、三木は播州偏僻の地名將の居る所にあらず、我が居城は國の中央海陸の便あり、當國を領するものゝ宜しく居るべき地なりと、父宗圓と共に秀吉を迎へ入れ、やがて城を上りて秀吉の居城とし、自ら退きて妻鹿功山の城に移る、慶長五年豊前六郡に封ぜられ本氏に復して黒田を稱し勘解由次官となる。

天正八年四月八日秀吉姫路城に移り、同九年に至りて三重の天守閣を建て、城下一帶の地を府中と稱す、少時にして但馬に赴き生野山口竹田岩中の城を攻落し、居城三年にして天正十年西國に赴くや、其異父弟羽柴美濃守秀長をして當城を留守せしむ、天正十三年秋秀長但馬の出石に移るに及び、秀吉の室の兄木下肥後守家定食祿二萬五千石にて當城の主となり、慶長五年備中足守に移る。

同年十月池田信輝（入道勝入）の二男三左衞門尉輝政、關ヶ原の戰功により德川家康より特に播磨を賜ひ當城に移る、本地八十七萬石内播磨五十三萬石備前二十八萬石淡路六萬石なりしが、翌六年檢地によりて百萬石となる、在城十四年にして慶長十八年正月二十四日當地に於て薨ず、年四十九、輝政八子あり利隆忠繼忠雄輝澄政綱輝興政虎利政といふ、輝政死後將軍諸子を召し其の遺領播磨國を武藏守利隆に備前國及播磨三郡を左衞門尉忠繼に、淡路全國を宮内少輔忠雄に賜ふ、利隆は元和二年六月十一日年三十三にして卒す、その長子新太郎光政襲ぐ、元和三年三月因幡伯耆両國を賜ひ因幡鳥取を以て居城とす、

元和三年本多美濃守忠政桑名より入部して當城主となり十五萬石を領す、長子忠刻別に十萬石を領し相共に城内に居る、忠刻は父に先ちて寛永三年五月七日江戸に卒す、行年三十一、忠政幕府に請ひて忠刻が所領十萬石の内四萬石を三男能登守忠義に、六萬石を忠刻の甥小笠原信濃守長次に分封す、寛永八年八月十日忠政前將軍の疾を聞き晝夜急馳して江戸に至り頓死す、行年五十七、両將軍之を悼惜す、同年十月十八日忠政の二男甲斐守政朝龍野より入りて家を嗣ぎ十五萬石を領す、在城八年にして同十五年五月二十日卒す、行年五十。

寛永十六年四月松平下總守忠明出羽山形より入部し當城に居りて十八萬石を領す、正保元年三月二十五日卒す、行年六十二、長男鶴松（後清良と稱す）尚幼なるも其の後を襲ぎ暫く當城を守る、父子二代在城十一年にして慶安元年六月出羽山形に移る。

慶安元年六月十四日出羽山形の城主松平大和守直基當城を賜る、然るに不幸にして未だ入城せずして同年八月十五日江戸に卒す、年四十五、老中へ遺書して曰く、姫路は樞要の地死するの後は召上げらるべしと、直基死後二日幕府老中をして言はしめて曰く、直基卒することの洵に哀憐に堪へず、藤松幼少と雖も遺領十五萬石相違あるべからず、然れども姫路は樞要の地なるを以て家督の上所替申付くべしと、依て長子藤松丸は翌二年八月越後村上に移る、時に年七歳、後に大和守直矩といふは此の人なり。

慶安二年八月松平式部大輔忠次奥州白河より入部す、忠次は榊原康政の孫にして大須賀忠政の息なるが後台命によりて叔父榊原康勝の家督を繼ぎ一代姓松平を稱せしむ、將軍秀忠家光家綱の三代に仕へて重用せられ世望甚だ高く、死に至るまで純忠誠一以て國恩に報いんことのみを圖れり、又克く領内の法を正し士民を愛撫し神佛を崇敬するの心甚だ深く、殊に文學の造詣淺からずといふ、在城十七年寛文五年三月二十九日卒す、行年六十一、男政房遺跡を襲ぎたるも僅に三年にして寛文七年五月二十四日卒す、年二十七、長子熊之助（後政倫と稱す）僅に二歳、幼少なるの故を以て同年越後村上に移る、寛文七年六月十九日松平大和守直矩越後村上より入部して當城主となる、在城十六年天和二年故ありて豊後日田

城に移る、後奥州白河に移り元祿五年同地に卒す。天和二年二月十二日本多中務大輔政武（後忠國と改む）奥州福島より入部、在城二十三年にして元祿十七年（寶永元年）三月二十一日卒す、行年三十九、長子吉十郎（後忠孝と稱す）幼少なるを以て越後村上に移る。

寶永元年六月榊原式部大輔政辰（後政邦と改む政倫の男）越後村上より入部、在城二十三年享保十一年十一月十四日卒す、男式部大輔政祐封を襲ぐ、享保十二年四月朔入部、居城六年にして同十七年八月二十九日卒す、行年二十七、政祐の養子式部大輔政岑襲ぎ享保十八年入部、居城九年故ありて江戸に於て隱居す、寛保元年十月三日息小平太（後政純と稱す）幼少なるの故を以て越後高田に移る、政岑は寛保三年二月二十七日越後高田に於て卒す。

寛保二年六月十日松平大和守義知（後明矩と改む直矩の孫基知の子）奥州白河より入部、居城七年寛延元年十一月十七日卒す、行年三十七、長子喜八郎幼少なるの故を以て翌年五月上野厩橋に移る。

寛延二年五月酒井雅樂頭忠恭上野厩橋より移封す、爾來明治維新に至るまで繼續して當城を守護す、其間實に百二十餘年なり。

左に酒井氏歷代の領主を列記せん。

第一代　忠恭（ただやす）　第二代　忠以（ただざね）　第三代　忠道（ただひろ）
第四代　忠實（ただみつ）　第五代　忠學（ただのり）　第六代　忠寶（ただもり）
第七代　忠顯（ただてる）　第八代　忠績（ただしげ）　第九代　忠惇（ただとう）
第十代　忠邦（ただくに）（明治二年藩籍を奉還す）〔姫路紀要〕

第三　姫路藩以外の領地

本郡中細工所、大澤、行常、大宗、高畑、岡、廣尾、野尻新田の八ケ村は、慶長五年以來姫路藩主池田輝政の領地たりしが、元和三年幕府の領する所となり、寛永十六年に至り復姫路藩主の領地となり、慶安元年再び幕府の領する所となり、延寶六年に至りて大久保忠朝（相模小田原藩主）之を領し四世忠興に至る、延享四年五月一橋宗尹の所領となり、七世茂榮に至りて明治維新となる。

曾根は姫路藩主の領地たりしが、延享四年一橋松平両氏の分領する所となり以て明治維新に至る。

今市、中島の両村も亦姫路藩主の領地たりしが、延享四年一橋氏の所領となり以て明治維新に至る。

〔前印南郡誌〕

寛知集に據れば、寛文四年松平能登守知行中に印南郡曾根五百七石八斗一升六合とあり。

法華山所藏の元祿十二年卯九月繪圖面によれば、行常、大澤、細工所、大宗、高畑、岡、柏尾の七ケ村は大久保隱岐守知行所、吉廣村は長谷川六兵衛代官所とあり。

明治十五年五月中島村戸長より差出したる社寺明細帳に據れば、同村は元祿年中に於て大久保出羽守領分とあり。

右によれば曾根中島（今市）は、延享四年以前に於ても姫路領にあらざること明かなり、されど詳細に調査すべき材料なければ暫く前郡誌のまゝを掲載することゝせり。

第四　廢藩置縣

明治二年六月十七日姫路藩を始め他の列藩に對し封土奉還の儀裁許せられ、假に舊藩主を以て各藩知事として藩内の諸政を掌らしめたり、當時播磨には姫路（酒井）明石（松平）龍野（脇坂）赤穗（森）三日月（森）山崎（本多）安志（小笠原）林田（建部）小野（一柳）三草（丹羽）福本（池田）の十一藩知事を見、舊天領旗本領は兵庫縣の管轄に屬したり。

姫路藩知事は酒井忠邦にして、廳舍には城内舊御用場を以て之に充て、奉行、大目付、助勤、勘定奉行、代官等の稱を廢し、參政、行令司、會計奉行、郡奉行とし、更に大參事、少參事屬等を置き、一等より九等まで上下十八等に分ち、高須隼人、河合屏山、本多意氣揚等の諸氏大參事の宣下を蒙り、中新井紀原田藤兵衛牛込治太夫等は權參事を命ぜられ、別に東京詰として正權參事、正權屬等の職司を滯京せしめ常に太政官よりの命令布達を藩に傳へ、藩廳より提出する諸文書の取次をなしたり、又他藩廳との協議は主として東京に於て行へり。

藩廳には行令局、會計局、軍事局、民政局、社寺局、刑法局の六局を置きて事務を執り、好古堂を學問所、練武所、書學寮、醫學寮の四に分ち文武の道を奬勵せり。明治四年七月藩廳を廢して悉く之を縣となし、藩知事は華族に列し東京貫屬を命ぜられたり、即ち

にして、全く有名無實の弊を除き政令多岐之憂ひ無からしめんとの篤き御趣意より被仰出候事に候、よく〳〵此理を辨別して努々疑惑を生じ朝廷を非議する等の儀決して無るべし、素より寸土の土地も王土也私に有つべからず、華族士族平民も等しく王臣也皆一天萬乘之至尊を仰ぐべし、依て汝等に於ても能々忠邦と共に右御趣意を奉戴し、努めて姑息離別を惜むの私を去り朝旨の公義を守り、聊も動搖して縣廳に危害をかけ、朝廷を煩し奉り候樣之事あるなかれ、夫知事免職は天下一同之事、又忠邦當管下に滯在候御趣意に戻り以の外之儀、旁以屹度心得違無之樣致し、忠邦に代て文官は益勉勵政令を稗補し奉り、武官は緩急朝廷を守護し奉り、士族卒等苟縣祿を食む者は匹夫匹婦を諭して縣廳の政令に從はしめ、管內平民は忠邦を憶ふの懇念を移して至尊に忠を盡し吳れ玉はらば忠邦の喜び此上なし、若し朝命に背き縣令に戻れば、則忠邦今日の大罪身を容るゝに所なし、汝四民努て疑惑動搖する事なかれ、返す〳〵も鎭靜奉命して姑息私情を除き、至重之公義を辨へん事

姫路藩知事たりし酒井忠邦は同年九月十五日舊臣民と訣別し東上の途に就きたり。〔姫路紀要〕

忠邦人民を訓諭せし書狀左の如し。

忠邦謹而當縣管下の士族卒農商等に聊愚存を告ぐ汝四民よく〳〵辨別玉はるべし、抑去る丁卯年冬德川慶喜公朝廷に對し政權掌握之不名義に心付れて斷然柄權を返上せしが、爾來已已夏月に至り忠邦三百餘侯と共に其名義之正きに着眼し、十五萬石之封土版籍を返還し奉り候處、忠邦前日之不名義を不被咎、忝くも藩知事の命を蒙り、且現石十分一之家祿を下賜り、若年之身別而非才微力固より其任に不堪有名無實と常々恐縮罷在候處、今般圖らずも諸藩同樣本官を免せられ候段、忠邦之素願大幸不過に存候、右知事を免じ藩を廢し縣と爲し玉ひし御大趣意は、中古源賴朝已來封建之不名義を破り、皇國往古之郡縣制度に復し玉ひ名實相適ひ候樣との宏謨とて實に無上之英斷と言べし、是則ちいよ〳〵以て四民に其方向を定しめ、內者皇國萬民を保ち安んじ、外は西洋各國と並び立ち、億兆之蒼生其所を得候樣遊ばされたき御儀を希望す、右之段支配頭に組頭五人組等より洩るゝ事なく夫々會得候樣被申諭度存入候也。

辛未八月　　東京府貫屬華族從四位酒井忠邦　判

姫路縣管下士族卒平民御中　〔加古郡誌〕

版籍奉還の後郡縣の制は其形式に於て成立したりと雖、各舊藩主を以て各藩知事に任用したれば實質に於ては封建政治と少しも異なる所なかりき、明治四年七月藩廳を廢して縣となし、こゝに初めて純然たる郡縣の政を施行することゝなりたり、當時播磨全國に姫路、明石、龍野、赤穗、三日月、山崎、安志、林田、小野、三草の十縣を存し、尙兵庫、壬生、鶴舞、忍、烏取、丸龜等諸縣の管轄地をも存したり。

明治四年十一月海內を擧げて三府七十二縣となす、即ち同月二日播磨の諸縣を廢し姫路縣を置き、播磨一圓を支配することゝなりたり、同月九日姫路縣を改めて飾磨縣となす、中島錫胤權令たり、後森岡昌純と交迭す。

明治九年八月三十一日飾磨縣を廢せらるゝや播磨一圓は兵庫縣の管轄となる。

置縣後兵庫縣長官の移動左の如し。

任官年月	退官年月	官氏名
明治元年五月	明治二年四月	縣知事　伊藤俊介(博文)
同二、四	同二、五	同　久我維磨
同二、五	同二、六	同　中島錫胤
同二、六	同二、八	同　陸奥陽之助(宗光)
同二、八	同三、八	權知事　稅所長藏(篤)
同三、一〇	同四、一	同　中山信彬
同四、一	同九、九	縣　令神田孝平
同九、九	同二、五	權　令森岡昌純
同二、五	同二、六、四	縣　令森岡昌純
同二、六、四	同二、九、七	同　內海忠勝
同二、九、七	同三、三	知　事內海忠勝
同三、三	同二四、六	同　林　董
同二四、六	同三〇、三	同　周布公平
同三〇、四	同三三、一〇	同　大森鍾一
同三三、一〇		同　服部一三

〔兵庫縣統計書〕

第二章　郡　治

第一　境　域

我が印南郡は播磨國の東南部に位し、東は加古加東の両郡に接し、南は播磨灘に面し、西は飾磨郡に、北は加西郡に隣す、東西五里二十四町南北三里十二町、面積八方里三九にして、郡内を一町十四村に分つ。

飾磨郡谷外村の内唐端新、志吹、谷内村の内大釜、大釜新、北野新、清住新の六ヶ村及び加古郡加古川町の内加古川町、鳩里村の内稻屋、友澤、西河原、木の一町四ヶ村は、元本郡の管轄に屬せしが明治二十二年四月前記の各郡へ編入せらる。

第二　郡役所

明治十二年一月郡役所を曾根村に設置し、曾根神社神官曾根稻比古の宅を以て廳舍に假用す。

明治二十六年三月郡役所の位置を阿彌陀村の内魚橋村に移し、同村正蓮寺を以て假廳舍とす、明治二十七年新築廳舍に移る。

左に歷代郡長の氏名及其任免年月日を掲げん。

氏名	退官年月	任官年月
赤堀　成	明治一五年四月	明治三年一月
福原謙七	同　一七、四	同　一五、四
下田重復	同　一九、八	同　一七、四
赤堀　威（加古郡長兼任）	同　三、七	同　一九、九
小倉廣太郎	同　二四、八	同　三、七
藤井雅太	同　二五、七	同　二四、八
吉田一郎（郡長心得郡書記）	同　二五、七	同　二五、七
富田耕司	同　二九、一〇	同　二五、七
笠井　彰	同　三一、一〇	同　二九、一〇
八木虔介	同　四〇、八	同　三一、一〇
堀江虎五郎	大正二、五	同　四〇、八
福井義夫		大正二、五

第三　郡　會

明治二十九年七月郡制實施と共に印南郡會を組織し、大地主より五名、各村より一名宛の議員を選出し、樞要の議事に參與せしめたり、然るに明治三十二年九月に至り規則の改正あり、爾來大地主の互選を廢し、各村一名宛の議員を選出することゝなりたり。

印南郡會開設以前には、明治十七年に印南郡聯合町村會の設けあり、明治二十二年十月に至り印南郡各村組合會と改稱したり。

一　郡會議員

各期に於ける議員左の如し。

○　明治二九年七月

大地主互選

伊藤長次郎　大西甚一平　稻岡九平
長谷川新藏　梶原養三平

明治三〇年四月伊藤長次郎辭任、同年五月稻岡九平死亡、同年七月入江光藏沼田靜治の二名當選、同三一年一月梶原養三平辭任、同年六月原田四郎作當選、

各村選出議員

曾根　入江龜太郎　伊保　中谷與吉郎
米田　山本榮太郎　東神吉　神吉龜太郎
平莊　前川永二　上莊　香川久太郎
東志方岸本惣右衛門　志方　陰山友八
西志方　長谷川直吉　西神吉　水埜恒太郎
阿彌陀　松本利平　別所　森本幾三郎
的形　井上木藏　北濱　西崎玄治
大塩　梶原謙藏

明治三〇年四月岸本惣右衛門辭任、同年五月石坂惣七當選、同年六月山本榮太郎辭任、同年七月西谷惣太郎當選、同三二年六月井上木藏辭任

○　明治三二年九月

曾根　河野岩吉　伊保　中谷與吉郎
米田　山本榮太郎　東神吉　柴田吉太平
平莊　山崎太郎治　上莊　田中治七
東志方　上野義一　志方　小原平七
西志方　長谷川直吉　西神吉　水埜恒太郎
阿彌陀　原田四郎作　別所　高谷十郎平
的形　井上木藏　北濱　高谷善一郎
大塩　梶原新治郎

明治三四年七月中谷與吉郎轉籍失權、同年十一月船津吉太郎當選、同三五年六月井上木藏辭任、同年八月磯邊熊三當選

○明治三六年九月

曾根河野岩吉　伊保入江光藏
米田山本榮太郎　東神吉大久保眞三郎
平莊山崎太郎治　上莊田中治七
東志方上野義一　志方船江覺三郎
西志方內海建次　西神吉水埜恒太郎
阿彌陀原田孫太郎　別所鏗爾
的形松尾爲十郎　北濱川本菊之助
大塩梶原新治郎

○明治四〇年九月

曾根伊藤政太郎　伊保伊藤英一
米田東村廣吉　東神吉喜多喜八郎
平莊大田藤吉　上莊畑貫次郎
東志方粕谷幾三郎　志方笹倉義虎
西志方長谷川直吉　西神吉水埜恒太郎
阿彌陀松本新太郎　別所高谷佐太郎
的形井上仙藏　北濱山口清五郎

明治四〇年一一月梶原新治郎辭任、同年一二月山本治之作當選、同四一年三月山本治之作伊藤政太郎辭任、水埜恒太郎死亡、同年六月高崎幸次中筋拙藏大谷庄次郎當選、同年九月東村廣吉辭任、同年一二月岡本文平當選、明治四四年三月高崎幸次死亡、同年五月梶原歡次當選

○明治四四年九月

曾根伊藤政太郎　伊保中井梅吉
米田山本榮太郎　東神吉金川篤藏
平莊大田藤吉　上莊岡田八次郎
東志方村田木之藏　志方岡本楢安
西志方長谷川直吉　西神吉松田清吉
阿彌陀松本利兵衛　別所森本幾三郎
的形井上仙藏　北濱黑川彌右衛門
大塩梶原貞治

明治四五年五月伊藤政太郎辭任、同年六月北原哲郎當選、大正二年三月井上仙藏辭任、同年六月岡田卯市當選、同年四月梶原貞治辭任、同年七月山本正當選、同年四月松本利兵衛解任、同年六月原田四郎吉當選、同三年六月松田清吉死亡、同年八月竹本伊平次當選

○大正四年九月

曾根北原哲郎　伊保中井梅吉
米田山本榮太郎　東神吉金川篤藏
平莊前川昌三　上莊畑昌愷
東志方村田木之藏　志方尾崎寅次
西志方長谷川直吉　西神吉竹本伊平次
阿彌陀原田四郎吉　別所田中卯之松
的形岡田卯市　北濱小田千代藏
大塩山本正

二　郡會議長

郡會開設の初期に於ては、郡長を以て議長となせしが、かくては自治の趣旨に戻るを以て、明治三十二年度以後は、郡會議員の互選を以て議長を定むることゝなりたり。

明治三二年一〇月當選　河野岩吉
同　三六年一〇月當選　河野岩吉
同　四〇年一〇月當選　長谷川直吉
同　四四年一〇月當選　山本榮太郎
但大正二年四月辭任　長谷川直吉
大正三年二月當選

大正四年一〇月當選　長谷川直吉

三　郡會副議長

明治三十二年以後郡會議員の互選に係る副議長當選者左の如し。

明治三二年一〇月當選　井上木藏
同　三六年一〇月當選　上野義一
同　四〇年一〇月當選　梶原新治郎
同　四四年一〇月當選　伊藤政太郎
但明治四五年五月辭任
同　四五年五月當選　森本幾三郎
但大正二年一月辭任
大正二年一月當選　岡田八治郎
但大正三年二月辭任
同　三年二月當選　森本幾三郎
同　四年一〇月當選　北原哲郎

四　郡參事會員

明治二十九年七月印南郡會の組織と共に郡參事會を設けられ、議員の內一名は知事の選任に係り、他は

郡會議員の互選とす、明治三十二年九月規則改正以後悉皆郡會議會の互選となる、其の氏名左の如し。

明治二九年八月　知事選任　伊藤長次郎
　但明治三〇年辭任
明治二九年八月　郡會互選　中谷與吉郎
　但明治二九年一二月辭任
同　二九年八月　郡會互選　長谷川直吉
　但明治三二年九月規則改正自然消滅
同　二九年八月　郡會互選　松本利平
　但明治三一年一月辭任
同　二九年三月郡會互選(補缺)　前川永二
同　三〇年五月知事選任(補缺)　瀧　右左治
同　三一年一月郡會互選(補缺)　梶原謙藏
　但明治三二年九月規則改正自然消滅
同　三二年一〇月　水埜恒太郎
同　　原田四郎作
同　　山本榮太郎
同　　上野義一
同　　山崎太郎治
同　三六年一〇月　山崎太郎治

明治三六年一〇月　山本榮太郎
同　　水埜恒太郎
同　　梶原新治郎
同　　入江光藏
同　四〇年一〇月　松本新太郎
同　　井上仙藏
同　　伊藤英一
　但明治四四年一月辭任
同　　喜多喜八郎
同　　大田藤吉
同　四四年一月補缺　糟谷幾三郎
同　四四年一〇月　梶原貞治
　但大正二年一月辭任
同　　岡本楢安
　但大正二年一月辭任
同　　松田清吉
　但大正二年一月辭任
同　　井上仙藏
　但大正二年一月辭任
同　　大田藤吉
　但大正二年一月辭任
同　　森本幾三郎
同　　村田木之藏
同　　岡田八治郎
同　　金川篤藏
同　　中井梅吉
同　　中井梅吉
同　四年一〇月　畑　昌愷
同　　尾崎寅次
同　　岡田卯市
同　　山本　正

附　徵兵參事會

明治二十二年徵兵參事會を設く、明治二十九年七月以後同會議員は郡參事會員の兼攝する所となる、即ち從前の議員左の如し。

氏名	選擧年月	退任年月
河野岩吉	明治三年　月	明治三年　月
船津吉太郎	同三年　月	同三年　月
松本利平	同三年　月	同六年　月
沼田靜治	同三年　月	同六年　月
入江光藏	明治三年　月	明治七年　月
西谷惣太郎	同三年　月	同三年一〇月
上野義一	同三年一〇月	同七年　月
西谷惣太郎	同六年　三月	同九年　三月
前川永二	同六年　三月	同九年　三月
長谷川直吉	同七年　九月	同九年　三月
中谷與吉郎	同七年　九月	同九年　三月

五　郡費豫算

明治二九年度	四千〇五九円〇〇五
明治三〇年度	四、六〇七、七三五
明治三一年度	四、四六〇、七〇〇
明治三二年度	六、二六一、一三五
明治三三年度	四、四三〇、八〇〇
明治三四年度	四、九七八、一三〇
外に明治三四年度及同三五年度繼續費	八、六〇九、〇〇〇
明治三五年度	一三、〇七四、三九四
明治三六年度	一〇、八三八、九〇七
明治三七年度	四、二三五、二三〇
明治三八年度	四、八六〇、一〇〇

明治三九年度　八、二六二、〇〇〇
明治四〇年度　一五、四三九、〇〇〇
明治四一年度　一五、五〇七、〇〇〇
明治四二年度　一七、四九〇、〇〇〇
明治四三年度　一五、六五六、〇〇〇
明治四四年度　二〇、〇七一、〇〇〇
明治四五年度　一七、七〇〇、〇〇〇
大正二年度　一四、六七三、〇〇〇
大正三年度　一六、二六一、〇〇〇
大正四年度　一五、六一七、〇〇〇

六　重要議事

各會期に於ける議案の主なるもの左の如し。

明治二十九年八月

一印南郡會議事細則
一郡會傍聽人取締規則
一郡會議員名譽職參事會員及委員の旅費及日當額
一郡有財産管理規程
一郡金庫設置の件
一郡費の各町村分賦額
一郡吏員として土木技手設置の件

明治二十九年十二月

一縣知事の諮問に對する答申の件

諮問　印南郡會

郡制第一條の手續を經て加古印南二郡を廢し其區域を以て稻實郡を置くの可否に關し其會の意見を諮ふ。

明治二十九年十二月三日　兵庫縣知事　周布公平

答申

明治二十九年十二月三日付郡制第一條の手續を經て加古印南二郡を廢し其の區域を以て稻實郡を置くの可否に關する御諮問は本會に於ては之を否とす、右二名に對し十名の多數を以て決議答申候也

明治二十九年十二月十九日　印南郡會議長　笠井彰

兵庫縣知事　周布公平殿

明治三十年一月

一郡視學郡有給吏員給料旅費及退隱料等に關する規程

明治三十年四月一日より郡視學一名設置の件

明治三十一年一月

一本郡農事試驗場を明治三十一年度より同三十五年度まで五ヶ年間繼續案（廢棄）

明治三十三年二月

一本郡議事堂新築協會に於て建築の廳舍を明治三十三年三月三十一日限り郡に引繼ぐの件
一有給郡吏員の退隱料退職給與金の額並に支給方法規定
一姫路區裁判所魚橋出張所として該廳舍無料貸付の件

明治三十四年九月

一明治三十四年度より同三十五年度に至る土木費繼續として神爪、加古川、上部、伊保港、下阪、西北條、北條、曾根、志方、馬阪道の諸線改修の件

明治三十六年一月

一本郡農事試驗場事務所建築の件

明治三十七年二月

建議

印南加古兩郡合併に關し監督官廳へ意見書を提出せんとす依て意見書相添建議候也

明治三十七年二月十一日

提出者　山崎太郎治　田中治七
贊成者　入江光藏　上野義一
　　大久保眞二郎

印南郡會議長　河野岩吉殿

（意見書省略）

右は委員を設け調査するに決す、委員は山本榮太郎水埜恒太郎原鏗爾原田孫太郎上野義一の五名なり。

明治三十八年三月

一姫路區裁判所魚橋出張所家屋從來無料貸付なりしを、明治三十八年三月より有料貸付に變更の件

明治三十九年一月

一戰捷記念文庫を設置の件

明治四十年一月

一明治四十年度より同四十一年度に至る土木費繼續事業として加古川道、志方道並に北條道支線等改修の件

一水稻共同苗代設置奬勵規程第三條の奬勵金額改正の件

明治四十一年一月

一明治四十一年度より本郡に修業年限三ヶ年の乙種農業學校を設置するの諮問案(可決)

〔註〕同年三月の郡會にて右農業學校の設置は當分延期することゝなれり。

明治四十二年二月

一明治四十二年度より同五十一年度に至る勸業費繼續年期支出方法を設け七千七百圓を以て毎年七百七拾圓を支出し部落有山林に部分林を設定の件(可決)

〔註〕右は明治四十三年度以後廢止となる。

明治四十四年二月

一明治四十四年度より同五十三年度に至る土木費繼續事業の件

明治四十四年九月

一郡經濟の道路に電柱建設者に對し使用料一本に付五拾錢を徵收するの件

明治四十五年二月

建議

印南加古兩郡合併に關する意見書別紙の通內務大臣へ呈出せんとす。

提出者　大田　藤吉　岡田八治郎
　　金川　篤藏　村田木之藏
　　岡本　楢安
贊成者　松田　清吉　中井　梅吉

意見書

兵庫縣印南加古の兩郡は地勢人情風俗等一郡となすに恰適す、隨つて萬般の關聯も亦密接して所謂脣齒輔車の狀態を成す、故に兩郡を併合し一郡を設置するは公益上最も緊切なりと信ず、閣下幸に本意を容れられんことを望む。

右郡制第三十二條に依り意見書別紙の通內務大臣へ呈出候也

明治四十五年二月

兵庫縣印南郡會議長　山本榮太郎

內務大臣原敬殿

右は重大問題に付井上仙藏金川篤藏村田木之藏大田藤吉梶原貞治の五名の調査委員に付托し、明年の通常郡會までに調査することに決せり。

大正三年二月

建議

印南加古兩郡合併に關する別紙意見書を內務大臣に提出する事

右建議候也

大正三年二月十四日

提出者　大田　藤吉　岡田八治郎
　　金川　篤藏
贊成者　松田　清吉　中井　梅吉
　　岡本　楢安　村田木之藏
　　山本榮太郎

意見書

兵庫縣加古印南兩郡は地勢人情風俗等一郡となすに最も克く恰適す、隨つて萬般の關聯も亦密接して所謂脣齒輔車の狀態をなす、故に兩郡を併合し一郡を設置するは公益上實に緊切なりと信ず、閣下幸に本意を容れられんことを望む。

右郡制第三十二條に依り意見書呈出致候也

大正三年二月

兵庫縣印南郡會議長　長谷川直吉

內務大臣原敬殿

右合郡建議案贊否は匿名投票に依り取決せしに、其結果合郡建議案に贊成のもの七票、同案に不贊成のもの六票、白票二票ありたり、依りて郡制第四十一條及本郡會議事規則第二十七條に依り、過半數に滿たざるを以て合郡建議案は否決の旨を宣告せり。

大正三年二月

一御大典記念事業として明治三十六年私立印南郡敎育會編纂の印南郡誌を補足編纂するの件

附　縣會議員　衆議院議員　貴族院議員

○縣會議員

明治十二年二月兵庫縣下の事業に對し費額を要する地方稅の收支決議をなすため縣會議員の選擧を行ふ事となれり、當時選擧人は地租五圓以上を納むる者を資格者とす、當選者左の如し。

但し本郡は二名選擧とす。

曾根村　龜田五一郎
伊保村　伊藤長次郎

明治十三年五月前記両名辭任に付補欠選擧を行ふ、當選者左の如し。

上莊村　大西甚一平
鳩里村　松本吉次

明治十五年五月大西甚一平辭任につき補欠選擧を行ふ、當選者左の如し。

伊保村　船津吉太郎

明治十七年五月船津吉太郎滿期退任に付半數改選を行ふ、當選者左の如し。

伊保村　船津吉太郎

明治十八年一月松本吉次辭任補欠選擧を行ふ、當選者左の如し。

曾根村　河野岩吉

明治十八年十二月半數改選を行ふ、當選者左の如し。

平莊村　井岡鼎太郎

明治二十一年二月全部改選此時本郡二名の選擧に對し河野岩吉笹倉義虎入江光藏沼田靜治の四名の候補者あり、當選者左の如し。

曾根村　河野岩吉
志方村　笹倉義虎

明治二十三年二月半數改選河野岩吉退任に付一人選擧に對し松本利平入江光藏の二名の候補者あり、當選者左の如し。

阿彌陀村　松本利平

明治二十五年二月半數改選を行ふ、當選者左の如し。

志方村　笹倉義虎

明治二十七年二月半數改選を行ふ、當選者左の如し。

大塩村　田中仁一郎

明治二十九年二月半數改選を行ふ、當選者左の如し。

志方村　笹倉義虎

明治二十九年十月縣制施行に依り地方稅を縣稅と改む、議員は郡會に於て選擧の法となり即ち本郡より一名を選出す、當選者左の如し。

伊保村　中谷與吉郎

明治三十一年十月半數改選を行ふ、當選者左の如し。

伊保村　中谷與吉郎

明治三十二年九月縣制中議員選擧法改正せられ選擧人の資格を町村制に依る公民權を有する者にして直接國稅參圓以上を納むる者となれり、然して本郡より選出者一名に對し、候補者西谷惣太郎陰山友八の二名あり、當選者左の如し。

米田村　西谷惣太郎

明治三十六年九月改選を行ふ、候補者長谷川直吉松本利平水埜恒太郎の三名あり、當選者左の如し。

西志方村　長谷川直吉

明治四十年九月改選を行ふ、候補者山本榮太郎上野義一の二名あり、當選者左の如し。

米田村　山本榮太郎

明治四十四年九月改選を行ふ、競爭者なし、當選者左の如し。

伊保村　伊藤英一

明治四十五年七月補缺選擧を行ふ、競爭者なし、當選者左の如し。

東志方村　上野義一

大正三年五月補缺選擧を行ふ、競爭者なし、當選者左の如し。

米田村　松本增吉

大正四年九月選擧を行ふ、競爭者なし、當選者左の如し。

米田村　松本增吉

〔神吉村雜囊錄〕

○衆議院議員

明治二十三年憲法發布衆議院議員選擧法に依り同年六月議員の選擧を行ふ、選擧人資格は滿二十五年以上の男子にして直接國稅拾五圓以上を納むる者なり、本郡は兵庫縣第五區(加古印南両郡)にして議員一人を選擧す、候補者は魚住逸治、河野岩吉、平岡萬次郎の三名なり而して當選者は加古郡母里村魚住逸治なり。

明治二十五年三月衆議院解散に依り更に議員の選擧を行ふ、候補者魚住逸治河野岩吉の二名なり、而して當選者は魚住逸治なり。

明治二十七年九月議員の選擧を行ふ、候補者河野岩吉一名にして競爭者なし、當選者は曾根村河野岩吉なり。

明治三十一年三月議員の選擧を行ふ、候補者は平岡萬次郎一名にして競爭者なし、當選擧者は志方村平

岡萬次郎なり。

同年八月衆議院解散に依り更に議員の選擧を行ふ、當選者は平岡萬次郎なり。

明治三十五年八月議員の選擧を行ふ、今回は議員選擧法の改正に依り兵庫縣郡部より議員十二人を選擧す、而して選擧の資格は滿二十五年以上の男子にして直接國稅拾圓以上を納むる者一人一票の單記法となる。

明治三十七年三月議員の選擧あり。

明治四十一年五月議員の選擧あり。

明治四十二年七月兵庫縣下郡部に一名補缺選擧あり。

明治四十五年五月議員の選擧あり當選者中に印南郡伊保村伊藤英一あり。

大正四年三月議員の選擧あり。〔神吉村雜纂錄〕

○貴族院議員

明治三十七年九月兵庫縣多額納稅者より選出したる貴族院議員左の如し。（明治四十四年九月滿期退任）

伊保村　伊藤長次郎

第三章　町村行政

第一　姫路藩地方行政

明治維新前姫路藩に於ける地方行政制度の梗概を擧ぐれば左の如し。

一、代官

姫路藩内に四人の代官を置き、領内を四區に分ち、每區代官一人を以て部内大莊屋及莊屋を統督して之を治む、而して其區名を立てず唯代官所と稱するのみ。

明治元年代官所を民政局と稱し、同二年春之を郡市局と改稱したりしが、廢藩置縣と共に郡市局も亦廢滅に歸したり。

代官の事務は皆其自宅に於て執行し別に廳舍を設けず、民政局と改稱せし時始めて廳舍を設けたり。

代官は藩臣中俸祿百俵以上のものにつき精選して之に任ず、勤務中常祿の外凡そ米百俵を賜ふ、之を勤料と稱す、巡回旅費は別に之を給せず、止宿休憩は一飯米二合五勺と定め、之を宿泊村の貢租米より引去らしむ、其宿泊を記すべき簿札を鄉扶持帳と稱し、代官より每年大莊屋及莊屋に下付しあるなり、其他

人夫を要するときは關係町村より辨せしめ、賃金も亦其町村の負擔とするなり。

代官所屬の吏員を手代及手附とす、代官一人に手代一人手附四人乃至五人を附し以て庶務を整理す、皆藩内步卒中吏務に適するものを代官自ら選拔し上司に具して之を任ず、故に其拔擢せらるゝは步卒中頗る名譽あるものとしたり、手代手附の勤料は大抵米十俵乃至十五俵、旅費は代官に異なることなし。

代官職掌の大略は治戶賑恤治水徵稅訴訟賞罰林務とし、斷獄の事は之を治めず。

●●治戶　治戶は唯其大綱を統ぶるのみにして、每年八月判改めと稱し代官親ら手代及手附を率ゐて大莊屋役所へ往き、代官大莊屋以下の諸員場に莅み、各村庄屋は部下の人民を率ゐて登場す、代官手附をして御條目と稱する訓誨書を朗讀せしむ、人民は庭上に平坐敬聽し竟りて莊屋より差出したる人別帳に五人組を經て之に捺印して上納す。

●●賑恤　豫て莊屋より鰥寡孤獨の無告の窮民を調査し上申書を作り、大莊屋之に副署して呈出したるものに據り、每年正月に手附二人大莊屋立會ひ莊屋嚮導し實地に就き審査をなし、男女の別なく一人一日米二合五勺を以て日數三十日を限度とし適宜之を支給す、其風水火罹災の難民は、目付一人手附二人大莊屋立會ひ莊屋先導して實査し、前率に從ひ亦三十日以内を以て之を支給す、其他農具料手當として給與せしも其率詳かならず。

●●治水　每年治水人夫費として人夫一人一日米五合の定率を以て一大莊屋部内略三百五十人を下附するを以て恒例とし、之を春秋二期に分ち春夫秋夫と稱し、別に又臨時急施を要する工事に對し常式の外に人夫費を下附するものあり之を急夫と稱す、每年春秋二期各村莊屋より大小河川溜池用惡水路等凡そ耕地に關係する水道の破損所修繕具申書を調査し、所要の人夫を記載したる人夫帳二冊を呈出せしめ、之に據りて手代手附各一人巡回實査し、所記の人夫員數を訂正朱記して一冊を下附し、恒例三百五十人を以て其組内一週年間治水工事を處理するなり、若し急夫人足帳を呈出するときは、特に精査を要するが故に、手代一人手附一人大莊屋立會ひ實地審査し、他は恒例の如き順序を以て之が工事を起さしむ、但し道路

の如きは御條目中に記載の如く、其所屬村の負擔となしたり、是其直接耕地に關係せざるに因るなりといふ。

●徵稅●　領內貢租全額の七分五厘は正米、二分五厘は米券を以て上納せしむ、之を御手形札又は米札と稱せり、藩に於ては豫め手形札を調製し、藩臣一般の俸祿は前率を以て之を賜ふ、故に貢租を上納せんと欲するものは、必ず手形札を購求し更に前率を以て各村負擔貢租の義務を終へざるを得ず、是を以て年々手形札の價格暴騰し米價との差甚だ懸隔することあり、代官は豫め米納通帳を製し大莊屋を經て各村に下附し、納米を之に記註し以て貢租決算の資料とす、而して貢租は每年十一月二十日を以て期限とし、其何の名義あるを問はず決して之に違ふを許さず。

本郡に於ける年貢納めの狀況の概略を左に附記せん。

本郡の大部分は高砂の御倉（俗に百間倉と稱す）に納めたり、加古川沿岸地方は船頭村より出す所の高瀨舟の便をかりたれども、他の地方にありては牛馬の力をかりたり、併し人々之を荷ひて運ぶもの甚だ多かり。

姬路に接近せる地方は姬路の御倉に納めたり、この倉庫は上三寶、下三寶、御用米の三あり、上三寶は城の巽の方に、下三寶は城の東北の方に、御用米は其中に位置せり。

年貢を納附せんとするときは、村內にて事に馴れたるもの先づ二三俵持參し、之を上納すると同時に通帳を請取り置き、次回よりは差紙をなす、差紙とは當日上納すべき俵數を記したる莊屋よりの書附なり、之を『マハシ』場の錐にさし置き、同時に通帳を提出するなり、さて午前六時頃にいたれば御倉の役人出で來りて差紙の順序により『マハシ』を行ふ、『マハシ』とは二十俵每に一俵を取出し四斗一升五合まで量り、殘り二升は役人の見込を以て適否を定め、若し適當と認むるときは穫に取れと命じ、若し不足と認むるときは『マハシ』切れと宣告す、然るときは全部『マハシ』場の外に持出し俵裝を仕直して再度の撿查を受くるなり。

『マハシ』に合格すれば、他の俵につきては每俵に探筒を入れ以て米質を撿查す、米質惡しきものは其俵限り不合格とす、之を『ハネ俵』と稱す。

斯の如くにして漸く上納を了るときは、先に提出したる通帳に請取の証を取りて歸り、莊屋以下一同安堵の思ひをなしたりといふ。

年貢は勿論玄米を以て納附するを本體となしたれども、籾年貢と稱して一村に三俵若くは五俵（高により俵數に相違あり）は籾を以て納附せり、此分は城の南なる上三寶（上三寶と異なり）に納めたり、之れ饑饉の年に種籾として百姓に賣下げしもの也。

●訴訟●　舊幕時代に在りては、國家治術に於て法律を用ふるよりも寧ろ道德に須つもの多し、故に民事訴訟の如き全くこれ無きにあらざれども其數甚だ僅少なり、且詐謀詭計を以て原被相陷擠するが如きは幾んど稀にして、身代限財產分散の處分を受けし者も極めて僅少なり、苟くも之が處分を受くるものあらんか人別帳よりその族籍を除きて僅かに其帳の末尾に揭記し、然も之が所用の印を襯奪す、之を無判帳尻と唱へ人間視するものなく、人之を齒するを恥とす、今起訴の輕重大小の區分程限詳ならずと雖、極めて重大なる訴訟に限り代官之を裁判し、其重大ならず又輕微ならざるものは之を大莊屋に委任し、輕微なるものは莊屋をして之を勸解調停せしめたり。

●賞罰●　豫て莊屋より村內に於て德義邪曲の者を調查し、各具狀書を作り大莊屋を經由し、前記判改めの時を待ちて呈出せしめ、之に據りて情狀を考察し、彼の御條目朗讀の後に於て群衆中より代官の席前に召喚し、善行ある者に對しては辭令書を朗讀し賞品を下賜す、是れ主として孝子、順孫、節婦、慈悌、義僕、忠婢等を表彰す、賞品は大抵扇子一對錢百文を普通とす、又惡行ある者に對しては罰文を朗讀し科するに手錠を以てす、其罪狀の輕重により金手錠、繩手錠等の別あり、是れ主として不孝、懶惰、無賴、暴戾、酗酗等に關するものにつき執行す、偷盜、賭博の如き犯罪は之を公事方役所の管轄とせり。

●林務●　山林行政は別に御林方と稱するものありて、廳舍も亦別に設置せられ、專ら藩有の林務を處理せしが故に、代官にありては唯其大綱を統ぶるのみ、各大莊屋部內に山廻各一人を置き、之をして每月二三回山林を巡回し林地所屬の莊屋及大莊屋に其實況

を報告せしむ、若し治水上木材を要し伐採出願するものあるに遇へば、手代手附各一人關係莊屋先導して官林に就き臨撿之を許し、以て所要に充てしむ。土地整理の如きは專ら莊屋に一任し、代官は之を統督せしに過ぎず。

一、宗門奉行

宗門奉行は藩中一人之に任じ、奉行居宅を以て宗門役所となし、宗門手附若干人を隷屬せしめ、封內一般の社寺祠堂及神職、僧尼の事を掌らしむ。

維新の際社寺奉行と改稱し、尋いで藩と共に廢せられたり。

宗門改めとて毎年三月宗門奉行に於て人民の宗旨を取調べたり、即ち莊屋は部內人民の印判を集め大莊屋所に持參し、宗門奉行、寺院住職の面前にて宗門帳に捺印す、之れ當時耶蘇教を嚴禁せしによる。

人別移動の際には必ず寺院の證明書（人別送り手形）を要したり。

一、公事方奉行

公事方奉行も亦一人を任じ公事方役所あり、之を御用場と稱す、封內の非違を矯彈し刑法を執行する處とす、御用場に公事方役人若干名あり、其下に目明（めあかし）若干人あり、各地方村落に番人又は非人番と稱するもの數村毎に一名あり、常恒違法惡漢は番人之を逮捕し目明に押送す、又毎年早春公事方役人目明若干人を率ゐて地方を巡回し犯罪者を逮捕す、其重きものは役所に於て處刑し、輕きものは目明をして處分せしむ。

一、大莊屋

姫路藩は封域中の行政區劃を二十九に分ち、之に大莊屋二十八人大年寄一人を置きたり。〔神東神西郡沿革考〕

安永六年姫路御領分村附

飾東郡

南條組　宇佐崎組　中島組　御着組　小川組

飾西郡

英加組　蒲田組　飯田組　前之庄組

神東郡

八反田組　辻川組　大貫組

神西郡

山崎組　犬飼組

印南郡

中筋組　福居組　神吉組　的形組　都染組　砂部組

加古郡

高砂組　寺家組　西條組　古宮組　中村組

加東郡

瀧野組

揖西郡

室津（大年寄）〔門前家古記錄〕

天保鄉帳に載せたる郡內各村所屬左の如し。

御領　田安御領　一橋御領

曾根　今市　中島　大宗　高畑

吉廣　柏尾　岡　細工所　大澤

行常　野尻

姫路領

大塩組

大塩　的形　福泊　西濱　北脇

牛谷　佐土　佐土新　魚崎　魚崎新

中筋組

中筋　生石　神爪　岸　大國

長慶　横大路　西山新　辻　魚橋

北池　南池

加古川組

加古川　木　稻屋　友澤　米田

米田新　古新　塩市　島　高畑

平津　井ノ口　井口新　六本松　砂部

升田新　船頭

神吉組

神吉　中　西　西　宮前　宮前新

清水　下富木　志方東町　志方西町　西飯坂新

西飯坂　東飯坂　東中　畑　大釜

大釜新　雜鄉新　北野新　清住新

小川組

志吹

西牧組

西牧　奥新　比室　助永　西中

原　原新　成井　成井新　東阿彌陀

西阿彌陀　北山新　長尾新　地德新　北宿

小林　福居　福居新　唐端新　山中新

國包　組

國包　井ノ口　見土呂　都　染　藥　栗
小野　山角　芝　中　里
池尻　升田　天下原、上富木　投松
一本松新　小畑　西山　神木　原
中山新　陰山新　寺谷新　白澤新

神吉組大釜新は村名あり高なし。

國包組内ノ倉新田は高あり村名なし。

大莊屋大年寄に團體あり之を組合と呼ぶ、必ずしも土地の聯絡に依らず、然れども其所由を詳にせず、一組合大莊屋は一人の代官に隷屬し、組合中最も威望あるもの一人を抜擢し之を觸元大莊屋と呼ぶ、觸元大莊屋は常に城下に到り代官の命令を受け組合大莊屋に傳達す、其留直する所を年行事所と稱す。

大莊屋職は世襲にして新に之を任ずるが如きは極めて稀なり、偶交迭あるに際しては組内各村莊屋集合し、部内に於て德望財産及吏務に適當なる人物を選び、上書を作りて之を代官に呈出し其任命を請願す、代官詮衡して適任と認めたるものに大莊屋役を命ず、又大莊屋退隱し嗣子をして其職を襲がしめんとするときは、家督相續並に職掌繼續の願書を裁し、之を隣組名望ある同職に頼り代官に呈出す、依頼を受けたる大莊屋は願書を上り口頭を以て之が名望德器なることを證し、且其任命あらんことを請ふ、代官之を檢して任命す、而して特に辭令を用ひず願書裏面に指令文を記し、代官署名捺印して下附するを以て法とす。

大莊屋給料は領主より賜はるもの一ヶ年正米八石、其組内より徴收するもの同九石、別に三石を收むるものあり以て書役一人の飯料となす、其出往巡回の旅費及事務費は別に給せず、總て實費辨償にして組内各村定率を以て之を負擔し、一地方に出でゝ宿泊し及其他の諸費は關係村の支辨とせり、以て當時の事務簡單質朴なりしを窺ふに足るなり。

大莊屋は農工商の姓を唱ふることを得ざりし當時にありて既に之を稱し且帶劍することを許され、其資班は即ち藩士の列に位し、彼代官の手代手附の上に在り、故に手代手附の如きは蛇の目傘表附木履小紋形足袋は之を用ふるを得ずと雖、大莊屋は之を許されたり、故に往時は城下に到り公務を以て手附を招

致し之と商議するを以て常とす、後阿諛の風を生じ自ら屈從拜趨するを以て、彼亦倨傲自から居り、遂に其位置を顚倒するに至れり。〔神東神西郡沿革考〕

往昔は一般人民の苗字を稱し及び両刀を帶ぶることを許さず、其之を許されたるは大抵門閥家にして一村僅かに一二戸に過ぎず、即ち在十人御用達若くは特に功勞あるもの等なり。

在十人と稱するは城下の富豪十人を選びしものにして町と在とに分てり、在十人となりたるものは何時にても千両以上の金を準備し置き、命に應じて上納するなり、此等は勿論苗字の外に帶刀をも許可せられたり。

御用達は金參百両を上納するものに命ぜられ、苗字帶刀及び乘馬することをも許されたり、御用達となりたるものは藩主の江戸に往復する際之に要する費用を負擔す、恰も今の所得稅の如きものにして、同じ用達の中にても人によりて年々の上納額を異にせり。

後世藩主の費用多きを加ふるに及び、御用達も參百両の分のみにては之を調ふること能はざるにより、次第に下落して年々貳拾五両出だせば苗字帶刀を許可せらるゝに至る、是に於て遽かに苗字を稱するもの多きを加へたり。

功勞により苗字を賜はりたるものは甚だ僅少なり、右の他稀には門閥によりて特に苗字を稱することを許されたるものもありたり。〔花田村誌〕

大莊屋は代官に隷屬して部下の莊屋を統督す、其職掌大凡左の如し。

●戸籍　大莊屋も亦之が大體を統轄するのみ、莊屋に於て毎年調査したる婚姻届其他人口の増減出入等に關し正月より七月に至るものは八月に、八月より十二月に至るものは翌年正月に提出する届書に奥印して代官に捧呈す、而して毎年八月人別改の時は代官の次に坐席し、以て參集人民の靜肅を保持す。

●●賑恤　鰥寡孤獨あるときは之を孤獨難儀人調と稱し、莊屋より毎年正月中前年に調査したる鰥寡孤獨賑恤具狀書に奥印して代官に進達し、大莊屋代官手附立會ひ之を査閲し其賑恤を施行するなり、又水火風災に罹りたる窮民あるときは略前述の順序を踐み之が救恤の事を行ふ。

●治水●　莊屋に於て毎年春夫秋夫の二期及急夫あるときは之を調査し、調査書三通を作製して大莊屋に提出す、大莊屋は之を査覈して其二通を代官に進達し、其朱書を加へ下附せしものに據り大莊屋も亦控書に朱記し之が起工を監督施行せしむるなり。

●徴税●　豫て代官所に於て年貢米上納通帳を調製し封內村數に應じ大莊屋に送致す、大莊屋は各村に交附して納租の記註を請はしむ、毎年十月上旬より起り十一月二十日を以て終了の期とす、貢米終了期即ち十一月二十日に至らば組內莊屋の事務練熟算筆巧達なるもの四五名及書役一名を隨へ代官所へ到り貢米決算をなす、而して其決算結了の順序を以て代官役所に簡を懸け以て之を奬勵す、故に皆互に後れざらんことを期し各先を爭うて終結に努め、其速きものは之を名譽としたり、凡そ人民の領主に對する義務は貢租を以て最重大となすが故に逋租怠慢の罪を犯すが如きもの極めて稀なり、偶其期を愆るものありと雖二十六七日を過ぎずして必ず之を完納したり、既に貢米終結するときは代官は大莊屋莊屋書役を自邸に招き置酒して之を祝す其時には極めて待遇を厚うし手代手附をして酒間を周旋せしめ復平昔の嚴肅を見ず、互に襟懷をひらき發聲朗吟亂舞するに至りて止むを恒例とす。

●訴訟●　凡そ金錢貸借人民論諍の重大ならず又輕微ならざるものは大莊屋之を勸解調停し或は裁決をなす、而して事の刑律に涉るべき嫌疑あるものは時に番人をして訟庭に侍せしむることあり、果して犯罪ありと認むるものは直に公事方役所に押送す。

●林務●　山林の事は唯其大體を統べ、毎月官林山廻り役人より其巡回景況を聽くのみ、治水上伐木願書を提出するものあらば之に副署進達するも手附檢査は臨會せず、其他凡そ莊屋より呈出する願伺届は大莊屋を經由せざることなしと雖、其連署捺印するものと否らざるものとの區別は今之を詳にするを得ず。

一、莊屋

莊屋は村の大小戸口の多寡に拘らず必ず毎一村一人を置く、而して大村には組頭一人乃至數人あり、小村には組頭なし。「神東神西郡沿革考」

○小莊屋數之覺

一、百石より八百石迄　一人

一、九百石より千五百石迄　二人

但し前々此人數より不足にて勤來候鄉は向後も可爲其通事

一、千六百石より二千三百石迄　三人

右同斷

○組頭數之覺

一、百石は組頭なし

一、二百石より四百石迄　一人

但前々より組頭無之鄉は今以可爲其通事

一、五百石より千石迄　二人

但前々此人數より不足にて勤來鄉は向後も可爲其通候

一、千百石より千五百石迄　三人

右同斷

一、千六百石より二千三百石迄　四人

右同斷

右高六十石よりは上に付べし、高五十石より下に付べし。「別所村原鏗爾氏所藏古文書」

莊屋を選任するは五人組會合して村內に於て人選し五人組連署出願し大莊屋之に副申をなす、之を辨書

といふ、而して之を代官所に提出すれば代官は審査して辭令を下付す、莊屋を選任するは其所有の地所財產と人物の誠否を以て標準とす、莊屋の給料は村の大小によりて一定せずと雖少なきも一石を下らず多きも五石を出でず、而して出張旅費を給せず實費を以て之を支辨す、之に二種あり、一は其村直接支辨するもの、一は大莊屋所に於て組內一般に賦課せられ支出するものなり、之を組割と稱す。

莊屋は苗字を稱するものなし其偶之あるは功績顯著にして衆庶の模範となるに足るものに係る、故に一組內に一二人に過ぎず、莊屋の職掌は繁雜にして凡そ諸の事務に關係せざることなし。

●戸籍●　戸籍を作りて人別帳と稱し毎年八月代官出張して擧行する人別改に之を提出し、代官の面前に於て人民の捺印を行ふ、又一ヶ年中部內に於ける婚姻者は翌年正月緣組届を作り大莊屋を經て代官役所に進達す、然れども戸口出入增減の調査は極めて粗忽なれば人死して其名消せず生れて記せず、一身にして數名あり、終身自己の名を知らざるものあるは殆ど通弊なり。

●●治水及交通　河川堤防溜池用悪水路等の破損所を検査し、其帳簿を製して之が修繕を具申すること既に代官大莊屋の條下に記せるが如し、但し道路は總て一村の負擔とし、領主の補助を仰ぐことなし。

●●●租稅徵收　領主の御藏方より下付せし通帳を大莊屋より領置し、其米納者ある毎に之を交付し御藏方に記註を請ひ、十一月二十日に至り大莊屋所に出して決算をなすこと上に記せるが如し。

●●訟訴　部内に訟訴起るときは其輕少なるものは莊屋自から勸解仲裁して之を修治し、否らざるものは大莊屋に提出す。

●●治罪　部内に犯人あるときは之を非人番に通知し又は公事方に上申告知して之が處分を求むるなり。

●●賞與　部内に孝子節婦義僕良婢篤實勉勵等の善行者あるときは之を調査し具申書を作り、彼の八月人別改の際提出して其褒賞を申請することも亦上に述べたるが如し。

●●林務　官林保護は常に之を監守し、枯損倒木及盜伐者あるを知る時は之を山廻役に通告す。

●●救恤　部内貧窮者及水旱害等は之を調査し救助具申書を作り大莊屋に提出することも亦上に述べたり、右の外尚種々あるべしと雖、今之が詳細を知らず。

一、五人組

五人組は其起原を詳にせず、一村中五家毎に一組合を設く、其内一家を長とし之を判頭と唱へ、毎年帳面に制禁の箇條幷に法度を記し名を署し捺印して代官役所へ出だす、之を五人組帳と云ふ、其捺印するは彼毎年八月人別改の時に在り、之を判改と稱す、其作法は代官及大莊屋の條下に記したるが如し。

五人組帳に記載せる文章の要領は何人に拘らず最寄次第五軒宛組合萬端申合せ諸事吟味を遂げ互に助け合ひ農業相勵み法度を守り非違を戒め、年貢諸役夫々無滯相勤め、年貢不納者あらば組中にて辨納し、組中に切支丹宗を信仰し又は惡事を企つる者あらば速に注進致すべく、萬一此等の事を怠たり又は法度に違背するものあるときは組合一同其責に任ずべきの誓條なり。〔神東神西郡沿革考〕

第二　各村石高

中筋村船津家所藏文化十三年九月謄寫せし記錄に表はれたる各村石高左の如し、但天保鄕帳の順序に書き改めたり。

大塩村	七一八石四二六	辻村	二四二石二八六
的形村	六七七、四一三	魚橋村	八一三、四一〇
福泊村	七六、八一一	北池村	五八六、六一二
西濱村	二二三、七七三	南池村	三二二、二六八
北脇村	三一〇、二五七	加古川村	八〇六、一〇二
牛谷村	四〇四、七一七	木村	六五七、四九三
佐土村	九三〇、九二九	稻屋村	九二五、八五二
佐土新田	一七七、一六四	友澤村	三四六、三二一
魚崎村	九七八、七一五	米田村	五四六、九〇三
魚崎新田	八二、二〇九	米田新村	七三、〇九六
中筋村	一、〇九九、三三一	古新村	八七、五九三
生石村	七七、三九三	塩市村	二九〇、六九六
神爪村	三六六、九五二	島村	五二七、一六九
岸村	六五一、八一六	高畑村	一四四、四一四
大國村	五八二、六二三	平津村	三二九、八四一
長慶村	九〇、八二五	井ノ口村	三〇六、三五一
横大路村	六〇六、五三六	井口新田	一〇〇、八七二
西山新田	七二、〇九四	六本松村	一九三、五〇三
		砂部村	一五〇、五三八
		升田新村	一六四、九一八

二九、八六六　船頭村
不　明　神吉村
二一五、六四三　中西村
一九九、四八三　西　村
三六一、四三七　宮前村
一一、〇五三　宮前新田
一六四、四一〇　清水村
一九〇、一〇二　下富木村
五三一、〇〇二　志方東町
五一二、二〇四　志方西町
一五一、二八〇　西飯坂村
五〇〇、一九八　同新田
一九九、三〇六　東飯坂村
三五九、五五一　東中村
三四八、二九四　畑　村
一〇、四三五　雜郷新村
一七三、〇二三　大簗村
一二、七二五　北野新田
一六八、二一二　志吹村
三三四、三九二　西牧村

一一、五〇六　奥新田
一八六、七六三　比室村
三〇七、〇三五　助永村
三七四、三一九　西中村
三五八、七〇七　原　村
一七、六七七　原新田
一三〇、五二七　成井村
一三、九三三　成井新田
七一四、〇七七　東阿彌陀村
五六三、二六二　西阿彌陀村
三八、一三七　北山新田
五〇、一〇八　長尾新田
三〇、七四九　地德新田
四八〇、四八九　北宿村
二八八、八二四　小林村
七〇九、六三五　福居村
三七四、一四〇　福居新田
一六、六五二　唐端新田
四一、八七八　山中新田
三一〇、四七一　國包村

三〇七、四六五　井ノ口村
三〇四、〇三一　見土呂村
一九五、八一九　都染村
二七〇、一三二　藥栗村
二一三、四九二　小野村
三八九、〇九一　山角村
二七五、三五八　芝　村
二二六、二二七　中　村
三九四、〇一五　里　村
一四六、六六九　池尻村
不　明　升田村
二七〇、六六五　天下原村
二六二、五〇七　上富木村
三七、〇〇〇　出　作
一一一、九二七　投松村
一六九、七五五　一本松新村
二九八、〇二一　小畑村
一九三、五八六　西山村

別所村原家所藏弘化四年夏謄寫せし記錄に表はれたる各村石高左の如し。

高　七四七石九五三　新　三九石四六三

三七四、一四〇　一八、二六三　福居村
六六六、八七九　三六、一三一　福居新村
三四三、一五三　一、一六三　北宿村
七五一、七五五　三七、九五四　小林村
九三二、〇五五　四三、六九七　西阿彌陀村
二八、一四一　……　東阿彌陀村
四九、七三三　……　地德新村
三七、九五五　……　長尾新村
一五五、〇八〇　……　北山新村
……　一三、八五六　成井村
五九五、六五〇　四一、六五六　成井新村
……　一三、三三三　原　村
四四四、七三〇　一三、三二〇　原新村
三六四、七八六　一〇、八四七　西中村
二三一、八九四　四、八四六　助永村
三九七、二九三　……　比室村
……　七、九六四　西牧村
三三、一三三　……　奥新村
……　四、二三一　山中新村
唐端新村

○		
九〇〇、二八六	四六、一〇七	大塩村
一、一九九、二二〇	八一、六九〇	的形村
一二二、八一三	二七、三七〇	福泊村
三〇八、三七三	二七、三七〇	西濱村
四〇七、二二四	一五、三六八	北脇村
一、一三九、三六〇	六五、四二一	佐土村
一七七、一六四	九〇、五三六	佐土新村
四八一、七五四	三三、九七四	牛谷村
一、二七六、五八三	二六六、九八六	魚崎村
……	九六、三〇二	魚崎新村
○		
一、〇八四、九四〇	一八、四四七	中筋村
三二二、二六二	一六、五三三	南池村
五八六、六一二	四、六〇四	北池村
八一三、四四七	三六、四一七	魚橋村
一〇二、三二二	一、九四五	生石村
四三九、五七七	一、三三五	神爪村
七七七、一九五	三、三五〇	岸村
六九〇、二二五	五、二一三	大國村

一一〇、五八五	一、一四八	長慶村
七二〇、六二八	三五、六一五	横大路村
……	七五、四九八	西山新村
二四八、五一〇	……	辻村
○		
九五四、〇〇〇	四八、六〇三	加古川村
七一九、七六五	一、九六八	木村
一、一〇〇、〇〇七	七八、二七八	稲屋村
四一一、四六四	二〇、九一一	友澤村
二九、三七九	……	船頭村
六四、三八四	……	升田新村
一八四、六一八	……	砂部村
三六三、九七三	一一、二六二	井ノ口村
一一九、八四五	一、〇八三	井口新村
一六五、七四八	七、一八〇	六本松村
三九一、八八一	三八、二八七	平津村
一七一、五七一	……	高畑村
六二六、二七七	〇、四八一	島村
三五二、一六八	五二、八二二	塩市村
六四二、七七六	一八〇、〇五二	米田村

……	七三、五三三	米田新村
一〇四、〇七〇	八、六五八	古新村
○		
二、〇八四、八〇九	八九、五〇一	神吉村
二五六、二〇六	三、二八四	中西村
二三七、〇〇二	三、五九九	西村
二〇四、九八五	一、七四五	清水村
四二九、四二七	三四、二〇一	宮前村
……	一一、〇五三	宮前新村
二一三、五四一	二八、九〇〇	下富木村
七一一、九一一	一一、九〇一	志方東町
五三三、四三五	〇、三一六	志方西町
一七九、七三六	三、六〇〇	西飯坂村
二三六、七九七	六、六九九	東飯坂村
四二七、二三〇	……	東中村
四一三、八一〇	一三、〇四三	畑村
……	一〇、四三五	雜郷新村
二〇五、八一〇	一八、一三七	大釜村
……	二三七、〇〇七	大釜新村
……	一六、六六二	清住新村

……	一二、四〇六	北野新村
○		
三七一、五三〇	一五二、七二二	國包村
三六三、五七七	七、一九〇	井ノ口村
三六一、二二〇	……	見土呂村
二三二、六五五	一三、三三一	都染村
……	六一、七五三	寺谷新村
……	四四、一〇四	白澤新村
三一一、九四四	五五、四〇六	藥栗村
二五三、六五〇	七一、九二七	小野村
四五九、七五〇	二〇、五五四	山角村
……	一七〇、一九六	中山新村
……	六二、七四八	陰山新村
三二七、三五七	……	芝村
二六八、七八一	……	中村
四七五、六〇〇	六八、二八〇	里村
一七四、二五七	六七、三三八	池尻村
五二七、八六八	八六、九〇五	升田村
三一一、三五〇	二〇、九〇七	天下原村
二三〇、八〇〇	二五、五一四	原村

一七一、五三〇　神木村
二三〇、八〇〇　西山村
三五四、〇七八　小畑村
……　一七四、七九六　一本松新村
一三一、九〇八　投松村
不明　上富木村
……　一〇四、六二三　内倉新村
……　六、五一三　中島新村

備考

本表を村翁夜話集及び飾磨郡小川村門前家所藏安永年間調べの石高と對照し其の異なるものゝみを參考の爲左に掲げん。

（村）は村翁夜話集、（安）は安永年間の調査なり。

九三二、五五五（村）　東阿彌陀村
一二、八五八（村）　成井村
一三、二二三（村、安）　原村
五九五、六五〇（安）　原新村
三三一、一三八（村、安）　山中新村
二四、五九五（村、安）　唐端新村
八九七、五九五（村、安）　大塩村

一二二、八一二（村）　福泊村
三〇八、三七五（村）　西濱村
三〇八、三七七（安）　同村
四八〇、八四六（村、安）　牛谷村
六四、二〇二（村、安）　魚崎新村
一、八〇四、九九〇（村）　中筋村
一、〇八四、九九〇（安）　同村
三二二、二六八（村）　南池村
二二二、二六八（安）　同村
五八八、六一二（村）　北池村
五八〇、六一二（安）　同村
一〇二、三二二（安）　生石村
四三五、九七七（村）　神爪村
四三五、九七八（安）　同村
六九二、二二五（村、安）　大國村
一一一、五八五（村）　長慶村
七三〇、六二七（村）　横大路村
七二〇、六二五（安）　同村
三三、一三八（村、安）　西山新村
二三、一三八（村）　辻村

二四八、〇一〇（安）　同村
九五四、六一四（村）　加古川村
一六四、三八七（村）　升田新村
一六四、三八四（安）　同村
三六三、九七八（村）　井ノ口村
三六一、九七八（安）　同村
三九一、八八六（村、安）　平津村
一七一、五七五（村）　高畑村
一七一、五七四（安）　同村
六三一、一八五（村、安）　米田村
七三、五三五（村）　米田新村
二三七、〇〇七（村）　西村
二二七、〇〇七（安）　同村
二二九、四二七（安）　宮前村
一一、六〇三（安）　宮前新村
五三一、四三一（安）　志方西町
二二六、七九七（安）　東飯坂村
二〇五、八一五（村）　大釜村
九、二六二（村、安）　清住新村
三六三、九七七（村、安）　井ノ口村

五〇、九〇〇（村）　寺谷新村
五〇、〇九〇（安）　同村
三六、三八一（村）　白澤新村
三六、三八六（安）　同村
三二〇、九四四（村、安）　藥栗村
四五八、七五〇（村）　山角村
一六七、一六二（村、安）　中山新村
四一、一九八（村、安）　陰山新村
三二七、一五七（村、安）　芝村
四七九、六〇〇（村）　里村
四六九、六〇〇（安）　同村
一七四、二五八（村、安）　池尻村
三二一、五八〇（村、安）　天下原村
一一〇、七二二（村、安）　原村
一七一、五三三（村、安）　神木村
三五〇、〇七八（村）　小畑村
三五〇、〇〇八（安）　同村
一六七、五七九（村、安）　一本松新村
一三二、九八〇（村、安）　投松村
三一一、三五〇（村、安）　上富木村

一九九、八五四（村）　志吹村

第三　維新後に於ける町村行政沿革

一　大小區時代　其一

明治維新當時は舊慣に從ひ莊屋大莊屋をして町村の行政事務を掌らしめたりしが、明治五年六月大政官布告第十七號により莊屋大莊屋を廢し、播磨全國を十六箇の大區に分ち我が印南郡を第七大區とし更に郡内を七箇の小區に分ちたり、而して各小區に集會所を設け戸長一名副戸長及び副戸長試補若干名を置き區内の行政を管掌す、又各村には保長一名若くは二名を置き村務を處理せしむ。

明治七年十一月集會所を改めて區務扱所と稱し、各小區に區長一名副區長若干名を置き且書記若干名を以て事務を補佐せしむ、又保長を廢し戸長（一等二等三等の別あり）一名若くは二名を配し町村の行政事務を掌らしむ。

左に明治五年六月發布當時の區劃を揭げん。

第一小區

國包　井ノ口　見土呂　都染　藥栗　小野　山角　芝　中里　池尻　西山　一本松新　小畑　神木　上原　中山新　陰山新　寺谷新　白澤新

第二小區

細工所　野尻新田　吉廣　柏尾　岡　高畑　東中　大宗　大澤　行常　東飯坂　畑　雜郷新原　原新　成井　成井新　奥新　山中新　西牧比室　助永　西中　西飯坂　西飯坂新　唐端新志吹　大釜　大釜新　北野新　清住新

第三小區

横大路　西山新　志方東町　志方西町　上富木投松　神吉　天下原　升田　升田新　砂部　井ノ口　井口新　六本松新　大國　長慶　下富木清水　宮前　宮前新　西　中西　岸

第四小區

島　加古川町　米田　古新　米田新　船頭　平津神爪　加古川町　木　西河原　友澤　稻屋

第五小區

佐土　佐土新　福居　福居新　小林　北宿　地德新　長尾新　北山新　西阿彌陀　東阿彌陀

南池　北池　魚橋　生石　辻

第六小區

曾根　伊保崎　梅井　今市　中島　中筋

第七小區

大塩　牛谷　北脇　西濱　的形　福泊

備　考

後（年月不詳）西濱的形福泊を第七小區より分離して第八小區を置く。

二　大小區時代　其二

明治八年七月區畫の改正あり、即ち前記の第一第二第三の三小區を合併して第一小區とし、第四第五の二小區を合併して第二小區とし、第六第七第八の三小區を合併して第三小區とす。

以て明治十三年七月に至る、當時の區長左の如し。

第一小區長　内海敬十郎

第二小區長　黒田耕一郎

第三小區長　赤堀威

この時代に於て町村の合併改稱の行はれたるもの多し。

○　町村の合併及び改稱

明治九年

一吉廣村柏尾村を合併し廣尾村と稱す。（二月）

一助永村比室村を合併し永室村と稱す。

一西飯坂新村を西飯坂村に合併す。

一原新村を原村に合併す、明治十一年九月下原村と改稱す。

一奥新村を西牧村に合併す。

一成井新村を成井村に合併す。

一東、西阿彌陀村を合併し阿彌陀村と稱す。

一福居村福居新村を合併し別所村と稱す。

明治十年

一芝村中村を合併し養老村と稱す。（十二月）

一宮前新村を宮前村に合併す。（十二月）

明治十一年

一志方東、西町を合併し志方町と稱す。（一月）

一井ノ口村井口新村六本松新村を合併し井ノ口村と稱す（七月）、明治十二年十月西井ノ口村と改稱す。

一陰山新村寺谷新村を合併し磐村と稱す。（十二月

一下富木村長慶村清水村を合併し鼎村と稱す。（十

二月）

備　考

右の内原新村奥新村成井新村は何れも無住民地なり。

三　戸長役場時代　　其一

明治十三年八月郡内に第一より第十に至る十箇の戸長役場を置く、以て十四年十月に至る、其區域左の如し。

第一戸長役場

曾根　　第二戸長役場

伊保崎　梅井　今市　中島　中筋

第三戸長役場

島　塩市　米田　米田新　古新　船頭　平津　神爪　加古川　木　西河原　友澤　稻屋

第四戸長役場

鼎　宮前　西　中西　大國　岸　神吉　天下原　升田　升田新　砂部　西井ノ口

第五戸長役場

國包　井ノ口　見土呂　都染　藥栗　小野　山角　養老　里　池尻　西山　一本松新　小畑　神木　上原　中山新　磐　白澤新

第六戸長役場

細工所　野尻新田　廣尾　岡　高畑　東中　大宗　大澤　行常　東飯坂　畑　雜郷新

第七戸長役場

下原　横大路　西山新　成井　山中新　西牧　永室　西中　西飯坂　志方　上富木　投松　唐端新　志吹　大釜　大釜新　清住新　北野新

第八戸長役場

佐土　佐土新　別所　小林　北宿　地德新　長尾新　北山新　阿彌陀　南池　北池　魚橋　生石　辻

第九戸長役場

的形　福泊　西濱

第十戸長役場

大塩　北脇　牛谷

四　戸長役場時代　　其二

明治十四年十月郡内に二十有餘の戸長役場あり、其區域左の如し。（各組の下戸長役場の文字を略す）

曾根組　曾根　大塩組　大塩　北脇　牛谷　的形組　西濱　的形　福泊　佐土組　佐土　佐土新　別所　阿彌陀組　北宿　小林　地德新　長尾新　北山新　阿彌陀　生石　魚橋　南池組　南池　北池　辻　組　辻

備　考

後更に一村獨立にて戸長役場を設くるもの多かりしも今其詳細を知らず。

後年飾磨郡又は加古郡へ編入せられたる町村は當時何れの組に屬せしや是亦不詳也。

五　戸長役場時代　　其三

明治十六年七月郡内に十五の戸長役場を置く、即ち左の如し。（各組の下戸長役場の文字を略す）

曾根組　曾根　伊保崎組　伊保崎　梅井　今市　中島　中筋　見土呂組　國包　見土呂　都染　井ノ口　白澤新　小野組　小野　藥栗　山角組　山角　養老　西山　上原　神木　中山新　里　組　里　池尻　小畑　一本松新　磐　廣尾組　廣尾　岡　細工所組　細工所　野尻新田　大澤組　大澤　行常　畑　東飯坂　雜郷新　高畑組　東中　大宗　高畑　下原組　下原　成井　永室　西牧組　西牧　中山新　西中組　西中　西飯坂　横大路組　横大路　西山新　志方組　志方　上富木　投松　神吉組　神吉　天下原　升田　升田新　砂部　西井口　鼎　大國　岸　中西　西宮前　米田組　島　塩市　米田　米田新　古新　船頭　平津　神爪　伊保崎組　伊保崎　梅井　今市　中島　中筋

米田組
米田　米田新　古新　塩市　島　神爪　平津
船頭
加古川組
加古川町　西河原　友澤　木　稲屋
神吉組
神吉　天下原　升田　升田新　砂部　西井ノ口
見土呂組
見土呂　藥栗　都染　小野　井ノ口　白澤新
國包
山角組
山角　里　養老　池尻　上原　磐　中山新　神
木　一本松新　西山　小畑
細工所組
細工所　岡　廣尾　野尻新田　大澤　行常　畑
雜郷新　東飯坂　東中　大宗　高畑
志方組
志方　西飯坂　西中　上富木　投松
鼎組
鼎　大國　岸　辻　中西　西　宮前

下原組
下原　横大路　大釜　大釜新　北野新　清住新
志吹　唐端新　山中新　西牧　永室　成井　西
山新
阿彌陀組
阿彌陀　魚橋　北池　南池　北山新　長尾新
地德新　生石
別所組
別所　小林　北宿　佐土　佐土新
的形組
的形　西濱　福泊
大塩組
大塩　北脇　牛谷
備考
後(年月不詳)何村外何箇村戸長役場と改稱せり。

六　町村制實施時代

明治二十二年四月一日地方自治制度を布き町村制を實施せらる、即ち郡内を十五箇に區劃し各村に村役場を置き村長助役收入役を選擧して村の行政に當らしめ村會議員を選擧して村會を開かしむ、其村名左の如し。

曾根村
伊保村
伊保崎村　梅井村　今市村　中島村　中筋村
米田村
米田村　米田新村　古新村　塩市村　島村　神爪村　平津村　船頭村
東神吉村
神吉村　天下原村　升田村　升田新村　砂部村
西井ノ口村
平莊村
山角村　養老村　里村　池尻村　西山村　小畑村　一本松新村　神木村　上原村　中山新村
磐村
上莊村
見土呂村　白澤新村　井ノ口村　國包村　都染村　藥栗村　小野村
東志方村
細工所村　高畑村　廣尾村　岡村　野尻新田村
大澤村　行常村　畑村　雜郷新村　東飯坂村
東中村　大宗村
志方村
志方村　西中村　西飯坂村　投松村　上富木村
西志方村
下原村　永室村　西牧村　山中新村　成井村
西山新村　横大路村
西神吉村
鼎村　宮前村　中西村　西村　大國村　岸村
辻村
阿彌陀村
阿彌陀村　魚橋村　生石村　南池村　北池村
北山新村　長尾新村　地德新村
別所村
別所村　小林村　北宿村　佐土村　佐土新村
的形村
的形村　福泊村
北濱村
北脇村　西濱村　牛谷村
大塩村
備考

この時本郡の所屬たりし加古川町木村西河原村友澤村稻屋村は加古郡へ、唐端新村志吹村大釜村大釜新村北野新村清住新村は飾磨郡へ編入せられたり。

明治三十九年八月一日東神吉村の内升田新村は出河原と改稱す。

大正二年四月一日曾根村に町制を布き曾根町と稱す。

第四　町村長の交迭

○曾根町（村）

就職	退職	氏名
明治二年五月	明治二年七月	入江龜太郎
同二、八	同二、二	庵原才吉
同二、二	同二、二	田中虎次郎
同二、七	同二、七	龜田五一郎
同二、七	同三、三	門脇善吉
同三、五	同三、五	岩尾瑞明
同三、七	同三、七	田中虎次郎
同三七、八	同三九、三	原鏗爾
明治三九年七月	明治四一年二月	龜田精一
同四一、二	同四二、七	伊藤政太郎
同四二、二	同四四、六	松本利平
同四四、九	大正四、九	臼井豐藏
大正四、一〇		河野岩吉

○伊保村

明治三、五		伊藤長次郎
同二三、一〇		船津吉太郎
同二七、二		中谷久次郎
同二九、八		野田英一
同三五、八		船津吉太郎
同三六、六		喜多喜八郎
同四〇、七		入江光藏
同四三、二		喜多喜八郎

○米田村

明治二四、一		山本市次郎
同二九、一		松本善吉
同二九、		西谷惣太郎
同三〇、一		山本榮太郎
同三一、七		松本增吉
明治四四年一月	明治四五年二月	渡邊信一
同四五、二		櫻井昌治

○西志方村

明治三一、三		渡邊傳次郎
同三一、四		內海建次
同三三、五		田中俊二
同三四、一		廣瀨敎藏
同三六、八		原熊市
同四一、八		內海建次

○西神吉村

明治三、六	明治二七、七	田淵恒太郎
同二七、七	同三六、九	水埜恒太郎
同三六、一〇	同四〇、一〇	原藤作
同四〇、一〇	同四二、七	前田辰太郎
同四二、七		山畑貞藏

○阿彌陀村

明治三、五	明治三、三	黑田彥次
同三、四	同三一、七	松本利平
同三一、七	同三三、二	松本新太郎
明治三三、三	同四五、三	富士原元太郎

○東神吉村

明治三年四月	明治三六年三月	田淵恒太郎
同三六、四	同三六、三	喜多喜八郎
同三六、四		神吉龜太郎

○平荘村

明治三、四	同四一、八	瀧右左治
同四一、一〇		瀧眞二

○上荘村

明治三、五	香川久太郎

○東志方村

明治三、四	明治三、九	玉田範威
同三、一〇	同四三、一〇	藤井市之助
同四三、一〇		沼田一貫

○志方村

明治三、六	同二五、六	廣瀨敎藏
同二五、九	同三一、一三	小原八太郎
同三一、一三	同三三、三	笹倉義虎
同三三、四	同三三、二	福原久太郎
同三三、五	同四〇、三	櫻井昌治
同四〇、四	同四四、一	尾崎寅次

同　四五年三月　大正二年三月　黒田辛五
大正二、四　原田四郎作

○別所村

明治三、五　明治三、二　森本幾三郎
同　三一、二　同　三三、六　蔭山四郎平
同　三三、八　同　三四、四　井置彦次
同　三四、五　同　三六、五　萬永儀三郎
同　三六、六　同　四〇、一　澤田藤太郎
同　四〇、二　同　四四、一三　田中卯之松
同　四四、一三　前田安太郎

○的形村

明治三、六　明治三五、一三　中村熊三
同　三六、一　同　三六、三　井上木藏
同　三六、四　同　三〇、三　井上惣兵衛
同　三〇、四　同　三〇、四　井上木藏
同　三〇、五　同　三三、三　構　辰治
同　三三、四　同　三三、七　中野太藏
同　三三、八　同　三四、一　井上仙藏
同　三四、二　同　三七、三　大西定次郎
同　三七、四　同　四〇、三　河野幾次

明治四〇年四月　明治四一年二月　中村爲藏
同　四一、三　大正三、一　植田彌兵衛
大正三、一　礒部熊三

○北濱村

明治三、五　明治三四、三　田中定十郎
同　三四、一一　同　三三、一三　田中源十郎
同　三三、一〇　同　三七、一〇　川本久三郎
同　三七、一〇　同　四〇、五　川本直三郎
同　四〇、五　川本菊之助

○大塩村

明治三、四　明治三、二　內海敬十郎
同　三、三　同　三〇、七　山本治之作
同　三〇、八　同　三四、七　梶原貞治
同　三四、八　同　四〇、九　千葉保胤
同　四一、二　同　四四、二　山本正
同　四五、四　田中仁一郎

第四章　諸官衙

第一　警察署

明治維新前に於ける警察事務は第三章第一姫路藩地方行政中公事方奉行條下に述べたるが如く、數部落毎に一人の番人を置き、犯罪者の逋捕惡漢無賴の徒の取締等の任に當らしめたり。

明治の初年番人を廢して「ポリス」を置き、各所に屯所を設けたり、後「ポリス」を改めて邏卒の稱を用ひたりしが、明治八年十月邏卒を改めて巡査と稱せり。

明治十九年六月に至り郡内に曾根魚橋志方の三分署を置き、加古郡高砂警察署の管轄とす。

明治二十六年十一月曾根魚橋志方の三分署を廢し、同年十二月魚橋警察署を置き全郡を管轄區域とす、而して各村に受持巡査駐在所を設けたり。

魚橋警察署長の移動左の如し。

明治二六年三月任命　警部　藤井近次
同　二七年　月任命　同　朝枝澄江
同　二八年　月任命　同　石浦平三郎
同　二九年四月任命　同　樋口辰太郎
同　三一年　月任命　同　村島亨
同　三四年　月任命　同　小原松事
同　三七年一月任命　同　泊克己
同　三七年四月任命　同　小林波吉
同　三九年　月任命　同　葛西三次郎
同　四一年　月任命　同　村島亨
同　四三年　月任命　同　石原虎太郎
同　四四年　月任命　同　片岡壽雄
同　四五年四月任命　同　高見盛文
同　四五年　月任命　同　松隈德太郎
大正二年　月任命　同　鎌尾兼治
同　三年一月任命　同　藤本源市
同　三年二月任命　同　井上徹

第二　裁判所出張所

明治二十年二月印南郡役所内に曾根登記所を設けたりしが、同年十一月に至り加古郡寺家町に姫路治安裁判所加古川出張所を置き加古印南兩郡を其管轄區域とし民事出張裁判をも開廷せり、廳舍は同町常住寺を假用したり。

明治二十三年十月同出張所の民事出張裁判を閉廷し同年十一月姫路區裁判所加古川出張所と改稱す。

明治二十六年十月姫路區裁判所魚橋出張所を印南郡

阿彌陀村の内魚橋村に置き本郡全部を管轄區域とし て、其の登記事項を掌らしむ、今其主事者の官氏名及び任命年月を次に掲ぐ。

明治二六年一〇月任命	裁判所書記	貝洲永照
同二七年三月任命	同	飯田駒太郎
同二七年三月任命	同	太田慶二
同二九年四月任命	同	北風市彌
同三二年二月任命	同	齋藤小一郎
同三六年六月任命	同	中安作次
同三九年八月任命	同	齋藤明三郎
同四〇年二月任命	同	齋藤太輔
同四一年八月任命	同	三木正造
同四二年三月任命	同	大西佐太郎
同四五年三月任命	同	栗山虎之助
大正三年七月任命	同	岡本虎重

第三　稅務署

明治二十二年七月一日收稅部出張所を曾根村に設置す、所長は收稅屬黒田耕一郎なり。

明治二十三年十一月曾根直稅分署同間稅分署と改む。

明治二十五年十二月加古川收稅署を置き、加古印南両郡を其管轄區域とす。

明治二十九年十一月加古川稅務署と改稱し以て現今に至る。

第五章　藩札及切手の發行

德川時代に於ては、金銀銅貨は日本全國に通用せり、而して播磨各藩の發行せる藩札は播磨國内の各藩に通用すれども隣國には最早通用せず。

印南郡は殆んど全部姫路藩に屬し、僅に一部は一橋領及福本藩に屬したり、其結果姫路藩札最も廣く通用せり。

明和の頃姫路藩の財政紊亂し負債七十三萬両（現今の約壹千萬圓）に及べり、之を返濟せんが爲、時の家老河合道臣の發議により、文政三年木綿會所（國産會所又は銀會所とも云ふ）より切手即ち藩札を發行す。

其取扱方法に就ては當時の觸狀により之を推知すべし。

一正銀壹貫にて銀切手請候節、銀切手壹貫拾五匁渡す。

一銀切手にて正銀請候節は、切手壹貫拾五匁外に壹貫五分掛改包賃都合壹貫拾六匁五分請取、正銀壹貫目渡す。

但銀目多少共此割合に準すべきこと。

一正銀を以て錢切手請候節は、正銀百貫文の外に百五拾文改賃請取、切手百貫文渡す。

但多少共同斷。

一切手にて正錢受候節錢切手百貫文の外に改賃百五拾文都合百貫百五十文請取、正錢百貫文渡す。

但多少とも同斷。

右の通り願に依りて申渡置候間、此段在々町々へ相觸れらるべく候。

會所の仕方に關する觸狀左の如し。

御掛屋御用達引替切手致し來り候姿を以て融通の爲廣く取扱候儀御免成され、右會所仕方此度猶又益々嚴重に相立聊か違亂之無き樣仰付られ候、然る處右切手見馴れ申さず候ては、自然疑惑の筋出來心得違ひも之有る間敷ものに之無く候間、此度彌以て綿密に出來候大小色分切手見馴の爲、家別に一匁切手一枚三分二分一枚合せて三枚、銀一匁五分づゝ格別の御趣旨を以て下し置かれ候間、末々までも難有頂戴仕られ申すべく候、是を以て御時節柄御物入には候へ共、畢竟紛はしく不正の唱へ等之無、御領中賣買筋正しく永久相續候樣厚き御趣旨に候云々。

切手出入取扱方法に就ては更に從前より以上綿密の度を加へたり。

一切手取扱方正銀一貫持參候て銀切手受候節、切手一貫十匁相渡す、切手にて正銀受候節、切手一貫二十三匁受取正銀一貫目相渡し候事。

一正銀にて切手受候節、日々見當り相場に金一匁に付銀一匁下げ、切手にて正銀相望候節、金一匁に付銀一分五厘上げ候樣相定候事。

一錢切手にて正金銀相望候節、錢一貫文に付銀一、分下げに相定候事。

一正錢にて銀一貫目分持來り銀切手請候節、錢一貫文に付銀一分下げにて銀切手一貫十匁相渡候事。

一正錢にて錢切手受候節、是の通り錢百貫文に付改賃百五十匁、錢切手にて正錢受候節、百貫文に付改賃百五十文請取候事。

一金銀にて錢切手請取候節、是迄の通改賃取り申さず候事。

一銀切手にて銀一貫目分に正錢請候節、銀切手一貫二十三匁請取、其日の見當り相場にて正錢相渡すべく候事。

一豫て通用致居候切手の分少も相違無く同樣相用ひ候事に候間、是迄の切手は是迄の通り銀一貫十五匁の出入外一匁五分切手は改賃にて通用致すべく候事。

右の通能々相辨へ心得違之無き樣誠精心得べき事。

天保七年十二月に至り幕府は舊切手の通用を禁止し、翌八年四月に至り始めて新切手の通用を許可するに至れり。

舊臘公儀より銀錢札遣新規の場所通用御差留被仰出候、右に付當所切手通用の儀御伺ひ成され候處、此度新切手の儀格別の御譯合を以て御免成され候

（一橋領札）

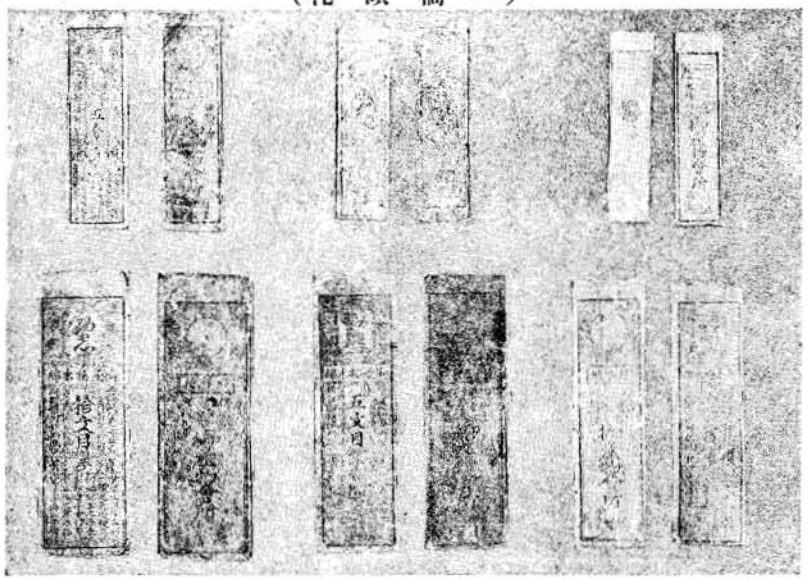

（旧根町亀田次郎氏所藏）

旨仰出され以來は上の御切手に相成候、之に依り早速新御切手出來追々引替相渡すべく候、尤も新御切手出來の間は是迄の切手差支無き樣通用致さるべく候、且此度は大阪御藏屋舖引替の儀も是れ又御免仰出され候間、心得の爲申達候云々。

四月二十五日　　大目付

〔河合寸翁〕

他の藩に於ても之に準じて藩札發行したり。

一橋家は幕末に財政困難なりしかば、其整理の爲に慶應元乙丑年御勘定組頭澁澤篤太夫（榮一）本郡なる一橋領地に來り藩札を發行せしめたり、當時相談に與かりたるもの曾根村橋本屋佐助（龜田五一郎先代）今市村鈴木長左衞門伊藤長次郎（先代）等なりといふ。

當時の狀況は載せて靑淵百話にあり。

（前略）それから引續き播州へ來て木綿賣買の事に取掛つた、元來播磨國は木綿が重なる產物で、今日でも東京へ來る晒木綿は大抵播州の姬路から出るのである、尤も一橋の領地は僅に二萬石程の石高であつたが、其の領地で出來る木綿は相應に澤山の產額であつた、而して其の品物は村民が自由に大阪に商うて別に仕法も取締もない、然るに姬路の方は藩で法を立てゝ領地で出來るものは總てこれを姬路に集め、それを漂布にして大阪並に東京へ賣る樣になつて居るから、一反の價を比較すると姬路の木綿の方が甚だ高い、其の隣村でありながら一橋の領地になると、價も安く出來も比例して少い、折角綿も多く耕作する地方ではあり、又女工も澤山あつて作れば作るだけに增加し得べき筈なるに、姬路の方では既に一種の物產となつて居るにも拘らず一橋の領地にては重立つた物產ともならぬのは頗る殘念である、依つて之を一つの物產とするには、先づ木綿を拵へる者から價を高く買取つて、之れを大阪又は江戶へ送り成るだけ安く賣る方法を設ければ、此の事業は必ず盛んになつて領內の富を增すに相違ない、就ては此の賣買の間に一橋の藩札を作つて之を流通させ、而して其の賣買の便利を謀らうと企てた。

此藩札といふは現今の兌換紙幣のやうなもので、其の頃中國九州の藩々にては盛んに流行した、固

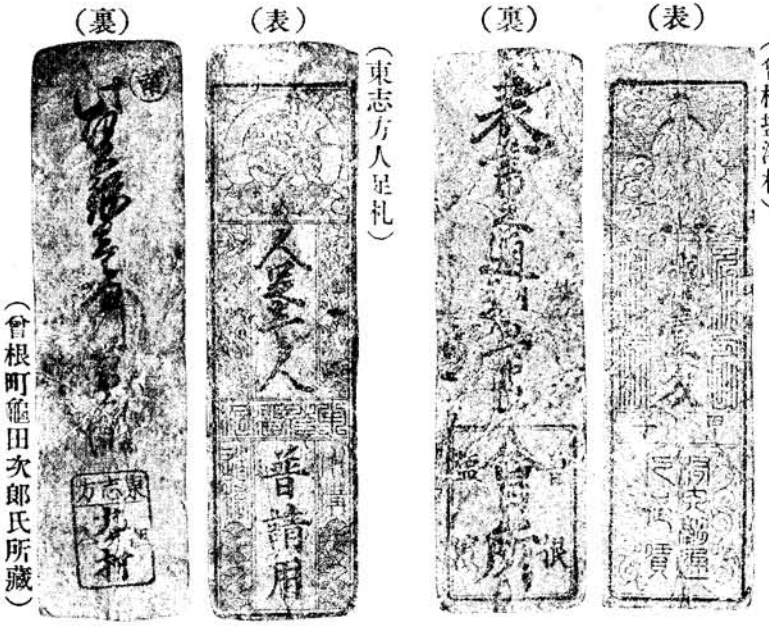

より紙幣を以て金銀に代へるのは經濟上相當なことで、何れの國にも紙幣の流通するといふことは聞いて居つたから敢て怪しむべきものでないと思つた、當時此藩札中に於て長州及び肥前肥後の藩札は稍通用が好かつたけれども、姫路其の他の藩札は多くは他領へ通用せぬ、稀にこれを所持する者があつても一束の藩札で一丁の豆腐も買ひ得られぬ有様で、其の領内の通用すら何割引或は何掛などいつて、例へば百匁の札に三を掛けて三十匁に取引するといふ始末であつたから、札の表面に書いてある直段は殆ど虚價で、實價は時の相場に從ふものであつた、現に自分が備中の往返に備前の岡山を通行して少しの藩札を受取つたが、國境を越すと通用せぬから其の領内にて使つて仕舞はねばならぬといふので、入用でもない物を買つたことがある。（中略）

播州の領地で木綿の多く出るのは印南郡であつたから、其の郡の今市村といふ處へ藩札引換役所を設立した、其の役所は村内の鈴木といふ豪農の明き家を其のまゝ使用したのであつた、木綿の多く出るのは今市より二三里北の村々であるが、今市は土地に財産家も多く引換準備金を貯蓄するにも土藏其の他の手當もあり、且つ諸方への運搬便利なども最上であつたから、此の處に役所を定めた譯である、其處で印南郡を始めとして多可加東加西などいふ各郡から出る多くの木綿をば、今市から四里程隔つた村方の物産會所に集收し、其處から大阪へ送つて賣捌くといふ仕組であつた。

さて藩札發行の仕方は、木綿買入に就いて資本を望む商人に其の木綿荷物と引換に適宜に札を渡すので、取も直さず荷爲換貸金の手續である、若し其の木綿を本人が自身で大阪にて賣却しようとする時には、初め資本に借受けた藩札の金高を正金にて大阪に於て返却すれば引換に木綿を受取ることが出來る、又會所の手で賣却を望む時には、會所は賣捌手續を立てゝこれを取扱ひ、其の賣上金の内から貸附けてある所の藩札代を受取つて差引決算を立てる、其の間に些少の手數料を取るといふ仕方であつた。

又藩札の引換は今市村の會所と定めて、其準備金は今市と大阪とに置くものとし、大阪へ置く金は大阪の豪家に預けて利息を取るといふ仕組であつた申さば一萬両の藩札を發行すれば其の中の五千両は今市に備へるが、他の五千両は十日前に通知すれば返納する約束で大阪の金主に預ける、其の金主といふのは今堀外村津田等の御爲換組の中でも重立つた金持の用達であつた、而して最初藩札を拵へる資金から其の他一切の費用に至るまで、皆此の三軒の用達に調達させて、御勘定所からはいさゝかも出金せず、只其の事を許可するまでのことにして置いた。

藩札の發行高は最初に先づ三萬両とし、實施の上にて十萬両にするといふ豫算であつたが、猶其の上の都合によつては二十萬両又三十萬両までも發行する見込であつた、さて其の見込は定つたけれども藩札の原紙製造及び版木の彫刻を命ずる事、又今市の會所を修繕し大阪の役所を定むる事抔に餘程の日數を要したから、自分も丑年には秋から冬まで播州と大阪とで半年を經過して愈實施したのは其の年の十二月から寅年の初へかけての事で

あつたと覺ゑて居る、幸に其の事務が都合よく行はれて發行した高が三四箇月間に丁度三萬両許りになり、引換も至つて少く一方に於ては木綿の賣買に頗る便利を得たから、最初は新法といつて懸念した領地の村民も此に至つて何れも安心して悦びの色を現はした、其の中に京都から御用狀が屆いて藩札事務は稍手順も定つたらうから他人に扱はせて、自分は歸京するやうにと奉行から申して來た、それ故掛りの人々に手順を示して置いて京都へ歸り、爾來日々御勘定所へ出勤して會計事務を取扱つて居た。（下略）

○會根札の發行

元治元甲子年會根の人龜田五一郎は同地鹽田業者の使用人に賃金を支拂ふ爲に引替切手を發行することを考案せり、此の切手を會根札と稱す、即ち今市札の發行に先つこと一年なり。

第六章　參考文書

○定（池田利隆公御條目）

一村々家付立可申事
一竹木きらせ申まじき事
一走候百姓可召返事
一年貢皆濟不仕已前に借物出させ申間敷事
一わせかた改かり入次第莊屋に納置可申事
一村々上中下相付並小成物年々の免相莊屋おとな百姓にさし出可申付事
一村々より姫路まで道の遠さ書付可申事
一野山之儀前々の如く可申付事
一舟持並加子役あらため可申事
一人馬ふち方此方より申付候但ぬかわら薪さうしは其村より可出事
一奉行一人に其村より二人づゝ可召連若乘馬相煩申にをひては傳馬にて可罷通事
右條々於相背者可爲曲事者也
慶長十八年七月十三日〔姫路紀要〕

○金銀御條目

慶長年中定置れ候金銀の法、元祿年中に至て始て其品を改られ、寶永初ふたたび銀の品を改られ候より此方、諸物の價も年々に高直になり來り、世の難儀に及ぶによりて、前御代御治世の始より、金銀の品慶長の法の如くになし返さるべきよしの御本意に候といへども、近世已來諸國山々より出來候金銀の數、古來の如くに無之を以てやすく其御沙汰に及ばれず候處に、就中元祿の金は折れ損し候に付て、其通用難儀に候由を聞召及され、まづ其沙汰有之候、其後に至りて寶永の銀と其通用難澁し候事御聽に達し、其故を尋ねきはめられ候に及び通行し候處の銀次第に其品よろしからざる物ども出來候事相知れ、早速銀吹出し候事を信心せられ候、其事の由來を御糺明の上其御沙汰あるべき思召に候處に、既に御不例日々に連らせられ候に付て、去る年辰十月十一日に御書付を以思召のほどを被仰出候、これによりて當御代に至り候よりこのかた世の人の申沙汰事共をも尋ねきめられ、各會議の上を以金銀の品慶長の法のごとくになし返さるべき事に議定せられ候、其通行の法引替の定等の事はつまびらかに別紙に相見へ候ごとくに候、今度此御沙汰に於ては前御代の御旨によられ、天下後代迄の爲を以ての御事に候上は、貴賤貧富を選ばず皆々御定の旨を相守り、其功の終るべき所をよろしく覺證あるべき事に候、若一事の利潤をはかり候爲に、何事によらず其通用相滯候事共仕出し候においては、前御代の御旨當御代の御沙汰を違犯候のみにあらず、天下後代迄の罪人たるべきものに候へば急度其罪を糺され候て嚴科に行はるべき事に候是又其旨を想得候者也。

正德四午年五月十五日〔加古郡誌〕

○金銀通用共法御定書

今度被仰付候金銀の品、慶長御定めの如くになし返され候事は、去年辰十月十一日前御代被仰付候御旨によられ天下後代迄のために御沙汰候上は公儀御費用の事等は論ずるにたらずと雖、近世以來諸國山々より出來候金銀むかしの如くに無之候を以て、元祿以來の金銀悉く相改り候迄は多くの年月を經べき事に候、爰を以其功終り候迄の間、金銀通用の法を定られ候條々。

一今度被仰付候新金銀竝慶長以來元祿七年迄の古金古銀はいふに及ばず、元祿寶永の金銀皆々これを

通用すべし、但元祿寶永等之金銀之事公儀の御定においては、慶長の法の如くに金壹匁を以て銀六拾匁に相當せられ候といへども、內々においては歩金歩銀等をかゝる通用し來候事は其品々の高下同じからざる故に候、然る上はこれより後も元祿以來品々の金銀を以て慶長の法の金銀と其品を同じく通用之或はあるべからず候、これによりて慶長以來唯通今用の金銀にいたるまで各其品の高下によりて割合の次第を定められ候いづれの金銀にても有合に隨ひて皆々通用し候法を定られ候、其割合の次第別紙に相見ゆ候事。

一何事によらず物の價を定め候事は唯今通用し候、金積りを以其直段をたて候て、其金銀のことは有合候に隨ひいづれの金銀にても割合の定を以新古の選びなく通用すべき事。

附借金銀之事是又此例に準すべき事。

一御料所御年貢の金銀納を始てすべて上納の金銀等是又唯今通用候金積り銀積りを以勘定し其金銀のことは有合に隨ひ、いづれにても割合の定を以て通用有べし公儀御用の代金代銀として被下候所も割合のごとく其事の形なく引替べく候由を相定られ候事。

附もし用事に就て今度の新金銀を以て唯今迄通用の金銀に引替たきもの候においては、是又割合の定を以て其望次第候樣に相定られ候事。

一今度被仰付候金銀之定は、慶長年中より元祿七年迄の間通用し候古金古銀は其品同じく候上は元祿七年以前の古金銀は引替候に及ばず今度の新金銀と相まじわ候て永通用あるべき事。

右條々今度被仰付候金銀世にあまねく流布し候までの間は公私貴賤ともによろしく遵行あるべき者也。

正德四甲午五月十五日　〔加古郡誌〕

○諸國商人両替し候輩に可申渡事

元祿寶永以來金銀の品改り度々其通用相滯遂には世の難儀に至り候事、両替し候商人等みだりに金銀の品を高下し、過分利潤のをもとむるより事起るの由に候、此度金銀の品皆々慶長の古法の如くになし返され候といへども、元祿以來の金銀悉く皆改候迄は、其年數久しかるべきによりて、其間金銀通用割增等の法を定られ候、凡金銀錢等之両替を以て家業とし候には、其時に應じ候て相當の相場仕つるべき事勿論に候、若これより後に至りて、両替の上につきて世の金銀通用の事相さまたげ候事仕り出し候者有之においては、其者をば急度嚴科に行はれ、其由を以て訴出候者においては、彼罪犯の者の私財を以てよろしく褒美御沙汰あるべく候者也。

正德四甲午年五月十五日　〔加古郡誌〕

○新古金銀割合次第

一慶長の古金は唯今通用の金に十割增、右慶長の古金(世上において往古金と稱す)壹両には唯今通用の金貳両を用べし、此古金と其品同じく候右に其割增もこれに同じ。

附唯今通用の金には其品に高下あるとはいへども其形の大小あるを以て、此二品は其差別なく一樣に候べし、但し唯今通用の金と元祿金とを引替候儀、元祿金百両に付歩金として唯今通用の金貳両貳歩づゝを增し加へ來り候處に、もし其法を改られ候はゞ、元祿金を所持し候者のため

割合の定を以ていづれの金銀にても用ひらるべく候、世上に於て上下通行の法皆々此例に準すべき事。

一大判の事は元祿年中に改られ候所も慶長の大判に引くらべ候に、其品大いに下り候にもあらず折れ損じ候こともなく候によりて、寶永七年唯今通用の金を被仰付候時も此御沙汰には及ばれず候、今度に於ても小判壹歩判等相改り候以後に御沙汰あるべく候、其間には公儀より被下候所に□所も其外私に用ひ候所も皆々唯今迄用ひ來り候大判を以て通用あるべき事。

一公儀に獻上の銀竝被下候銀之事是又唯通用之銀積りを用ひ、其銀の事は唯今迄用ひ來候銀にても亦は割合の定を以て今度被仰付候新銀を用ひ候とも新古の選びなく通用すべし、一枚及二枚の馬代等にいたりてもこれに準すべき事。

一今度被仰付候新金銀を以て元祿以來品々の金銀に引替候事は年を經べき事により、諸國在々所々の手寄次第に連々に引替候ために、江戸京大阪三箇所において引替所を定め置れ引替候ものと相對し

に不可然候、よりて自今以も引替所において此二品の金を引替候歩金の法は、唯今迄の例の如くなるべきよしを定られ候。

一慶長の古銀は唯今通用の銀に十割増、右慶長の古銀（世上において往古銀と稱す）壹貫目には通用の銀貳貫目を用ふべし、今度被仰付候新銀はすなはち此古金と其品同じく候故に其割増も又これに同じ。

附唯今通用の銀凡寶永七年以來出來る所の品々（世上において中銀三寶四寶と稱す）其差別なく一樣に用べし。

一元祿の銀は唯今通用の銀に六割増、右元祿銀（世上において元家銀と稱す）壹貫目には唯今通用の銀壹貫六百目を用べし。

一寶永始の銀は唯今通用の銀に三割増、右寶永始の銀（世上において寶家銀と稱す）壹貫目には唯今通用の銀壹貫參百目を用べし、此割合次第は別紙の定書に相見へたり悉くに今度被仰付候新金銀世にあまねく流布し候迄の間は、新古銀を選ばず皆々通用あるべきために定めらるゝ所に候、就中唯今通用の銀の事は、慶長の古銀に引くらべ候に其品大に同じからず候へば、其品に應じ候て割増を定められ候はゝ、公儀御費用にも及ばずして慶長御定の品の如くになし返さるべき事に候へども、世のためにおいては、其損失あるべき事に候を以て、わづかに十割増を法に定められ候て、其不足の所において費用は公儀御費用を以て償はれ候所にて候、是前御代の御旨によられ天下後代迄の御沙汰有之事に候條、よろしく其旨を相心得候て、此定を相守べき者也。

正徳四年甲午五月十五日　〔加古郡誌〕

○定書

覺

一大莊屋持高之内六十石分諸役引可申候、但六十石の内三十石は大莊屋役の分組中にかけ、相殘三十石は小莊屋の分に居村へ懸可申、持高六十石より下は三十石の内居村へ懸、殘高の分を組中へ懸可申候、但大莊屋居村へ小莊屋有之候は、大莊屋役三十石組中にかけ、居村三十石は小莊屋役に可相渡事。

一小莊屋村高之内三十石の分諸役其郷へ懸可申候、但三十石より下の持高の分は其持高の通諸役其郷へ懸可申候、三十石より上は役儀少も懸候儀堅無用之事。

一組頭は持高の内二十石の分人足役計其郷へ懸可申候、二十石より内の持高は何程にても其持高の通人足役計引可申候、二十石より上は少も引申間敷候事、小莊屋給米前々より貳厘取來由の間、向後も可爲其通候貳厘の外合力米取來郷は小百姓莊屋相對次第可仕事。

一大莊屋小莊屋姫路へ御用にて參候時は、扶持方宿賃共に米二升宛取可申候、前々不取來分は改て取候儀可爲無用事。

〔別所村原鑛爾氏所藏〕

○覺

一兩奉行在中へ罷出候節は、かごかき人足四人宛村繼に出し荷物村送可仕候、人足賃之儀は馬一正積一里三十文宛可取之、手前の馬爲牽候は、ぬかわら草粥の物計出可申候、但泊の村にて夫二人宛出し可申候、人馬の宿賃不可取候薪は所に有合候物を爲燒可申候、雜事は菜大根午蒡干葉等所に有合候物を遣せ可申候、右之薪雜事用に相定候通吟味仕、其主人より手形取置村之勘定に可相定、尤檢見其外在中御用懸りにて罷出候時は、一里三十文の駄賃取之間敷候事。

一代官道奉行山奉行並郷方役人在中へ參候節は、馬一正の積人にても出之、一里三十文宛之駄賃錢可取之候、但手前之馬爲牽候は、ぬかわら草粥之物計出可申候、泊の村にて宿賃不取薪雜事右之通取之、有合候の物を用相立、其外何にても不可出之、食燒の夫一人可出候、薪雜事手形之儀是又手形取置、村之勘定可相定候、尤檢見其外在中懸の御用にて罷出候時は、一里三十文駄賃取之間敷事。

一惣而在方諸役人罷出候節、莊屋組頭並小百姓共に宿へ見廻の儀堅無用之事。

一御應匠鵜匠在中へ罷出候時、兩奉行印形之証文可爲持參候、右証文相改致宿賃は不可取之、薪雜事其郷より出手形取置、村之勘定に可相立候、但夫一人宛出し置可申候、扶持方米は郷にて先取替

手形取置、重而夕朝扶持米一升二合之御勘定に可相立候、御鷹の鳥村送に可仕候、御鷹匠荷物之儀、御鷹匠一人に付人足一人出村送に可仕事。

附御鷹匠鵜匠鳥見餌差に付參候御中間扶持米、其郷取替手形取置、重て夕朝七合五勺の御勘定に可相立事。

一御扶持人の御餌差在中ゟ罷出候時、両奉行印形証文可爲持參候、右証文相改宿仕、宿賃は不可取薪菜雑事其村より出し手形を取置、村之勘定に可相立、泊の村より食燒壹人可出之、扶持米は其郷にて先取替手形取置、重て夕朝扶持米七合五勺の御勘定に可相立候、御鷹之餌村送に可仕候、餌指之荷物札一枚に付て人足一人宛出村送に可仕候。

一鳥見の者在中ゟ罷出候時、両奉行印形証文相改宿仕、泊の村にて出來合の食賄可申候、但所に有合候何にても輕物にて一汁一菜に仕、則手形取置夕朝米一升に重て御勘定に可相立候、宿賃は不可取事。

一年貢納方の時、莊屋共望次第郷同心催促に差遣候時、又は濱邊下米催促に參候時は、村の賄に仕、是も所に有合候何にても輕物にて一汁二菜、此外

の御用にて在中ゟ參候は証文相改宿仕、自分賄に申付候間薪菜雑事は其村より出、宿賃一夜に銭八文宛可取之事。

一御家中衆在中ゟ御用に付參候時、駄賃取候は一里に付銭三十文宛可取申候、泊の村にて木銭は一夜に主人十六文下人八文馬は十六文宛可取之事。

一御足輕御中間並御家中人足の木銭一夜に八文宛可取之事。

一前々より受取所持致候水帳、常々大切に存紛失不仕様に入念を可申事。

一水帳に何ぞ仔細有之田畑居屋敷他ゟ譲候はゞ、帳面に有之とて本地主妨申間敷事。

附本地主の上新地主の名はり紙いたし書付可申事。

一年々山くづれ又は川欠等にて永荒有之、帳面相違の所可書出之役人申付可相改之事。

一百姓抱分之田畑居屋敷並計代分米等迄、帳面無相違様に一人一人ゟ書付可渡置之、其上にて莊屋所にも請取人の方より書出請取の由証文爲仕、証據の判形致させ取置可申事。

一先代之通御免に可申付候間耕作隨分情を入能作な

し、百姓徳分多様に田畑養の心懸可仕事。

一新田畑可成所見立並發望之者有之者代官中迄願出可申候、其上は高見分之上致差圖次第可開之、任我意少成共開申間敷之事。

一諸奉行諸代官諸役者等ゟ禮儀之音問並に少之振舞にても堅停止之事。

一御年貢並諸色又は年中村之入用算用之上其品々明細に書あらはし、莊屋並小百姓一人も不殘致連判、其目錄一ヶ村より一通宛毎年五月晦日を限り可差上之事。

但連判仕様之事印判主莊屋方ゟ呼よせ、其ものに直印可爲押之、親子兄弟好身近付等を賴印判遣しおさすべからず、又他出之者は歸次第可押之、病人有之者莊屋並年寄百姓致同道其宅ゟ行、直印押させ可申事。

一諸事御用懸りにて在中ゟ罷出面々ゟは、両奉行印判の証文相渡可爲持參候間、右証文見屆宿いたし、尤賄等之儀、右定之通可相心得候、少にても馳走間敷儀有之段相聞、其大小莊屋組頭迄遂吟味、急度越度可申付候、もし右証文持參無之者罷越宿賄

等之儀申付候共決而承引仕間敷候事。

右之通本多美濃守殿同甲斐守殿松平下總守殿松平式部大輔殿榊原刑部大輔殿御仕置之旨相考、任先例相定者也。

寛保二壬戌年十二月

辻　源太左衛門
多加谷治郎右衞門

〔別所村原鏗爾氏所藏〕

○在町被仰渡之覺

播磨國は日本國之中にても上國として何事も不足なき國に候、姫路は都會之地にて繁昌之御城下に候、然るに代々の御城主永くは御相續も無之處、御當家御拜領の後すでに六十餘年に被爲成候御事、御當地にては類もなき目出度御事に候、夫故下々も一入なつき奉り、上よりも凶年災事はいふにおよばず、老人孤獨の者は平生とても御撫育を被加置候御事に候得共、近年荒地等も多く御成箇減方に成行、御勝手向殊の外御不如意に被爲成、何事も御趣意に不被任、下々も又身上惡敷難儀の村難儀の町も候て、是迄も

毎々御手當米も不少被下置、去巳年よりは別けて儉約筋手堅く被仰付候而、在町入用銀等過半減少いたさせ、猶又至而御不自由の御時節に候得共、別段に御除米を夫々被出置候處、下々にても心得よろしきもの固寧倉の儀を願出、奇特の者共積金をも仕差上候、能も御時節柄存入候事に候、其上前々より被仰付候社倉法等の御仕法も候得者、旁年積り候はゞ國の爲民の爲可然事は必定に候得共、差當り右の御手當も未だとゞきかね候事故、猶又此度厚思召を以、貧村貧町家業極難の者共に子細御糺の上、無利足御貸金被成下候間、右を以家業に取續候へとの御趣意の趣難有可奉存事に候、元來君と民とは一体のものにて、民貧しき時は君貧しく民富るときは君も富る道にて候、善きも惡きも一體の事に候得ば其道を相辨へ、一人一人上の御爲と存各家業を精を出し候事第一にて候、扨家業に取付候には先身の欲をかき心の奢を止め正直を本として天道に背けぬを要とする事にて候、神佛の加護と申も其正直の心よりして怠りなく勤るが故にて候儘、兎角一時の利欲邪路に迷はず銘々怠りなく稼可申事候に、左樣に候得ば自然と天の助を得て其身も安く子孫も榮へ候事疑ひなく候、銘々如此に候得ば國の繁昌目前にあるべく候、しかも強は弱を扶け心得たるものはおろかなるものを見すてず、上も下も志を一すれば則國富み人盛にして公の御固めにも一入ならせられ、且はいかなる飢饉凶年にもうへこゞへて身を亡ふ樣の事はなく、安樂世界と申も是等の事を申にてあるべく候、前にもいへるごとく國は上國御家は忝も清和源氏新田の御名流として、少將溜詰にも被爲成候程の御家格にて、公方樣の御守りとして、御代々御仁心厚く御撫育の御事に候得ば、其御下に生れて餘所々々の事羨事も有ましきにて候儘、一すじに心を安んじ、老たるを養ひ幼をそだてゝ、銘々家業を精出し可申事に候。

文化七年午十二月

右者河合隼之助殿被仰渡候趣、末々迄も不漏樣可申聞者也。

御代官

大莊屋莊屋組頭

〔出河原山脇家所藏〕

○御條目

一萬事正路を專らとし、親への孝は不及申、一類にしたしく、同輩等に異見を加へ、御條を相守り、第一農業を可勤事。

一親子公事は、假子方雖爲少々理、親の可爲心次第至て親惡事たらば、其罪に可應、子於非義は、可爲曲事之事。

一田地壹町以下は、庶子に不可分、二番目より、奉公或職人に可致、子細有之は、訴可申、壹町以上は、可爲心次第候、並に親におくれたる幼少の子、所持の田畑一類は、勿論、莊屋五人組立合、急度可相改之、親の遺言正においては可任其意、其子幼少たるに付、耕作過分難成、田畑預置においては、たとへ、一類たりといふ共、庄屋五人組證文を以て年季を定め可預之、庄屋五人組哀憐を以て養育可致事。

一不孝成者、又は博奕打、其外徒もの有之て、御詮議の節其者をかばい申、有體に不申上候はゞ。急度可被仰付候事。

一借り金、預金如手形、急度相濟、於遲々仕は莊屋組頭年寄、手形儘に候はゞ、申付埒明可申、及違背は訴可申事

一惣て、何に不寄、盜賊有之候はゞ、莊屋組頭へ爲相知、急度致吟味、其品早速御代官迄可申立事。

一耕作之物は、不及申、竹木盜取もの於有之は、可申立、其品により、吟味之上、可爲曲事之事。

一博奕堅停止之、若於相背は、宿幷五人組迄、可爲曲事之事。

一親兄弟、其外近き親類、相果候刻、便無之、又は至て不如意成もの於有之は、莊屋肝煎一鄉加憐愍を可申事。

一葬禮に美麗を盡し、幕打申間鋪事。

一御家中は不及申、他所之者成共、侍たるものに、乘打慮外仕間鋪事。

一鄉中何に不寄、六ヶ鋪儀出來候はゞ、莊屋組頭年寄百姓相寄、双方令異見、和談之上、相濟候樣に可仕候。內々にて、難相濟與存儀は、早速可申出、若取扱依姑息負於仕は　急度可申付事。

一役人鄉中へ出候時分、給人は不及申、御足輕幷手

付に至る迄、酒出し申事、一圓停止之、若忍て出すにおいては可爲曲事之事。

一追放之者隱置候はゝ可爲曲事、並五人組へ不入もの隱置においては可爲同前事。

一池は水番を付、用水不絶樣に可仕候、幷に樋を扱き候儀、莊屋へ斷、鄕中和談にて可扱、致油斷、用水無之候はゝ可爲曲事。

一何に不寄、莊屋下知不可相背、莊屋若奢、非儀於有之は、可爲曲事。

一鄕中何に不寄、公事を進め、善を妨、惡を近輩、於有之は、可爲曲事。

一鄕中、出入有之候節は、能埒明或は耕作に精を入、萬事法を守者、於有之は、其品に應じ、御褒美可被下事。

一道之儀は、其所にて爲作可申候。若致油斷、人馬及遲滯は、其村の莊屋組頭、可爲越度事。

右條々、莊屋方に寫置毎年正月、九月一年に兩度宛惣百姓を呼集、莊屋組頭出會、爲讀聞、向後急度可相守、若於怠には莊屋可爲越度候也。

文政二己卯年八月下旬寫之

七十七歲　矢內義通

〔別所村原鏗爾氏所藏〕

○御條目

大莊屋は一組中の締、莊屋幷組頭は一村の締に候へば、各は則一村或は一組中の手本に候間、萬端相愼み、越度無之樣能々省み、實意を以て衆人をひきゐ、正路を以て萬事を扱ひ、貧窮災難能々相救、善人は假ひ流遠の者といへ共、御褒美有之樣兼々申立、惡人は再三異見を加へ、尙且不改めは、假ひ親類緣者たり共夫々察當有之樣可申立、此義に於て、聊依怙贔負有之候ては、衆人得心不致候間、別て入念善惡分明に可申立、然ば自然人致感服、善に勸み惡に懲り、一村は不及申組內中合て他領迄も睦敷、風俗自然に厚く相成可申、左樣に相成候へば聊御奉公の端にも相成候事故、左の條々爲心得申達候也。

一農業出精御收納第一の儀平生可申達事。

附御收納の節俵掛等爲入念可申事、若子細無之□に致未□候もの於有之には急度察當可致事。

一孝悌忠信の道平生致敎諭一家睦敷可爲致事。

附近所隣より推して村中合て隣村迄も、貧窮災難互に相救ひ睦敷可致旨深く敎諭可有之事。

一下情不通時は怨の端に相成候間、何事によらず遂一下の實情申通候樣取計可致事。

附致下濟候程の事に候共、爲念一々可屆事等閑に致置外より相通候へば其所の役人可爲越度事、

扨奸曲の輩一己の私願を遂ん爲、音信賄賂を行ひ不筋の所へ賴入候もの於有之には、急と可申立事。

一諸事萬端質素儉約第一、別て衣類飮食過分の品相用候事一切無之樣相心得、平生申達不時の用意可爲致事。

附禽獸草木都て無益の珍弄に有數の金錢を費し候もの有之候へば、急度差留可申事、扨組割幷村割等は人心の開る所に候間、別て入念諸雜費省略專一に可相心得事。

一諸御役人御用にて出鄕の節、賄都て御定式の通一汁一菜、尤不取飾樣急度可相守事。

附酒一切禁止之、若心得違にて出し候もの於有之には屹度沙汰可致事、萬一仲間共瑣細の品たり共、無心ヶ間敷儀申候へば急と可申立事。

一與風出者多くは困窮故に候へば、其所の役人平生能々心付取續可相成樣頓着可致事。

附縊死溺死幷喧嘩等致候に於ても、平生厚く致敎諭置候へば、自然無之樣相成　申、然る者於有之には其處の役人可爲越度事。

一御條目幷都て御法度の儀、平生申達し深く可爲相心得事。

附示俗孝經幷社倉由來書固寧倉記文等の儀、其所々の役人より小前の者共へ相論可申事。

右の條々堅相守可申候以上。

弘化二年二月

〔出河原山脇家所藏〕

○御觸書

一御百姓一統御條目通能相守、農業致出精候儀者勿論隨而質素儉約專一に相守候はでは御百姓相續難致、然る處近年來追々奢侈之風儀相□候より、身之分限も不辨猥に金錢を費し、終に御百姓相續難相成忘名に及候ものも儘有之由、全村役人共不取締之故にて、右に付今度左之通條々申渡候間、自

今以後屹度村々役人共より小前一統不洩様申諭、質素儉約之風儀に立復り御百姓相成候様深く相心得可申候。

一衣服
右は各分限に相應し可成丈麁末の品着用可致事。

一飲食
右は會飲會食等致間敷、且吉凶の節致招客候も可成たけ省略可致、幷祭禮の節右同斷、尚村内にて飲食の品賣買致し候もの追々指留可申事。
右衣服飲食共老人病人へは別格の事。

一音信贈答
右は吉凶の節互に贈答致し候も、各情を通じ候迄にて薄物相用申べし、徒に表を張り過分の品相用候儀、屹度指留可申事。
右之條々屹度相守可申、尤御手當米及拜借銀等願居候村々は、別て其心得可有之事。
但右條々の外萬事右に準じ省略の節相心得可申事

申五月

右之通御觸面之條々忘却無之樣難有奉承知候。
一祝ひ見舞其外何に限らず重の内酒肴抔の儀、一切手輕く可致事。
一衣類の儀は兼而被仰出之通絹の類一切相用申間敷事。
一無益の客來致間敷事。
一祭禮の節同斷可爲事。
一吉凶儉約料相定非常の手當に村内に積置可申事。
一村内にて煮賣菓物賣買致間敷事。
但日用の品は格別の事。
附道筋は旅人へ賣可申事格別也
一取酒屋へ入り呑無用候事。
附若きもの寄會酒肴等相用候事急度指留可申事。
又風儀不宜ものは村役人より可申出事。
一男女下駄表付の類一切停止之。
一菓物類賣買致候もの村方へ立入れ不可申事。
一諸勸化相斷可申事。
右之條々組中申合御定之通急度爲相守已來相背候者有之者早々訴出可申處如件。

嘉永元戊申五月　〔出河原山脇家所藏〕

○　先年被仰出候社倉麥由來書

古昔聖人の御代には民八人を一組とす、今の五人組是也、右八人は田畑耕作に出るにも、又薪を取りに出るにも、挨拶よく誘引同道して睦敷出入をするなり、病人のある時は相互に致介抱、或は又遭火事遭難儀に時は耕作遲く成る事を互に助合、有水損旱損時は互に救ひ合也、故に人の心も正直にして中能賴母敷なり、然るに後世は人の心邪智にして人の物をうばひ取、人の憂難儀をよろこび、救ふ心もなく不仁無道なる心の仕方ゆゑ、天道にも捨られ我も又不仕合せにて遭憂難儀に候なり、故に國民たるものは何れも中よく心正直に持、憂難儀の時は相互に救ひあひ、邪僞なる心を不持挨拶よく致べし、必叶天道に思ふ儘に可成なり、又古聖人一里に二十五家一社として、二十五人宛に各地神の社を建て眞心に致候て土の神を祭るなり、土を守護する神是を地神と云なり、爲社神の有藏是を社倉と云なり、社は今の地神のこと倉は今の穀藏也、然る時は社倉は民の爲也、民は國の本なり、民は食を本とするなり、社は食を生ずる主神なれば、地神の社は民のために立つるなり、五穀百穀の能年々とり熟して豊年に成樣にとて地神を祭るなり、故に五穀も能とり熟して國に無飢饉なり、社倉は凶年に發倉して民の餓に及者を相救ふゆゑに、聖人の御代には天下に一人も及飢にものなし、因茲に國富民足り、在々村々皆繁榮也、此民の飢を救はん爲に貯へ置倉を社倉といふなり、後世は所々の鎭主地神の祭も實にする事なく、社倉も不立飢饉の年の備もなく、或は少しにても貯へ有れば遠國の神に參り、名所古跡等見物に出るゆゑ、耕作もおのづから遲くなりて耕作に被追故、不作して家居も自然と衰ふるなり、猶又所々の鎭主の守りもなく民の中も惡敷なり、方々と流浪して困窮し難儀をするなり、たとへば我父母を捨て他人の父母につかへ、一村の人を棄て　他村の人に親しきに似たり、我父母を捨て人の父母を尊ぶ時は我父母可悅乎、我村の人をすてゝ他村の人に親しまは一村の者可悅乎、我所の鎭主を捨て遠國の神參りをする時は我鎭主可悅給ふ乎可考也、此道理を能々合點して所の鎭主地神を大切に祭り、耕作家業に不怠樣常に心を盡し費なる事なき樣に致し、眞心正直を第一として上の御爲を思ふ時は、鎭主も能守護ありて所をも不放人と中もよく、

我身の仕合もよく繁昌し子孫も永く續くなり、故に鎭主も悦び民の爲になる事以條目書付渡すなり、必條目の通能相守各互に只君の爲に成すにあらず、民の飢饉難儀の救の爲なりと思ひ、隨分社倉の穀物條目の通集め置く時は民も豊になり所も榮ゆ君の御爲にも可成なり、此意味を覺へて心有名主組頭合點して小百姓抔の合點遠もの共には、盆正月或は五節句等の遊びの日抔に、名主方へ招き寄能々合點可行樣に爲申聞、皆々相互に悦び合ひ我々が爲なりと思ひて社倉料を集め可申也、斯て豊年の節は集め納め又凶年の時は發倉して可救也、必無搆豊凶年に是を可集也、故に書附を以て村々所々へ相渡候間能々見覺へ致合點可用之者也。

條　々

一遠國佛神へ參詣兼名所見物等に出、所の佛神を致麁末、耕作家業に怠り身代を持崩し申間敷事。

附遠國へ行日數久敷遊び費す時は、鎭主も怒をなし給ひ、耕作の障にも相成身代も衰へ候事。

一諸勸進他所の乞食不知行衞もの一切堅く不可入其村、右可救道制人には所の乞食穢多を可致事。

附同村の飢人乞食を可養、他村他國の餓人乞食にあたふる時は、同村の人を捨て他村の人と親しむに可爲似事。

一不似百姓に長脇指或は美成衣類又は印籠巾着諸之持遊物、其外遊藝道具等男女共に不可求事。

附櫛笄鼻紙袋小刀小柄の類美々敷拵、惣て無用の道具等相求間敷事。

一社倉料民男女共に一人前より麥五合づゝ可出、一家五人居る人は右の積りを以て二升五合、十人居候内は五升宛之意にて五月晦日切に可納事。

附山方里方町方右之了簡を以、如此年々納置候迚必他の物にあらず、何程富貴たりとも萬一火難水難盜賊等に遭ふ時は其助と成、當難を防ぐ依りと成也、若一代仕合よき時は其子孫に讓り傳へ、年々納め置く時は末に至り子孫の救とも可成、必始の有物は終り有物と兼て可心得事。

一濱方山方抔麥無之村々は一人前錢七錢歟或は籾にても又は米にても其土地に相應の物麥五合の代の積りを以て可差出事。

一社倉の麥大方三月の末より四月初迄に可貸事。

附旱損水損風損の砌は、村中相談の上及難儀者考利安にて可貸出、常に貸付時は大切の砌麥無之候間、常法の通三四月前の外猥に不可貸事。

一火事に遭ひ牛馬抔を燒、又は病者にて憂難儀有之輩は、當人年々納置候分は不及申、村中より納置候の分も差加へ、不限何時名主組頭より見合にて身代分限相應に願出可貸事。

附借捨或は無利息又は一割二割等の加利足を其樣子次第見合可貸事。

一貸餘り有之候て外に借申者無之時は、五月晦日に新麥納代差出し可申事。

一社倉之封印は奉行名主立合両封に仕、奉行も猥に不可開事。

右之條々堅く相守り社倉麥集納、則救飢饉難儀の憂凶年も又忘飢饉之急難を、村々榮へ子孫繁昌たるべき也、諺に神託に曰以民子一人を難代黄金千両、則鎭主も悦て能守護、君又悦而加愛憐也、察此意難有思ひて年々取集め可納置者也。

○社倉麥一件

此度從江戸表厚思召を以て社倉麥の儀、下々の爲に相成候樣、先規前橋にて被仰出候趣を取用ひ、困窮之者共に利安に貸し付、行々村方之爲に相成樣取計可致旨被仰出候、則社倉麥御掛り以大田伊兵衞殿被仰付候、右之通殿樣之厚御憐愍之思召御百姓共一統難有奉存候、則右に古來社倉之法の書付を相添へ、左に取立方之趣を書付相觸候間、各々其旨可致承知候。

一取集方幷員數之儀は唯今迄之通り、假に三合宛可差出候、猶又當年より麥秋には大莊屋元ゟ支役莊屋四人差出生麥にて取集、其席にて時之相場を以賣拂代銀大莊屋支役莊屋印形之書付相添ゟ御代官役所へ可致持參候其上望之村方へ貸付可申事。

但麥にて不便の村には、代銀にても勝手次第可爲事、且其組々にて支役莊屋四人宛懸り申付候間、年番に相勤可申候、借り請候村方には村役人判頭不殘之連印證文可差出候、且其村に不限判頭に呑込み宜敷者両三人掛り申付候間、以來何れの村方も此段相心得可申候、元利取立之儀は來年五月廿日限りに上納可致、其年に拂代銀

は又々望之村方へ貸付可遣事。

一歩合は豊年は一割中年は八朱不作は六朱、右割合を以て貸付け、譬へば一割の節は五朱元入れ五朱利足と申様に相定め年々取立可申候、左候得ば借り方之者は漸々に思はず借金もぬけ候様に可相成候、依而隨分慥に相廻り候様に役人共上にて心得可罷在事。

一右之通にて年數相重り大金に相成候はゝ、利間之金子を以村方にて鄉藏を建置、年々籾米を買入御代官之封印を以て年々相改、凶年之夫食に相備へ可申事。

一其上にても金子重高に相成、萬一借り方望之者も無之節は唯今迄之通り御土藏に御代官封印を以て御預け申上、村方要用次第御下げ相願可申候事。

一先年被仰出候社倉麥由來書には、民一人前より麥五合宛と有之候得共、是は前橋表之御定にて、此度は矢張唯今迄相納め候通りに可致事。

一右由來書之中に、大方三月末より四月始迄に可貸事と有之候得共、是又此度の御定は上納致候銀子有之候得ば、何時願出候ても貸付可申事。

一貸付證文は大莊屋莊屋組頭五人組頭連印にて堅く取扱ひ可致候、且村方にても一村一村の事の相分り候者共ゐ堅く呑込せ置、少しも私箇間敷儀無之様取扱ひ可致、萬一村役人疎略之致方有之候はゝ、屹度申付方有之候事。

右之條々能々得心致し、思召之程難有存、出精して凶年之用に相備へ候様心掛け專一に候。

辰五月　　御代官役所

御領中
莊屋
百姓中

〔中筋村船津家所藏〕

第八篇　教育

第一章　明治以前の平民教育

第一　明治以前の平民教育の概說

王朝衰へ武士勢力を得るに及びて、王朝時代の國學地を拂ひしのみならず大學亦衰微を極めたりき。鎌倉時代に至り武士は武を練りて民人を治むるに急にして、文學其他精神上の事は僧侶重に之に當りしより、此期に於ては僧侶は教育家寺院は學校となれる觀ありき。即ち修學せんとするものは必らず寺院に入りて教育を受けたるものなり、後世に至るも入學するを寺入りといひ、弟子を寺子と呼び教育を施す所を寺子屋と稱せらるゝも之が爲めならん、されば寺子屋の起源は遠く鎌倉時代にありと云ふべし。降つて德川時代に至り幕府は吕平黌を起し、各藩之に倣ひて藩學を經營し、專ら武士を養成するにありしは猶ほ王朝時代の官吏養成を目的としたる大學國學と彷彿たる所あり、而も此等は德川氏及諸侯が其の旗下の子弟の爲めに開きたる一の私立學校とも見るべし、之に對し自然の必要に應じて民間に發達したるものは、民間學者に依りて開かれたる私塾と、平民教育を主とせる寺子屋とす。即ち德川時代の教育は幕府直轄の學校、諸藩の學校、私塾及寺子屋の三種に大別することを得、而して前二者は官立公立と稱すべく、且つ武士の教育にして而も男子のみの教育所なりき。私塾及寺子屋は私立と稱すべく、一般庶民の教育所にして人民自ら進んで設けたるものなり、殊に寺子屋は日常生活に直接必要なる讀み書き算盤の教授を施したる所にして、其の數も多く殊に女子も就學することを得たり。

八代吉宗將軍は都下の手習師匠に手本を頒ち或は六諭衍義大意及御高札を讀み聞かすべしと布告し、十二代家慶將軍も筆道の傍ら風俗を正し忠孝を訓し又幕府の法令庭訓類實語教大學小學女今川孝經の類を手本となさしめて政道の一助となすの任を負はしめたりしより考ふれば、都下には寺子屋の設立人民の

修學の多かりしを推知するに足る。

かく德川時代に於て民間に發達したる寺子屋をよび私塾は、平民教育の機關にして本邦の普通教育とも見做すべきものにして明治の小學教育の基礎たるに至れり。

翻つて本郡に於ける平民教育に關しその資料の徵すべきもの殆んど無し、古老の直話傳說により明治維新當初存在せしものにつき推考筆を下すと雖既に年處を經ること五十年、當時の少年は白髮の老人と化し其の詳細を知る能はざるを遺憾とす。

第二　寺子屋教育

●設備●　西濱村に一間半に二間の杉皮葺、西井口村の長谷川宗右衞門の三間に五間の寺子屋部屋を特設せるのみ、其他の寺子屋は皆師匠住宅の一部を教室とす。

寺子は各自持參せる机に凭座し、傍らに手本、草紙、水入、筆、墨、文鎭、算盤等の學用品を納るゝ文庫と名づくる箱を置く文庫のみにて机に兼用するもありき。

机の排列は一列に弟子二人づゝ相對して二脚づゝ聯接す、數列相並べる側面の方向に師席ありてその前に机を据ゑ、弟子に教授の際之に凭らしむ。

●師匠●　寺子屋の教師を師匠と稱す、殆んど土着の僧侶、神官、醫師、里正其他物知りたる農民にして中には婦人もありき、師匠の數は通常一人にして稀には父子、兄弟又は夫婦從事するもありき。

●弟子●　寺子屋の生徒は寺子或は弟子と稱す、八九歲にて寺入し十一二歲にて終るを普通とし十六七歲迄も就學するものあり、多くは中產以上の子女にして女子は極めて少數なり、一寺子屋の收容生徒數は十人乃至三四十人を普通とす。

●教科●　日常生活上必須なる讀み、書き、算盤の三科なりされど寺子屋に行くを手習ひに行くと云ひ師匠を手習師匠と稱する程習字を主とす、手習手本として平假名、片假名、數字、方位、干支、名頭、村名、度量衡、國盡の類より、進んでは商買往來、百姓往來、庭訓往來、消息文等、師匠の手書せるものを與ふ、これ等の手本を習ふ毎に素讀や意義を教へ手紙を書き得るに至らしむ。

特に讀物としては實語教、童子教、三字經、女子は女大學、百人一首、女今川等とす。

算盤は加減法より八算見一とす、算盤專門的の寺子屋にありては相場割、利息算、開平、開立等を教授せり。

一寺子屋にして讀み書きを教授するもあり、算盤のみを教授するもあれど讀み書き算盤の三科目を教授するもの多し、一般に讀み書きを教授する寺子屋は多く、算盤を教授する寺子屋は少なし、これ一般人民に於て計算の必要少かりし爲ならん。

●教授●　人別教授にして一人づゝ師匠の前に來りて教授を受く、教授を受け終れば自席に復りて復習をなす。

教授法は專ら注入教授にして反覆練習を主とし記憶を鞏固ならしむるにあり、師匠の手書せる手本によりて師匠範讀せば弟子之に從ひて朗讀すること二三回、後幾回となく素讀して暗誦し得るに至らば手習をなす。手習は初め師匠弟子の手を取りて授く其後は一心に草紙に習ふ、草紙は反古紙二十枚綴のもの三四冊を所持して一冊習ひ終る毎に草紙干をなす、凡そ午前中に三四冊習ふを常とす、この草紙の眞黑になれるは勉強せし証據として互に黑きを競へりと云ふ、かくて五日目乃至六日目に淸書（きよがき）あり、數日練習したるものを白紙に淸書せしめ批正を加ふ、若し習熟せざる時は再び同じ所を練習せしむ。

教授時間は、每日午前八時頃に出席し午後三四時頃に退るを常とし、七つさがれば書く手もさがるとて午後四時以後は教授せざりき、素より嚴格なるに非らずして每朝出席の順序に從ひて授け、或は遲れて出席せしものは後れて退るなど極めて寬大なりき。

寺子屋によりて午前中のものもあり、晝間夜間共教授するものあり、夜間のみのものもありき、夜間は夜習と稱し一定の職業に從事するもの、或は中產以下の特志者の教を受くるに極めて便利なりき。

休暇は、每月朔日、十五日、二十五日の三日間及盆、正月の前後數日間、其他節句、村の休業日等とす、農繁期間休暇とする寺子屋もありき。

●訓育●　寺子屋の師匠はその村落の行政者とも云ふべき莊屋、或は文事顧問たる僧侶、醫師、神官或は

所謂物知りの人々にして交迭なく短きも一代間、長きは世襲的に數代打ち續くを以てその情誼尋常ならず、されば父兄も御師匠樣と尊稱し家庭とも密接して訓育上多大の便宜を得たりしなり、弟子として寺入の際には父兄は子弟を伴ひて教育を懇請し、且つ訓育上の責任を委ね、師匠の方針所業に對して異存を挾むことなし、師匠も亦數年間自己の手にかけ殊に家庭との聯絡密接なれば、師弟間の情誼自ら濃かにして弟子の先途に注意し、忠告者となり顧問となる、弟子も成人の後に至りても盆正月には必らず訪問し、時々飲食物を贈り師家に事ある時は手傳に行く等師恩を忘るゝことなかりき。

若し弟子中懶惰或は不行儀のものあらば、罰としては輕きは訓誡、譴責を加へ重きは直立を命ず、甚しきものは晝留として直立をなさしめて晝食を與へず、或は晩留として薄暮迄直立のまゝ留置することもありき。

儀式の重なるものは天神講にして廣く行はる。

毎月二十五日師匠の宅又は寺子の家庭に於て天滿天神を奉祀し師弟共に整座禮拜し天神經を合誦す

如是我聞一時佛在須菩提王八萬四千寶藏金剛般若波羅密多第一梵天第二帝釋第三閻羅王釋迦牟尼佛告三千大千世界廣大福壽經一切諸佛恭敬禮拜供養慧命須菩提王一切明神等三千大千世界究竟諸說奉行

南無天滿大自在天神

儀式終れば師匠より教訓を與へ、神酒洗米及弟子よりの供物を分配す。〔上莊〕

正月十二月の二回のみ行ふ所あり。〔平莊〕

順次各弟子の家庭に參集し毎月七文の醵金により晝食を供せし所もあり。〔的形〕

正月五月九月の三回氏神天滿宮へ參拜し、三たび『南無天滿大自在天神』と念誦し『心だに誠の道になかひなばいのらぬとても神は守らん』と詠み上げ、師家に歸り弟子より釀出せる二合の白米、二分の錢にて馳走を供せし所もあり。〔曾根〕

毎月二十五日弟子中當番にて其の家にて天神の肖像を掲げお唱へをなし赤飯を饗す、又只天神經を合誦して退散するもあり。〔今市、中島〕

毎月二十五日弟子に席書をなさしめ其の成績を參考して席次を定む。〔西志方地方〕

其他書初め、左儀長書、短冊書、行燈書、一字書等あり。

書初めは、年末に手本を貰ひ、年末休暇中に之を練習し、正月の始業日に淸書す。

左儀長書は、手本を貰ひて練習し、半紙五六枚を連綴したるものに『天下泰平之春』などの語句を大書し、正月十五日の左儀長の上部より吊り下す。

短冊書は、七夕祭に家々にて竹に吊す短冊に歌を淸書す。

行燈書は、多く夏秋の二季に社寺の祭日に行はる、夜間に於ける淸書の展覽なり。

一字書は、正方形の小紙に一字を書かしめ、等級を附し扁額として神社に奉納す。

又節會と稱し正月しめの內に師匠より弟子を饗する地方あり、大抵數の子、黑豆、田作、お平くらいの膳部なり。〔西志方、志方、西神吉地方〕

●●●●●●

師匠の收入　村方より給與金ありしは中筋村に一个所ありて年額金參両なりき。其他の寺子屋は專ら弟子より持參する報酬のみなり、その報酬たる一定の月謝といふものなく全く父兄の任意にして資產に應じて差あり。凡そ入門の際束修として酒肴又は赤飯を持參し、謝禮としては曾根村の半期毎に米一升銀三匁、節句毎に米一升に乾魚等を添ふるもの、今市村の盆正月及節句に米一升乃至一斗に相當の金錢を添ふるは最も厚き方にして、普通は米一升に僅かの金錢を添ふるに過ぎず、平莊村の一部の如きは正月に米一升、三月に餅一重、五月に粽、七月に素麵九月に酒肴、歲暮に乾魚を持參せしといふ。

この外父兄が好意を以て穀類、野菜等の作初穗、其他少々の食品を贈るに過ぎず。

寺子屋の數は固より數多ありしならんも、主として小學校設立當時存在せしものを列記す。

所在地	科目	弟子數	師匠	名	身分	備考
曾根	讀書、習字	三〇	桃源寺住職	僧侶	嘉永年間より小學校設立迄存續	

曾根	讀書、習字、	三〇	曾根稻比古	神官	
同	同	三〇	入江喜六	農	
同	同	三〇	北原常三郎	農	
同	同	三〇	岡本佐十郎	農	
同	同	三〇	宇飼屋愛		謠曲を有志者に授く
伊保崎	讀書、習字、算術	四〇	中谷與五郎	農	針子屋を兼ぬ
同	讀書、習字、裁縫	五〇	井村屋たけ		先代佐野要文化十年父の後を受け治郎兵衞夫妻引續きて明治初年に至る
今市	讀書、習字、算術 漢學の初歩	六〇	入江治郎兵衞妻 こう	藩御用掛	
中島	讀書、習字、算術	三〇	傅七	農	
梅井	同	四〇	岡崎文惠	僧侶	生花を有志者に授く
同	讀書、習字	三〇	瀧藤庵	醫師	
中筋	同	二〇	曾根眞瑞	僧侶	村方より年三両の補助あり
同	讀書、習字、算術	三〇	船津三之助 富之助	大莊屋	嘉永年間より父子二代間小學校設立迄存續
米田	同	四〇	福田智潮 智了	僧侶	文政年間より父子二代間小學校設立迄存續

同	讀書、習字	二〇	松本兵四郎	農	安政元年より小學校設立迄存續
平津	同	一五〇	藤本惠敎 譲雲	僧侶	天保九年頃より父子二代間小學校設立迄存續
同	算術	五〇	藤原儀助	大工	維新當時尚存續し附近の村々より通學せり
塩市	讀書 習字	二〇	小野泰順	醫師	安政元年頃より小學校設立迄存續
同	讀書、習字、漢學	一〇	藤郷了圓	僧侶	同
島村	讀書、習字	一〇	島智明	同	萬延元年頃より小學校設立迄存續
神爪	同	四〇	大西門敎	同	安政元年より小學校設立迄存續
船頭	習字	三〇	糟谷りか		同 女子のみ通學す
神吉	讀書、習字、算術	二五	村上了周	僧侶	
同	讀書、習字、裁縫	三五	神吉りう	農	針子屋を兼ぬ
同	讀書、習字、算術	一〇	小十郎	同	
升田	同	五〇	田庭圓次郎		謠曲能舞の師匠
同	讀書、習字		增田平七	農	
出河原	同	二〇	池田俊曉	雜俳師	

砂部	讀書、習字、	二〇	喜多九十郎	農
同	讀書、習字、算術	一〇	喜多順庵	醫師
西井口	讀書、習字	三〇	長谷川宗右衞門	農
一本松新	讀書、習字　算術	一五	岸本佐兵衛	醫師
			玉岡右左次	
上原	同	二〇		
中山新	同	一五		
山角	讀書、習字	五〇	洞禪院住職	僧侶
神木	同	一二	松田古範	同
陰山新	同	四〇	吉左衞門	莊屋
小畑	同	一〇	文太兵衛	同
西山	同	一三	惣七	農
池尻	同	二〇	地藏寺住職	僧侶
同	同	二〇	門左衞門	莊屋
里	同	三五	池島某	醫師

夜間にも教授す

佐兵衞沒後右左次小學校設立迄繼續、算術は有志者に授く、午前八時始業正午終業

この二村は一定の師匠なく三四人づゝ組合ひ先輩の教授を受く

隨時出席者に授く

里	讀書、習字、算術	一五	柳新右衞門	農
			源五郎	農
都染	讀書、習字	二〇	稻岡玄順	醫師
藥栗	同	五〇	長慶寺住職	僧侶
見士呂	同	二〇	湯淺梅嶺	大莊屋祐筆
同	同	二〇	岸本三四郎	農
井口	同	二〇	常樂寺住職	僧侶
國包	同	一六	法道寺住職	同
同	讀書、習字、算術	一五	定七	大工
細工所	讀書、習字		玉田重太夫	大莊屋
大澤	同		稻岡耕齋	醫師
同	算術		佐藤久左衞門	莊屋
畑	讀書、習字		內海茂左衞門	農
東飯坂	同		木村林齋	醫師
行常	同		藤本佐兵衞	莊屋

文久元年頃開始、源五郎後を受け小學校設立迄存續算術は夜間有志者に授く

寺子數は一々詳ならず少なき所は五六人多き所は二三十人なりしといふ

岡	讀書、習字	二〇	上野儀左衛門	庄屋
吉廣	同		小林善太郎	同
同	同		上月智鳳	僧侶
柏尾	同		宮永武三郎	莊屋
同	算術		沼田惣右衛門	同
志方	讀書、習字	二〇	竹中仙庵	醫師
同	同	二〇	西蓮寺	僧侶
志方南町	同	三〇	末詳	僧侶
西飯坂	讀書、習字、算術	七	福原荒治	農
同	同	六〇	相原某	神官
投松	同	六〇	寺島文藝	僧侶
上富木	習字、算術	二〇	藤太夫	農
同	同	二〇	嘉兵衛	同
西中	同		彌兵衛	莊屋

現代より五代以前の開設にして二代間繼續せしといふ
現住職より七代以前の開設にして四代間繼續せしといふ
文化年間の開設にして一代間、算術は夜間に教授す
同
父子二代間明治五年迄存續す、寺子を晝組夜組に分てり
文化年間の開設にして一代間なり
餘程古し、當主より五代以前には中々隆盛なりしといふ

成井	讀書、習字、算術	六	藤井平兵衛	農
永室	同	二五	長谷川源九郎	莊屋
山中新	同		黒田利平	農
西山	同	五	大原太郎兵衛	
下原	讀書、習字	二五	長谷川木七郎	農
横大路	同	二〇	大西四郎左衛門	同
同	同	二〇	大内作太夫	同
鼎	讀書、習字		平位尚悦	醫師
宮前	同		神吉傳太郎	莊屋
同	同		藤原八左衛門	農
中西	同		釜江丈之助	莊屋
大國	同		喜多璋太郎	醫師
同	習字		松尾喜左衛門	農
西村	讀書、習字、算術		田中五郎兵衛	莊屋
阿彌陀	同		時光寺住僧	僧侶

阿彌陀	讀書、習字	地藏院住僧	僧侶	
魚橋	同	正蓮寺住職	同	
同	同	安樂寺住職	同	
北宿	讀書、習字、算術	二〇	吉備三郎衛門尉	父子三代間繼續して明治維新に至る、弟子の年齡も二十歲以上、四五十歲に及べるものありといふ
佐土	讀書、習字、算術	五〇	長尾利助義隆	教師
別所	漢學			
同	算術		八杉次郎	
同	習字		原治左衛門	
同	同		三木善太郎	農
北脇	讀書、習字、算術	五〇	西法寺住職	僧侶
牛谷	讀書、習字	二〇	村井雲石	同
同	同		小田新十郎	農
西濱	同	二〇	小原誠齋	醫師
同	同		岡本東正	同
小島	同	二〇	井上惣次郎	農

小島	讀書、習字	二〇	海岳寺住職	僧侶
同	同	三〇	政次郎	資產家
同	算術		吉崎藤人 兵助	文政年間開始す、一般寺子屋と異り凡ての社會の子弟入門せり、算術の專門家なり
同	同		山本利助	藤人の弟にして藤人の歿後小學校設立迄繼續
同	讀書、習字	二五	小島大介	父子二代間にして小學校設立迄存續
同	同	一五	元秀	神官
同	同		淨念寺住職	僧侶
同	同	二五	藤戶藤兵衛	
同	同	二〇	萬寶寺住職	僧侶
福泊	讀書、習字	三〇	龍古順賢弟靈應	花及茶道は上流の子弟に授く、的形大塩木場の各村より入門せり

第三　漢學塾

本郡に於ける漢學塾は漢學者、僧侶、或は漢學の素養ある醫師が、本業の傍ら地方子弟の爲めに漢學を講せし所なり、生徒數多くして塾の組織を備へたるものは極めて稀にして、多くは寺子屋同樣の組織なりしが如し。

塾生は僧侶、神官、里正其他相當身分あるもの、子

弟なり。

書籍は四書、五經、文章軌範、文選、左傳、日本外史、日本政記、十八史略等の素讀講義なり、初學者は素讀のみとす、輪讀輪講とて塾生に輪番講讀せしめて、其の誤れるは正し足らざるは敎へたりき。

又特に書籍を定めて講座を開設し、有志のものに聽講せしむることありて遠來のものは寄宿せしむ、或は塾生の希望せる書籍につき講義をなすこともあり。

讀書の外詩文を授くるものありき。

左に記する大塩村の大潮書院の事蹟は、明治十二年頃のことなれども猶塾の面影を存せり。

○大潮書院

元治元年の創立にして大潮書院と號し之に寄宿舍を併設し、揖保郡餘部村の儒者八木郁次氏を聘して院主となせり、通稱八木塾を以て知らる。

塾舍の建築費及び院主の生計費は一切大塩村の特志家山本久左衛門より支辨し、月謝は塾生の任意となせり。

學科は漢文詩文を主とし、素讀、講義、輪讀、輪講の四種とす。

敎科書目は

四書、五經、日本外史、十八史略、近古史談、國史略を初學者に課し素讀を授く。

以上の外文章軌範、唐宗八家文、左氏傳、史記、莊子、老子を中等以上の者に課し講義を授く。

詩文學は塾生をして與へたる題に就きて作らしめ添作す

院主多忙の時は、兄弟子をして初學者の素讀敎授を補助せしめたり。

明治十二年敎育令發布以來思齊塾と改稱し左記の通諸規則を定めて允可を受けたり。

○家塾開業願寫

一思齊塾位置　播磨國第七大區三小區印南郡大塩村八木郁次舍宅

一履歷

兵庫縣平民　八木郁次

當十二月三十七年二ヶ月

河野絢夫に從ひ安政三年七月より元治元年六月迄都合九个年漢學研究。

一學科　漢學

一敎則　每日曜日を除く外漢籍を素讀講習す。

尤生徒の需に依り右の時限を伸縮す。

一塾則　小學適齡の者は入學相斷候事。

右之通開業仕度此段奉願候也

兵庫縣平民　播磨國第七大區三小區印南郡大塩村八十二番地　八木郁次　㊞

戸長　梶原四郎平　㊞

同國同大區二三小區在勤訓導

林研心　㊞

前書之通相違無之候也

學區取締　鹿多正義　㊞

第七大區三小區々長　赤堀威　㊞

十二月二十七日

兵庫縣令　森岡昌純殿

○指令寫

書面願之趣聞届候事

明治十二年一月十四日

兵庫縣令　森岡昌純　㊞

○思齊塾假定諸規則寫

緒言

我等薄劣之身に候得共一日之長を以て諸子之父母より敎導被相托候に付夫々方法不相立候而は諸子成立之事も無覺束然る時は折角被托候存意に對し何とも氣之毒に存候依而當分の內左之通塾則假定候猶追々便宜に隨ひ更正することもあるべし於諸子もこの意を領せられ一層勉勵あらんことを希望す。

明治十二年六月

○塾規

一忠孝の大旨は日課講習之間に明備致候間別に贅せず。

一如何程才學有之候人にても不淩長不侮幼其倫不可亂を要す。

一於學生は長者の令を可奉は勿論朋友切々偲々敦睦之交を主とし論薄に流れざるを要す。

一晏起は平旦發生之氣に相忤ひ尤不宜事に候古人も一日の計は早朝にありと被申候必竟誰も目の明く者に候得共自分懶惰之念に克つこと能はず

又は前夜深更まで寐ざる故に候成程夜學は不可
廢ものに候得共早起を害し候樣にては不養生の
儀とも存候大抵朝は五時に起き夜は十時に臥し
可申早朝は人之精神勇往之氣多く課業も格別に
果取可申一日之靜謐勤止も早朝に兆し候事故書
も默讀致し言談を愼しみ候樣有之度候。
一早朝は凝神靜坐致候事故如何にも盥嗽灑掃等淸
潔に致し讀書上に活機を通し可申候亂髮緩帶等
は持敬の道にあらず時々取調不取締之事有之候
はゞ當人を罰し塾内不淨は直日を罰し可申候。
一日湊錢として左の割合を以月末に取纏司簿へ相
納可申候是は障席修理の料に相充可申候。
一日金壹厘　寄宿生
同　金五毛　通學生
一一月一度諸子上達進歩之手際に寄席次上下可致
事。
一牀席門庭等爲掃除寄宿生之内一人宛每日輪直す
べき事。
○寄宿生心得
一朝は五時に起夜は十時に臥し可申事。

一當直之者朝五時に起出衆人を呼起し可申若直日
不勤之者は罰可申付事、罰則別に記す。
但床席等紛亂無之樣終日氣を附可申事。
一當直一日一夜たるべく夜分は外之者打臥候はゞ
行燈相片付自分席へ徹夜燈をともし置戸締火の
元等注意可致事。
一夜行一切禁之晝間とても外出は致間敷候無據事
故有之輩は其由を申出許容を請外出致候共午後
五時迄に歸塾可致事。
但晩餐後運動の爲少時間濱邊に逍遙候者は不
苦候事。
一同塾生病氣之節は深切に看護可致事。
一每朝起出候はゞ當直の者は戮力灑掃可致事。
一總て相互に衣服金錢等貸借之義は勿論市中にて
掛買一切禁之候事。
一□□戲動或几案筆硯書籍等混亂無之樣先輩の面
面より屹度相警可申事。
一歸省大歸等親元より慥なる書面を以申越無之は
相許申間敷事。
一浴湯は拙者方にて取設候間湯屋へ赴候義不相成
候事。
一燈油可成丈節用可致事。
一塾中に於て私の飮食等一切不相成候事。
但病人自餌は制外の事。
一我等方へ來訪の人に出會は丁寧に會釋可致事。
○通學生心得
一小學適齡の輩は當塾へ通學候義相斷可申事。
但本校學課時間を除くの外は格別の事。
一當塾へ通學候上は諸事寄宿生同樣相心得規約之
筋堅可相守事。
一拙者都合に寄當分の中午後三時より學課相始可
申事。
但雨天の日に限り午前七時より相始候事もあ
るべし。
一每日退散の節自席は勿論他席と雖協力取片付可
申事。
一食物は勿論四時の果物等塾中へ持出候義堅く禁
之候事。
○舍長心得
一舍長は諸生の目的なれば勤儉和平の心得第一の
事に候。
一萬一我等他行候節は引請勤課可致事。
一諸生不勤輩無遠慮意見を加へ可申其上にも相改
不申向我等へ可申出事。
一晝間無據外出致度節は其旨可申出事。
一入塾生有之節は引廻し差圖可致事。
一燈油節用候樣可看視事。
一灑掃等諸役不洩可申事。
一司簿の者を置候迄は兼務の心得を以月末に諸生
より可相納日湊錢取纏置可申事。
○課業

二七の日	輪講	三八の日	淨書
四九の日	輪讀	六六の日	詩文會
每日午後三時より		素讀講義	

○束脩　日俸　月謝

束脩		寄宿生	
金五拾錢		通學生は制外の事。	

但雇女は爲心附金拾錢相遣候事。

日俸		寄宿生	
一日玄米一升			

但炭油は自費の事。

月　謝

一金參拾錢　寄宿生　　一金貳拾錢　通學生

右之通假定候得共諸子の都合に寄必しも拘はらず。

○罰

一直日不勤の罰　　直日一日增

一晏起之罰　　同　斷

一翻火覆油之罰　　金貳錢づゝ

一几案障席破損之罰　　金參錢づゝ

但損所の大小に寄增減することあるべし。

圖略塾木八

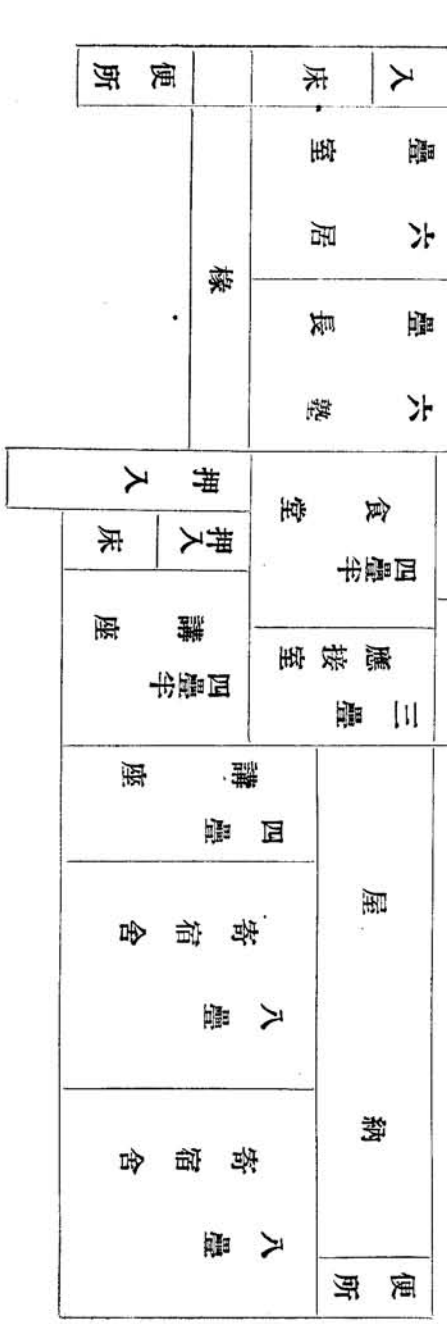

○大內翁の私塾

横大路村の大內桂翁は慶應二年私塾を開き教育の任に當る、當時に於ける寺子屋の卒業せしもの修學せり。明治に至り學制頒布の爲め明治八年更に縣の許可を得、私塾の內容も大に改まり、物理化學及び英語の教師をも聘し、これ等の學科をも併せ教授せしといふ。（閉塾期未詳）

○醫學寮

西牧村內海玄同（醫師）は慶應二年私塾を開き子弟を集め醫學を教授せり幾ばくもなく姫路藩より其經費の一部を補助せられ姫路領の醫學寮と稱するに至れり。（閉塾期未詳）

（當塾は漢學にあらざれども便宜此處に記す）

○漢學塾

所在地	塾名	開塾期間	塾主	身分
伊保崎	貞享寶永間		井村念爾	僧侶
平津	寶曆年間		平野庸修	

野尻新田	虎溪精舍	安永天明間	玉田默翁	
別所	橫田塾	文化八年明治初年間	橫田文策 歡次郎文之丞文道	醫師　三〇
中筋		弘化嘉永初年間	廣瀨敬齋	醫師　四〇
橫大路		弘化嘉永年間	大內桂翁	醫師
神吉		嘉永元年安政二年間	默々和尚	僧侶　一〇
的形	鷗湊軒	安政慶應年間	小西圭保	
神吉		文久嘉永末年間	田淵梅園	醫師　三〇
曾根	潤身堂	文久嘉永初年間	廣瀨昇庵	醫師　二〇
大塩	大潮書院	元治元年明治末年間	八木仙帆	儒者　六〇
船頭		嘉永三年同九年迄	尾形東園	（藩士）尾張
見士呂	敎育館	明治初年數年間	進藤良生	（藩士）小野藩士　一五
橫大路		慶應二年開塾	大內桂翁	醫師　未詳
西牧	醫學寮	同　二年開塾	內海玄同	同　同　未詳

第二章　小學校

第一　小學教育の概要

明治元年三月明治天皇南殿に御し、公卿諸侯を率ひて天神地祇を祭り五事を誓約し給へり、これ實に維新の國是にして又帝國永遠の國是なり。明治新政府はこの國是の旨趣を體し歐米の文明の制度に學び、普通教育に國民教育の意義を標榜しその振興奬勵に力を用ひ、明治二年二月府縣施政順序中に小學校を設くる事を定めたるは實に我邦小學校の起原とす。されど政府には指導保護するに實力ある特殊の官省なく又目的順序方法を規定せる法令なく、諸藩に於ても之を實行したるものは極めて小數にして全國の大勢は猶幕末の趨勢を受け、未だ寺子屋の舊套を脫することを能はざりき。

明治四年四月廢藩置縣となり七月文部省新設せられて全國の教育を總管するに至り、翌五年八月有名なる學制を發布して全國劃一の教育制度を布き、九月學制實施の方法を規定したる小學校教則を發布せり是れ本邦歷史に於ける未曾有の一大事件にして、國民全般の普通教育を以て國家の事業とし兒童の就學を以て父兄の義務となせる發端にして今日の小學校の基礎を造りたるものなり、是に於て全國凡て此學制に從ひて學校の經營に着手し中小藩の藩學の如きも多くは組織を改め或は再興して小學校又は變則小學校となしたり、或は寺子屋を改造して小學校となせしものあり、その師匠にして小學校教師となりたるものあり、寒村僻地にては僧侶にして教鞭を執るもの多く、其他一時校舍に充つる爲めに寺院を假用せしもの少からず、或は民屋に修繕を加へて其缺を補ひしものあり。同年九月小學教則を布達し、上下二等の小學を各八級に分ち學課を各學級に配當し教科書を示せり。翌六年小學校の設立を奬勵し學齡を滿六年より滿十四年迄と定めらる。

明治十二年九月學制を廢し更に教育令を布告せらる。其の要点は(一)從來の小學區の制を廢し每町村或は數町村聯合して公立學校を設置すべく(二)學區取締の職務は其町村民の選擧したる學務委員をして掌らしめ(三)學科を簡略にし殊に女子の爲めに裁縫を設くべく(四)八个年を以て學期とし便宜四个年迄短縮することを得、最低義務教育を十六月とす。これ從來の學制の規定する所は形式に過ぎ國情に適せず又全國劃一の施し難きあり教育令にては政府は大綱のみを規定して監督するに止め實際施設上の干渉を避け規則の細目に至りては府縣の狀況に一任し初等教育の大部を地方官に委し實績を擧げんとする方針なりしも、其結果は前後七个年間漸く緒につきたる小學教育は一朝にして退歩の兆を呈するに至れり。

明治十三年十二月改正小學校令を頒布せらる。其要點は(一)學區の制を復し、學齡兒童を收容するに足るべき小學校を設置すること(二)義務教育最低十六个月を三个年に延長し(三)各小學校に於て定めし教則は文部卿の頒布する所の綱領に基き府知事縣令に於て編制し文部卿の認可を經て管內に施行することゝなれり。この改正教育令に基きて翌十四年に規定せる細則少からず、即ち小學校教則綱領を布達し、小學科を分ちて初等中等高等の三等とし、初等中等各三个年高等科二个年通じて八个年の學期とし、各等科の學科並に課程表を示し、小學校教員心得を頒布して教員の本分を教誨し、師範學校の卒業證書を有せずして教員たらんとする者は各等科の小學科を教授し得るに足る學力を檢定したる後該等の小學科教員免許狀を授與し五个年間の効力を有せしめ、修身農工商

業の科目に對し無試驗にて該科教授免許狀を授與することを得しめ、小學校長及訓導(一等乃至七等)を置く等、小學教員を精選し且其精神を振興して教育事業の刷新を圖り、或は地方教育奬勵の爲學事賞與例並に學事奬品附與例を達し、同十六年八月教員講習所を設け、又督業訓導を置く等、鋭意改正小學校令の實施を圖りしかば再び全國劃一に復し實績大に擧り小學校の面目を一新するに至れり。

明治十八年再び教育令の改正ありしも同年十二月政府の組織一變して內閣を設けられ森有禮文部大臣に任じ教育上の變革を見るに至り、改正の主意は實施に至らずして止みたり。

明治十九年四月小學校令を發布せらる。これ現今制度の基礎を作り明治教育史上一新紀元を劃したり、其要点は(一)一學校中にありし初等中等高等の別を改めて尋常高等の二等とし各別に學校を設立し各修業年限を四个年とし(二)義務教育年限を尋常小學四个年とし(三)教科書は文部大臣の檢定したるものを用ひしめ(四)經費は町村支辨を改めて生徒の授業料を主要の財源とし(五)土地の狀況に依り町村支辨の簡易小學校

を設けて尋常小學校に代用し、教員給は地方稅より補助することを得せしめ、修業年限三个年毎日授業時間二時乃至三時教科目は讀書作文習字算術とす。又文部省令を以て小學校教員免許狀規則を定め、(普通免許狀地方免許狀及簡易科教員免許狀授業生免許狀等あり)同二十三年小學校用圖書採定法を定めたり。

明治二十三年十月小學校令改正せらる、これ町村制施行に伴ふ必然の改正なり。該小學校令第一條に小學校の目的を最も明確に示されたり、其他(一)尋常小學校の修業年限を三个年乃至四个年高等小學校は二ヶ年三ヶ年又は四ヶ年とし(二)義務教育年限は尋常小學校を卒業する迄とし(三)費用は町村の負擔とし授業料は收入とす(四)教員を正教員准教員專科教員に分ち(五)郡に郡視學一名を置き府縣知事之を任免し郡內教育事務を管理す。

同年同月三十日教育に關する勅語を賜ひ、文部大臣は其謄本を全國官公私立學校に頒布し教育の職にあるものをして常に聖意を奉體し研磨薰陶の務を怠らざらしめ、殊に學校の式日其他便宜日を定め生徒を集會して勅語を奉讀し且つ意を加へて諄々誨告し生徒をして夙夜に佩服する所あらしむべきを訓示せり爾來小學校の訓育は一層其基礎を鞏固にするに至れり。

明治二十四年四月小學校設備準則を定め校地の選定より便所等に關する細目を規定し、小學校祝日大祭日規程を定めて儀式を擧げしめ且つ祝祭日儀式用唱歌に關する規程を定め、小學校長及正教員は判任文官と同一の待遇を受くるものとせり。同年十一月小學校教則大綱を定め、德性の涵養は教育上最も意を用ふべきを以て何れの教科に於ても道德教育國民教育に關聯する事項には留意し、殊に修身科は教育勅語の旨趣に基き兒童の良心を啓發して其德性を涵養し人道實踐の方法を授くるを要旨とし、各教科目教授の要旨を示し、大に國民教育の精神を發揮し又普通教育と日常生活との密接なる關係を顯彰せり。

同月學校へ下賜せられたる両陛下の御影及教育勅語謄本は校內一定の場所を選び、最も尊重に奉置すべきを訓令せり。

明治三十三年八月小學校令改正並に其施行規則發布せらる。其要点は(一)尋常小學校修業年限四ヶ年の一種に改め(二)讀書作文習字と稱せしものを單に國語とし(三)授業料は徵集せざるを本體とし(四)尋常小學校高等小學校を併置することを得(五)施行規則には精細なる規定を設けたり。

明治三十五年末所謂教科書事件起り、翌三十六年四月國定教科書を採用すべき事に改められたり。

明治四十年三月小學校令を改正せらる。其要点は(一)尋常小學校修業年限を六ヶ年とし義務年限を二ヶ年延長し同四十一年四月一日より實施し高等小學校は修業年限二ヶ年を以て本體とし更に三ヶ年に延長することを得(二)尋常小學校の教科目は從來の高等小學校の第一學年第二學年の教科目を移したり、これ日露戰役後に於ける國民教育の一大發展にして學制頒布當時よりの八ヶ年義務教育の理想の實現も遠きにあらざらんとす。〔野田義夫著明治教育史扱書〕

第二　小學校の設置

本郡小學校の設置は明治五年の學制頒布に創まる。大塩村の更化、成美の二校、伊保村の松東、南陽、竹林、洛井の四校、別所村の余部、双福、北林の三校、米田村の加島、龍東の二校、の十一校創設せられたり。

翌六年には全郡至る所に設けられ、現今の行政區域內に四十五校の多きに達したり。

明治五年壬申年大政官二百十四號を以て學制を頒布せらるゝや同年十一月時の飾磨縣屬大野某小畑村長樂寺に出張し本郡第一二三小區の戶長副戶長の試補及各村保長を集め學制の本旨を示し小學校の設置すべき旨懇諭せらる茲に於て第二小區の吏員協議して翌六年一月組合內に八個の小學校を創設したり云々。〔西志方尋常高等小學校沿革誌〕

かく多數の小學校は明治七八年の両年間に併合したりしが、同九年一月學區を改正して學區域を廣め支校數を併合し十七校三支校とし同十年には十三校三支校に減せり。

明治十七年七月全郡を倉南倉北の二學區に別ち一學區毎に本校を置き其他を分校とせしも、組織上の變更に止まりて校數に增減なかりき。

小學校令發布の結果明治二十年四月には尋常小學校

七、簡易小學校十三となれり。尋常、簡易の二校を設置せしは、大塩及北濱、曾根、阿彌陀、東西神吉、志方及西志方、平莊、東志方の七組合村にして、簡易小學校のみを設置せしは、伊保、米田、別所、的形の四ヶ村、及東神吉村の一部、上莊村の一部なり。一村に尋常、簡易の二小學校を設置せるも、校舍は同一校舍を分割使用して特に校舍を增設せざりき、從つて心無き尋常小學校の兒童は簡易小學校を貧乏學校と輕視せり。簡易小學校のみ設置の所にありては猶一ヶ年修業せんとするもの、殊に高等小學校に入學せんとするものは、更に便宜他村の尋常小學校に入學せり。

高等小學校は、學制令時代の中等科以上に相當し、百般の設備に於て尋常小學校と甚しき懸隔ありて恰も現今に於ける小學校より中學校女學校に入學するが如き感あり、就學兒童も少なくして郡に一校の設置すら困難にして、漸く加古郡加古川町に加古印南聯學區加古川高等小學校を設置せり。當時本郡より通學せしは上莊、平莊、東志方、西神吉、東神吉、米田、阿彌陀、伊保、曾根村を主とし七十名以內にして、北濱、的形村の如きは一名の入學者もなかりしといふ。

明治二十二年四月に至りて初めて郡立の高等小學校を神爪村に設置せり、當時の生徒數男九十四人女五人なりき。

明治二十五年度に簡易小學校は全く廢校となり校數を減じたり、同三十三年度に尋常小學校に高等小學を併置せし所ありしも校數に增減なし、明治四十二年三月高等小學校は全く廢校となり、現今の尋常高等小學校十五尋常小學校一分教場一ヶ所となれり。

○　髻峰小學校開校當日の祝詞を揭ぐ

第三大學區第二十七番中學區內第二百四十五番髻峰小學校本年九月八日新築の功を奏し本日を以て此校を開き普く兒童を教育するの基礎を定めたり嗚呼該村の人民學問の人生に缺くべからざるの理を識得し同心協力遂に落成に至る余輩實に感賞に堪へざる所にして此景況を詳に長官に具狀せんと欲す、希くば該校に從事する諸君近効に趨らず少成に安せず今日の心倍擴充し教育の道一層善美を盡し日に此校の隆盛に趨かんことを期望するものあり謹て祝す。

明治八年九月十五日

飾磨縣學務課　久保春景

第三　小學校數一覽表

年度	小學校數	分校數
明治五年	一一	—
同六年	四五	—
同七年	四三	—
同八年	三三	一
同九年	一七	一
同十年	一三	三
同十一年	一三	四
同十二年	一三	六
同十三年	一三	六
同十四年	一三	六
同十五年	一三	六
同十六年	一五	二
同十七年	二	一五
同十八年	一二	四

年度	小學校數				分校數
明治十九年	尋常	簡易	高等	計	一一
同二十年	七	一三	—	二〇	—
同二十一年	七	一三	—	二〇	—
同二十二年	七	一三	一	一九	—
同二十三年	七	一三	一	二〇	—
同二十四年	九	二	一	一三	一
明治二十五年	一三×一	一	—	一三×一	一
同二十六年	一五	一	—	一五	一
同二十七年	一五	一	—	一六	一
同二十八年	一五	一	—	一六	一
同二十九年	一五	一	—	一六	一
同三十年	一五	一	—	一六	一
同三十一年	一五	一	—	一六	一
同三十二年	一五	三	—	一八	一
同三十三年	一一	三	四	一八	一
同三十四年	一一	三	四	一八	一

年度	小學校數				學級數			
明治十九年	尋常	簡易	高等	計	尋常	簡易	高等	計
同二十年	—	—	—	—	—	—	—	—
同二十一年	—	—	—	—	—	—	—	—
同二十二年	—	—	—	—	—	—	—	—
同二十三年	—	—	—	—	—	—	—	—
同二十四年	—	—	—	—	—	—	—	—
明治二十五年	尋常	高等	尋常高等	計	尋常	高等	合計	
同二十六年	—	—	—	—	四八	四	五二	
同二十七年	—	—	—	—	四九	四	五三	
同二十八年	—	—	—	—	五〇	六	五六	
同二十九年	—	—	—	—	四八	九	五七	
同三十年	—	—	—	—	六二	一〇	七二	
同三十一年	—	—	—	—	六三	一四	七七	
同三十二年	—	—	—	—	六三	一七	八〇	
同三十三年	—	—	—	—	六二	二三	八五	
同三十四年	—	—	—	—	七五	二七	一〇二	

		尋常	高等	尋常高等	計	普通部	高等科	計
明治三十五年	三	四	三	一九		九一	三一	一二三
同　三十六年	一	四	四	三	二		九九	二九	一二八
明治三十七年	一	四	四	三	二		九九	二五	一二四
同　三十八年	一	四	四	三	二		八〇	三三	一二三
同　三十九年	一	四	四	三	二		八四	一〇	九四	三四	一三八
同　四十年	二	三	六	二〇			九四	一六	二一〇	三九	一四九
同　四十一年	二	三	六	二〇			八八	四〇	二三八	二〇	一四八
同　四十二年	二	—	一五	一七			九三	四七	一四〇	一七	一五七
同　四十三年	一	—	×一	一五	×一	一六	八六	五四	一四三	一七	一六〇
同　四十四年	一	—	×一	一五	×一	一六	八七	五四	一四一	一八	一五九
大正　元年	一	—	×一	一五	×一	一六	八三	六四	一四六	一八	一六四
同　二年	一	—	×一	一五	×一	一六	七九	六六	一四五	一八	一六三
同　三年	一	—	×一	一五	×一	一六	八九	五〇	一三九	一九	一五八

×は分教場

第四　各小學校沿革の大要

各小學校の沿革誌を抄出して、各小學校の變遷の大要を明かにす。

○曾根尋常高等小學校

明治六年當村に靈松、勸善、の二校を創設す。

同七年二校を合併し靈松小學校と稱す。

同八年中筋村時習小學校、牛谷村講習小學校を併合し、同九年曾根村字龜底に校舎を新築す。

同十七年七月印南郡第一番學區倉南小學校と改稱し的形、大塩、伊保崎、別所、阿彌陀、米田の各小學校を分校とす。

同十八年四月靈松小學校に復舊す。

同二十年四月曾根尋常小學校、曾根簡易小學校の兩校を設置し同一校舎を使用す、同二十二年三月簡易小學校を廢す。

同二十五年八月曾根、中筋、牛谷の三村組合を解散し中筋村は中筋尋常小學校を設置し、牛谷村は本校に委托教授をなせり。

同三十七年四月裁縫學校を附設す。

同三十九年四月實業補習學校を附設す。

同四十年三月北濱、大塩、曾根三村組合立の檜笠高等小學校を解散し、高等科を併置し曾根尋常高等小學校と改稱す。

同四十年天滿宮社前東側に校舎新築、翌四十一年二月落成す。

○伊保尋常高等小學校

明治五年八月伊保崎村字市場西秀寺を假用し松東小學校を設置す。

中島村玄長寺を假用し竹林小學校を設置す。

梅井村及伊保崎村字高須の二村組合ひ梅井村圓明寺を假用し南陽小學校を設置す。

同年十二月伊保崎村字中所、東、渡場組合ひ中所の常念寺を假用し渚井小學校を設置す。

同六年一月今市村正覺寺を假用し琴州小學校を設置す。

同七年一月松東小學校を渚井小學校に合併し延壽寺に移轉す、十月中所の西端に校舎を新築す。

同十年一月南陽、琴州、竹林の三校を渚井小學校に合併し、印南郡第二番學區渚井小學校と稱す。

同十一年三月梅井村善行寺を假用して支校を設置し梅井、高須の下級兒童を收容す。

同十六年五月伊保崎村東部字河原所に校舎を新築す同時に梅井支校を廢す。

同十七年七月第一番學區倉南小學校伊保崎分校と改稱す、同十八年四月渚井小學校に復舊す。

同二十年五月第十一番學區伊保崎簡易小學校を設置す。

同二十四年四月伊保崎簡易小學校を廢し、伊保崎尋常小學校を設置す。

同二十五年八月伊保尋常小學校と改稱す。別に中筋村に中筋尋常小學校を設置す。

同三十三年十月高等科を併置し伊保尋常高等小學校と改稱す。

同三十六年四月加古郡荒井尋常小學校卒業生の高等科入學の依托を受く。

同三十八年四月伊保實業補習學校及伊保裁縫學校を附設す。

同四十三年四月中筋尋常小學校を本校の分教場に改め中筋村尋常第一、二學年を收容す。

同年實業補習學校を廢す。

○ 中筋尋常小學校

明治六年中筋村願正寺を假用し時習小學校を設立す生徒四十人敎師二人讀書習字を授く。

同九年曾根村靈松小學校の學區域となる。

同二十五年八月伊保村經濟の下に中筋村に修業年限三ヶ年の尋常小學校を設置し寺院を假用す。

同三十三年四月伊保村を二學區に分ち各學區にて校費を負擔する事となり中筋村を第二學區とす。

同三十四年四月修業年限を四ヶ年とし從來の單級を二學級に編制す。

同四十三年四月廢校し、伊保尋常高等小學校分敎場となり中筋村尋常第一、二學年を收容す。

○ 米田尋常高等小學校

明治五年米田、塩市、古新、米田新の四村組合ひ、米田村西蓮寺庫裏を假用し龍東小學校を設置す。

神爪、島村の二村組合ひ加島小學校を設置す。

同六年二月龍東加島の二校合併して第三大學區第二十七番中學區第六十一番小學區龍島小學校と改稱し米田村神宮寺を假用す。

同十五年四月第六番學區龍島小學校と稱す。

同十七年七月第一番學區倉南小學校米田分校と改稱す。

同十八年四月龍島小學校と復舊す。

同二十年四月第八番學區米田簡易小學校を設置す。平津、船頭の二村を組合に編入す。

同二十四年六月米田尋常小學校と改稱す。

同二十九年七月新築校舍落成す。

同三十七年四月字西光寺裏に校舍新築、十二月落成す。

同三十八年五月實業補習學校を附設す、同四十一年三月廢校す。

同四十二年四月高等科を併置し米田尋常高等小學校と改稱す、同月裁縫學校を附設す。

○ 東神吉尋常高等小學校

明治六年二月神吉村を區域とし眞宗寺に小學校を設置す。

同年十月神吉、天下原の二村組合ひ、神吉村民家を假用し解環小學校を設置す。

升田村には妙願寺の庫裡を假用し育兒小學校を設置す。

宮前、西村、下富木、長慶、清水の五村組合ひ、宮前村眞福寺を假用し研精小學校を設置す。

大國、中西の二村組合ひ、大國村常福寺庫裡を假用し啓蒙小學校を設置す。

同九年三月解環、育兒、研精、啓蒙の四校を合併し、第三大學區第二十七番中學區第六十七番小學區神吉小學校を設け、宮前村八幡宮庫裡を假用す。

同十年十二月神吉村に校舍を新築す。

同十二年升田村に第一支校岸村に第二支校を設置す。

同十五年四月第四番學區神吉小學校と稱し、辻村を加へて同村に第三支校を設置す。

同十七年四月第一第二の支校を廢す。

同十七年七月第二番學區倉北小學校神吉分校と改稱す。

同十八年二月第二番學區神吉小學校と復舊す。

同時に倉北小學校井口分校を本校の支校とす。

同十九年三月辻支校を廢す。

同二十年四月第九番學區神吉尋常小學校、同神吉簡易小學校、同井口簡易小學校の三校を設置す。

神吉尋常小學校の學區域は神吉、天下原、升田、升田新、砂部、西井口、中西、大國、西村、鼎、宮前、岸の十二村、井口簡易小學校は升田新、砂部、西井口の三村、神吉簡易小學校は升田新、砂部、西井口の三村を除く殘りの九ヶ村とす。

同二十四年六月神吉、井口の兩簡易小學校を廢し、西井口村に分敎場を設置し幼年生を收容す。

同二十六年四月神吉、天下原、升田の三村は西神吉と組合ひ神吉尋常小學校を設置し、升田新、砂部、西井口の三村は井口尋常小學校を設置す。

同三十七年三月西神吉村との組合を解散し、井口尋常小學校を廢し、更に神吉村字茶の下に校舍を新築し東神吉尋常小學校と改稱す。

同三十七年實業補習學校を附設す、同四十一年三月廢校す。

同四十二年三月東神吉、西神吉、阿彌陀、米田の四村組合立神爪高等小學校を解散し、高等科を併置して東神吉尋常高等小學校と改稱す。

○ 井口小學校

明治六年三月井口村特志家長谷川龜太郎、井口村の東南端に校舍を新築し南小學校を設置す、井口、平津、砂部の三村を學區域とす。

升田新、船頭の二村組合ひ升田新村に知新小學校を設置す。

同八年四月知新小學校を南小學校の支校とし下級生を收容す。

同十年二月井口小學校と改稱す。

同十六年三月井口支校を廢す。

同十七年七月倉北小學校井口分校と改稱す。

同十八年二月神吉小學校井口分校と改稱す。

同二十年四月井口簡易小學校を設置す、平津、船頭の二村は米田簡易小學校の學區域となる。

同二十四年六月神吉尋常小學校井口分教場となり幼年兒童を收容す。

同二十六年四月井口尋常小學校と改稱す。

同三十七年三月に至りて廢校し、東神吉尋常小學校の學區域に編入す。

○西神吉尋常高等小學校

明治三十七年三月本村及東神吉村の內天下原、神吉、升田の三村組合立神吉尋常小學校を解散す。（東神吉尋常小學校參照）

同三十七年四月西神吉尋常小學校を西村に設置し、校舍を新築す。

同三十九年四月實業補習學校を附設し、同四十一年三月廢止す。

同四十二年四月高等科を併置し、西神吉尋常高等小學校と改稱す。

○平莊尋常高等小學校

明治六年四月山角、芝、中村の三村の組合ひ山角村に化成小學校を設置す。

一本松新、小畑、西山、神木の四村組合ひ小畑村に普及小學校を設置す。

上原、陰山新、寺谷、中山新の四村組合ひ陰山新村に紅巖小學校を設置す。

里、池尻の二村組合ひ里村に柳翠小學校を設置す。

同八年前記の各小學校を廢し、更に藥栗、小野二村組合立の巖上小學校をも併合し、神木村に假校舍を設け化成小學校と稱す。

同十年二月山角村字カイチに校舍を新築し、平莊小學校と改稱す。

同十三年磐村に民家を假用して分教場を置き、下等六級生五級生を收容せり。（此年間未詳）

同十六年磐村に支校を設く、同十八年廢止す。

同十七年本郡第二番學區倉北小學校山角分校と改稱す。

同十八年山角小學校と復舊す。

同十八年上莊村の內都染、見土呂、井口の三村組合立の髻峰小學校を本校の分校とす。

同二十年四月現今の平莊上莊（國包を除き）の二村組合ひ、山角村に山角尋常小學校、山角簡易小學校、を見土呂村に見土呂簡易小學校を設置す。

同時に白澤村を加東郡來住村に委托教授をなせり。

同二十四年三月山角簡易小學校、見土呂簡易小學校を廢して、山角尋常小學校に收容す。

同二十五年十月國包村を加古郡八幡村に委托教授をなす。

同二十六年四月山角尋常小學校を平莊上莊組合立平莊尋常小學校と改稱す。

同三十三年四月第三印南高等小學校の廢校となるや高等科を併置し、平莊尋常高等小學校と改稱す。

同三十五年三月高等科併置を廢し平莊上莊両村組合立平莊高等校を山角村に設置す、同時に平莊尋常小學校と改稱し、八幡村より國包村の委托教授を解き國包分教場を置く。

同三十六年三月上莊村との組合を解散し、平莊尋常小學校と改稱す、校舍新築翌三十七年一月落成す。

同三十八年五月實業補習學校を附設す、同四十二年三月廢校す。

同四十二年三月上莊平莊両村組合立の平莊高等小學校を廢し、同年四月高等科を併置し平莊尋常高等小學校と改稱す。

○上莊尋常高等小學校

明治六年藥栗、小野の二村組合ひ藥栗村に巖上小學校を設置す。

井口、見土呂、都染の三村組合ひ見土呂村に教育小學校を設置す。

同八年巖上小學校を廢し、平莊村化成小學校に合併す、教育小學校は髻峰小學校と改稱す。
同十七年本郡第二番學區倉北小學校見土呂分校と改稱す、同十八年平莊小學校分校となる。
同二十年四月髻峰小學校を見土呂簡易小學校と改稱す。
同二十四年三月見土呂簡易小學校を廢し、平莊村山角尋常小學校に合併す。
同二十六年四月山角尋常小學校を平莊上莊組合立平莊尋常小學校と改稱し、同三十六年三月に至る。
同三十六年三月平莊上莊兩村組合を解散し、上莊村の内都染村に校舍を新築し上莊尋常小學校と稱す。
同四十二年三月平莊上莊兩村組合立高等小學校を廢し、高等科を併置し上莊尋常高等小學校と稱す。
大正二年四月修業年限三ヶ年の高等科を置き、且つ裁縫學校を附設す。

○國包尋常小學校

明治六年國包村法道寺を假用し國包小學校を設立す。
同十年加古郡宗佐、野村、下村、船町の四村組合の照明小學校に合併し、曲淵小學校と改稱す。
同二十年四月宗佐尋常小學校、宗佐簡易小學校の二校を設置す。同二十四年七月簡易小學校を廢す。
同二十五年十月八幡村立八幡尋常小學校へ委托敎授をなす。
同三十五年三月八幡村への委托敎授を解き、平莊上莊兩村組合立平莊尋常小學校の組合に入り、平莊尋常小學校國包分敎場となる。
同三十六年四月國包村を一學區域とし國包尋常小學校を設置す。同時に校舍を新築す。

○東志方尋常高等小學校

明治六年一月大澤、行常、東中村の三村組合ひ、大澤村極樂寺に恒心小學校を設置す。
高畑、大宗、細工所、野尻新田の四村組合ひ、高畑村圓福寺に開心小學校を設置す。
畑、雜郷新の二村組合ひ明心小學校を設置し校舍を新築す、開校數月にして恒心小學校に併合す。
吉廣、柏尾、中才、岡の四村組合ひ、吉廣村圓照寺に中道小學校を設置す。

東飯坂村は西中村訓蒙小學校の學區域に屬す。
同七年細工所、野尻新田を學區域とし文明小學校を細工所に設置し、開心學校の組合より分離す。
同八年八月東飯坂村は訓蒙小學校より分離し恒心小學校の學區域に編入す。
同九年十月恒心、開心、中道、文明の四校を併合して細工所村に校舍を新築し細所小學校と稱す。
同十七年七月倉北小學校細工所分校と改稱す。
同十八年三月細所小學校と復舊す。
同二十年四月細工所尋常小學校、細工所簡易小學校を設置す。
同二十四年三月細工所簡易小學校を廢す。
同二十五年八月東志方尋常小學校と改稱す。
同四十二年四月高等科を併置し東志方尋常高等小學校と改稱す。
大正三年四月裁縫學校を附設す。

○西志方尋常高等小學校

明治六年一月原、成井の二村組合ひ、原村佛性寺を假用し原道小學校を設置す。
西牧、比室、助永、山中新の四村組合ひ、西牧村稱德寺を假用し文開小學校を設置す。
横大路、西山新、下富木、長慶、清水の五村組合ひ、横大路村妙正寺に又新小學校を設置す。
同八年八月文開小學校は西中村の訓蒙小學校と合併し、助永村に校舍を新築し溪南小學校と稱す。
同九年一月現今の西志方、志方兩村を學區域とし原道、又新、溪南の三校志方村の常綱小學校を合併し、原下村に高倉小學校を設置す、敬身、淳謹の二校を支校とす。
大釜、大釜新、北野新、清住新の四村組合ひ、大釜村に設置せられたる龜甲小學校を高倉支校とす。
同十六年末大釜新村分校を飾東郡開成小學校八重畑分校に合併す。
同十七年學區改正により全郡を倉北倉南の二學區とし、下原村に本校を置き二番學區倉北小學校と改稱す。
井口、神吉、細所、平莊、髻峰の各小學校を倉北小學校の分校とす。
同時に初等科中等科高等科を置き、他の分校は初等

科若くは中等科をも置く。
同十八年敬身、淳謹の二支校を廢す。
同二十年四月下原尋常小學校、下原簡易小學校を設置す、學區域は從來の下原、永室、成井、西牧、西山新、横大路、山中新、西中、西飯坂、志方、上富木の十一ヶ町村とす。
同二十四年三月下原簡易小學校を廢す。
同二十六年十月志方村との組合を解き、西志方尋常小學校と改稱す、此年校舍を新築す。
同四十二年四月高等科を設置し西志方尋常高等小學校と改稱す。

○志方尋常高等小學校

明治六年一月志方、上富木の二町村組合ひ、志方町西蓮寺を假用し常綱小學校を設置す。
印内村福正寺を假用し敬身小學校を設置す。
投松村金正寺を假用し淳謹小學校を設置す。
西中、西飯坂、東飯坂の三村組合ひ、西中村昆沙門堂を假用し訓蒙小學校を設置す。
同八年八月訓蒙小學校は西志方村の文開小學校と合併し、助永村に校舍を新築し溪南小學校と改稱す。
東飯坂村は分離す。
同九年一月常綱、溪南の二校は志方、西志方、二村組合の高倉小學校に合併し、淳謹、敬身の二校は高倉小學校の支校となる。
同十八年淳謹敬身の二支校を廢す。
同二十六年四月西志方村との組合を解き、志方町觀音寺を假用し志方尋常小學校を設置す、十二月志方町字二の丸に校舍を新築す。
同三十六年十月志方町觀音寺裏に校舍を新築す。
同四十二年高等科を併置し志方尋常高等小學校と改稱す。

○阿彌陀尋常高等小學校

明治六年一月西阿彌陀、地德、長尾新の三村組合ひ西阿彌陀村に倉陽小學校を設置す。
東阿彌陀、北山新、北池の三村組合ひ、東阿彌陀村光明寺を假用し敎進小學校を設置す。
魚橋、南池の二村組合ひ、魚橋村正蓮寺を假用し靜陰小學校を設置す。
同七年一月倉陽、敎進の二校を合併し倉陽小學校と改稱し、地藏院を假用す。
同八年九月靜陰小學校を併せ、校舍を阿彌陀村に新築す。
同十三年五月印南郡第十番學區となる。
同十七年七月第一番學區倉南小學校阿彌陀分校と改稱す。
同十八年四月倉陽小學校と復舊し初等科を置く。
同二十年四月阿彌陀尋常小學校を設置す、同時に米田村龍島小學校學區域なりし生石村を編入す。
同二十年六月阿彌陀簡易小學校を設置す。
同二十三年五月阿彌陀尋常小學校を廢す。
同二十五年三月簡易小學校を廢し、四月阿彌陀尋常小學校を設置す。
同四十二年四月高等科を設置し、阿彌陀尋常高等小學校と改稱す、同時に伊保村の内中筋村より高等科入學兒童の委托を受く。
大正三年四月裁縫學校を附設す。

○別所尋常高等小學校

明治五年佐土、佐土新の二村組合ひ、餘部小學校を設立す。
北宿、小林の二村組合ひ北林小學校を設立す。
別所村に双福小學校を設立す。
同九年九月別所、北宿、小林、佐土、佐土新の五村組合ひ、別所村の内別所村字東上代に校舍を新築し五群小學校と稱す。
同十七年四月倉南小學校別所分校と改稱す。
同十八年四月八日五群小學校と復舊す。
同二十年四月別所簡易小學校を設置す。
同二十五年八月二十日簡易小學校を廢し別所尋常小學校を設置す。
同三十三年十月一日修業年限二个年の高等科を併置し、別所尋常高等小學校を設置す、翌年高等科の修業年限を三个年とし、更に三十五年四月より四个年とす。
同三十五年別所村の内別所村字宮の下に新築同年九月竣功す。

○的形尋常高等小學校

明治六年小島、地、南山河を通學區域とし、字小島圓光寺庫裏を假用し逍遙小學校を設置す、俗に北校と稱す。

同年二月相生、磯、麓、北山河、赤坂を通學區域とし、字相生善正寺を假用し的文明倫の二校を設置す、俗に南校と稱す。

同七年の末福泊村神宮寺を假用し明泊小學校を設置す。

同八年逍遙小學校を小島の八幡山八幡宮の東側に移し、三間に十間の校舍を新築す。

同九年四月逍遙、的文、明倫、明泊の四校を合併し的形小學校と改稱し、舊逍遙小學校を本校とし舊的文明倫小學校を分校となす。

同十五年五月初等科中等科を設く。

同十六年本校を字相生に移し民家の一部を假用す。

同十七年六月倉南小學校的形分校と改稱す。

同十八年印南郡第一番學區村立的形小學校と復舊す。

同二十年四月的形簡易小學校を設置す。

同二十四年三月字相生に校舍を改築す。

同年五月簡易小學校を廢し、尋常小學校を設置す。

同三十年三月字大鳥を學區域に編入す。

同三十二年新築校舍落成す。

同三十三年十月修業年限四个年の高等科を併置し的形尋常高等小學校と改稱す。

同三十九年四月的形實業補習學校を附設す、大正三年三月廢校す。

○北濱尋常高等小學校

明治六年牛谷村は講習小學校を設置し、北脇村は民家を假用し幼稚科を設置し約三十名を收容す、西濱村は西信寺を假用し幼稚科を設置し約五十名を收容せり。

同八年牛谷村は講習小學校を廢し、曾根、中筋、牛谷三村組合立靈松小學校の學區域に編入す。

同十年北脇、西濱の二村は大塩小學校の學區域に編入す。

同二十五年九月西濱、北脇二村を學區域とし、西濱村に北濱尋常小學校を設置し、牛谷村は曾根村へ委托敎授をなす。

同三十五年牛谷村を學區域に編入し北脇村に校舍を新築す。

同三十九年十月實業補習學校を附設す。

同四十年四月高等科を併置し大塩尋常高等小學校と改稱す、同時に舊の檜笠高等小學校々舍全部を購入使用す。

大正三年校舍を新築し同四年四月落成す。

○高等小學校

明治二十年四月加古印南聯合學區加古川高等小學校を加古郡加古川町に設置し、稱名寺を假用せり。

同二十二年四月印南郡全村聯合學區印南高等小學校を米田村の內神爪村に設置す。

同二十九年四月米田村の內神爪村に第一印南高等小學校、大塩村に第二印南高等小學校、平莊村の內小畑村に（後山角村に移す）第三印南高等小學校を設置す。

同三十二年四月志方村の內志方町に第四印南高等小學校を設置す。

同三十三年五月印南郡聯合學區を解散し、米田、東神吉、西神吉、阿彌陀四村組合立神爪小學校を米田

新築す。

同三十九年十月實業補習學校を附設す。

同四十年四月高等科を併置し北濱尋常高等小學校と改稱す。

○大塩尋常高等小學校

明治五年三月大塩村東部に更化小學校を設置し圓龍寺を假用し、西部に成美小學校を設置し明泉寺を假用す。

同七年更化、成美の二校を合併し、大塩小學校と改稱す。

同十年西濱、北脇の二村を學區域に編入す。

同十四年舊の長松寺を購入して校舍とす。

同十七年六月二十八日倉南小學校大塩分校と改稱す

同十八年四月大塩小學校と復舊す。

同二十年四月大塩尋常小學校、大塩簡易小學校を設置す。

同二十四年三月大塩簡易小學校を廢す。

同三十一年三月校舍新築。

同三十七年四月裁縫學校を附設し、大正元年四月廢

村の内神爪村に設置し、北濱、大塩、曾根の三村組合立檜笠高等小學校を大塩村に設置し、西志方、志方、東志方の三村組合立志方高等小學校を志方村の內志方町に設置し、的形、伊保、別所の三村は各尋常小學校に併置し、平荘、上荘の二村は平荘、上荘組合立平荘尋常小學校に併置せり。

同三十五年四月平荘、上荘二村組合立平荘高等小學校を山角村に設置す。

同四十年三月檜笠高等小學校廢校となり、同四十二年三月神爪、志方、平荘の各高等小學校も廢校となり、單獨の高等小學校は跡を絶つに至れり、これ義務教育六ヶ年に延長の結果なりとす。

第五　御影並勅語謄本幼學綱要下賜

各小學校に奉安せる御影、並に勅語謄本、幼學綱要下賜年月左記の如し。

學校名	御影下賜	勅語謄本下賜	幼學綱要下賜
曾根尋常高等小學校	明治三十五年十月二十八日	明治三十四年一月十七日	明治十六年十二月　日
伊保尋常高等小學校	同　二十五年十月二十八日	同　二十四年一月十七日	同　十九年五月八日
米田尋常高等小學校	同　二十五年十月二十八日	同　二十四年一月十七日	同　十九年五月八日
東神吉尋常高等小學校	同　三十六年十月九日	同　三十六年十月九日	同　三十六年十月九日
平荘尋常高等小學校	同　二十五年十月二十八日	同　二十四年一月十七日	同　十九年五月八日
上荘尋常高等小學校	同　三十六年十月九日	同　三十六年十月九日	同　三十六年十月九日
東志方尋常高等小學校	同　二十五年十月二十八日	同　二十四年一月十七日	同　十九年五月八日
志方尋常高等小學校	同　二十六年十二月十六日	同　二十六年十二月十六日	同　二十六年十二月十六日
西志方尋常高等小學校	同　二十六年七月十四日	同　二十六年七月十四日	同　二十六年七月十四日
西神吉尋常高等小學校	同　三十七年十月二十三日	同　二十四年一月十七日	同　十九年五月八日
阿彌陀尋常高等小學校	明治二十五年十月二十八日	明治二十四年一月十七日	明治十九年五月八日
別所尋常高等小學校	同　二十五年十月二十八日	同　二十四年一月十七日	同　十九年五月八日
的形尋常高等小學校	同　二十五年十月二十八日	同　二十四年一月十七日	同　十九年五月八日
北濱尋常高等小學校	同　二十五年十一月　三日	同　二十五年十一月　三日	同　二十五年十一月　三日
大塩尋常高等小學校	同　二十五年十月二十八日	同　二十四年一月十七日	同　十九年五月八日
國包尋常小學校	同　三十五年十月二十九日	同　三十六年十月二十九日	同　三十六年十月廿九日

大正四年十月二十七日　今上陛下の御影を前記の各小學校へ下賜せらる、但國包尋常小學校は同年十一月五日とす。

第六　小學校に頒付せられし戰利兵器

戰利兵器頒付の趣旨並に頒付せられし兵器左の如し。

戰利兵器ヲ頒付スル趣旨

明治三十七八年戰役ハ帝國臚古ノ偉業ニシテ皇師ノ向フ所陸ニ海ニ連戰連捷シ大ニ國威ヲ世界ニ發揚セリ是レ固ヨリ天皇陛下御稜威ノ致ス所ト雖抑又陸海軍將卒ノ忠勇ト擧國奉公ノ至誠トニ由ラスンハアラス是役兵ヲ用フルコト二載其間大小數百戰鹵獲スル所ノ兵器極メテ多シ其ノ陸軍ニ於テセルモノヲ算スルニ

刀槍九千六百餘本小銃十一萬五千三百餘挺火砲千百餘門アリ是皆我將卒ノ勇武奮闘生死ノ間ニ出入シテ獲得セルモノニシテ零木鐵片ノ微ト雖國民ノ當ニ愛惜珍護スヘキ所ノモノナリ今之ヲ全國二萬四千有餘ノ學校ニ頒チ永ク戰捷ノ記念ト爲サントス蓋シ國家ノ强弱ハ國民元氣ノ振不振ニ本ツキ國民元氣ノ振不振ハ個人精神ノ修養何如ニ本ツク我陸海軍ノ將卒カ明治二十七八年戰役以來毎ニ偉大ナル功績ヲ奏シ列國ノ耳目ヲ聳動スルコトヲ得タルハ畢竟國民カ忠君ノ特性ト尚武ノ氣象トヲ鍊磨涵養シ有事ノ日ニ際シテ之ヲ發揮セシニ外ナラス願フニ國運發展ノ前途ハ尚遼遠ナリ此ノ記念物ヲ

親ルモノニシテ先進ノ勳功ヲ欽仰シ大捷ノ由來スル所ヲ稽ヘ各自其志操ヲ砥礪シ義勇公ニ奉スルコトヲ忘レスンハ國民ノ元氣以テ振興スヘク强兵ノ基礎實ニ茲ニ存ス是レ此兵器ヲ贈付スル所以ナリ

明治四十年三月　陸軍大臣　寺內正毅

○頒布せられし戰利兵器

曾根尋常高等小學校
歩兵連發銃　二　銃劍　二　方匙　一
砲彈　三
伊保尋常高等小學校
歩兵連發銃　一　銃劍　一　方匙　一
清國指揮刀　一　十字鍬　一　砲藥莢　一
米田尋常高等小學校
歩兵連發銃　二　砲藥莢　一
東神吉尋常高等小學校
歩兵連發銃　二　銃劍　一　長柄匙　一
砲藥莢　一
平莊尋常高等小學校
歩兵連發銃　一　銃劍　一　方匙　一
砲藥莢　一
上莊尋常高等小學校
歩兵連發銃　一　砲藥莢　一
國包尋常小學校
歩兵連發銃　一　銃劍　一　砲藥莢　一
東志方尋常高等小學校
歩兵連發銃　一　銃劍　一　方匙　一
砲藥莢　一
志方尋常高等小學校
歩兵連發銃　三　銃劍　二　方匙　一
砲藥莢　二
西志方尋常高等小學校
歩兵連發銃　一　銃劍　一　十字鍬　一
砲藥莢　一
西神吉尋常高等小學校
歩兵單發銃　一　銃劍　一　砲藥莢　一
歩兵連發銃　一
阿彌陀尋常高等小學校
歩兵連發銃　一　銃劍　一　方匙　二
砲藥莢　一　鐵條網　一
別所尋常高等小學校
歩兵連發銃　一　砲藥莢　一
砲彈　一　砲藥莢　一
大塩尋常高等小學校
歩兵連發銃　三　砲藥莢　三　方匙　一
砲彈　四
備考　西神吉尋常高等小學校歩兵單發銃一挺は明治二十九年四月舊の神爪高等小學校へ下附のものなり。

歩兵連發銃　一　十字鍬　一　小圓匙　一
砲彈破片　二　砲彈　一　砲藥莢　一
的形尋常高等小學校
歩兵連發銃　一　銃劍　一　方匙　一
砲彈　一　十字鍬　一　砲藥莢　一
軍刀　一
北濱尋常高等小學校
歩兵連發銃　一　銃劍　一　方匙　二

第七　小學校統計一覽表　其一　（明治二十二年度）

學校名	教員 男	教員 女	授業生 男	授業生 女	在籍生徒 男	在籍生徒 女	卒業退學 男	卒業退學 女	歲費金額	首座訓導
印南高等小學校	四	一	九四	五	一	一	七	一	六七九円	稻村政策
曾根尋常小學校	三	一	一二六	五六	七	一	一八	一三	五六二	吉田矩
大塩尋常小學校	二	一	一二七	七六	一二	四	一	一	四四九	山本榮
阿彌陀尋常小學校	一	一	九一	四一	七	一	二	二	二九九	長谷川幾次郎
下原尋常小學校	二	一	一〇五	三八	一九	一	六	三	四〇〇	森熊吉
細工所尋常小學校	一	一	一三六	四九	七	三	一	一	三四二	中村由三郎
山角尋常小學校	二	一	七九	六二	一三	五	一	一	四五三	進藤彥太郎

神吉尋常小學校	二	—	二	—	一二八	四三	一〇	—	二	—	四〇四	松尾芳松
大塩簡易小學校	一	—	二	—	一四〇	七八	—	—	—	—	二一九	赤松慧亮
的形簡易小學校	二	—	三	—	一七五	一二八	六	三	—	—	四〇一	△小島美矩
別所簡易小學校	一	—	一	—	一三八	五四	五	一	—	一	二六六	柳和一郎
阿彌陀簡易小學校	一	—	一	—	四五	三一	二	一	一五	八	一三四	△杉田龜次
下原簡易小學校	一	—	二	—	一三四	五一	五	—	一一	二	二一二	陰山熊市
細工所簡易小學校	一	—	二	—	九三	三七	二	—	—	—	一七七	内藤兵太郎
山角簡易小學校	三	—	一	—	一七七	六二	八	一	六	三	二八七	小林正夫
見土呂簡易小學校	一	—	一	—	四〇	一六	七	一	—	一	一六七	柳豐太郎
神吉簡易小學校	二	—	一	—	一〇三	二六	二	—	—	—	二二三	廣瀬健吉
井口簡易小學校	一	—	一	—	五三	三一	一	—	一六	二	一五七	木村八郎
米田簡易小學校	二	—	一	—	一五二	一〇九	九	三	—	—	二九四	加藤熊次郎
伊保崎簡易小學校	三	—	二	—	一八七	一三三	一〇	一	二	二	四一四	稲葉虎之助
合計	三六	—	三五	一	二三四九	一一二八	一三〇	二四	八六	三八	六五八〇	

△印は授業生なり

〔明治二十三年三月印南郡役所統計書採錄〕

小學校統計一覽表　其二　（明治二十二年度）

學校名	學校所在地	所屬町村數	校舍坪數 新築ノモノ	校舍坪數 假用ノモノ	敷地坪數 學校所有	敷地坪數 借地
印南高等小學校	米田村ノ内神爪村	六六	—	七二	—	七八四
曾根尋常小學校	曾根村	三	八七	—	二九二	—
大塩尋常小學校	大塩村	三	—	六六	—	三六九
阿彌陀尋常小學校	阿彌陀村ノ内阿彌陀村	八	五八	—	三三〇	—
下原尋常小學校	西志方村ノ内下原村	一一	九五	—	三〇〇	—
細工所尋常小學校	東志方村ノ内細工所村	一一	七八	—	三九八	—
山角尋常小學校	平莊村ノ内山角村	一七	一〇四	—	三九六	—
神吉尋常小學校	東神吉村ノ内神吉村	一三	九〇	—	—	三六〇
大塩簡易小學校	大塩村	三	—	二九	—	一一七
的形簡易小學校	的形村ノ内的形村	二	—	一〇二	—	二三七
別所簡易小學校	別所村ノ内別所村	五	七一	—	四七七	—
阿彌陀簡易小學校	阿彌陀村ノ内阿彌陀村	八	一五	—	七五	—
下原簡易小學校	西志方村ノ内下原村	一一	四二	—	九二	—
細工所簡易小學校	東志方村ノ内細工所村	一一	六〇	—	一九九	—
山角簡易小學校	平莊村ノ内山角村	一三	四一	—	一二七	—
見土呂簡易小學校	上莊村ノ内見土呂村	五	—	四一	一六五	—
神吉簡易小學校	東神吉村ノ内神吉村	九	九〇	—	—	一二三
井口簡易小學校	同村ノ内西井口村	三	三一	—	九七	—
米田簡易小學校	米田村ノ内米田村	八	—	四五	—	三〇四
伊保崎簡易小學校	伊保村ノ内伊保崎村	四	一一三	—	五九七	—
合計		二一三	九七四	三五五	三四四六	二二九四

小學校統計一覽表　其三

〔明治二十三年三月印南郡役所統計書〕

（明治三十五年度）

學校名	學級數	教員 男	教員 女	兒童數 男	兒童數 女	本年度卒業生 男	本年度卒業生 女	本年度經費總額	學校長
阿彌陀尋常小學校	七	六	二	一六九	一七〇	四六	四二	一、四五九円	住谷重太郎
北濱尋常小學校	四	四	—	九六	七七	二一	九	八〇二	新谷森藏
大塩尋常小學校	八	六	一	二四二	二四一	五四	三〇	一、八〇〇	鳥本與一郎
曾根尋常小學校	六	五	二	一六一	一四四	四四	一八	一、三七七	臼井豐藏
中筋尋常小學校	二	二	—	四四	四七	五	九	一、一〇七	柳和一郎
米田尋常小學校	五	六	—	一六六	一三九	三五	二四	一、二四九	原谷吉藏
神吉尋常小學校	八	七	一	二一七	二一〇	四一	三六	一、六八四	加藤熊次郎
井口尋常小學校	二	二	—	八〇	五六	二〇	一二	五五五	石原芳藏
西志方尋常小學校	六	七	一	一四六	一五七	三二	三〇	一、二三三	長谷川辰次郎
志方尋常小學校	五	五	一	一一八	一四三	二一	二二	一、七四〇	濱瀨健吉
東志方尋常小學校	七	七	一	二〇八	一八八	四六	二九	一、五〇一	山本利吉
平莊尋常小學校	一四	一〇	二	三四九	三四九	九〇	五六	二、四四〇	進藤彥太郎
神爪高等小學校	八	七	一	二〇三	一〇一	四一	一二	二、八八二	小河市太郎
志方高等小學校	六	六	一	一五三	四七	二六	七	一、八九八	大川金彌
平莊高等小學校	四	四	一	六三	四〇	九	四	一、三〇一	八木廣吉
檜笠高等小學校	六	五	一	一一五	四七	一一	八	三、三二六	石橋琢之助
別所尋常高等小學校	尋五	五	一	一四八	一四七	二二	二七	一、六〇二	小暮桂三郎
	高二	二	一	五七	二四	九	二		
的形尋常高等小學校	尋六	五	—	一八二	二一七	三三	三五	一、八五八	北爪謙吾
	高二	一	一	四〇	一六	九	五		
伊保尋常高等小學校	尋六	四	一	一五七	一九二	三六	三六	九、七五六	稻葉虎之助
	高三	四	一	四六	二九	一〇	四		
合計	尋九一	八一	一三	二、四八三	二、四七七	五四六	四一五	三九、五六八	
	高三一	二九	七	六七七	三〇四	一一五	四二		

〔明治三十六年印南郡統計書〕

小學校統計一覽表　其四

（大正四年四月末現在）

學校名	位置	學級 尋常普通	學級 尋常二部	學級 高等	學級 計	在籍兒童 男	在籍兒童 女	在籍兒童 計	教員 男	教員 女	本年度經費	學校長
曾根校	曾根町	六	六	一	一三	尋常 二七四	二八七	六一四	八	四	四、二〇九円	三谷鈞
						高等 三七	一六					
伊保校	伊保崎村	一三	二	三	一七	尋常 三八七	三七六	八七八	一三	五	六、二七七	久保諒太郎
						高等 七八	三七					
米田校	米田村	七	—	一	八	尋常 二二一	二二六	四八八	七	三	三、一九四	高谷一次
						高等 三〇	一一					
東神吉校	神吉村	五	四	一	一〇	尋常 二四〇	二三四	五三八	七	二	三、三六一	北野直次
						高等 五二	一二					
平莊校	山角村	五	六	一	一二	尋常 三〇九	二九〇	六五六	九	二	三、三八一	澁谷義道
						高等 四二	一五					
上莊校	都染村	四	二	二	八	尋常 一五二	一五九	三四八	七	二	三、一三八	植杉淨英
						高等 二四	一三					
國包校	國包村	三	—	—	三	尋常 八三	五七	一四〇	三	一	一、二九九	荻內武次

東志方校	細工所村	四	八	一	一三	尋常	二九八	二七二	六三七	九	二	三、八二三	柏木清治
						高等	四〇	二七					
志方校	志方町	五	四	一	一〇	尋常	三五	二三	五四六	九	二	三、二三〇	原　長龍
						高等	二七三	一五					
西志方校	下原村	六	一	二	八	尋常	四五	一九八	四八三	八	二	二、九九三	鎌田小一
						高等	二一二	一八					
西神吉校	西神吉村	六	一	一	七	尋常	三三六	二一五	五一四	六	三	二、七九二	大西成己
						高等	四七	二六					
阿彌陀校	阿彌陀村	六	四	二	三	尋常	三三〇	二一〇	五六六	八	四	四、〇二八	宮永兼二
						高等	五〇	二四					
別所校	別所村	九	一	一	一〇	尋常	二四一	二四一	五五三	九	三	三、六六八	前川千賀二
						高等	五〇	二一					
的形校	的形村	四	六	一	一二	尋常	二六五	二六九	五七一	七	三	三、四四八	矢部清一郎
						高等	二八						
北濱校	北脇村	二	四	一	七	尋常	一四四	一五一	二九二	五	二	二、三一〇	高谷正義
						高等	一九	八					
大塩校	大塩村	八	四	一	一三	尋常	三五二	三四二	七四一	九	四、六九五	伊丹武司
						高等	二九	一八					
計		九二	五〇	二〇	一六二	尋常	三七四	二七〇	七六八四	一三四	四四	五五、八三五	
						高等	六〇一		八八一				

備考　何々校とあるは何々尋常高等小學校の略

第八　小學校の設備

校舍　明治六年創設の際は殆んど寺院を假用して校舍に充つ、その内部の設備の如きは固より論ずるに足らず。

かゝる時代に於て一異彩を放ちしは西井口村所在の南小學校とす、同校は洋風二階造にして村の東南端通風採光宜しき地にあり、こは同村特志家長谷川龜次郎氏縣下の學校の多くは寺院民屋を假用し一の見るべきものなきを慨ぎ獨力一千圓を投じて竣工せし

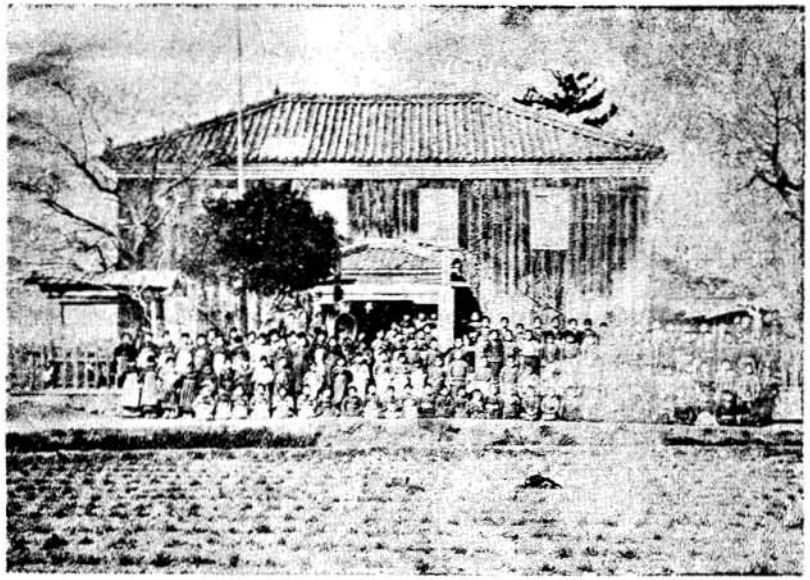

（明治六年建築井口小學校）

ものなり、當時唯一の洋風二階建の校舍なれば、近鄉近郡より來觀するもの多かりき、「學校新築と散髮は縣下第一番の始」と同村民の傳ふる所なり、近村の俚諺に「石の寶殿から井の口見やれ海もないのにたこばかり」とあるは、明治六年一月一日長谷川龜次郎村民と示談し即日散髮を斷行し、翌日より學校新築用の瓦運びをなせる狀況を實寫せし者なりといふ。

明治九年に學區域擴張及學校併合の前後に多くは新築せられたり、其の後就學兒童の增加に伴ひ、殊に明治三十三年以後は設備準則に從ひ增築又は改築せられて、明治三十七年度に舊來の校舍は跡を絕つに至れり。

現今の校舍は平屋建にして僅かに曾根、伊保、米田、平莊の四校の一部に二階建あるのみ、何れの學校も普通教室の外に玄關、應接室、宿直室、小使室、物置倉庫あり、完備せる學校にありては裁縫兼作法室、備品室、衛生室あり。

米田、東神吉、平莊、殊に曾根、伊保、上莊、東志方、西志方の五校は宏大なる講堂ありて、正面に奉安殿を設けて儀式を擧行し、或は全校合同訓話、保

護者大會、講演會場に使用し、平素は其一部を唱歌室、裁縫室に兼用するもの多し、屋內体操場の設けあるは曾根の一校あるのみ。

校地　校地は教育的に選定せられ神社佛閣に接近し、或は景勝の地を占め、或は民家を離れたる所なり、されど校庭に至りては一点の色彩なし、稍々意を用ひられたる學校にありても教員昇降口前に、蘇鉄芭蕉等の一二株淋しく土塵に包まれて立てるのみにて實に荒凉寂漠たるものなりき。明治三十七年學校園設置以來、空地は悉く花卉草木を以て塡充せられ、或は永遠的の風致園を設け大に雅趣を帶ぶるに至れり。左に學校園の一例を記し且其意義を明らかにす。

○伊保尋常高等小學校學校園

本校の學校園は明治三十七年より同四十年に至る間に施設せり、當時は草花園として活動、忠孝、服從の三園此の面積七十八坪、風致園として二百二十二坪の遼陽園、果樹園として梅、柑橘、梨の三園此の面積八十五坪、教材園として二百十坪の凱旋園、蔬菜園として六十三坪の勤勉園、七坪の菊花園ありて、總面積六百六十六坪とす。

其後校舍の增築、經營方法の改廢增訂により漸次變遷して左記の如き現狀に達せり。

一、學校園經營の目的

(一)教師の活模範と適切なる指導とによりて、兒童が爰に植物を下種し移植し培養し、池溝を掘り山を築き石を置き除草等の作業に努力し勤勉し工夫し實習することによりて、意志の力勤勉の習慣創作の能力乃至農村的趣味性格の涵養に資す。

(二)適切なる指導により兒童が動植物の形狀、習性、發育狀態を觀察することによりて、これ等に對する智識を得しめ觀察を精密にし自然を愛する心を養ふ。

(三)兒童が學校園に入りて樹木草花を傷けず一定の地域外に出でざるやう訓練をなし、以て公德心の養成に資す。

(四)學校の植物を理科、圖畫教授の材料に供し、其面積距離、樹木の周圍高さ材積等を數量に表はして算術科の教材とし、果樹桑樹は農業實習の材料に供す。

(五)兒童が學校園を美的に經營し、之に接することによりて美的情操の養成に資す。

二、學校園經營の方法

(一)學校園の事務は學校園係ありて之を掌る。

(二)學校園は學級に分擔せしむ。

(三)學校園の設計、計畫は學校園係に於て大體の方針を立て分擔學級の受持教師に於て細案を立て、職員會の協議を經て之を實施す。

(四)學校園の作業は兒童をして課外に之を行はしむ。

(五)教師は常に兒童と共に作業に從事し之に模範を示し指導を與ふ。

三、學校園利用の方法

(一)學年の程度に應じて教師は適切なる指導を與へ以て學校園內の動植物に關して左の事項を觀察せしむ。

動植物の形狀習性發育狀態
植物と肥料及土壤との關係
動物の習性と形態との關係
氣候と動植物との關係
植物と動物との關係

(二)觀察の方法

理科教材に充用して之を觀察せしむ。

教師は常に課題又は誘導によりて課外に各兒童をして任意に觀察せしむ。

(三)觀察結果の處理法

學級擔任教師に於て兒童をして圖畫文章等に發表せしめ、之を檢閱し批評訂正を加ふ。

學校長は隨時全校又は一部の兒童に對して、同前の方法を用ふることあり。

學校に於て調査制定せる觀察用紙を兒童各自に與へ其觀察の結果を記入せしめ、受持教師は之を檢閱して批正を加ふ。

是等の成績物は兒童一般に發表することあり。

成績物發表の方法は、其都度校長又は受持教師に於て之を定む。

(四)學校園を教授の材料として利用する場合

學校園の動植物にして理科の教材となし得るものは之に充つ。

學校園の動植物にして圖畫の寫生材料となし得るものは之に供す。

學校園の果樹桑樹は農業實習の材料とす。

學校園の面積距離、樹木の周圍高さ材積等は、算術科に於て目測せしめ測量せしめ之を教授し之を計算せしむ。

學校園は常に兒童をして愛に嬉戲せしむ、但し此處に一定の規約あることを知らしめ樹木草花を折り規定の地域外に出でざる樣注意せしむ。

四、各園の狀態

(一)遼陽園

明治三十七年九月我軍遼陽占領記念として遼陽附近の地形を象り設置せしが後屢々改造せり、風致園にして面積二百二十二坪ありて高等科第一學年男子の擔任學園なり、樹木鬱蒼として繁茂し池あり築山ありて園內風致に富む、周圍に白楊、公孫樹等の喬大なるものありて夏日炎暑の候兒童は此樹蔭に嬉戲す、本園の樹木の多くは職員兒童の手によりて下種移植培養せられしものにして、池、築山、配石等も皆其手によりてなされたるものなり。

(二)忠孝園

明治三十八年四月設置せしものにして面積十七坪餘の花壇なり、職員兒童の丹誠によりて各種の花卉四時交々咲き亂れ遼陽園の綠と相反映して學校に一入の美觀を添ふ、本園は高等科第二學年男子の受持なり。

(三)活動園、勤勉園、服從園

明治三十八年四月本校訓練の三綱目に因みて設置せしものにして、當初活動服從の二園は草花を植ゑ勤勉園は蔬菜を作りしが、今は前二者には柑橘、梅、葡萄、胡頽子等の果樹を植ゑ、後者には桑樹を植ゑたり、又各園とも樹間に尋常科各學級の農園ありて、高等科及尋常科農業の實習に充つ、面積は活動園二十五坪餘勤勉園六十三坪服從園三十六坪あり。

(四)梅樹園

面積二十七坪餘あり、本園の梅樹は明治三十七年度卒業生の記念樹なり、梅樹の栽培は高等科農業の實習に充つ。

(五)梅梨園

面積十五坪餘明治三十八年四月の設置にして梅、梨、林檎を栽培す、是亦高等科農業の實習に充つ。

(六)菊花園

面積七坪餘明治四十年六月設置せしものなれども其後位置を變更せり、十一月頃に至れば兒童職員の丹誠になりし菊花咲き滿ちて美し。

(七)蔬菜園

反別五畝歩餘明治四十三年新設せしものにして其の蔬菜栽培は農業實習に充つ。

(八)雜園

本校は校內各所に果樹雜樹の植込等あり、各學級に分擔して其手入をなさしめ、其植物を培養せしむ。

教授用具　塗板は幅三尺乃至三尺五寸長さ九尺のものを掲ぐ。机腰掛は二人掛にして机と腰掛とは相離れ教科の性質に依りて其の距離を自在ならしめ、その高さも文部省より示されたる標準に從ひて各兒童に適應せしむ。

各教科の教授用具は尋常科高等科併置以來殆んど備付け教授に不便を感ずること少なし。その多く經費を要せしは理科用の物理化學器械、博物標本及繪畫動物、人体等の模型及繪畫、顯微鏡等は主なるものなり、其他修身科の尋常科第一、二學年用修身掛圖、讀方科の尋常科第一、二學年用の讀本掛圖、漢字表算術科の計數器、大算盤、地理科の地圖、物產圖、名勝圖、世界人種圖、風俗圖、物產標本、歷史科の人物圖、歷史年代圖、歷史地圖、唱歌科の風琴、体操科の啞鈴、球竿、運動綱、フートボール、庭球、鐵桿、回轉ブランコ、遊動圓木、圖畫科の定規類、手工科のボール切、打扳、尺、剪、裁縫科の裁縫机、裁縫標本、農業科の實習地、鎌、鍬等簡易なる農具、植物害虫圖、家事科の膳椀皿等の食器、鍋焜爐等の炊事用具とす。

大正二年文部省体操要目の發布以來懸垂棒、吊繩、飛越臺、高飛臺、平均臺、平行棒等を一般に備へ付けられたり。

其他參考圖ありて各教科教授に便す、又教員の工夫考案せるもの尠からず。

殊に教授上事務上便利を得たるは謄寫版にして明治四十年頃より漸次各小學校に使用せられ從來の蒟蒻版謄寫全く廢滅せり。

曾根尋常高等小學校校舍略圖

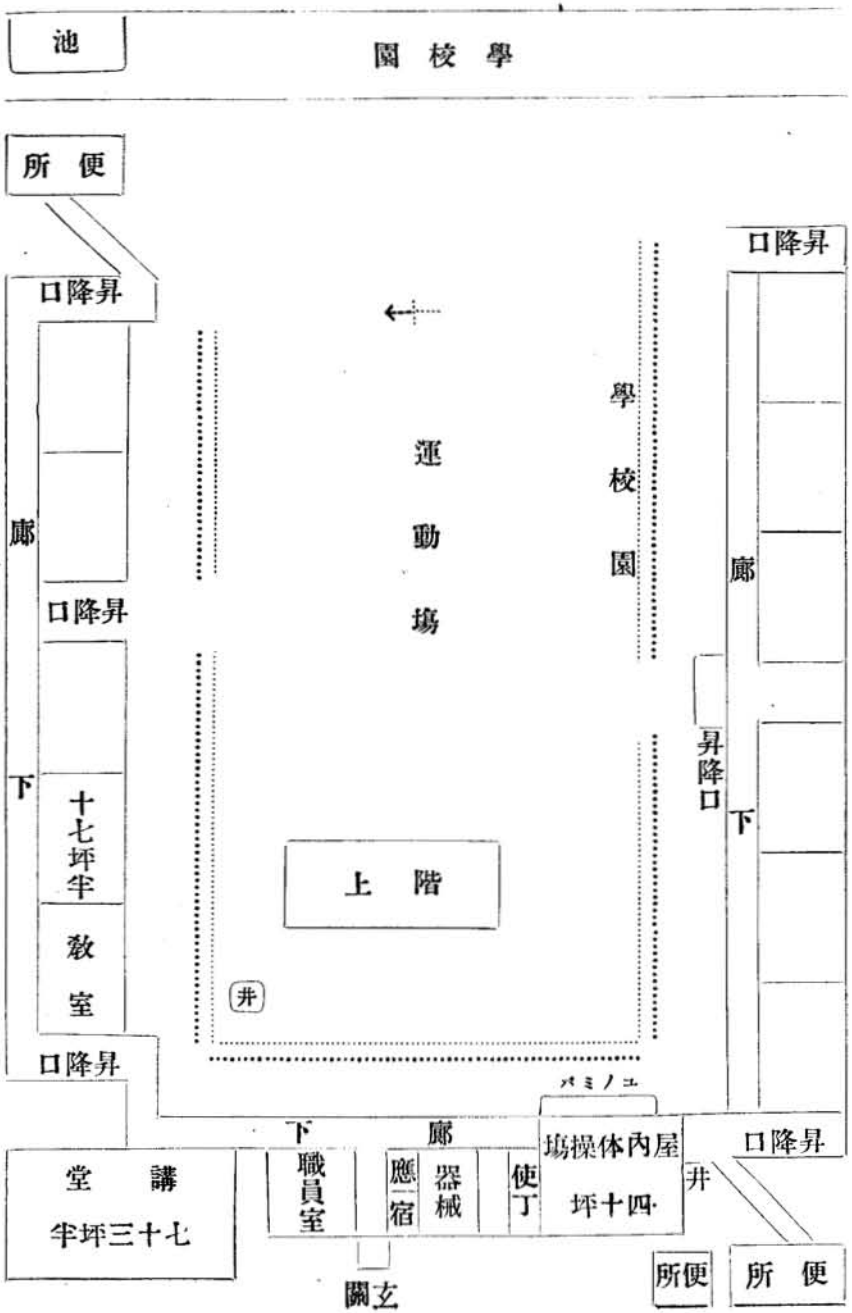

第九　小學校の組織

學制令時代の小學校は修業年限四个年の下等科同上等科を置き、別に幼稚科を設けしことあり。

明治十五年五月より修業年限三个年の初等科同中等科及同二个年の高等科を設置せり。

明治十七年縣丙第五十號達を以て小學校設置區域並に校數更正となり、本郡を二學區に別ち高御位山南にあるを第一學區とし曾根村に本校を置き倉南小學校と稱し、高御位山北にあるを第二學區とし下原村に本校を置き倉北小學校と稱す、本校には初等科中等科高等科を設置し、其の他の分校は初等科中等科若くは初等科のみを設置せり。

明治二十年四月小學校令に據り尋常小學校、簡易小學校、高等小學校の三種の小學校の設置となり、從前の下等、上等科、又は初等、中等、高等科の同一校内に設置せるに比し大に小學校の組織を一變せり。

明治二十三年十月の改正小學校令にて修業年限尋常科は三个年乃至四个年、高等科は二ヶ年三ヶ年四ヶ年とし土地の情況に依り任意となりしも本郡は全部從來の四ヶ年修業なりき。

明治三十三年八月の改正小學校令に據り、同年十月的形、伊保、別所、平莊の各尋常小學校に高等科を併置したるを尋常高等小學校の始とす、明治四十一年三月の改正小學校令にて義務教育六ヶ年に延長の結果、單獨の高等小學校存續の必要なく、同四十二年四月に至りて國包尋常小學校の外は全部尋常科高等科の併置校となりて、學制令時代の組織に復舊せり。

第十　小學校學級の編制

本郡各小學校に於ける學制令教育令時代の學級編制は資料の徵すべきものなし。按ずるに當時の小學校は多くの階級に分たれ、半途退學者多く上級に至るに從ひ生徒數減少し、中等科以上は數人を以て一學級を編制し甚だしきは或學級を缺けるものもありしならん、かくの如き狀態に於ける當時の學級編制は單式も複式も行はれ、甚だしきは掛持教授も行はれたりしは推定するに難からず。

明治二十年小學校令實施後に於ても、尋常、簡易二

種の小學校設置と、上級に至るに從ひ兒童數の減少するとに依り、多くの學校に於ては第一、二學年は單式編制にして第三、四學年は複式編制行はれたるが如し。

簡易小學校廢止後兒童數增加し專ら單式編制行はるる中筋、井口の如き收容兒童數の少なき學校は單級又は複式編制なり。

明治三十七年度に二部教授編制なるもの數校に實施せらる、爾來單式、二部は尋常科に行はれ、國包、中筋の二校及高等小學校は兒童數少なく且男女により學級を區別する必要より第三、四學年は複式編制とす、單式、複式を普通編制と稱せらる。

二部教授編制は其後漸々增加して五十學級にも及び且特殊の編制法なれば其大略を記す。

本邦法令上二部教授なる名稱の見ゆるは、明治三十六年の改正小學校令施行規則第三十四條に出でたるを始とす。然れども實際上兒童を前後二部に分ちて教授することは其の以前に於て既に許されたるものなり。即ち明治二十四年十一月文部省令第九條に

尋常小學校に於ては左の場合に全校の兒童を二部に區分し其の一部の教授了る後他の一部を教授することを得。

全校兒童の數七十人以上百人未滿にして本科正教員及本科准教員一人を置くこと能はざるとき。

全校兒童の數百人以上百四十人未滿にして本科正教員二人を置くこと能はざるとき。

同時に全校の兒童を容るゝに足るべき教室を設くること能はざるとき。

前項の場合に於ては毎日の教授時間を各部三時間とし若くは年長の部を四時年少の部を二時となすべし。

同第十條には

教室狹隘の爲め又は特別の事情あるがため市町村立小學校に於て前項の場合あるときは其市町村に於ては府縣知事の許可を受くべし。

蓋し此の法令に於ては勿論二部教授の名稱は見ねざれども、國民の經濟狀態に顧みて教育の施設を簡略質素ならしめ、以て就學兒童を增加し、多數の兒童に國民必須の教育を受けしめんとの趣意より新に此の編制を規定せられたるものなるべし。

明治三十三年改正小學校令にこの編制法は半日小學校なる名稱を以て省令に顯はるゝに至れり。即ち同年八月文部省令第十四號小學校令施行規則第三十四條に

左の各號の一に該當するときは尋常小學校若くは其分教場に於て兒童を二部に分ち其一部の教授了りたる後他の一部を教授することを得。

兒童七十人以上百四十人未滿にして本科正教員及准教員一人を置くこと能はざるとき。

兒童を同時に容るゝに足るべき校舍の設なき時。

前項の場合に於ては毎日の教授時數を各部三時以上とす、但年少の部に在りては之を二時となすことを得。

同第三十九條に

第三十四條の規定に依り兒童を二部に分ちて教授する學校を半日小學校と稱す。

この改正令により從來名稱のなかりし編制に半日小學校といふ名稱を附したる迄にて、其實質に於ては前省令と毫も異なる所なし。

明治三十六年の改正小學校令施行規則第三十四條に

左の各號の一に該當するときは小學校若くは分教場に於て全部若くは一部の兒童を前後二部に分ちて教授することを得。

一學級毎に本科正教員一人を置くこと能はざるとき。

兒童を同時に容るゝに足るべき校舍の設けなきとき。

兒童の就學上又は教授上特別の必要あるとき。

又同第三十五條に

前條の規定に依り二部教授をなす場合に於ては前後二學級毎に本科正教員一人を置くを常例とす。

尚前記各號の意味を詳說せんに

一學級毎に本科正教員一人を置くこと能はざる場合は、市町村の經濟上相當の俸給を支出して教員を聘用する能はざる場合と、縱令經濟上支障なきも教員缺乏の爲に聘用し得ざる場合とあるべく。兒童を同時に容るゝに足るべき校舍の設けなき時に於ても、就學兒童の增加に對し市町村の經濟上之れに相當せる校舍を增築して悉皆の兒童を收容すること能はざる場合と、一時災禍の爲に兒童を收容するに困難な

る場合とあるべし。就學上又は教授上特別の必要ある場合は、家庭の職業の性質に由り兒童をして全日學校に居らしむるを不便とせし者も午前又は午後のみに限り登校せしむるを便とするより自ら就學兒童を增加せしむるが如き場合と、多數の兒童を一學級に編制して教授するよりも寧ろ前後二部の二學級として一時に教授する人員を少くするを教授上利ありと認むる場合と、單級編制の如き數學年の兒童を相混じて教授するよりも寧ろ二部に分ちて教授するを利とする場合と、比較的劣等なる教員をして一學級を擔任せしむるよりも寧ろ優良教員をして前後の二學級を擔任せしむるを利と考ふる場合等種々あるべし。

要するに明治三十六年改正の小學校令施行規則に於ては、半日小學校なる名稱を削除し、新に二部教授といふ名稱の下に其實質にも變化を見るに至れり。即ち從前に於ては兒童を前後の二部に分ち教授する場合は、單に教員の不足若くは校舍の不備に限りたりしに改正令にては更に「兒童の就學上又は教授上特別の必要ある場合を加へ且つ尋常小學校若くは分教場に於て」とありて高等小學校を含まれざりしに改正令に於てはこの制限を削除し、同時に兒童數の制限をも撤去したり、故に改正令に依るときは二部教授を施行し得る範圍は單に尋常小學校若くは分教場のみならず、高等小學校に於ても之を施行することを得べく、且つ學校全部に於てのみならず、全校の一部分即ち或學年に於てのみ施行することを得る等施行の範圍大に擴張せられたると同時に「兒童の就學上又は教授上特別の必要あるとき」の一項に由りて之れが適用も頗る自在なるを得るに至れり。

以上法令の示す所に由りてこれを見れば、所謂二部教授なるものは全く半日小學校と異名同体の觀ありと雖然も其間多少の區別なくんばあらず。即ち半日小學校に於ては全校の兒童を二部に區分し其一部の教授了りたる後他の一部を教授するものにして、一學校の兒童が午前と午後とに分れて教授せらるゝものなれども、二部教授に於ては必らずしも全校兒童を二部に分つを要せず、單に全校の一部の兒童をも前後二部に區分して教授するを得べく、又必らずしも一部の兒童の教授を了たる後他の一部を教授するが如く、劃一に半日づゝに分ちて教授するを要せず時には各部一教授毎に前後交代して教授することをも得べし。〔教育辭書〕

大正二年七月小學校令施行規則第三十四條は左の如く改正せられたり。

土地の狀況に依り小學校若くは其の分教場に於て全部又は一部の兒童を前後二部に分ちて教授することを得。

同規則第三十五條第二項前條に依り二部教授をなす場合に於ては前後二學級毎に本科正教員一人を置くを常例とす。

大正元年田中事務官の講話の要点を左に記す

二部教授は經費の節減と下層の子弟をして簡便に就學せしむる道を開かれたるものにして、小學校兒童を二學級づゝ一組とし、一人の本科正教員を以てこの一組二學級兒童を交互に教授す、午前或は午後のみ交代に出校せしめて教授するを半日二部と稱せられ、兩學級の兒童を午前午後を通じて在校せしめ毎時間又は午前午後に交代教授し、非教授の間は自學自習せしむるを全日二部と稱せらる。

本縣の二部教授は明治三十四年服部知事就任の翌年よりの主張にして、經濟上教育上共に有利なるものとし奬勵する所なり。現今市町村經常費總額に對する教育經常費の歩合は少なくも四割五分以上多きは六割に達せり。而も教育事業の性質上此の歩合以下に減ずるは殆んど不可能なり、又市町村教育費の大部分を占むるものは教員給なれども教員の待遇は此の程度を以て滿足すべきに非らず、時勢の進歩と事業成績の向上に伴ひ益々優遇の實を進めざるべからず、これ二部教授は經濟上教員優遇の餘地を存する所以なり。又教育的見地より考ふるに教員の教育力は各人平等のものにあらざるを以て優良なる教員をして充分に教育力を發揮せしむるを有利とす、教育力は直接に兒童に傳達するのみならず間接にも傳達するものなれば、優良教員ならば教員不在の時間にもよく兒童をして規律を保ち自ら學習し得る訓練をなすことを得べし。兒童の自學と教員の輔導とを教育の根本原則とする教授法に於ては大に兒童の活動自治の慣習を養成し得べき特色あり、自習即ち復習、自學即ち豫習を實施し得べきものなり。要するに全

日二部教授は優良教員の擔任を第一要件とし、教育力の傳達に依る所の教員の輔導と、兒童の自學自習とを併せて、以て有効なる教授法の一系統を成立するものなりと。

本郡の二部教授　明治三十七年度に始まる、當時は振古未曾有の日露戰役の初期にして文部大臣は優渥なる叡旨を奉體し、府縣に訓令を發して戰役の爲めに教育の衰退せざらんことに努めたりしを以て、新施設其他教育の内容に關係を及ぼさざる者は全廢或は節約せざるべからざるに際會せり、此に於て教授時數の少なき尋常科第一學年又は第二學年に半日二部教授を行ひ、准教員或は代用教員を陶汰して經費の緊縮を行ひたるもの平莊、大塩、別所、的形の四校十學級とす、之れ本郡二部教授の嚆矢とす。(兒童を同時に容るべき校舍の設けなき爲め短日月間全校の一部に半日二部教授を施行せしことは以前に行はれたり)されどこの半日教授は兒童を午前と午後とに別ちて教授するものなれば普通編制に比して教授時間毎週三時間程を減する外異なる所なし、かく一時的事情の下に實施せし半日二部教授は、明治四十年度に至る四ヶ年間繼續せしも大なる發展を見るに至らざりき、同四十年頃より二部編制奬勵の結果翌四十一年度は尋常科第一、二學年に半日二部教授を實施するもの一躍四十學級に達せり。

同四十二年度には全く半日二部を廢して全日二部となす、その學級數四十七にして尋常科總學級數の三分の一に達したり。

大正元年十二月事務官田中勝之丞氏來郡し全日二部教授に關する發表あり、翌大正二年度には六十六學級に及び尋常科總學級數百四十五に對する四割五分五厘に達したり。

二部教授編制の學年　大正元年度迄は教授時數の少なき尋常第一、二學年を主とし間々第三、四學年にも及ぼし、組合學年も全く同學年なりき。

大正二年度には尋常五、六學年にも及ぼし學年も異學年組合せを試みたりしも、異學年組合せ法は相接する對象に變化あるが爲めに、多少教師の疲勞を減じ得べきも教案其他教授に二樣の準備を要し、且つ尋常五、六學年に一定せる課程を履修せしむるは甚だ困難なる事業なれば、勢ひ直接教授なり自修時間を加へ一週三十六時間の教授時數となり、高等科教授時數に超過すること四時間乃至六時間にして兒童の負擔を增加せり、而已ならず第五、六學年兒童は家庭に於て勤勞に慣れしめ家業を補助せしめて生活費の一部を負擔せしむる現狀に於て、終日在校せしむるは保護者の苦痛とする所なれば、大正三年度に至り第四學年以下に實施せられ組合せも多く同學年となれり。大正四年度に至り教授時數も直授、自習を合せて施行規則に一致せしめて兒童の負擔を減じ又手工科を省きて他の教科目の時數に充つ。

教授法　半日二部教授時代は普通教授と異なることなかりしも、全日二部教授に於ては兩學級の兒童を同時に教授管理するを以て、其教授法は特別なるものなり。即ち組合せ兩學級の兒童は大抵九十人乃至百二十人内外にして、一時限交互に教授し一組の直接教授時間中は他の一組の豫習或は復習時間なりとす、この自修時間の取扱方は全日二部の骨子にして、第一時間割に於て直接教授の前に豫修、豫修時間の次に直接教授、直接教授の次に復習とし、或は教科に依りて半時間つゝ直接教授をなし、又は自修の指導をなし得るやう配當し、其他兒童の座席も優劣適宜に配合して相互教授の行はるゝに便し、教員の手を省くべき各種の當番兒童を設けて事に當らしめ、殊に教授方便物に於ては讀本の讀解用印刷物、算術練習掛圖等を調製せり。教生制度を採れるものは學級中の優等兒童を選拔し、自修の分量、指導法を記せる教案を作り口頭にて豫め授け置くを常とす。

兒童數　二部教授に於ける兒童數は、法令に特別の規定なし。施行規則第三十五條は普通編制に於ける一學級兒童數の規定なれども、二部教授に於ても事實は之と一致せり。即ち普通一學級の兒童數少なきは四十餘人多きは六十人を越ゆ、されば二學級合して九十人以上より百二十人内外なりとす。

經費　全日二部教授は學級數相當の教室、其他の設備を要するが故に設備上の經費には增減なく只教員給に於て減少す。即ち從來二學級に正教員一名と准教員又は代用教員一名(月俸七圓乃至十二圓)を配當せるに比し、二部教授編制に於てはその准教員又は代用教員に對する教員給額より二部教授擔任手當額(月額三圓)を差引きたる差額を節減し得らるゝも

のなり、若し一學級に正教員一名の配當とせばその　節減額は更に增加すべし。

第十一　小學校經費　其一

年度	教員給	雜給	旅費及兒童給	借家費	借地	圖書器械標本費	器具費	消耗費	新營費	修繕費	其他ノ諸費	小學校以外ノ諸費	合計
明治廿二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六、五八〇円
同　廿六年	六、二六二	七二八	—	三三四	二五八	—	六五六	—	三〇〇	一三〇	—	—	八、四五〇
同　廿七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九、三七五
同　廿八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一一、三四一
同　廿九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一四、三三九
同　三十年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一六、〇七三
同　卅一年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二一、六四二
同　卅二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三一、八九九
同　卅三年	一一、七二六	一、二三四	—	—	一九四	一、八二四	一、八三三	一、四九三	二一、〇三四	六一六	一、九五五	—	三一、八九九
同　卅四年	一五、六七七	一、五四六	—	—	二三四	一、七七一	一、二九〇	一、七〇二	七、五一九	六六六	二、一六七	—	三三、五六二
同　卅五年	一八、九九一	—	—	—	一〇九	二、一七七	一、五二〇	一、七七九	一七、五六七	二、〇三五	二、九八七	—	四八、六二〇
同　卅六年	一四、〇八〇	二、一五九	一三三	—	一〇三	一、六五六	一、六三〇	二、〇〇〇	一七、二六五	六三三	三、七四四	三九三	四三、七八四
同　卅七年	一八、一九五	一、四六三	二七	—	二	七三一	六二九	一、五九六	六、〇一六	四〇六	一、三三五	一四七	二九、四九六
同　卅八年	二〇、五二九	一、九四八	三五	—	二	八一三	八一三	一、七六九	二、一二五	七六五	二、四五三	二四九	三一、五〇一
同　卅九年	二三、九五三	二、〇二六	九九	—	三七	九七一	一、五八八	二、〇七〇	一六、三二五	八七三	二、〇四〇	四三〇	四八、三九六
同　四十年	二六、四五三	二、三二五	六六	七七	一、三九八	一、八二五	二、三八七	一六、〇五七	七三六	二、〇四五	四八八	五三、八五七
同　四十一年	三〇、〇七七	三、二四五	九九	八〇	一、六〇五	二、三五三	二、七五三	一二、四二四	二、四〇〇	二、四八五	四八六	五七、〇〇八
同　四十二年	三三、七六〇	二、六三六	二三四	一六九	二、五八二	三、三〇九	二、六三一	一八、七六一	九七三	四、九五〇	三一七	六九、三二一
同　四十三年	三三、九六七	四、一五〇	二六一	二六七	二、〇八二	一、四九八	二、五九九	五、〇六七	八九六	一、八二一	一〇〇	五二、六九八
同　四十四年	三七、三三五	二、九三五	二五三	三〇七	一、四八六	二、〇一四	二、四八六	九、四九四	八四七	三、五七二	二三〇	六〇、九九七
大正　元年	三九、五七二	三、七五四	二九二	四一七	一、四五四	一、七四七	二、五三五	三、八六一	一、一八九	三、〇八四	二三〇	五八、一三五
同　二年	三八、二五六	三、六九五	一九二	四〇三	一、七一〇	一、八二三	二、六八五	七、八四〇	一、六四〇	三、四七四	二三〇	六一、四〇六
同　三年	三九、八四一	四、一七九	一七七	五七二	一、〇七七	二、〇二八	二、六七七	二一、四九四	一、八〇二	二、六二四	二三〇	七六、七〇一

小學校經費（授業料明治二十六年度）　其二

校別	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等	十一等	十二等	十三等	十四等	一ヶ年授業料總額	免除人員
神爪高等小學校	二五〇圓	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五二九円	—
平莊尋常小學校	五〇〇	四五〇	四〇〇	三五〇	三〇〇	二五〇	二〇〇	一五〇	一〇〇	七〇	五〇	四〇	三〇	二〇	二〇四	六
神吉尋常小學校	五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一七九	—
曾根尋常小學校	四〇〇	三五〇	三〇〇	二五〇	二〇〇	一五〇	一〇〇	八〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	—	一五〇	六二
伊保尋常小學校	五〇〇	四〇〇	三五〇	三〇〇	二五〇	二〇〇	一四〇	一〇〇	八〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一二〇	—
米田尋常小學校	一四〇	一三〇	一二〇	一〇〇	九〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	—	—	一三〇	一八

明治二十二年二十六年ハ豫算

| | | |

上莊尋常高等小學校	尋高	二〇〇		二〇〇		七、二〇〇		三六					
國包尋常小學校	尋												
東志方尋常高等小學校	尋高	二五〇		二五〇		一三、五〇〇		五四					
志方尋常高等小學校	尋高	二五〇		二五〇		七、〇〇〇		二八					
西志方尋常高等小學校	尋高	一五〇		一〇〇		四、九六九		三六					
西神吉尋常高等小學校	尋高	三〇〇 三〇〇		三〇〇 三〇〇		一二、三〇〇 一〇、八〇〇		四一 三六					
阿彌陀尋常高等小學校	尋高	二五〇 三〇〇		一二五 一五〇		一一、五〇〇 一三、二〇〇		四六 四四					
別所尋常高等小學校	尋高	二〇〇 二五〇		一〇〇 二五〇		六、六〇〇 一〇、五〇〇		三 四二	二				
的形尋常高等小學校	尋高	三〇〇 三〇〇		一五〇 一五〇		六、〇〇〇 九、四五〇		二 三					
北濱尋常高等小學校	尋高	二一〇		二〇〇		四、〇〇〇		二〇					
大塩尋常高等小學校	尋高	二〇〇 二〇〇		一〇〇 一〇〇		六、九〇〇 七、六〇〇		三六 三八					
總計	尋高	三〇〇 三〇〇		一〇〇 一〇〇		七五、一一〇 一二八、九九四		三二〇 五二五	二	二	二	二	二

明治四十一年度	尋高	三〇〇 三〇〇		一〇〇 一〇〇		二一〇 二五一		五九七 六二一		一四			
明治四十年度	尋高	三〇〇		一〇〇		二三八		一三二、一五〇 一六〇、三七五					
明治三十九年度	尋高	三〇〇		一〇〇		二三三		三三三、五七五		一、三五一		八	七八
明治三十八年度	尋高	三〇〇		一〇〇		二一四		三三五、八七五		一、三三五		一五	八六
明治三十七年度	尋高	三〇〇		一三五		二三四		二五〇、八八四		一、一一三		二六	七九
								二四〇、四一五		九九七		三	七三

〔明治四十二年印南郡統計書〕

第十二　小學校基本財産の蓄積

基本財産の蓄積は普通教育の基礎を確立し、教育事業をして永遠に安全ならしむるに極めて必要なるは今更多言を要せず。明治二十三年十月發布の學事通則中基本財産に關する規定の設けあり、されどこれが積立の端緒は漸く明治三十二三年頃にして極めて少數の特志寄贈に過ざざりき。明治三十七年度に至り日露戰役記念事業としてこれが計畫に着手し、爾來年月を經ること淺きに關らず年々着々として其の實行に努め、明治三十七年度の約二千圓は十年後の大正三年度に至りて三萬五千餘圓に達せり。基本財産の利殖を以て小學校の經費を支辨するに至るは今後數十年の歳月を要す、これ事業の性質上速成を望む能はざる所なり。

學校基本財産蓄積の方法は各小學校とも大差なし。即ち基本財産より生ずる收入、每年一定の金額或は學校經費剩餘の全部又は一部、糞尿紙屑等の賣却代金等を蓄積す。其他規約的に行はるゝは婚姻、賀壽新築等の場合、每年米麥收每に一定の米麥又は戶別拾錢位、相撲、芝居等の興行者より一日三圓程の寄附をなさしむ。近來富家及特志者より寄附するの風潮を見るに至りしは賀すべき現象なりとす。

東神吉尋常小學校基本財産蓄積

本村は明治三十七八年戰役記念として明治三十七年十月一日より左記申合せ規約に依り學校基本財

産を積立つ、爾來成績佳良にして一の不納者なく明治四十年末現在金額六百六十圓に達せり、左に申合規約を記す。

戰役記念として本村尋常小學校に基本財産積立法を設け村内現住者及土地所有者は左記條項實行の義務あるものとす。

第一條　田畑の自作小作を論ぜず作付をなすものは左項により毎年寄附するものとす。

一稻作段別一段歩につき玄米一合一段未滿の端數は繰上とす。

一稻作外の夏作は稻作の半額とし端數は繰上とす。

一作付をなさゞる本村所屬土地所有者は前項に準ず。

一土地を所有せず又は作付をなさゞるものは一戸につき米一合。

第二條　出生ありたる時は左項により寄附するものとす。

一戸數割負擔半戸未滿　金三錢

一同　一戸未滿　金六錢

一戸數割負擔一戸以上二戸未滿　金十錢

一同　二戸以上一戸分を增す毎に金五錢を加ふ。

第三條　死亡者ありたる時は年齡二十歲以上なる時は第二條による、又二十歲未滿なる時は半額とす、但年齡一年未滿は此限にあらず。

第四條　婚姻及養子緣組をなしたる時は第二條による。

第五條　古稀年賀厄祝陰曆正月三月五月節句等慣例の儀式をなさんとする者は其費額を節し相當の寄附をなすべきものとす。

第六條　諸學校を卒業したる時は左記により寄附するものとす。

一尋常小學校及實業補習學校　一人　金五錢

一高等小學校　同　金十錢

一中等學校　同　金一圓

一大學、高等學校、專門學校　同　金三圓

第七條　相撲芝居等の興行を營まんとするものは興行一日に付金三圓を寄附するものとす。

第八條　建物新築をなすものは建坪一坪に付金五錢を寄附するものとす、一坪未滿の端數は繰上とす、但新築にあらざる工事は模樣により相當の寄附をなすものとす。

第九條　戸數割負擔の等級末等のものに限りこの規約の適用を斟酌することあるべし。

〔明治四十二年兵庫縣初等教育事績〕

○基本財産蓄積規定の例

東神吉尋常高等小學校基本財産蓄積條例

第一條　本村は本條例の規定に依り毎年度學校基本財産を蓄積す、但公債を起したる年度は蓄積を停止することを得。

第二條　地方學事通則第十條に揭ぐる者の外左の收入は學校基本財産として蓄積するものとす

一學校基本財産より生する收入

二經常費中教育費の支拂殘金を生じたる時は其の全部

三雜收入中學校糞尿賣却代金

第三條　本村小學校基本財産は金壹萬圓に達するに至りて停止す。

第四條　小學校基本財産の收支精算の要領は毎年度之を村會に報告し併せて本村内に公告すべし。

第五條　學校基本財産として蓄積すべきものは總て豫算に編入すべし。

北濱尋常高等小學校基本財産蓄積條例

第一條　御即位紀念事業として本條例の規定に依り大正四年度より大正百三年度に至る間基本財産を蓄積するものとす。

第二條　左の收入は基本財産として蓄積するものとす。

一基本財産より生する收入

二寄附金

第三條　前條の外村費より毎年度金五十圓を基本財産として蓄積するものとす。

第四條　新に村債を起し其の償還を終る迄の間及制限外の課稅若くは特別稅の新設增額をなす場合は村會の議決を經て第三條の蓄積の一部又は全部を停止することを得。

前項の場合に於ては其の減額若くは停止年數に應じ第一條の蓄積年數を延長す。

第五條　本基本財産として蓄積すべきものは總て豫算に編入すべし。

○印南郡小學校基本財産累年表

年度	金額	土地坪數	土地價格	其他物品價格	金額合計
明治二十二年	三二	—	—	—	三九〇円
同　二十五年	二六八	—	—	—	二六八
同　三十七年	一、九七三	—	—	—	一、九七三
同　三十八年	三、二七一	—	—	—	三、二七一
同　三十九年	五、五〇三	—	—	—	五、五〇三
同　四十年	九、五二九	—	—	—	九、五二九
同　四十一年	一三、一〇七	—	—	—	一三、一〇七
同　四十二年	一三、六〇四	三〇、七八九	一二四	一、三九二	一五、一一〇
同　四十三年	一七、九五四	二、一四三	四六八	—	一八、四三一
同　四十四年	一八、一六八	一、七二八	四八七	—	一八、六五五
大正元年	二一、〇九三	一七、四〇五	一、一三五	—	二三、二三八
同　二年	二九、九一二	一七、四〇五	一、一三五	—	三一、〇四七
大正三年	三四、二九五	一七、四〇五	一、一三五	—	三五、四三〇

第十三　郡教育行政

學區取締　明治五年學制令時代には土地の名望あるものを選びて地方官之を任命し、一中學區に十名乃至十二三名を置き、一名に小學區二十乃至三十を分擔せしめ、專ら人民を勸誘して學に就かしめ且つ學校を設立し保護し或は費用を計る等一切受持小學區内の學務に關することを擔任し、猶其中學區内に關することをも務むるを以て、學區取締は郡内小學校行政の重要なる機關たりしなり。

郡書記　明治十一年七月府縣官職制發布後郡長の下に郡書記ありて管内の學事を擔任せり、同十四年一月學務擔任郡書記は教育の大意に通ずるものを任用し、特に學務擔任者事務要項を定められたり。

小學督業　明治十七年（月日不詳）小學督業を置けり。小學校訓導より選任せられ全郡各小學校をも視察せるより考ふれば恰も現今の郡視學の如きものならんか。

本年（明治十七年）郡に小學督業を置きて監督を嚴にし、教員各其職を盡くし人民漸く向學の念を起し小學教育の道漸次進歩の徴候あり。

本年（明治十八年）縣に督業あり郡に小學督業ありて監督を嚴にし檢閲を行ひ當路の人は勵精其進歩を促し其職に從事するもの亦鋭意改良を計る加ふるに教員並に補助員の講習會あり就學生徒亦從つて多し蓋し當時は創立以來學事の最も盛なりし頃なるべし。〔東志方尋常高等小學校沿革誌〕

郡視學　明治二十九年七月郡制實施の結果同年十一月初めて郡視學を置けり、明治三十二年六月地方官制改正につき郡吏員としての郡視學を改めて國家の官吏とし、（俸給は縣支出となる）必らず一郡一名づゝ置くことゝなり現今に至れり。

郡視學は府縣知事之を任命す、郡長の指揮命令を受けて郡内學事の視察其の他學事に關する庶務に從事し一名の郡書記之を補助す。

近來教化事業の盛んなるに從ひ郡視學も之の方面の指導啓發の任に當り、青年會、戸主會、婦人會、尚齒會等より通俗講演會等に至る迄凡て郡視學職務の領域に屬するに至れり。

法令にて郡視學たるべき資格を規定せらる、其の俸給其他の待遇は町村の小學校長と變ることなきを以て多くは小學校長又は訓導より任命せらるゝを常とす。

郡視學は郡長に屬する一の機關にして獨立の權能を有せず、されど郡内小學校教員の進退は郡長の權能にあるも郡視學の意見は大なる關係を有す、從つて一般に郡視學は教員間に大なる勢力を有す。

職名	氏名	備考
學區取締	田淵恒太郎	明治六年就職
同	内海敬十郎	同　七年十二月就職
同	鹿多正義	明治十一年十一月二十七日の願書署名捺印あり
小學督業	藤戸德三郎	明治十七年より十九年頃迄の在職ならん

印南郡視學		
任期	氏名	元の職名
自明治二十九年十一月至同三十年二月	丹羽信雄	印南郡書記
自同三十年四月至同三十一年一月	深谷泰藏	印南高等小學校訓導兼校長

自明治三十一年一月至同三十四年四月　大河原尙志　加古郡加古高等小學校訓導兼校長
自同三十四年五月至同三十六年九月　玉木捨吉　養父郡視學
自同三十六年九月至同三十九年九月　岩佐米次郎　三原郡視學
自同三十九年九月至同四十四年八月　松岡佐　多紀郡篠山尋常高等小學校訓導兼校長
自同四十四年八月至大正二年五月　廣田和直　津名郡江井尋常高等小學校訓導兼校長
自大正二年六月至大正　正木角三郎　伊保尋常高等小學校訓導兼校長

第十四　小學校教員

一　小學校教員數

年度	正教員 男	正教員 女	其他ノ教員 男	其他ノ教員 女	合計 男	合計 女	計
明治二十二年	三六	一	七二	一	一一七	二	一一九
同二十六年	三九	一	一六四	一	一六五	二	一六七
同二十七年	四六	一	一六四	一	一六五	二	一六七
同二十八年	四二	一	一四三	一	一四五	二	一四七
明治二十九年	三七	一	二四	三	六一	四	六五
同三十年	四四	一	二三	三	六九	四	七三
同三十一年	四三	一	二〇	四	六三	四	六七
同三十二年	五九	一	二九	四	九三	五	九八
同三十三年	五六	三	四三	六	一〇八	九	一一七
同三十四年	四八	四	五三	一四	一〇〇	一八	一一八
同三十五年	五八	八	五三	一三	一一〇	二〇	一三〇
同三十六年	一〇一	一七	四	四	一〇五	二一	一二六
同三十七年	五八	七	三四	一二	九二	一八	一一〇
同三十八年	六〇	八	三三	一六	九三	一四	一一七
同三十九年	六五	九	三一	一九	九七	二八	一二五
同四十年	七三	九	三五	二七	一〇八	三六	一四四
同四十一年	七四	六	四〇	二八	一一四	三四	一四八
同四十二年	八三	一三	四二	二五	一二五	三七	一六二
同四十三年	八四	一八	三六	二四	一二〇	四二	一六二
同四十四年	九二	二四	四〇	二三	一三二	四七	一七九
大正元年	九六	二四	三九	二四	一三五	四八	一八三
同二年	九五	二九	四一	二四	一三六	五三	一八九
同三年	一〇三	三一	四三	二四	一四六	五五	一九九

年度	尋常科勤務 男	尋常科勤務 女	高等科勤務 男	高等科勤務 女	計 男	計 女	計
明治二十二年	一	一	一	一	二	二	四
同二十六年	一	一	一	一	二	二	四
同二十七年	一	一	一	一	二	二	四
同二十八年	一	一	一	一	二	二	四
明治二十九年	一	一	一	一	二	二	四
同三十年	一	一	一	一	二	二	四
同三十一年	一	一	一	一	二	二	四
同三十二年	一	一	一	一	二	二	四
同三十三年	一	一	一	一	二	二	四
同三十四年	一	一	一	一	二	二	四
同三十五年	一	一	一	一	二	二	四
同三十六年	一	一	一	一	二	二	四
同三十七年	一	一	一	一	二	二	四
同三十八年	一	一	一	一	二	二	四
同三十九年	一	一	一	一	二	二	四
同四十年	一	一	一	一	二	二	四
同四十一年	一	一	一	一	二	二	四
同四十二年	一	一	一	一	二	二	四
同四十三年	一	一	一	一	二	二	四
同四十四年	一	一	一	一	二	二	四
大正元年	一	一	一	一	二	二	四
同二年	一	一	一	一	二	二	四
同三年	一	一	一	一	二	二	四

年度別本科正教員

年度		最多	最少	平均	最多	最少	平均	最多	最少	平均
明治二十二年	尋常 男	一八円	七円	七円八八	一四円	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	二二	一五	一八、七七						
同二十六年	尋常 女				一四	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	二九	二六	二七、五〇						
同二十七年	尋常 男	一八円	七円	七円八八	一四円	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	二二	一五	一八、七七						
同二十八年	尋常 女				一四	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	二二	一五	一八、七七						
明治二十九年	尋常 男	一八円	七円	七円八八	一四円	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	二二	一五	一八、七七						
同三十年	尋常 女				一四	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	二二	一五	一八、七七						
同三十一年	尋常 男	一八円	七円	七円八八	一四円	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	二二	一五	一八、七七						
同三十二年	尋常 女				一四	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	二二	一五	一八、七七						
同三十三年	尋常 男	一八円	七円	七円八八	一四円	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	二二	一五	一八、七七						
同三十四年	尋常 女				一四	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	二〇	一七	一八、五〇						
同三十五年	尋常 男	一八円	七円	七円八八	一四円	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	二四	一六	二一、〇〇						
同三十六年	尋常 女				一四	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	二四	一七	二一、一八						
同三十七年	尋常 男	一八円	七円	七円八八	一四円	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	二四	一六	二一、〇〇						
同三十八年	尋常 女				一四	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	二四	一七	二一、一八						
同三十九年	尋常 男	一八円	七円	七円八八	一四円	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	二四	一六	二一、〇〇						
同四十年	尋常 女				一四	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	二四	一七	二一、一八						
同四十一年	尋常 男	一八円	七円	七円八八	一四円	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	二四	一六	二一、〇〇						
同四十二年	尋常 女				一四	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	二四	一七	二一、一八						
同四十三年	尋常 男	一八円	七円	七円八八	一四円	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	二四	一六	二一、〇〇						
同四十四年	尋常 女				一四	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	二四	一七	二一、一八						
大正元年	尋常 男	一八円	七円	七円八八	一四円	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	二四	一六	二一、〇〇						
同二年	尋常 女				一四	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	二四	一七	二一、一八						
同三年	尋常 男	一八円	七円	七円八八	一四円	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	二四	一六	二一、〇〇						
同四十一年	尋常 女				一四	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	二五	一六	二一、〇〇						
同四十二年	尋常 男	一八円	七円	七円八八	一四円	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	三〇	一八	二三、〇〇						
同四十三年	尋常 女				一四	七円	九円〇〇	一四	一	一四、〇〇
	高等	三〇	一八	二三、〇〇						

准教員

年度		最多	最少	平均	最多	最少	平均	最多	最少	平均
明治二十二年	尋常 男	一三円	六円	九円五〇	一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一三	一二	一二、五〇						
同二十六年	尋常 女				一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一三	一二	一二、五〇						
同二十七年	尋常 男	一四円	六円	九円五〇	一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一三	一二	一二、八三						
同二十八年	尋常 女				一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一三	一二	一二、八三						
明治二十九年	尋常 男	一四円	六円	九円五〇	一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一三	一二	一二、八三						
同三十年	尋常 女				一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一四	一二	一二、八三						
同三十一年	尋常 男	一四円	六円	九円五〇	一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一四	一二	一二、四三						
同三十二年	尋常 女				一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一四	一二	一二、八三						
同三十三年	尋常 男	一四円	六円	九円五〇	一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一四	一二	一二、八三						
同三十四年	尋常 女				一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一四	一二	一二、八三						
同三十五年	尋常 男	一四円	六円	九円五〇	一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一四	一二	一二、八三						
同三十六年	尋常 女				一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一四	一二	一二、八三						
同三十七年	尋常 男	一四円	六円	九円五〇	一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一四	一二	一二、八三						
同三十八年	尋常 女				一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一四	一二	一二、八三						
同三十九年	尋常 男	一四円	六円	九円五〇	一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一四	一二	一二、八三						
同四十年	尋常 女				一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一四	一二	一二、八三						
同四十一年	尋常 男	一四円	六円	九円五〇	一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一四	一二	一二、八三						
同四十二年	尋常 女				一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一四	一二	一二、八三						
同四十三年	尋常 男	一四円	六円	九円五〇	一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一四	一二	一二、八三						
同四十四年	尋常 女				一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一四	一二	一二、八三						
大正元年	尋常 男	一四円	六円	九円五〇	一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一四	一二	一二、八三						
同二年	尋常 女				一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一四	一二	一二、八三						
同三年	尋常 男	一四円	六円	九円五〇	一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一四	一二	一二、八三						
同四十一年	尋常 女				一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一四	一二	一二、八三						
同四十二年	尋常 男	一四円	六円	九円五〇	一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一四	一二	一二、八三						
同四十三年	尋常 女				一一円	六円	八円〇〇	一一	七	七、五〇
	高等	一四	一二	一二、八三						

専科正教員

年度		最多	最少	平均
明治二十二年	尋常 女	九円	六円	七円五〇
	高等			
同二十六年	尋常 女			
	高等			
同二十七年	尋常 女			
	高等			
同二十八年	尋常 女			
	高等			
明治二十九年	尋常 女			
	高等			
同三十年	尋常 女			
	高等			
同三十一年	尋常 女			
	高等			
同三十二年	尋常 女			
	高等			
同三十三年	尋常 女			
	高等			
同三十四年	尋常 女			
	高等			
同三十五年	尋常 女			
	高等			
同三十六年	尋常 女			
	高等			
同三十七年	尋常 女			
	高等			
同三十八年	尋常 女			
	高等			
同三十九年	尋常 女			
	高等			
同四十年	尋常 女			
	高等			
同四十一年	尋常 女			
	高等			
同四十二年	尋常 女			
	高等			
同四十三年	尋常 女			
	高等			

| | | |

五　小學校教員身体狀況

大正三年四月初めて小學校教員身体撿査を施行す、其の況左の如し。

教員撿査人員

疾病ナキ者			疾病アル者			合計		
男	女	計	男	女	計	百中歩合	男	女	計
九九	三九	一三八	一八	六	二四	一四、八一	一一七	四五	一六二

教員体格

強健中等薄弱合計									
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
九〇	二六	一一六	二七	一七	四五	—	—	—	一一七	四五	一六二

教員疾病別

眼疾		耳疾		呼吸器病		神經質病		皮膚病		合計		姙娠
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
一六	六	—	—	二	—	—	—	—	—	一八	六	一

六　教員送別弔慰會

明治三十三年六月十八日印南郡役所内に於て委員會を開き、郡内小學校教員申合せて創立したる純然たる私立の團体とす、現行申合規約及び經費左の如し。

○印南郡小學校教員送別弔慰申合規約

第一條　本郡小學校教員は德義を重んじ本規約により相互弔慰するものとす。

第二條　前條の目的を達する爲めに左の各項を實行す。

一本郡に滿二个年以上在職したる教員にして退職又は他郡市に轉任の際は送別狀に相當記念品を添へて呈す、但在職二个年未滿のものには送別狀のみを呈す

二病氣の爲引續き欠勤六十日を踰ゆるものには見舞料として金五圓を呈す

三在職中死亡者には遺族へ祭資料として金拾圓を呈す

四不慮の災難に罹りたるものある時は常設委員會を開き臨時の處置をなす

五時々郡内教員の異動を報告すること

第三條　本規約を實行すべきものある時は其校の常設委員若くは首席訓導之を委員長に通報するものとす。

第四條　本規約取扱の便を計り各校に一名宛の常設委員を置き委員中より互選を以て委員長副委員長各一名を置く、但常設委員は各校長を以て之に充つ。

第五條　委員長、副委員長の任期は各二个年とす。

第六條　委員長は本規約實行の諸務を掌り副委員長は委員長を補佐し委員長差支ある時は其の代理をなす。

第七條　教員は諸般の費用として毎月金五錢づゝ出すの義務を有す、但し休職者は除く。

第八條　本規約は教員過半數の同意を得るにあらざれば變更することを得ず、

附則

右規約中第二條第一項其他取扱細則

一滿二个年のものは金壹圓五拾錢、滿一个年を增す毎に五拾錢を加ふ

二委員長其他會務の爲出張の時は相當實費を支給す（辨當料拾五錢、車賃一里拾五錢）

三書記必要の都度雇入れ相當手當を支給す（凡　一回貳拾五錢）

四領收証を帳簿樣のものとし各校に備へ置くこと

年度	收納會費	支出金額		
		贈呈金額	雜費	合計
自大正二年四月 至同三年三月	一〇七円九五〇	九二円〇〇〇	一円二六〇	九三円二六〇
自大正三年四月 至同十二月	五〇、四〇	一〇二、〇〇〇	一、五五〇	一〇三、五〇〇

第十五　教育上の諸研究

一　講習會

小學校教員全体の修養として講習會なるものは早くより行はれたるものゝ如し、多くは夏期休暇中一二週間或は毎月一二回日曜日に一定の會場に參集して教育學、教授法など教育に關する學說の聽講或は圖畫、唱歌、体操、手工の如き技能教科を傳習せり、講師は大抵縣下の師範學校及中學校の校長又は教諭なり、近來に至り講師も各方面より聘するに至れり。

年度	時期	日數	科目	講師	主催者
明治十八年	夏期	一〇	教授術、体操	小學督業　藤田德三郎	郡内教員
同	春期	一〇	弘道館記述義	小學校教員　笠江直矢 稻村政策 吉田矩	申合
				思齊塾主　八木郁次	
同	每月	一	未詳	未詳	同
同	二十一年	九月	未詳	未詳	未詳
同	二十四年	每月	一	國語	姫路中學校教諭　春山乙彦	私立印南郡教育會
同	二十五年	夏期休暇	一〇	國語	同　津田立本	同
同			唱歌	兵庫縣師範學校助教諭　奥山朝恭	同
同	二十六年	九月	八	教育、數學、理科	未詳	未詳
同	二十七年	夏期休暇	未詳	体操	未詳	私立印南郡教育會
同	二十八年	同	一四	國語、唱歌、体操	未詳	同
同	二十九年	夏期休暇	一四	教育、唱歌、數學	未詳	同
同	三十一年	同	一四	毛筆書		
				國語、唱歌、毛筆書	未詳	同
同				教育	甫守謹吾	同
同				博物	滋賀莊三郎	同
同				唱歌	兵庫縣師範學校教諭　田村虎藏	同
同				毛筆書	大內豐治	同

明治三十二年	夏季休暇	一五	作法	西川文雄	私立印南郡教育會
同　三十三年	每　月	一	教育的心理	大阪清水谷女校長大村忠次郎	同
同	冬期休暇	五	國語	姫路師範學校教諭豐田八千代	同
同　三十四年	夏期休暇	一四	作法、裁縫	西川文雄	同
同	冬期休暇	五	体操	姫路師範學校教諭菅田茂卿	同
			救急療法	曾根村醫師　井內中正	同
同　三十六年	每　月	一	教授法	明石女子師範學校教諭　伊賀駒吉郎	同
同　三十七年	每　月	一	手工	姫路師範學校教諭高木爲三郎	同
同　三十八年	夏期休暇	七	教授、訓練、教科書の用法	印南郡視學　岩佐米次郎	同
同　三十九年	每　月	一	體操	姫路中學校教諭　平本直次	同
同	夏期休暇	一〇	植物、天文	寺崎留吉	同
同　四十年	同	六	聚樂式算術教授法	京都市聚樂小學校長 廣田虎之助	同
同	同	四	應用昆蟲學	柏原中學校教諭　中川純	同
同　四十一年		四	倫理と宗教	第三高等學校教授 文學士　野々村直太郎	三治協會
同　四十二年	同	七	應用化學	兵庫縣技師工學士大山爾也	同
		七	國語、圖書	印南郡視學　松岡佐	同
同	每　月	一	修身	姫路師範學校訓導谷口傳藏	印南郡

明治四十三年	自肯十一日至八月二十日	五〇	教育	三浦修吾	印南郡
同	夏期休暇	五	教育	草川清	三治協會
			圖書、手工	姫路師範學校教諭	印南郡
同	毎月	一	教育	兵庫縣視學	三治協會
同　四十四年	毎月	一	同	廣島高等師範學校附屬中學校教諭	同
同	夏期休暇	七	法制、經濟、修身	明石女子師範學校教諭及川平治	印南郡
同四十五年（大正元年）	毎月	一	理科	同	同
大正元年	夏期休暇	六	地理、歷史	東京高等師範學校教授中島信虎	三治協會
同　二年	同	三	体操	御影師範學校教諭 山鳥吉五郎	印南郡
同	同	六	兒童心理	御影師範學校教諭 曾我豐吉	三治協會
同	同	六	料理法實習（女教員）	原谷四郎	印南郡
同　三年	同	六	修身教授法	文學士 櫛崎淺次郎	三治協會
同　四年	同	五	國語	明石女子師範學校教諭吉枝つる	同
				東京高等師範學校教授 佐々木秀一	同
				東京高等師範學校教授兼東京帝國大學助教授 保科孝一	同

二　教授法の研究會

明治三十七年五月より同四十二年七月迄、郡事業として毎月一回乃至二回日曜日に實施せし所にして、摸範教授會と批評教授會とあり。批評教授會は豫め學校及學年教科を通知する場合と、突然其學校に臨みて學年及教科を指定し、又は當日の教授時間通りに教授せしむる場合とあり、何れも參觀せる同學年擔任教員をして批評の後、佳、稍佳、不佳の三種に別ちたる評語を無記名投票を以て教授の可否を決定せり。摸範教授會は御影、明石、姫路の三師範學校訓導を聘して實地教授を行ひ、郡内教員をして質問又は批評せしむるものにして、明治三十九年十一月以降同四十二年七月頃迄行はれたり。

○郡内小學校批評教授實施内規

一批評教授は監督官廳の命令に基き開催するものとす。

二教授者は當該學校受持教員にして教授の材料は普通教材に依るものとす。

三批評者は出張命令を受けたる同學年受持教員に限るものとす。

四批評會の會長は當分の内郡視學をして是に任せしむ。

五批評の順序は左の方法に依る。

一教授者教授法の說明　二批評者の質問

三各自批評　四總評

六總評は郡視學をして各自の批評の當否を判定せしめ更に全体の批評及注意をなさしむる者とす

七批評教授は一日三時間以下とす。

八批評者は批評教授後一時間批評に關する會議又は研究をなしたる後に批評を始むるものとす。

九批評の事項は左の如し。

一教材　排列、分量

二教授　全体

三教師　態度、音聲、其他管理一般

四兒童　姿勢、言語、其他心的活動

五教具　教室、其他

十批評教授の當該學年二學級以上ある學校の學年選定方は學校長の申出による。

十一批評會は當該學校職員及教職にあるものは批評教授又は批評會の參觀を許すものとす。

但教授者の承認ある場合に限る。

三　教員會

教員修養の機關として明治四十一年五月教員互讀會を設立し、名士の講演、同學年批評教授、旅行、學校參觀等を行へり、その組合區域左の如し。

靈松互讀會　伊保、曾根の二尋常高等小學校、中筋尋常小學校教員

神爪互讀會　神爪高等小學校、東神吉、西神吉、米田、阿彌陀の四尋常小學校教員

兩莊互讀會　平莊高等小學校、平莊、上莊、國包の三尋常小學校教員

志方互讀會　志方高等小學校、東志方、志方、西志方の三尋常小學校教員

別所互讀會　別所尋常高等小學校教員

南部互讀會　北濱、的形、大塩の三尋常高等小學校教員

大正元年二月教員會と改め且つ組合區域を左の如く變更せり。

南部教員會　曾根、大塩、的形、北濱、別所の五校の教員

中部教員會　伊保、米田、西神吉、西志方、阿彌陀の五校の教員

北部教員會　東神吉、平莊、上莊、國包、東志方、志方の六校の教員

○印南郡北部教員會則

第一條　本會は印南郡北部教員會と稱す。

第二條　本會は教育に關する研究及智德の修養をなし兼ねて會員相互の親睦を圖るを以て目的とす。

第三條　本會は東神吉、平莊、上莊、國包、東志方、志方の六校の職員を以て組織す。

第四條　本會に左の役員を置き任期を一个年とす

會　長　一名　會員の互選

副會長　一名　同

幹　事　四名　會長の指名

第五條　役員の任務左の如し。

會長は會務を總督し會員を代表す

副會長は會長事故ある時代理す

幹事は會長の命により會務を處理す

第六條　本會は毎年五、七、九、十一、二月の日曜日に開催す、但臨時の開催又は一部の會合を開催することあるものとす。

第七條　本會に於て行ふ事業左の如し。

一名士の招聘

二研究部を常置し教育上の研究をなすこと

三會員の研究或は意見を發表せしめ又は討論をなすこと

四各校相互間に交換教授を行ふこと

五會員の實地授業を行ふこと

六教育上の團体參觀を行ふこと

七各校講話開催の時互に應援すること

八會員の懇談會又は團体旅行を行ふこと

九監督官廳諮問事項の答申或は教育上の意見を上申すること

第八條　會場は各校巡回とす。

第九條　本會の開催日及事業は約三週間前に會員に通告するものとす。

第十條　本會會員は開催當日は必らず出席する義務あるものとす。

第十一條　本會開催に關しては監督官廳に豫報及實施後の狀況を報告するものとす。

第十二條　本會會員は會費として毎月金五錢を醵出するものとす、但臨時費は別に負擔するものとす。

四　印南郡女教員會

明治四十三年一月五日の創立なり、左に規約を掲ぐ。

○印南郡女教員會規約

第一條　本會は兒童教養上の研究をなし會員の女德を涵養し將來印南郡婦人會を組織するを以て目的とす。

第二條　本會は印南郡教育に從事する女教員を以て組織す、但有志婦人の入會を妨けず。

第三條　本會に左の役員を置く

總　裁　一　名　顧問の意見を聽き本會之を推選す

顧　問　若干名　郡視學、村長、校長、隣會長

會　長　一　名　會員五選し總裁之を任命す

副會長　一　名　同　前

幹　事　三　名　會員中につき會長推薦し總裁之を任命す

委　員　五　名　會員中につき會長之を任命す

第四條　役員の權限左の如し。

總裁は會全体を統裁す

顧問は總裁の諮問會長の協議に應じ隨時助言す。

會長は會務を統督し會員を代表す
副會長は會長事故ある時に代理す
幹事は庶務會計等の事務を分掌す
委員は其地方會員に關する事務を掌る

第五條　本會は毎年一月に總會を、五月十月に部會を、其他必要に應じ臨時會を開催して左の事業の全部若くは一部を行ふ。

一第一條の目的に適する講演
一同女子手藝音樂割烹等の講習
一同清楚なる會員の娯樂及修學旅行

第六條　本會員は會費として金五錢を毎月醵金するものとす、但臨時費は別に負擔するものとす。

創立以來大正三年一月に至る五个年間に開會十五回講演、講習、修學旅行等を行へり。

○會計其他　（金額は圓位に止む）

年度	會員數	經費	會長氏名
		收入	
明治四十三年	六二	三〇円	清流かね
同　四十四年	五八	二二円 二四	大西さよ
大正　元年	五〇	二七	北野たみ
同　二年	四七	二三 二四	同
同　三年	四五	二六	同
同　四年	二四	二一	同

五　印南郡研究會

從來郡事業たる研究會は、明治四十三年度以來毎月一回講師を聘して算術、修身、理科等の教材研究をなせしも、全く受動的にして實質に於ては講習會と異なる点なかりき。

大正二年十一月に至り從前の受動的研究より發動的研究となれるは最も注意すべき傾向なりとす。即ち郡内各小學校より委員一名宛、校長中より委員長一名を任命して委員會を設け、研究事項或は研究問題は委員會に於て決定しその性質上南、北、中の數員會研究部に於て研究せしむるものと、各學校研究部又は受持數員に於て調査研究せしむるものとありて、毎月一回日曜日に開會し總會又は部會に於て發表研究せしむ。

各學校或は一個人の研究事項をも發表せしむ。

開會毎に指導者として或は批判者として適任者を聘す。

研究會の方法及び研究事項の一例左の如し。

○印南郡研究會方法

一郡内小學校に於ける數授訓育体育等教育上の諸問題を研究するを以て郡事業として研究會を開く。

二本研究會は郡内小學校數員全部出席するものとす、但時宜により之を制限することあり、又當直員は之を除く。

三本會は郡視學の指名により委員長一名委員若干を置き左の事務を取扱はしむ。

研究問題の撰定　同　事項の處理
同　方法の撰定　同　時日及會場の撰定
事業の記錄

四研究問題並に時日會場は其都度各小學校に通知す。

五各小學校及各數員會は本會と聯絡して研究部を置く。

六各小學校研究部及各數員會研究部は通牒を受けたる研究問題につき豫め研究をなすものとす。

七各小學校及各數員會は本會開催の節代表者を定め研究事項の發表又は討議をなさしむ。

但代表者の數は其の都度之を定む。

八各小學校研究部及各數員會研究部は本研究會委員部に研究問題の提出をなすことを得。

九小學校數員は委員部の許可を經て各自の研究事項並に意見を發表することを得。

十郡視學は本會總てを監督す。

○研究問題の一例

一二部數授に於ける地理歷史の豫習方法及其効果に關する報告。

一二部數授に於ける指導生使用方法に關する報告

一二部數授に於ける地理歷史豫習の程度如何の討論。

一二部數授に於て數授訓練上最も困難を感じつゝある事項の報告。

一書方數授に關する發表。

一上莊校の書方數授の實際の發表。

一伊保校の体操科の實際の發表。
一東神吉校の珠算教授の實際の發表、並に姫路師範學校訓導谷本傳藏氏の批判。
一二部教授に於ける教授訓練上特に工夫せる教具の陳列。
一尋常五學年用算術書中の外國度量衡（教授及教材）の取扱方法の報告。
一尋常科三學年（男四十六名女四十九名）
同　四學年（男四十七名女四十二名）
右の學年に於て同學年二部教授と異學年二部教授との可否の討論。
一綴方教授の研究及經驗並に縣下巡視の際感せし該科教授の欠陷。（縣視學小原龜松）
一形式算に於ける發表。（大塩校石川庫三郎）
一最近の教育思潮。（郡視學正木角三郎）
一尋常小學校日本歴史卷二第八「新井白石」に就きて有効なる理想的教授方案の發表。（各教員會研究部）
右發表に對する批判及歴史科に對する最近思潮の講演。（谷口姫路師範學校訓導）
一農村教育に就て。（郡視學正木角三郎）
一小學校に於ける養鶏。（郡畜産技手堀矩從）
一各校に於ける書簡文教授方案の發表。（各校）
右に對する批判。（谷口姫路師範學校訓導）
一高等科第一學年地理『北亞米利加合衆國』を教授する實際案の發表。（各教員會研究部）
一小學校に於ける堆肥舍及堆肥の方法。（郡農業技手松原晴太郎）
一其他各學年に關する研究事項の發表（各學年擔任教員）

六　教員研究成績

教授用具展覽會　明治三十九年十月郡内小學校教員の製作工夫に成れる教授用具を一人二点以上出品せしめ、神爪高等小學校に陳列公開し、之に審査を加へ褒賞せり、之れ恐らくは本郡に於ける教員研究物發表の始めならん、當時の出品にして三重縣主催全國教育展覽會に於て褒状を受領せしもの五点ありしより考るに蓋し相當の成績を擧げしものならん。
教育品展覽會　大正元年九月三治協會の事業として伊保尋常高等小學校に開催し兒童の成績物よりも郡内小學校教員の調査研究事項、並に考案の教授用具等を主目的とせしため教員の出品物五百五十五点に達し、之に審査を加へ一等賞の二点を初め三等賞迄授賞せしもの三十二点にして成績良好と認められたり。
理科教授方案の成績　大正二年本縣に於て各郡市毎に凡そ三点を標準として理科方案を募集せり、本郡出品三点共一等賞の成績を得たり。
以上の事蹟は近年に於ける本郡教員の研究程度の一端を窺ふに足らん。

七　學校調査批評會

大正二年十一月より實施せるものにして毎月一校の豫定を以て順次各小學校の全部を調査し批評を加へて、郡内小學教育の充實を期せんとせり。即ち一个月前調査すべき學校を指定し、各小學校より主として學校長又は首席訓導を出張せしめ、午前中は教授を分擔參觀し、午後は設備、諸帳簿、諸施設に渉りて分擔調査を行ひ、その學校の職員並に學校管理者に對して調査の結果を忌憚なく發表批評す、其効果顯著なりとす。

八　視察旅行

郡費より視察旅費を支給して視察旅行をなさしめたりしことあらんも詳ならず。明治二十四年郡私立教育會設立後漸く明治二十八年に至り姫路市、揖西郡、岡山縣に二名の視察員派遣の擧あり、爾來同會より視察員を派遣せり、然れどもその視察事項は凡て學校教育の範圍を出でざりき。
明治四十二年度に至りて全郡小學校長に一週間の豫定を以て岡山、香川、德島の三縣に渉る視察を命じたるは破天荒の事なりとす、爾來毎年六名乃至拾名をして他府縣を視察せしむることゝなれり。視察事項も從來の如く單に學校教育に止まらず。模範町村をも視察するに至れり、又以て本郡小學校の事業か町村の教化方面に着手せらるゝに至れるかを知るに足る、大正二年度より町村長一二名を此の一行に加ふるに至りしは、學校と町村との事業相關聯して離るべきものに非らざるを証せり。

此等視察に要する旅費の補助として一人に付郡費より拾五圓學校より拾圓乃至拾五圓を支給す。

要するに交通の便開くるに從ひ視察地も遠きに及び視察事項の範圍も町村自治の方面にも渉り、單に教育上の効果を收むるのみならず知見を廣め氣宇を宏大にし、地理歷史産業等の活智識を得る等間接の効果多大なりとす。左に明治二十八年以降の視察を掲ぐ。

年度	日數	目的	人員	視察地方
明治二十八年	未詳	學校視察	二	姫路、揖西郡、岡山縣
同	同	同	二	明石郡
同三十年	同	同	不詳	不詳
同三十一年	同	同	一	淡路
同	同	同	一	奈良縣
同	同	同	一	加東加西二郡
同三十三年	同	同	一	京都市
同三十四年	同	遊戲取調	一〇	御影師範學校
同三十五年	同	學校視察	一	愛知三重の二縣
同四十二年	七	學校及摸範村視察	一五	岡山、香川、德島の三縣
同四十三年	八	學校及摸範村視察	六	廣島、福岡の二縣
同	八	同	六	愛知、靜岡の二縣
同四十四年	八	東京帝國教育會講習出席	五	東京府
同	七	滋賀縣教育會講習出席	五	滋賀縣
同	六	帝國教育會冬期講習出席	五	東京府
大正元年	一〇	學校及摸範村視察	九	東京、埼玉、千葉の一府二縣
同二年	七	學校視察	三	廣島縣地方
同	一一	學校及摸範村視察	二	東京府地方
同三年	一〇	學校及摸範村視察	七	神奈川、愛知、靜岡東京地方

備考　明治三十五年度迄は私立印南郡教育會よりの派遣せしものなり。

第十二　兒　童

一　學齡兒童

學齡兒童とは年齡滿六歳より滿十四歳の兒童にして尋常科五學年或は五、六學年を設けたるに依り尋常小學の兒童數は增加し高等小學の兒童數は之に反せり、四十二年度は六个年義務教育の全部實施せられたる結果尋常小學の兒童數は更に增加せり。

三　就學歩合

明治二十七年度の六十一人八分より翌年には五十七人六分五厘に低下したるも、二十九年度には六十五人〇二厘に達せり、爾後三十四年に至る間は年々三人餘より五人餘の長足の進歩をなし、翌三十五年度は九十四人〇一厘に達し前年より八人一分九厘の增加にして空前絶後の事蹟なり。翌三十六年度よりは常に增加の趨勢を維持し、殊に義務教育延長當時も大なる減少なく大正三年度には九十八人四分七厘に達せり。

之を男女別にすれば男兒は二十九年度の六人四分四厘の增加を最高とし、三十一年度の四人四分七厘三十五年度の四人六分五厘は著しき增加にして、此の間は增加の著しき時代なり、三十九年度よりは常に九十七人以上を保ち、大正三年度には九十八人四分

此中には既に卒業せる者、現在就學せるもの、未だ就學の域に達せざるもの〻三種を含む。

學齡兒童數は次表に示すが如く明治二十七年度の九千人に近き數が漸々減少し、三十一年度に八千人に滿たず、三十七年度に至り始めて廿七年度の人員に復せり、四十年度より年々多少增減の裡に大正三年度に一萬以上に達するに至れり。

二　就學兒童

就學兒童數は明治二十七年度より義務教育延長の前年即ち四十年度に至る十四个年間に、尋常小學にありてはその增加一倍五分二厘にして之を男女別にすれば男兒は一倍二分二厘女兒は二倍〇二厘、高等小學にありては六倍一分七厘にして之を男女別にすれば男兒は四倍五分一厘女兒は實に廿二倍に達せり、これ前者は義務教育の女兒にも普及したる結果にして高等小學兒童數の增加は初等教育の勃興殊に學校の增設は通學距離の短縮となりて、男兒のみならず特に女兒の就學を容易ならしめたる結果なりとす。

明治四十一年度は六个年義務教育實施の初年にして

七厘に達せり、されど之を女兒に比し增加の割合少なきは男兒の就學は常に女兒に先つ事實の一証と云ふべし。

女兒にありては二十八年度迄は未だ五十人に達せざる狀態なり、二十九年度に五十三人一分一厘となり前年に比し八人〇九厘の增加を來せり、爾來年々四人以上の增加を示せるに拘らず三十四年度に未だ七十九人一分七厘の域にあり、翌三十五年度には十二人一分一厘といふ破天荒の增加をなし、始めて九十一人二分八厘に達し男兒の九十六人五分九厘に接近するに至れり、爾來常に男兒よりは高き歩合を以て增加し、四十年度より男兒に比し二人以內の差となり、大正三年度に九十七人七分に達し男兒との差僅かに一人四分八厘となれり。

要するに二十八年度に就學歩合の低下となり二十九年度より三十五年度に至る八个年間は就學歩合の激增したる時代なり、三十六年度以降は日露戰役の影響、義務教育延長の難關も無事に經過し年々の增加に依りて現今の域に達せり。

更に之を本縣及全國の平均歩合に比較するに本郡就學歩合の激增の時代たる二十九年度より三十二年度に至る四个年間は常にその歩合三人乃至四人內外の高度を保ち、三十三年度より三十九年度に至る七个年間は縣平均歩合と大差なく全國平均よりは二人內外の高度を保てり、四十年度よりは本縣及び全國平均以下に降り、大正三年度に至り漸く本縣及び全國平均を越ゆるに至れり。

學齡兒童並就學歩合累年表

年度	學齡兒童 男	學齡兒童 女	學齡兒童 計	就學既達百中歩合 男	就學既達百中歩合 女	就學既達百中歩合 計	同上兵庫縣就學歩合	同上全國就學歩合
明治二十二年	四、三四八	三、九二三	八、二六一					
同　二十七年	四、二〇七	三、九〇六	八、一一三	四九、六〇	二七、〇三	三八、一一	六三、一二	六一、二七
同　二十八年	四、二四二	三、九二八	八、一七〇	五〇、三六	二八、三五	三八、七一	六五、三三	六〇、九九
同　二十九年	四、三七三	四、〇五〇	八、四二三	五三、一一	二九、〇三	四二、一四	六五、一七	六四、二三
同　三十年	四、二九〇	三、八六九	八、一五九	五七、三七	二九、三五	四二、七二	六五、一八	六六、六五
同　三十一年	四、三一五	三、八五九	八、一七四	六一、二一	三〇、一七	四二、九一	六七、八六	六七、九一
同　三十二年	四、一九〇	三、七二三	七、九一三	六六、五一	三〇、六四	四三、七四	七二、九三	七二、七三
同　三十三年	四、三〇〇	三、七七一	七、九七一	七三、九七	三一、〇一	四五、〇七	八一、七九	八一、六七
同　三十四年	四、五二八	四、二三三	八、七五一	七九、一七	三一、六八	四五、八二	八五、八一	八六、〇五
同　三十五年	四、三三一	四、一二三	八、四五三	九一、二八	三二、九四	四四、〇一	九三、八三	九一、五七
同　三十六年	四、四一四	四、三二三	八、七三七	九四、〇三	三三、一七	四五、〇二	九四、〇三	九三、二三
同　三十七年	四、五七六	四、五〇四	九、〇八〇	九五、二六	三三、七三	四五、六二	九五、八九	九四、四三
同　三十八年	四、六三七	四、四七九	九、一一六	九四、四九	三四、八八	四六、二二	九五、八八	九四、六二
同　三十九年	四、六八七	四、六〇二	九、〇八九	九六、一七	三四、三五	四七、一七	九五、二三	九五、一三
同　四十年	四、八五一	四、七七八	九、六二九	九六、五九	三四、五五	四七、五八	九六、〇七	九六、四七
同　四十一年	四、八八四	四、七七五	九、六五九	九六、七四	三四、七七	四七、七八	九七、二九	九七、一三
同　四十二年	五、一〇八	五、〇七五	一〇、一八三	九八、五四	三四、六三	四七、二三	九七、六五	九八、二三
同　四十三年	五、一五三	四、九四四	九、八七六	九八、七六	三四、〇二	四七、〇二	九八、〇二	九七、六六
同　四十四年	五、〇三九	四、八三九	九、八六八	九八、五五	三四、八六	四七、七三	九七、七九	九七、七九
同　四十五年（大正元年）	五、〇一六	四、九〇六	一〇、〇二二	九八、三一	三四、九一	四七、九〇	九七、七七	九八、一三

大正二年	五、〇七四	四、九四四	一〇、〇一八	九七、〇三	九七、七六
同三年	五、二〇二	五、〇四三	一〇、二四五	九七、七〇	九八、四七

				九八、〇四	九七、九三
				九九、一八	九八、二四

就學兒童數累年表

年度	尋常小學 男	尋常小學 女	尋常小學 計	高等小學 男	高等小學 女	高等小學 計
明治三十二年	一、二五五	三、三七八	二、〇七八	九四	五	九九
同二十六年	一、一一三	三、一九〇	二、〇一	一六	二一七	
同二十七年	一、二三五	三、三六	二、一八	二四	二四二	
同二十八年	一、二六二	三、七七九	二、五五	三一	二八七	
同二十九年	一、三七七	三、九九五	三三一	五四	三八五	
同三十年	一、三六五	一、七〇八	四、〇六四	七六	四八二	
同三十一年	一、三三三	一、七〇三	三、九二五	四八九	一一六	六〇五
同三十二年	一、三七二	一、七六五	四、〇三七	五九一	一六一	七五二
同三十三年	一、〇八一	一、六三六	三、七一七	五九五	一九四	七八九
同三十四年	一、三三六	一、九七五	四、二一一	六六三	二五五	九一八
同三十五年	二、四八三	二、四七七	四、九六〇	六七七	三〇四	九八一
同三十六年	二、三六三	二、四八一	四、八四四	七四三	三五七	一、一〇〇
同三十七年	二、四〇三	二、四八八	四、八九一	七四一	三六四	一、一三五
同三十八年	二、三九八	二、四三六	四、八三四	八三五	四三九	一、二七四

明治三十九年	二、四五六	二、四二七	四、八八三	九八〇	五一一	一、四九一
同四十年	二、五七〇	二、四九二	五、〇六二	九六八	五二八	一、四九六
同四十一年	三、三〇九	二、九一五	六、二二四	四三九	二四三	六八二
同四十二年	三、六五八	三、三四五	七、〇〇三	三八二	二〇〇	五八一
同四十三年	三、八二六	三、五九九	七、四二五	三七二	一七七	五四九
同四十四年	三、八三〇	三、六四九	七、四七九	四三四	一九七	六三一
同四十五年（大正元年）	三、七四二	三、六三六	七、三七八	四九一	二一〇	七〇一
大正二年	三、七九〇	三、五九二	七、三八二	四九一	一九四	六八五
同三年	三、七二〇	三、六三三	七、三五三	五二三	二二四	七四七

四　出席歩合

明治二十六年は同年八月の調査にして全年度の成績に非らざれども、其出席歩合僅々三十一人三分七厘なり、又以て其當時の出席狀況の一斑を知るに足らん。

三十三年度より三十六年度迄は九十人に達せざりしが三十七年度に至り一躍九十二人六分六厘に達し前年度より約四人の增加なり、爾來增加の大勢を維持し、四十一年度には前古比類なき九十七人二分九厘に達せり。四十二年度は六个年義務教育全部實施の年にして出席歩合九十二人餘に減少せしも、大正元年以後は大に奬勵の結果大正三年度に九十五人六分七厘となれり。

女兒の出席歩合は三十五年度迄は九十人未滿にして男兒との差三人乃至五人なり、三十六年度は六人七分八厘の大差を生じたり、三十七年度より漸次其差減少し大正二年以降は二人內外となれり。

更に本縣平均出席歩合に比較するに大体に於て縣平均以上にあり。殊に大正二年以降は縣下各郡市中第三位を下らざる好成績を呈するに至れり。

尋常小學就學兒童出席歩合累年表

年度	男	女	計	本縣歩合
明治二十六年	—	—	三一、三七	—
同三十三年	九〇、五〇	八七、四三	八八、三一	八四、七九
同三十四年	九二、〇五	八七、九五	九〇、一一	八六、一九
同三十五年	九一、〇七	八六、二五	八八、六六	九四、七七

明治三十六年	九一、一〇	八四、三二	八八、七一	九一、二九
同三十七年	九三、八九	九一、四三	九二、六六	九〇、七四
同三十八年	九一、九〇	九二、一七	九二、〇九	九二、六八
同三十九年	九四、六四	九二、八一	九三、七三	九三、四八
同四十年	九七、〇九	九五、五〇	九六、二九	九三、〇〇
同四十一年	九七、〇七	九七、五〇	九七、二九	九二、九六
同四十二年	九四、〇七	九〇、四九	九二、二六	九二、五〇
同四十三年	九五、八一	九三、二九	九四、六五	九二、〇〇
同四十四年	九三、四一	九〇、〇〇	九一、七一	九二、五三
大正元年	九五、三五	九一、九九	九三、七一	九一、九七
同二年	九四、九九	九二、八九	九三、九六	九二、〇五
同三年	九六、三五	九四、五六	九五、六七	—

高等小學出席歩合累年表

年度	男	女	計
明治二十六年	—	—	八六、九五
同三十三年	九二、九四	九五、一三	九三、五一
同三十四年	九三、七八	九四、六一	九四、〇二
同三十五年	九七、九〇	九七、二三	九七、六六

明治二十六年は同年八月調査なり。

同　三十六年	九三、七九	九五、三六	九四、三一
同　三十七年	九五、九六	九七、〇三	九六、四九
同　三十八年	九六、五三	九七、一三	九六、八三
同　三十九年	九五、四一	九四、七九	九五、一〇
同　四　十　年	九八、五四	九七、七〇	九八、〇五
同　四十一年	九八、五〇	九八、七〇	九八、六〇
同　四十二年	九六、二六	九五、二一	九五、七五
同　四十三年	九四、五三	九六、〇〇	九五、四三
同　四十四年	九六、二三	九七、一三	九六、七九
大正　元　年	九六、一六	九八、四〇	九七、五七
同　二　年	九六、八四	九八、三八	九七、六一
同　三　年	九六、八五	九七、八三	九七、一四

明治二十六年は同年八月調査なり。

五　就學並出席督勵に關する施設

就學並に出席の向上普及は國民教育に於ける根本要件なり、日露戰役後監督官廳の督勵、町村の施設、國民の自覺と學校教員の奮勵と相俟つて漸次就學の歩合も高まり出席の歩合も進歩し、就學と出席との差相接近するに至れり。

左に就學並に出席督勵に關する施設の主なるものを記す。

學用品の貸與　各小學校には貧困兒童に貸與する學用品費として拾圓乃至貳拾圓の經費を設けり。

金品の給與　大塩村の施設なり。

證書授與　古くより行はるゝ方法にして一學年間皆出席兒童には皆勤證書を授與し、二日乃至四日間以内の缺席兒童には精勤證書を授與す。猶卒業の際には在學中の出席日數に依り、在學中の皆勤證書又は精勤證書を授與す。

學級奬勵　毎月末に各學級の出席歩合に應じ其の成績等級を定めて該學級の入口に旌表す。

部落奬勵　毎月末に各部落又は通學組合の出席歩合に應じ、其成績等級を定め、且つ降校の際其の成績順に歸宅せしむ。又優勝旗を授與し毎日昇降校に捧持せしむる阿彌陀、東神吉校の如きもあり。各部落別出席歩合表を作製し、部落毎に競爭せしめ且つ學務委員、部落總代、村會議員、有志家等に通報し間接に奬勵の任に當らしむ。

通學組合　高級兒童に正副組長を任命し、毎朝組合内の兒童を勸誘同道せしむ、缺席兒童ある時は毎朝受持教員に理由を報告せしむ。

學校教員の督促　督促區域を定めたる分擔法又は當番制度によりて缺席兒童ある毎に必らず訪問し說諭を加ふ、最も有効なるものなり。

就學並に出席歩合表配布　郡役所は毎月各小學校の歩合表を作製し、學校及び町村役場に配布して督勵的參考資料を與ふ。

說諭　郡役所は町村長の申告に依る出席不良の兒童ある時は其の保護者を召喚して說諭を加ふ、郡視學出張視察の際も學校又は町村役場に召喚して說諭を加ふ。

優勝旗授與　大正元年初めて實施せる所にして郡内就學並に出席歩合の最高の町村、學校に一旒其の進歩の歩合最高なる町村、學校に一旒を授與す。當日各小學校の尋常五學年以上の男女生を一定の場所に集め、郡内有志者の參列を請ひ盛大なる授與式を行ひ、式後体操會を行ふ、其の成績左の如し。

年度	授與校名	就學歩合	出席歩合
大正元年	上荘尋常高等小學校	一〇〇、〇〇	九八、五三
同　二年	同　同　校	一〇〇、〇〇	九八、七八
同　三年	同　何々小學校	一〇〇、〇〇	九八、五四
大正元年	平荘尋常高等小學校	九八、二三	九八、五三
同　二年	阿彌陀尋常小學校	九六、三四	九三、四二
同　三年	的形尋常高等小學校	九五、五四	九五、三九

（賞狀寫）

學齡兒童就學出席ノ成績本學年間通シテ本郡中首位ヲ占ムル依ヲ玆ニ之ヲ表彰シ優勝旗ヲ授與ス

大正　年　月　日

印南郡長位階勳等　氏　名

（賞狀寫）

何々村
何々小學校

學齡兒童就學出席向上ノ歩合本郡中優良ナリ依テ玆ニ之ヲ表彰シ優勝旗ヲ授與ス

大正　年　月　日

印南郡長位階勳等　氏　名

○大塩村就學奬勵會

本村は勞働稼人の出入頻繁にして細民多く就學督勵の困難なるに拘らず學齡兒童中居所不明寄留手續未了者十二名を除く外悉皆就學し其歩合郡中第三位の成績を得たるは當事者督勵の力に由ると雖大塩村就學奬勵會に負ふ所尠からず、本會は故村長千葉保胤氏熟誠首唱の下に成りしものにして明治三十七年一月左記の如き規約を設け同氏及び時の小學校長鳥本與一郎各金五圓づゝ率先寄贈して創設せしものなり、爾來村内に出生、婚姻、凱旋、年賀、開業、伊勢參宮、新築等吉凶の事ある毎に村役場小使をして寄附帳を持參せしめ多少に拘らず金品の寄贈を求む、今日にては貧民子弟の爲めに寄贈するの美風を養成し且つ村民一般に吉凶と本會とは離るべからざる者と認むるに至れり、其創設より今日に至る迄に奬勵基金百五拾圓に達し寄附人員百八十人を超ゆ、本會の補助により就學せるもの四年間七十餘人なり、其の補助法は學用品給與貸附と猶之に貳錢又は參錢づゝの辨當料を加給するものとあり、本會の規約左の如し。

第一條　本會は學齡兒童にして貧困の爲就學すること能はざるものを補助し義務教育をして全からしむるを目的とす。

第二條　本會は事務所を大塩村役場内に置く。

第三條　本會の資金は左の篤志の行爲に依る。

一本村民にして婚賀祝祭を爲す時は其費用の一部を割き各自其分に應じ金拾錢以上を寄附すること

二一般寄附

第四條　本會に左の役員を置く、但名譽職とす。

會　長　一名　本村長之に當る
副會長　一名　助役に囑託す
評議員　若干名　學校長學事主任學務委員等に囑託す

第五條　會長は本會一切の事務を總理し副會長は會長を輔佐し會長事故ある時は之が代理をなし評議員は事務執行方法及補助の標準を評定し兼て第一條事故者を注意す。

第六條　本會の會計は年一回四月中に掲示す。

第七條　本會規約は明治三十七年一月一日より實施す。〔明治四十二年兵庫縣初等教育事蹟〕

○上莊村の就學出席督勵

上莊村立上莊尋常高等小學校は本郡内に於ける就學出席の最優良校にして本縣下にも稀なる成績なり。十年以前には就學猶豫出願者四十名内外にも達し義務教育上憂ふべき狀態なりしが一々直接家庭につき實況調査を行ひ貧困猶豫を一切取上げざる方針を取り、同時に部落巡回講話を開き國民教育の必要なる所以を説きしが現今に於ては如何なる貧困者と雖も進んで就學せしむるに至れり。出席督勵も明治三十六年より戸別訪問部落講話出席等級奬勵を實施し、又毎日始業前に缺席兒童を調査し即時家庭訪問をなし病氣缺席兒童には病狀を視察し看護上の注意を與へ其他の缺席にありては相伴ひて登校し一日も怠ることなし。

就學歩合は明治三十六年の九十五人五分より四十一年に九十九人餘大正元年に百人となれり、出席歩合は三十六年の九十二人七分より四十一年に九十八人餘大正二年に九十八人八分に達せり。

○米田尋常高等小學校出席督勵

同村の就學は唯名のみにして連續缺席兒童日々幾十餘人の多きに達し義務教育上焦眉の急務たりしを以て、明治四十五年以來機會と時間の許す限り

家庭訪問をなし、父兄母姉懇話會を各部落に開催し、厚意的督促をなし一兒童の出席に二十幾度の足を運ぶこともありき、明治四十四年の出席歩合八十七人三分九厘は大正二年度に九十四人七分三年度には九十六人四分に達せり。

第十七　小學校の衛生

學校衛生の適當なると否とは未來の國民たるべき小學校兒童の健康狀態に影響すること頗る大なり、明治三十年一月に學校清潔法、三十一年二月に學校醫職務規程、同年九月に學校傳染病豫防法及消毒法、三十三年に學生生徒身体檢査規定を發布せらる、此等の規定に基きて學校の清潔を保ちその衛生事務は實行せらるゝなり。

一　採光通風法

一教室の採光窓は光線の直射を避け又は採光を加減する爲めに窓掛布を設備し受持教員之れが開閉をなす、近來窓外に落葉樹を植うるに至れり。

一塗板面の剝落は常に注意す。

一近視弱視の兒童は、机列の前方に着席せしむ。

一夏期は常に開窓し冬期は始業前及休憩時間中は當番兒童によりて通風窓、換氣孔を開放す。

二　清　潔　法

清潔法を分ちて日常清潔法、定期清潔法、臨時清潔法の三とす。

●●●●日常清潔法

一教室の掃除は毎休憩時間に當番兒童數名をして不潔物を拂拭し、塗板拭を掃除し、室内備品の整頓をなさしむ、放課後は當番兒童受持教員と共に清潔を行ふ。

一教室以外の校舍は尋常四學年以上の男女生に分區し、教員監督の下に當番兒童によりて毎日放課後教室同樣清潔を行ふ。

一屑箱或は紙屑籠は毎日當番兒童をして掃除せしむ。

一便所は毎日使丁をして床板を拂拭せしめ、小便所はブラッシにて磨擦し、洗淨後防臭劑を注がしむ。

一校庭の紙屑、木片、石礫等は毎日當番兒童をして拾收せしむ。

一風塵飛散の日又は夏期中は、尋常四學年以上の當番兒童をしてバケツ或は撒水車を以て撒水を行はしむ。

一唾壺は小使をして各日に掃除せしめ、千倍の昇汞水を入る。

一通行土間は當番兒童によりて、放課後撒水し竹箒にて掃除せしむ。

一下駄箱は毎日當番兒童をして棕櫚箒にて掃除し毎週土曜日に洗淨せしむ。

一下水は使丁をして常に之を疏通せしめ、毎土曜日に之れが大掃除を行はしむ。

一寢具は毎週一回尋常六學年の女生をして日光消毒を行はしむ。

一毎日掃除終了後、衛生主任教員は其の成績を檢閲す。

●●●●定期清潔法

一毎月末に校舍の外部及校庭の外部を分擔區域によりて、教員、兒童、小使之を行ふ。

一夏期及冬期休業前後は數日に涉りて、天井、壁、柱、戸、檐下の塵拂拂拭及び机腰掛等教室備品の日光消毒、床下の大掃除を行ふ、これらは教員、兒童、使丁の外雇入人夫を督して行ふ。

●●●●臨時清潔法

一學校長或は學校醫の必要と認めたる時に行ふ。

●●●●●●●●日常清潔に要する設備

一各教室に　塵拂長短各一本。棕櫚箒二本。
塵取一個。バケツ二個。紙屑籠一個
如露一個。雜巾(各兒童毎に所持)
唾壺一個。

一教室以外の校舍には　バケツ二個。塵取一個。
棕櫚箒二本。如露一個。唾壺一個。
雜巾數枚

一校地には　竹箒。塵取。紙屑箱。ガンジキ。
撒水車。

三　傳染病豫防法及消毒法

學校傳染病豫防及び消毒法は、學校醫指導の下に行ふ。

四　救急法

小學校に於ける救急施設は明治三十四年頃より始まる、現今の大要左の如し。

一兒童負傷又は疾病に罹りたる時は、受持教員或は看護教員にて手當を施す、若し輕症ならざる時は、衛生主任教員の指揮に從ふ。

負傷又は疾病の輕症ならざる時は、衛生主任教員は學校長に報告すると同時に校醫の來診を乞ひ、受持教員は家庭に通知し保護者の登校を請ふ。

一救急に要する設備左の如し。

二十倍五十倍百倍の三種の石炭酸水。　胖癒膏。
千倍の昇汞水。　アルコール。　アンモニヤ水。
沃度ホルム。　亞鉛華。　單軟膏。
コロダイン。　ブランデー。　脫脂綿。
繃帶。　布。　ガーゼー。　油紙。
石鹼。
イルリガートル。　スポイト。　膿盤。
ピンセット。　ナイフ。　藥筐。

五　トラホーム患者取扱

一衛生主任教員は學校醫の檢診によりてトラホームと決定したる兒童は、トラホーム兒童名簿に記載す。

一輕症トラホーム患者には、毎日一回受持教員に於て硝酸銀〇、二パーセント溶液若くは皓礬〇、五パーセント溶液を点眼す。

中症重症のトラホーム患者には、毎日一回衛生主任教員に於て、硼酸〇、二パーセント溶液を以て洗眼し、硝酸銀〇、二パーセント溶液若くは皓礬〇、五パーセント溶液を點眼す、その硝酸銀液を用ふる時は點眼後少時を經て更に五千倍の食鹽水を点眼す。

重症患者は毎月二回、學校醫の檢診を受けしむ。

一トラホーム傳染豫防法として患者の襟に一定の布片を附し、教室内の席を隔離し、便所手洗器及び其他の器具を區別す、止むを得ず共同使用器具を使用せしむる時は千倍の昇汞水中に浸手せしむ。

中症患者には毎朝登校後直ちに五千倍昇汞水中に浸手せしむ。

各自携帶の手拭其他の學用品の貸借を嚴禁す。

講話によりトラホームの恐るべき眼病なること、及び豫防治療の方法を會得せしむ。

新入學兒童ある毎に學校醫の檢診を受けしむ。

保護者會の際トラホームの講話をなし、家庭に於ける豫防治療の方法を實行せしむ。

一結膜炎患者には各受持教員に於て〇、二五パーセント乃至〇、三パーセント硫酸亞鉛溶液を点眼す。

六　兒童身体檢查

一明治三十二年度初めて施行す。

一毎年四月十月の二回なりしが近來は四月に一回之を行ふを普通とす。

一兒童身体檢查は學校醫によりて施行せらるれど、されど一人にて二校を擔任するもあり、一人一校の擔任學校醫と雖も毎日二三時間宛約一週間に渉りて檢查するも猶平均一日約百人なりとす、況んや專任の學校醫に非らざれば午前は宅診午後は往診ありて終日檢查に從事すること能はず、かゝる事情の下に精密なる檢查の實行し難きは止むを得ざる所なれば、普通次の如き便法に依りて施行せらる。

身長、体重、胸圍の三項の測定は、學校醫の指導により衛生主任教員若くは受持教員之を行ふ。

檢查日前に受持教員は受持兒童中皮膚病、耳疾、貧血等外部に顯はれたる疾病、其他平素注意せる兒童を衛生主任教員に報告をなす。

學校醫は專ら体格、眼疾、脊柱、齒牙及び特に下調べしたる兒童の疾病を檢查す。

一身体檢查の結果に對する施設。

講話によりて体格優秀の必要、運動、衛生の効果を教へ、且つ兒童をして各自の身長、胸圍、体重を其の學校、郡内、縣下、全國の平均又は中等發育標準と比較せしめ、以て之れ等を增加せんとする考を起さしめ運動の實行、衛生嚴守の動機を與ふ。

身体檢查毎に各兒童の身長に適合したる机腰掛を供與す。

脊柱彎曲兒童は体操科に於て懸垂運動を多く課し

左彎者は敎壇に向つて右方に、右彎者は左方に着席せしめ、後屈者は授業中筆記等の必要なき間は両腕を背後にとらしめ背部を腰掛の凭に添はしむ。

齒牙は齲齒の有無を檢査し又缺齒を檢査する時もあり、齲齒は齒牙の清潔と大なる關係あれば、食後楊子或は湯茶にて清潔ならしむ。

七　兒童身体の檢閲其他

一兒童の身体、衣服、所持品につき衛生上の注意は各受持敎員に依りて行はるゝも、猶ほ特に毎月或は臨時に兒童につき左の檢閲を行ふ。

顏面、首頸、手足の汚れたるもの
頭髮の理髮或は清潔、爪の剪除、鼻汁の拭取
衣服、手拭、辨當、風呂敷等の洗濯の遲れたるもの
箸箱、辨當箱、湯呑等の清潔
一給茶は一旦煮沸したるものを用ひしめ生水飲用の慣習打破に努む。

八　學　校　醫

明治三十一年四月始めて學校醫を置く。

年度	學校數	學校醫設置學校數	學校醫人員	手當年額	擔任學校數 一校	二校	三校	四校以上	擔任兒童數 千人未滿	千人以上	千五百未滿	千五百以上	視察數 十二回未滿	十二回以上
明治三十五年	一九	一九	五	二五二円	一	二	一		四	一	一		二	一
同三十六年	二一	二一	五	二六四	一	一	一	三	三	一	一		二	一
同三十七年	二一	二一	三	一三七	一	一		一	二	一	一		三	
同三十八年	二二	二二	三	一三七		一	一	一	三	一	一		三	
同三十九年	二二	二二	六	一四九	三	一	一	二	五	一	一		三	
明治四十年	二〇	二〇	九	一五〇	六	三	一		九	一	一		三	
同四十一年	二〇	一四	九	一八二	五	三	一		八	一	一		三	
同四十二年	一七	一四	九	二一二	八	三			一二		一		三	
同四十三年	一六	一六	九	二〇五	六	五			八		一		三	
同四十四年	一六	一六	九	二〇五	六	五			八		一		三	
大正元年	一六	一六	九	二〇六	六	五			八		一		三	
同二年	一六	一六	九	二〇二	六	五			八		一		三	
同三年	一六	一六	九	二〇二	六	五			八		一		三	

九　大正三年四月印南郡小學校兒童身体檢查統計表ノ一部

○身長平均（男）

	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年以上
印南郡平均	三尺五〇	三尺六四	三尺八二	三尺九六	四尺一〇	四尺二五	四尺二九	四尺四二	四尺七七
縣下平均	三、五三	三、六七	三、八二	三、九七	四、一二	四、二五	四、三九	四、五五	四、七二
全國平均	三、五二	三、六六	三、八二	三、九七	四、一二	四、二四	四、三九	四、五四	四、七二
中等發育標準	三、五六	三、七六	三、八九	四、〇六	四、一九	四、三二	四、四六	四、六九	四、八二

（女）

	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年以上
印南郡平均	三、二九	三、四七	三、七七	三、八七	四、〇三	四、一三	四、四一	四、六〇	四、六三
縣下平均	三、四六	三、六一	三、七六	三、九二	四、〇七	四、二三	四、四〇	四、五六	四、六三

	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年以上
○胸圍平均（男）									
全國平均	三、四八	三、六三	三、七七	三、九二	四、〇八	四、二三	四、四〇	四、五九	四、六五
中等發育標準	三、五三	三、七〇	三、八三	三、九六	四、一六	四、四六	四、五九	四、七三	四、七九
平均	一、八〇	一、八六	一、九二	一、九八	二、〇四	二、一〇	二、一九	二、二八	二、四五
印南郡平均	一、八一	一、八八	一、九三	一、九九	二、〇五	二、一一	二、一六	二、二六	二、三一
縣下平均	一、八九	一、八四	一、九〇	一、九六	二、〇三	二、〇八	二、一五	二、二三	二、三〇
全國平均	一、七八	一、八三	一、八九	一、九五	二、〇三	二、〇八	二、一四	二、二一	二、二八
中等發育標準									
（女）									
印南郡平均	一、六九	一、七五	一、八三	一、八九	一、九四	一、九三	二、一〇	二、二二	二、二二
縣下平均	一、七三	一、七八	一、八五	一、九二	一、九七	二、〇五	二、一一	二、二六	二、二六
全國平均	一、七三	一、七八	一、八四	一、九〇	一、九六	二、〇三	二、一〇	二、一九	二、二八
中等發育標準	一、七五	一、七八	一、八五	一、九二	一、九九	二、〇六	二、一四	二、二三	二、二七
○體重平均（男）									
平均	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年以上
印南郡平均	四四四八八	五、一二七	五、六〇四	六、二二九	六、八一四	七、三二八	七、九三九	九、〇五四	一〇、五六二
縣下平均	四、六六〇	五、〇九六	五、五八五	六、一二三	六、六六〇	七、一五五	七、八七九	八、六一五	九、一四八
全國平均	四、三三七	四、九四八	五、四七一	五、八三六	六、三七三	六、九六六	八、四三二	八、七九六	九、六四五
中等發育標準	四、五〇一	四、九三二	五、三三四	五、八六一	六、一四九	七、〇五九	七、八二七	九、〇〇七	九、六三〇
	四、四六九	四、六九四	五、三四七	五、八七九	六、四六四	七、一五一	七、九八〇	八、九一二	九、七九〇
	四、五八七	四、九八七	五、四六七	五、九四七	六、五〇七	七、四一三	八、三七三	九、七三三	一〇、一八六
全國平均	四、六二八	五、〇五四	五、五五九	六、一一八	六、六二三	七、二〇九	七、八四七	八、五九二	九、四一六
中等發育標準	四、七四六	五、〇九三	五、六〇〇	六、一三三	六、六六七	七、二五三	七、九四六	八、九六〇	一〇、三二〇
印南郡平均	四、三三七	四、九四八	五、四七一	五、八三六	六、三七三	六、九六六	八、四三二	八、七九六	九、六四五
縣下平均	四、五〇一	四、九三二	五、三三四	五、八六一	六、一四九	七、〇五九	七、八二七	九、〇〇七	九、六三〇
全國平均	四、四六九	四、九四六九	五、三四七	五、八七九	六、四六四	七、一五一	七、九八〇	八、九一二	九、七九〇
中等發育標準	四、五八七	四、九八七	五、四六七	五、九四七	六、五〇七	七、四一三	八、三七三	九、七三三	一〇、一八六

○トラホーム兒童數

トラホーム兒童數　一、九一四
檢查人員に對するトラホーム患者百中歩合　二二、八七

第十八　小學校の体育

一　体操科

体操科は小學校に於ける身体に關する唯一の教科にして、本科教授の成績如何は人間活動、國家元氣の盛衰に關する重要なる教科なりといふべし、小學校に本科を設けられてより以來法令の改正に伴ひ該科

實施の變遷の大略を記す。

●普通体操時代●　學制令發布より明治十二年の教育令發布迄は智育時代にして体操科は未だ設けられず十三年の改正教育令によりて「土地の情況によりて本科を設くることを得」とあり、十四年の小學教則綱領に於て初めて本科を設けて初等科に徒手体操、遊戲、中等科以上に啞鈴体操、球竿体操、棍棒体操を課することゝなれり、蓋し本郡小學校に体操科を課せしはこの時代ならん。

●兵式体操時代●　森文部大臣は小學教育改善は完全なる教員を養成するにありとの目的を以て、師範學校生徒に順良、信愛、威重の三氣質鍛錬の爲めに兵

式体操を課し寄宿舍其他に於ける行動凡てに兵式訓練を施せり、二十四年の小學校教則大綱に「尋常小學校の男兒にも便宜兵式体操の一部を授くべし、高等小學校に於ては男兒には主として兵式体操を授くべし」とあり、かくて同二十二年高等小學校設置より同三十三年頃に至る間は、尋常小學校にても柔軟体操を授け、教練を課し、高等小學校に至りては洋服を着し、背嚢を背にし木銃を擔ひて教練を行ひ、木馬、棚、鐵棹に依る器械体操を課し、或は軍歌を謠ひて行軍する等全く軍隊の下稽古所たるかの感ありき。

遊戲時代　從來の遊戲は個人的のものは徒歩競走又は徒歩を基礎としたる旗取、二人三脚等團體的のものは綱引、フートボール等にして單純なるものなりき、明治三十三年八月の改正小學校令により高等小學校にも遊戲を課することゝなりて、遊戲熱俄かに熾んとなり、三十四年には御影師範學校へ視察員を派遣し、或は同校訓導を聘して遊戲の講習又は舞蹈練習をなす等遊戲全盛の代となりて、單に体操時間のみならず晝食後の休憩時は勿論僅か十分の休憩時にも遊戲を行ひたればさしも勵行せし兵式体操は全く跡を絶ちし感あり、從つて遊戲の種類も多く案出せられ遂には新奇のみこれ競ひ複雜なる仕組のものとなれり、殊に女子は專ら舞蹈を課したり。

混沌時代　明治三十九年頃より三十四年四月縣通牒の体操課程に復し、徒手、啞鈴、球竿等の普通体操も盛んとなり兵式体操も復行はるゝに至れり、されど舞蹈は女子の遊戲として行はれ常に運動會に於ける一異彩たりき。

明治三十八年文部省体操遊戲調査委員會の報告發表あり、三十九年に瑞典式体操講習會を開きて郡内教員に傳習せしめ又各小學校に於て研究に着手せし所ありしも、教材極めて多くして適切なるものを選擇し難く、加ふるに法令上新舊何れを採用すべきか何等の規定なかりしかば、舊來のまゝ繼續せる學校あり新式を採用せる學校もありて全く統一なきに至れり。

統一時代　明治四十二年縣より從來の体操は養護に偏し精神上の教練を忽にせるを指摘し、剛毅質實以て精神の充實を圖るべしと指示せらるゝ、茲に於て女子の舞蹈的遊戲は全く地を拂ひ、体操は嚴格となり教練は又盛んに行はる。

大正二年体操要目發布せらるゝ、同年講習會を開きて教員に傳習せしむ、茲に於て郡の体操科は統一し、爾來各小學校に於て着々研究の下に實施せらる。

二　運動會

運動會は記念日又は大祭祝日等に各小學校に行はるゝ又全郡或は一部の學校聯合して行はれたり、明治二十一年十一月三日加古川橋下に於て二十二年二月十一日會根天滿神社境内に於て加古印南両郡聯合生徒大運動會を行ひしことあり、二十八年五月二十四日伊保村傳保島に於て全郡聯合運動會を行へり、其後全郡又は一部聯合の運動會は時々行はれたり。

運動會は常に体操科と關連し体操科の發表會とも稱すべく又反映とも云ふべし、從つて演技の種類も常に体操科の變遷に伴へり。即ち普通体操時代には普通体操を主とし、兵式時代には教練を主とし遊戲も徒歩競走、擔架競走、武裝競走其他敵對的遊戲行はれ、遊戲時代には專ら遊戲を行ひ甚だしきは盲目啞鈴拾ひ、提灯競走等僥倖的のもの、女子の舞踏的のもの、滑稽なるもの又は參觀人をして興がらせるが如きものもありて一種の學校お祭り騒の感ありき、統一時代より体操教練を主とし遊戲を副とし平素の成績を發表する機會となすに至れり。

三　體操會

本郡に於ける體操科は體操要目發布以來各小學校にて研究の下に實施せられ大に從來の面目を一新せるも、猶統一發達を圖らんが爲め印南郡聯合體操會を設け毎年一回郡内就學出席歩合優勝旗授與式當日郡内各小學校尋常科第五學年以上の男女生を一个所に集合して平素の成績を發表せしめ、且つ本科專門の士を聘して之れが批評指導を仰げり、大正二年五月神爪公會堂に於て第一回聯合體操會を開催し爾來繼續實施する所なり。元より多數の兒童に短時間課するを以て遺憾の点尠からずと雖も、本科の進歩發達上有効なる施設なりとす。

大正四年五月體操會順序　（開會午前九時）

順次	校名		順次	校名	
一	志方校	男	二〇	平莊校	女
二	西志方校	女	二一	伊保校	男
三	曾根校	男	二二	別所校	女
四	阿彌陀校	女	二三	西神吉校	男
五	平莊校	男	二四	東神吉校	女
六	伊保校	女	二五	東志方校	男
七	別所校	男	二六	北濱校	女
八	西神吉校	女	二七	大塩校	男
九	東神吉校	男	二八	上莊校	女
一〇	東志方校	女	二九	的形校	男
一一	北濱校	男	三〇	米田校	女
一二	大塩校	女	三一	聯合體操	全郡
一三	上莊校	男	三二	講評	
一四	的形校	女	三三	尋五徒競走五回	
一五	米田校	男	三四	尋六徒競走五回	
一六	志方校	女	三五	高一徒競走三回	
一七	西志方校	男	三六	高二徒競走三回	
一八	曾根校	女	三七	閉會の辭	
一九	阿彌陀校	男	三八	萬歲三唱	

四　朝體操

朝體操は教員兒童の身體及精神を整理し課業に邁進するの意氣を養ひ、且規定體操時間の不足を補はんが爲めに各小學校に行はる。

朝體操は每朝始業前十分乃至十五分間校庭に於て兒童職員一齊に行ふ、運動の種類も頭、上肢、下肢、胸、脊、軀幹側方、平均、呼吸等の激烈ならざるものを選擇せり。

五　自由運動の施設

晝食後の休憩時及每教授時間の休憩時に運動せしむる爲に鞦韆、回轉鞦韆、テニス等を設備せり。

六　登山、遠足、水泳

●●登山　天地の豪壯に接せしめ宇宙の妙靈に感せしめ以て浩然の氣を養はんが爲に各小學校に行はる。

●●遠足　剛毅忍耐協同の精神を養ひ、難苦欠乏に堪へしむる爲に行はる、學年の程度に應じ遠足地を豫定せり。

●●水泳　心身の陶冶の外水泳の術を知らしむる目的を以て、海濱又は河川附近の學校に行はる。

○遠足實施豫定案

學年	第一學期	第二學期	第三學期
尋常一學年	曾根	鹿島山	石寶殿
同二學年	高須	別所	加古川
同三學年	檜笠山	神吉	高砂
同四學年	大塩	日丘山	姫路
同五學年	八家	國分寺	別府
同六學年	兩莊地方	城山	廣峰山
高等一學年	四个名所	法華山	龍野
同二學年	四个名所	書寫山	赤穗

〔阿彌陀尋常高等小學校〕

第十九　學業成績考查

一　試驗法による成績認定

學制令時代より明治三十三年迄は兒童の修業又は卒業を認定するは專ら試驗法に據れり、即ち一定の時期に於て兒童の習得の程度を試驗し其の成績を判定して修業又は卒業を認定せり。

生徒は諸學科に於て必らず其等級を踏ましむることを要す故に一級每に必らず試驗あり一級卒業する每に試驗狀を渡し試驗狀を得るものに非ざれば進級することを得ず。〔學制令〕

左に記するは下等小學上等小學といひし時代に實施せし試驗法なり。

○小學試驗規則

第一條　試驗を區別して月次定期臨時全科の四種とす月次は每月々末これをなし級中の座次を昇降す定期は每歲三月、九月之をなし臨時は定期の外之をなして各等級を定め全科は上等小學並下等小學全級（各六級より一級まで）卒業の後之を執行するものとす。

第二條　月次試業は其校教員限り每月學習せし處を試査するものとす尤も參觀を乞ふものあらば之を許す、但時宜に依りては其月次前修むる處を併せ行ふことあり。

第三條　試題は一科二題乃至五題を限りとし其採

点の法は毎級毎科十點とし毎試必ず採点表を製して掲示し其點數により級中の座次を定むるものとす、但其總點は七十點とす。

第四條　定期並臨時試業は隣校の教員に委し之を行ふものとし郡長の監臨を要す其問題は其校教員之を製し監臨者の檢閲を經るものとし學務委員及其校教員は諸般の雜務を分擔調理す但期日は豫め學區組合村に通知し縱覽を許す。

第五條　採點は試驗委員之をなし監臨者の檢閲を受くるものとす。

第六條　毎級の讀物を試査するには試所一个所溜所二个所を隔置し甲の溜所より一の生徒を呼出し其業を試み了れば之を乙の溜所に入れ逐次交代せしむるものとす。

第七條　毎級の讀物を除く外は各科同級の生徒を同時に試驗し問題を與へて之を筆答せしむ。

第八條　讀物の試題は毎級科書に就き毎冊各一个所を撰み其讀ましむる多少は等級と試所の難易とにより增減なき能はずと雖も大約多きも半枚に上らず少きも三行に下るべからず而して其採點の如きは二十五點を定數とし讀方正しく講述明かにして一も誤謬なきを之に充て素讀にて一字を誤るものは一點を減じ講述にて一義を失する時は二點を減するものとす。

第九條　習字は毎級習字本により字數を酌定して之を與へ筆意戻らず字畫正且巧なるを極點十五点とし以下巧拙に應じて点數を定むるものとす。

第十條　算術は一題二點とし毎級八題を與へ答式共に正なるものを全點十六點とし答數正なりと雖も算式正ならず式正なりと雖も答不正なるものは並に一點を減ず。

第十一條　暗記書取は毎級五題を與へ一題三點と定め書取は字句誤脫せず暗記は誤謬なく事理明瞭なるを各全點十五點とし以下斟酌して之を遞減するものとす。

第十二條　作文は毎級二題乃至四題を附與し其全點十五點とし題數に應じて之を分與し其意の通暢し易きものに極點を與へ以下は其優劣により採点を定む。

第十三條　記簿は一題三点とし五題を授け全点十五点とし記法の精粗により之を增減するものとす。

第十四條　定期及臨時試業の總点は百十六点とす

第十五條　優及落の別は採点表により其總点十分の九以上を得るものを優等とし總点の二分の一以上を得るものを及第とす然れども一科の点數五分の一に下るものは之を落第とす。

但一科の点數五分の一に下るも尚無点に至らずして總点の五分の四以上を得るものは之を及第とす。

第十六條　落第のものは同級に留置き復習せしむべし尤も六个月を須たず習熟のもの及學術衆に勝れ昇級の目途あるものは臨時試驗を行ひ昇級せしむ。

第十七條　毎試採点表二面を製し一は郡役所へ出し一は其校に掲示し且其及第のものには免狀優等のものには賞品を其校に於て與ふるものとす但優等と雖も再試に懸る分は賞與せざるものとす。

第十八條　賞品は一階級上級の科書に就き冊數少きものは一部多きものは一冊を取り表紙或は卷首に賞與の証印を捺して之を附與す。

第十九條　全科卒業の試驗は定期に周じく監臨の上之を行ふものとす其方法の如きは大約定期に準すと雖も題數及点數等に至りては之の區別をなさざるを得ず故に今其点數を示す。

一讀物　五十点
六級より一級の内にて五个所を撰び講讀せしめ各所十点とす。

一習字　三十点
行草の二體にて十字乃至十五字を書せしめ各體十五点とす。

一算術　五十点
六級より一級迄の内にて適宜に題を選び十五題を課し一題二点とす。

一暗記　六十点
六級より一級迄の内にて三十題を撰び一題二点とす。

一書取　二十五点
五題を與へて一題五点とす。
一作文　三十点
記事公用私用電信証券文各一題を與へ毎題點數は其時の題數に應じて分點す。
一記簿　二十點
三題を與へ一題六點乃至七點とす。

第二十條　總點數の十分の九以上を得るものを優等とし二分の一以上を得るものは及第以下は落第とす、但全科の總點數は二百六十五點とす。

第二十一條　一科中の点數五分の一に下るものは總点數の二分一を得ると否とを問はず渾て之を落第とす、但落第のものは尚復習せしめ習熟の後再試業を行ふものとす。

第二十二條　試業後採点表調製並に免狀授與の如きは第十七條に準するものとす。

第二十三條　上下等第一級卒業の上は全科復習の後全科試驗を行ふものとす、但復習の時日は大約三十日間とす。

○明治年月日播磨國郡公立何々學校
何試驗採點表

姓名	年齡	讀書	習字	算術	暗記	書取	作文	記簿	總計	優等及落第	席順
	（定點）	三五	一五	一六	一五	一五	一五	一五	一六		
何某	何年何月									優等	一
何某	何年何月									及第	二
何某	何年何月									落第	
何某	何年何月									及第	三

〔落井小學校沿革誌〕

試驗は其時代によりて月次試驗定期試驗といひ小試驗大試驗といひ或は學期末試驗學年末試驗といひ其名稱を異にすれども、皆平素の成績を試驗によりて認定して及第落第、合格不合格、修業卒業を認定するにあり、この試驗法中特に注意すべきは明治十六年頃より二十四年迄行はれたる試驗委員制度とす、此頃施行せし平素の月次試驗又は小試驗は其學校毎に施行するも及第落第、合格不合格を認定する所の定期試驗及全科卒業試驗又は大試驗は郡長より任命したる試驗委員により施行せらる。（此の試驗委員は初めは投票によりて選出せり）即ち全郡を二區域に別ち（後には區域を設けず又尋常簡易時代には種類別に施行せり）各試驗區域に五六名の試驗委員ありて四五日前より召集せられ滯在して試驗問題を調製し約一个月間各小學校に順次出張して試驗を行ひ問題の提出採点より及第落第の認定に至る迄嚴格に施行せり。

全科卒業試驗は數校の兒童を或一校に集めて初學年よりの既習事項に付き試驗を施行せり。

●學●業●奬●勵●法●　試驗によりて及第、落第を認定するを以て敎員も兒童も只管試驗に及第するを目的とす從つて弊害ある種々の奬勵法行はれたり。即ち平素の試驗毎にその得点によりて、席次を變更し敎室内に揭げたる兒童名札を成績順に掛け改め、修業又は卒業證書の番號は成績順に記入し、甚しきは試驗一覽表を學校揭示場に揭示して一般村民に示したり、定期試驗全科卒業試驗には學校は勿論郡役所より郡吏出張して褒狀及び賞品を附與せり、殊に試驗委員制度の行はれし時代にありては各校至る所大に復習に努め過度に神經を刺擊したり。

●奬●勵●法●の●改●善●　明治二十七年八月時の井上文部大臣は體育衛生に關し訓令を發せられたり、その訓令中に

小學校に於て施行する所の試驗法は或は褒貶の意味に偏し点數に依りて毎期席順を上下し又は賞與を與ふる等過度に生徒の神經を刺擊するの弊あり此れ獨り普通敎育の主義を誤るのみならず亦生徒の體育を害するものなり自今各學校は試驗に依れる席順の上下を廢すべし但し各級に優等生若干人を選拔し以て奬勵を示すことを妨げざるべし

此の訓令によりて敎室内の兒童名札は徹せられ、席順は身長順となり、修業証書番號は生年月順となりて試驗に伴ふ弊害の大部を除去したり、されど猶各小學校には毎年三回の學期末試驗一回の學年末試驗ありて一時に神經を刺擊することは免れざりき、三十三年八月改正小學校令に據り全く試驗を廢するに至れり。

二　平素成績考査による成績認定

明治三十三年改正小學校令に

小學校に於ては各學年の課程の修了若くは全教科の卒業を認むるには別に試驗を用ふることなく兒童平素の成績を考査して之を定むべし

更に改正の主旨に

小學校に於て各學年の課程修了若くは全教科の卒業を認むるには平素の成績を考査して之を定め試驗の方法に依らざることゝせり是れ心身の發育未だ十分ならざる兒童をして競爭心に驅られ試驗前一時に過度の勉强を爲し是が爲に往々心身の發育を害するのみならず試驗の爲に勉强するの陋習を馴致するを避けんが爲なり

かくて明治三十四年度より試驗は全く廢止となり平素成績考査となれり、教師は常に考査手帖或は平素成績記入簿を携帶して教授事項の了解の程度を檢し應用工夫の力を試み、技能教科は成績を提出せしむる毎に其の成績点を記載する等、日常教授の間に於て各兒童の成績を記載し、毎學期末にその判定成績を更に學業成績考査簿に記入してその學期の成績とす、學年末には毎學期の成績に考慮を加へて學年末の成績を判定記入して修業又は卒業を認定す。

成績考査の表示は試驗法時代の如く百点法五十点法の如き精密繁雜なるものにあらずして、三階級乃至五階級に區別す、精密なる學校にありても十点法に過ぎず、其表示は上中下又は甲乙丙或は一等二等三等等を用ゆ。

三　各種目的の下に行はるゝ成績考査

豫定の目的を立てゝ之を遂行せし結果を顧慮し反省するは如何なる事業にも必要なれども教育上の事項の如きは形而上に屬するを以て等閑に附し易し、學業に關するものは結果の幾分かは顧慮し易きにも拘はらず試驗法廢せられ平素考査法行はれて以來明治三十八九年頃に至る迄教授法は盛んに研究實施せられ、巧妙なる教授法は各學校に行はれ平素成績考査簿は常に教師の身邊を離るゝことなかりき、されど或は人生缺ぐべからざる競爭心を滅却し或は自發的學習基礎を破壞して兒童學力の低落を嘆ずるに至り受持教員も學校長も郡視學も各或目的の下に教授の結果を調査するに至れり。

受持教員の行ふ學力調査　受持教員は常に兒童の能力に考へ自己の教授法に尋ねて教授徹底の程度と其の欠陷とを知り以て教師の一時的永久的缺陷を反省する爲めに行はるゝ調査にして、教授の始めに前回教授の主要点を試問し、教授中に反問を試みて兒童の誤り教授の欠陷の發見に勉め、教授の終りに反覆的試問及教授事項の大要を試問して教授の結果を反省す。

新教材又は一單元の終り或は練習に入る前に教授の結果を知り、且つ個人救濟をなす爲めに口答筆答によりて兒童の成績を考査す。

毎學期末每學年末にも口答又は筆答による調査を行ふ。

學校長の行ふ學力調査　受持教員の教授力及び教授の欠陷を吟味して受持教員に反省資料を與へんが爲めに一教科或は數教科につき諸方面に渡れる筆答調査を行ひ、教科別、問題別成績一覽表を作製し意見を附して受持教員に指示す。

其他學級奬勵の爲に學年別調査を行ひ、保護者に注意を與ふる爲に部落別調査を行ふ。

郡視學の行ふ學力調査　明治三十九年三月時の郡視學岩佐来次郎は、成績考査なる名稱の下に各小學校長を考査委員に選定し各學校に交互出張せしめ、尋常科第四學年の國語算術の二科目に就き筆答試驗を行ひ其の結果を各小學校に發表せり。其方法及び問題左の如し。

一考査執行者は其の學校の受持教員に限る。

學校長にして第四學年を受持つ時は考査委員の職を首席教員に委任すべし。

一問題は考査當日迄は第四學年の受持教員にあらざる教員に校長よりその保管を托し考査當日考査委員に渡さしむべし。

一問題の開封は考査當日考査委員之を開封し考査時間に臨み考査の教室に於て之を受持教員に交付すべし。

一考査委員は問題を受取りたる當時問題開封の形迹を認めたる時は其の考査を中止し其の旨直に監督廳に報告すべし。

一兒童答案用紙は學校用のものを交付し最初に校名と兒童氏名とを記入せしむべし。

一考査を終りたる時は考査委員立會の上監督廳に發送の手續を了すべし。

國語科問題

一左の語句を口唱し書取らしむべし。

兵庫縣知事　約束ヲ守リ忠告ヲ容ケ

小包郵便　賃錢ヲ無益ニツカフナ

（右書取りに際し知つておるだけの漢字にて書きなさいと示すべし）

一左問を板書し兒童をして適宜に答案を認めしむべし、敎師は板書の後板書を指してこれの答を上手に又は甘いこと書きなさいと示すの外何等指示するを得ず。

アナタ方ノ學校ハ何ト云フトコロニアリマスカ。

學校デケイコヲスルトキニハドンナ道具ガイリマスカ。

空氣ハ目ニ見エルモノデアリマスカ。

國民ハダレデモ租稅ヲ納メネバナリマセヌカ。

世界ニマタナキワガ國柄トハ何ノコトデスカ。

貯金ハドコヘ預ケルモノデスカ。

算術科問題

暗算　板書して考へしめ答のみを用紙に。

$23^{\text{錢}}+8^{\text{錢}}+19^{\text{錢}}-15^{\text{錢}}$

$7+5+8+9+5+7+1+7$

筆算　運算と答とを用紙に。

$478152+63078+85+183564$

$14015-2348-1428$

570×35

$32499\div69$

一日ノ食費ニ米代ニ七錢二厘其他ニ八錢七厘ヲ要ストスレバ一月ノ食費何程ナルカ。

この問題は三人の兒童に朗讀せしめ讀む能はざる個所は敎師之を敎へなほ一線の所は敎師より十分に解を與ふべし、一月は三十日なることをも示すべし。

明治四十年度より時の郡視學松岡佐は、常に各學校視察の際一二個の學年に一二の敎科につき口答又は筆答調査を行ひ、その成績を各學校に配布して參考資料を與へたり。

大正元年三月時の郡視學廣田和直は比較試驗といふ名稱の下に、一學校より一名の訓導を試驗委員を選定し交互出張せしめ、尋常六學年の讀方算術の筆答試驗及び採點を施行せしめその結果に批評を加へ郡內に公表したり。

大正二年現任郡視學正木角三郎に至り郡內各小學校兒童學力調査の目的を以て每年第一第三學期末の二回尋常第三學年以上或は二三個の學年の二科目乃至數科目につき兒童の學力調査を行ふ、其方法左の如し。

一試驗日時　七月二十日午前七時より正午迄

一學年　尋常三學年、同五學年

一學科　國語、算術、歷史、地理

一各學年は可成一室に入るゝこと。

一受驗學年は隣室となすべきこと。

一各學校は受驗學級所要の試驗委員を定むること但受持敎員は其の學年の試驗委員たることを得ず。

一各學校は左表に依り試驗委員長として出張せしむべし。

一各試驗委員長は指定學校の試驗委員をして試驗並に成績調査に從事せしめ、且つ其學校長と共に嚴重監督をなすべし。

一成績調査は問題附記の方法によりて施行し疑義を生じたる場合は試驗委員長及校長と協議の上適當の處置をなすべし。

一試驗は算術國語地理歷史の順序に施行し時間は各科一時間とす。

一成績調査は當日限り結了し直に第一號表を作製して即時郵送すべし。

一各學校長は更に第二號表を作製し本月二十五日迄に進達すべし。

一試驗委員長は第一號表進達と同時に試驗狀況を機密に內申すべし。

一試驗問題は其學科試驗施行每に試驗委員長開封し熟覽の上試驗委員に附すべし。

一試驗委員長出張表

出張先	試驗委員
曾根尋常高等小學校 別所尋常高等小學校 伊保尋常高等小學校 東志方尋常高等小學校	訓導何某 訓導何某

（第一號表、第二號表、試驗問題及採點方法は略す）

には奬勵証を授與す。

一兒童の努力により普通の學業成績に達したるもの。

一前學年に比し成績の特に進歩したるもの。

〔平莊尋常高等小學校〕

賞品授與　學年末に優等証書に添へて授與するを常とす、古くより行はれたるものなれども漸々廢止の傾向あり、其授與品の多くは教科書、筆入、紙挟、墨の如き學用品にして卒業生には書籍、文具等とす。

圖體表彰　毎月末或は毎學期末に全校一齊に筆答試驗を行ひ優良なる學級を表彰せる學校あり。

成績物掲示　教室内の壁面或は廊下其他一定の掲示場に掲示して全校兒童の觀覽に供す、多くは圖畫、書方、手工の如き技能教科に屬する成績物なり。

學藝會　毎學期一回或は一學年間に一回其他學校の式日又は記念日に開催し、兒童の談話、讀本及綴方の朗讀、唱歌等を演ずるものにして優等兒童を選出す、出演兒童數は一回一人の時もあり、數人の時もあり、唱歌の如きは學級全部の時もあり。

成績品展覽　學年末或は學校の記念日等に書方、圖畫、手工、綴方等の成績品を展覽し、校下一般に縱覽せしむ。

夏期休暇作業成績物たる復習自習、兒童研究物等の成績品、休暇日誌等を調査し、批正を加へたるものを陳列し、兒童に觀覽せしむ。

圖畫、書方等技能教科の成績を時々學年毎に調製し、兒童の家庭に回覽せしむ。

四　現今行はるゝ學業奬勵法

証書授與　古くより行はるゝ方法にして其學校に於て規定せる標準に適合したる成績を得且操行優良なる兒童には毎學年末に優等証書を授與す。

卒業兒童にして在學中優等成績と認めたるものには更に在學中の優等証書を授與す。

其他學業優等証書學業進歩証書操行優等証書を授與せる學校もあり。

○　優等証書授與規定

學年末に於て次の各項に該當するものは成績優等者として優等証書を授與す。

一各學科の學年末成績九點以上と認定せしもの。

但唱歌は八點なるものを認定することを得。

一學年末の操行「上」と認定せられしもの。

一卒業兒童にして各學年修了の都度優等証書を授與せし者には特に在學中の優等証書を授與す。

但高等科兒童は尋常科より通算す。

〔伊保尋常高等小學校〕

學年末に於て左記の各項に該當すと認めたる兒童

一兒童は切手を臺紙に貼付し終りたる時又は拾錢以上の現金は貯金通帳と共に差出し受持教員を經て預入を乞ふものとす。

一貯金係は各受持教員より差出したる貯金を一纏とし魚橋郵便局に送るべし。

一郵便局より返附し來る貯金通帳は貯金係之を受け取り受持教員に配布す、受持教員は預入金額を貯金臺帳に記入の後各兒童に配付す。

一受持教員は毎月末一ケ月間の貯金額と其人員とを貯金係に差出すべし。

一貯金掛は月末に於て各受持教員より差出したる調査書により月末統計表を製し、學年末には學年末表を作りて學校長に報告すべし。

○　平莊尋常高等小學校貯金奬勵注意事項

一農村兒童は貯蓄すべき金錢收得の機會尠きものなれば奬勵の機會を逸せざらんことを要す。

一貯金額の多からんよりは貯金人員の多からんことに注意すべし。

一貯金通帳に校長職印を捺印するは猥りに拂戻を

第二十　小學校に於ける諸施設

貯金　小學校兒童に勤儉貯蓄の美風を養成實踐せしむる目的を以て兒童の貯金を奬勵す、その貯金は郵便貯金とす。

○　阿彌陀尋常高等小學校貯金規定

一勤儉の美風を養成するの目的を以て兒童に郵便貯金を行はしむ。

一兒童の貯金は勤勞によりて得たるもの又は貰溜等を以てせしむ。

一貯金掛は郵便切手並に貯金臺紙を買入れ置きて兒童に賣渡すものとす。

なすを防がんが爲なり。

一貯金拂戻はその使途正當なりと認めたる時はその手續をなすべし、貯金の習慣は永續すべきものなれども之れが使用は時々あるものと思ふべし。

一貯金は貯蓄の習慣とその使用の適當なることを知らしむべし。

一貯蓄すべき金錢は兒童の勞力によりて得たるものの及ひ節約によりて得たるものを本體とす、保護者より兒童將來の爲めに進んで貯金せしむるものは可なり。

●●●

會及毎年一回の各部落別に行ふ巡回保護者會又は巡回講話會とす。

學校に於て開催するものは學校教育一般上の事項は學校長より懇談し、各學年又は各兒童に關する事項は受持教員より懇談す、教授時間に於ける各兒童學習の狀況を知らしめんとする時は各兒童の特性或は成績の現はれ易きやう教材及び教授上に注意を加へたる教授を參觀せしむ、其他運動場に於ける兒童の狀態を觀察せしめ或は成績品の陳列をなして縱覽せしむ。

部落別に行ふものは就學出席、學業、訓育、体育等の成績につきて各部落との比較によりて注意を與へ、且修養或は衛生講話、理科講話等をなす。

同窓會　卒業後同窓の友誼を温め永く學校との關係を保持せんが爲めに設立す。

○同窓會會則

第一條　本會は東志方尋常高等小學校同窓會と稱し男子及女子の二部とし事務所を東志方尋常高等小學校内に置く。

第二條　本會の目的は常に教育勅語戊申詔書の御聖旨を遵奉し同窓の友誼を温め互に智德の增進を圖るにあり。

第三條　第二條の目的を達せんために左の事業を行ふ。

一談話會の開催　一會報の發行
一遠足旅行　一其他

第四條　本會の會員を左の四種に別つ。

一名譽會員　東志方村長並に本會功勞者
一特別會員　東志方尋常高等小學校職員
一客員　同校舊職員
一通常會員　同校卒業者

第五條　舊東志方尋常小學校卒業者にして入會希望者は會長に申出て通常會員たることを得。

第六條　本會に　左の役員を置く。

一會長　一名
東志方尋常高等小學校長を推薦す
一副會長　一名
會長の指名
一幹事　三名
會長の指名
一委員　四十八名
男子部女子部各二十四名宛
委員は會員中より互選し各大字毎に男女各二名宛

第七條　役員の職務左の如し。

一會長、本會を總理す
一副會長、會長を補佐し會長不在の時は之を代理す
一幹事、本會の事務を處理す
一委員、幹事を助け本會員諸般の事務を處理す。

第八條　本會は毎年春秋の二季に於て總會を開催す、但臨時總會を開くことあるべし。

第九條　本會の諸費は會費及寄附金を以て之に充つ、但會費は通常會員の負擔とす。

第十條　大字村又大字村聯合により會員十五名以上に達したる時は會長の許可を經て支部會を設置することを得。

第十一條　支部會開催の際は開會期日及其狀況を會長に報告すべきものとす、但支部會開會の際役員出張することあるべし。

第十二條　本會員にして住所に異動を生じ又は退會せんとする時は其都度會長に申出づべし。

第十三條　會員中本會の目的に違反し又は本會の名譽を汚損すべき行爲あるものは役員會の決議を經て之を除名することあるべし。

第十四條　本會の會務並に會費は毎年夏季の總會に於て前年度の決算を報告するものとす。

第十五條　本會則は總會の決議を經るに非らざれば之を變更することを得ず。

大正四年二月十一日

〔東志方尋常高等小學校同窓會〕

○少年會則

●●●少年會、●●●少女會　各部落に於ける學校教育の効果を保持せんが爲めに各部落の在學兒童を以て組織せるものにして伊保、阿彌陀、別所、西志方の各校に實施せり。

第一條　學校の精神を兒童部落内に迄徹底せしむ

る爲に通學組合の各部落毎に少年會を組織す

第二條　少年會に於ける事業左の如し。

善良なる風儀習慣の養成

學科復習の奬勵

出席の奬勵

第三條　第二條の事業遂行の爲め毎月一回各部落に少年會總會を開き部落受持教員出張して左の事項を行ふ。

善良なる風儀習慣養成に適切なる講話

學科復習會

第四條　少年會は隔月一回母親を招待して母親會を併せ開く。

第二十一　表彰

表彰其一（文部省より）

一明治四十年三月一日曾根尋常小學校訓導兼校長小幕桂三郎左の通り表彰せらる。

明治三十七八年戰役中職務格別勉勵勤勞不尠に付金參拾圓を給與す　文部省

一大正四年十一月十日曾根尋常高等小學校醫井內中正小學校教育效績狀を授與せらる。

多年小學校醫の職務に從事し孜々として學校衞生の改善を圖り其の效績顯著なりとす仍て明治三十八年文部省令第十一號小學校教育效績狀規程に依り茲に之を選賞す

第六三九號

文部大臣正四位法學博士　高田早苗

同時に本縣知事よりの表彰左の如し。

多年學校醫の職務に從事し效績顯著なるに由り其賞として金百五拾圓を給與す

表彰其二（知事より）

一普通教育に關する職務に從事し勵精其職に盡し功勞尠からずと認む依て金五圓を賞與せられたるもの左の如し。

明治三十五年十月六日

神吉尋常小學校訓導兼校長　加藤熊太郎

檜笠高等小學校訓導兼校長　小幕桂三郎

平莊高等小學校訓導兼校長　北爪謙吾

大塩村長　千葉保胤

米田村助役　神吉孝三郎

東神吉村助役　神吉龜太郎

上莊村書記　水澤重太郎

同　十一月三日

平莊尋常小學校訓導兼校長　進藤彦太郎

同　三十七年二月三日

大塩尋常小學校訓導兼校長　鳥本與一郎

米田村長　松本增吉

同　二月十八日

北濱尋常小學校訓導兼校長　金川善之助

同　十月二十日

上莊村長　香川久太郎

同　卅八年十一月三日

一明治四十年二月十一日東神吉村は學齡兒童の就學成績優良なり依て其賞として金五拾圓を下付せらる。

一明治四十年三月二十八日（多年小學校の教育に從事し勵精其職に盡し成績優良なりと認む依て金貳拾圓を賞與す）表彰せられたるもの左の如し。

中筋尋常小學校訓導兼校長　柳和一郎

伊保尋常高等小學校訓導　正木角三郎

神爪高等小學校訓導兼校長　小河市太郎

東志方尋常小學校訓導兼校長　山本利吉

一同日（普通教育に關する職務に從事し勵精其職に盡し功勞尠からずと認む依て金貳拾圓を賞與す）表彰せら

れたるもの左の如し。

米田村長　松本增吉
大塩村長　千葉保胤

一同日(同文金五圓を賞與す)表彰せられたるもの左の如し。

西志方尋常小學校訓導兼校長　千種道雄
的形尋常高等小學校訓導兼校長　桂芳松
志方村長　櫻井昌治
的形村長　河野幾次

一明治四十年十一月二十六日表彰せられたるもの左の如し。

阿彌陀尋常小學校

教授及訓育の成績優良なるを認む依て金五拾圓を賞與す

大塩村就學奬勵會

村内學齡兒童の就學を奬勵し其成績優良なるを認む依て其賞として金參拾圓を給與す

一明治四十三年一月二十日大塩尋常高等小學校訓導兼校長津田次郎は多年小學教育に從事し勵精其職に盡し成績顯著なるを認む依て金五拾圓を賞與せらる。

一大正二年二月十一日伊保尋常高等小學校訓導兼校長正木角三郎は多年小學教育に從事し勵精其職に盡し成績顯著なるを認む依て金五拾圓を賞與せらる。

一同年三月十三日表彰せられたるもの左の如し。

東志方尋常高等小學校

二部教授施行の成績見るべきものあり依て金五拾圓を賞與す

米田村長　松本增吉

多年教育事務に勵精し其成績優良なるを認む依て蒔繪硯函壹個を賞與す

一大正三年二月一日東神吉尋常高等小學校訓導田中貞太郎は多年小學教育に從事し勵精其職に盡し成績優良なるを認む依て其賞として金參拾圓を給與せらる。

一大正三年二月十一日表彰せられたるもの左の如し。

伊保尋常高等小學校

兒童体育上の施設宜しきを得其成績見るべきものあり依て金參拾圓を賞與す

上莊村書記　水澤重太郎

普通教育に關する職務に從事し勵精其職に盡し功勞尠からず依て金貳拾圓を賞與す

一大正四年二月十一日表彰せられたるもの左の如し。

阿彌陀尋常高等小學校

兒童体育上の施設宜しきを得其成績見るべきものあり依て其賞として金參拾圓を下付す

上莊村

普通教育に關する施設宜しきを得學齡兒童就學の成績優良なり依て其賞として金參拾圓を下付す

平莊尋常高等小學校訓導兼校長　澁谷義道

多年小學教育に從事し勵精其職に盡し成績顯著なるを認む依て金五拾圓を賞與す

米田村助役　神吉孝三郎

普通教育に關する職務に從事し勵精其職に盡し功勞尠からずと認む依て金貳拾圓を賞與す

一大正五年二月十一日東志方尋常高等小學校は兒童体育上の施設宜しきを得其成績見るべきものあり依て其賞として金參拾圓を下付せらる。

表彰　其三　（郡長より）

一壹ヶ年間皆勤褒狀を授與せられたるもの左の如し。

明治四十一年十二月二十六日　西神吉尋常小學校訓導兼校長　大西成巳
西志方尋常小學校訓導　原長龍
同　四十二年十二月二十六日　西神吉尋常高等小學校訓導兼校長　大西成巳
同　校訓導　木村鉄太郎
西志方尋常高等小學校訓導　原長龍
同　校訓導　原すて
同　四十三年十二月二十五日　平莊尋常高等小學校訓導　難波敬三
西志方尋常高等小學校訓導　原長龍
大塩尋常高等小學校訓導　寺阪安治

一明治四十三、四學年度第一回學校成績調査の第一號第二號表彰狀を授與せられたる學校左の如し。

第一號表彰狀　平莊尋常高等小學校
第二號表彰狀　阿彌陀尋常高等小學校

一多年小學教育に從事し勵精其職に盡し教導感化の効見るべきものあり（其成績顯著なり）依て金貳拾圓を賞與せられたるもの左の如し。

明治四十五年三月三十一日　伊保尋常高等小學校訓導兼校長　正木角三郎
西志方尋常高等小學校訓導兼校長　千種道雄
東神吉尋常高等小學校訓導　田中貞太郎
大塩尋常高等小學校訓導　本庄龜松

大正三年一月四日　伊保尋常高等小學校訓導　住谷重太郎
同　三月三十一日　平莊尋常高等小學校訓導兼校長　澁谷義道
西神吉尋常高等小學校訓導兼校長　大西成己
伊保尋常高等小學校訓導　玉井熊市
同　四年一月四日　國包尋常小學校訓導兼校長　荻内武次
志方尋常高等小學校訓導兼校長　原長龍
西神吉尋常高等小學校訓導　木村鉄太郎
北濱尋常高等小學校訓導　金川善之助
米田尋常高等小學校訓導兼校長　高谷一次
國包尋常小學校准訓導　三原傳次
東神吉村長　神吉龜太郎

表彰　其四

一明治四十四年縣下小學校兒童より選出せる三百二名中心性醇良至誠人を動かすに足るべきもの三十九名に表彰狀を授與せらる、内本郡に屬するもの左の如し。

印南郡平莊尋常高等小學校尋常科第六學年
言海壹部　岸本兵太郎
明治三十二年七月生

資性温良早く母を喪ひ父亦病褥に在りて家道振はず貧窶の中に處して兄と共に克く父に事へ備さに艱難を嘗めて力役至らざる無し而も餘暇學業に勉めて成績衆に越ゆ其行爲奇特なり依て頭書の賞品を授與す

兵庫縣

印南郡北濱尋常高等小學校高等科第一學年

言海壹部　　黒川登記江

明治三十一年四月生

平素身を持すること謹厚父母に仕へて孝道を怠らず又克く家事を助け學業を勵む其行爲奇特なり依て頭書の賞品を授與す

一大正元年十月縣下各小學校兒童中より選出したる百十一名中更に精査を加へ其行狀最も卓越せるもの四十七名に表彰狀を授與せらる、內本郡に屬するもの左の如し。

印南郡志方尋常高等小學校尋常科第五學年

益軒十訓　壹部　　陰山しづゑ

明治三十四年八月二十四日生

資性温良早く母を喪ひ夙夜炊爨の任に當りて家政を助け父に事へて孝道を盡し弟妹を愛撫して至らざるなし又克く學業に勵み成績優良行爲殊勝なりとす依て頭書の賞品を授與す

印南郡東神吉尋常高等小學校高等科第二學年

益軒十訓　壹部　　中川純一

明治三十一年九月二十一日生

性温良善く祖父母に事へ又常に多病なる父を助け勵精家計を助く其行爲誠に殊勝なりとす依て頭書の賞品を授與す

印南郡東神吉尋常高等小學校尋常科第六學年

益軒十訓　壹部　　伊藤なか

明治三十四年一月三十日生

學業成績優良にして常に學友間の尊敬を受け志操堅固にして最も能く家業に勵精し孝悌の道を盡して至らざるなし其行爲殊勝なり依て頭書の賞品を授與す

善行學童表彰の趣旨は明治四十四年十二月兵庫縣內務部學務課發行の學童善行錄序文に明かなり左に記す。

人の善行は天禀に由ると雖も敎之をして然らしむるもの多きに居る故に修身敎育の事最も思を致し力を極めて其長養擴充の績を進めざるべからず敎育勅語の煥發ありしより學校職員皆發奮勵精以て　聖旨を貫徹せん事に力め敎授に訓練に道德上の智識習慣を啓發養成するに之れ日も足らざるが如し然れども兒童少年を勸奬して家庭日常の實行を輔導する所以に至ては境遇の相異なる事情の固より同じからざる未だ以て周到盡すなしと云ふべからざるものあり故に學校當事者は一層力を實踐躬行に注ぎ日夕身を以て範を示すと共に能く閭里の事情に通じ家庭の狀況を詳にし性に循ひ情に本づきて最も切實なる敎訓指導を施さゞるべからず若し夫れ活事例を鄕黨閭里の間に尋ね活模範を學童少年の中に求むるが如きは感奮興起の功蓋し書籍上の例話の比にあらざるべし、本縣先きに學童表彰規程を定め善行兒童の事蹟を縣下に募りしに各郡市より提出せるもの合せて三百二件中に就て其篤行の最も嘆美すべきもの其心性の極めて醇良にして至誠人を動かすに足るもの三十九名を選び去る十月三十日　勅語下賜紀念日を以て之を旌表し次で其事蹟を印刷に付し遍く縣下の各學校及三千有餘の靑年團體に頒たんとす蓋し亦實事によりて實行を勸奬するの意に外ならざるなり思ふに近時人情漸く浮華に流れんとするの時に際し一回の調査によりて尙此多數の善行者を縣下の學童中に見出し得たるは頗る人意を强うするに足る敎育家諸士幸に能く之を感興輔導の資となし更に十分の精力を注ぐあらば　勅語の　聖旨を貫徹するに於て庶幾くば一段の績を進むるを得んか

〔明治四十四年學童善行錄〕

森　たか（平莊小學校生徒にして養老村の產）

明治十六年十一月七日當郡廳庶務掛より加古郡役

所に高辻侍從公巡行に相成候に付ては中等三級生森たか召連該所へ出頭可致旨戸長役場へ達せられたり、則翌八日學務委員瀧右左治附添ひ出頭候處平素品行端正學事秀優且つ朝夕父母の助力をなす不勝廉を以て紫縮緬服紗壹枚御菓子壹箱を下付せられたり。〔平莊小學校日誌〕

第二十二　學校曆

小學校に於ては執務の便宜を圖る爲めに學校曆を設く、左に一般的のものを掲ぐ。

四月一日　始業式並に兒童役員任命式擧行。
二日　神武天皇祭日に關する講話。
四日　兒童、教員の身体檢査着手。（十日間）
小學校國定教科書供給狀況報告。
五日　學級編制並に受持教員氏名報告。
六週間現役兵に關する手續。
八日　第一學年未就學兒童の報告。
三十日　教員身体檢査統計書進達。
四月中　學校沿革誌記入整理。
春季清潔法施行。
學籍簿整理。
保護者大會。
遠足。
五月一日　兒童トラホーム患者表進達。
初旬　就學出席優勝旗授與式並に全郡聯合体操會に參加。
中旬　兒童身体檢査統計表調製並に進達。
兒童身体檢査成績を學籍簿に記入。
二十八日　海軍記念日に關する講話。
下旬　牡丁教育施行。（約十日間）
六月八日　螟虫の卵蛾採取。（約三週間）
同每日採取數部落別表調製及報告。
中旬　麥の收穫及田植準備。
梅雨期衞生上の講話。
下旬　田植及除草。
二十五日　地久節に關する訓話。
七月上旬　螟虫の卵蛾採取數の報告。
小學校兒童貯金調進達。
夏期衞生上の訓話。
兒童水泳に關する注意。
十日　夏期短縮教授時間割表調製。
夏期休暇中の心得及復習帳等の調製及配布。
稻の施肥。
中旬　職員研究會開催。（十日間）
下旬　第一學期學業成績考查簿記載及檢閲
大掃除施行。
廿八日　夏期休暇中の注意事項の訓話。
廿九日　明治天皇祭日に關する訓話。
卅一日　第一學期終業式擧行。
八月　夏期講習會出席。（約七日間）
兒童の召集。（凡四回）
器械器具手入及整理。
同窓會又は之に類する會合の開催。
學用品共同購入の決算。
秋季栽培種子の註文。
床下の大清潔施行。
卅一日　天長節の訓話。
第二學期始業の準備。
九月一日　第二學期始業式擧行。
蔬菜の種子を兒童に配布。
休暇中の課業成績物展覽會。
九月七日　中旬　職員研究會開催。（七日間）
二十日　夏期短縮教授時間期終了。
秋分前日　秋季皇靈祭日に關する講話。
下旬　後期分小學校國定教科書供給。
十月二日　小學校國定教科書供給狀況調查報告
公私立高等小學校男生徒調進達。
十三日　戊申詔書下賜記念式擧行。
十六日　神嘗祭日に關する訓話及氏神へ參拜
中旬　氏神祭日に參拜。
初秋衞生に關する注意。
廿九日　天長節祝日奉賀式參列案內狀發送。
三十日　教育勅語下賜記念式擧行。
秋季運動會擧行。
唱歌「天長節」の合同練習。
卅一日　天長節祝日奉賀式擧行並に報告。
下旬　遠足。
十一月廿二日　新嘗祭日に關する訓話及氏神へ參拜
中旬　稻の收穫並麥の播種。

十二月初旬　兒童栽培蔬菜品評會開催。
廿三日　唱歌「一月一日」合同練習。
廿五日　第二學期終業式擧行。
一月一日拜賀式參列案內狀發送。
下　旬　大掃除施行。
分掌事務の整理。
學用品共同購入の決算。
卅一日　一月一日拜賀式の準備。
一月一日　新年拜賀式擧行並に報告。
六　日　第三學期始業式擧行。
十四日　赤穗義士會開催。
廿三日　教員勤續年數調進達。
二月十　日　唱歌「紀元節」の合同練習。
紀元節奉賀式參列案內狀發送。
十一日　紀元節奉賀式擧行並に報告。
二　月　中　部落巡回講話開始。
婦人修養會開始。（六日間）
青年夜學教師に出席。
卒業兒童の記念樹栽及記念物の製作
修業卒業証書註文。
學校豫算作製。
下　旬　遠足。
三月上　旬　來學年度用帳簿の註文。
麥の除草及施肥。
十　日　陸軍記念日講話及狀況報告。
中　旬　學業成績考査簿整理並學校長の檢閱
不修了、優等其他表彰兒童の決定。
授與すべき証書の記入捺印。
賞品の註文。
修業及卒業證書臺帳に記入。
卒業記念旅行。
春季皇靈祭に關する訓話。
春分の前日
廿五日　卒業式準備。
學年末統計一覽表調製。
廿六日　卒業式擧行。
廿七日　本日より五日間學年末休業。
休業中　卒業兒童氏名町村役場へ報告。
學籍簿其他擔任學級事務整理。
分掌事務整理。
學級受持教員の決定。

來學年度始業の準備。
分掌事務掛員の決定。
二部教授擔任教員豫定報告。
學用品共同購入の決算。
教科用書の供給及不足分註文。
三月卅一日　始業の準備。
每　日　朝會暮會式擧行。
缺席兒童調及督促。
出席簿記載。
學級日誌の檢閱指導。
學校日誌の記入。
教授案其他教授の準備及檢閱。
清潔整頓の指導及檢閱。
運動場に於ける兒童看護。
運動場の撒水。
トラホーム患者點眼。
每　週　教授週錄の記載及檢閱。
兒童の身体服裝等の檢閱。
全校聯合体操擧行。
每　月　兒童出席簿の月末統計。
出席簿の調製。
職員勤務表、兒童出席月末表進達。
學級別部落別出席歩合表配布及奬勵
職員會開催。
トラホーム患者の治療調査。
兒童學用品の檢閱。
郡研究會に出席。
兒童學業成績調査。
兒童出席日數を兒童成績簿及通信簿
に記入。
每學期末　兒童成績簿に學業、操行記載。
通信簿に學業成績記載及配布。

第三章　實業補習學校、裁縫學校

第一　實業補習學校

日露戰役初期に際し益々教育の必要を認め、尋常小學校の四个年修業を以て不充分なりとし、更にこれ等の卒業兒童を收容する實業補習學校を小學校に附設せり、即ち明治三十七年度に東神吉、大塩の二村

に設置せしを初めとし漸々增設せられ明治三十九年度に至りて十校に達せり。

修業年限は二个年にして一定の農閑期中晝間或は夜間二時間乃至三時間出席せしむる等土地の狀況によりて異れり。

教科目は修身國語算術農業女子の爲に裁縫を設く、大塩實業補習學校は農業に代ふるに商業、水產を以てせり。

實業補習學校長及訓導は凡て小學校訓導より兼任し手當を支給せり。

明治四十一年四月義務教育六个年に延長の結果同年度末には四校となれり。

○實業補習學校　其二

（大正三年度末現在）

學校名	修業年限	創立年月	教員數	生徒數 男	生徒數 女	入學數 男	入學數 女	卒業 男	卒業 女
大塩村立實業補習學校	二个年	明治三十七年十月	二	五〇	三九	一	一	三四	二
的形村立實業補習學校	二个年	同三十八年十一月	二	四	二	四	二	一	二
曾根町立實業補習學校	二个年	同三十九年四月	二	六	三	六	三	九	九
北濱村立實業補習學校	二个年	同三十九年十月	二	二	二	四	二	九	九

○實業補習學校　其一

學校名	修業年限	創立年月	廢校年月
東神吉村立實業補習學校	二ケ年	明治三十七年五月	明治四十一年三月
伊保村立實業補習學校	二ケ年	同三十八年四月	同四十二年三月
平荘村立實業補習學校	二ケ年	同三十八年五月	同四十二年三月
米田村立實業補習學校	三ケ年	同三十八年五月	同四十一年三月
中筋實業補習學校	二ケ年	同三十九年四月	同四十二年三月
西神吉村立實業補習學校	二ケ年	同三十九年四月	同四十一年三月

かく實業補習學校は創設以來既に十餘年を經過するにも拘らず未だ發達の域に達せず、左に之に關する統計を掲ぐ。

○實業補習學校累年統計表

年度	學校數	教員數	生徒數 男	生徒數 女	生徒數 計	經費 俸給及手當	經費 其他	經費 計
明治三十七年度	二	五	九六	三三	一二九	四六	一	四六
同三十八年度	六	一四	三五一	六三	四一四	一一八	一	一一八
同三十九年度	一〇	二二	三〇三	一一三	四一六	一一四	一	一一四
同四十年度	一〇	二七	三一三	八六	三九八	二三三	一	二三三
同四十一年度	七	一七	一二七	五七	一八四	一九五	五	二〇〇
同四十二年度	四	一五	九八	三二	一三〇	一二四	一八	一四二
同四十三年度	四	四	三三	三三	六六	五六	五五	一一二
同四十四年度	四	七	八五	九六	一八一	九〇	三〇	一二〇
同四十五年度	四	七	六六	五三	一一九	九五	七一	一六六
大正元年度	四	一〇	五四	四二	九八	五六	一九	七五
同二年度	四	一〇	四二	四二	一〇四	五六	一九	七五
同三年度	四	六	六〇	四四	一〇四	一二〇	三六	一五六

第二　裁縫學校、針屋教育

明治以前に於て男子教育の寺子屋と對立せしは女子教育の針屋にして十三四歳より十八九歳の女子に普通衣服の裁縫を教授す、教師を師匠と稱し生徒を針子と稱す、蓋し裁縫は婦功の主なるものにして妻女として日常缺くべからざる技藝なれば之を修業せしむるは男子の寺子屋教育を受けしむるの比に非らざりしならん。

現今に於ても針屋教育は猶盛んに行はる、教室は師匠自宅を以て之に充て個人教授をなせり、修業期日も多くは農閑時にして農繁時及町村の休日、五節句等は休業とす、毎日の教授時間の如きも朝より夕刻迄とし別に規定を設くるものなし、修業年限も家庭の貧富によりて一定せず短きは一个年間普通三个年間とす、謝禮は出席受業日一日に付金三錢乃至五錢の日割にて持參する地方と舊慣に從ひ盆正月に金二圓内外其他の節句に金五拾錢位を持參する地方とあり。

かく維新前の針屋教育は依然として存續し、女子の尋常小學又は高等小學を卒業したるものはこの針屋に入りて裁縫を稽古するを常とす、然るにこれ等針屋中には訓育上のことを顧慮せざるものあり或は舊慣を墨守し今日の女子に適切ならざるものあり、此の針屋に代ふるに裁縫學校を以てし裁縫を主とし家

事、修身、國語、算術等を課し裁縫家事に要する智識技能を授け傍ら小學教育の補習を施すの目的を以て明治三十七年度に始めて小學校に附設せられたり教員は小學校裁縫專科訓導及訓導の兼任にして月額五圓以内の手當を支給せり。

○伊保裁縫學校規則抜書

第一條　本校は女子に必須なる裁縫家事に要する智識技能を授け兼ねて小學校教育の補習をなすを以て目的とす。

第二條　本校は伊保裁縫學校と稱し伊保尋常高等小學校に附設す。

第三條　本校には本科及專攻科の二科を置く。

第四條　修業年限は本科三个年專攻科一个年とす

第五條　教科目毎週教授時數及教科程度を定むること左の如し

本科	毎週教授時數	
教科目		
修身	一	道德の要旨
裁縫	三七	通常衣服の縫方、裁方、繕方、ミシン使用法
家事	一	家事の大要
國語	五	讀方、綴方、書方
算術	一	珠算(加減乘除)
專攻科		
教科目	毎週教授時數	
修身	二	道德の要旨
裁縫	四二	通常衣服の縫方、裁方、繕方、ミシン使用法
家事	一	家事の大要

第六條　學年間に於ける始業終業時を定むること左の如し。

自四月一日至九月三十日　午前八時始業午後四時終業

自十月一日至三月卅一日　午前九時始業午後四時終業

第七條　學期及休業日は小學校に準ず。

第八條　一學級の生徒數は五十人以下とす。

第十二條　本校に入學せんとするものは本科は尋常小學校卒業の者又は之と同等以上の學力を有するもの、專攻科は本科卒業のものたるべし。

尋常小學校卒業者は本科第一學年に編入し、高等小學校卒業者は本科第二學年に編入す。其他は入學者の學力に應じ適當の學年に編入す。

第十三條　本校に入學せんとするものは其保護者より入學願書を募集期限内に學校長に差出すべし。

第十四條　疾病其他已むを得ざる事情により退學せんとする時は其事由を詳細に記して保護者より學校長に願出で許可を受くべし。

第十五條　授業料は一个月金拾五錢とす。

第十六條　本校生徒の修了、卒業に關しては総て伊保尋常高等小學校の規定に依る。

第十七條　品行方正技藝優秀なるもの精勤なるもの及び特に表彰すべき行爲ありたるものには賞狀又は賞品を授與することあるべし。

第十八條　操行不良にして生徒たる本分を失ひたるものは其狀情に依り譴責停學退校等の處罰をなすことあるべし。

各科教授の要旨及教科用書左の如し。

各科教授の要旨は小學校令に準據し下級にありては小學校に於て學修せる事項の復習練習應用補習をなし、漸次上級に至るに從ひ漸く程度を進めて新なる事項を授く。

學年	讀方	書方
本科第一學年	佐藤球 塩井正男共編	高等女學讀本卷三 小野鵞堂書 假名の手ほどき
同第二學年	同	卷三、四 佐藤梅園 女子手紙の文
同第三學年	同	卷五、六 同上

其他は教科書を使用せす。

課外に挿花、點茶、刺繡、編物、造花等の手藝を授く。

○上莊裁縫學校規則書抜

第一條　本校尋常小學校卒業若くば之と同等の學科を修めしものに教授す。

第二條　本校の修業年限は三个年とす。

第四條　本校の休業日は左の如し。

一祝日、大祭日、夏期休業　自八月一日至八月三十一日

一冬期休業　自十二月二十六日至翌年一月六日

一學年末休業五日間
一學校所在地氏神祭二日間
一土地の情況に依り特に必要なる休業日
一臨時必要の休業日

第四條本校の學科程度及授業時間左の如し。

學科目	第一學年	每週教授時間	第二學年	每週教授時間	第三學年	每週教授時間
裁縫	普通衣服積り方裁方縫方	一六	同上	一六	同上	一六
修身	實踐道德の要旨	二	同上	二	同上	二
國語	普通文の讀方書方綴方	三	同上	三	同上	三
家事	衣食住家計簿記家事經濟	一	看護育兒家庭教育母の衛生	一	同上	一
算術	筆算四則分數珠算加減乘除	二	同上	二	同上	二

第九條　本校兒童は授業料として每月貳拾錢を納むるものとす

第十二條　本校の職員は上莊尋常高等小學校職員中より兼任す。

第十三條　職員職務に關する事項は明治三十四年縣令第五號小學校長及職員職務及服務細則によるものとす。

○裁縫學校　其一

學校名	創立年月	修業年限	廢校年月	所在
平莊裁縫學校	明治三十七年四月	二年	明治四十一年三月	平莊高等小學校附設
檜笠裁縫學校	同	二年	同	檜笠高等小學校附設
大塩裁縫學校	同	二年	大正元年四月	大塩尋常小學校附設
神爪裁縫學校	同三十九年十一月	二年	明治四十二年三月	神爪高等小學校附設

裁縫學校　其二　（大正四年三月末現在）

學校名	創立年月	修業年限	教科	教員數 專任	教員數 兼任	生徒數	經費 俸給又ハ手當	經費 其他	計
曾根裁縫學校	明治三十七年四月	三年	裁縫、修身、國語	—	二	八	一一	—	一一
伊保裁縫學校	同三十八年四月	三年四年	裁縫、修身、國語、家事、算術	—	三	三五	一〇八	八	一一六
米田裁縫學校	同四十二年四月	三年	裁縫、修身、國語、家事	—	三	二六	四四	八	五二
上莊裁縫學校	大正二年四月	三年	裁縫、修身、國語、家事、算術	一	—	七三	一二〇	—	一二〇
東志方裁縫學校	大正三年四月	三年	裁縫、修身、家事、算術	—	三	二〇	二二	一〇	三二
阿彌陀裁縫學校	大正三年四月	三年	裁縫、國語、算術	—	二	二六	四四	一〇	五四

○裁縫學校累年統計表

年度	學校數	教員 專任	教員 兼任	生徒數	經費 俸給又ハ手當	經費 其他	計
明治三十七年	四	—	二	二六	三六	四	四〇
同三十八年	五	—	九	四六	九七	三二	一二九
同三十九年	六	—	一二	七五	六五	—	一三五
同四十年	六	—	一三	一〇一	一三六	—	一九四
同四十一年	四	—	一二	六三	一八二	—	[illegible]
同四十二年	四	—	八	五九	九三	九	[illegible]
同四十三年	四	—	一二	七五	—	—	一三五
同四十四年	四	—	九	五九	七六	三一	一〇七
大正元年	四	—	七	五一	七五	一三	八八

大正二年	四	一	九	一一三	三五六	一〇	三六六	大正三年	一	六	一	一一	一七五	四〇三	三〇	四三三

○郡内針屋調

（大正四年末現在）

所在地	創設年月	針子數	裁縫の種類	師匠名	資格又ハ經歷
曾根町北町	明治二十年	一五	衣服	臼井かね	小學校裁縫專科正教員
同　新地	大正元年九月	一六	衣服、袋物、押繪	長谷川峰代	實科女學校卒業
大塩村	同三年五月	四〇	衣服、袋物、押繪、刺繡	中谷とき	
伊保村の内伊保崎村	明治元年	八	衣服	位田ちよ	
同　伊保崎村	同三十年	九	同	見賀やゑ	
同　伊保崎村	同四十二年	四	同	木谷じやう	
同　中島村	元治元年 大正三年八月	三〇 二〇	同	川崎とら 小林ふさ	
同　中筋村	同四十二年	一三	同	馬塲のぶ	
同　中筋村	同四十二年五月	六	衣服、押繪、刺繡	曾根秀子	技藝學校卒業
同　中筋村	明治四十五年三月	五	衣服	砂川そう	大阪三井家仕立部にて修練
米田村の内米田村	同四十一年	一〇	同	砂川よう	
同　神爪村	同四十四年	六	同	大西ひさ子	
東神吉村の内出河原村	同十六年十月	一五	衣服、袋物、押繪、生花	木村ぎん	
同　神吉村	現代ハ三代目	二〇	衣服	神吉のぶ	
同　升田村	明治三十三年三月	一〇	衣服、細工物	岩階千末（チズエ）	

所在地	創設年月	針子數	裁縫の種類	師匠名	資格又ハ經歷
平莊村の内一本松新村	明治三十九年	九	衣服	玉岡やすゑ	
同　小畑村	同二年	五	同	小林じやう	
同　小畑村	同二十八年四月	七	同	長山きみ	
同　養老村	同三十七年九月	一五	同	高橋てい	
同　山角村	同三十一年四月	一三	衣服、袋物、押繪	大西つね	多年小學校裁縫教員たり
同　山角村	大正二年八月	一〇	衣服、刺繡	道清たま	
同　里村	同二年三月	八	衣服	柳しゆう	
上莊村の内小野村	明治二十三年三月	二〇	衣服、袋物	増田そめ	
東志方村の内東飯坂村	明治四十四年	二五	衣服、袋物、押繪	石坂はるゑ	
同　細工所村	同二十九年	二〇	衣服	三柳うめ	
同　廣尾村	同四十年一月	三〇	衣服、袋物、押繪、刺繡	久保田せき	北條裁縫學校卒業
同　高畑村	同初年	二五	衣服、袋物、押繪	熊谷まさゑ	
同　高畑村	同三十五年	三五	衣服、袋物	原こでん	
志方村の内西中村	同二十五年三月	三三	衣服	廣瀬むめ	
西志方村の内下原村	同四十年九月	七	同	河田つね	
同　成井村	同四十年一月	一三	同	渡邊より	
同　永室村	同三十九年二月	二〇	衣服、刺繡	三村ため	
同　山中新村	同三十六年九月	一〇	衣服、立花	黒田たけの	
同　西牧村	大正二年一月	五	衣服	内海こしげ	
西神吉村の内岸村	明治三十五年一月	五	同	山本きん	飾磨裁縫學校卒業

西神吉村の内	鼎村	同四十四年四月	六〇	衣服	高田たつ
同	鼎村	同四十五年四月	八	同	水野くみ
阿彌陀村の内阿彌陀村		天保十年	二〇	同	三代 佐藤あやの
同	阿彌陀村	明治十年	四	同	黒田るつ
同	阿彌陀村	同三十五年	四	同	古門いよ
的形村の内的形村		同三十六年一月	一五	衣服、袋物、押繪、造花	濱野はま
北濱村の内北脇村		同二十年	三〇	衣服、袋物、細工物、刺繍	一代 大橋八重 二代 前川美代子

小學校に勤務せしことあり

第四章　中學程度以上の卒業者及其他

第一節　中學程度以上の卒業者調

明治教育の隆盛に伴ひ中學、師範、商業、工業、女學校等本縣下に增設せらるゝに從つて此等の學校卒業者年々增加せり。其他東京を始め遠く遊學し學位を有するものも尠からずその大學を卒業せしは明治二十三年七月卒業の東神吉村の内西井口村林學士柴田榮吉を始めとし二十五年七月卒業の志方村の内上富木村平岡定太郎之に次ぐ、而して小學校より順次各學校の課程を經たるは三十六年七月卒業の曾根町文學士龜田次郎を始とす。

〔大正三年五月印南郡治一班〕

○中學程度以上卒業者數

	曾根	伊保田	米吉	東神吉	平荘	上荘	東志方	西志方	西神吉	阿彌陀所	別形	的濱	北濱	大塩	計
卒業學校	五	四													
官立大學校															
早稲田大學校															
醫學校															
關西法律學校															
高等學校															
師範學校															
中學校															
工業學校															
商業學校															
農學校															
女學校															
音樂學校															
陸軍士官學校															
東京通信官吏傳習所															
商船學校															
臺灣協學校															
藥學校															
海軍兵學校															
陸軍幼年學校															
合計															

第二　榛陽英文義會及硯友會

明治維新以來西洋崇拜の極十八年頃より二十年の始頃迄は上下沼々として歐化主義に嘔歌し舊弊の名を以て一切古來の文物を排斥し、新聞紙は擧つて西洋主義を主唱し、和漢の古書畫の如きは捨てゝ顧みず甚だしきは羅馬字を以て國字漢字に代へんとし或は英語を以て國語に代へんと主張するものさへ出づるに至れり。（野田義夫著明治教育史に據る）

時の森文部大臣は久しく海外にあり又大に外國語を奬勵せしかば英語熱は大に流行し只に都會のみに止らず田舍迄も波及せり、この風潮を代表したるを今市村の榛陽英文義會とす。（横大路村大内桂翁の私塾に英語の教師を聘したるは此頃ならんか）

之より先歐化主義に對して國粹保存主義の勃興を見るに至り國民漸々覺醒の機運に向ひつゝありしが二十六年時の井上文部大臣は國家主義より大に國語及漢文を奬勵せり、之の風潮を代表したるものを曾根村硯友會とす。

一　榛陽英文義會　（今市村）

本會は明治十九年今市村鈴木法琛、入江光藏の諸氏主唱者となり少年教育の目的を以て伊保村上流の子弟同盟して組織せし者にして約二个年間繼續せり、會員數約四十名にして曾根村より通學せしものあり教師は初め揖保郡の人菅殿壽を招聘せり居ること約一个年間にして他家へ養嗣子に迎へられ止むを得ず辭せしかば更に河合芳雄を聘せり何れも英學に造詣深き人々なりしと云ふ。

經費は會費を以て支辨せしも先代伊藤長次郎を初め特志者より寄贈せしと云ふ。

一時加古郡新野邊村に支會を設け毎月二回本會の教師出張教授せしことあり、其支會は朝藤奈良吉稻田安一郎の諸氏熱心の下に設立せしものなりといふ。

○　榛陽英文義會規則抜書

一本會を榛陽英文義會と稱す。

一本會本部を播磨國印南郡今市村第九十番地に置く。

一本會は有志同盟して少年子弟を教育し廣く學事を振起するを以て目的とす。

一本會は專ら正則英學を教授し側ら數學漢學科を置き目下切要の教育を施す。

一會費は當初束修として金五拾錢を納め以後授業料として毎月金四拾錢を本會幹事に收む可し。但二學科兼修する者は金五拾錢を納む可し。

一本會は一年を三學期に區分す。

一定期休業日。

毎火曜日　大祭日　試驗前後各一日

臨時休業は其都度告示す可し。

一課程は當分英學漢學數學科として卒業の年限を英漢は四个年とし數學は三个年とす。

一教授時間は四季の變換により日の長短を斟酌し別に之を規定し其都度之を告示す可し。

一學期の終に於て試驗を施行し以て學生の進達及席順を定む。

一試驗點數は各科各百點を以て滿點とし平均六十點以上を以て進級合格者とす。

一學事優等の輩は教員の見込を以て連級超進せしむることあり。

一本會萬般の事務は幹事之を掌理し會員は盡く其指揮を受く可し。

一會員は禮儀廉耻を重し躬行實踐を旨とし純正本會の目的を達するを務むべし。

一會員若し遠地にして通學すること能はざる時は寄宿所を設け修學上差閊なき樣本會幹事に於て取計ふ可し。

一授業時間割。

午前第八時より第十時に至る。

午後第三時より第五時に至る。

夜學生は午後第八時より第十時に至る。

〔今市村入江光藏氏所藏榛陽英文義學會規則〕

二　硯友會　（曾根町）

本會の主唱者龜田俊夫入江重隆の二人元來文學の癖あり、桂園派の巨匠井上通泰氏（當時縣立姫路病院副院長）を屢々訪問せしが之れが動機となりて曾根村同好の青年相會し敢て會員の多數を望まず堅實熱心なる研究者を以て組織し硯友會と稱し會場を龍澤寺内に設く時に明治二十六年四月なり、年長の入江辰次を會長とし龜田俊夫入江重隆入江哲郎幹事たり

會員は同村上流の子弟及小學校教員役場吏員郵便局員等にして約十五名あり、會費月額貳拾錢を徵集し當時發行の史學雜誌、哲學雜誌、六合雜誌、人類學雜誌、斯文雜誌、天則、佛敎、國文、敷島、歌學、敎育時論等の雜誌、讀賣、時事、國民、東京朝日等の新聞諸曲通解、日本文學全書、帝國文庫等每月十餘種の書籍雜誌及三四種の新聞を購讀し、猶會員個人の購讀のものをも交換して會員の研鑽に資せり。二十六年十一月十一日井上氏を聘して和歌沿革史を聽講せり。

爾來繼續約十个年間文學普及に見るべきものありき然るに三十六年六月龜田俊夫翌三十七年十月入江重隆相次いで死し、加ふるに是より先二十八年井上名譽會員は岡山醫學專門學校に轉任せられ斯く會の中堅を失ひしが爲め自然廢會するに至れり。

〔龜田次郎氏所藏硯友會日誌、稿本會根古今記〕

第五章　教化事業と諸團體

第一　教化事業の概說

明治維新以來經營したる小學敎育は日清日露の二大戰役に遭遇し益々就學督勵を加ふると共に既に小學敎育を終りたる者を始め戶主主婦老人に至る迄國家社會の一員として忠實に其責務を盡し一家を健全ならしめ町村を充實せしむるが爲めに之れが敎化を施すに至れり、之れ日露戰役に於ける一大風潮にして明治敎育史上一新目を開けるものとして特筆すべき事蹟なりとす。之と同時に內務省に於ても地方行政を管理するに單に形式上の規矩準繩を正すに止まず深く民治の成績に鑑み、其の治績の主腦者を表彰し地方敎化の事蹟を世上に紹介し以て鄕黨協心戮力して風を矯め俗を敦くし民治を作興するの道を開き大に國運發展に資せんとする民治作興の奬勵と相一致せしかば益々敎化事業の發展を見るに至れり。

本郡に於ける敎化事業は舊の私立印南郡敎育會、三治協會青年會等各種團體の下に行はれ其成績見るべき者多し、以下之等の團體の施設を略記す。

第二　私立印南郡敎育會

本會記錄は見當らざるを以て明治三十六年以前は印南郡誌に據り以後は諸記錄に散見する者に據る

本會は明治二十四年五月創立せしも萎靡として振はざりき、二十六年冬に至り規則を改正し組織を變更し同年十二月十七日を以て第一回總集會を開催せり四十年十一月私立印南郡三治協會に併合す。

本會創立以來每年一回乃至二回の總集會、講演會、敎員講習會、學事視察員派遣、通俗講話會、敎育品展覽會を開催し、其他敎育上施設の調査、圖書館の設置、印南郡誌編纂等郡敎育上に貢獻せしこと尠からず、左に其事業の大要を記す。

講演會　總集會開催每に師範學校長又は敎諭其他縣視學等の敎育者を聘し敎育上の講演を開けり。

敎員講習會、學事視察員派遣　第一章敎育上の諸研究の所に記す。

通俗講話會　明治二十九年より每年一回づゝ各村巡回に敎育幻燈會又は敎育懇談會を行ふ、講師は本會幹部とす。

敎育品展覽會　明治二十七年十一月印南高等小學校(神爪村にあり)に於て開設し、郡內各小學校兒童の書方、作文、圖畫等の成績品を集めて一般郡民に縱覽せしめ、成績優等兒童に褒狀を授與せり。

同三十二年十一月五日より五日間第一印南高等小學校(神爪にあり)に於て開設し、郡內小學校兒童の書方、作文、圖畫、裁縫、各學科の答案及小學校敎授用具、諸帳簿、各府縣師範學校中學校高等女學校縣下各郡市の小學校兒童の成績品並に商店出品の理化學器械、參考書、其他古器物等壹萬五千餘点を陳列して縱覽せしむ、參觀人員貳萬餘人經費四百五拾圓を要したり。

同三十九年十月十九日より三日間神爪高等小學校に於て敎授用具展覽會を開催せり出品点數二百廿四內有効と認めたるもの四十八点に優等證を授與せり。

敎育上の諸調査　左の如し。

明治三十一年度　郡內孝子節婦取調、養蠶曆日取調、圖書館設置方法、印南郡誌編纂方法。

同　三十三年度　勅語の御趣旨普及法。

同　三十四年度　農業科加設方法。

同　三十五年度　小學校基本財產蓄積方法。
實業科加設方法。
小學校女生徒裁縫調查。

青年指導方案。

明治三十九年度　奉公錄上梓す。

圖書館の設置　明治三十二年十二月二十四日創設し四十年十一月廢館す。

○圖書館規則

第一條　本館は諸般の圖書を收集して智識の發達に資するを以て目的とす。

第二條　本館は私立印南郡敎育會圖書館と稱す。

第三條　本館は當分の內印南郡役所內に設置す。

第四條　本館は每日曜日に限り開館す。

但小學校夏期休業中は每日開館することあるべし。

第五條　開館時限は午前九時より午後四時迄とす

但日の長短により伸縮することあるべし。

第六條　本館の圖書閱覽は開館當日に限る。

但特別事情ある者にして理事の承諾を經たる時は此限りにあらず。

第七條　圖書を縱覽せんとするものは別に定むる閱覽心得を遵守すべし。

第八條　本館の圖書は理事會決議を經館長の許可を得て追次購入するものとす。

第九條　私立印南郡敎育會員は五名以上の贊成を得て必要圖書の購入を請求する事を得。

第十條　前二條により購入の外圖書若くは圖書購入資金の寄附を受くる事を得。

第十一條　本館に左の役員を置く。

館長　一名　理事　三名

第十二條　館長は私立印南郡敎育會長之を兼ね理事は同會評議員中より館長之を選任す。

第十三條　館長は本館を監督し且つ諸般の事務を總理す。

第十四條　理事は館長の命を稟け諸般の事務を整理し且つ圖書保管の責に任ず。

○圖書閱覽心得

第一條　本館の圖書を閱覽せんとする者は開館當日理事の許可を受けて入館すべし。

第二條　閱覽者は希望の圖書を指定し理事に申出つべし。

第三條　借覽の圖書は鄭重に取扱ひ汚損せざるやう注意すべし。

第四條　閱覽者は閱覽料として每回金貳錢を納むべし。但私立印南郡敎育會員は無料とす。

第五條　本館の圖書は漫りに館外に持ち出すことを得ず。但理事の承諾を經る時は此の限りにあらず。

第六條　閱覽圖書を汚損し若くは紛失したる時は之を辨償せしむ。

印南郡誌編纂　郡誌編纂の議は明治三十一年六月に起り編纂方法調査をなし、三十四年四月編纂委員をして着手せしめ、三十九年一月稿終り三月印刷發行せり、これを印南郡誌の始とす。左に編纂委員の一人たる小幕桂三郎氏が報告せる一部を揭ぐ。

明治三十一年六月第十回總集會に於て郡內孝子、節婦、義僕取調の議起る、其議變じて郡誌編纂となり、其方法取調委員を中村巽、稻葉虎之助、小幕桂三郎の三名に囑托せらる。

同三十一年十二月第十一回總集會に於て報告書に所載の通り委員の報告を是認せられ翌年一月會長より左記の通り委囑せらる。

編纂委員　中村巽　稻村政策　高木熊太郎

材料蒐集委員　各尋常小學校長　各村長

同三十三年七月中村巽、稻村政策の兩氏辭任黑田勇太郎、竹內琢治の兩氏囑托せらる。

同三十三年十二月規則改正常議員を廢し幹事と改稱せし時編纂委員を更に左の四名に囑托せらる。

高木熊太郎　井內中正　竹內琢治　小幕桂三郎

同三十四年四月委員會を開き材料蒐集區域を村別に分擔し此時より着手せり、同年六月中旬高木氏辭任せしにより北爪謙吾氏囑托せらる。

同三十四年十二月井內氏は副會長となり、且他の委員と職業を異にし休暇等の事情を異にせるにより衛生の一部を分擔して獨立す。

同三十五年二月島本與一郎囑托せらる。

同年四月委員會を開き分擔法を改正して項目別とす

政治沿革、古今變災、民業沿革　島本

人物、戰跡、事變、宗敎沿革　竹內

名勝舊跡の由緒、社寺の緣起　北爪

水利、土功、開拓、敎育、國郡村起沿革　小幕

同年八月竹内委員死亡。
同三十六年二月十六日委員會を大塩尋常小學校に開く、三月三日六月二十八日鳥本委員宅にて委員會を學校終業後に開く、七月二十五日より八月四日迄福泊村神宮寺を借受け委員三名詰切り編纂に從事す、九月十五日會長より大演習の節天覽に供する考故至急成効すべき旨委囑せらる、依て九月十七日より二十八日迄每日魚橋村正蓮寺に會同編纂に從事す。
竹内氏死亡に付
戰跡事變は　小暮
人物交通祭祀の由來は　鳥本
會議及議員は　北爪
分擔し、大略成効の上、各委員互に自ら訂正を加を歷史の分のみ略完成せり。
地誌の方は未だ着手に至らず。
脫稿の分十六行三十二字詰四百餘頁なり。
〔私立印南郡教育會報〕

●●●●　會員並經費　會員は郡内小學校敎員、官衙及町村役場吏員、郡内有志者にして其數明治三十三年以降は二百名内外とす。
會長は殆んど郡長を推選し、副會長は明治二十九年迄は神爪高等小學校長二十九年よりは郡視學三十三年よりは敎育者以外の人々とす、幹事は三十二年迄は郡書記神爪高等小學校長及訓導三十三年より小學校長及訓導多數を占め村長二名郡視學郡書記各一名とす。
經費は會費制度にして每年郡費より補助を受く、固より其年度に於ける事業の性質種類によりて一定せず。

○會員數並經費

年度	會員數	經費	郡補助額
明治二十六年	—	二三円	—円
同　二十七年	—	七九	—
同　二十九年	—	八一	三〇
同　三十年	—	九二	四〇
同　三十一年	—	一三二	七〇
同　三十二年	—	五四七	二〇〇
同　三十三年	—	三六一	二〇〇
同　三十四年	—	四五七	三〇〇

○私立印南郡敎育會
明治卅八年度決算報告

收入之部

	收入豫算	實收入額
郡補助	五〇円	五〇円
會費	六〇	四九
寄附金	三〇	三一
繰越金	二〇	〇
講習費	〇	一四
合計	一六〇	一四四

支出之部

	支出豫算	實支出
定期總會費	一七円	八円
事務費	三九	四四
講習費	四二	四三
豫備費	一〇	五
備品費	五〇	六
合計	一五八	一五五

〔明治四十年七月私立印南郡敎育會報に據る〕

第三　印南郡記念文庫

本郡に於ける圖書館設置は明治三十二年十二月私立印南郡敎育會の私設したるものを始とす。
同四十四年二月一日日露戰役記念として印南郡記念文庫を印南郡公會堂(神爪村)に設置す、本文庫は郡事業たるを以て郡長管理の下に每年金五拾圓乃至百圓を郡費より支出し圖書購入の費に充つ。
本文庫設置と同時に私立印南郡敎育會圖書館廢館し所藏の圖書は本文庫に寄贈せり。
同四十一年七月三治協會の巡庫文庫設置するや本文庫の圖書も共に各町村に巡送するに至れり。
〔本文庫は明治四十四年二月の設置とすれども實際は其以前にして三十九年の成績發表あり多分三十九年の設置ならん〕

○圖書閱覽規程

一文庫に備付の圖書は無料にて公衆の閱覽に供するものとす。

一文庫圖書閲覽時刻は左の如し。
四月一日より九月三十日迄は午前八時より午後六時迄、十月一日より三月三十一日迄は午前九時より午後五時迄。
一文庫の圖書を閲覽せんとする者は本文庫監守人の承諾を經べし。
一本文庫の圖書は本郡在住者に限り本文庫外に於て借覽するを許すことあるべし。
一借覽せんとする者は本文庫備付の圖書貸付簿に所要の事項を記入捺印して所要の圖書を監守人より請取るべし。
一一度に借覽を許す圖書は一人三冊以内とす。
一貸付期限は一个月以内とす。但辭書類は二週間以内とす。
一借覽圖書を返納せんとする時は本文庫備付の圖書貸付簿返納年月日欄に記入捺印し監守人に渡すべし。
一閲覽者にして禮節を缺き圖書破損の虞ありと認むる時は監守人に於て閲覽を謝絶することあるべし。
一閲覽者にして借覽圖書を紛失し又は破毀汚損せしときは購入代價を辨償せしむるものとす。
一借覽者にして借覽圖書の全部を返納又は辨償するにあらざれば爾後一切本文庫圖書の借覽を許さず。

○印南郡記念文庫明治三十九年度成績

所藏圖書種目	部數	本年度購入部數	本年度閲覽人員	部數
倫理の部	二五			
教育の部	五四	一三		
辭書の部	八	一		
地理歷史の部	二三			
農業の部	四五	八		
雜書の部	三二	一二	三	一四二
計	二〇五	三五	一一七	

〔明治四十年七月私立郡印南郡教育會報に據る〕

第四　印南郡三治協會

我印南郡には從來私立にかゝる教育、衛生、農友の三團体ありて其目的とする教育、衛生、勸業の改良普及及發達を期し、各會務の擴張と振作とに盡瘁せしも何れも其活動と成果に於て充分ならざる点ありしを以て郡内有力者諸氏協議の結果明治四十年十一月前記の三團体を合一したる印南郡三治協會を組織する事に決定し、從來の會費制度を改めて基本金制度とし、創立委員會員募集委員を選擧し會員の募集に着手せしに名譽會員十三名特別會員五十五名通常會員千二十四名合計一千九十三名を得其醵出金五千九百七拾六圓の巨額に達せり。茲に於て時の貴族院議員伊藤長次郎氏を會長に推薦し、翌四十一年一月十二日時光寺に於て前記三團体の解散式及本會發會式を擧行し三團体の功勞者を表彰し次で大講演會を開催せり、當日は本縣知事服部一三氏京都大學教授文學博士谷本富氏を初め多數の來賓及數百名の會員出席を得盛大なる發會式なりき、爾來本郡の重要なる團体として各方面に活動するに至れり。

一　巡回文庫

會員讀書の便を圖る爲めに本會創立後直に巡回文庫を設け、明治四十一年七月巡回文庫發送式を印南郡役所に於て擧行せり、四十四年四月圖書館令に依り公認を得たり。

○印南郡三治協會巡回文庫規程

第一章　總　則

第一條　本文庫は本會々員に讀書の便宜と趣味とを與ふるを以て目的とす。
第二條　本文庫は印南郡三治協會巡回文庫と稱し事務所を印南郡役所内に置く。
第三條　本協會教育部は文庫臺帳を製し其巡回並に書籍の出入等一切其責に任すべき者とす。

第二章　文庫及巡回方法

第四條　文庫は十六個の書函を以て組織し第一號より第十六號に至る。
第五條　文庫内に收容しある圖書の目錄は其蓋の内面に掲載す。
第六條　文庫の巡回は左の順序により各一个月の滯留とす。

一曾根校　二伊保校　三米田校

四東神吉校　五平莊校　六上莊校
七國包校　八東志方校　九志方校
一〇西志方校　一一西神吉校　一二阿彌陀校
一三別所校　一四的形校　一五北濱校
一六大塩校

第七條　小學校長は毎月五日迄に文庫の內容を整備し午後五時迄に次校に送付するものとす。

第三章　管理

第八條　文庫の管理は小學校長に嘱托す。

第九條　小學校長は文庫受授の責に任ず。

第十條　小學校長は受けたる文庫の內容若し不足汚濱又は破損等あるときは其旨直に本會教育部へ報告すべし。

第十一條　小學校長は本部の通知により新購入圖書を庫內に容るゝときは其蓋の內面の目錄に其書名冊數及年月日等を記入するものとす。

○圖書閲覧成績

年度	購入冊數	閲覧 教員	青年官公吏	婦人	僧侶	神官	醫師	農	一	商	工	一	勞働	一	其他	一	計
明治四十一年	一六七	七二四	一三八	一三〇	五	四八	八	二三	四七五	六八	一三	二	一三五	一、七六九
同　四十二年	二七二	三六〇	三一九	二三七	六	一〇二	二〇	五二	八一九	二四	二一	〇	二九一	三、三五二
同　四十三年	三四三	八〇八	五七二	三一一	六二	二三三	三八	五三	六九〇	二四四	七六	二一	四九	四、一五八
同　四十四年	二三二	六六三	六八〇	二八一	一三五	一七二	八	二五	四四八	二〇八	一六三	五	三七二	四、一五八
大正　元年	一四九	七五一	六九五	三〇九	一四八	一五三	一〇	三九	五四六	二一二	一六八	四七	三六五	四、四四三
同　二年	二五〇	二七四	七二二	三三五	一九七	一〇九	二二	六四	六三六	二三三	一八〇	七〇	二〇五	四、〇三六
同　三年	二六三	五三〇	六二六	四八二	一七〇	一七六	一九	八五二	一〇六八	二一七	一四一	五六	八八	六、六五七

二　講演會

會員の智德を增進し自治の精神を修養せしめんが爲めに知名の士を招聘し每年春秋二回（每回一日乃至數日）大講演會を開催し、本會員及郡の內外有志に有益なる講話を聽講せしむ、創設以來の講演回數十四講話日數二十八日にして每回の聽衆數百を下らず其稗益する所實に鮮少ならざるなり。

回數	年度	日數	講師		聽講人〇
第一回	明治四十一年春季	一	京都帝國大學教授	文學博士　谷本富	七〇〇
第二回	秋季	一	姫路師範學校長	野口援太郎	二三〇
		一	明石女子師範學校長	藤堂忠次郎	二〇〇
		一	明石農學校長	農學士　吉田彦松	二〇〇
第三回	同　四十二年春季	二	京都帝國大學教授	文學博士　谷本富	六五〇
第四回	秋季	一	姫路中學校長	平澤金之助	
		一	明石女子師範學校長	井田竹次郎	
		一	兵庫縣立工業學校長	大野部一郎	

第四章　借覽

第十二條　小學校長は新に文庫を受けたる時は左記借覽票を作成し區內會員に配布する者とす

書名	冊數	借覽期限	借覽者姓名

第十三條　小學校長は借覽者名簿を製し借覽書名借覽冊數、借覽期限借覽者姓名等を記錄し置くものとす。

第十四條　會員にして借覽せんと欲するものは借覽票に其事項を記入捺印し圖書と引換を乞ふべし。

第十五條　借覽者は借覽期日迄に當該小學校長に返付すべし。

第十六條　借覽者にして其圖書の汚濱破損又は紛失をなしたる時は其辨償の責に任ず。

第五回	明治四十三年春季	一	岡山醫學專門學校教授醫學博士	小川劒三郎	三〇〇
第六回	秋季	二	陸軍歩兵大尉 大阪市心學大家	中村某 山田俊卿	九〇〇
第七回	同　四十四年春季	一	內務省囑托	留岡幸助	二五〇
第八回	秋季	四	靜岡縣稻取村前村長	田村又吉	二〇〇
第九回	同　四十五年春季	一	兵庫縣內務部長 兵庫縣技師	折原己一郎 小野孫三郎	五〇〇
第十回	大正元年秋季	一	大阪朝日新聞記者衆議院議員	石橋爲之助	八〇〇
第十一回	同　二年春季	一	靜岡縣	金原明善	三〇〇
第十二回	秋季	六	神崎郡 本縣米穀撿查所長	香村宜園 井上庫太	一、八〇〇
第十三回	同　三年春季	一	愛知縣農林學校長	山崎延吉	三〇〇
第十四回	秋季	一	大阪朝日新聞記者	石橋爲之助	六〇〇

三　巡回講話

春秋二季の大講演のみにては郡民一般特に中流以下の聽講に便ならざるを以て、別に教育、衛生、勸業の各郡に於て農閑期に毎年一回以上各町村又は最寄町村に巡回講話を開催し、會員の內外を問はず汎く通俗的平易を旨としたる有益なる講話を聞かしむ、開催地の村長小學校長の盡力により毎回一个所の聽衆三百人を下ること稀なり。殊に明治四十四年八月曾根、志方の二校に於て四日間開催の衞生品展覽講話會の如きは保健醫事防疫の三部に區別陳列し、縣廳より技師出張し說明に努めしを以て衞生思想の發達助長に尠からざる利益を得たり、其參觀人壹萬四千貳人にして郡內戶數に對し一戶一人一分强に達せり。

年度	摘要	聽衆人員
明治四十二年度	本縣農學校教諭辻川己之介撿疫醫飯田正千代を聘し六个村に於て開會	二、四〇〇
同　四十三年度	本縣衞生技師葉若雄次を聘し井內衞生部長之に加はり三个村に於て開會	九〇〇
	井內衞生部長三个村に於て虎列拉病に關する衞生談話會開催	一、三五〇
	檜林本縣農事試驗場長を聘し二个村にて開催	二〇〇
	前川本縣農事試驗場技手を聘し四个村にて開催	一、〇〇〇
同　四十四年度	松岡教育部長、津田幹事、千種、日下部、澁谷、林の四小學校長各村にて教育講話會開催	四、二四〇
	本縣技師出張を請ひ二个所にて四日間衞生品展覽講話會開催	一〇、〇四二
大正元年度	出川扇一を聘し一村拾圓の補助を與へ九个村に於て割烹講習會開催	二五〇
大正二年度	正木教育部長、澁谷、林、高谷の三幹事、三谷、伊丹の二小學校長七个村に於て教育講話會開催	二、八〇〇
	井內副會長、山口幹事、魚橋警察署長各村に於て衞生談話會開催	五、〇〇〇
	本縣農事試驗場技手を聘し三个村にて開催	七〇〇
大正三年度	正木教育部長、澁谷、高谷の二幹事、三谷、久保、柏木の三小學校長各村に於て教育講話會開催	五、四〇〇
	香川縣人窪添之介を聘し七ヶ村に於て農事改良幻燈講話會開催	一、二〇〇

四　教育品展覽會

大正元年十月十二日より十七日迄五日間伊保尋常高等小學校に於て開催せり。

郡內各小學校兒童全部の書方、圖畫、手工の成績品、

郡内各小學校教員一人一品以上各自の研究せる教育上各種の方案及び教授用具、郡内各裁縫學校お針屋及有志婦人の裁縫手藝品、縣下各郡市並全國初等教育中等教育の公私立學校の書方、圖畫、手藝品の一種乃至三種の成績品、東京市實業之日本社の蒐集にかゝる全國各郡市より精選せる書方、圖畫の成績品、理化學器械の陳列並實驗說明、其他郡内の生産物、青年會員の書方、製作品等二萬四千六百七十三点を陳列して一般縱覽に供したり。

開催期間中には大阪朝日新聞記者の講演あり、大阪毎日新聞社の活動寫眞あり、教育講談あり、尋常科五年以上の男女兒童の全郡聯合運動會等ありて實に盛況を極めたり。

されば時の縣事務官田中勝之丞氏縣視學小原龜松氏を始め各郡の視學小學校長訓導及大阪毎日、大阪朝日、神戸等の新聞記者等特別參觀人を始とし、郡内の有力者より老嫗老媼に至る迄來觀するもの甚だ多く其數實に二萬九千餘人に達せり。

本展覽會の役員は三治協會役員に於て事務を分擔掌理せり。此等分擔主任の下に各校より毎日教員一名宛の應援を請ひ開期中各小學校長に夫れ〳〵事務の分掌を依頼し、郡衙より各郡書記の應援あり、井内田中兩副會長は毎日出席して事務を總管し伊保村及伊藤長次郎大西甚一平瀧竹藏上野義一諸氏の寄附金ありて實に本郡一致の下に實施したりと云ふべし。

審査員として加古郡視學黑石鹿一郎、飾磨郡視學松田安之輔、廣田和直之れが任に當り、教員の出品物殊に郡内小學校兒童成績品は凡て各審査員毎に採点し其平均点を算出し一番より三番迄に賞狀を授與せり、其他裁縫學校お針屋處女會等の出品物にも賞狀を授與せり。

出品及授賞左の如し。

種別	出品点數	授賞數
郡内小學校	一七、二二一	一〇九
郡内裁縫學校、針屋處女會	七八六	六三
郡内小學校職員	五五五	三二
縣下小學校	三、〇二三	—
縣下小學校	二、六八三	—
縣下中等教育學校	二九七	—
程度		
其他	一一八	—
計	二四、六七三	二〇四

參觀人員左の如し。

郡内小學校教員及兒童	四、五九八
郡外小學校教員及兒童	一、五五一
一般來觀者	二三、三五〇
計	二九、四九九

○印南郡三治協會教育品展覽會々則

第一章　總　則

第一條　本會は郡内及兵庫縣下一圓並に全國の公私立學校幼稚園の成績品教育に關する製作品參考品を蒐集陳列して公衆に觀覽せしめ教育の進歩發達に資するを以て目的とす。

第二條　本會は大正元年十月十三日より十七日まで五日間印南郡伊保尋常高等小學校内に開設し事務所を印南郡役所内に置く。

第三條　本會に左の役員を置き各事務を分掌す。

會長	一名	副會長	二名
幹事長	一名	相談役	五名
幹事	五名	委員	若干名

第四條　會長副會長は三治協會長並に副會長其任に當り會務を總理す。

幹事長は教育部長を以て之に當て幹事以下は會長之を推選し會長の命を受けて各分擔事務を掌理す。

第五條　本會長は審査委員若干名を囑托し出品物の審査に從事せしむ。

第二章　出　品

第六條　本會に出品すべき種類左の如し。

第一部　郡内出品物

第一區　學校教員の考案に係るもの
第二區　各小學校兒童成績品
第三區　各種學校生徒成績品
第四區　青年會處女會其他の出品物
第五區　郡内教員並に兒童の特別出品物

第二部　郡外出品物

第一區　縣下各郡市小學校及師範學校附屬小學校兒童成績品
第二區　各府縣小學校及師範學校附屬小學校兒童成績品

第三區　縣下各中等學校其他補習學校出品物

第四區　縣下各郡市初等教育並に社會教育に關する出品物

第三部　參考品

第一區　郡內生產品

第二區　各種商店出品物

第三區　各種の參考品

第三章　審査

第七條　個人及商店に於ける教育製作品及參考品は本會の承認を經て出品する事を得。

第八條　出品物中第六條第一部に屬する出品物は之を審査し成績優等の物には褒狀を授與す。

第九條　褒狀は各區に就き壹等より參等に至る三種とす。

第十條　審査委員は審査結了後其成績を會長に薦告するものとす。

第四章　縱覽

第十一條　會場は毎日午前八時に開き午後四時に閉つ。

但し臨時必要なる場合には時間を伸縮することある可し。

第十二條　縱覽人は係員の許認を受くるにあらざれば陳列品に手を觸るゝことを得ず。

第十三條　本規則に明文なき事項は會長之を處理す

○細則

第一章　出品物

第一部　郡內出品物

第一區　學校教員の考案に係るものゝ種類左の如し。

1 訓練方案　2 各科教授方案
3 教材研究　4 教授細目
5 標本模型　6 教授具
7 圖案統計　8 其他教育上有益なる考案

但し出品物は教員一人に付一種以上とす。

第二區　各學校兒童成績品

1 書方、圖畫、手工、裁縫とし書方圖畫は全部出品し手工裁縫は一校優等品各學年にて五点以上とす。

2 平素成績物として綴方清書帳夏期休業日誌の優良なるもの各學年にて五点以上出品するものとす。

3 書方圖畫の優良成績品各學年五葉づゝ左記樣式により別に出品するものとす。

一用紙の寸法、書方圖畫とも横一尺、縱七寸五分

一書方字數、尋一二、四字　尋三、九字　尋四、十二字　尋五、十六字　尋六、廿四字　高一、二、廿八字

一樣式左圖に依る。

書方

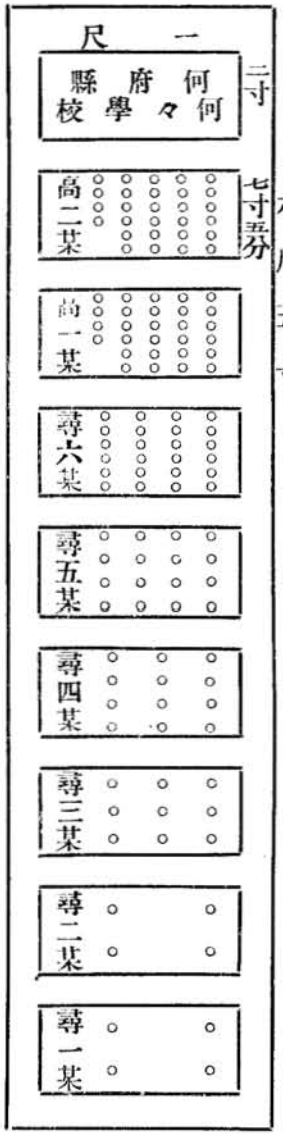

圖畫

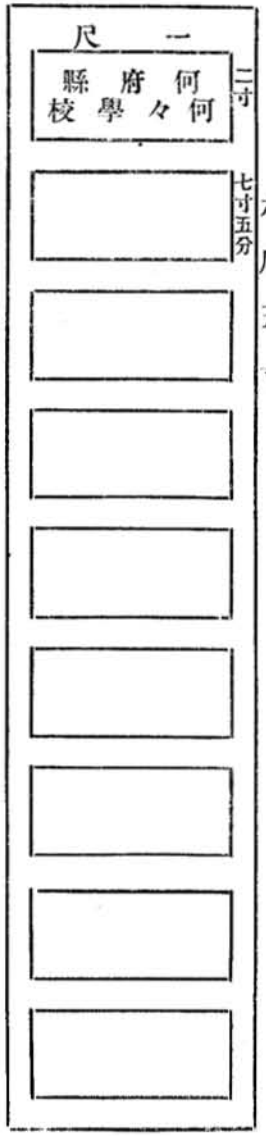

4書方圖畫全体の成績は前項樣式に準じ學年毎に一綴となし出品するものとす。

第三區　各種學校生徒成績品
郡内裁縫學校並に針子屋成績品出品

第四區　青年會處女會其他の出品物
製作品、書畫、沿革、規則、事業の情況及寫眞等

第五區　郡内教員並に兒童の圖畫、書方、手工、裁縫等の特別出品物

第二部　郡外出品物

第一區　縣下各郡市小學校及師範學校附屬小學校兒童成績品
書方圖畫手工裁縫とし各學年優等品二点づゝ但し手工裁縫は任意とす。
圖畫書方の樣式は可成第一部第二區に準じ既に表裝を施したるもの等は其儘出品するも妨なし。

第二區　各府縣小學校及師範學校附屬小學校兒童成績品
第二部第一區に同じ。

第三區　縣下各中等學校其他補習學校出品
書方圖畫は各學年各二点以上
各種實業學校は其特質を表明すべき成績品並に參考品

第四區　縣下各郡市初等教育並に社會教育に關する出品物
教員の考案に係る訓練教授方案、教材研究、教授細目、標本模型、教具、圖案統計、其他教育上有益なる考案、青年會及處女會等の製作品、書畫、沿革、規則、事業狀況及寫眞等

第三部　參考品

第一區　郡内生產品
農工水產物等にて參考となるべきものとし產地、產額、販路等の統計を添付す可し。

第二區　各種商店品出物
器械、標本、文具、玩具、書籍其他兒童教育上參考となるべきもの。

第三區　各種參考品
各學校所有の器械標本類
各人所有の書畫古器物等にて一般教育上參考となるべきもの。

第二章　出品期限

出品物は別紙出品目錄に記載し左の期限内に郡外は兵庫縣印南郡役所宛に郡内は伊保小學校宛に發送すべし。

第一部、第一區の出品物は九月二十日より同廿五日迄まで。

第一部第二區、第二部第一、二、三區の出品物は九月十日より同十五日まで。

其他の出品物は九月二十五日より三十日迄。

五　郡内生產品展覽會

大正三年十一月二十七日より二十九日迄三日間阿彌陀尋常高等小學校に於て開催せり。

出品種類百六十四種出品点數四百三十一点出品人員二百二十三名にして殆んど郡内生產品の各種類を網羅せり。

縱覽者は農繁期に際したりしも毎日五百人以上に達せり、開催中郡内小學校の圖畫、書方の成績展覽會を附設し、二十八日には大阪朝日新聞記者石橋爲之助を聘して歐州戰亂に就きての講演會を開催し、夜間は活動寫眞を催したり。

從來生產品展覽會の開催は明治十九年農產物共進會を初めとし儀裝、蔬菜或は家畜家禽等の如き品評會ありしも皆一部分に限定せられしが、今回は大に趣きを異にし郡内生產品の全部を網羅せしは郡民の自覺を喚起し將來の進步發達に資すること大なりと云ふべし。

六　婦人修養會の補助

小學校を卒業せる女子の補習教育の施設なきを以て女子補習教育の一助として明治四十一年度以來婦人修養會を各町村別に開かしめ經費として一町村毎に金拾圓を補給す、開催期は農閑の時期を選び一週乃至二週間なり、科目は修身、育兒、看護、家事、作法を主とし裁縫、生花、造花、抹茶、料理、染色等の一二を加ふ。

講師は特に招聘することあるも主として其町村小學校教員之に當り熱心に從事せり、科目により宜に處女のみならず主婦の出席亦少からず、一町村の出席人員少なくも三十名多きは八九十名に達せり。左

に最近の統計を掲ぐ。

年度	開催町村	開會延日數	修養人員
大正二年度	一三	七九	四八三
同　三年度	一三	一四四	五四六

七　夏期講習會

本郡各小學校の教職にあるもゝの學力補修と將來小學教育に從事せんとするものゝために、毎年講習會を開催す。科目並に講師は第二章講習會の條に記せり。

八　稻作立毛品評會

米作は本郡主要の農産物なるを以て本會は米作奬勵の一助として明治四十一年創立以來同四十四年度迄毎年稻作立毛品評會を開催し、本會員と農事講習修得者に限り出品せしむ。

審査は第一次第二次に區別し、審査長は縣農事試驗場より派遣を請ひ第二次の審査を經て確定す。

開始以來の出品点數及授賞点數左の如し。

年次	出品点數	一等賞	二等賞	三等賞	四等賞	計
明治四十一年	三二五	三	一〇	二一	三三	六七
同　四十二年	三七〇	五	一五	三〇	四五	九五
同　四十三年	三六一	六	一三	三二	四二	九三
同　四十四年	四八〇	五	一二	三三	六四	一一三

九　實業視察

大正二年夏秋の二回視察員三名を九州北陸地方に派出し、農業改善の狀況を視察せしめたり。

十　農事研究會補助

農事研究會は未だ全町村に組織せられざるも既設の村に對し其成績を考査し、參圓乃至五圓を支給し其の振興を催せり。

大正四年十二月十九日より三月二十日迄三十日間郡公會堂に於て縣立農學校の第十七回別科講習會開設に際し、生徒の募集萬般の事務を郡農會と共に援助せり。

十一　産婆養成

産婆は衛生上必要なる機關たると共に其職責重大なるを以て相當の學力と熟練なる技術を要す、從來郡事業とし或は私立衛生會の事業として産婆講習會を開設し、産婆の養成に盡せしことあるも、元來産婆なる者は一の賤業者として蔑視するの舊慣容易に去り難く隨つて教育の素養ある者にして之れに應する者稀にして其局に當る者の常に遺憾とせし所なり、明治四十一年に於ける郡内産婆の員數は五十四名（外に試驗免許産婆三名あり）にして其年齡は文久三年生を初めとし文化十二年生の老媼に至る其平均年齡實に六十七年弱なりとす。茲に於て本會亦産婆養成の急要なるを認め或は印刷物の配布に或は講話會に産婆の必要なる所以を鼓吹すると同時に舊習の打破に努め、相當教育あるものを撰抜し之れに月額六圓の手當を給與し産婆養成の施設ある病院に囑托して其養成をなせり、然れども經費の關係上一時に多數の養成をなす能はざるを以て漸次郡内各町村に一名以上の試驗免許の産婆を配置するの方針を取れり。

年次	養生人員	囑托所
明治四十一年	一	神戸市　古川病院
明治四十二年	二	神戸市　古川病院
同　四十三年	五	日本赤十字社兵庫支部姫路病院
同　四十四年	四	同　上
大正元年	三	同　上
同　二年	三	同　上
同　三年	二	同　上

十二　防疫事業

不幸にして郡内傳染病發生することあるときは本會は直に豫防心得の印刷物を多數に配布し、其部落又は各村に出張して衛生講話會を開催し一般衛生思想の發達を謀り傳染病豫防にかゝる注意を促し以て豫防消毒上大に効果あるを見たり、其傳染病は主として赤痢又はコレラ病なり、一部落の犬毒恐水病若くはジフテリー流行に對しても同じく印刷物を配布せり、本會創立以來印刷物を配布せし數殆んど三萬枚以上に達せり。

トラホーム眼病は郡内各村共に多數の患者あるを以て郡内各戸に豫防心得書を配布し講演會を開催し之れが撲滅法を攻究せり、其印刷物殆んど一萬枚以上

に達す。大正三年度にはトラホーム豫防心得書三千枚を必要の向々に配布せり。

十三　表　彰

小學教員優待の目的を以て郡内に十ヶ年以上勤續せる教員に對し本會より感謝狀に紀念品を添へて贈呈することゝし明治四十三年以來實行せり、其人員四十三年に十三名同四十四年に三名大正元年に三名なり。

方今農商工業の何れを問はず其使用人の風紀漸次頽廢し質朴、勤儉、主家に忠實なるもの尠なる傾向あるを以て四十三年以降奬勵の爲め右等使用人中模範者を表彰することゝなせり、其調査の要項として性質素行、教育の程度、家庭の狀況、勤續年數、技術技倆の巧拙、信用の程度等にして男子に羽織組、女子には帛紗又は鏡を贈與せり其人員明治四十三年に男子七名女子七十一名、四十四年に男子六名女子六十六名、大正元年に男子六名女子六十六名なり。

十四　私立印南郡三治協會々則

第一章　名稱及組織

第一條　本會は私立印南郡三治協會と稱し郡内有志者を以て組織し事務所を印南郡役所内に置く。

第二章　目的及事業

第二條　本會は郡内の教育、衛生、勸業の發達普及を企圖するを以て目的とす。

第三條　前條の目的を達するため教育、衛生、勸業の三部に分ち事業を行ふ。

但し事業細則は別に之を定む。

第三章　會員及委員

第四條　會員を分ちて通常、特別、名譽會員の三種とす。

通常會員は一時に金壹圓以上若くは五ヶ年間毎年金貳拾五錢づゝを醵出するもの

特別會員は一時に金拾圓以上を醵出するもの

名譽會員は一時に金百圓以上を醵出するもの及び會長の推選に係るもの

第五條　會員死亡の場合は屆出により相續人之を繼承することを得。

但し推選に係るものは此限にあらず。

第六條　本會に左の役員を置く。

但し任期は三ヶ年とす。

會　長　一　名　　副會長　二　名

部　長　三　名（教育、衛生、勸業の三部）

幹　事　十五名（各部に五名づゝ）

專任幹事　一　名　　會計掛　二　名

相談役　若干名

第七條　本會には評議員四十六名を置く。

第八條　役場及評議員の選擧法左の如し。

會長、副會長は總會に於て公撰し部長、幹事、會計掛、相談役、評議員は會長の指名による。

第四章　會員の權限

第九條　會長は本會を總理す。

副會長は會長を補佐す。

部長は各部を擔任處理す。

幹事及專任幹事は會長及び部長の指揮に依り各部の事務を整理す。

會計掛は本會の會計を擔任す。

相談役は本會樞要の協議に參與す。

評議員は本會緊要の事項を評決す。

第五章　集　會

第十條　集會を分ちて三種とす。

一總集會　二役員會　三評議員會

總集會は會員選擧、會則變更、基本財産の處分、共他會長に於て必要と認めたる場合に之を開く役員會は評議員會へ提出すべき議案の協定、其他會長に於て必要と認めたる場合に之を開く。

評議員會は每年度豫算決算及び事業方法の議定、其他會長に於て必要と認めたる場合に之を開く。

第六章　會　計

第十一條　本會々計は四月一日に始り翌年三月末日に終る。

第十二條　本會は會員の醵出金を以て基本財産とす。

但し保管法は別に之を定む。

第十三條　本會の經費は基本金の利子、郡費補助金及び寄附金を以て之に充つ。

保護預り証書は會計係に於て保管し毎年一回以上役員會に於て檢閲すべし。

第四條　現金は會計係をして保管せしめ其額五圓に達したるときは確實なる銀行に預入すべし

第五條　現金は政府發行の公債証書又は日本銀行見返品たる証券に換へ保管することを得。

第六條　基本金の收支決算は毎年度豫算議定の評議員會に報告すべし。

○印南郡三治協會基本金管理規程

第一條　本會の基本金は本規程に據り之を管理す

第二條　左の事項は本會評議員會の議決を經ることを要す。

一現金の預け入れ及有價証券の保護預けを爲す銀行又は個人を指定すること。

二有價証券の買入又は賣却をなすこと。

第三條　預金通帳有價証券及預金証書有價証書の

○三治協會經費豫算

歳入之部

科目	明治四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年	同四十五年	大正二年度	同三年度
財産收入	三五〇円	四〇〇円	四五〇円	四五〇円	四二〇円	五二円	四七二円
郡補助金	一、一五〇	一、〇〇〇	一、一五〇	一、一〇〇	一、三七八	七〇〇	七〇〇
繰越金	—	三〇〇	一三四	三五〇	二〇〇	八一四	三八〇
寄付金	二〇	—	—	—	一五〇	—	—
合計	一、五二〇	一、七〇〇	一、七三四	一、九〇〇	二、一四八	二、〇二六	一、五五二

歳出之部

事務取扱費	八二	一〇八	一三六	一四一	一二九	一三四	一二九
雜給	五七	七九	一〇七	一〇七	九五	一〇三	九五
需用費	二五	二九	二九	三四	三四	三	三四
事業費	九五〇	一、四八四	一、五〇二	一、五七三	一、七一五	一、一六	一、二八三
總會兼講演會費	一七三	三五二	一八〇	二五五	二五〇	一三八	八〇
巡回講話費	八五	一三五	一〇〇	九〇	九〇	四五	一〇〇
巡回文庫費	一三〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一一〇	一四九	一五〇
夏期講習會費	一五五	一八〇	一八〇	一七〇	四〇	二五五	二〇〇
稻作立毛品評會費	九五	一五〇	一五〇	一五〇	—	—	—
産婆養成費	一〇二	二〇四	四四二	四五八	三六〇	二七七	二八〇
婦人修養會費	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	—	一四〇	一五〇
表彰費	一〇	—	六〇	八〇	一五〇	—	—
防疫費	五〇	五〇	四〇	二〇	五〇	—	—
トラホーム調査費	—	一〇〇	—	—	—	—	—
展覽會費	—	—	—	—	五六〇	四五	一〇〇
實業視察費	—	—	—	—	三〇	五〇	一五〇
農事研究會補助	—	—	—	—	七五	一九	四〇
負擔額	七五	七五	六六	六六	七〇	六四	九〇

私立縣教育會費負擔	七五	七五	六六	六六	七〇	六四	九〇
積立金	三五〇	—	—	一〇〇	一〇〇	—	—
基本金積立	三五〇	—	—	一〇〇	一〇〇	—	—
豫備費	六三	三三	三〇	二〇	一三四	—	五〇
合計	一、五二〇	一、七〇〇	一、七三四	一、九〇〇	二、一四八	一、九二三	一、五二五
基本金財産						六、八二一	六、六二二

○本會役員更迭

役名	就任年月	辭任年月	氏名
會長	明治四十年十一月	明治四十五年六月	伊藤長次郎
會長	同四十五年六月		伊藤英一
副會長	同四十年十一月	明治四十四年三月	大西甚一平
同	同四十年十月		田中俊二
同	同四十四年三月		井内中正
教育部長	同四十年十一月	明治四十四年八月	松岡佐
同	同四十四年九月	大正二年五月	廣田和直
同	大正二年六月		正木角三郎
衛生部長	明治四十年十一月	明治四十四年三月	井内中正
同	同四十四年三月		松本增吉
勸業部長	明治四十年十一月	明治四十三年三月	中安磯次
同	同四十四年三月		長谷川直吉
顧問	明治四十年十一月		堀江虎五郎
同	同四十五年六月		伊藤長次郎
同	同四十五年三月		大西甚一平
同	同四十年十一月		瀧竹藏
同	大正二年六月		福井義夫

第五　町村教育會

町村に於て私立教育會を設立したることは詳かならず。明治三十八年郡統計書に私立曾根村教育會私立東神吉村教育會の開會度數會員數會長氏名のみ掲載せり、私立曾根村教育會は繼續二ヶ年間にして廢會せり。現今にては一の私立平莊村教育會あるのみ。

○私立平莊村教育會

私立平莊村教育會は明治四十一年一月三日の創立にして講演會及部落巡回講話會を開催し善行者を表彰し青年會を後援し以て教育の普及上進をはかれり。會員は同村の僧侶神職及有志者、學校教員、役塲吏員にして約六十名あり、會長は創立以來山崎太郎治を推選せり。

經費は會費制度にして毎年村費より貳拾圓の補助あり。

講演會は総會毎に名士を招聘すれども巡回講話は會員中學校教員は教育に關し、役塲吏員は村治に關し神職、僧侶は崇神奉佛に關し其他の會員は修養、經濟等に關する講話をなせり、聽衆も戸主及青年を限り或は主婦、處女に限る事ありて本會の主なる事業とす。

其他就學奬勵の爲めに貧困兒童に學用品を給與し、村内青年會夜學の教師を派遣し、會員の慶弔を行へり。

第六　青年會

一　印南郡青年會

●●沿革　青年は一代の精華にして國家元氣の中樞なり、この青年相集りて成せる青年會の盛否は町村自治に影響を及ぼし國運の消長に關すること甚大なりとす、されば地方自治經營國家施政の衝に當るものは青年會の指導に最善を盡し之が品性を陶冶しその活動を盛んならしむることは最も必要なり。顧るに德川幕府時代にありては若衆組と稱し神事、火防水防等一町村の共同事業を擔任し且各自相約して一定の制裁を設け相互の道義心を維持しよく共同一致以て事に當れり、然るに明治維新に至り社會の組織一變すると共に其精神を失ひ制裁も弛解し徒らに其形骸を存するに止り剩さへ因襲の久しき種々の弊害をも生ずるに至れり、日清戰役當時西井口青年會、平津村明治會起り明治三十六年迄に神吉、山角、古新國包、別所報德會、別所東部、塩市、の各青年會相次て起りしと雖も明治會の稍々其活動の見るべきものあるのみにて一般には未だ覺醒の域に達せざりき

日露戰役起り擧國一致奉公の秋に當り出征軍人の送迎、遺族扶助、出征軍後援事業に奔走し舊來の制度を根本的に改め青年會を組織したるもの三十八年に約五十に達せり、此等の青年會は時の郡視學岩佐米次郎を推して假會長とし印南郡聯合青年會を組織し三十八年九月二十三日伊保村傳保島に於て第一回總會を開き併せて大運動會を擧行せり、之れを郡青年會の創設とす。

爾來各青年會は互に氣脈を通じ諸種の事業を企劃し未設の部落を勸誘し且聯合青年會に加入せしめたり。

かく印南郡聯合青年會の下に各青年會は漸次向上發展をなせるも猶未だ全郡に之れが勢力の普及せざるのみならず郡青年會として統一上缺くる所尠からず明治四十二年一月堀江郡長は各町村長、各小學校長の贊同を得同年三月組織を改正し印南郡青年會と改稱し、其下に各町村青年會、各部落青年會を統率するに至れり。

●補習教育の奬勵●　青年補習教育は本會の夙に奬勵せる所にして平津村明治會、塩市村青年會、西村青年會の如きは其成績優良として文部大臣又は知事より表彰せられたる者あり、各青年會は何れも青年會長、學校教員、僧侶等を講師として補習教育を實施せしと雖も其會員少數にして期間も亦短く又部落によりては教師を得るに困難なる所ありて豫期の成績を收むること能はざりき。大正四年三月小學校長に謀り其事情の許す限り町村青年會の事業として部落青年會の補習教育を統一し各小學校舍に於て實施し一般生活に必須なる國語算術の外に修身体操及家事の教科を課し期間も一个年百時以上三百時たるべきことを指示せり、同年よりこの方針によりて施行せるは伊保、米田、東神吉、上荘、志方、西志方、西神吉、阿彌陀、別所、北濱、的形の各青年會なりとす。

●講演會●　會員の智德を增進し自治の精神を修養せしめんが爲に毎年秋季大會に際し名士を聘して聽講せしむ、大正三年度よりは巡回講話を行ひ同四年度は特に大典に關する講話をなせり。

●体育奬勵●　明治三十八年九月二十三日伊保村傳保島に於て聯合大運動會を開催し、四十年三月二十二日曾根村に於て第二回聯合大運動會を擧行せり、各青年會は競ふて体操、選手競技其他各種の運動を行へり、其規則あり活氣あること恰も軍隊の行動を視るが如くなりしと云ふ。爾來年々總會毎に徒歩競走マラソン競走、相撲、力持等の選手競技を行ひ四十二年頃より擊劍の奬勵をなせり。

大正四年始めて体育奬勵優勝旗を作り、体育優勝旗授與規程に依り年々壯丁身体檢査の結果、甲種歩合最優等の町村青年會に授與せり。同年度より町村青年補習教育にも体操科を課し且遠足登山を奬勵せり。

○優勝旗を授與せし青年會

大正四年六月六日

第一等	東神吉村青年會	甲種合格歩合	四六
第二等	東志方村青年會	同	四一

大正五年四月二十四日

第一等	別所村青年會	同	五〇
第二等	西神吉村青年會	同	五〇

●表彰●　日露戰役後は戰時的青年會より漸次變遷して或は夜學を起して修養を進むるものあり、或は產業改良の先驅となり或は貯蓄事業を勵行し以て戰後經營に應ずる等益々堅實となり、明治四十年印南郡長はこれ等青年會中優良なる者及模範とすべき會長並會員の表彰を行へり、爾來郡長或は本會長名を以て之れが表彰を行へり。

●會報●　青年會員の智德を涵養し兼て各青年會の狀況を知らしめんが爲に大正二年より毎年一回印南郡青年會なる冊子を發刊配布せしが四年より新聞條例に依り「印南青年」を年四回刊行配布するに至れり。

○印南郡青年會々則

第一條　本會は郡内各町村青年會を指導監督し青年をして忠良なる國民たらしむるを以て目的とす。

第二條　本會は印南郡青年會と稱し事務所を印南郡役所内に置く。

第三條　本會は郡内各町村青年會を以て組織す。

第四條　本會に左の役員を置く。

會長　一名　副會長　一名　書記　一名

第五條　會長は會務を統理し各集會の司會者とな

り他に對して本會を代表す。

副會長は會長を補佐し會長事故ある時は代理す。

書記は會長の指揮に從ひ庶務會計の事務を整理す。

第六條　會長に郡長を副會長に郡視學を推薦し書記は會長より囑托するものとす。

第七條　本會の集會を左の二種とす。

一大　會　　一代議員會

第八條　大會は年一回適當なる時期に開き郡內全青年會を會し有益なる催をなすものとす。

第九條　代議員は各町村青年會長を以て之に充つ

第十條　代議員會は會長臨時之を開き必要ある事項を協議す、但事業に對しては別に細則又は規定を設くる事を得。

第十一條　本會の經費は其所要額を各町村青年會に分賦す。

第十二條　各町村青年會へ分賦する本會の經費は代議員會の決議に依り會長之を定む。

第十三條　本會經費の收支決算は年一回代議員會に報告するものとす。

第十四條　本會則の變更は代議員會の決議に依るものとす。

二　町村青年會

町村青年會は印南郡青年會より示されたる準則に據りて組織し、既設の各部落青年會を統率す。

會長及副會長は大抵町村長若くは小學校長を推選す。

三　部落青年會

部落青年會は町村青年會、郡青年會の根本團体にして最も重要なるものなり、この團體は舊來の若衆組の變遷發達せしものなる事は前に述べたるが如し。

大正二年九月調査に依れば十五個の町村青年會の下に部落青年會は百十九にして會員總數五千三百八名基本金七千四百圓餘に達せり。

會員及役員　多くは十五歲以上二十五歲乃至三十歲迄の青年を以て組織す、一定の年齡に達したる者は本人の意志如何に拘らず强制的に加入せしむ、此の外に名譽會員特別會員或は顧問或は相談役ありて

該部落の先輩又は其會の功勞者を推選す。

會長副會長は年齡の如何に拘はらず其部落に於ける小學校教員、役場吏員、或は有力者を推選せり、されど漸々會員中より選擧するの傾向を來せり。

經費　青年會の經費は巨額を要せざれども事業を遂行するには多少の經費を要するは論を待たず、之れ等の經費に充つる爲めに基本財產蓄積の方法を企て或は一定の勞役を課せる團体多し即ち、

原野山林を開墾し稻麥、野菜の試作及果樹栽培をなすもの十一。

殖林又は竹林を經營するもの八。

池を利用し養魚栽蓮をなすもの四十一。

道路の修繕共他の土功、電燈料或は町稅の徵收、稻田除草、燐寸仲次業等請負的事業をなすもの四十七。

農具、葬式用具等を購入し之れが貸付をなす者三。

共同耕作、夜業製繩、落葉搔、紙屑集等をなすもの二十三。

醬油等の一二の品物に限り共同購入を行ふ者五。

修養　會員の修養は青年會の重要なる部分を占むるものにして何れの團體にも實施せり、其種類は左の如し。

農閑期に定期夜學をなすもの七十一。

毎月修身會又は講話會を開催するもの四十三。

簡易圖書館又は簡易巡回文庫を有する者三十七。

農業其他の見學旅行を行ふもの二十五。

擊劍、相撲、力持等體育を行ふもの八。

禁烟禁酒の勵行、共同理髮、節約に關する規約勵行等をなすもの五。

申合其他の方法によりて會員に貯金をなさしむるもの五十五。

會員の表彰を行ふもの六。

會員の風紀の取締又は矯正をなすもの全部。

會員互助の爲に會員に資金を貸與するもの二。

會員の慶弔を行ふもの二。

各村大字數	夜學開設大字	夜學會場	夜學會員	夜學講師 小學校教員	夜學講師 神職	夜學講師 僧侶	夜學講師 町村吏員	夜學講師 在鄉軍人	夜學講師 其他	計
一〇四	六六	八一	一六七六	二六	二	一〇	一[illegible]	一[illegible]	三三	八八

〔明治四十三年度調査〕

兵庫縣より補習教育の事業を經營し其成績佳良なるを認む依て金三拾圓を賞與せられたる團體左の如し。

明治四十二年三月三十一日　平津村明治會
米田村の內平津村　西村青年會
西神吉村の內西村
同四十四年三月十八日　塩市村青年會
米田村の內塩市村
文部大臣より補習教育に盡したる賞として金五拾圓を下付せられたるもの左の如し。

明治四十三年三月三十日　平津村明治會

○西村青年會夜學規定

青年修養部事業として夜學をなす。

會員にして滿二十歲未滿のものは出席の義務あるものとす。

夜學會員を甲乙丙の三組とす。

丙組　尋常小學卒業のもの。

乙組　高等小學卒業及丙組卒業のもの。

甲組　乙組卒業の者にして研究科生とす。

甲乙丙の三組は複式教授をなす。

修業年限は乙丙を通じて五个年とし甲組は滿期退會(滿二十五歲)の時を以て修了とす。

丙組の卒業は會長の認定により乙組卒業は滿二十歲に達したる時とす。

開會の期間は十月一日より翌年五月末迄とす。

但十一月は休業とす。

公共事業の幇助　地方自治の事業として施設經營すべき公共事業幇からず、青年の腦裏に公共的觀念を與ふるはやがて自治上の良結果を來すものなれば公共事業を幇助する團體甚だ多し。

神社の祭典寺院の法要に關する雜務に從事するもの五十三。

葬式の斡旋墓地の管理をなすもの三。

軍隊の犒勞入退營兵の送迎をなすもの全部とす、現役兵を慰問し、或は贈品を行ふものあり。

戰病死者の追弔會を行ふもの五。

山林の保護をなすもの四十三。

消防組を組織し、又は水火防に從事するもの六十三。

夜警の如き治安に從事するもの二。

惡水路の管理其他衛生事業を幇助するもの十八。

部落の事務を幇助し又は使丁勤務をなすもの五。

諸届書類の代書をなすもの十。

就學出席の督勵又は少年指導をなすもの十八。

學校兒童中貧困者に學用品を貸與するもの一。

尙齒會を行ふもの一。

貧民救助を行ふもの二。

娛樂　青年會の重要缺くべからざる施設なり、修養の所に記したる相撲、擊劍、運動會、見學旅行の外に謠曲、造花、生花、圍碁、雜俳等の一種又は數種を行ふもの十三團體あり。

四　青年會の事蹟

本郡百十九個の部落青年會中知事又は郡長或は郡青年會長より表彰を受けしもの尠からず、左に西神吉村の內西村青年會及米田村の內平津村明治會の事蹟を揭げて部落青年會の內容の一斑を示さん。殊に平津村明治會は本郡最優良の青年會にして只に本縣下の模範青年會たるべきのみならず實に全國の模範青年會たるは同會事蹟の語る所にして大に我郡青年會の誇りとすべき所なり。

○西村青年會

明治二十一年三月當時の若衆齋藤牧太郎田中松太郎等の發起にて奉教會を組織し、宗教思想の鼓吹並に道德實踐を圖る爲めに隔月知名の僧侶を聘して佛教演說或は說教を聽聞せり。奉教會に附屬して少年の爲めに童蒙講を組織して每月僧侶或は小學校教師を聘して修身上の講話を聽かしめたり。當時會の維持費として會員の掛金及び二季の收穫に米麥の初穗を集めたり。

明治三十一年一月開會後中絕せしが明治三十七年三月八日日露戰役を動機とし奉教會を再興して西村青年懇談會と改稱し、軍人の送迎並に每月十五日集合して互に修身上の談話をなせり。

明治三十九年七月十五日西村青年會と改稱し現今に至る。明治四十三年一月童蒙講をも再興して二葉會と改稱せり。

○會則

第一條　本會は西村青年會と稱す。

第二條　本會は青年の智德を啓發し協力一致して本村の繁榮を計るを以て目的とす。

第三條　本會員は本村居住の男子にして年齡十五歲以上二十五歲以下のものを以て組織す。

第四條　會員の入退會は毎年一月の總會に於て之を定む。但臨時に之を行ふことあるべし。

第五條　本會に左の役員を置く。

會　長　一名　會員の互選若くは會員外の者を推薦

副會長　一名　會員の互選

幹　事　五名　部長兼任

評議員　數名　本村水利委員を推薦

第六條　役員の任期は各一个年とす。但推薦したる會長はこの限りにあらず。

會長交迭は評議員の協贊を經べし。

第七條　役員任務左の如し。

會長は本會を總理す。

副會長は會長を補佐し會長事故ある時は代理す

幹事は會長の命により本會の事務を處理す。

評議員は會長の諮問に應ず。

第八條　開會は定期總會及臨時總會とす、定期總會は毎月十五日とす。

第九條　本會に左の事業部を置く。

一修養部
有益なる談話講演會、夜學會
新聞雜誌及圖書の閱讀、二葉會の指導監督

二農業部
會員各自の試作田、共同苗代の跡作

三貯金部
會員の貯金管理、會員以外の貯金奬勵

四公共部
消防、道路の修繕、神社の祭典儀式補助、村有膳椀の整理保管

五娯樂部
謠曲、圍碁

第十條　會員は會長より指示せられたる任務に服す。

第十一條　會員中特に善行ある者には善行証書若くは物品を授與して表彰することあるべし。

第十二條　會員中操行修らざるもの又は本會の趣旨に反する行爲あるものは會長之を忠告し尙改めざるものは總會の決議に依り除名することあるべし。

除名の處分を受けたるものも改悛せし時は總會の決議により復會を許すことあるべし。

第十三條　本會の維持費は基本金の利子、堀溝の雜魚の賣拂代金、共同苗代跡作の報酬を以て之に充つ。

第十四條　本會則の變更は會員過半數の同意を要す。

○基本金に關する規定

一基本金は會長名を以て銀行に預入れ通帳は評議員會に於て保管す。

一基本金は寄附帳と共に永久保存す。
但利子は本會費用に使用することを得。

一確實なる公益事業をなす際には評議員會の協贊を經て基本金の一部若くは全部を使用することを得。

○貯金規定

一貯金部の事業として會員は必らず貯金をなすべきものとす。

一貯金は一口月掛五拾錢とす。

一毎月二十五日に掛金し抽籤法に依る。但籤は貯金口數より一本多くし殘りの次の番號を以て當籤とす。

一當籤したるものは其の金額を當人の名に於て郵便貯金をなす。

一郵便貯金通帳は管理部に管理す、但一巡を終りたる時は之を本人に返却す。

一當籤したるものは翌月より利子として金四錢を附加す。

一當籤したるものと雖も一巡を終る迄は自己の便宜に依り拂戻をなすことを得ず。

○農業部に關する規定

一共同苗代跡作共同苗代の植付を終りたる日より農業部長の指揮監督に從ひ左記事業をなす。
灌漑、施肥、畦豆植、畦草引、田の草取、畦豆の收穫、紫雲英の種蒔。

一堆肥舍　農業部長の指揮に從ひ堆肥及其處置をなす。

一試作田　會員各自の試作田は七畝歩以上とす。
試作せるものは狀況を逐一試作表に記入し審査の參考に供す。
試作田は十月に立稻品評會を行ふ。
審査は郡農業技手に囑托す。

○村有膳椀管理規定

一本村住民にして葬式其他客來ある時は村有膳椀を使用す。
一使用の際は會員の內一人は必ず監督す。
一使用後は丁寧に手入をなさしめ監督者之を受取るべし。
一萬一紛失破損等のある場合には監督者は之を會長に報告すべし、報告を受けたる時は會長は適當なる處置をなすべし。
一紛失破損等ある場合にして會長より要求ある時は使用者をして之に應せしむ。
一使用者は使用損料を青年會に納むべし、收納せしめたる損料は必要ある迄郷便貯金となすべし

○表彰狀の受領

會員の氣風着實にして能く家業を勉め夙に會場

を設けて農業並に普通學の研究をなし又農閑季節に夜學を開き知見を擴張し村內道路の修繕を行ひ神社祭典の世話をなす等公共行爲多く郡內有數の青年會なりと認む依て金參圓を賞與し將來の發達を望む。

明治四十年十二月二十四日

印南郡長　堀江虎五郎

講話研究夜學等智德の修養に勉め試作田苗代跡作堆肥舍の世話等の事業をなし貯金をなし消防道路修繕村世話等をなし又少年を指導し着々發達するを見る依て茲に之を表彰す。

明治四十三年五月一日

印南郡青年會長
印南郡長從七位勳六等　堀江虎五郎

會員よく一致會務に盡し其の成績益々優良なりと認む依て雜誌戰友一ヶ年分を賞與す。

大正三年十月四日

印南郡青年會長印南郡長　福井義夫

○平津村明治會

●創●立●の●動●機　我が青年會は今を去る二十有五年明治十九年舊來の若衆組を再興して大歲講なるものを組織せしに創まる爾來幾多の變遷を經て同二十八年二月更に名稱を今の明治會と改め一改革を實行し遂に今日に至りたるものなり。而して當時は村風悉く頽廢せりといふに非ざれども風紀漸く下向して惡習次第に瀰蔓し青年の氣風も亦善しからず或は賭博に產を破り或は酒色に身を過らんとするもの尠からず時の有志之れを歎き之れを悲めども亦如何ともすること能はず此の時に當りこの廢れんとする村風を挽回し村勢を振起せしめんとして憤然として立ちたるものは我青年會なり、されば我青年會創立の動機は他動にあらずして自動にあり他人の勸誘督促にあらずして青年其者の自覺自醒にあり。

●活●動●の●歷●史　我が青年會創立の動機は青年の自覺自醒にあり其目的は村風の改善にあり、されば其活動も亦他と少しく異なる所あらざるべからず、即ち其活動には自ら內部的活動と外部的活動の二方面に分れたり、內部的活動には夜學講演圖書閱覽等によりて專ら青年の修養を圖り智見を高むるを以て目的とすれども外部的活動は常に村を以て其目的の對象としその消長に關しては敢て青年會自らの利害得失を問はざるなり、而して之の方針は過去二十有餘年終始一貫して少しも變動したることなし。今從來執りたる外部的活動の主なるものを擧ぐれば明治三十年水害に際し加古川堤防工事を請負ひ參百餘圓の純益を得內百貳拾餘圓を投じて村の水防用具を購入し六拾圓を村基本金に寄附し參拾圓餘を貧民に分つ、同三十八年苗代を共同にせんことを勸誘し金八拾圓餘を出して村內一定にこれを設置せしめ同年戶主會婦人會の必要を說いて之れを組織せしめ尙これが集會等萬事を周旋し、同三十九年村民に養鷄資金を貸與し養鷄を行はしめ之を基として村內に今の有限責任平津村信用購買販賣組合を設けしむ、其他少年會の指導肥料農具の共同購買等全力を村風の振興村民の幸福增進に注げり。

●組●織●の●變●動　明治十九年創立の當時は年齡を以て青年に大頭（自三十一歲至三十五歲）中頭（自二十六歲至三十歲）日の出頭（二十一歲至二十五歲）日の出（自十三歲至二十歲）の階級を設け、役員は總て大頭

を以てする等全く舊來の若連中と同一なりき、同二十五年名稱を大歳講となし同時に講則を定めて一大改革を行ひたれども未だ舊慣を脱する能はず年齡の階級等は依然として舊習を墨守し會員の半數は必ず中頭以上より選出する事に規定せられたり、次で同二十七年創めて夜學會を開きこれを明治會と名づけたりしが翌二十八年二月遂に大歳講を改めて明治會となし舊慣を打破して根本的改革を實行したり、之より青年並に村民の風紀全く一新して賭博の如き惡習は爾來悉く其跡を絶つ。以後數度會則の改正を行ひしかどもその大體には少しも變動したることなく遂に以て今日に及ぶ。

●修養部●

一會員をして有益なる新聞雜誌其他の圖書を閲覽せしむる爲め圖書閲覽所を設け大阪毎日新聞大阪朝日新聞少年世界冒險世界農業世界産業組合雜誌並に諸圖書を備へ付く。

二毎年春秋二回並に臨時に講演會を催し有益なる談話講演を聽かしむ。

三明治二十七年以來二十歳迄の青年に毎年凡そ五ヶ月間夜學會を開き讀書算術綴方書方並に歴史理科等を補習す。

四會員体育の奬勵として擊劍、ロンテニス、角力、角土俵等を行はしめ尚娯樂として圍碁、將棋の娯樂用具を設備す。

五明治三十八年以來附屬少年會を設置し毎月一回開會して村落に於ける兒童の指導訓練を掌り又臨時運動會遠足等を行はしむ。

●農業部●

一會員一人に付一ヶ所の試驗田を設置し稻作上各種の實驗蔬菜園藝等を實施せしむ。

二明治三十八年共同苗代設置以來毎年種子の選定貯藏より跡作耕作に至るまで之れに關する一切の事務を擔任す。

三堆肥舍を設置し毎年九月これが摸範的堆積を行ひ兼て一般に普及せんことを圖れり。

四肥料農具等の共同購買の周旋を行ふ。

五時々農事講習會を開き農事の改良發達を圖れり

●公共部●

一水防消防に關する諸準備を整へ置き事ある時は全會員に通知しこの任に當ること。

二村内の古禮の祝祭典の儀式の補助をなすこと。

三軍人送迎に關すること毎年三月春季皇靈祭に當り軍人追弔會を營むこと並に軍隊迎接等の事務に當る。

●貯金部●　明治三十九年始めて養鷄をなし村内一同に貯金を行ひてより引つゞきこれが管理をなし更に明治四十一年村内の小店を悉く本會に買收して共同購買部を設け日用品全部の購買をなし明治四十三年三月遂に有限責任平津村信用購買販賣組合となす今左に四十四年度末狀況の大要を掲ぐ。

出資口數	三四六口	出資拂込總高	二、四六〇、〇〇〇円
貸付金	二、〇〇四、〇三二円	組合人員	八六人（全村悉く加入）
貯金總高	三三、〇八五	借入金	九五〇、〇〇〇円
購買資金	一、四七五、〇〇〇	購買高	六、九八六、六四三
剩餘金	三四、九七〇		

大正三年度信用購買販賣組合を解散す。

●本會の光榮●

一明治三十八年四月二十一日米田村立米田尋常小學校基本金ハ戰役紀念として國庫債券貳拾五圓を寄附せし賞として兵庫縣知事より木杯を下賜せらる。

一同三十九年三月二十一日大日本農會總裁大勳位功三級貞愛親王殿下農村風紀改良の件につき賞狀を下賜して表彰せらる。

一同四十一年八月一日明石報德會場に於て縣下の摸範青年會として兵庫縣知事より表彰せらる。

一同四十一年十一月十五日知事の内命により本會事蹟に關する記事を舞子行在所に奉呈し天覽の榮を辱ふす。

一同四十二年三月三十一日本縣知事より補習敎育に盡したる賞として金參拾圓を下賜せらる。

一同四十三年三月三十日文部大臣より補習敎育に盡したる賞として金五拾圓を下賜せらる。

〔平津村明治會事蹟〕

○會　則　〔明治四十一年二月一日改正〕

第一條　國家社會の進運に伴ひ村風をして純良なる發達を爲さしめんため茲に靑年者の團體を組織す。

第二條　本團体を平津村明治會と稱す。

第三條　會員を左の二種とし本會の趣旨に賛同せし者を以て組織す。

一正會員本村在籍年齢十五年以上三十年以下の男子。

二名譽會員曾て本會正會員たりし者並に本村内名望家にて本會より推薦せし者。

第四條　會員は左記綱領を遵守すべきものとす。

一相互に智德の向上を勵むべきこと。

二相互に勤儉貯蓄を勵むべきこと。

三時間を確守し約束を勵行すべきこと。

四分に應じ社會の公益に盡すべきこと。

五品行を愼み信用を重ずべきこと。

第五條　本會は各種の事業をなし前記綱領を遂行す、但し事業規定は別に定む。

第六條　本會は正會員互選により左記役員を置く但任期は二个年とし會長副會長は名譽會員を推薦することあり。

會長　一人　副會長　一人

幹事　三人　評議員　若干人



〔明治會〕

第七條　役員の職掌權限左の如し。

一會長は本會を總理しその指揮命令を掌る。

二副會長は會長を補佐し會長事故あるときは代理をなす。

三幹事は會長の指揮を受けて庶務を整理す。

第八條　前記役員の外に名譽會員中より顧問を推薦することあり。

第九條　正會員は毎月會費として一家族に金貳錢を醵出すること及會長の指示する各種の委員並に事業に服する義務あり。

第十條　本會經費は會費並に事業より生するものを以てす。

第十一條　會員中本會の趣旨に反する行爲ある者は會長之を懲諭し尚改悛せざるものは總會の決議により除名す。但除名者に改悛の狀あり本人の請求あるものは復會を許すことあり。

第十二條　本會正會員に新に入會せんとする者は會長の許諾を經て誓約簿に記名捺印すべし。

第十三條　本會則の改正は總會の決議によるものとす。

○備考　部落青年會は大正二年九月調査に據る

五　大正二年九月調査青年會左の如し

曾根町青年會（創立　大正三年七月）　會長　井内中正

部落青年會	創立年月日	會員數	基本財産	受賞	會長氏名
新地青年會	明治三十八年六月	三八	二〇円	大正二年九月二十四日（郡青年會長）	本郷房太郎
古屋町青年會	大正二年六月	五一	二五		紙谷榮松
北部青年會	明治三十八年六月	六五	二四		河野信司
南部青年會	同	六五	五二		鹿間豐太郎
西部青年會	同	七一	三五		角谷勝次

東部青年會	明治三十八年六月	一二〇	三〇					鯛勝喜太郎	
伊保村青年會（創立	明治三十八年八月）	會長	喜多喜八郎						
伊保崎西部青年會	明治三十八年八月	五一	二七〇	明治四十年十二月（郡長）				伊保芳太郎	
伊保崎中部青年會	同	七〇	四畝歩	同	廿四日（郡長）			高岡　悦	
伊保崎東部青年會	同	五七	二〇	大正二年十月	（郡長）			中谷宗夫	
伊保崎南部青年會	同	三五	二六〇					大橋安平	
中島村青年會	同	三十八年十月	二五	二七五				西川秀一	
今市村青年會	同	三十八年三月	二四					入江義治	
梅井青年會	同	三十七年四月	八三					志方玖太郎	
高須青年會	同	三十八年八月	四八	二四八				入江幸藏	
中筋一部青年會	同	四十一年十一月	六〇	一三〇	宅地			植杉照治	
中筋二部青年會	同		二五	五畝歩	山林			柴田與之吉	
				二七二					
米田村青年會（創立	明治四十一年十二月）	會長	松本增吉						
米田村青年會	明治三十七年二月	八七	一四〇	明治四十三年五月一日	（郡長）			大西實次	
米田新村青年會	同	三十五年一月	一一	大正二年九月二十四日	（郡長）			石原直次郎	
古新村青年會	同	三十五年三月	三五	大正三年十月四日	（郡長）			堀內岩太郎	
盧市村青年會	同	三十六年十二月	七〇	明治四十三年五月一日	（郡長）			中谷道藏	
				同 四十四年三月六日	（知事）				
島村青年會	同	三十七年	六二					津田熊太郎	

神爪村青年會	同		三八						
平津村明治會	同	二十八年二月	八四	一〇〇	記事參照			北野德太郎	
船頭村青年會	同	四十三年十一月	四九					石川益次	
								松下平吉	
東神吉村青年會（創立	明治四十一年一月）	會長	神吉龜太郎						
出河原村青年會	明治四十四年十月	七七		大正二年九月二十四日	（郡青年會長）			木村鉄太郎	
砂部村青年會	同	三十七年二月	二二					赤松圓次	
西井ノ口村青年會	同	二十七年一月	五〇					長谷川新一	
神吉村青年會	同	三十年	七六	六七〇				神吉周次	
天下原村青年會	同	四十二年一月	二九	五〇				金川　襄	
升田村青年會	同	三十七年九月	三八	五〇				柿坪源吉	
平莊村青年會（創立	明治四十一年二月）	會長	瀧　關次						
西山村青年會	明治三十九年一月	一五	一畝歩	一三	大正二年九月二十四日	（郡青年會長）		井上半治	
一本松新村青年會	同	三十七年九月	三三	七〇				稻岡朝治	
山角村青年會	同	三十三年三月	二五	一五				道清菊太郎	
養老村青年會	同	三十九年一月	二八					瀧　範二	
里村青年會	同		四二	一六五				山崎太郎治	
池尻村青年會	同	三十八年三月	三二					都倉卯市郎	
小畑青年會	同	三十九年一月	三〇					井岡半治	
西小畑青年會	同	三十六年二月	四五	八〇				中田春吉	

神木村青年會	大正三年九月	八				田中與之助
上原村青年會	明治三十九年一月	二六				西川半治
中山新村青年會	同　三十七年十二月	一七	一〇			井上右左治
西磐青年會	同　三十四年二月	一二				原戸信治
東磐青年會	同　三十九年一月	八				鷲尾知治

上莊村青年會（創立　明治三十七年八月）　會長　香川久太郎

都染村青年會	明治三十七年一月	三一	畑　一町歩	大正二年九月二十四日（郡青年會長）明治四十三年五月一日（郡長）		荻内武治
白澤村青年會	同	一二	田　二反歩			栗林久吉
井ノ口村青年會	同	二三	二〇			内田吉太郎
見土呂村青年會	同	三六				大西甚六
藥栗村青年會	同	四〇				高田艮三
小野村青年會	同	三九	四〇	明治三十八年（軍資金献納）明治四十年十二月（郡長）	（知事）	前川吉次
國包村青年會	同　三十六年一月	六三	七一 二五			水澤重太郎

東志方村青年會（創立　明治三十七年九月）　會長　山本利吉

細工所村青年會	明治三十七年九月	二六	三五			村田稔
大澤村青年會	同	三五	五五			稻岡彦次
行常村青年會	同	二五	畑一反歩 田一反五畝			竹内作次
畑村青年會	同	二六				脇本米吉

東飯坂村青年會	同	二七	畑　二五〇歩			石坂久二
東中村青年會	同	一六	三五			長谷川保次
大宗村青年會	同	一四	畑　六一歩			濱田鹿次
高畑村青年會	同	二六	田　二畝歩			原親仁
岡村青年會	同	一六	三八			田中勇次
廣尾西垣內青年會	同	二〇	田　六三歩			小林龜市
廣尾東垣內青年會	同	二七	田　五四歩			久保一二
廣尾中垣內青年會	同	八	二四			久保田勝治
野尻新田青年會	同	一三	二八			井上與市

志方村青年會（創立　明治四十二年四月）　會長　原龍

志方南町支部	明治四十二年四月	九八	六〇	大正二年九月二十四日（郡青年會長）		三木俊治
志方東町支部	同	三五				船江繁治
志方中町支部	同	二二				法田俊治
志方上町支部	同	二一				笹倉義一
志方下町支部	同	二二				岡本勇次
西中村支部	同	三七				安田關太郎

西飯坂村支部	同	二五				福原盛太郎
上富木村支部	同	二二				小原助次
投松村支部	同	四四	六〇			中尾市之助

西志方村青年會　（創立　明治四十一年一月）　會長　鎌田小一

西牧村支部	明治四十一年一月	五九	六〇	明治四十年二月廿四日（郡長）大正二年九月二十四日（郡青年會長）		內海土肥藏
横大路村支部	同	四五	三〇〇			田中俊二
下原村支部	同	七二	六三			諏訪由路
山中新村支部	同	二五	五			黒田角太郎
西山新村支部	同	一九	一二			大原辰次
成井村支部	同	四二	二八			長谷川龜助
永室村支部	同	五二	二五			代理長谷川仙次

西神吉村青年會　（創立　明治四十二年二月）　會長　大西成己

西村青年會	明治三十七年三月	二三	二二〇	記事參照		岡田豊次
辻村青年會	同　三十九年一月	六二	一四七 一畝半	明治四十年十二月二十四日（郡長）大正二年九月二十四日（郡青年會長）	田	前田吉之助
鼎村青年會	同　四十一年六月	六六	五〇 五畝歩		田	菅原辰治
宮前村青年會	同　三十八年三月	四二	三〇			神吉和市
中西村青年會	同　四十年二月	二〇	一七五			田中禎二
大國村青年會	同　三十八年一月	六八	四五			磯野友次

岸村青年會　同　三十八年　二三　一二〇　岸本義道

阿彌陀村青年會　（創立　明治三十八年四月）　會長　米澤久次郎

北池村青年會	明治四十二年一月	三〇	一	明治四十三年五月（郡青年會長）		元原利吉
南池村青年會	同　三十八年二月	三五	五五〇 円	同　（郡青年會長）		初田虎吉
生石村青年會	同　三十八年四月	三二	七〇	大正三年十月（郡青年會長）		梶原淺吉
地德新村青年會	同　三十八年二月	三三	一	明治四十二年七月（郡青年會長）		黒田金次
魚橋村青年會	同　三十八年五月	九〇	一			高谷俊丸
阿彌陀東部青年會	同　三十八年三月	二五	一			植原藤次
阿彌陀西部青年會	同　三十八年　月	三五	一			網田貞藏
阿彌陀中部青年會	同　三十八年　月	六〇	一			松本利兵衛
豆崎部青年會	同　四十二年四月	三三	三〇			岡本定次
長尾新村青年會	同　三十七年四月	二五	五〇			松本光次
北山新村青年會	同　三十七年十月	三六	二〇			門野長藏

別所村青年會　（創立　明治三十八年三月）　會長　前田安太郎

別所村報德會	明治三十年五月	一〇〇	五〇	大正三年九月二十四日（郡青年會長）		万永儀三郎
別所村大正會	大正三年一月	三〇	三〇			佐野定次
別所東部青年會	明治三十六年六月					
佐土新村青年會	同　三十八年三月	六一				高谷正義
北宿村青年會	同　三十八年一月	八一				石原熊吉
小林村青年會	同　三十七年五月	三〇	三〇			松本榮太郎

佐土村青年會	同	三十八年五月一	八六	（創立	明治四十一年十月）	會長　礒部熊三	
的形村青年會							林　春次
小島青年會	同	明治四十一年十月	六八	麥九石八斗	大正二年九月二十四日		中野德太郎
相生青年會	同		五七	一二〇円	（郡青年會長）		後藤保次
地　青年會	同	三十九年一月	五五	一五〇			都染久治
				山林一町歩			
福泊青年會	同		七四	三〇〇			戸知喜藏
礒　青年會	同		二二				中村　勝
北山河青年會	同		七〇	一六〇			岡田卯市
岩鼻青年會	同		一五	一五			筒井爲次
南山河青年會	同		四五	五〇			中村德多郎
麓　青年會	同		二八				坂谷兼助
北濱村青年會		（創立	明治四十二年二月）	會長　川本菊之助			
北濱西部青年會		明治三十八年十月	九四	一三一	大正三年九月廿四日郡青年會長）		井神榮吉
北濱東部青年會		同　三十九年四月	四二	二五			高谷伊太郎
北濱中部青年會		同　三十五年八月	一〇七	六〇			西崎玄治
大塩村青年會		（創立	明治卅六年七月）	會長　田中仁一郎			
第一區青年會		明治四十二年二月	九三	一七	大正二年九月二十四日		梶原初太郎
第二區青年會		同	九八		（郡青年會長）		山崎常吉
第三區青年會		同	一四八				松井鹿之助

備考

一部落青年會は大正二年九月末の調査に據る。

一部落青年會中創立年月の新しきものあるは組織變更の時を以て創立と定めたるが故なり。

一的形村青年會西志方村青年會は明治四十二年七月三十日郡長より表彰せられたり、之れ町村青年會表彰の始なり。

一青年會の外に東志方村に愛鄉會あり的形村に赤壁會あり、何れも中學程度以上の卒業生を以て會員とし毎年夏期休暇中に會合し修養を圖れり。

第七　戸主會及婦人會

一　戸主會

戸主會設立の始は明治三十五年十月設立の西神吉村の内大國村戸主會とす、爾來會根、西志方、大塩の各町村戸主會及阿彌陀村の全部落、伊保、東神吉、西神吉、北濱各村部落の一部に戸主會を設立せり。此等の戸主會は自治團体の補助機關として一町村或は一部落の道德を向上せしめ產業發達の道を講究し村民永安の基礎を確立するを以て目的とし講談會を開催して人倫道德の實踐を奬め實業の發達を謀るもの、決議によりて風習の改良風紀の嚴肅を企つるものあり、勤儉貯蓄を奬勵して規約貯金を行ふものあり、報德主義に據り善種金土臺金を積立て表彰救恤及金融を謀るものあり。

本郡戸主會中明治四十五年以後に設立せられたるもの多きは三治協會の明治四十四年十一月中旬靜岡縣稻取村前村長田村又吉翁を聘し、郡內四个町村に於て講演會を開催せしに翁が天下の難村稻取村をして今日の模範村に達せしめたる經歷談はよく聽衆をしてその至誠に感激せしめその苦辛經營に感泣せしめたるによる、將來郡內戸主會の發達を來し村民永安

の基礎確立するに至らば之れ田村翁の賜にして又三治協會の一大效績なりとす。

○戶主會一覽表　〔大正四年四月調査〕

會名	創立年月	會長氏名
曾根町戶主會	大正二年六月	臼井豊藏
（東部戶主會）		中筋拙藏
（西部戶主會）		西澤新太郎
（南部戶主會）		北原哲郎
（北部戶主會）		魚橋宗吉
（新地戶主會）		濱本挺次
（古屋町戶主會）		紙谷榮松
（第一區戶主會）		門脇善德
伊保崎村西部戶主會	明治四十一年四月	小島景德
伊保崎村中部戶主會	同　四十一年五月	高岡說
伊保崎村東部戶主會	同　四十三年一月	加古儀平
伊保崎村南部戶主會	大正二年十月	谷本市次郎
梅井村戶主會	明治四十二年五月	中谷龜吉
中島村戶主會	明治四十二年九月	中井楳吉
中一部戶主會	大正三年三月	島本利三郎
中二部戶主會	同　二年六月	柴田與之助
神吉村戶主會	明治四十年三月	神吉龜太郎
升田村戶主會	大正元年八月	竹田房次
天下原村戶主會	同　二年四月	金川篤藏
砂部村戶主會	同　四年四月	赤松市太郎
西志方村戶主會	明治四十五年四月	村長
大國村戶主會	同　三十五年十月	勝山憲明
阿彌陀東部戶主會	同　四十五年二月	塩谷常市
阿彌陀西部戶主會	同　四十五年三月	米澤久次郎
南池村戶主會	同　四十五年一月	原治之助
北池村戶主會	同	元原利吉
生石村戶主會	同	伊藤元吉
魚橋村戶主會	同　四十五年二月	原田四郎作
地德新村戶主會	同　四十五年一月	富士原孫藏
長尾新村戶主會	同　四十五年二月	松本新太郎
北山新村戶主會	同　四十五年五月	門野熊吉
豆崎部戶主會	明治四十五年一月	岡本定次
牛谷村戶主會	大正三年二月	小田賢治
大塩村戶主會	明治四十五年一月	田中仁一郎

○牛谷村戶主會々則

第一條　本會は牛谷村戶主會と稱す。

第二條　牛谷部落に在住し獨立の生計を營むものにして家督相續人及被相續人は本會に加盟する義務あるものとす。但入寄留者にして滿三个年を經過せざる者は本會に加入する事を得ず。

第三條　本會は戊申詔書の御旨趣を奉戴し大正改元の紀念として會員相互の親睦を諮り勤儉推讓の主義を奬勵し公共事業を行ひ良風を涵養するを以て目的とす。

第四條　前條の目的を達する爲め土臺金として積立するものとす。

第五條　積立金は一口金貳拾圓と定め少なくも毎月金拾錢一个年金壹圓貳拾錢を出金すべし各自其の分に應じ數口を積立つるも妨なし。但前條積立金規約は別に設るくものとす。

第六條　本會に左の役員を置く。

顧問　一名　會長　一名　副會長　一名
幹事　二名　委員　三名

第七條　會長副會長は總會に於て選擧し顧問幹事委員は會長に於て指名推薦す。

第八條　顧問は本會重要の事務に關し會長の協議に應ず。

會長は本會を代表し會務を總理す。

副會長は會長を補佐し會長事故あるときは之を代理す。

幹事は會務を掌理す。

委員は會員の行狀を監察し及會長の諮問に應ず。

第九條　本會は會員の家族の行爲に對しても指導監督するものとす。

第十條　本會の名譽を毀損し又は本會の目的に反する行爲あるものは之を除名す。

第十一條　會務施行に關する細則は役員會の決議を以て別に之を定む。

○會務施行細則

第一條　會員に於て娯樂事業の催し又は不幸に遭遇し救濟を請はんとするものは幹事に申告すべきものとす。

第二條　會則第九條により除名せられたるものに對しては一般交際を絶つ事あるべし。但會員の家族にして本會旨趣に悖反する行爲あるものの亦同じ。

第三條　處理便宜の爲め會員を三組に分ち各組に集金員三名を配置す。但集金員は委員に於て指名す。

第四條　委員は本會々則第五條に依る積立金を毎月二十五日迄に受理し理事長の許へ送達するものとす。

第五條　委員は常に組内を取締り違反の行爲あるものを發見したるときは懲篤に注意を加ふるものとす。

第六條　前條の注意を受け改悛の狀なきものは直に幹事に申告するものとす。

第七條　委員は會務施行に關する諸般の事項を其組内會員に通知するものとす。

第八條　幹事は一般取締振を監督し若し委員に於て心付かざる事故あるときは之を通告すべきものとす。

第九條　幹事は委員より申告を受けたるときは各幹事協議の上相當の取扱を爲すものとす、

第十條　幹事は會員より第一條の申出あるときは各幹事協議の上會長に申告するものとす。

第十一條　會長は幹事より前條の申告を受けたるときは事の輕重を計り幹事又は委員の決議を以て處置するものとす。

第十二條　會長は會則第九條の除名處分又は再加盟を承認せんとする場合は幹事及委員會の決議を經べきものとす。

○積立金規約

第一條　積立金は牛谷村戸主會員に限るものとす

第二條　積立金は左の方法を以て成立す。

一所得より生ずる收入金

一會員の積立金

一貸借上より生ずる剩餘金及雜收入

第三條　積立金使用方法は左の數項に限るものとす。

一會員並に村内善行者賞與費

一會員救恤費

一公共慈善獻金又は寄附金

一弔祭費

一勸業費

一貸付金補償費

一會員其他總會の決議に基ける支出

第四條　善行者の表彰は毎年一回とし相當の賞與を附與す。

第五條　積立金は左の方法により貸付を行ふものとす。

一社會救恤の爲め貸與する事

一會員出精人賞與の爲め入札を以て貸附る事

一會員農商工業資本の爲め申出により貸附する事。

第六條　營業資本金貸付は豫め役員の協議を以て貸付の程度を定め貸付を行ふべし。但本人に現在積立額以外の貸附には會員内にて相當の證人二名以上を立たしむるか又は相當の抵當を書入しむべし。

第七條　賞與又は救恤の爲め貸附くるときは無利息五个年又は十个年賦とし年賦滿了後に至り禮金として年賦額一年に相當する額を納めしむべし。

營業資本の爲め貸附をなすときは其返納額を月賦年賦若くば一時返納とす利子の割合は時の情況により役員會の評議を以て之を定む。

第八條　積立金は□分利を以て積立つべし。

第九條　積立金貸附の殘餘あるときは土地若くは有價證券を購入し或は確實なる銀行へ預金となして利殖すべし。但會有財産は總會の決議を以て之を賣却することを得。

第十條　積立金一口貳拾圓に充つるときは喜樂證券を下附し更に積立を行はしめ滿期に至れば各自の積立金高と年數とに第八條所得金を割附本人に相渡すべきものとす。但買入したる不動産は會員の共有財産として保存するものとす。

第十一條　積立金は退會員何等事故あるも返金を請ふことを得ず雖も左の各項に該當するものは役員會の評議により拂渡すものとす。

一火災に罹り再興の見込なきもの

二天災地變により一家の生計立ちがたきもの

三子孫教育の爲め積立金半額を請求するもの

四一戸五百圓以上の積立金半額を請求するもの

五本村外へ移轉するもの

但前各項に該當する拂濟金は□分利割を以て相渡すべき事。

第十二條　喜樂証券及積立通帳は質入書入賣買する事を許さず。但家督相續人に限り無代價讓與をなすを得べし。

第十三條　每年十二月各種貸付金の計算をなし翌年一月總會に報告し承認を得て會員に頒賦するものとす。

第十四條　本會は公費を以て左の役員を置く事を得。

理事長一名、理事二名、監事二名とし戸主會長之を囑托す其任期は二個年と定む。

第十五條　理事長は會務一切を擔任し理事之を補佐す監事は會務の協議に預り會計檢査をなし會員を誘掖す。

第十六條　當會役員は當分の內名譽職とす。但事務取扱に關する實費及會用の爲め旅行するときは旅費を給す。

第十七條　積立金は本會細則第四條により其組委員の手許へ每月二十五日限り持參するものとす。

第十八條　年二回會員總會を開き前會の諸計算の報告要件を議定すべし總會の決議は會員二分の一以上出席に於て過半數を以て之を決す。

第十九條　臨時總會は會長の必要と認むる場合及會員五分の一以上請求により之を開く臨時總會には議事の要項を通報するを要す。

第二十條　會員若し輕罪重罪の刑に處せられたる時は滿期後二年間會員の權利を停止す三年に及んで猶悔悟せざるのは退會を命じ會員証を返納せしむ。

第廿一條　前條刑に處せられ滿三年を經ざるものは入會を許さず。但悔悟を表するものは三个年未滿に於ては試業員として入會せしむ試業員には會員証を交付せず。

第廿二條　本規約は議決の當月より實施するものとす。

○升田村戸主會々則

第一條　本會は本村に居住し一戸を構へたる者を以て組織す。但會員に非らざるも一家を經營する者は會員を代表する事を得。

第二條　本會は道德の涵養風俗改良を基礎とし勤儉力行以て村の繁榮を計るを目的とす。

第三條　本會に會長一名副會長一名組長十二名を置く其任期は二个年とす。

第四條　會長は本會總ての事務を掌る副會長は會長差支の節之れが代理をなす。

組長は會長の命に依り組合內の事務を掌る。

第五條　本會は每年春秋二回定期總會を開き必要の時は臨時會を開くことあるべし。

第六條　本會員は正當の理由なくして缺席せざるものとす。

第七條　本會員は總會に於て決定したる事項は必らず實行すべき義務あるものとす。

第八條　本會の決定事項を確守せざるものは組長及會長之を說諭し尙應せざるものは總會の決議に依り除名又は相當の處分をなす者とす。

○本會々則第二條により
確守すべき事項

一、婚姻は出入共可成費用を節約する事。

二、出產見舞、名附祝、三月始、五月始、其他年賀等の事項は親族の外隣家四五軒以內とす。

三、葬式の節大字內の非時は廢止する事。

四、葬式手傳は握飯又は茶漬飯とし禁酒する事。

五、佛事は必らず讀經を行ひ親族の外は招かざること。

六、講中寄又は中院勤等は茶飯を廢し他の代用品に替る事。

七、歲の講伊勢講其他之に類似の宴會は神酒肴三種に限る事。

八、病人ある時は時々見舞を行ふも物品の贈呈は廢すること。
九、入退營兵送迎は鄭重になすも當人の家にて酒肴を出さゞる事並に退營兵者の土産物を廢すること。
十、青年の取締を嚴にし會員の同意に非らざれば商品又は金錢を貸與せざる事。
十一、家畜の使用者は他に害を與へざるやう注意する事。
十二、道路に接したる宅地に住居するものは其接したる道路は常に掃除をなす義務あるものとす
十三、二戸以上組合の走り溝は順番を以て常に清潔になす事。
十四、家屋を建築する時は隣家及び組合長の立會を得て境界を明にする事。
十五、寺院に說教ある時は一戸一人以上必らず參詣する事。
十六、村共議費納期を怠らざる事若し不納したる者は第八條に依り處分する事。
十七、集會する場合は定めたる時間を守る事。

○大國村戸主會々則抜書

第八條　本會は宗教の眞理を擴張し人倫道德の敎を實踐し風紀の改良農工商の進步發達を圖り福利を增進するを以て目的とす。
第九條　每月一回開會し說敎演舌講話を聽取す。
第十二條　講演終了後一時間以內を期し水利衞生勸業等其他有益なる談話を交換す。
第十五條　本會の費用は明德會の基本金利子の一部及有志者の寄附金を以て支辨し會員より徵集せざるものとす。

二　婦人會

明治四十年に設立せる曾根町婦人會は本郡に於ける敎育的婦人會の始とす、爾來的形、西志方、東志方の各村に設立せり。曾根町婦人會は有志を以て組織し其他は全村の主婦を會員とす。
每年一回乃至四回の講演會を開き家庭敎育、家事、衞生、經濟等を聽講研究せしめ、その町村に適切なる事業を行へり。

會　名　創立年月　會員數
曾根町婦人會　明治四十年　八二
的形村婦人會　同四十二年一月　全村
西志方村婦人會　同四十五年五月　全村
東志方村婦人會　大正三年　全村
大塩村佛敎處女會　同

○大塩村佛敎處女會規約

第一條　本會の目的を賛成する女子は會員の紹介を得て入會することを得。
第二條　本會の目的左の如し。
婦德の養成　風俗の改良
勤儉の實行　体育の奬勵
學術及技藝に關する研究
第三條　第二條の目的を達する爲に切要なる施設は役員會の決議による。
第四條　本會に左の役員を置く。
會長　一人　本會を代表す
副會長　一人　會長を補佐し會長事故ある時は代理す
理事　三人　會務を處理す
幹事　八人　會員の行狀を監督し且つ理事を補佐す。
第五條　會長は會員の互選とし其他の役員は會長の指名とす。
第六條　本會に功勞あるもの又は有德なる婦人を名譽會員に推選することあるべし。
第七條　本會の役員會は本村の各寺院住職村長學校長郵便局長名譽會員其他役員會にて推選したる諸氏の列席を請ふことあるべし。
第八條　本會の名譽を毀損したる者は除名す。
第九條　本會の經費は會員の勞力及有志者の寄附金を以て支辨す。
第十條　本會は當分の內大塩尋常高等小學校長を顧問に推選す。

第八　尙齒會

一　尙齒會の概況

耆老を請し謝恩の誠を表し慰安を與ふるは齒を尙び老を敬する典禮にして敬神尊祖の道なり、一家一村の和樂繁榮之に依りて興り醇厚なる良風之れが爲に

成る、されば現今自治の成績優良なる所謂模範町村に於ける共通施設の一たるは蓋し所以あるなり。

本郡の尚齒會は明治四十四年東志方村曾根町國包村に開催せられたるを始とす、創設以來日猶淺く又その數も少なし。

何れの尚齒會も年齡七十歳以上の高齡者を請じ講話又は說敎を聽聞せしめ、晝食又は折詰瓶酒或は菓子果物を饗し小學校兒童又は靑年會員の体操遊戲或は理化の實驗等の餘興を行へり。

經費は有志寄附にして高齡者一人前の費用は最低拾五錢より普通參拾錢最高四拾錢位なり。

○尚齒會一覽表

〔大正三年十二月調査〕

名稱	創立年月	創立後開催回數	主催者	高齡者 男	高齡者 女	高齡者 計
東志方村尚齒會	明治四十四年六月	五	東志方村	一〇三	一一一	二一四
曾根町尚齒會	同　一	一	曾根町婦人會	六七	六七	一三四
國包村耆老會	同　十一月	四	國包村靑年會	九	一六	二四
志方村尚齒會	大正二年四月	一	志方尋常高等小學校職員	四八	四八	九六
阿彌陀村耆老會	同　二年五月	一	阿彌陀尋常高等小學校	六二	六四	一二六
伊保村耆老會	同　二年十月	一	伊保村	七五	八九	一六四
西神吉村尚齒會	同　三年十一月	一	西・神吉村	三〇	三八	六八
尚齒會	明治四十五年五月	臨時一	上莊尋常高等小學校	二八	四五	七三

○東志方村尚齒會規則

第一條　本會は東志方尚齒會と稱す。

第二條　本會は七十歳以上の高齡者を以て會員とす。

第三條　本會の目的を賛成したる本村會議員各部落總代及其他篤志者又は功勞者は特別會員とす。

第四條　本會の會場は東志方尋常高等小學校を假用す。

第五條　本會は毎年一回好時期の際老翁老媼を招致して慰安を與へ村の福を得るは全く長老の德に由るものとし老幼相助け上下相援ふの實を示し一村の和樂を遂げしめんことを期するを以て目的とす。

第六條　本會に左の役員を置く。

會長　村長。副會長、幹事　役場吏員。

委員　各部落靑年會員。

第七條　會長は本會の庶務を經理し副會長は會長を補佐し幹事は庶務を整理し會計のことを掌り委員は其部落の事務を取扱ふものとす。

第八條　本會開會當日は役場吏員學校敎員生徒待遇員となり會員各自任意に談話を交換し或は學校敎員僧侶醫師等に請ひ古今の善行美談說敎衞生等を聽聞せしめ餘興には洋琴蓄音機或は學校生徒の遊戲運動等をなさしめ閉會前會員一統記念の爲撮影して保存するものとす。

第九條　本會に要する費用は各部落有志者の寄附金を以て之に充つるものとす。

第十條　本會收支決算は毎年各部落へ報告し殘金ある時は之を預金とす。

○志方村尚齒會則抜書

第四條　本會に左の役員を置き會務を處理せしむ

會務長　學校長とす

幹事　學校職員全部とす

第五條　本會に行ふ事業左の如し。

會員相互の懇談親睦

講話

落命者追善供養

小學兒童の溫習參觀

文明智識の開發

第八條　本會には高齡者臺帳を製し毎年加除訂正す。

二　養老賑恤の典

今上陛下　御大典の當日養老賑恤の典を行はせらるゝ謹んで御沙汰を記す。

耋ヲ存シ耆ヲ問フハ人ニ孝ヲ敎フル所以ナリ惠ヲ敷キ恩ヲ垂ルルハ民ノ乏シキヲ濟フヨリ先ナルハナシ玆ニ登極ノ初ニ當リ祖宗ノ遺範ヲ紹述シテ養老賑恤ノ典ヲ行フ其レ有司ニ諭ンテ朕カ意ヲ宣布セシメヨ

養老の典に付御下賜あらせられたる木杯並に酒肴料左の如し。

三方木杯一組　酒肴料壹圓五拾錢　百歳以上の者
木杯　一個　酒肴料壹圓　九十歳以上の者
木盃　一個　酒肴料五拾錢　八十歳以上の者

○天盃を賜りたる高齢者數

町村名	年齢 百歳以上	九十歳以上	計
曾根	二	二六	二八
伊保	二	二五	二七
米田	一	二	三
東神吉	一	八	一九
平荘	一	二	三
上荘	一	二	三
東志方	一	二	三
志方	一	二	三
西志方	一	二	三
西神吉	一	八	一九
阿彌陀	二	五	七
別所	二	二	四
的形	二	一	三
北濱	一	一	二
大塩	二	四	六
計	二四	一六	四〇

備考　百歳以上の者なし。

第九　新聞並雜誌

一　新聞雜誌の刊行

●●●●新聞　阿彌陀村松本利平の經營せるものにして本郡唯一の新聞なり。明治四十年一月加古郡高砂町に於て發刊せし高砂新聞の再興なり、大正三年四月三十日第一號を發刊し爾後毎月一回刊行して加印兩郡の狀況を報導す毎回の發行部數一千餘にして主に加印兩郡に購讀せらる。

大正四年十月廢刊せり。

●●●●青年　印南郡青年會の機關新聞にして大正四年八月二十日の創刊なり。（印南郡青年會の所參照）

●●●●教育　印南郡三治協會の事業として郡内小學校敎員の投稿による敎育雜誌なり、大正二年十月三十日第一號を發刊せしも翌年第三號刊行後廢刊せり

其他雜誌に類するものには元の私立印南郡敎育會報舊の印南青年會報及印南郡三治協會其他伊保尋常高等小學校同窓會等の年一回刊行の會報あり主として會の狀況を報導し傍ら修養其他講演筆記を掲載せり。

二　新聞雜誌の購讀

郡内に購讀せらるゝ新聞は大阪毎日大阪朝日を第一とし之に次ぐは神戸新聞、又新日報とす。萬朝報、讀賣新聞は學校敎員間に購讀せらる。

郡内に購讀せらるゝ雜誌は殆んど東京市の各雜誌社の發兌のものなり、敎育雜誌の百四十少年雜誌の百三十婦人雜誌の百四を主とす、衛生、宗敎、政治、法律に關するものは少なし。

大正二年七月に於ける購讀概數左の如し。

○購讀新聞部數統計

町村別	發行地 大阪	縣下	東京	其他	別計
曾根	五五	四七	二		一〇四
伊保	六八	二九	二		九九
米田	五八	三二	二		九二
東神吉	八二	九	四	一	九六
平荘	三二	一八	七		五七
上荘	七二	三八	二	一	一一三
東志方	七七	三九	一		一一七
志方	三九	二五	二		六六
西志方	一三二	六	三		一四一
西神吉	六八	三一		一	九九
阿彌陀	七一	一七			八八
別所	一一	四〇			五一
北濱	一八	一〇			二八
的形	四三	二〇	一		六四
大塩	八六	二一	九		一一六

町村別	教育	實業	雜誌	兵事	婦人	青年	少年	少女	其他	計
曾根	六	四		二	二	二	二八	二〇	九	一一四〇
伊保	九	六		一五	三	一五	五〇	一五	一三	四二
米田	一七	一		四	二	二	九	五	三	五六
東神吉	六	二		一	五	二	二	二	一六	一〇六
平荘	二二	七		一五	九	二	一〇	三	九	五一
上荘	二三	八		一三	三	二	四	五	四	一三六
東志方	一四	二		三	八	一	一〇	一〇	九	九〇
志方	九	一		三	二	一	八	三	三	九二
西志方	八	三		二	三	一	二	四	七	七一五
西神吉	四	一		一	二	一	七	四	四	三三
阿彌陀	八	二		三	二	一	四	二	七	三八
別所	八	一		七	八	一	四	五	二	三〇
北濱	六	三		一	五	一	三	四	三	二五
的形	六	二		一	五	一	八	三	二	二七
大塩	六	二		一	八	一	八	三	二	二九

計　一一四〇　四二　五六　一〇六　五二　一三六　九〇　九二　七一五

備考　週刊月刊等の新聞は算入せず。

○購讀雜誌冊數統計

〔大塩村は學校及學校教員の分のみ〕

小學校沿革一覽表

□△ハ新築又ハ改築
△ハ増築又ハ一部改築

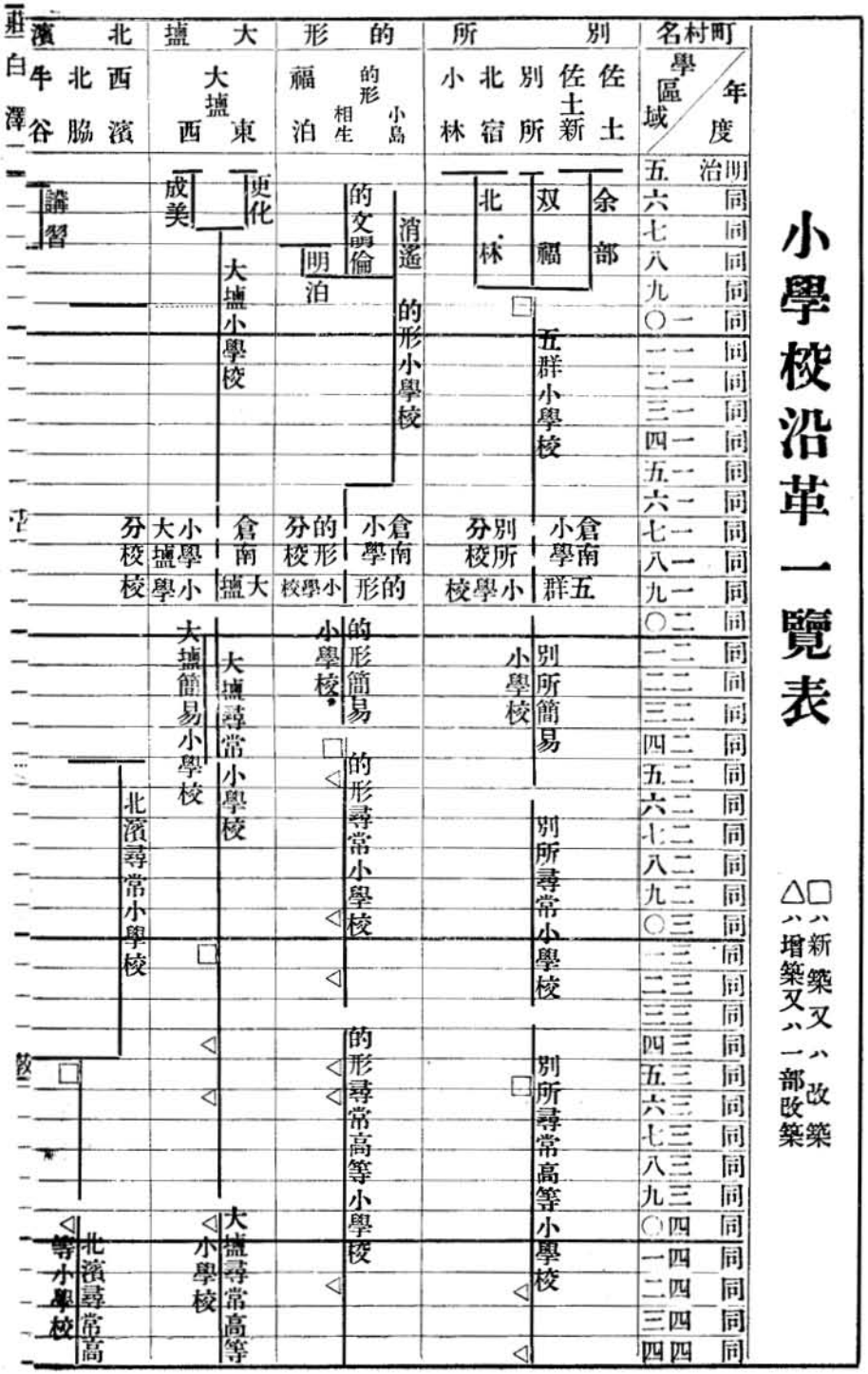

小學校沿革一覽表

□△新築又ハ改築
△ハ增築又ハ一部改築

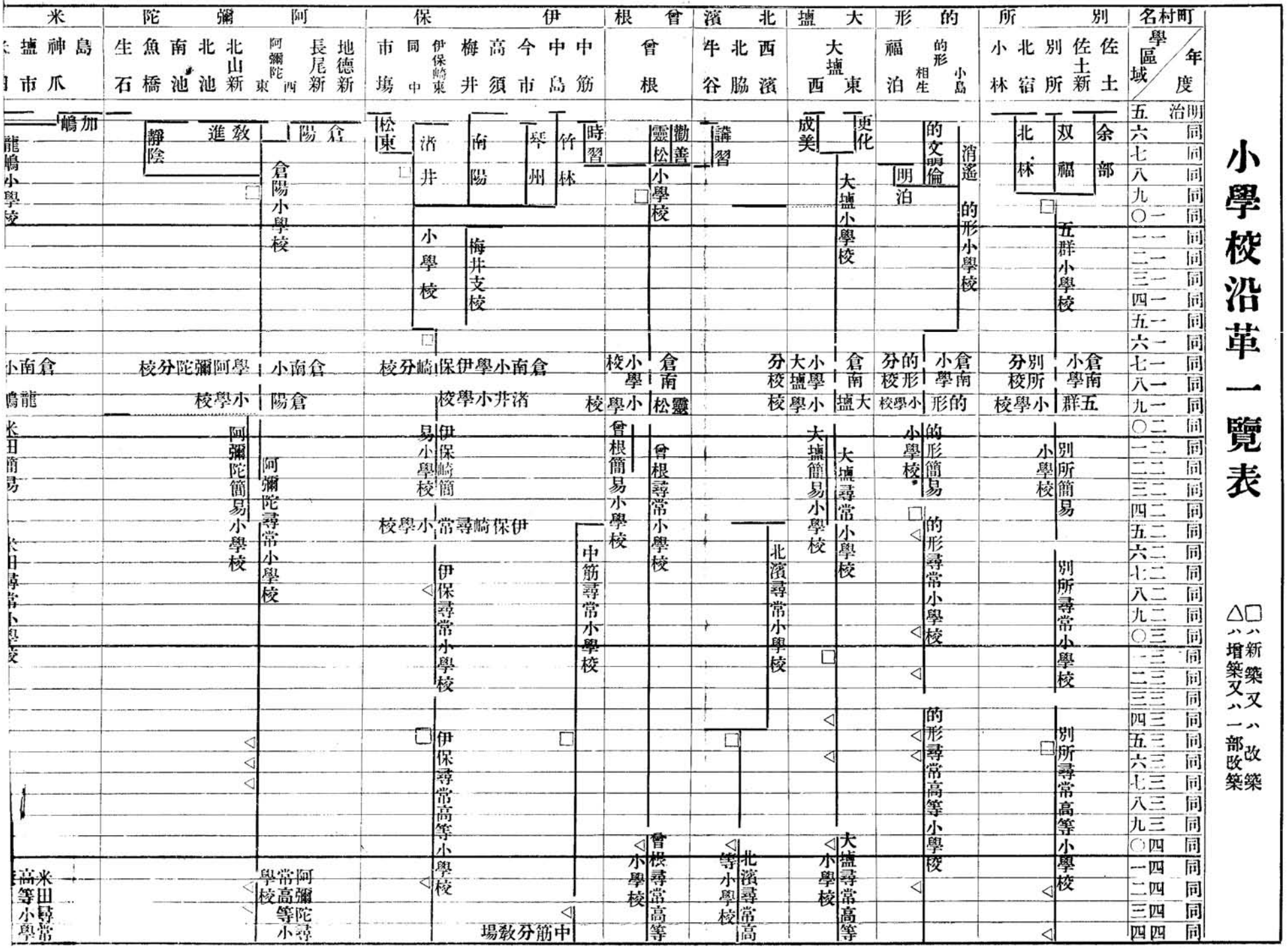

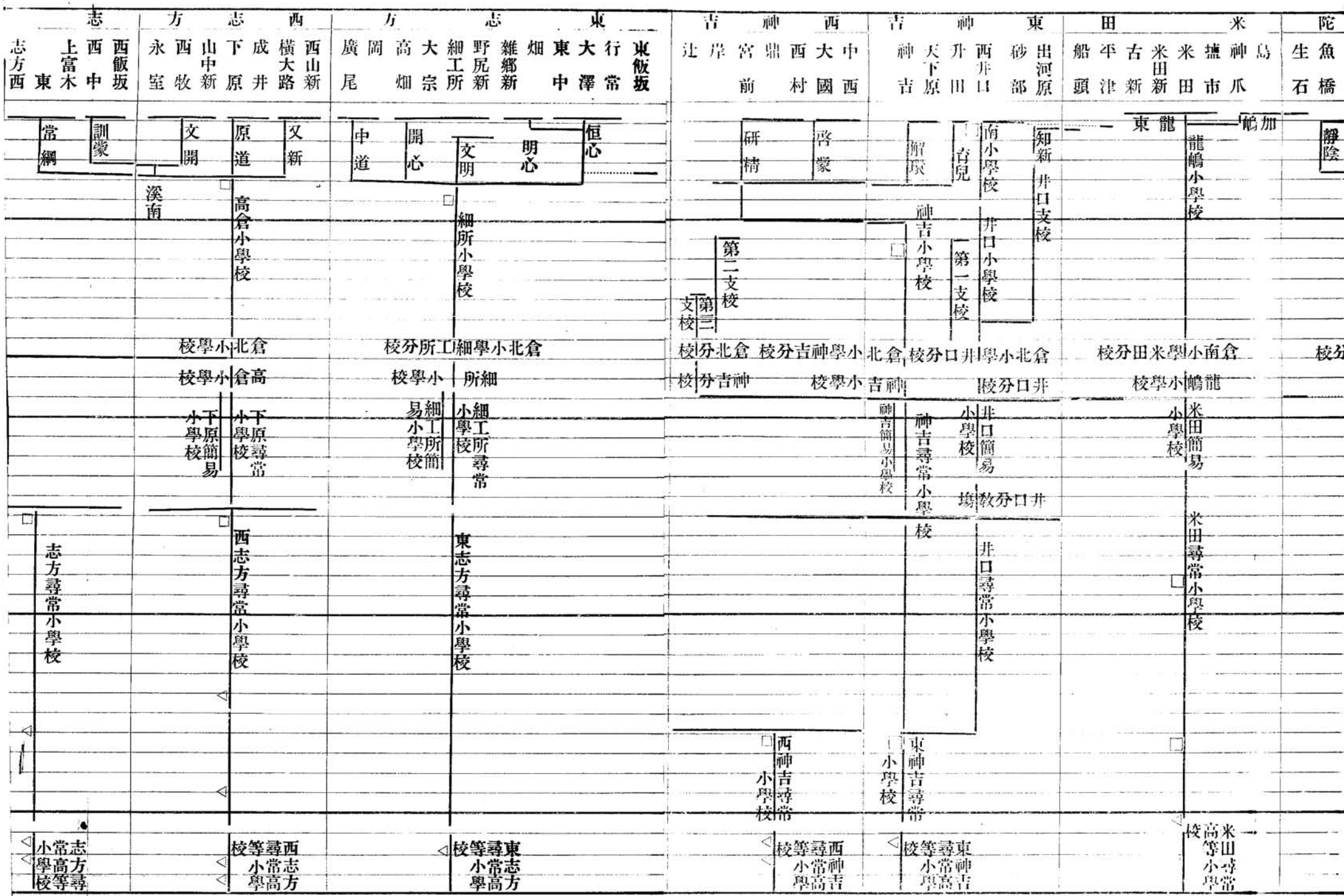

志方西 東 上富木 西中 西飯坂

常綱 訓蒙

西志方 永室 西牧 山中新 下原 成井 横大路 西山新

文開 原道 又新

溪南 高倉小學校

北倉小學校 高倉小學校

下原簡易小學校 下原尋常小學校

西志方尋常小學校

志方尋常小學校

志方尋常高等小學校 西志方尋常高等小學校

東志方 東中 畑 雜郷新 野尻新 細工所 大宗 高畑 岡 廣尾

中道 開心 文明 明心 恒心

細所小學校

北倉小學校 細所工所分校

細所小學校 細工所簡易小學校 細工所尋常小學校

東志方尋常小學校

東志方尋常高等小學校

東飯坂 行常 大澤

西神吉 辻 岸 宮前 鼎 西村 大國 中西

研精 啓蒙

第二支校 第三支校

北倉小學校 神吉分校 神吉分校 神吉小學校

西神吉尋常小學校

西神吉尋常高等小學校

東神吉 神吉 天下原 升田 西井口 砂部 出河原

解環 育兒 南小學校 知新 井口支校

神吉小學校 井口小學校 第一支校

北倉小學校 神吉分校 井口分校

神吉簡易小學校 神吉尋常小學校 井口小學校 井口簡易教場 井口分校

井口尋常小學校

東神吉尋常小學校

東神吉尋常高等小學校

米田 古新 米田新 米田 蘆市 神爪 島

平津 船頭

龍東 加嶋

龍嶋小學校

北倉南小學校 米田分校 龍嶋小學校

米田簡易小學校 米田尋常小學校

米田尋常高等小學校

陀 魚橋 生石

靜陰

分校

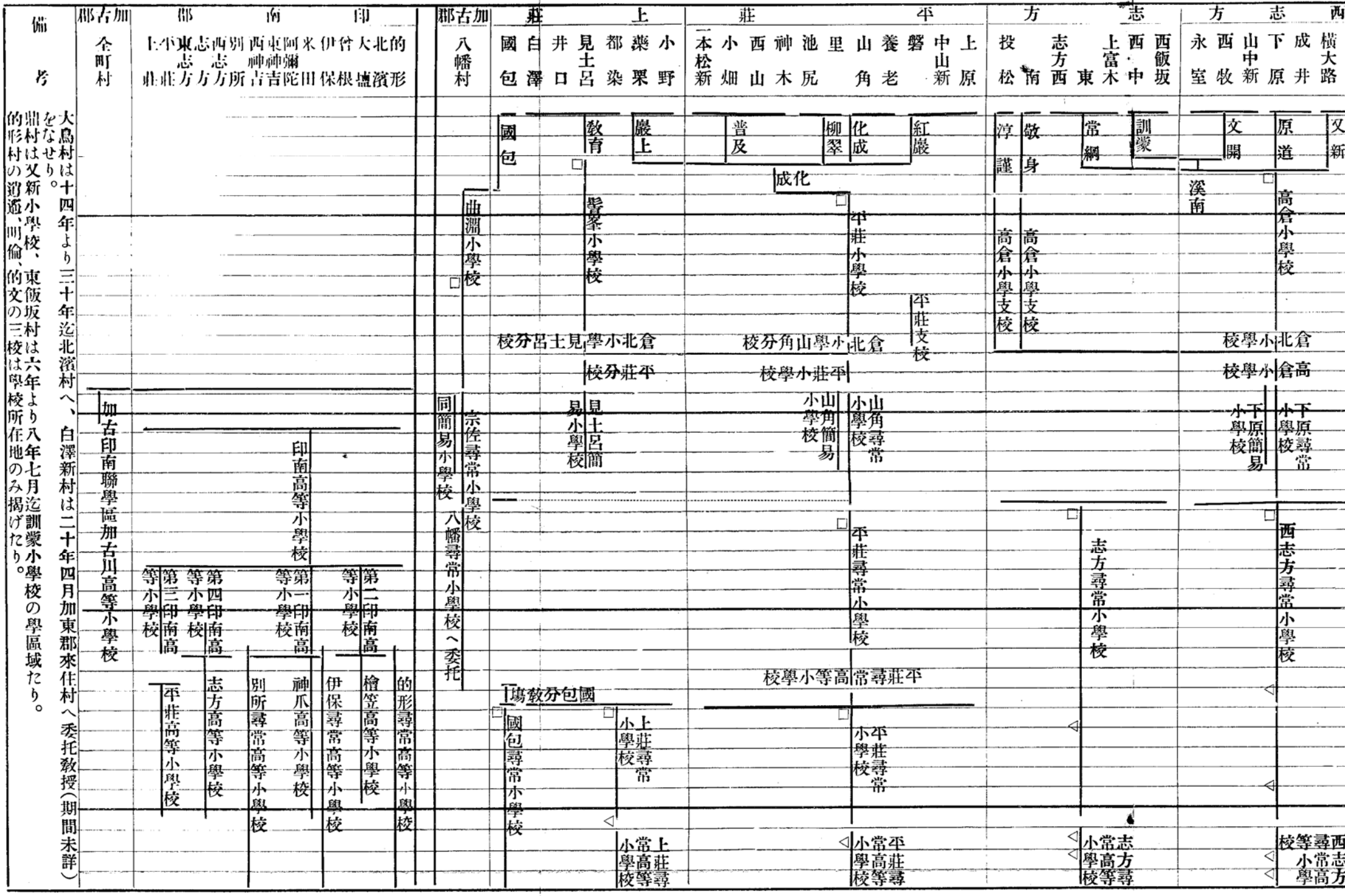

備考

大島村は十四年より三十年迄北濱村へ、白澤新村は二十年四月加東郡來住村へ委托敎授（期間未詳）をなせり。

鼎村は又新小學校、東飯坂村は六年より八年七月迄訓蒙小學校の學區域たり。

的形村の逍遥、川倫、的文の三校は學校所在地のみ掲げたり。

第九篇　宗教

第一章　本郡に行はるゝ宗教

從來宗教と云へば殆んど佛教に限られたりしが明治年代に至りて始めて神道なる新しき宗教の弘通を見るに至れり。即ち明治十五年頃平莊村の内小畑村に黒住小教會所の設置せられたるを初めとし、二十三年四月的形村に天地教會本部を、二十五年曾根村に金光教小教會所を、二十八年四月平莊村の内上原村に天理教布教事務取扱所を設置せしより大正四年に於ては神道の四宗派並び行はるゝに至れり。

此等の新宗教は布教日猶淺く信者も殆んど中流以下のものにして宗教上の勢力は微々たるものなり、只天理教のみは將來益々發展すべき趨勢を有せり。

第二章　佛教

第一　本郡の佛教

本郡に行はるゝ佛教の大要は寺院篇によりて詳かなるを以て茲には明治維新後の大略を記す。

德川政府より特別の保護を受けたる佛教は維新の改革に當り神佛分離となり加ふるに諸寺僧侶に對するあらゆる名譽特典は廢せらるゝに至る、茲に於て從來佛教徒に對して憤慨を積みたる儒學者神道家の不平は排佛毀釋なる呼稱を以て佛教に對して反動を惹起し神道を以て佛教に代へんとし維新當時の佛教は一時慘憺たる景況を呈せり。これ等の餘波を受けて明治二三年頃より八九年頃に至る數年間に檀家數少なく維持困難なる寺院は廢寺となれり、即ち曾根村に於ける臨濟宗五ケ寺天臺宗一ケ寺平莊村に於ける眞言宗三ケ寺の廢寺は最も甚しきものにして只眞宗曹洞、日蓮の三宗の寺院のみ依然たりき。

元來大多數人民の信仰は依然佛教にして其習慣的信仰の大勢力は減ずべくもあらず、却て之れが爲に僧侶に覺醒の機運を與へ明治六七年頃より佛教界の活動の曙光を認むるに至れり。

第二　佛教各派の分布

明治維新當時は天臺、眞言、淨土、眞宗、臨濟、曹洞、日蓮の七宗派行はれたり、明治二十三年に至り大塩村所在の天臺宗二ヶ寺廢寺となりてより本郡に於ける天臺宗寺院は全く跡を絶てり。

現今本郡に行はるゝ眞宗、淨土、臨濟、日蓮、眞言の六宗派の分布を觀るに、眞宗は全郡に行はれ寺院數檀家數も亦過半數を占め、淨土宗之に次ぐ、日蓮宗は西神吉、的形、大塩各村の一部に、眞言宗は上莊、平莊、的形各村の一部に行はれ寺院數も各三ヶ寺に過ぎず。

○各町村別寺院（大正四年末現在）

町村	眞宗	淨土	臨濟	曹洞	眞言	日蓮	計	說教場	境外佛堂
曾根	二	一					三		
伊保	一〇		五				一五	二	
米田	七	一					八		
東神吉	四	一					五		
平莊	一						一		
上莊	一						一		
東志方	二						二		
志方	三						三		
西志方	三						三		
西神吉	三						三		
阿彌陀	三						三		
別所	四						四		
的形	一						一		
北濱	三						三		
大塩	二						二		
計	五一	一三	一三	八	三	九〇	四	一	一

第三　檀家

明治二十二年末調査と大正二年末調査とに依り各寺院所屬の檀家數を比較するに、約七百四十餘戸を減少せり、就中その甚しきは淨土宗の五百餘戸、臨濟宗の百戸、曹洞宗の八十戸にして多くは阪神地方へ轉住せしに依る。即ち明治二十二年末現住戸數九千七百九十餘戸は大正二年末には八千九百餘戸となり七百六十戸の減少なりとす。然るに新宗教たる神道各派の傳播は大正二年末に至りて約一千二百餘戸の信徒を算するに拘らず檀家數の減少を見ざるは一家中佛教にも神道にも屬し全家擧つて轉宗せるもの極めて少なきが爲なり。

要するに現今に於ては轉宗の爲め檀家數の減せし顯著なる事實を認むるに至らず、將來佛神二道並ひ行はるゝ現象を呈すべきか

各宗別檀家數

年度	眞宗	淨土	臨濟	曹洞	眞言	日蓮	計	現住戸數
明治二十二年	四、九七五、	二、〇七八	六六二	五一七	七二八	三四六	九、三〇五	九、七九二
大正　二年	四、九八七、	一、五四三	五七〇	四三八	七〇〇	三三五	八、五九八	八、九三一

〔二十二年は郡統計書〕

第四　佛教に關する團體

各寺院に於ける布教或は在家に於て布教する以外に各種の團體を組織して布教を圖り、或は信仰を固めは宗教上の儀式を行へり。其團體の大多數は各寺院毎に檀家によりて組織せられたる何寺婦人會、何寺尼講、十六日講、晴明會の如きものなり、何れの寺院にも屬せず又宗派にも偏せず通佛教を以て組織せる團體には曾根町の曾根各宗和協會、加印両郡に會員を有する輿仁會、伊保村の愛樂會とす。境外佛堂に屬する團體には地藏講、觀音講等ありて定期に參詣して法會を營めり。

○相續講

法義引立の目的を以て郡内眞宗大谷派寺院相圖り明治四十二年本講を組織せり、組合寺院を二組に分ち毎月輪番に各寺院に集會し說教をなせり。

○曾根各宗和協會

佛教擴張の目的を以て曾根町の俗俗相圖り明治二十九年靈松教會を組織し、蓮華院住職木下强隆を會長に井内中正を副會長に推選せり、繼續一ヶ年餘にして廢會せり之を本會の前身とす。

三十一年八月八日寺院住職（光照寺は加入せず）のみを以て曾根町各寺院の和合を本とし佛教を擴張し相互協同して道義を實踐せしむる目的の下に本會を組織せり、爾來毎年三、五、九、十一月に名僧を聘して定期說教又は演說會を各寺輪番に開會せり。

○興仁會

本會は明治二十一年十二月六日伊保村の內今市村正覺寺に於て京都より赤松連城師を招聘し佛教大演說會を開催す、閉會後協議の上從來郡の有志者の組織せる共同會及今市村の豐安會を合併し興仁會を創立する事に決したり、越へて翌二十二年一月三日正覺寺に集會し會則を議定し會長に伊藤長次郎(先代)副會長に鈴木法琛を推選し幹事、評議員を選定し、更に十四名の世話係を囑托せり。

爾來連綿繼續二十有餘年以て今日に至る、其間宗教の信念を皷吹して民心の腐敗を豫防し、教育、勸業、衛生を講敷して國家社會の福利を增進することに努めたり。其方法として實行の事蹟を略擧すれば赤松連城、南條文雄、大內青巒、鳥尾得庵、井上圓了、島地默雷、大洲鐵然、武田篤初、蘆津實全、藤島了穩、大門了康、利井明朗、弘中唯見、香川葆晃、加藤惠證、江村秀山、近藤疎賢、平松理英、清澤滿之、後藤祐護、暉峻普瑞、加藤咄堂等各宗の高德及博學雄辨の名士を懇請して演說會を開催し、或は小冊子を印刷して會員に頒布し、或は死亡したる會員に對して追慕の赤誠を表せんが爲めに時々地方各宗の僧侶を請待して懇懃莊嚴なる法筵を開き、一朝國家有事の際には尙武演說會を催して士氣の興奮を圖り慰問恤兵を怠らざる等列擧に遑あらず。

大正四年には一千七百五十四名の會員と、一千五百五拾圓の基本金とを有せり、其基本金保管の方法宜きを得て鞏固確實に利殖するを以て本會の基礎は益々堅固にして事業は毫も前途挫折の虞あることなし、實に有力なる團体なりと云ふべし。

○興仁會規則

第一章　目　的

第一條　本會は佛教の眞理を講究し純正の信仰によりて社會の德義を振起し文明の程度に從ひ教育尙武衛生勸業の進步を計るを以て目的とす。

第二章　名稱位置

第二條　本會は興仁會と稱し事務所を兵庫縣印南郡伊保村の內今市村に設置す。

第三章　方　法

第三條　本會は第一條の目的を達せん爲め左の各條を實施す。

第四條　本會は佛教及び普通の學識を具備せる士を聘し演說會を開く。但前席に於て會長の許可を得て會員中より演說をなすも妨げなし。

第五條　本會は書籍を出版し又は演說筆記を頒布することあるべし。

第六條　本會は必要なる書籍物品は幹事協議の上購求することあるべし。

第七條　演說會を分ちて定期臨時の二種とし定期は每年春夏秋冬の四回とし臨時は會長の必要と認むるとき又評議員五名以上の同意を以て會長に請求し其許諾を得るときは開會するものとす。

第八條　會場は適宜の地方を選び時々變更するものとす。

第九條　演說に關し質議せんと欲するものは辨士の壇を降るの後其室に就き徐に發言すべし。

第十條　本會は佛教の通規により臨時に死亡會員の爲めに追弔法會を開設す。

第四章　會　員

第十一條　會員を分つて左の二種とす。

第一　本會の目的を服膺し本會の基本金壹圓以上を寄附し本會の維持を助くるものを正會員とす。但正會員は世襲にして子孫に繼承すべきものとす

第二　僧侶にして基本金壹圓以上を寄贈せらるゝものは特別會員とす

第三　本會の趣意に贊同せらるゝ高德碩學の人士を推選し名譽會員とす。但推選方法は幹事の評決による。

第五章　會計及基本金保管方法

第十二條　本會に要する費用は基本金の利子を以て支辨するものとす。

第十三條　基本金は如何なる事情あるも使用すること能はず。

第十四條　基本は月利六朱以上の割を以て保管人をして確實に保管せしむるものとす。

第六章　役　員

第十五條　本會には左の役員を置く。
會長　一名　副會長　一名
基本金保管人　五名　幹事　七名以上十名以下
評議員　五十名以上七十名以下

第十六條　會長は本會の全体を總理し副會長は會長を補佐し又は其任を代理す。

第十七條　基本金保管人は專ら基本金保管の責任を負はしむ。

第十八條　幹事は庶務會計記錄等を擔掌す。

第十九條　幹事は基本金臺帳を調製し寄附者の住所氏名及各自出金高を登錄し常に異動を加除するものとす。

第二十條　評議員は本會の事務を協議し及監督するの權を有す。

第廿一條　會長は毎年春季に於て評議員を招集し諸事の承認を求め置くものとす。

第廿二條　正副會長基本金保管人幹事は評議員中より互選し評議員は正會員中より公選するものとす。

備考　明治二十三年十月四日本會月簽金を廢し基本金制度に改む。
同三十二年四月本會基本金を分割して保管人に保管預となすことに改む。
大正四年末本會役員左の如し。
會長　伊藤長次郎　副會長　長谷川新藏
基本金保管人
伊藤長次郎　大西甚一平　瀧竹藏
長谷川新藏　入江光藏
幹事
石坂惣七　釜江十郎平　井內中正
金川平藏　松本利平　入江光藏
玉岡梅太郎
備考　故伊藤長次郎は創立より同三十八年九月迄會長たり。
基本財產保管人故大西甚一平稻岡九平幹事瀧右左治稻岡九平藤井廓聞の死亡後役員の選擧を行はず缺員の儘なり。

○伊保村愛樂會

本會は伊保村一般の婦人團体にして宗教を中心とし婦人の修養並に婦人活動を目的とす。
毎月各部落に於て講話會を開き、名僧或は有德の士を聘して修養に努む。
會員相互の親睦を計り會員の吉凶ある時は之を慶弔す、殊に會員死亡の際は會旗を贈りて會葬す。
國家有事の時は恤兵慰問等の事業に從事す。
會の維持として各會員一ヶ月金壹錢を醵出したりしが、明治三十二年一月より基本金制度に改めたり、即ち大正三年度現在基本金額六百五拾圓に達せり。
本會は明治二十八年時の村長中谷久次郎、收入役大內彦太郎の二人發起者となり西秀寺住職暉峻義等之を贊して成立せり。中谷久次郎村長を辭職するに及び中谷吉十郎專ら會務に當れり。

○宗教團體

團体名	宗派	創立年月	區域	會員數	事業
與仁會	各宗	明治二十一年十二月	所屬寺又は所在地今市村	一、七五四	記事參照
相續講	眞宗大派	同　四十二年	印南加古二郡	同	同
曾根各宗和協會	臨濟淨土眞宗	同　三十一年八月	曾根町	七ヶ寺	同
地藏講	—	同　四十四年	桃源寺內	一一〇	七月二十三日集合西國御詠歌を誦し說敎を聽聞す
觀音講	—	同　三十年	臨川寺內	七〇	七月十七日十八日集合西國御詠歌を誦し通夜をなす
藥師講	—	同　年	圓通寺內	二〇	毎月十二日講員參詣
庚申講	—	明治以前にて未詳	同	五〇	毎月庚申の日參詣

辨天講	—	同	四十二年	龍澤寺内伊保村の内伊保崎	同	五三　毎月舊曆十日參詣
愛樂會	眞宗	同	二十八年	伊保村全部		伊保村婦人記事參照
洗心會	同	同	四十一年	眞淨寺一般		二〇〇　毎月三回の法話、臨時に慈善事業をなす
無常講	同	寬永	二年	圓明寺梅井村		二五
西秀寺婦人會	同	文化年間		伊保崎村西部及同寺の檀家		八五　聞法及慈善
佛敎婦人會	同	大正二年	一月	願正寺伊保村の内中筋村		八〇　法話
酬恩講	淨土宗	明治四十三年		細工所東志方村婦人		二六七　法話を行ふ
吉祥講	曹洞宗	同	三十三年	長樂寺平莊村の内小畑村、一本松新村		八〇　法話を行ふ
吉祥講	同	同	元年	地藏寺平莊村、東神吉村		二三〇　春期に本山より名僧を聘し法話を行ふ
觀音講	—	未	詳	觀音堂平莊村の内里村		六〇　毎月一回參集西國御詠歌を誦す
時光時講	淨土宗	未	詳	寺光寺兵庫西宮町		四〇〇
時光寺保存講	同	明治二十年同三十九年再設		同明石町加古郡二見村美囊郡三木町飾磨郡花田村の一部神崎郡砥堀村曾根町阿彌陀村及其附近の町村		八〇〇 二〇〇 二〇〇 一二〇 二〇〇　時光寺保存基金積立每年一回の追弔會 二、〇〇〇

念佛講	同	十五	年	阿彌陀村	同（麓）同（礒）	一二　毎月一回參詣念佛を唱ふ
觀音講	同			同	上	九　同西國御詠歌を誦す
尼講	眞宗	同三十五	年	光明寺同寺の檀家		三〇　毎月聞法
花園敎會	臨濟宗	同四十四年四月		的形村、八木村の内木場村の一部（地）		八〇　春秋二回及毎月一回法話、五個所支部に於ても同し
觀音講	不	詳		同（麓）同（礒）	上	九　毎月一回法話、佛事の互助
觀音講	同			同（礒）同（地）	上	一〇　同
講寄講	眞宗			同（地）同（地）	上	一一　毎月一回の法話
講	同			同（地）同（地）	上	一四　同
聞信講	同	明治二十六年		同（小島）同（小島）	上	一六　同
淸淨講	同			同（小島）同（小島）	上	一五　同
御講	同			同（小島）同（小島）	上	二二　同
御講	同			同（小島）同（小島）	上	一〇　同
謝恩講	同	明治維新前		的形村ノ内福泊	同上	一五　同
金剛講	同			同	上	一五　毎月一回法話、佛事の互助
双輪講	同			同	上	一五　佛事の互助
銅錢講	同			同	上	一五　同
十六日講	同	明治二十六年		圓龍寺同寺の檀家		二五　毎月一回法話
廿五日講	同	明治維新前		明泉寺	同	一〇〇　毎月一回法話

晴明講	日蓮宗	明治四十三年七月	妙經寺	同	四〇	定期及臨時說教
最上講	同	同　四十二年七月	同	同	二〇	同
禪林婦人會	淨土宗	同　四十二年	西光寺	大塩村	一〇〇	同
婦人會	眞宗	同　四十三年	福乘寺	同寺檀家	九〇	出征軍人慰問、會員相互弔慰說教
尼講同	未詳		正岸寺	同	四〇	每月法話
尼講同	同		正念寺	同	二〇	同
尼講同	同		南宗寺	同	三三	同
尼講同	同		西村		一四	同
念佛講	淨土宗	同	常福寺	同	二一	定期法話
行者講	同	同	鼎村	同	一二	

第五　佛教講習會

本會は敎學の振起を目的とし西秀寺住職暉峻光淨、光照寺住職龜川敎順、願正寺副住職曾根眞悟、淨念寺住職赤松不二丸、永德寺住職島巖主唱者となり加印兩郡の眞宗本派及大谷派僧俗の贊同の下に組織し每年一回開催し併せて出張講演をも行へり。

第一回講習會　大正四年八月二十一日より二十六日迄伊保村正覺寺に於て開催す、其狀況左の如し。

講師及講義

深信釋　鈴木法琛
歎異抄　近角常觀
出張講演　結城義聞（曾根、横大路、加古川三ヶ所）

聽衆は每日平均百二十人にして僧俗相半し婦人は總員の二割とす。

無料宿泊者は飾磨郡揖保郡の僧俗にして十餘名。

經費は收入參百貳拾圓餘支出百八拾貳圓餘とす。

第二回講習會は大正五年八月十九日より魚橋村正蓮寺にて開催の豫定なり。

舊幕時代に於ては佛書の研究又は聽講は僧俗が學識ある僧俗に就き修學したるものにして一寺院に數名より數十名寄宿せり、之等の僧俗を所化と稱し其起臥する室を所化部屋と云へり、又特に書籍を定めて講座を開設するものあらば遠きを厭はず寄宿して聽講せしものなり。

明治年代に至りて各種の佛敎學校設立と共に此等の學校に入學するに至りしと雖も猶この遺風を存する所あり。

現今の講習會は蓋し舊幕時代に於ける講座開設の進歩したるものにして單に僧俗のみならず俗人殊に婦人をも加ふるに至りしは一大進歩たるを疑はず。

俗人相集りて佛書を研究せしは（年月未詳）今市村に佛敎研究會を起し原人論を聽講せしことありと云ふこれ我郡に於ける佛敎講習會の始ならんか。

○佛敎講習會々則

第一條　本會は佛敎講習會と稱し事務所を當分の內印南郡伊保村西秀寺內に設く。

第二條　本會は敎學の振起を以て目的とす。

第三條　本會の目的を達する爲め左記の方法に依る。

一每年一回夏季に於て名望の師を招聘し講演を開催すること。但講師は本大兩派各一名。

二開會中必要の個所へは出張講演をなす事。

第四條　開會の會所は本大兩派隔年交互に開催すること。但時宜に依り變更することあるべし。

第五條　本會は會員組織とし一口每年金壹圓以上を醵出するものを正會員とし金壹圓未滿の者を贊助員とす。

第六條　本會は講習會開會中正會員死亡者の追弔一座法要を修し又正會員の不幸あるときは會葬若くは弔慰をなす。但此の場合には事務所への通知を待ちて實行す。

第七條　本會に左の役員を置く。

一會　長　一　名
一常任幹事　若干名
一會　計　二　名

但開會中の役員は別に之を定む。

附　則

一本會則に訂正を要する場合は役員の協贊を經ること。

第六　圖書縱覽所

本郡には佛敎圖書館と名くべきものは未だこれあらず、伊保村西秀寺設置の圖書縱覽所は現今にては正續一切經藏一千百五十冊、眞宗全書正續七十四冊其他二百冊の圖書を收容せり。

同縱覽所は御大典記念事業として續一切經七百五十冊、日獨戰役記念として正一切經四百冊を奉安せんとて同坊守暉峻はる大正三年十月より大正五年の初に至る一年有餘の長日月の間東奔西走佛敎有緣の諸彦に寄進を請ひ、約貳千圓の資金を得て正續一切經の購入及圖書館を建設（圖書館は大正四年一月起工五年四月末竣工）したるものなり。

同寺住職暉峻光淨の識せる勸進趣旨書に『若しそれ一切經奉安の事ならば當山所有の佛書世典苟も世道人心に稗益するものあらば悉く開放して一切經と共に諸彦の閱覽に供し國威の發揚に努め社會幸福を增進し佛日を光輝せんことを熱望して止まず云々』とあり、將來本郡に於ける佛敎圖書館となるべし。

○定

一諸寺法式不可相亂若不行義之輩於有之者急度可及沙汰事。

一不存一宗法式之僧侶不可爲寺院住持事。

付　立新義不可□奇怪法事

一本寺之規式不可違也縱雖爲本寺對末寺等不可有理不盡之沙汰事。

一檀越之輩雖爲何事可任其意從僧侶方不可相諍事

一結徒黨企鬪諍不似合事業不可任事。

一背國法輩到來之節於有其屈者無異義可返之事

一寺院佛閣修復之時者不可及美麗事。

附　佛閣無懈怠拂除可申付事

一寺領一切不可賣買之幷不可入干質物事。

一無由緒者雖有弟子之望猥不可令出家若無據子細於有之其所之領主代官江相斷任其意事。

右條々諸宗共可堅守之此外先判之條數彌不可相背也若於違犯者隨科之輕重可沙汰之猶戴下知狀者也

寬文五年七月十一日

條々

一僧侶之衣躰應其分限可着之幷佛事追善之儀式檀那雖望之相應輕可仕申事。

一檀那建立由緒有之寺院住職義可爲其檀那斗條本寺遂相談可任其意事。

一以金銀不可致後住之契約事。

一他人者勿論親類之好雖有之寺院坊舍女人不可抱置但し在來之妻帶寺者可爲格別事。

右條々可守之右於違犯者隨科之輕重可有御沙汰之旨今執達如件

寬文五年七月十一日

大和守
美濃守
豊後守
雅樂頭

〔飾磨郡木場村正福寺所藏文書〕

○御觸達　十二个條

一寬文二年酉四月從　公儀被　仰出候切支丹馬轉連入滿耶蘇宗門之儀堅御停止に候各寺檀那之者門前召抱共急度可遂吟味若不穿鑿に而脇より訴人於有之急度可爲曲事也。

一寺院國家安靜之依爲御祈願所寺中に而喧嘩爭論ヶ間敷事無之樣可爲守護殊奉戴拜御勅宣御綸旨寶祚長久之御祈願朝暮無怠慢可相勤事

一寺院住持移轉交代之砌先住後住檀那之者立合諸掟割相改猶又寺內之境御朱印地新古寄附之田畑山林境共急度相改重而爭論に及不申樣に帖札を以本寺江可差出置事。

一法地に住持長老後住相續之儀伽藍之物印證を以相定可申大檀那小檀那相對之上寺相應之長老分可有契約其上に而各寺之本寺幷國所江可遂披露何方より相妨候共依證契約双方相對之外可爲無沙汰事。

一檀那之儀者滅罪一通に而茂無之候從公儀御法度之邪宗門御改之依爲役寺其檀那血緣相續之儀急度相改可申候別而近年於遠國切支丹宗門類族公儀江敵對有之當六月諸國之國主地領官領幷新御條目御觸出可奉承知稠敷檀那之者江申渡し此上に茂怪敷隱密之業仕候者於有之者急度相改宗旨

御役所江相斷可申事。

一檀那之者出火之爲本人者罪科未糺明之内者檀那寺へ引取置御役所之願裁斷事。

一檀那之者及困窮相續難相成村役人親類斗之存寄に而令沒收者若其者共押領之義有之哉と檀那寺より可遂詮義猶又他之血緣より相續候はゞ檀那寺より立合可申付事。

一王法佛法御兼帶大切之御掟に候間佛法不歸依之輩有之者仕方有之樣可申付其上に茂不相用者有之者御役所江相斷申急度可爲曲事。

一殿堂建立等者不及申修覆等之儀も住持微力に而及破却候節者旦那之者分限相應に割付加修覆及大破不申樣急度可守護其砌少茂違背者有之者其趣を以其國之寺社役所江相斷急度曲事可申付事

一住持官位之儀宗旨之依爲印證檀那之者可有助成勸化其外從諸本山諸勸化等者檀那之者分限次第に割付可申事。

一住持困窮に付檀那之願助成度候はゞ双方相對を以て可相願及違背候共役所之不及裁斷不心得之者無理に申付候はゞ其住持之可越爲度事。

一雖爲邪宗門之外其宗旨之外邪法修行仕者有之候はゞ急度相斷法行之次第を以御役所江相謝可申事

右十二个條御條目急度相守可申候若違背之者於有之者可爲曲事也。

貞享四年卯十月日　　奉行

日本諸寺院　　〔同　前〕

第三章　耶蘇禁教に關する古文書

第一　耶蘇禁教の大要

耶蘇教傳來は天文年間にして永祿十一年織田信長の許可を得て京郡に南蠻寺を建立す、天文中豊臣秀吉天主教を嚴禁せりと雖も尚未だ之を滅絶するに至らず、文祿中外事多端にして禁令漸く弘めり。德川家康に至り慶長十七年三月二十一日『キリシタン之法天下停止たるべし』の令を全國に布き教堂を破却し宗徒を搜索せしめたり、この禁令一たび出てゝより時々の禁令律例中概ね禁教の個條を揭けざるはなく又屢々諸藩へ訓令を下せり。〔渡邊修二郎著內政外教衝突史〕

かくて島原亂後一層禁教を嚴にし一切西洋船舶の入港を停め、賞金を懸けて潛伏せる教徒を告發せしめ、切支丹禁制の法令は時々之を重ねて弛ます、或は教徒檢擧の職司を置くなど專ら教徒撲滅の事に力を盡したり。

以下之れ等禁教の法令に關する古文書を揭ぐ。

第一　寺請證文

德川幕府は切支丹禁教の第一段として同教の仇敵たる佛教を利用するの政略を執れり、慶長十八年大に教徒を驅り棄教して佛教に歸するものは各其寺院の證書を收む、是れ寺請證文(宗旨手形又は寺請手形)の起源にして尋いで全國一般人民にも施行せり。

島原亂後更に嚴密の制を行ひ更めて『宗旨人別改』とし每戶每人僕婢に至るまで寺請證文を受くることゝす、因て宗旨人別改帳(宗門改帳宗旨帳又は人數改帳)を調製す。

是に於て宗旨帳檢明の必要より自ら戶籍調査行はれ戶口の出入及族籍年齡も亦詳密なるに至り、宗旨證文なきものを雇用するを禁じたり。僧侶は此の如く公證の權を委任せられたり。〔渡邊修二郎內政外教衝突史〕

○宗門寺檀那請合掟　十五个條

一切支丹之法者死を不顧身より血を出して死を成せば成佛と立事故に天下之法度嚴密也實に邪宗法なり依之死を危ふする者を可遂吟味事。

一切支丹に元附は闔單國より每日金十厘つゝ與へ天下を切支丹宗に成し神國を妨る邪法なり此宗に元附者は釋迦の法を不用ゆへ檀那寺を絶而佛法建立を嫌邪仁なり依之可遂吟味事。

一頭檀那たりといへ共其宗門之祖師忌佛忌彼岸先祖之命日絶而不參詣者は判形引かへ宗旨役所江斷急度可遂吟味事。

一切支丹不受不施之者先祖之年忌僧之弔不受當日宗門寺江一通之志を述べ內證にて俗人一類相寄弔僧之來る事有時者爲不興不用依之可遂吟味事

一檀那役を不勤然るを我意に任せ宗門請合之住持人を不用宗門寺之用事身上相應に不務內心に邪法を抱き多日を不受不施と可相心得事。

一不受不施之法者何にても檀那寺より申事不受其宗門之祖師本尊之寺用に不受將又他人他宗之志を不受是邪法也人間者天之恩を受て地に施し親之恩を受て子に施し佛恩を僧に施す是正法なり依之可遂吟味事。

一悲田宗切支丹不受不施三宗共に一流也彼の尊む處之本尊者牛頭切支丹頂須佛と云ゆへ丁頭天帝と名乘也此佛を奉賴鏡を見れば佛面と見へ宗門をこゝろへば丈と見ゆ是法鏡也一度此鏡を見る者は深く牛頭切支丹丁頭佛を信仰し日本を魔國と成す雖然宗門吟味之神國故に一通宗門寺に元附今日人に變りし內心不受不施宗門寺に不出入依之可遂吟味事。

一親代々より宗門に元附八宗九宗之內何之宗旨にて茂紛無之共其子如何樣成る勸に寄り心底邪法に組居申茂不知宗門寺より此段可遂吟味事。

一佛法を勸談し講經を成して參詣爲致檀那役を以て夫々寺佛用修理建立勤さすべし邪法邪宗の事一切世間交り一通して內分佛法を破り僧之勸を不用依之可遂吟味事。

一死後死骸に剃刀をあたへ戒名を授け可申候事檀那寺之僧死骸を相改め邪法にて茂無之段儘に合點の上にて引導可致能々可遂吟味事。

一檀那寺を指置外寺之僧を賴弔其檀那寺の住僧を退け申事別て邪宗邪法なり致詮義可遂吟味事。

一先祖之佛事他寺へ持參し法事を勤る事堅禁制然共他國他所にて死去之者は格別之事能々可遂吟味事。

一先祖之佛事行步儘なる者も可致參詣無沙汰に修行申者且又其者之持佛堂江備へもの等能々可遂吟味事。

一天下一統正法紛無之者判形を加へ宗門請合可申候武士は其寺之請帳に證印を加へ差上其外血判難致ものは請人請合を以て證文差出可申事。

一相果る時分葬式一切宗門寺之差圖を受け行可申事。

一天下之敵萬民之怨者切支丹不受不施悲田宗なり馬轉連之者の類族相果候節者寺社役所江相斷り撿者を受て宗門寺の役僧弔ひ可申事役所へ不斷弔申時者其僧之越度能々可遂吟味事將又橫樣に

て無躰なる檀那役其者分限不相應之儀は檀那寺より用捨可有之事信心を以て佛法を尊む事國法を敬ふ者は正法なり。

右十五个條之趣一つ茂於相背者上者梵天帝釋四天大王五道之冥官日本六十餘州大小之諸天善神之可奉蒙御罰也

慶長十八年癸丑五月日　　源　家　康　在判

天下諸寺院請合面々此條相失而者越度也被仰付候能々可被相守者也

〔飾磨郡木場村正福寺所藏文書〕

〔註〕不受不施は日蓮宗の一派にして其僧侶を配流せしも之を信ずるもの尙絕えず後名を悲田宗と改む、世人を誘惑すと認められて耶蘇教と同一の虐待を受けたり。

○改寺一札之事

一、一橋御領知當村何兵衛娘何々歲に罷成候者代々臨濟宗當寺檀那に紛無御座候處此度貴寺檀那何右衛門妻緣附參り申に付改寺願出則任其意令許容候自今以來宗旨之儀に付於當寺何之指搆茂無御座候間貴寺宗帳に加入御支配可被成候爲後證改寺一札仍而如件

年　月　日　　何々寺印

何々院

〔嘉永三戌稔九月上旬曾根延命禪寺諸般記　圓通寺所藏〕

○改寺請取之事

一貴寺檀那其御村何右衛門娘何と申者代々貴寺檀那に相違無御座候所今般當寺檀那當村何之助女房に貰請申に付貴寺御帳面可被成御除檀條然上は向後當寺檀那に加入支配可仕候右者爲後證受取一札仍而如件

年号月日　　何々寺判

何　寺　〔同　前〕

○宗門請合一札

一播州飾東郡八家村與三太夫一向宗無紛當寺旦那に而御座候若吉利支丹宗門と申訴人於有之者搦僧罷出耶蘇宗門に而無之旨急度可申明候爲後日仍而如件

播州餝東郡八家村

天和三年亥の九月二十二日　慶德寺教傳

曾根村

吉右與門殿　〔曾根町役場古文書〕

○

一寛文年中之御條目に宗旨は檀越之意次第と有之候得共御條目は諸國諸宗相極る最初之掟なり只今者年々何宗と致印形御公儀江差出候手形文言に代々何宗に而拙寺旦那に紛無之候と書上候得者先祖之宗旨を堅可相守事歴然也若我儘に離檀改宗於可申者宗旨手形に茂今年は一向宗今年は日蓮宗と年々宗旨取替相認差上候而者却而公儀を諒候哉理不盡に離檀堅不相許候若國替縁付等之類可爲格別事。

一御府内之儀者宗旨思召之様に有之候得共遠國之儀者格別候譬者旦那百人有之處離檀仕我は日蓮宗に歸依候申我は一向宗に歸依候申而段々離檀減少之時者其寺不相立候間向後何方より願出候共離檀之儀者不相許候段相心得可申事

元文五年申三月

寺社奉行　黒田豐前守殿

御勘定奉行　井上河内守殿
　　土岐丹後守殿
　　小出信濃守殿
　　久松大和守殿
　　稻生下野守殿
　　覽　播磨守殿
町御奉行　駒木根肥後守殿
　　大岡越前守殿
　　諏訪美濃守殿

右御列座に而被仰渡候已上

〔飾磨郡木場村正福寺所藏文書〕

○差上申宗門改證文之事

播州印南郡曾根村

一人數九百五十五人　内五百二十五人男　四百三十八人女

此譯

印南郡曾根村

百六十四人　内九十五人男　六十九人女　禪宗　龍澤寺旦那

三十六人　内十九人男　十七人女　禪宗　臨川寺旦那

二十五人　内十三人男　十二人女　禪宗　寶積寺旦那

百八十四人　内百八十四人男　四人女　禪宗　桃源寺旦那

九十九人　内四十八人男　五十一人女　禪宗　興球庵旦那

十八人　内五人男　五人女　禪宗　延命寺旦那

五人　内三人男　二人女　禪宗　多福庵旦那

十五人　内十一人男　四人女　禪宗　周德寺旦那

百三十四人　内七十八人男　五十六人女　淨土眞宗　光照寺旦那

七十三人　内三十六人男　三十七人女　淨土眞宗　傳法寺旦那

百七十四人　内九十三人男　八十一人女　淨土宗　蓮華院旦那

同郡阿彌陀村

十人　内五人男　五人女　淨土宗　地藏院旦那

同郡大塩村

三人　内二人男　一人女　淨土宗　西光寺旦那

同郡中筋村

十八人　内十四人男　四人女　淨土眞宗　願正寺旦那

同郡魚崎新村

四人　内二人男　二人女　淨土眞宗　善行寺旦那

餝東郡御着村

一人　男　天臺宗　延命寺旦那

外に六人　内五人男　一人女　他村より召抱候置人　寺請狀主人方へ取置候

右者拙寺旦那に紛無御座候以上

播州印南郡曾根村

己三月　各寺院連署印

右者前々被仰出候通村中大小百姓宗門人別相改申候處宗門怪敷者一人茂無御座候一年季に召抱候下男下女之儀者寺請手形主人方に取置申候依之一紙證文差上申處仍而如件

播磨國印南郡曾根村

寛延二年己巳三月　莊屋　七兵衛

年寄　吉左衛門

百姓代　清三郎

御役所

第二　切支丹訴人

德川幕府は切支丹教徒を撿擧する爲に懸賞の法を定め人民を誘導して教徒を告訴せしむる制を設け京都長崎に令を出せり、島原亂後寛永十五年を以て全國要地に高札を建つ、之を吉利支丹訴人の制札と云ふ。〔渡邊修二郎著內政外教衝突史〕

天和二年に定めたるもの左の如し。

○　定

きりしたん宗門は累年御制禁たり自然不審なるもの有之者申出つべし御褒美として。

ばてれんの訴人　銀　五百枚
いるまんの訴人　銀　三百枚
立かへり者の訴人　銀　三百枚
同宿幷宗門の訴人　銀　百　枚

右之通可被下たとひ同宿宗門の內たりと雖も申出る品により銀五百枚可被下之　隱し置他より顯はるゝに於ては其所の名主幷に五人組迄一類共可被處罪科者也

天和二年五月　日　奉　行

右之趣從　公儀仰出之訖彌堅可相守者也

御家老

御名前

〔曾根町役場古文書〕

〔註〕『ばてれん』は佛者の和尙。『いるまん』は首座に相當す。

『立かへり者』とは一度棄教し更に復た信徒となりし者を云ひ、『同宿』とは宣教師等の屬類を云ふ。

慶應四年のもの左の如し。

○　定

一きりしたん邪宗門之儀は堅く御制禁たり若不審なるもの有らば其筋の役所に申出べし御ほうび下さるべく事

慶應四年三月　太政官

〔曾根町役場古文書〕

第三　切支丹類族改

切支丹類族とは信徒の眷族及親戚を云ふ。

貞享四年『切支丹類族改』の法を創め、從前切支丹宗門たりしに宗門の者を告訴したる等によりて其罪を赦されたる者なりや否や『ころび』たる後何宗の佛寺檀那たるや否や、切支丹の者を見聞せば速に訴へ出づべき事、其他身上に異動ある毎に屆け出づべき事等各條極めて細密の案文を示し、各地各方より之を徵す、其後教徒跡を絕つに及んで此例自ら廢せり。

〔渡邊修二郎著內政外教衝突史〕

○一札之事

一今度切死丹ころひ其子孫類族之御改有之に付其村次三郎女房親組之儀御吟味候に付念を入致僉儀候處に親惣太夫と申者は當村之住人にて父淨土宗阿彌陀村地藏院檀那母一向宗中筋村元正寺檀那に而御座候勿論先祖より切死丹ころひ人其子孫類族に而も無御座候於に今宗旨疑敷儀毛頭無之候然上は右次三郎女房に付父母並先祖宗門疑敷由申出る者有之者何時茂此判形の者共罷出其明可仕候仍請狀如件

印南郡中筋村親　惣太夫

貞享四年丁卯九月　同村組頭　七郎太夫

大庄屋　十太夫

印南郡曾根町庄屋

吉右衛門殿

年寄中

〔曾根町役場古文書〕

○一札之事

一其村作兵衛女房之母三十年以前までは當村に罷有候へ共彌右門相果候時分より板坂村罷歸り申に付只今之宗門之儀者此方に改不申田野村罷有候內者一向宗姫路餝万口光德寺檀那に紛無御座候爲後日仍而如件

貞享四年卯九月　神西郡田野村

庄屋　太兵衛

印南郡曾根村庄屋

吉右衛門殿

〔曾根町役場古文書〕

○一札之事

一其村孫右衛門女房三十年以前より此方へ罷歸り其より只今に至迄宗旨天台宗にて神西郡板坂村應貂寺之檀那にて御座候此もの寺手形我等取置

申候爲其手形仍而如件

神崎郡板坂村
庄　屋　惣兵衛
組　頭　忠太夫

貞享四年丁卯九月
同郡田野村
太郎兵衛殿

〔曾根町役場古文書〕

第四章　神　道

第一　黒住教

教祖を黒住宗忠とす、世々岡山縣御野郡今村大字上中野にある今村宮の祠官たり、安永の頃父宗繁に繼き其祠官となる。宗忠深く大陽を信じて天照皇大神より天地生々の靈機を授かり遂に日神の大道を覺悟せりとて毎朝天日を拜し陽德の光輝を景仰し快活の陽氣を收收し丹田を充實しかくて諸神を禮拜すべしと教へ大に禁厭を行ひ傳導すること三十七年齡七十一を以て嘉永三年に歿す。

此教は享和年中に主唱し中國に弘通し天保に至りて漸く盛んなり、文久元治の頃より江戸に傳播し總、相、甲、信の諸國に蔓延せり。

安政三年宗忠大明神の神號を賜はる、文久二年洛東神樂岡に其靈を鎭めしが明治九年更に神道黒住教の一派を許され十二年教祖の出現の地に宗忠神社を創立す、之を黒住教の本社とす。

慶應二年其靈に從四位下を授けらる。

〔日本家庭事彙、野崎左文日本名所地誌〕

○黒住教小畑小教會所

明治十五年頃平莊村の內小畑村に創設せり、同二十五年頃には稍盛んに行はれたれども現今は小畑村神木村に三十五名の信徒を有するに過ぎず。

第二　金光教

金光教は教祖金光大神（藤井文次郎明治元年に至り川手大陣と改め後更に金光大陣と改む）安政六年十月二十一日神宣を奉じて開創したる教なり、當時四方より教祖の許に詣て教を受け救ひを求むる信徒は陸續として絕えず又直信の人々も各自布教の結果教勢頓に開けたり、かくて明治十六年教祖歸幽後十八年六月神道本局に屬して神道金光教會を組織す。

教運年々發展し三十六年六月十六日獨立して金光教と稱し本部を教祖出現の靈地岡山縣淺口郡三和村大字大谷に置けり。〔金光教の栞に據る〕

○曾根金光教小教會所

明治廿五年一月曾根村梶野きくなる者金光教を信することを深く私に北の町新地の民家に教會を設置せしが間もなく西の町に移したり、教師魚住正美每月二回來つて布教に從事せしが翌年七月字前濱に教會の新築に着手し數月後功竣りて茲に金光教小教會所を公設したり、後故ありて神理教天地教會に轉屬せり。然るに明治四十四年八月十八日に至りて神戸市兵庫の人一入直吉地方廳の許可を得翌九月中之町現在の地に小教會所を更に新設したり、第一教區神戸市奥平野教會所に屬す。

曾根町及其附近の村々に行はれ信徒壹百餘人を有す。

〔稿本曾根古今記〕

第三　天地教會

天地教會は教祖印南郡的形村の內的形村（出生地は揖保郡上河原村）の人魚住正信の明治二十二年開創したる教なり、同二十七年八月十五日教會本部を姫路市に設置し、大成教に屬せり。

同二十七年八月十五日曾根村字前濱に曾根分教會を設置せしが大正三年四月字御茶屋に移轉せり。

同三十二年十二月更に神理教に轉屬せり。

同三十三年四月二十日本部を現在の的形村の內字磯に移したり。

信徒は的形村、曾根町を主とし伊保崎、高須、平津、船頭、神吉、志方町の各地に散在し、的形村に五百餘人曾根町及其附近に二千餘人の信徒を有せり、信徒總數五千人と稱す。

第四　天理教

一　天理教沿革の大要

天理教は天保九年十月二十六日教祖（中山みき四十一歳の時）の神憑に其起源を發し茲に無形の教會建設せらる、其より二十六年後の元治元年に至り「勤め場所」と稱する小かなる參拜所を大和の地場（今の天

理教本部）に建設せしは有形教會の嚆矢なりとす。而して教祖は一婦人の身を以て辨難攻撃の間に立ち百折不撓以て天理の神教を宣布すること五十年明治二十年舊正月二十六日歸幽せり壽九十。翌二十一年四月二十三日教祖の孫中山新治郎官許を得開教し神道本局天理教會と稱し本部を東京に置けり、同年十月本部を教祖出現の靈地奈良縣山邊郡丹波市町字三嶋に移す、かくて教運年々發展し四十一年十一月二十七日獨立して天理教と稱す。現今信徒三百萬を有すと云ふ。〔天理教典、天理教地場案内、家庭事彙に據る〕

二　天理教の傳播

我印南郡に於ける天理教傳播の經路を考ふるに明治十九年二十年頃既に上莊村の内都染村及曾根村は加古郡所在の教會より、的形村は姫路市所在の教會より傳道に着手し少數ながらも信者を有せり。二十四年飾磨郡所在の教會は別所村に布教を始め爾來加東加西兩郡所在の教會よりも布教を始むる等一市四郡の各教會より派遣せる教師の布教の結果次第に多數の信者を得多くの教會所を設置するに至れり。されば本郡は四圍の郡市に比して天理教の弘布は最も遲かりしと云ふべし。

本郡に於て最も早く布教所の設置せられたるは明治二十八年四月四日設置の平莊村の内上原村の原安布教事務取扱所にして之に次ぐものは二十九年二月十九日設置の上莊村の内都染村の印南布教事務取扱所とす。大正二年末には支教會一、宣教所八、教師二十二名、本郡内に於ける信徒總數三千五百餘人を算するに至り最も隆盛なるものなり。

左に各宣教所の沿革を略記す。

○曾根宣教所

曾根町五百五十八番地の一にあり。

兵神大教會神加支教會（加古郡阿閇村の内二子村にあり）に屬す。

明治二十年頃曾根村に信徒あり、信徒の一人渡海德藏の住宅に談示所を設けて信徒參集所に充て加古川町所在の教會より教師を派遣せり。

同三十二年十二月二十日椴本鐵之助（明石郡の人）當村に來り布教に從事せしが信徒數增加し四十二年八月八日當宣教所を渡海德藏の住宅に設置せり、大正五年五月十八日許可を經て更に現今の所に移轉し民屋を假用せり。〔稿本曾根古今記〕

○加古川支教會

東神吉村の内神吉村にあり。

大坂北大教會青野原分教會（加東郡高岡村にあり）に屬す。

本教會は明治二十九年加古郡加古川町に創設せしが三十三年同郡鳩里村の内友澤村に移し三十四年更に同村の内木村に移したり、三十八年九月二十八日現在の神吉村に移し同村堀熊太郎會長たり。

信徒は志方、東志方の二村及加古郡鳩里村に散在せり。

○原安宣教所

平莊村の内上原村にあり。

兵神大教會社分教會（加東郡社町にあり）に屬す。

明治二十二年十月上原村及加古郡尾上村の内安田村の信者謀りて眞明講を組織し、加東郡市場村の内山田村山田眞明講より出張を請ひ（ママ）旨を拜聽せり、二十八年四月四日原安布教事務取扱所を上原村新田久太郎の住宅に設置せり。

四十二年三月十四日地方廳の許可を得原安宣教所と改稱し權少講義新田久太郎を所長とせり。四十四年一月移轉認可を得四十五年二月十九日新築落成す。

同年三月十三日安田村の信者は別に尾上宣教所を設置し當宣教所との關係を絶てり。

信者は上原村を主とし志方、上莊の兩村に散在し約百餘戸を有す。

○平之莊宣教所

平莊村の内里村字山條にあり。

兵神大教會社分教會（加東郡社町にあり）に屬す。

明治四十年頃加東郡市場村の内山田村にある山神宣教所より布教に着手せり、爾來信徒の增加に從ひ大正三年七月二十一日地方廳の認可を得て里村字上平に宣教所を設置し山神宣教所教師新田喜太郎（平莊村の内上原村の人）を以て所長に選定せり。

同年現在の所に新築移轉せり。
信者は里村を主とし百餘戸を有す。

○印南宣教所

上莊村の内都染村にあり。
兵神大教會加古分教會（加古郡母里村の内蛸草新村にあり）に屬す。
都染眞明講なるものありて明治十九年一月十日加古郡蛸草眞明講より出張を請ひ教旨を拜聽せり、二十九年二月十九日認可を得て都染村荻内廣太郎住宅に加古支教會印南布教事務取扱所を設置し荻内廣太郎を擔任者となせり。
爾來同氏布教の結果四十二年四月九日印南宣教所と改稱す、同四十三年一月同村字南谷に新築移轉せり。
信者は上莊村を主とし、加古郡神野村の内西條村八幡村の内船町村及美囊郡別所村の内中石野村に散在す。

○廣尾宣教所

東志方村の内細工所村八百九十七番にあり。

兵神大教會加東分教會笠原南加支教會（加東郡小野町にあり）に屬す。
加西郡下里村の内三口村稻岡百太郎明治四十三年十月十九日地方廳の許可を得東志方村の内廣尾村の民家に當宣教所を設置せり、大正五年五月三日細工所村に移轉せり。
信者は東志方村の内廣尾村西飯坂村及平莊村の内一本松新村に散在せり。

○志方宣教所

志方村の内志方町にあり。
兵神大教會飾東分教會市川支教會（飾磨郡谷外村の内佐良和村にあり）に屬す。
明治二十六年三月飾磨郡御國野村の内深志野村西村久五郎及同村竹中常吉谷外村の内唐端新村内海由太郎の三人志方町に來り布教に從事せり、其後現所長西村久五郎一人のみ引續き布教せしが漸々信徒を得て明治三十年一月十三日地方廳の許可を得て宣教所を設置せり。三十五年三月現在の宣教所を新築落成せり。

信者は志方、東志方、西志方の各村及飾磨郡御國野村谷外村にありて全數七百餘名、内本郡内に五百餘名を有す。

○播印宣教所

別所村の内別所村にあり。
兵神大教會飾東分教會市川支教會（飾磨郡谷外村の内佐良和村にあり）に屬す。
明治二十四年頃市川支教會より教師を派遣し別所村の内別所村を根據として布教に從事せしめたりしが爾來日を逐ふて信徒の數を增加せり、四十二年十月十四日地方廳の許可を經別所村の内別所村原長十郎の住宅に當宣教所を設置し、市川支教會少講義原長十郎を所長となせり。
信者は別所村附近を主とし阿彌陀、大塩及飾磨郡御國野村にも散在せり。

○晴間宣教所

的形村の内的形村字地にあり。
兵神大教會飾東分教會（姫路市威德寺町にあり）に屬す。
明治二十年春頃飾東郡飾磨町紺谷久平なるもの當村を根據として布教傳道に從事せり、二十四年姫路市威德寺町にある飾東支教會（現今は分教會）の會長となりしも猶引續き當村に出張布教せしが信徒の增加したるを以て四十三年五月十三日地方廳の許可を得松尾千代治の住宅に當宣教所を設置し同氏を所長となせり。

○大塩宣教所

大塩村にあり。
兵神大教會神崎分教會（神崎郡大山村の内吉富村にあり）に屬す。
明治三十二年頃神崎分教會教師藤井八太郎（吉富村の人）を派遣し教義擴張に從事せり、爾來信徒の增加するに至り大正四年一月十一日大塩村二百四十二番地に當宣教所を設置し權少講義藤井八太郎を所長となせり。
信者は大塩村を主とし百三十餘戸を有す。

神道諸教會表　〔大正二年二月調〕

宗派	教會名稱	所在地	創立年月	教會師	信者數	教會特設所	假用所
黒住教	小畑教小會所	平莊村の内小畑村	明治十五年	二	三五ア		
金光教	曾根小教會所	曾根町	同四十四年九月	一	五〇〇人		一
天地教會	天地教會本部	的形村字磯	同二十三年四月	五	二五〇〇	一	
同	同曾根分教會	曾根町	同二十七年八月	一	五二一		
天理教	曾根宣教所	同	同四十二年五月	一	五一二		
同	加古川支教會	東神吉村の内神吉村	同三十八年九月	三	一〇六ア		
同	原安宣教所	平莊村の内上原村	同二十八年四月	五	一三〇人		
同	印南宣教所	上莊村の内都染村	同二十九年二月	七	五八二		
同	廣尾宣教所	東志方村の内廣尾村	同四十三年十月	一	七〇〇		
同	志方宣教所	志方村の内志方町	同三十年一月	一	五五八		
同	播印宣教所	別所村の内別所村	同四十二年十月	一	四二四		
同	晴間宣教所	的形村の内的形村	同四十二年五月	三	一〇〇ア		
同	平之莊宣教所	平莊村の内里村	大正三年七月	一	一三〇		
同	大墟宣教所	大墟村	同四年一月	一	二	一	一

神道諸教會累年表

年度	天理教	天地教	黒住教	金光教	計	明治二十三年	二十七年	二十八年
明治十五年	一	一	一		一	一	一	二
同 二十九年	二	二	一		五	一	二	三
同 三十年	三	二	一		六	一	二	一
同 三十八年	四	二	一		七	一	二	一
同 四十二年	七	二	一		一〇	一	二	一
同 四十三年	八	二	一		一一	一	二	一
同 四十四年	八	二	一		一二	一	二	一
大正三年	九	二	一		一三	一	二	一
大正四年	一〇	二	一		一四	一	二	一

備考　年度の省きたるは増減なきが故なり。

第十篇　民　業

概　說

河あれば沃野生じ沃野あれば人これに集り住む、これ自然の理法なり、我印南郡は加古川、法花谷川、天川の三川蜿蜒として北より南に貫流し、氣候温和にして土壤亦肥沃なり、されば太古より人民多く此處に住み、文化も亦開けたることゝ想像するに難からず、播磨風土記に曰く。

大國里所ニ以號ニ大國一者、百姓之家多居レ此、故曰ニ大國一

この大國里は今の伊保山の北に位置せしものにて古代史の語る所に據ればこの大國里は加古川平野に於ける最大部落なりと然れば人民群居し殖産の道も亦開け、農業の發達せしことも亦疑ふの餘地なし、後世印南は稻實の轉なりといふもこの消息を語るものには非らざるか。

又播磨鑑は播陽事始經歷考を引証して曰く。

揖保郡稻根の稻を始めて此所に植ゑけるに、殊の外よく出來て稻穗しなへて並伏して波の如し、仍て稻波郡といふ、今印南の字に替へたり。

稻の波いく山道をわけ越へて

東はりまに飛びちらしけり。

これによりて考ふるも、既に其比の住民が米種の選擇に意を用ゐたるを知るべし。

播磨風土記又曰く

息長帶日女命、率ニ石作連一來而、求ニ讃伎國羽若石一也自レ彼度賜。(中略)有ニ作石一形如レ屋、長二丈、廣一丈五尺、高亦如レ之、名號曰ニ大石一。

即ち石の寶殿を指したるものにして、今も尚我國に於ける奇蹟として數へらる。亦曰く

益氣里所ニ以號一レ宅者、大帶日子命、造ニ御宅於此村一、故曰ニ宅村一、此里有レ山名曰ニ升形山一、以レ石作ニ升與ニ乎氣一故曰ニ升形山一、有ニ石橋一、傳云、上古之時、此橋至レ天八十人衆上下往來、故曰ニ八十橋一。

益氣里とは今の升田村附近にして、八十橋とは升田山の東側にあり。

又今の池尻村又兵衛池のほとりなる兒ケ窟は、千數百年を經たる今日に於て、石槨に寸分の差なき所より察するも上古既に石作連及び其部曲の民の此の地に住し、精巧なる工作に從事したることを知る。

町村誌生石村に擧げたる如く、此村に神ましまします、大唐の神なり、此神紙を漉き始めける。

又曰く杉原紙は押兒より出づ聖德太子の御妹此所に暫く住み給ひ紙を漉きて里人に敎へ給ふ、播磨杉原の根本なるか、と。

海岸地方に於ける製鹽業は、奈良朝時代既に的形海濱に行はれたることゝ口碑に殘れり。

峰相記に曰く

乾元元年安東平左衛門入道蓮性福泊の島を築く、大石を疊み上げ數百貫の錢財等を盡して二町餘澳へ築出せり、其功室泊兵庫島にも劣らず、富貴商賈の輩多く家を造り、上下往來の船此泊に着く、又大鹽村の元德濱といふは、元德年間に開けたるものなるべく、即ち此邊りは既に鎌倉時代には、住民甚だ多く、鹽業の開けたることを推せらる。

按ずるに我印南の地は、上古景行神功の御代より王化に浴して、文化夙に開け、產業亦大に進みたるものゝ如く、爾來幾變遷年と共に人口益々繁く、田野愈々開け、赤松氏播磨の守護職となるに及び、其一族亦播磨全國に蔓延し、農業其他諸種の民業益々盛大に趨く、中にも米作の進步は最も著しく、又藍は全國唯一の供給地と稱せられ、草棉はこれを機に上せて播州志方木綿の名を博する等古來民業の進步發達を知るに足るもの尠からず。

第一章　農　業

第一　耕地の變遷

天正年間の調查によれば、我印南郡は高三萬四千八十石、寶曆の撰に係る播磨鑑には今の高四萬四千三百三十六石、村數百三十七とあり。

又寬文年中に於ける本郡の村名と一百年後寬延年中に於けるそれとを比較するに、北山新村　長尾新村　地德新村　福居新村　佐土新村　魚崎新村　米田

新村　船頭村　升田新村　長慶村　清水村　宮前新村　原新村　山中新村　成井新村　雜郷新村　西山新村　小畑村　中山新村　一本松新村　陰山新村　寺谷新村　白澤新村の新村起れり、以て此年間に於ける耕地開拓の激增を知るを得べし。

明治維新後に於ける耕地の增加

明治二十五年　田二、九六八町　畑八二〇町

同　三十五年　田三、三七七町　畑七九四町

大正　三　年　田三、六二三町　畑五六三町

此間に於ける耕地の變遷も亦著し、即ち明治二十五年より大正三年に至る二十二个年間に　田六百五十五町を增し　畑二百五十七町を減ず畑の減少は主として畑地を田に變換せしものにて、東神吉村の內出河原村西井の口村に於て最も著しく、其他山林原野の開墾あり、耕地整理の事業も亦與りて特に田地の激增を見るに至る。

○耕地整理

○塩市、島村両村耕地整理

發起認可　明治三十六年九月四日

工事着手　同　十八日

工事完了　大正三年十一月十五日

整理前の反別　田　三〇、六五畝二九步　畑　三七畝五步

整理後の反別　田　三二、五五畝二九步　畑　一六畝一〇步

總經費　地主負擔額　一、九四六円五〇〇　縣農會補助額　二〇〇円〇〇〇

○大塩村耕地整理

發起認可　明治三十八年五月二十六日

工事着手　同　三十九年十月十一日

工事完了　大正元年十二月一日

整理前の反別　田　三二、五五畝六步　畑　四、八八畝一六步

整理後の反別　田　三七、〇七畝六步　畑　八四畝二七步

總經費　地主負擔額　一一、二二六円八七〇　縣農會補助額　一四七円五六〇

○米田、平津、塩市三ヶ村耕地整理

發起認可　明治三十八年六月十六日

工事着手　同　三十九年四月七日

工事完了　同　四十四年十月三十日

整理前の反別　田　二九、一〇畝二五步　畑　二、五三畝八步

整理後の反別　田　三〇、九五畝一二步　畑　一、七五畝一一步

總經費　地主負擔額　二、九五〇円〇〇〇　縣農會補助額　一三八、〇〇〇

○横大路村耕地整理

發起認可　明治三十八年六月二十一日

工事着手　大正元年八月十三日

工事完了　同　十二月二十日

整理前の反別　田　八、三六畝一七步　畑　二畝一八步

整理後の反別　田　八、八九畝七步　宅地　二畝一一步

總經費　地主負擔額　一、三六〇円五八五　縣農會補助額　二二二、二〇〇

○見土呂村耕地整理

發起認可　明治三十九年五月十一日

工事着手　同　九月八日

工事完了　同　四十二年十一月二十日

整理前の反別　田　一二、三五畝一〇步　畑　三、〇四畝九步

整理後の反別　田　一五、七六畝一四步　畑　〇

總經費　地主負擔額　二、一六二円七二〇　縣農會補助額　六〇、〇〇〇

○今市、中島村耕地整理

發起認可　明治三十九年六月二十八日

工事着手　同　十月十日

工事完了　同　四十五年五月二十五日

整理前の反別　田　四五、九〇畝一一步　畑　八、八九畝二五步

整理後の反別　田　四八、一五畝　畑　七、六四畝二四步

總經費　地主負擔額　一、六二〇円〇〇〇　縣農會補助額　二〇〇、〇〇〇

西濱、北脇耕地整理

發起認可　明治四十二年三月二十四日

工事着手　同　五月十二日

工事完了　同　四十三年十一月九日
整理前の反別　田　三五、七八畝一一歩　畑　六九畝一〇歩
整理後の反別　田　三六、七六畝一八歩　畑　二九畝二四歩
総経費　地主負擔額　五、五三二円三一〇　縣農會補助額　三二五、四三〇

第二　地價の變遷

地價は明治九年始めて制定せられしより後明治二十二年及び明治三十二年の兩度に修正を加へられたり

明治九年制定地價
田　三、二八六、四〇畝三歩　二、七五六、一五八円三六九
畑　九八〇、〇九畝一〇歩　三三五、八五〇円八三七

明治二十二年修正地價
田　三、二八八、五三畝一歩　二、三〇六、七二一円二四八
畑　九八一、一〇畝一一歩　二八九、〇七三円三一三

明治三十二年修正地價
田　三、三六三、八三畝　三歩　一、八七三、六五一円〇七三
畑　八五八、〇〇畝一四歩　二一八、五三四円一三〇

右一段歩平均地價

明治　九　年制定　田　八三円八六〇　畑　三四円二六〇
明治二十二年修正　田　七〇、一四〇　畑　二九、四六〇
明治三十二年修正　田　五五、六九〇　畑　二五、四六〇

土地賣買價格は地方により時代により甚だしき懸隔あり、明治維新前後には上田は公租の高きを以て其價格殆んどなく、地方によりては其讓與に酒一升を附して行ふ習慣さへありしと聞けり、然るに維新後は制度の變遷と共に漸次に騰貴し、明治の末年には米價の騰貴につれ益々高價を唱ふるに至れり、左に明治年間の變遷を郡統計により示さん。

明治二十一年田畑賣買一段歩平均價格
田　四拾八圓八拾貳錢
畑　拾貳圓五拾六錢

明治四十二年田畑賣買一段歩平均價格
田　貳百貳拾貳圓
畑　六拾五圓

右田に於ては阿彌陀村の内長尾村の四百圓、畑に於ては同村の内阿彌陀村の百五拾圓を最高とす。

第三　水　利

一三　河　線

既に民業概説に記述せる如く、郡内に加古川、法花山谷川、天川の三河線あり。

加古川は此の河線中最も大にして、源を丹波國氷上郡神樂村に發し上流を佐治川といふ、延長十八里三十二町（縣治一班）、本郡上莊村を横貫し、加古郡界に沿ひ平莊、東神吉の東端を過ぎ米田村の内船頭村に到り、本流は加古郡西南部を貫流して高砂の浦に注ぎ、分流洗川は西南流し米田村に入り、更に分れて伊保村の内中島、今市の兩島を作り、再び合して伊保港に注ぐ、郡内通過里程四里二十五町なり、此間に龜の井、上部、辨財、洗井等の井堰ありて灌漑の便頗大なり。

法花山谷川は源を加西郡下里村の内坂元字法花の山谷に發し、本郡東志方、志方、西神吉、阿彌陀、米田村を過ぎて伊保村の内伊保崎村字龍ヶ鼻に到りて洗川分流に合す、郡内通過里程三里二十九町郡の中部を南北に貫流し數多の小井堰又は溜池を作り灌漑の便亦尠からず。

此川初め東志方村の内畑村より同じく高畑村に至る間川幅僅に二間餘にして大雨毎に氾濫の害尠からざりしが、文政三年岡村の人上野虎山衆と謀り川幅四間に改む、後明治三十六年阿彌陀村の内魚橋村より米田村の内堰市村に至る河身を改修し排水の便を計る、この工費七千九百六拾參圓五拾八錢四厘、内參千九百八拾壹圓七拾九錢貳厘縣費の補助を受け、殘額參千九百八拾壹圓七拾九錢貳厘は關係地主之を負擔す。

天川は源を加西郡加茂村の内西長村に發し、飾磨郡御國野村を經て本郡別所村に入りそれより別所、北濱の境を過ぎ、更に別所村の内北宿村を横貫し再び別所、阿彌陀、伊保と北濱との境を流れ曾根町を過ぎ曾根港に注ぐ、派流松村川は曾根町より分れ伊保村の内梅井村堺を過ぎて海に入る、郡内通過里程幹流二里三町二十間、派流十七町五十八間あり、此間幾多の井堰存在して本郡西部の主要なる灌漑用水となる。

○加古川の氾濫

加古川は往古より時々氾濫して災害を及ぼしたること尠からず、舊記に載する所によれば

長和五年九月二日加古川漲溢し、屋舍多く倒れ溺死人あり。〔印南郡誌〕

嘉祿元年八月加古川堤防決潰し、國包村水田荒地となる。〔日光山常樂寺記錄〕

寛永十九年加古川堤防（今の平莊村の內里村所屬）洪水の爲めに大破し、河中の洲より成立せし中島村全く流失す。〔地誌條目〕

元祿十六年八月十八日加古川氾濫大洪水。〔印南郡誌〕

寛延二年七月朔日大洪水。〔印南郡誌〕

安政四年大洪水。〔印南郡誌〕

慶應元年暴風雨大洪水米田村所屬堤防決潰、同村內に死者五人あり。

明治二十五年七月二十三四兩日大雨あり、上莊村所屬加古川堤防、米田村所屬土橋堤防、伊保村所屬辨財堤防、同權現堤防、同蓼原堤防、並に別所村所屬天川堤防、及び法花山谷川堤防決潰し、その災害全郡に亘り、流失又は倒壞せし家屋七十四戶、大破したる家屋五百八十餘戶、焚出を受けたるもの一萬八百餘人、食料を受けたるもの五千八百餘人あり。〔郡役所書類〕

明治二十九年八月三十日加古川出水、平莊、米田伊保、曾根、阿彌陀、災害甚だしく、焚出米費百八拾八圓各村にて支出罹災民を救助せり、尙ほ引續き暴風水害あり、此災害　天聽に達し御救恤として金九拾壹圓四拾壹錢參厘御下賜ありたり。〔郡役所書類〕

縣訓令第六五九號

印南郡長

本年八月下旬以來縣下暴風洪水ノ爲メ被害不尠　軫惻然ニ被　思召

天皇

皇后兩陛下ヨリ御救恤トシテ金貳千五百圓御下賜相成候ニ付金九拾壹圓四拾壹錢參厘配布候條本年八月三十日以來暴風洪水ノ災ニ罹リタル者ニ就キ其實況ヲ斟酌シ給與方取計ヒ其顚末及給與ヲ受シ者ノ姓名金額等詳細報告スベシ、

但シ給與ノ際ハ普ク

聖旨ノアル所ヲ說示シ人民ヲシテ皇恩ノ優渥ナルコトヲ知ラシメ候樣取計フベシ。

右訓令ス

明治二十九年十月二十八日

兵庫縣知事　周布公平

明治三十年九月二十九日三十日暴風雨、諸川暴溢して堤防の決潰三十五个所、此延長一千五百間、家屋全潰三十、流失五十八、半潰百四十三、破損一千五百九十八、死者五人、田畑の損害擧げて數ふべからず、中にも東神吉村の內出河原村所屬堤防の決潰最も甚だしく世人此の洪水を呼びて出河原切といふ、實に古今未曾有の災害なりき、今現に出河原村及び米田村の內船頭村所屬地內に多數の松林あるは此當時の流入土砂により美田良畴の荒廢せられたるものなり、又一時の焚出を受けたるものは貴賤貧富の差別なく殆ど被害地の全部に渡る、後兵庫縣備荒儲蓄規定により救助を受けたるもの左の如し。

戶數	一、五四三	
人員	六、七四九	
救助米	一三四石二三五	
食料	一、八六六円四三三	
小屋掛料	三六五円〇〇〇	
農具料	一四三、五〇〇	
種穀料	八五、〇〇〇	

當時　勅使の御差遣ありて御救恤金御下賜あり、尙各地方よりの義捐金も尠からず。〔郡役所書類〕

明治四十年七月暴風雨加古川增水し、米田村の內米田新村所屬堤防決潰す。

○加古川河身改修問題

加古川は古來屢々溢水して慘害を極めたりしが、明治二十五年以來災害年々頻發し同三十年には前古未曾有の大慘害をなすに至りたれば、沿川町村中これが改修を唱導するもの多く、遂に郡內上莊、平莊、東神吉、西神吉、阿彌陀、曾根、伊保、米田の八个町村及び加古郡加古川町外八个町村同盟して、加古川河身改修期成同盟會を組織し、加古郡選出縣會議員大村淸七を會長に本郡選出縣會議員長谷川直吉を副會長とし、伊藤長次郎多木粂次郎等加印兩郡有志を推して名譽幹事となし、松本增吉喜多喜八郎香川久太郎等幹事に、同盟各町村長を評議員とし、事務所を加

古川町に置きて各方面の運動に着手す。

明治三十四年本縣知事は縣費貳萬餘圓を三个年に渉り支出し、河身の調査を行ひ臺帳を完了せしが、三十七八年戰役に會し經費節減の爲め其儘となれり。

明治四十年七月水害あり、益々改修の必要を認め、縣知事をはじめ內務大臣に請願書を提出し、縣下選出代議士を名譽顧問に推し、更に陳情書を帝國治水會長及幹事に提出して治水會員佐々木代議士の實地踏査を乞ひたり。

明治四十二年二月幹事松本增吉伊藤萬次郎入江光藏等上京、伊藤貴族院議員多木衆議院議員の斡旋により貴衆兩院及內務大臣に請願書を提出す。

同年三月幹事入江光藏長谷川新藏再び上京、在京代議士を介して貴衆兩院に請願して採擇せらる。

同年十二月通常縣會に於て加古川河身臺帳調査費五萬千九百七拾六圓を三个年繼續支出の件を議決し、翌四十四年より調査實施大正二年完了す。

明治四十四年九月內務省告示第六十六號にて河川法實施せらる。

大正三年十二月十四日伊藤代議士を介して至急改修の請願を貴衆兩院議長に提出す。

大正四年六月四日副會長松本增吉伊藤萬次郎上京、多木代議士を介して同樣の請願をなす。

請願書

臣職等僭妄ノ罪ヲ憚ラズ尊嚴ヲ冒瀆シ敢テ被害人民ヲ代表シ衆議院議長長谷塲純孝閣下ニ請願ス、我縣下加古川河川ノ屢々水害ニ罹リ爲メニ慘然タル悲境ニ沈倫セル事ハ曾ニ一再ニシテ止ラズ、三十年來ノ苦悶今ヤ等閑視スルニ忍ビズ、茲ニ其情ヲ陳ラ救濟ノ方法ヲ賜ランコトヲ奉請願候。

抑該加古川河川ノ流域タル延長四十里、源ヲ京都愛宕山ニ發シ、縣下氷上、多可、加東、加古、印南ノ五郡ヲ經テ末流加古印南ニ至リ岐レテ二派トナリ本流ハ高砂港ニ支流ハ印南郡伊保港ニ注グ、水量ハ平時舟筏ノ使用水灌漑ノ利其域上流ニ達セズトモ大ニ利用ニ足ル然リト雖モ、悲哉比年上流ノ土砂ハ下流ニ流沒シ漸次河床ヲ積嵩シ今ヤ殆ド其極ニ至レリ、古老ノ言ヲ聞クニ往年ハ家居座シテ舟運ノ莚帆僅ニ其上端ヲ見ルニ過キザリシモノ今同シク座シテ能ク全帆ノ半ヲ見ルヲ得ト、宜ナリ、

河床ノ埋沒セルコト古老ノ言ノ如シ、況ンヤ往年ニ比シ埋沒ノ証左各所ニ歷然タルモノ在ルニ於テヲヤ、故ニ尠少ノ霖雨モ忽チ漲溢トナリ決潰トナル、是或ハ遠近水源ノ山嶽等一時濫伐ノ餘因ニヨルナル可シト雖モ、抑亦河川末流ノ屈曲ト其幅員宜シキヲ得ザルニ依ルナル可シト信ズ、既ニ去明治二十五年ヨリ昨四十一年ニ至ルノ間大ナル水害ニ遭フコト四回、其餘小害ニ至テハ殆ド枚擧ニ暇アラズ、就中去ル明治三十年ノ水害ノ如キ慘ノ最モ慘タルモノニシテ祖先傳來ノ田畑家屋ヲ流失シ漸ク身ヲ以テ免カル、モノ沿川決スル所比々皆然リ、況ンヤ其氾濫數十个町村ニ渉リ家屋ノ亂壞、田畑ノ流亡財物ノ浸害、生產物ノ耗盡其慘狀實ニ筆紙ノ盡ス所ニ非ズ、爾來沿川ノ人民ハ水害ヲ懼ルヽコト閻王招魂ノ使モ啻ナラズ、一時ノ雷雨モ旱既ニ河水ノ如何ヲ杞憂シ旱天雨ヲ欲スルモ亦其多カラサランコトヲ希フニ至ル、以テ其恐懼ノ狀ヲ知ルニ足ル可シ、然ルニ水害每ニハ多大ノ縣費ヲ投シテ堤防ノ復舊橋梁ノ修繕縣當局ノ盡瘁至ラサル所ナシト雖モ、是只彌縫ノ策ニシテ永久ノ安全ヲ期スベカラズ、隨テ決スレバ隨テ繕ヒ殆ンド底止スルヲ所ヲ知ラズ、年々歲々川床ノ埋沒ト堤防ノ嵩置キトハ兩々相併シテ幾年ノ後終ニ屋上河水ヲ頂クノ奇觀ヲ呈スルニ至ラン、豈危險ナラズヤ、是夙ニ囂々河川ノ改修ヲ唱導シ屢々縣知事ニ請願シ百年ノ長計ヲ謀ル所以也、知事亦見ル所アリ既ニ或ル部分ノ實地測量其他調査スル所アルモノヽ如シ、然レモ事重且大ニシテ到底縣費ノ支フル所ニ非ズ、必ズヤ河川法ノ力ニ依ルニ非ラザレバ到底此危難ヲ塗炭ノ裡ニ救ヒ百年ノ長計ヲ保ツヲ得ズ、要之ニ河川ノ改修ハ斯ル每次ニ慘害ヲ除却スルト同時ニ國家ノ生產ヲ保護シ人民ヲシテ其途ニ安シテ孜々其業ニ努力セシメンコトヲ希フニアリ、之ヲ彼ノ彌縫策ニ比スレバ國家ノ損耗果シテ如何、今ヤ河川法ニ依リテ改修セラレシモノ又ハ改修ノ列ニ加ハルモノヲ見ルニ利根川ノ如ヤ信濃川ノ如キ凡ソ天下ノ大川ヲ以テ稱スルモノヲキヽ居ルト雖モ、或ハ又小流ニシテ其列ニ入ルモノ無キニ非ズ、是其被害ノ程度ニ依ルモノニシテ流域ノ長短ニ由ルモノニ非ラザレバナリ、我加古川

ノ如キ流域其他彼天下ノ大川ニ及バズト雖モ上來陳ル如ク其害最モ甚シク人民ノ苦惱如何ゾ忽諸ニ附ス可ケンヤ、假ニ復舊工事ハ縣費ヲ以テ支ヘントスルモ毎次田畑ノ流亡生産物ノ損耗其國家ヲ損スルコト敢テ喋々ノ辨ヲ要セズ、凡ソ天下國家ヲ治ムルニ治水ノ一大要素ナルコト今更贅言ヲ須ヒズ、賢明ナル閣下夙ニ知諒セラル、所也、仰ギ希クバ閣下關係人民ノ苦衷ヲ知諒セラレ該加古川河川ヲシテ河川法ニ依リ相當ノ改修ヲ施行シ幾萬ノ蒼生ヲシテ宿積ノ憂苦ヲ去リテ百年ノ長計ニ安堵セシメラレン事ヲ連署ヲ以テ謹テ奉請願候恐惶頓首

明治四十二年一月　日

兵庫縣加古郡

加古川町長　伊藤萬次郎
氷丘村長　吉田喜代松
神野村長　大西玉之輔
八幡村長　末澤豊太郎
鳩里村長　松本吉次
尾上村長　増田新藏
別府村長　朝藤奈良吉
高砂町長　八木虔介
荒井村長　藤谷英

同　印南郡

米田村長　松本増吉
東神吉村長　神吉龜太郎
平莊村長　瀧眞二
上莊村長　香川久太郎
伊保村長　入江光藏
曾根村長　伊藤政太郎
阿彌陀村長　富士原元太郎
西神吉助役　山畑貞藏

衆議院議長長谷塲純孝殿

二　井堰

上部井堰　はその井口平莊村の内里村字上部にあり、灌漑組合村及びその分擔石高左の如し。

神吉莊　二千石
神吉村　一千二百石　中西村　百八十六石
砂部村　三百四十七石　大國村　二百六十七石
平津莊　四千石
平津村　七百五十石　西井口村　七百五十石
岸村　五百石　神爪村　五百石
島村　五百石　米田村　六百六十七石
塩市村　三百卅三石

伊保庄　四千石
伊保崎村　一千一百石　中筋村　一千石
曾根村　一千三百石　南池村　三百石
北池村　三百石

即ち三莊十六个町村七百三十餘町歩に亘る、郡内最大の灌漑用水なり。

然るに舊記の據るべきものなきを以て創始の時代及び古き沿革等は詳しく知る能はざれども按ずるに往古神吉の莊はその用水を今の上莊村の内井の口村に堰所を設け、平莊村の内山角村の前より里村に至りこゝに樋門を作りて之を莊内に導き、平津の莊は天正年間升田川字向川を掘分け、此所より莊内井の口、六本松、平津、高畑、島、神爪、岸の七个村に用水を引き、後慶長年間に伊保の莊を合し、延寶の頃上部井堰を設け　神吉の莊、平津の莊、伊保の莊三莊合併の井堰となりしものゝ如し。

明治十三年西井の口村伊藤総七井庄屋の時、井堰及水路の圖面を造る、其記に曰く

元來井堰なるもの升田村字向川なる所を掘分け用水を引取する也確然たり、而して其權輿の年歴原由等之を詳にせずと雖も、僅に憑據すべきものあり、爰に井の口村は昔時古田と稱へしが、井堰創業以來井の口村と改稱す。即ち井の口村に柵堡あり、當時の領主を伊藤小八郎と云ふ、其弟小七郎なる者其井堰創企以來用水奉行たり、依つて井庄屋と名づく、是正に天正年中に係る、是其權輿ならんか、當村升田井堰掛りの編組たる纔に七个村未だ衆多ならず、後慶長五年(池田三左衛門輝政姫路城主の時)伊保莊五个村井堰掛に編入す、抑も五个村なるもの以前より『あさがら池』と名づくる池水を以て田歩を養漑する即池掛なるもの也、然るに用水路の便を計り該地を塡塞し始めて井堰掛となす、萬治元年(榊原式部大輔政房領主の時)木造樋門を創設す、後延寶年間(松平大和守直矩領主の時)米田塩市の両村平津莊に編加す、從來此両村なるものは砂部村字向川なる處を以て用水の源

となせしが。川瀬變化に依りて伊保莊溝渠の側に小樋を設め新に溝渠を開鑿して莊内に編入す。繼で向川々瀬の變化して水利の不便なるを以て都染組里村の内上部なる處に堰所を創草す願ふに上部井なる者元來神吉一莊而已の堰所なりしが、平津、伊保の兩莊之に合併し水路を廣濶して下流池尻村前に於て派脉の分離したるものなり、元祿年中（本多政武領主の時）升田樋門を石造とす、後天明年中（酒井雅樂守領主の時）上部水樋を石造とし兩樋共に當今依然として存するものなり。

其後樋門改築等ありしならんも詳ならず、明治三十八年水害によりて上部樋門破壞す、依りて『セメント』『コンクリト』を用ゐ現狀の通り改築せり。

●●●●辨財井堰　は伊保村の内中島村字辨財にあり、中島、今市の田地六十餘町を灌漑す。

由來記に曰く（中島村中井樑吉氏所藏）

中島、今市村の水田用水は加古川の流水を引用し來る、往古同川の支流は印南郡升田村の下手より分れ、今の出河原村船頭村の北を流る、此の支流より用水を取り來りたりしが、明曆年中川床次第に埋りしを以て、時の領主より瀬遣仰付られ、之を埋立て其流は本流に合し出河原村船頭村は今の如く北に見るに至れり。依て中島今市の用水は船頭村南下四社の宮地先より分岐せる流を以てし、明治維新までは其分岐点の流を充分ならしむるの條件の許巾四間長百間の掘浚を繼續し來りしが、維新後此事次第に止み其支流先辨財竝附近より今の如く引用するに至れり。

尚寶曆年中に於ける同井堰及四个井堰の川口の掘浚等に關する上への訴狀等中井樑吉氏所藏の舊記に殘れり。

●●●洗川井堰　は伊保村の内今市に在り、梅井、伊保崎の田地八十二町餘歩の灌漑用水なり、此井堰は明治　初年水田用水の欠乏せし時、梅井村附近河水の滿潮時と今市村住吉神社附近の辨財井堰排水溝の水高とを撿せしに、滿潮時に於ても尚ほよく排水せるを以て、山本善吉なるもの之が測量に從事し其水路を開くに至れり、後明治三十九年今市、中島の地耕地整理を行ひてより兩島の排水散逸し用水次第に減少せしかば。大正元年の旱天に際し、初めて伊保小學校前を堰止め河原に溝渠を設け之より用水を補ふことゝせり。

●●●金時井堰　は伊保村の内伊保崎字龍ヶ鼻にあり、上部井堰の殘水を受けて伊保崎、梅井の地八十餘町歩を養ふ、文化天保年間伊保崎村の人金時宗五郎中村五郎右衛門二人の開鑿せしものなり。

●●●龜の井堰　は美嚢郡正法寺村にあり、灌漑反別八十五町餘上莊村の内國包、都染の二个村と加古郡宗佐、下村、船町村の用水なり、文化十一年上莊村の内國包村の人畑應親の開鑿せしものなり。

●●●四个井堰　は米田村の内米田新村にあり、米田新村古新村の地二十三町餘並に加古郡小松原、荒井、高砂の灌漑用水なり。

○著名の井堰

名稱	所在	灌漑反別	關係村落
両天神井堰	東志方村字畑	一三町〇	法花谷川畑
中井堰	同村字	一〇、〇	東中
法花谷川井堰	東中志方村字	三、〇	同
草淵井堰	飾磨郡深志野村	六〇、〇	天川佐土
御着井堰	飾磨郡御着村	一〇、〇	同別所
春日井堰	北濱村字西濱	一七、〇	同別所
四个村井堰	別所村字別所	二六、〇	別所、北宿小林
牛谷井堰	北濱村字牛谷	三〇、〇	同牛谷

○反別一町以上灌漑井堰

名稱	所在	灌漑反別	關係村落
○平莊村			
此下井堰	西山村	三町〇	志方谷川
谷川井堰	同	二、五	西山村
深田井堰	同	二、〇	同
志方谷川井堰	一本松新村	五、六	小畑、一本松新村
○東志方村			
西田井堰	細工所村	三、七	細工所村
上坂井堰	大澤村	三、〇	大澤村

○平莊村

名稱	所在地	面積 町歩	灌漑反別 町歩	關係部落
二つ池	山角	四二、〇九	四、〇〇、〇〇	山角
二つ池	山角	四九、〇四		
長池	里	一、五六、二三	一七、〇〇、〇〇	里
中池	里	二、〇〇、〇七		
皿池	里	九四、一八		
山田池	同	一、一四、〇五	二、五〇、〇〇	同
升田池	池尻	六、三六、一〇		東神吉村の内升田池尻
辨天池	同	九、六一、〇三		
西の池	西山	一、三三、〇九	七、〇〇、〇〇	西山
新池	小畑	三七、一六	九、七〇、〇〇	小畑
新池	小畑	一、二七、二七		
小塩池	同	二、九七、二二	一八、〇〇、〇〇	同
赤坂池	同	四四、一五	九、〇〇、〇〇	同
水無池	同	二五、一五		
赤坂池	同	一、一八、一九		
中の池	一本松新	二、五二、二四	一六、〇〇、〇〇	一本松新小畑
北池	神木	三〇、〇四	一、〇〇、〇〇	神木
新池	上原	五五、二三	二、〇〇、〇〇	上原
泉池	同	五、〇三、一七		上原、神木、小畑、西山、里養老、山角
草谷池	中山新	二九、二六	二、五〇、〇〇	中山新
口新池	磐	七四、〇一	八、〇〇、〇〇	磐
新池	同	八四、一一		
東池	同	一、一八、二九	六、五八、〇〇	同
茨池	同	七〇、〇〇	五、〇〇、〇〇	同
三郡池	中山新	九一、〇一	二二、六六、二二	中山新、上原
長池	中山新	三、五一、二〇		

○上莊村

名稱	所在地	面積 町歩	灌漑反別 町歩	關係部落
岩谷池	井の口	一、四二、二九	四、二一、二六	井の口
上條上池	同	六八、一二	一、四二、二九	同
井坂西池	同	六三、二二	二、三九、二三	同
湯屋谷池	同	一、一六、〇〇	五、六二、〇九	同
灰池	同	三、三四、二九	一七、四〇、〇〇	同
山の谷池	同	三、三七、〇〇	一八、六九、二一	井の口、國包
廣澤大谷池	白澤	八四、一六	四、七三、一二	白澤
新山池	同	七九、一〇	一、八二、〇六	同
前谷池	同	九〇、二五	四、〇六、二二	同
下池	見土呂	一、九六、〇九	五三、一七、二二	見土呂、都染、國包、井の口
中池	見土呂	四、〇四、二二		
道池	見土呂	三、九四、〇〇		
寺所池	見土呂	一、五九、〇〇		
下池	藥栗	四、五八、一〇	一九、九四、〇〇	藥栗
日中山	藥栗	四、三九、一七		
西池	藥栗			
中池	同	二、三〇、二八	一六、六〇、〇〇	小野藥栗
中池	小野	七九、二二	二九、六一、〇〇	小野山角
ムバヅカ池	小野	八九、一二		
長池	小野	五、五六、二〇		

○東志方村

名稱	所在地	面積 町歩	灌漑反別 町歩	關係部落
惣右衛門池	野尻新田	五四、一三	一、〇八、〇八	野尻新田
深志野池	細工所	一、一三、二三	一三、二九、〇五	細工所
蕪ヶ池	大澤	一、六四、一一	二二、九九、〇六	大澤
新池	大澤	二、七七、二七		
長池	同	一、四五、二八	九、一五、二一	同
駒ヶ池	同	七五、二五		
皿池	行常	一、一三、一三	八、〇二、〇八	行常
菖蒲池	行常	四、〇六、二二	五四、〇八、二八	行常、東中、東飯坂、大宗
池寺池	東飯坂	一、二六、〇四	五一、〇五、一〇	東飯坂、畑、行常、東中大宗
野深池	畑	二、一四、二一	二九、四〇、二六	畑
六万池	同	六六、一七	二九、四〇、二六	同
七つ谷池	同	二、四九、二七	五四、〇八、二八	行常、大宗、中村、東飯坂
野田池	同	二、六一、二六	二四、〇六、〇二	岡、高畑、廣尾
上の池	廣尾	二、八一、〇五	一六、二一、〇〇	廣尾
奥の池	廣尾	一、七〇、二七		
德池	同	六三、一六	一、〇一、一六	同
長池	同	二、八四、〇四	一四、〇二、〇六	同
佐々池	同	八五、二八	五、八〇、二六	同
峠池	野尻新田	六〇、一七	一、四八、一五	野尻新田
奥の池	同	四、二四、二八	一七、七五、二七	同

○志方村

名稱	所在地	面積 町歩	灌漑反別 町歩	關係部落
皿池	志方町	六〇、二七	九、七〇、一四	志方町、横大路

新所池	志方町	五三、一〇	二、四四、一一
二子池	上富木	五、六一、二五	六四、五九、〇四
峠池	同	五三、〇一	二、九六、〇九
畑谷池	投松	三、七〇、一一	
奥の池	同	六、〇一、七一	一、三〇、二一
峠池	同	七七、二三	二、六九、一〇
新池	西中村	一、七六、一三	一六、七七、一八
上の池	西飯坂	二、九九、〇三	五三、八二、〇五
中の池	西中村	二、六四、二三	

志方町	志方町上富木、横大路	永室	三、〇五、一三
富木	投松、上富木	皿池	一、〇三、〇四
投松	同	辻堂池	一、六四、二三
西中、西飯坂志方	同	片山池	七二、一四
西飯坂西中村	同	犬立池	一、二一、〇八
		奥の上池	六、八六、一三
		奥の池	九〇、〇二
		堂ケ谷池	九九、二六
		焼山池	六三、〇一
		牛谷上池	一、四五、一二
		牛谷中池	一九、二三
		牛谷下池	六七、一四
		入住池下原	五九、三二

○西志方村

岡の池	下原	一、〇一、二六	四、九六、一六
山の池	同	五四、一九	六、〇三、〇七
新池	西山新	八三、二七	五、〇三、二一
長池	西山新	五一、一五	二、一六、二一
峠の池	横大路	二、七二、一二	一五、七八、二六
大山池	同	四五、〇〇	一、六〇、〇五

下原	志方町	蓮池	三二、一九、一四
成井	西山新	皿池	一、〇三、〇四
西山	横大路	辻堂池	一、六四、二三
同	同	片山池	七二、一四
西山	横大路	犬立池	一、二一、〇八
横大路	同	奥の上池	六、八六、一三
		奥の池	九〇、〇二
		堂ケ谷池	九九、二六
		焼山池	六三、〇一
		牛谷上池	一、四五、一二
		牛谷中池	一九、二三
		牛谷下池	六七、一四
		入住池下原	五九、三二

○東神吉村

皿池	天下原	二、六四、一八	四、〇三、〇五
北の池	升田	三、四四、二七	一三、七六、〇〇

○西神吉村

カモメ池	鼎	一、六三、一三	四、二〇、〇〇
蓮池	同	二、八〇、二九	一四、五〇、〇〇
盆の池	宮前	五五、一八	一、五〇、〇〇

永室	下原、西牧	三二、一九、一四	
皿池	西牧	一、〇三、〇四	
辻堂池	永室西牧	一七、三一、〇七	
片山池	西牧、永室、下原	七二、一四	
犬立池	同	一、二一、〇八	
奥の上池	同	六、八六、一三	
奥の池	西牧	九〇、〇二	
堂ケ谷池	山中新	九九、二六	
焼山池	同	六三、〇一	
牛谷上池	同	一、四五、一二	
牛谷中池	同	一九、二三	
牛谷下池	同	六七、一四	
入住池下原		五九、三二	

天下原	永室、下原	二、六四、一八	四、〇三、〇五
升田	永室、下原	三、四四、二七	一三、七六、〇〇

鼎	永室、下原	一、六三、一三	四、二〇、〇〇
同	永室、下原	二、八〇、二九	一四、五〇、〇〇
同	永室、下原	五五、一八	一、五〇、〇〇

新櫃池	西村、大國、鼎	五、〇九、〇三	四二、九〇、〇〇
北下の池	辻	一、二九、二〇	一〇、〇〇、〇〇

○阿彌陀村

竿池	阿彌陀	七、八九、二三	五八、一〇、〇〇
弟池	同	四、一三、一三	一八、〇〇、〇〇
今池	同	三、四〇、〇八	九、五〇、〇〇
新池	同	三、九四、〇八	二六、七〇、〇〇
ソオケ池	同	二、八〇、一五	一三、五〇、〇〇
一の池	同	一、四五、二一	三、五〇、〇〇
大日池	同	二、四五、一九	八、二〇、〇〇
古瀬池	同	一三、〇六	一、八〇、〇〇
鴻の池	魚橋	七九、一三	六、九〇、〇〇
西池	生石		七、二〇、〇〇
大池	長尾新	三九、〇八	八、二〇、〇〇
三日月池	北山新	三二、一三	三、二〇、〇〇
皿池	南池	一八、〇五	一、二〇、〇〇
新池	同		四、九〇、〇〇

○別所村

新地	佐土新	一、六二、二六	一〇、〇〇、〇〇
中池	同	一、六五、〇五	八、〇〇、〇〇
二字淵池	同	八一、一五	五、〇〇、〇〇
上三德池	同	一、二四、〇五	一五、六〇、〇〇
下三德池	同	九一、〇〇	
横池	北宿	三、五三、二九	
貝殼池	同	一、六五、〇〇	
坊の池	同	四七、〇〇	
瀬戸池	同	八七、二四	五九、六〇、〇〇
大塩池	同	三五、〇〇	
今池	同	一、三五、〇〇	
大池	同	一、二一〇、二〇	
新池	別所	四、八六、一五	
中池	同	二、九九、〇四	六五、〇〇、〇〇
今池	同	七九、〇〇	
皿池	同	一、六八、二五	
宮の池	同	一、一六、一五	三、五六、〇〇
大池	小林	八二、二七	三、八八、一〇

○的形村

分池	的形、大塩、北濱	一、〇四、一八	四、〇〇、〇〇
的形	的形	四〇、二五	四、〇〇、〇〇
青池	同		

皿池的形	一四、二八〉	九、〇〇、〇〇	的形	
辨天池同	五六、二六〉			
六郎兵衛	五、二九	一、一〇、〇〇	同	
池同	一四、〇〇	一、三五、二一	同	
新池同	二一、一〇	三、八五、一七	同	
下坂池同	一三、一〇	一、七一、三五	同	
菖蒲谷池同	三五、三三	三、七〇、〇〇	同	
奥谷池同	一三、〇三	一、三〇、〇〇	同	
薙新池同	一三、〇〇	一、〇〇、〇〇	同	
蓮池同	一三、〇〇	一、三〇、〇〇	同	
長持池同	一〇、一八	一、三〇、〇〇	同	
永谷池同	一九、二七	二、七〇、〇〇	同	
櫻池同	三四、一九	四、〇〇、〇〇	同	
山田池同	一三、〇四	一、三〇、〇〇	同	
貝谷池同	七、一〇	一、一〇、〇〇	同	
今木池同		一、〇〇、〇〇	同	
藤井池同	一五、二六	一、〇〇、〇〇	同	

○北濱村

寺下池	北脇	七四、〇六	一〇、〇〇、〇〇	北脇大塩
柴切池	同	一、九八、〇一	一三、〇〇、〇〇	北脇
池の内池	同	九三、二五	四、六〇、〇〇	北脇西濱
上の池	北脇	一三、〇〇、〇〇	北脇、西濱、的形	
清水池	西濱	一五、〇四	一、〇〇、〇〇	西濱
大歳池	同	六二、一三	八、〇〇、〇〇	同
春日池	同	四〇、二七	八、〇〇、〇〇	同

○大塩村

大池	大塩	一、五五、一七	八、〇〇、〇〇	大塩
穴口池	同	三、〇九、二一	一三、〇〇、〇〇	同
イヤケ谷池	同	八七、一九	一三、〇〇、〇〇	同
大乘寺池	同	三二、一四	七、〇〇、〇〇	同

○伊保村

龍門上の池		三三、三〇〉		
龍門下の池	伊保崎	一一、一〇〉	一、三〇、〇〇	伊保崎

四　機械應用

○出河原用水組合

東神吉村の出河原は古來畑地多く棉の生産地として有名なりしが、明治十七八年頃より外國棉花の輸入に壓倒せられ、漸次其の栽培衰頽し「カヘ田」と稱して稻作を行ふに至れり、然れども僅かに井戸を設けて此より汲み入るゝ外他に用水の道なく殊に地質は概ね砂土にして汲水甚だしく、早苗植付後は毎日朝夕の二回灌漑を要し其苦勞實に尋常ならざるなり、こゝに於て村總代大久保眞二郎率先して用水新設のことを企劃し、同村久保德三郎、十倉碩太郎、山脇久三郎、山脇定次郎及び伊保村の內今市村伊藤家支配人船津吉太郎と共に發企者となり、出河原用水組合を設け蒸汽機關を應用し灌漑をなすに至れり、之れ本郡に於て灌漑用水に蒸汽機關應用の嚆矢とす、今左に概要を摘記せん。

一組合創設　明治三十九年十二月
一機械運轉開始　同　四十年六月
一創立費　五千百六拾圓
一灌漑反別　十五町七反
一据付喞筒　セントヒユーガル喞筒（口徑八吋）
一原動機　蒸汽機關（橫置複式聯成冷機、公稱馬力六、四）
一井戸　縱六間橫四間、深さ地面より三間
一建物坪數　十七坪半
一作業人員　火夫二名　其他三名
一石炭消費高　一晝夜二千六百斤
一運轉期間　九十日
一壹ヶ年經費　約壹千圓
一右壹反步割　約六圓五拾錢

○組合申合規約

第一條　本組合に左の役員を置く。
委員長　一名　委員　三名

第二條　役員は組合員の互選とし任期を二个年とす。

第三條　委員長は本組合に關する一切の事務を總理す。

第四條　委員は委員長を補佐し組合の事務を執るものとす。

第五條　本組合事務整理及會計に關しては委員長委員は連帶を以て責任を負ふべきものとす。

第六條　役員には左額の報酬を給するものとす。
委員長　年額一人貳拾圓
委員　年額一人五圓

第四　作　物

一　米　作

種子撰擇法の沿革現狀　從來農家の行ひ來りたる方法は區々にして一定せるものなきが如く、篤農家或は老農家は雄穗雌穗を區別し或穗先き三分を良として採種せしも、普通一般の農家に行はるゝものは唯毛上の良否虫害の有無等によりて撰擇採種するに止まりしが、明治二十五六年の頃より農事改良の聲所々に起り、種子撰擇の如きは最も盛に唱導せられ爲に一部熱心家によりて穗擇といふこと行はれ漸く各種類の特性を維持し來りしが、其後大に衰退して終には各種類の特性をも失はんとするに至れり、こゝに於て明治三十五年郡農會にて稻種子交換補助費を置き原産地の種子輸入に勉めたる結果、多少面目を新にしたるものありしも、其後又々衰退するの傾向となりたれば、明治四十一年郡農會直營事業として東神吉村の内天下原村に二反歩、上莊村の内見土呂村に三反歩の採種田を設置し、原種子を一般農家に分配することゝなり四十三年迄三个年間繼續せり明治四十五年郡農會は更に採種田に代ふるに扱穗品評會なることを實施したり、この方法は從來の扱穗とは異り、種類の特性を具備する稻の根元より莖と共に刈取り、其內の良種を以て原種子とし次年三年と改良を行ふなり。

撰種法の沿革現狀　撰種は古くより水撰又唐箕撰を行ひ來りたるもの〻如く、元祿年間の著書百姓傳記に曰く

> 種粳を寒の水にて洗ひつゝ、輕きは去りて重きこそよきとあり、然れども一般農家は甚だ無頓着なりしが、明治二十六年農商務省技手小野孫三郎縣下十六郡を巡遊して鹽水及膽汁撰を紹介せしより、爾來專ら之れが普及を計りたれば、現今にては殆んど一般に實行せらるゝに至れり。

浸種の沿革現狀　浸種は古來より池沼、大桶、井戸等に於て行はれ日數は短きは二十日間、長きは六十日間に亘るものありしが、明治二十一年九州の老農林遠里の寒水浸を傳ふるに至り、冬季極寒の中より種子を浸水するものあり、一層浸種長時に亘り爲めに種子を浸水するもの多かりしが、其後幾多の試驗成績によりて浸種は其の發芽に要する水分を吸收せしむるを以て足れりとし、盛に短時間浸水のことを奬勵せられたるも、容易に改むるに至らざりしが、明治四十年共同苗代實施せらるゝに至り漸次改良せられて現今にては全郡擧つて浸種日數を七日乃至十日となすに至れり。

苗代の沿革現狀　苗代は從來の習慣として農家各戸の經營に係り、坪に一升以上二升の多量の種子を平播とて、苗代田一面に播種し。雜草の扱取り病虫害の豫防驅除等一切注意せられざりしが、明治二十九年縣訓令を以て幅四尺の短冊形に播種することゝなり明治三十五年再び縣訓令により米麥作改良十大目實施せらるゝに至る。

十大目

一稻の種類を減少せしむること　二共同苗代
三撰種法　四播種量　五浸水日數　六挿秧法
七病虫害豫防驅除法　八肥料成分の配合
九乾燥並に調製法　一〇綠肥栽培

右發布の結果苗代の改良せらるゝ所尠からざりしが明治四十年縣令を以て共同苗代設置規則發布となり從來の個人經營は共同經營に移り各種の改良實施せらるゝに至りたりしが、一般農家の苦情多く明治四十三年この規則一部改正せられしより漸次共同は集合の形に變じたれども、これが爲めに苗代の改良せられたること甚だ大なり。

挿秧法の沿革現狀　俗俚に『粗植田で米とれ細植田で藁とれ』とありて、挿秧は古來甚だ亂雜なりしが、明治十四五年頃より郡內一部に正條植の實施せらるあり、明治二十六年頃には更に之れが普及を見るに至りしが、北濱、的形、別所等は尙ほ舊慣の橫植のみなりき、明治三十五年縣の十大項目の出するに及び共に北濱村は全部正條植に改良せられ別所村の一部（北宿佐土）及的形村は其後久しく改良せられざりしが、大正三年郡當局の奬勵にて全然改良せられ全郡一樣に正條植となれり、而して挿秧株數は從來一坪に三十株乃至三十六株なりしが、現今多收穫の奬勵によりて最少四十九株最多七十株となり、一株の本數は之れに反して一本乃至三本の細植となれり。

除草の沿革現狀　除草は古來より竹或は金屬にて作れる爪を指頭に箝め、挿苗の下に生ずる雜草を除

去し以て一番草となし、其後二番三番四番五番と裸手にて雜草を除くことにつとめたりしが、明治二十七八年頃より一番草に雁爪を使用せられ三十五六年頃より除草器(田打車)を發明し大に時間と勞力を省くに至れり。

肥料の沿革現狀　肥料は主として人糞尿、家畜糞尿、雜草の莖葉等を使用し其後石灰、魚油、種油粕の類流行したりしが、耕耘法の發達と共に種々の販賣肥料(礦物質肥料)の使用激增し、殊に石灰の施用盛にして地力の減耗甚だしく、又藁細工の製造盛なるに連れ有機質肥料漸次減少の傾きあり、依て明治三十二年本郡私立勸業會に於て始て紫雲英種子の購入をなし之れが栽培を奬勵せり、其後本縣令を以て石灰の施肥を禁じ大に地力を恢復したれども、一般農家は販賣肥料によりて耕作をなすの傾向を生じたり、此に於て明治三十七年頃より郡當局は販賣肥料の節約を計り、且つ土地の生產力を增進せん爲め、堆肥舍建設の奬勵をなし、明治三十九年には郡農會に於て堆肥舍建設補助費、紫雲英種子購入補助費を計上し大に奬勵に勉めたれば、漸次堆肥舍の數を增し紫雲英栽培も普及するに至れり。

稻の病害虫發生　明治三十年浮塵子發生同四十三年螟虫縱葉卷虫發生、四十五年浮塵子發生。

害虫驅除豫防　古來より害虫は陰陽の加減により生するものにして人力を以て如何ともする能はざるものとなし、虫祭とて虫送りをなし神に祈禱を捧げて之を驅除するに止まりたりしかば、明治二十六七年頃より講演會等に於て害虫の性質を說明し、驅除豫防を奬勵すと雖も、農家は頑として應ずるものなし、然るに明治三十年浮塵子の發生甚だしく、こゝに始めて油殺法を實施したるに、その効果は一般の認むる所となりたり、後三十六七年頃より苗代に於て誘蛾燈を點じ螟蛾其他の害虫を誘殺することを奬勵せられたれども、農家はこれを實行せざれば遂に縣令を發布して之れを强制せられたることあり、後ち四十年共同苗代實施せらるゝに至り、この誘殺法は確實に實行せらるゝに至れり、當時の俗謠に

たゝ。たゝゝゝ田の中で。規律正しく火がとぼる。あれを何じやとたづねたら。共同苗代の誘蛾燈。(喇叭節)

この當時より小學校兒童をして苗代に產卵せる螟卵を採集せしむることゝなれり。

稻の種類　〔大正二年郡農會調査〕

種名	來歷	作付段別
晩稻器量能	明治十二三年頃揖保郡より移入	町歩 九〇九、九五、一七
天皇穗	不詳	五四四、五一、〇〇
中稻器量能	明治十二三年頃揖保郡より移入	二七一、九九、〇四
東京穗	不詳	二三九、二六、一二
赤穗穗	明治四十年頃揖保郡より移入	二一三、一一、一〇
筑前穗	不詳	一八一、八〇、二九
福田穗	大正元年加東郡より移入	一一五、七七、〇一
今市穗	明治四十一年頃揖保郡より移入	九八、〇九、二五
糯	不詳	八三、〇一、一七
伏見穗	西志方へ初めて移入	七八、九三、二六
晩稻天皇穗	不詳	七〇、五九、〇四
神力	明治四十年頃揖保郡より移入	六四、三〇、一六
珍子	不詳	四〇、四四、一〇
雄町	不詳	四〇、三二、一九
日本	明治四十三年畿內支塲より移入	三五、五六、二八
七面鳥糯	同　三十六年同所より	三五、四〇、〇六
鳶糯	不詳	三二、二〇、〇〇
鬚器量能	同　三十六年本縣試驗塲より	二九、五八、〇〇
猫又	同	二四、九四、一〇
福助	同	二二、九九、二五
白澤撰	郡內白澤村にて撰出	一六、九四、二五
黑糯	不詳	一四、三四、〇九
末廣	明治四十年頃移入	一一、三七、一五
十石	大正元年移入	一〇、九二、〇〇
東條穗	加東郡より移入	一〇、六三、一八
阿垂	揖保郡より移入	一〇、六二、一五
早稻器量能	不詳	一〇、五〇、〇〇
宮內坊主	明治四十年頃本縣試驗塲より移入	一〇、四五、二五
加東	不詳	七、三一、一二
畿內穗	同	七、二〇、〇〇
駒吉	同	六、三七、〇二

晩稻伊勢撰　不　詳　六、三三、〇〇
朝　鮮　大正元年曾根町にて試作　六、三〇、〇〇
曾　坂　撰　同年頃的形にて作る　五、五七、一一
太政官　不　詳　五、二九、三一
赤　穗　不　詳　五、〇六、〇〇
相　德　明治四十一年本縣試驗場より移入　四、九〇、一〇
九　州　不　詳　四、五三、一五
乙　姬　明治三十六年頃本縣試驗場より移入　四、〇四、〇〇
小林穗　郡內別所村にて撰出　三、〇〇、〇〇
錨　岩　本縣試驗場より移入　二、九七、〇〇
大　石　不　詳　二、六四、一三
三田穗　有馬郡より移入　二、四〇、〇〇
阿保穗　飾磨郡より移入　二、三三、〇〇
小林糯　郡內別所村にて撰出　二、一〇、〇〇
明治穗　本縣試驗場より移入　一、三三、一三
庚申　大正元年三原郡より移入　五七、〇〇

●●●作付反別（郡統計）

明治四十年　三、五一四町八段
同　四十一年　三、五二七町九段
明治四十二年　三、五三六町八段
同　四十三年　三、五八九町一段
同　四十四年　三、五九〇町七段
大正元年　三、五九八町四段

●●●米の產額（郡統計）

明治二十一年　六八、二六五石
同　三十五年　六五、三四四石
同　四十年　八二、二七五石
同　四十一年　九一、三三六石
同　四十二年　八六、三〇四石
同　四十三年　七九、八一五石
同　四十四年　八五、五〇九石
大正元年　七七、七八七石

○米穀檢查

米穀檢查は縣令により明治四十一年一月より實施せらる、郡內に於ける檢查機關としては、兵庫縣米穀檢查所魚橋出張所を郡役所內に設け、主事一人書記一人を置き　全郡の檢查事務を管理し檢查員としては生產檢查員を各町村に一人宛及び助手若干名を置き、輸出檢查としては寶殿驛に派出所曾根驛曾根港伊保港國包驛に詰所を置き各委員を派して輸出米穀の檢查を行ふ、而して之れが奬勵機關としては各町村大字毎に奬勵委員若干名を置き、米の乾燥調製俵裝の方法を指導改良せしめ、又地主は小作者に對し奬勵米として改良米一石に付き米二升乃至四升を賞與す、中にも最も奇特なる地主にありては特に優等米五升乃至八升を賞與せり。

檢查實施の效果として本郡に於ける調查を見ざれども明治四十一年度兵庫縣米穀檢查報告を抄錄すれば

金六拾九萬參千八百四拾圓　搗耗減少の利益（石拾四圓として以下同じ）
金拾六萬七千四百圓　價格昇騰の利益
金五拾貳萬六千八百四拾八圓　釜蒸の利益
金貳拾萬七千九百圓　腐蝕を減ずる利益
金五萬四百圓　脫漏を減ずる利益
金拾參萬六千五百圓　籾摺の際碎米を生ぜざる利益
計百七拾八萬貳千八百八拾八圓

而して之等利益に對する損失は僅かに七萬五千圓の米穀檢查費のみにして、農家に多少の勞力を增したる如くなれども、從來八月大名などゝして空過せる時間を利用し却て勤勞の念を喚起せりと。

右は縣下（但馬を除く）全部に渡る生產檢查俵數三百四十五萬一千二百二十八俵に對する利益なれども、我印南郡の當年生產額十五萬六千八百四十六俵に計算すれば七萬九千九百九拾餘圓の利益となる。

●●●生產檢查高

年次	檢查俵數	合格數	不合格數	合格歩合
明治四十一年	一五六、八四六	一四八、六七八	八、一六八	九五
同　四十二年	一七四、一〇五	一五八、三三四	一五、七七一	九二
同　四十三年	一五六、九七九	一四四、四九九	一三、四八〇	九二
同　四十四年	一五九、四六五	一四九、三三二	一〇、一三三	九三
大正元年	一三六、六〇三	一二五、六四三	一〇、九五九	九二
同　二年	一七五、八六〇	一六八、〇五七	七、八〇三	九六

●●●輸出檢查高

年次	輸出檢查俵數	年次	輸出檢查俵數
明治四十一年	五七、六二	明治四十二年	一〇二、六四二
同　四十三年	六〇、七九六	同　四十四年	三九、三八
大正元年	三六、六四〇	大正二年	七五、八四三

○穀虫驅除法の實施

穀虫驅除法の實施は米穀撿査に伴ひて生ずる問題なり、我印南郡にては明治四十二年六月、二硫化炭素を用ひて今市村伊藤家倉庫にて實施せり、本縣下に於て二硫化炭素穀虫驅除の嚆矢なれば、本縣米穀撿査所長、同監督員、同書記、隣郡米穀撿査所主事、農業技手等約五十名の參觀者ありたり。

穀虫驅除は米價の昇降により貯藏米に異同あれば驅除の必要にも差違あれども爾來年々行はれつゝあり即ち左表の如し。

年次	實施數	年次	實施數
明治四十二年	一九	明治四十三年	六
同　四十四年	四	大正　元　年	八
大正　二　年	六		

二　麥　作

麥は本郡冬作の主要なるものなり、然れども古き時代に於ける作付の狀況等は知るに由なければ、左に現在の大要を記さん。

●種類　裸麥にては廣島、村長と名づくるもの最多量にして紅梅、備中等之れに亞ぎ、其他坊主、ビツコ、靑、珍子、白奴、備前、屋根裸、ヤマガイ、金槌等あり。小麥は中生珍子、早生珍子、最も多量にして相州之れに亞ぎ、白坊主、白穗等あり。

●蒔付　は十一月中旬より十二月上旬にかけ盛なり。

●肥料　は厩肥、堆肥、大豆粕、鰊粕、過燐酸、配合肥料等最も多量に使用せらる。

●產額

年度	裸麥	小麥
明治二十一年	一七、七六八石	三、一〇六石
同　三十二年	一八、六四三石	二六、〇七五石
同　四十一年	二六、〇一九石	八、九五五石
大正　元　年	二四、〇三四石	一四、五六六石

●作付段別

年度	裸麥	小麥
明治四十年	二、四七九町八反	七五五町八反
大正　元　年	一、八〇八町三反	一、〇一六町〇反

三　衰頽せし作物

●藍

前郡誌に曰く

藍は古代に於ける本郡の特產物にして、本邦中最も古く盛に植栽し、一時は全國唯一の供給地と稱せられたりしが、不幸にして螟虫發生しこれが驅除法の研究せられざりし爲め、年々損失を招き斯業次第に衰ふるに至りしは、實に歎ずべきことなり。

古代のことは明に知る能はざれども、文政の頃は藩に會所樣のものを設け、技手を置き肥料代を貸與等してこれが栽培を奬勵したることは口碑にも書類にも殘れり、而して栽培地は今の東神吉村の內出河原平莊村の內池尻等砂土の地なりしならん、今出河原村大西成己氏所藏の書類に。

○藍作附之事

一田畑其地により小砂まぜり候地はかわきもよろしく何れも土のかるきをよきと定め其所によりて小石有之地は甚あしく其うち土かるき又はかわき地を第一と可致事。

一麥作仕附之節小うねに可致尤うねしき曲尺二尺五寸許りにして麥種一筋に蒔附べし、但牛にてすきかへし候もたてよこ十文字にすき隨分深くいたし置候事。

一藍作には土肥澤山に入候間其用意可致事。

一壹反步植附候に苗床十五坪當にて能地を牛にて深く十文字にすきかへし土をこまかにいたし多中に下肥を度々うち隨分土をやすめ置べし。

一藍種蒔附之儀者節分より十五六日目には蒔附候但一坪に種油粕二合當に外に砂少々入候間其用意可致事尤種蒔之儀は口傳可致事。

一苗上り二葉より三四枚に相成候得ば苗床畝のかたにりん木を敷其上にはしごを橫に置き苗生重り候所を間引或は草取可致事尤其跡へ一坪に干鰯三合粕四合よく粉にいたしふり右干鰯見へざる樣にねせ土をよく粉にいたしふるべし、但其翌日雨ふり候得ば宜しく若天氣つゞき候得ば四五日もいたし水一荷に下肥少々まぜ苗に打可申事。

一藍苗にはさまざまの虫つく事若虫つき候はゝうすき莚十枚計り苗上に一枚ならべにかけ其場所

にたんごにても少々水入置たばこ四五ふくすい候間を置右莚をあけ候得ばさま〴〵の虫莚へあがり其虫たんごへはたき入其莚を先々へまはし夫より順々にはたき入べし何れも三朝斗り右之通にいたし候得ば虫うせ可申事。

一藍苗生立かね候はゞ一坪に干鰯三合粕四合當尤生立宜敷候得ば見合可申事。

一藍種蒔附之日より凡七十五日目位には苗六七寸に相成候得ば麥の谷へ一株に七八本程宛一尺四五寸程間を置き一筋に植附可申事。

一藍植附十日以前に麥谷を手がらすきにて能すき下肥をながし置事。

一藍植附之節一反歩に付たばこちく十貫目計前より水に漬置苗植附以前葉先を右水に漬直に揚げ日影に莚を掛け暫置植附可申事。

一植附の日より一番肥迄毎夕七つ時過薄下肥をかけ可申事。

一四五日目に一番肥に一反歩に干鰯二斗種粕五升當何れも粉にいたし能まぜ合せ藍根元につまみ入べし其干鰯入候上に土肥一つかみ宛置事是より肥入十二日に定め候故其日を書附にても致置ほしかをよく粉にいたし置事。

一二番肥に種粕一斗ほしか二斗土肥入る。

一三番肥にほしか七斗入る。

一四番肥にほしか一石入る。

一五番肥にほしか二斗眞指に可致事。

右何れも佐伯取り五島取り。

一大豆蒔附は藍谷を手がらすきにてよくすき蒔附可申事。

一壹反歩の干塲凡十五坪斗りの地取入候間土用入る四五日前に能地ならし致置事。

一藍苅立之儀者土用入前日より十日迄の内に苅こなし尤朝七つ時より苅可申候但晝迄に手ごろにくゝり置夫より上下打かへし置夕七つ時頃より暮までに取入其夜押切にて上六分下四分位に見合切わけ候を右干塲に莚をしき上葉ちらし殘る下葉外莚に同樣にちらし置其翌朝一ひなたあたり候はゞ上下へまぜ能かわき候はゞから竿にてたゝきこなし又手にてもみこなしにても宜く夫より竹籠にてふるい下へおち候を外莚に取わけ殘る葉藍右の通にこなし其日切に仕揚可申候尤もこなれ候葉藍二三日日にあて莚俵にいたし可申候尤苅立の儀は追々口傳可致事。

一二番之葉藍は相應に出來候得共甚惡しく候故堅無用可致若作候共買上不申候。

一藍苅跡の根をよくほり其跡へ田畑共蕎麥蒔候ても藍の肥殘り有之故よく出來候事。

一藍こなし揚候得ば上中下を仕分紙袋に入差出可申夫より直段相定め可申事。

一肥手干鰯代御貸附に相成作り立候葉藍御買上代銀御拂之節右御貸附之代銀差引に相成候事。

一田畑共一反歩に葉藍凡五拾五貫目有之候得ば上中下ならし此代拾貫目に付五拾五匁と見積此代金三百二匁五分に相成候。

一藍作の儀は風雨の難も無之たしかに出來至極作德多き物に有之候出精次第にて右の餘利益も有之候間前書の趣少も違背無之作立可申候猶追々可及口傳候事。

文政五午年十二月

右により考ふれば斯業は文政の頃に其栽培再び起りたりしが、又漸次衰退して明治維新前既に其極に達したるものゝ如く、明治三十五年に於ける作付には二町六段歩收穫千四百三十八貫を數へたるに、大正の初には遂に郡統計に上らざるに至れり。

●草　棉

草棉の栽培は明治維新前より頗る盛觀を呈し明治十七八年頃に及ぶ而して其實綿は農家唯一の副業として、老幼男女の區別なく、皆小車によりて糸となし木綿に織り、播州木綿と稱して盛に大阪地方に輸出す、然るに其後外國綿の輸入せらるゝに至り其品質これに及ばず、加ふるに病虫害並に風水害によりて年々の損失甚だしかりしかば、年次衰運に向ひ現今にては殆んど其栽培を見る能はざるに至れり、今、年々衰退せる樣を示さん。

明治二十一年	八三、五八九貫
同　三十五年	六、八一〇貫
同　四十一年	二、〇六五貫
大正　二　年	五〇貫

●菜　種

菜種の本郡に栽培せられしは何れの時代なりしか今

其の沿革を知る能はざれども本郡農家多作の主要なるものとして明治十七八年頃は麥の作付に勝れる盛況を呈したりしが、石油を燈火に使用するに至りしより漸次價格の低落を來たし、且つ從來麥の栽培は殆んど農家自家用に充つるのみなりしが、其需要次第に增加して價も米と共に昇上するに至りたれば、年を追ふて麥作の增加に反比例して菜種の栽培は衰退し、現今にては黃金色なす春畝の美景を見る能はざるに至る、即ち其の衰退の狀況は左の如し。

年度	作付反別	收穫高
明治二十一年	八八町九段	一、四五三石
同 三十五年	一〇町四段	一九四石
同 四十一年	七町九段	一二八石
大正 二 年	二町	一二石

○附 蠶 業

本郡は古代蚕業の先進地にして、盛に蚕卵紙を製して、全國に供給し大に世に賞揚せられたりと傳ふれども今其詳細を知る能はず。

明治年代に入り草棉栽培の衰頽に代りて勃興したるものは蠶業なり、即ち明治十九年町村聯合勸業會に於て金百參拾圓を投じ桑苗二萬本を買入れ郡內各戶に三本宛配付して試植せしめ、尙ほ各町村に勸業世話掛を設け各戶につき其栽培方法を敎示せしむ。明治二十年聯合勸業會成立するに及び、金貳百五拾圓を支出して各町村に一ヶ所の摸範桑園を設け桑園施設を奬勵せり。明治二十一年郡費を以て郡內女子二名を選びて、明石郡明石町高島養蠶傳習所に派遣し、養蠶製絲の事を修業せしむ。此に於て一般農家は不利益なる草棉栽培を捨て、畑又は山林の開墾地に桑園を設け、蠶業を營むに至れり。中にも上莊、平莊、東神吉、米田、伊保の各村最も盛大なり。而して之れが進歩甚だ急劇にして初め明治二十一年には養蠶家僅に九戶、桑園七町七段歩なりしが、明治三十七年には養蠶家二百二十戶、桑園二十三町七段歩に達せり。然るに斯業は本郡の氣候土質に不適當なりしか、當時主として栽培せられたる刈桑は、漸時虫害其他萎縮病に罹りて葉の收穫を減じ一方養蠶に於ては蠶兒の斃死甚だしく、遂に明治三十七年度を最極度として急速に發達したる斯業は又急速に衰退するに至れり。今左に斯業の發展せし有樣と衰退せし摸樣とを表示せん。

年度	養蠶家	桑園
明治二十一年	九戶	七町七段
明治二十五年	一六三戶	二八町
同 三十五年	二〇〇戶	四四町
同 三十七年	二二〇戶	二三町七段
同 四十一年	八三戶	一〇町四段
大正 二 年	八戶	二町七段

四 新に興れる作物

●紫雲英

紫雲英の栽培は窒素肥料及有機質肥料を土地に供給するより興りたるものにして、本郡栽培は明治三十二年私立印南郡勸業會に於て種子を配布したるに初まり、其後郡農會にて岐阜縣種を共同購入し補助金を與へ之が栽培普及を計りし爲め、一般農家は續々これを栽培するに至る、即ち作付段別左の如し。

明治三十七年	二九町
同 四十三年	二六六町二段
大正 三 年	二七五町三段

●蔬菜類

蔬菜類は穀菽類に對し青物と稱し副食物として缺くべからざる物なれども、從來は唯々各自所要の栽培のみなりしが、近來都會の發達と肉食の進歩とにつれ漸次其需要を增加し來れり此に於て明治四十一年郡農會に於ては改良せられたる內國種子及外國種子を購入し、之を各農家に配布したるを初めとし、爾來年々之を實施し且つ品評會を開きて奬勵したるにより大にこれが發達を見るに至れり、今左に新に輸入せられたる種類を上ぐれば

甘藍類	練馬	方領	森口	天滿	
胡蘿蔔類	金時	西洋			
葉菜類	開城白菜	山東白菜	大王白菜	体菜	茎菜
西瓜類	マウンテンスイート	アイスクリーム			
甘瓜類	黃甘瓜	白甘瓜	ペチン		
胡瓜類	節成胡瓜	白大胡瓜	青大胡瓜		

●馬鈴薯

馬鈴薯は在來種が郡內の一部に多少栽培せられたりしが、長崎種の農家副作物として有利に且つ外國輸

出に適するを認め、大正二年明石加古揖保の三郡と聯合し、之が栽培を奨勵して一種の特産物となさんことを計畫せり、即ち各郡共に種苗を配布し、且つ毎年明石町に於て之が品評會を開催することゝなしたれば、漸次其發達を見るに至れり、今其作付段別を示さん。

明治四十年	三町二段	六、六五〇貫
同　四十三年	七町五段	二〇、〇五〇貫
大正　三　年	九町八段	二〇、五八〇貫

●果●物

果樹の地方在來種はその品質甚だ劣等なるのみならず、多くはこれを自然に放任して栽培に意を用ふるもの稀なりしが、明治三十年以後郡農會の奨勵により漸次發達し、各所に果樹園等起り殆んどその面目を一新せり。

○伊藤家果樹園

伊藤家果樹園は本郡伊保村の内今市村伊藤長次郎の經營にして、明治三十五年十月これを創設す、加古川の分流洗川に沿ひ同村の内中島村辨才藪原の二字に跨り全面積五町餘歩あり柑橘、桃、梨を主なるものとし梅、柿、葡萄、枇杷等之に次ぐ園の中央には約一千坪の芝生あり遊園地として各種の草花を栽培す又温室温床あり西洋草花、西洋葡萄の栽培をなす夙に天下の摸範園藝場として視察觀覽をなすもの四時絶ゆることなし、明治四十三年日英博覽會の英京倫敦に開催せらるゝや、本園施設經營を園の寫生畫と共に出品し名譽大賞を受領せり。

本園栽培の果樹

一梨類　バートレット、ジユッセスダングレーム、オリエンタール、エフキウオアール、泰平、赤龍、早生隊長、赤穗、明月、長十郎、晩三吉、青龍、オートレー、合計十三種、千九百四十二本、段別二町三段二十歩。

一柑橘類　夏橙、ワシントンネーブルヲレンジ、伊豫、大柚、文旦、スダチ、竹印文旦、合計七種二百六十一本、段別六段五畝二歩。

一苹果類　紅玉、四十五本、段別七畝六歩。

一桃類　上海、アームスデンジユーン、金桃　魁桃、アーリーストローベク、罐核、合計六種、二百六十一本、段別四段二畝六歩。

一梅　林州、甲州、豐後、合計三種、百四本、段別一段三畝二十三歩。

一柿　百目、御所、禪子丸、次郎、合計四種、百二本、段別一段二畝七歩。

一葡萄　キヤンベルスアーリー、ジユンフワンデル、ミルス、合計三種、百二十本段別一段十四歩。

一枇杷　田中、花印、合計二種四十三本、段別九畝二十歩。

一其他試作　キーフワー(梨)、大栗、櫻桃、合計三種六十三本、段別一段一畝二十七歩。

○內海果樹園

內海果樹園は西志方村の內西牧村內海土肥藏の經營にして明治三十六年の開園に係り、面積五段七畝歩あり主として柑橘、洋梨、葡萄を栽培す。

○境野果樹園

境野果樹園は的形村境野信次の經營なり、面積約八

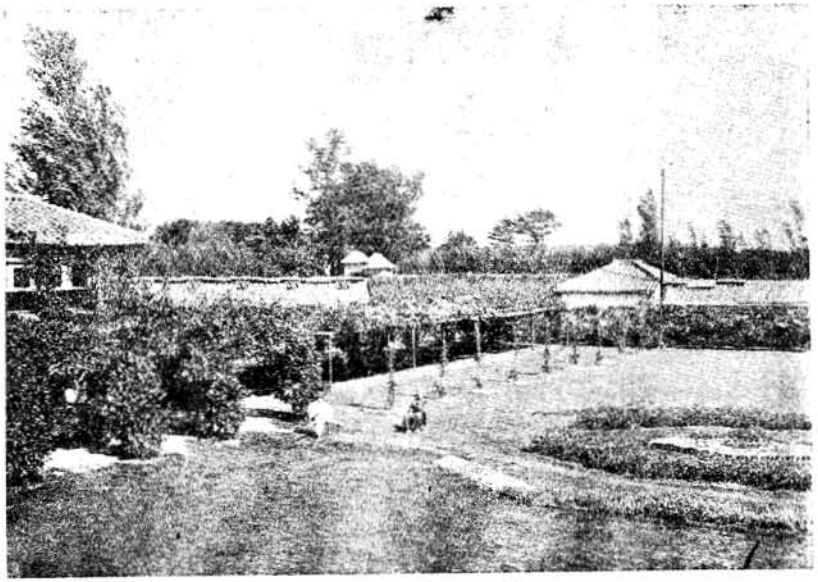

（伊藤家果樹園）

段主として林檎、柑橘を栽培す。

五　主要農作物

	明治廿一年	明治卅五年	大正二年
大豆	八六四石	八七〇石	一、〇九八石
小豆	一七九石	一三三石	一九九石
粟	九九石	一六〇石	一三八石
黍	三一四石	六三七石	四三三石
蕎麥	二五九石	一六三石	一〇五石
豌豆	一三三石	一九八石	二〇八石
蠶豆	一、〇九八石	九四〇石	一、四一九石
甘藷	二六九、三七貫	一六〇、二〇〇貫	三四、四三七貫
馬鈴薯			一三、七三五貫
青苧			四〇、二三六貫

第五　家　畜

一　牛

畜牛は古來牝牛一頭を農家一戸若しくは數戸の組合にて飼養し耕耘に使用せり、種類は主として備前及伯耆種なり。

明治三十九年縣有種牛ホワイトコケイト號を郡農會に借入れ今市村伊藤農場にその飼育を托す、後同四十年阿彌陀村富士原元太郎に托す、これより一般に無料交尾を奨勵し、牡牛分娩すれば手當金二圓を交附することゝせり。

同年農會技手松原晴太郎を淡路に出張せしめ畜牛狀況を視察せしむ、その報告により淡路津名郡坂東牧場よりエヤシヤ種(三回雜種)の牡牛一頭を郡農會に購入し、平莊村の內西山村弓削猪太郎に托し無料にて交尾を奨勵す。

明治四十三年郡農會直營事業として前記二種の牡牛を郡公會堂に飼養す。

この年より郡に畜產技手を置き畜產の奨勵改良に從事せしむ。

明治四十四年畜牛價額大に低落し、農家の畜牛熱一時頓挫すると同時に郡有種牛の老齡に達したるによりこれを賣却し縣有種牛のみを飼養せり。

大正二年二月縣有種牛も亦老齡に達したるを以て縣有第三ダンフリース號と交換す。

大正三年畜牛飼養を容易ならしむる爲めに、郡內中農以下の耕牛を有せざるものに牡犢を購入せしめ、之に奨勵金二圓宛與へて去勢を施さしめ、以て中農以下漸次良種の耕牛飼養を奨勵す。

以上の如く郡農會の奨勵により年々飼養の數を增加し種類も大に改良せられたり。

畜牛數

明治四十年	一、四二九頭
同　四十一年	一、四九〇頭
同　四十二年	一、五六八頭
同　四十三年	一、五五九頭
同　四十四年	一、六八〇頭
大正　元年	一、六八三頭
同　二年	一、七六六頭

○牧　草

畜牛の奨勵に伴ふて當然起るべきものは牧草の奨勵とす。由來本郡は牧場となすべき原野に乏しく山岳も岩骨露出して牧草を栽培するに便せず、從つて牧草としては甚だ潤澤ならず、依つて明治四十二年郡農會の事業として牧草種子白色クロバー、十五斤、アルサイクロバー、二斤、赤色クロバー、二斤、アルフアルファ、半斤、チンモシー、半斤を購入し各町村役場篤農家に配布し畦畔堤塘に播種せしめしを初めとして爾來毎年之を購入配布しその播殖を圖れり。

○牧　場

明治三十五六年頃より搾乳を目的としたる牧場起れり。

伊達牧場　米田村字がんまく、エヤシヤ雜種五頭、ホルスタイン雜種九頭、同犢牛三頭、搾乳高七十五石郡內及び加古郡に販賣す。

岡田牧場　上莊村の內藥栗村、エヤシヤ雜種四頭、ホルスタイン雜種五頭、搾乳高四十石郡內及び加古郡に販賣す。

福本牧場　大塩村、エヤシヤ雜種三頭、ホルスタイン雜種五頭、搾乳高三十一石、郡內にて販賣す。

岸本牧場　平莊村の內磐村、エヤシヤ雜種四頭、ホルスタイン雜種二頭、搾乳高二十八石、郡內にて販賣す。

○屠牛場

志方屠牛場は元印内屠牛場といひ、志方村の内志方町に屬す、今を去る二百五六十年前、この印内に安藤鎌右衛門と云へる武士あり、肉食を好み牛を屠殺することを始めたり、鎌右衛門元祿二年に歿せしが屠牛はそれより後人の手に行はれ肉食をなすもの追々に增加し傍ら肥料にも用ひ始む、其後安永年間に至り牛肉を細かく切り煮て繩に通して日に乾し之れを諸所に販賣す、從つて屠殺の數を增し夏季には一日二三頭より十頭に及び年內三四百頭に及べり、安政慶應年間は肥料に用ふること愈盛になり年內屠牛數一千頭に及ぶ年あるに至る、然れどもこれ唯私かに營業せしものにして公許を得たるものにはあらず明治五年四月始めて公許を得て屠牛場を設置せしが當時は肥料として使用すること衰へ專ら食料のみに供する有樣なりしかば、屠殺の數も年內數百頭に過ぎざりしが、漸次肉食廣く行はるゝに至り、明治十七八年頃は一ヶ年一千頭以上に上れり、然るに其後縣下に屠牛場の數を增すに至り、明治三十四五年頃には再び年內數百頭に下れり。

後明治四十年屠場法の實施と共に公設屠場となし、漸次發展して現今は盛に神戸市に輸出するも縣下有數の屠牛場となれり、今左に屠殺の數を示さん。

明治四十一年	四五三頭
同　四十二年	七六二頭
同　四十三年	一、〇七〇頭
同　四十四年	一、〇三二頭
大正　元　年	一、五九五頭
同　二　年	一、五五〇頭
同　三　年	一、七五四頭
同　四　年	一、九一七頭

二　馬

馬は古來多く飼養せられず僅かに富豪の乘用と駄賃持馬とに過ぎざりしが、明治二十年前後に於て打毬競馬大に流行し一時盛に飼養せられ耕耘の用にも供せられたれども、打毬競馬の止むと共にその飼養數も減退せり、然るにその後諸工業の勃興並に道路の改修に伴ひ荷馬車大に流行して、伊保山の石材、中筋煉瓦會社の煉瓦、大塩專賣局の塩其他大抵の荷物はこの荷馬車を使用することゝなり馬匹の飼養大に增加せり、又馬種は三十七八年戰役後軍用馬の拂下げ多く、昔時の倭少なるもの全く絶え骨格優良なるものとなりたり。

畜馬數	
明治四十年	二七四頭
同　四十一年	二八三頭
同　四十二年	三〇七頭
同　四十三年	二八九頭
同　四十四年	二七九頭
大正　元　年	三〇一頭
同　二　年	二九六頭

三　鷄

鷄は從來は各村落に愛玩、時告、產卵の目的を以て廣島チヤボ、尾張チミ等を飼養せり、明治十五六年の頃よりは軍雞(アイノコ)をも飼養し、十八九年頃鬪鷄盛に行はれたり、明治二十年の頃洋鷄とてコーチンの雜種を米田村及其近村に於て漸次飼養するに至り、同二十七年小野本縣農事試驗場長の巡回講話に際し、名古屋コーチン種を奬勵し米田村石堂常吉等始めて之を飼養し一時大に流行したり、同四十四年農商務省より黑色ミノルカ種卵の拂下げを受け、之を郡農會に於て孵化飼養し其種卵を一般農家に配布し以て良種鷄の普及を謀りたり、大正三年度には又褐色レグホン種卵の拂下げを受け、前と同法に依て其普及を謀れり、今郡內各村に於ける養鷄業の狀況大要を記せば。

○節野養鷄場　（伊保村）

本養鷄場は明治三十年五月の創業にして、其當時は本職指物業の傍數羽の雜種鷄を飼養し之れに依て其飼養法の經驗と研究を爲し次第に其數を增加す、然れども未だ之れが鷄舍を建設するに至らざるを以て物置納屋を鷄舍の代用とす、其れより一二ヶ年間の經驗と研究とを重ねたる結果遂に一つの鷄舍を新築し玆に二三百羽の成雞を飼養するに至る、其れより逐年其數を增加し明治三十五年には弟石橋理太郎に分業せしむるの目的を以て、更に一つの鷄舍を新築

し茲に又數百羽の養鷄を爲すに至る、同年六月養鷄の殆ど全部は風邪或はルーブル病等に犯され之れが療法に苦み、又一時に產卵皆無の狀態となりたるを以て餌料其他の諸費上收支相償はず、其後一二ヶ年間は初夏初冬の季節に於て同病の發生せしを以て斯業の繼續上苦心慘澹を極めたり、然るに明治三十八年日露戰役の結果清國よりの輸入卵杜絕し、卵價一時に騰貴せしと又病鷄の豫防法も研究し產卵數逐次增殖せしかば、收支關係も良好に趨きたり、依て三十八年九月更に鷄舍を增築し當時飼養鷄の半數を弟石橋に分つ、是より殆ど競爭的に鷄數を增殖し、四十三年五月更に伊保小學校前に鷄舍を新築し同年九月移轉す、こゝに於て兄弟何れも專業的に斯業を經營し年を追ふて益々其數を增加し以て現今に至る、而して兩養鷄場共凡て產卵主義を取り種禽は之を行はず、即ち大正四年度に於ける概況を摘錄すれば。

一種類　名古屋コーチン　褐色レクホン一代雜種

一鷄數　一千三百羽

　內產卵鷄　八百羽　　大雛　五百羽

一壹ヶ年產卵數九萬六千顆

一老鷄並に若雛鷄賣却代　六百五拾圓

一乾燥糞一ヶ年　六千貫　價格參百六拾圓

一全收入　貳千九百參拾圓

一卵販路　姬路　神戶　大阪

一壹ヶ年　雛孵化數　一千羽

一參年毎に產卵鷄を一變せしむる仕組とす。

伊保村節野養鷄場の始め副業的に該業を興してより茲に二十年、其間風邪、ルーブル等の爲多くの病鷄を續發し殆ど其療法に窮すること一再にして止まらず、或は雛の發育不良にして產卵雛を得る能はず、或は卵價の下落して收支相償はざることあるも孜々として斯業を經營し、遂に成功の域に達し以て其範を示すと、共に郡當局者の奬勵亦宜しきを得或は本業に或は副業に該業を營むもの多く一般農家にも殆ど幾羽かの養鷄をなさゞるものなきに至れり。

○郡內養鷄家（大正四年三月調）

一千羽以上	伊保村	節野養雞場	
同	同村	石橋養雞場	
二百羽以上	同村	川井重藏	
二百羽以上	曾根町	本鄕寅藏	
百羽以上	米田村	高谷至明	
五十羽以上			
伊保一	米田一	平莊四	
上莊一	北濱一	大塩一	
三十羽以上			
伊保二	東神吉一	平莊七	
上莊一	志方一	西神吉六	
的形一			

四　其他の副業

蔬菜栽培畜牛養鷄の外に農家一般に行はるゝ副業は藁仕事なりとす。

古來志方木綿の名ある頃には、各農家老幼男女の區別なく糸紡き木綿織を以て農閑時唯一の副業とせしが、斯業の衰ふると共に棉の栽培も漸次衰頽し、明治二十年頃よりは全くこれ等副業を見ること能はざるに至れり。この木綿織に代りて興りたる副業を藁仕事とす。藁仕事は古くより別所地方に於て塩俵並に之れに要する細繩盛に製出せられたりしが、農家一般に亘りては繩俵は唯自家用を充すに過ぎざりき然るに明治二十七八年戰役以來米穀輸送に藁製叺使用せられ、次いで肥料叺塩叺等盛に使用せらるゝに至りたれば、一村共同して塩專賣局又は製肥所等と特約し盛に製出するに至れり、殊に明治四十二三年頃より改良莚機、繩綯器械等の發明せられ一方戰後の經營として盛に奬勵せられたれば、遂に農家一般の副業となるに至れり。

大正三年度藁仕事製造高

製品	數量	價額	從業戶數
莚	一〇、三八〇枚	一、三七四円	一九六戶
叺	一、三四四、一〇〇	六八、三九	一、四五三
菰	二三七、五〇〇	二、六五一	一一三
繩	二四四、一五〇貫	二三、三八五	一、四一六
草履	三〇、五〇〇足	三六五	四一
草鞋	九、五〇〇本	一四五	四一
藁簾	一六〇、〇〇〇	一、六〇〇	二七
計		一〇〇、五四二	三、三八二

我印南郡は土地平坦にして耕地廣く、用水の便備はりて耕作甚だ便に、全郡殆んど二毛作をなす。米の收穫は一段歩上田三石以上にして、下田と雖も尚一石五六斗を下らず、麥收穫は米の如くならざれども一石内外より最上三石以上に及ぶものあり大正三年度調査によれば糙米二石六斗二升六合、裸麥一石一斗六升、小麥一石二斗七升平均ありされば自作農として勤勉なるものは家計甚だ裕に又小作農にても充分生計を立つるに足るものあり、然るに近來都會の風潮漸く農村に侵潤して生活程度の向上を促し從つてその收支相償はず下層農民は漸次困窮の狀態に傾く、殊に商工業の發達は父祖傳來の農を捨てゝ商工業に轉ずるもの多く明治四十二年より大正元年まで四ヶ年間に農家の減少百〇八戸に及べり。

一　農民數

○全農民數

	專業	兼業	合計
明治四十二年	三、二五三	二、七〇三	五、九五六
大正元年	三、〇七〇	二、七九八	五、八四八

○自作農數

明治四十二年	七八二	三五三	一、一三四
大正元年	九二一	三三七	一、二五八

○小作農數

明治四十二年	一、〇八五	一、一九二	二、二七七
大正元年	一、〇一九	一、二九五	二、三一四

○自作兼小作農數

明治四十二年	一、三八六	一、一五九	二、五四五
大正元年	一、一三〇	一、一四六	二、二七六

兼業とは農業以外の業務を兼ぬる者なり

二　大地主

大正三年六月末に於ける、本郡内及び他郡市の耕地十町歩以上を所有する、所謂大地主と稱するもの左の如し。

曾根町

龜田精一	入江靜	南龜吉	
紙谷繁松	伊藤政太郎		
伊保村			
伊藤長次郎	入江光藏	伊達由太郎	
鈴木又藏	高岡說	中谷吉十郎	
入江十郎			
東神吉村			
金川俊夫	長谷川新藏	金川とみ	
金川篤藏			
平莊村			
瀧竹藏	瀧範次		
上莊村			
大西甚一平	田中繁太郎	畑吉平	
大西甚六	大西壽吉		
東志方村			
沼田靜治	岸本竹松	上野義一	
横山邦威	岡田七藏		
西志方村			
稻岡九平	稻岡孝次郎		
志方村			
岡本檜安			
西神吉村			
釜江十太郎	釜江新太郎	釜江兼吉	
阿彌陀村			
原田四郎作			
別所村			
森本玄貳			
的形村			
中村勝	岡田卯市	中村熊三	
北濱村			
川本久三郎			
大塘村			
梶原健次郎	梶原繁太郎	山本治之作	
山本卓爾	梶原歡治	山本榮太郎	
梶原貞治			

三　小作慣行（大正三年郡内十五ヶ町村の調査）

○小作契約

期限　地主は小作人に不都合なき限り年々繼續小作せしむ、又小作証書あるものは三年乃至五年を以て期限とし、期間滿了の上は更に証書を書換へ繼續小作せしむ、然れども地主入用の節は期限内にても引戻し得るを普通とす。

期限内解約の方法　小作人契約に違反したる時は

解約す、地主地所入用の節は前年十一月より翌年二月迄の間に於て作付前なれば其儘若し作付後なれば肥料代、種子代、手間賃の幾分を小作人に賠償して引戻す、小作人事故ありて解約する時は何等の賠償なし。

期限後小作繼續の有無及通告　期限前に双方より何等の通告なきときは小作は更に前約に從ひ繼續す

期限滿了に依る解約通告は期限前二ケ月に於てす。

小作契約の一方死亡の場合に於ける處分　相續人權利義務を繼承するを普通とす、若し當該義務者に於て小作を繼續するの資格なき場合は小作人より地主へ通知し土地を返納す、前項の場合に於て他の小作人地主に交渉し若し前小作人に小作米不納等ある時は後繼者これを負擔し、小作權を取得する事あり。

○小作地返付

田畑とも夏作收穫後冬作仕付前に於て借用當時の地貌形狀の儘返付す。

○小作料

一段歩當り平均小作料

上田	一石一〇〇
中田	九〇〇
下田	七五〇
二毛作田	一、四〇
畑地	六六〇
二毛作田	一、二〇〇
畑地	五〇〇
	三〇〇

小作料は田畑共米を以てするを普通とすれども、畑に於ては裸麥を以てすることあり、又米裸麥を時價に換算し金納をなすものあり。

入れ桝、口桝、込み米、さし米等は取立てざるを普通とす。

豐凶其他の事變に依る小作料の減徵免除　如何なる豐作にても小作料の增徵は一切なし、然れども夏作の一部又は全部の天災にて收穫皆無となれば其地積に對する小作料を免除し或はその小作地に直接係る公租公課に相當する額のみ納めしむることあり、輕減は契約上にこれなきも年柄により行ふの慣例あり又從來の慣例として風水害病虫害を受けたる區域は小作人の請求により地主より種子代並に手間賃の幾分を支給し、立毛は地主に於て支配すること稀にあり。

輕減免除の決定方法　一般的輕減は其村内の主なる地主會合し小作人の希望を聽き協議の上輕減歩合を決定すれども、部分的輕減の場合は收穫前に於て小作人の請求に依り地主これを檢分し或は坪刈をなし、其歩合を定む。

小作奬勵米　從來は小作米納付期日迄に皆納せし者にはその納付高に應じ中食米として相當給與せる地主ありたれども一般には行はれず、米穀檢查規則實施以後は俵裝改良費として合格米に對し一石に付二升乃至五升若しくは金貳拾錢乃至五拾錢を奬勵米又は奬勵金として給與す。

○小作米納入の方法

納期　田畑とも普通毎年十二月末日限りとす。

納入場所　地主の住宅又は小作管理支配人の住宅とす。

小作米檢查　從來は小作人立會の上地主は品質容量等を檢查せしが米穀檢查施行以來その合格米を以て標準とし別に檢查を行はず、然れども一俵に充たざる端米は此限にあらず。

○小作米怠納處分

特別の事故ありて小作米を期限内に納付し得ざる者には、一二ケ月の猶豫を與へ、尚その期間に納付せざる時は、奬勵米を與へず、この特別の事故なきものには延納を許さず。

一部未納米は翌年の收穫期まで猶豫し、年一割の延滯利子米を徵す。

全部未納一ケ年又は一部未納三ケ年に及べば小作地を引戻して之を他の小作人に貸與し其滯納小作米を新小作人より納めしむることあり。

小作証書あるものは保証人に辨納せしめ又は差押をなすことあり。

○小作地に對する制限

小作地轉貸　地主の承諾を得て轉貸すること及び小作人の義務を自己に負ひて轉貸することあり、又地主の許諾を得て小作權を賣買することあり、然れども地主により、一切これ等の轉貸及賣買を許さゝるものあり。

土地利用上の制限　地盤に變更を加ふること及び田を畑とし又畑を田とすることを許さず、但し地主の許諾を經れば此限りにあらず。

土地使用上の制限　一反歩三十貫以上の石灰を施用せしめざるもあり、又耕耘、肥培を怠り、耕地を變惡せしむる者には小作契約を解除することあり。

○小作地に係る負擔

公費以外の水利費協議費等一切の負擔は全部地主に於てす、但し水入番人の給料は小作人の負擔とす、土地改良、用水路、堤防、樋管、溜池、野道、橋、及用水井戸等の新設修繕等の大工事大修繕費は地主の負擔とし小作人は手傳として勞役に服し勞金の幾分を支給せらる。

小作人にて成し得らるゝ小工事修繕は其れに要する材料のみを地主の負擔とし勞役の費用は給せず。

灌漑用具は一般に地主より貸與し使用濟の上は直に返戻せしむ。

○特種の小作方法

郡内東神吉村の内升田村及出河原村の畑地に於ては俗に「かへ分け」と稱して種子、肥料、作付、收穫の勞力は地主小作の共通負擔とし、井水灌漑及除草の勞力は小作人に諸稅公課は地主の負擔としかくして得たる收穫は全部等分するものあり。

第七　農業奬勵機關

一　勸業會及農會

○公立勸業會

明治十八年本縣布達勸業會準則に基き、同年全郡町村聯合會に於て公立勸業會を設け、各町村より會員二名宛選出せしめ、年一回開會して勸業上の諸件を諮問し若くは討議研究せしめ、又は本縣主務課員及農事巡回敎師の演說を聽かしむる等專ら勸業上の機關たらしむ。

明治十九年郡内農產物共進會を開催せしが、米百九十一点、實綿十二点の出品ありたり。

同年實農者奬勵法を設け、委員若干名を置き、米作並に麥、綿、油菜の四種につき、夏冬の兩作季節に際し、委員をして郡内を巡視せしめ、十五ヶ所の摸範田を定め、之れに等級を附し賞品を與ふることゝせり。

同年郡費百參拾圓を以て桑苗三萬本を購入し、郡内各戶に配付試植せしめ、各町村に勸業世話掛を設け、之れをして栽培方法を敎示せしめしかば、爾來桑樹の栽培大に振興せり。

○私立勸業會

明治二十年公立勸業會を廢し、郡費百圓の補助を受け全郡有志を糾合して、私立勸業會を組織す、會員約七十餘名あり。

同年各町村内に一ヶ所の摸範桑園を設け、該事業擔當者を置き一切の事務を任し、桑園栽培を奬勵す、而して之れが費用として聯合町村會に於て金貳百五圓を支出す、是より桑園益々盛大に赴けり。

明治二十一年郡内女子二名を選み、養蠶製絲傳習生として明石郡明石町高島養蠶傳習所へ派遣し、養蠶製糸のことを傳習せしむ。

同年九州の老農林遠里を聘し、米作法の講話を行ひしに、有志大に感興し郡内に米作試驗場を興さんことを切望せり。是に於て同年臨時町村聯合會を開き金貳百拾八圓五拾錢を議決し、福岡縣下より老農若干名を雇ひ、郡内二ヶ所に試作場を設け試作を實施す、然るに遇々暴風雨あり、且つこれ等老農の行ふ耕助法等本郡の事情に適せざるものありたれば、僅かに一ヶ年の試作にして之を廢止するに至る。

同年明石郡外七郡と聯合して農產物共進會を開く。

明治二十二年町村制施行に際し本會を解散す。

○私立各村勸業會

私立勸業會解散後、各町村に於て各々私立勸業會を設け施設する所あり、以て明治二十七年に至る。

○私立印南郡農會

明治二十七年十月私立印南郡農業會を設け、本縣及郡内各町村私立農業會と氣脈を通じ、汎く勸業上の智識を交換し斯業の改良進步を圖ることゝなれり、即ち同年十月飾磨郡稻作改良敎師磯山常吉を聘し、各村を巡回して稻作法、苗代法、害虫驅除法、麥作法、麥種精選法等につき講話を開く。

同年十一月本縣内務部より主務課長及農事試驗場技師を聘して、講話會を開き、同時に縣下各部より農作物の種苗を蒐集展覽せしめたり。

明治二十八年三月本縣農事試驗場長及武庫郡西宮町羽舘三根を招聘し、實業上の講話會を開く。

同年十月本縣農事試驗場技師を招聘して講話會を開く。

明治廿九年四月本縣農事試驗場長の講話會を開く。

明治三十年三月同試驗場長の萎縮病稻其他に就ての講話會を開く。

明治三十一年八月浮塵子螟虫等稻害虫驅除豫防につ

き研究會を開く。
同年十月郡内有志三十七名をして、本縣農事試驗場を視察せしむ。
同年十一月除虫菊を購入し、各村に配布して試作せしむ。
同年十二月農事並に山林業につき講話會を開く。
明治三十二年三月害虫驅除豫防法に關する冊子を各村に配布す。
同年九月紫雲英の種子を購入し、各村に配布試作せしむ。
同年十二月開會苗代改良種子精選等につき協議をなし、同時に小野本縣試驗場長、松林神戸測候所長、兒玉本郡試驗場長の講話あり。
明治三十三年四月苗代改良實行方法を協議し、種子選擇、苗代改良に關する小冊子を配布す。
同十一月本會幹事北村豊太郎、特別會員瀧眞二の兩名に愛知縣下大阪府下に於ける家禽並に耕地整理の實地視察を囑托す。

○印南郡農會

明治三十四年四月私立印南郡勸業會を廢し、印南郡農會を組織す。次で肥料及種苗共同購入手續、農産物品評會規則等を議定せり。
明治三十五年二月左の諸件を議決す。
一農家の副業奬勵のため柑橘苗を購入し、篤志者に配布して邸宅等の餘地に試植せしむること。
一村農會と系統を保ちて稻作競進會を開催すること。
一他郡市若くは他府縣へ視察員を派遣し參考に資すること。
一農事に關する學者若くは實業家を招聘し、談話を請ひ其筆記を一般に配布すること。
明治三十六年東奥饑饉窮民救濟として金穀を寄送せり。
明治三十八年農事改良の目的を以て各町村部落に農事組合を組織せしむ。
同年二月日露戰役紀念として一年生柿苗を購入し、伊保村の内中筋村、阿彌陀村の内魚橋村の二ヶ所に苗圃を設けてこれを栽植し、以降數ヶ年に亘りて郡内各農家に配布す、その數約十萬本なり。
明治四十三年度産米改良調査委員會を開き、知事に陳情書を提出し且つ委員を上縣せしめ具体的に陳情せしめたり。その要項左の如し。

内俵量目を四百五十匁とすること。
外俵量目を參百匁とすること。
縦横繩周りを八分とすること。
生産檢査と輸出檢査の統一を圖ること。

大正二年麥檢査規則施行の件につき評議員會を開きたりしが、時機尚早の論多數を占め、檢査施行延期の請願書を知事に提出せり。
明治三十六年以降の本農會經費左の如し。

明治三十六年度	六〇〇〇円〇〇〇	二、一一三円〇〇〇
同　三十七年度	四三二、〇〇〇	二、四八五、〇〇〇
同　三十八年度	六一七、二八八	二、三一〇、〇〇〇
同　三十九年度	一、三五三、〇〇〇	
同　四　十年度	一、八五三、〇〇〇	
同　四十一年度	二、六五八、〇〇〇	
同　四十二年度	二、五五八、〇〇〇	
同　四十三年度	二、六七八、〇〇〇	
同　四十四年度	二、六二九、〇〇〇	
大正元年度	二、八一六、〇〇〇	
大正二年度	二、一一三円〇〇〇	
同　三年度	二、四八五、〇〇〇	
同　四年度	二、三一〇、〇〇〇	

二　農事試驗場、巡回教師、技手

○農事試驗場

明治二十九年四月郡費を以て農事試驗場を阿彌陀村の内魚橋村に設置し、本縣農事試驗場と氣脈を通じ農事上各種の試驗を實施して、郡内農産の改良増殖を圖れり。後明治三十七八年戰役に及び郡費節約の爲めこれを廢す。試驗場長は兒玉金次、高橋九十九、森野愛太郎相繼いで之れに任ず。

○農事巡回教師並に農業技手

明治三十七年農事試驗場を廢すると同時に同じく郡費を以て農事巡回教師を置き、各種農作物種類改良土地改良肥料製造並に施與法、配合法の改良、病虫害驅除豫防及副産奬勵等、專ら農事改良のことに從事せしむ、同教師には明治三十七年中安磯次之に任じ、同四十年巡回教師を農業技手と改稱するに至り、同人を以て技手となす、爾來明治四十三年松岡種次、

同四十五年松原時太郎相繼ぎてこれが技手に任ず。是より先き明治四十二年、農業技手の外に畜産技手一人を置き、家畜の衛生、疾病、治療並畜牛馬改良繁殖のことに從事す。即ち同年河中治作畜産技手となり、同四十三年高橋資次郎に至り、職名を農業技手と改稱し、同四十四年森田俊一、大正二年五月堀矩從相繼ぎて之に任じ、普通農業技手と相並びて、專ら畜産改良の事につとむ。

○産業組合

明治三十七八年頃より中農以下の農民保護の目的を以て產業組合を組織して農家に必要なる資金を貸與し或は必要なる物品を共同購入し、或は生產品を共同販賣し、或は貯金をなさしむことを奬勵せられたり、其結果郡內に左記の組合起れり。

組合名	設立年月
無限責任神吉信用購買組合	明治三十六年三月
保證責任伊藤家小作人信用組合	同三十六年六月
有限責任伊保信用購買販賣組合	同三十九年十月
有限責任米田信用購買組合	同三十九年十一月
有限責任上原信用購買販賣組合	同三十九年十一月
有限責任藥栗信用購買組合	同三十九年十二月
有限責任西志方信用購買組合	同三十九年十二月
有限責任中西信用購買組合	同四十年十一月
有限責任山角信用購買組合	同四十一年二月
有限責任養老信用購買組合	同四十一年二月
有限責任小畑信用購買組合	同四十一年二月
有限責任中山新信用購買組合	同四十一年二月
有限責任池尻信用購買組合	同四十二年二月
有限責任東磐信用購買組合	同四十二年二月
有限責任西小畑信用購買組合	同四十二年二月
有限責任神木信用購買販賣組合	同四十二年二月
有限責任一本松新信用購買組合	同四十二年三月
有限責任陰山信用購買組合	同四十二年六月
有限責任大國信用購買組合	同四十二年六月
有限責任西井の口信用購買組合	同四十二年十月
有限責任平津信用購買販賣組合	同四十三年三月
有限責任塩市信用購買販賣組合	同四十三年三月
有限責任島村信用購買販賣組合	同四十三年三月
有限責任宮前信用購買販賣組合	同四十三年九月

右の內島村組合は大正三年二月神木組合は大正二年十二月解散す。

第二章　水　產

第一　製塩業

一　塩　田

古昔の事は記錄の徵すべきものなきを以て、其蹟漠乎として稽ふるに由なしと雖も、曾根、大塩、的形地方の地勢によるに、最初開墾せし塩田は的形なりしならんか、同村の西部に行基ケ端と稱する小岬ありて東西の潮流を遮斷し、自然に突寄洲を生ず、岬東に先づ塩田を造り、是に依て又洲を生ず、從つて生ずれば從つて開墾し、漸次西より東に及ぼし以て今日の如きに至りしならん。

又大塩塩田は、古來其開墾塩田の字名を附するに其時代の年號を用ふる慣習あり、既に其最東端の字名に元祿と稱する塩田あり、之れ明かに其時代開墾せしものなるを知る、されば字元祿より西方に位する塩田は元祿以前の者たるは又疑を容れず。〔印南郡誌に據る〕

要するに本郡に於ける塩田は、奈良朝時代に的形村に創まり漸次東に開墾せられ、慶長の初年頃に至り梅井の塩田開墾せられたるもの〻如し。

○的形村、北濱村塩田

的形村塩田は、奈良朝時代僧行基的形村海岳寺を創建し韓泊の港を修築せる比、人民の生業なきを憐み土地を撿せしに其質製塩に適せしかば、塩田を開き製塩の法を敎ゆ、今の的形村の地と北山河の中央とは其當時の塩田なるべしといふ、其後鎌倉時代に於て今の小島相生間の新田と稱する所を塩田となせり元和年間に現今の塩田を開き、舊の塩田は總て新田と稱し畑となれり。

北脇村塩田は、的形地方と相前後せしものなるべし、舊記に元祿の頃迄は六町一段十二歩ありしが內二町三段五畝十二歩は山手にありて鹽付惡しきを以て元祿八年に新畑となすとあり。〔印南郡誌に據る〕

○大鹽村鹽田

約六百二十年前の永仁六年既に大鹽村は大鹽の莊の名あるより考ふるも、此時代に大鹽鹽田の開かれたりしこと疑ひなし、又元祿以前に開墾せし者あることは前に述べたるが如し。文政年間には既に百六町餘鹽戸四十八戸を有せり、天保二年に至り二十三町餘鹽戸十六戸、嘉永二年に十二町餘鹽戸八戸、明治二年に十二町餘を開墾し、現今は實に百五十餘町歩を有するに至れり。〔印南郡誌に據る〕

○曾根町鹽田

曾根町鹽田は其の創始詳ならず、德川時代初期の文書に曾根鹽田のこと多く見ゆたれば、既に德川時代以前にありしことは確なり。

鹽田開墾の明かなるものは左の如し。

現今の字立場（八町三段歩餘）と稱する鹽田は元和以前に開墾を始め寛文十二年完了したる鹽田なり

現今の字七軒（九町五段歩餘）八軒（九町九段歩餘）と稱するものは寛永年間に開墾せられたる鹽田なり。

現今の字渡場、俗稱渡場、通場（五町五段歩餘）は七軒、八軒に先ちて開墾せしものなれば、寛永以前既に鹽田なりしは確かなり。

現今の字新開（二十一町四段歩餘）と稱するは、安政五年正月橋本屋佐介（初代龜田五一郎）開墾に着手し、文久二年に竣工したるものなり。此時の土功人夫頭は、尾州の人松兵衞（後の杉浦松兵衛にて大鹽村に永住）副頭は曾根村岸野屋長藏（後の岸野長藏）なりとす。

昔時の鹽田にして後稻田に開墾せし者左の如し。

字鹽田（九町八段歩）前濱（九段歩）は其年代詳かならず蓋德川時代以前ならん。內新田（二町四段）は元文二年の文書に鹽田と見ゆ開墾は其後の事なり現今の入江濱（二町一段歩餘）入喜濱（四町四段歩餘）及宮前（十七町五段歩餘）は天保の撿地帳には鹽田と見ゆ、嘉永時代には稻田と見ゆれば、其稻田に變せしは其以後間もなき天保の中頃ならん。

現今の字中濱、俗稱新田、新々田（二十一町四段歩餘）の鹽田なりしものが稻田に變せしは、龜田五一郎（初代）主唱者となり明治初年に着手し九年二月に其大部分竣工せり、殘りの一小部分即ち當時新濱及酒屋濱といひしものは、故ありて遲れて漸く十二三年頃に竣工せり。（反別は明治廿年調）〔稿本曾根古今記撮要〕

○梅井村鹽田

梅井村鹽田は、慶長九年加古郡荒井村六左衛門なる者濱人を引卒し來りて開拓に從事し以て製鹽業を始む、其頃村の西南の地一帶は鹽田となりしも、河流の淡水浸入し、一方稻田の必要起りたれば、萬延文久の頃舊新田を慶應の頃新々田を稻田に化したり。現今の梅井新開は、元宗藏新田と稱せし耕田なりしを、明治十九年曾根村伊藤竹藏主唱となり、同村菅原寅五郎、大鹽村山本治之作（初代）兵庫神田兵右衛門の三氏と協力して、之を鹽田に開墾し明治二十四年竣工す。

二　鹽竈及焚料

古往史蹟を見るに、僧行基上灘目邊りに於て釜を以て鹽を燒くことを敎へたりしが如しと雖も其釜の如何なるものなりしかは知るに由なし。然れども近年

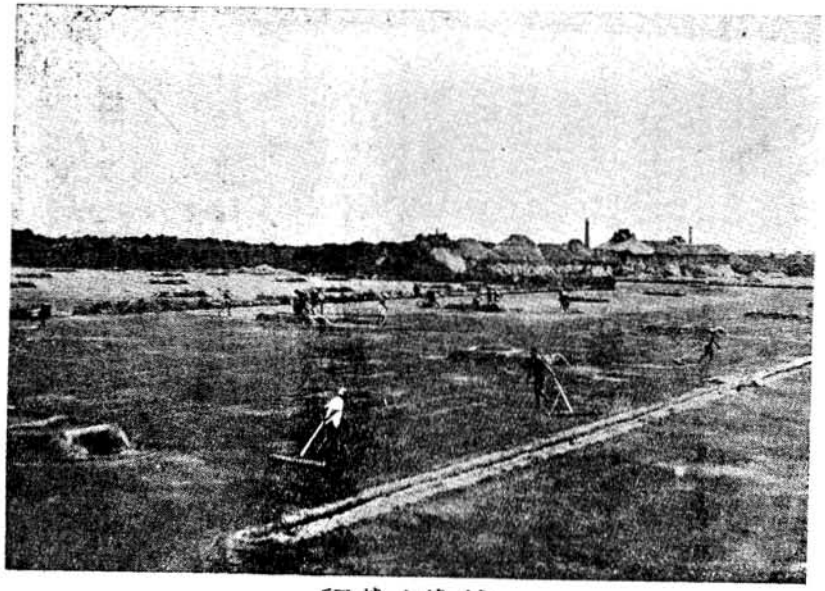

〔大鹽ノ鹽田〕

まで用ひ來りしものは石竈と稱し、逼平なる直徑五六寸位の碁石を黒鹽と鹹水土とを混合したるものを以て縫着製造せしものなりしが、竈焚間の所謂『こうら』なるもの多量に固着し廿日乃至廿五日毎に改造せざるべからざるの不便あり、然るに近時鐵竈の發明せらるゝや、明治三十年前後に至りて之を使用し初めたり、石竈は爲めに殆ど全廢せられたり。該鐵竈は鍛鉄製にして井上式、小西式等あり。

燃料は古來薪材を使用せしが、安政元年曾根濱は既に石炭を使用し始めたり、これより專ら石炭を使用せり、これ薪材は價高く火力弱くして鹽の結晶甚だ遲き缺点あるによるなり。

其燃料たりし薪材は、日向、豊後、備前、淡路の諸國より購入せり、石炭は始め唐津炭なりしか、其後九州炭を主とし防長炭をも使用せり。

○曾根濱

曾根濱は嘉永三四年の頃、三口屋新藏の小作せる塩田に始めて石炭を使用せしが、後同六年（大旱魃の年なり）曾根村字井町（今の俗稱燒場）の全燒に際し、燒失民家の天井裏に、塩濱燃料の薪材多く隱匿しありて、爲めに火災を強めたり、此に於て塩業者は薪材の濱人等に私せらるゝの莫大なるに驚き且安價にして火力強大なる石炭を從來焚料たる薪材に代へ、三口屋に從ひ安政元年より一般にこれを使用するに至れり、これ曾根濱一般に石炭を使用せし始めなり。而して當時はこの石炭を五平太と稱し、兵庫に於て購入し和船にて當港に運びたり。〔稿本曾根古今記撮要〕

三　塩田段別及製産額

○塩田段別

	寛保二年現在	明治卅六年現在
大塩村	九九町〇〇畝〇〇歩	一五六町四〇畝二七歩
的形村	六四、四〇、〇〇	六一、七五、一八
福泊村	不詳	九、六六、〇〇
西濱村	六、七〇、〇〇	一四、三五、〇〇
北脇村	三、八〇、〇〇	無
魚崎村	八、八〇、〇〇	無
魚崎新村	一七、八〇、〇〇	九、一三、〇〇
曾根村	不詳	四五、五九、一一

	合計	二〇〇、八〇、〇〇	二七九、〇九、二六

〔印南郡誌〕

○食塩製産額

明治廿五年	二四七、五四五石	一三三、〇一三圓
同　卅五年	二〇五、八七五石	二〇五、八七五圓

〔印南郡誌〕

○大正三年調査塩田段別並に製産額

製造場	段別	戸數	製産額
曾根町	八	五〇町六九畝	六
伊保村	三	九、一三	三
的形村	三五	六七、三三	一三
北濱村	六	一四、八五	一
大塩村	六七	一五〇、八八	一三
合　計	一九	二九三、七八	三四

五、三七一、八二〇斤
八〇三、一二〇
一一、〇五七、六八〇
二、二六五、九六〇
二五、四七八、一三〇
四四、九七六、七〇〇

〔神戸專賣支局大塩出張所調査〕

四　販　路

大塩村北濱村　寛保の頃には大阪、堺、尼崎、兵庫、明石、和歌山へ積上し、又諸國の入船も販賣せり、當時大塩村は千百石積の帆船十八艘を有せり。

明治三十四五年頃の販路は水運にては東京、四國、等とし陸運にては北陸、關西、阪鶴の各鉄道線の沿道とす。

的形村　詳かならざれども寛保の頃には鹽問屋十六軒あり、明治三十四五年頃の販路は大阪、四國及宍粟、佐用、神崎の各郡とす。〔印南郡誌〕

曾根村　寛保の頃荒井鹽は江戸並に大阪方向に於て聲價を博せしかば、梅井曾根方面の製鹽も亦同名義の許に販賣せられしことあり。明治三十四五年頃の販路は大阪、四國及阪鶴線沿道地方東播地方とす。

海外輸出　明治十四年より二十年に至る間、鹽價低落し鹽業者大に困めり、當時防長支部三田尻大會社の朝鮮へ輸出せるに鑑み、曾根村鴨田猪之介西濱村田中定十郎的形村井上惣七の三人發起して、海外輸出を企て赤穗濱、上灘目支部に於ては大に此擧に賛成し、各塩業者より其所有鹽田の反別に割當てゝ鹽を出さしめしに四斗入五百俵に達したり、即ち販賣及商況視察の爲め曾根村三谷長之助を派遣し、朝鮮國元山より露領浦鹽斯德に販賣せしめたり。

其の輸出の第一回は明治二十年六月出帆八月歸港、

第二回は同年九月出帆十二月歸港、第三回は二十一年三月出帆七月歸港せり、之れ本郡製鹽の海外輸出の始とす。〔稿本會根古今記撮要〕

○ 海外輸出鹽取扱法

我等相謀り朝鮮國へ食鹽輸出すべきことを協議決定せしに付左の取扱方法を定む。

第一條　輸出の事件一切に係る決裁及調理するは發起人三名之を掌る。

第二條　海外輸出實地派遣員は我等協議の上撰ふべし、但し實地賣捌の事は總て派遣員に一任す。

第三條　派遣員の旅費及手當等は歸國の上實費を取調協議決定す、但し發起人の協議を以て豫め實費の內渡を爲すことを得。

第四條　運賃其他輸出に係る費金は仮りに百石四拾圓を以て徵集す、但し時宜により相當の利子を付し發起人より立換ふるとあるべし。

第五條　派遣員は時々實況を報告すべし。

第六條　發起人中左の職務を分つ。

會計　一人　通信　一人　樞密　一人

第七條　第四條但書の立換金は發起人連署を以て之れを借入るべし。

第八條　此事業に係る損金は總て我々等の負擔たるべし。

付屬契約

本法第一條の發起人は左の三名とす。

井上惣七　龜田猪之助　田中定十郎

本法第六條により發起人分掌左の如し。

會計　田中定十郎　通信　龜田猪之助

樞密　井上惣七

本法第二條派遣員左の如し。

三谷長之助

明治二十年六月廿三日　上灘目鹽業者連署印

〔會根町龜田次郎氏所藏〕

五　塩の製俵並に其種類

毎日製鹽を俵裝することを『塩しまひ』と云ふ。水仕は毎夜塩を量り、頭は容塩せる俵口を閉づ、塩結は毎夜之を俵裝す。此等の作業は夜半八つ時（午前二時に着手し、拂曉終了す、而して水仕は毎朝これが製産額を親方に報告す。

塩の俵は古きことは詳かならず、文化文政の頃より一斗二升（三貫二百匁）入に定まれり、其俵形小判形をなせるを以て小判俵と云ふ、又表俵或は小俵とも稱せり。この外六貫、入塩、齋田、沖出、揚塩等あり。

六貫とは小判俵の二倍入の俵を云ふ。入塩は一斗六升入にして俵に裝飾を施したるもの、即ちかざり俵なり、丹波へ輸送のものなり、從つて價格高きを以て濱子間にては『丹波人は俵を喰ふ』と笑ひたりといふ。齋田は總て齋田俵に倣似したる俵にて江戸へ輸送用のものなり、沖出は船積用、揚塩は陸揚する俵にして、小判俵を少し丈夫にしたるものなり。

塩專賣實施後は新に叺俵行はる。

塩俵に用ふる俵、繩は古來印南、飾東兩郡北部の農家の製出せるものなり。叺も此の地方より製出す。

六　鹽業者組合

製塩及之れが販賣につきては、常に需用供給の權衡を保たしむることは、鹽業者の最も苦心せる所なり、文化、文政の頃の如きは各自濫製濫賣の結果、需用供給の權衡を失し、塩價大に低落し、塩業者大に苦み、巨多の鹽田は自然荒廢に歸する等衰微の極に達せしと云ふ、この頃周防に於ては田中藤六なる人之れが救濟策として、每年舊三月より八月迄六ヶ月間のみ採鹽することを實行せり、これ後の所謂三八法の始なり。

天保年間十州の鹽業者藝州宮島に會し、採鹽制限法の議ありしも行はれざりき。嘉永六年頃鹽價又低落し塩業者大に困む、此年備前の人三宅平左衛門、安藝の人壽兵衛、伊豫の人大澤常右衛門の三人、大に斯業の振はざるを憂へ、各國を遊說して製產制限法を議す、議成りて防長六ヶ月、阿讃豫三備四ヶ月、播州三ヶ月間の休業を實行せり、降つて明治十二年に至り本郡に於ても每年舊三月より八月迄六ヶ月間採塩することゝ、所謂三八法なるものを訂結實行することゝなれり。

明治十五年よりは播州鹽業相談會の定約に從ひ、十七年九月より十州塩田同業會上灘目支會に入り、十

九年四月より二十一年初め迄は十州塩田組合上灘目支部に入りて、其規約に從ふことゝなれり。

播州塩業者相談會　明治十五年二月二十三日赤穗郡新濱村に於て、播州鹽業者相談會を開催し、塩田永續の方法を議し一の契約書を作り、從來實行せる三八法に、各濱に『日別』(ひべつ)として採塩期限以外に採塩日數を增加することを決定し、十六年より實施せり。

○播磨全國塩業者定約連署簿扱書

一赤穗郡東西濱休業日別の義先般双方熟議の上左の通決定す。

日別七日　西濱開業期日三日前開業　尾崎濱同閉業期日後四日限開業

日別十二日　西濱開業期日六日前開業　新濱同閉業後六日限開業

一印南郡大塩濱曾根濱休業日別は左の通曾根新古十日間の事。

但前にて五日　後にて五日

右大塩曾根両濱の義は明治十六年一ヶ年分を取極候也

一播磨全國鹽業相談會を履行し一期中春秋両度開設するものとす。

一塩田取締の職掌を定むること左の如し。

塩田の改良を奬勵し公益を企圖するの責に任ず

同業者の結合を維持するの責に任ず

研究試驗に係る一切の事務を統轄す

販路擴張に係る一切の事務を負擔す。

一十州會議へ出席人員左の如し。

赤穗濱　二人　上灘目　二人

一本年東京に於て開設する水產博覽會閉場の際開會さるゝ水產集談會の議題第六條に塩田改良法の一ヶ條あり抑も此集談會たるや法律創定の參考に備へらるゝものなるを以て此好機に投じ我同業者の積年困難を極めたりし塩田維持の方法を創定せざる可からざる所以を切論し以て政府の注意を惹起せんと欲す故を以て本國四郡の塩業者惣代として集談會員二名を出頭せしむ可し

印南郡的形濱代議人　井上惣七

井上傳十郎

石原彦十郎

同　西濱代議人　田中定十郎

高田莊七郎

一前項を擧行する爲上灘目赤穗両濱より一冊の規則草按を提出し明治十六年春會に於て修正を附し遂に縣令の公許を得べし。

一十六年度鹽業着手の期は十六年春會に於て確定すべし。

印南郡曾根濱代議人　河野岩吉

同　大塩濱代議人　田中仁一郎

山本彌三作

同　的形西濱木場濱及飾磨郡宇佐崎濱惣代議人　井上惣七

以下略す

〔曾根町伊藤政太郎氏所藏、明治十五年十二月播全國鹽業者定約連署簿〕

明治十六年二月十三日曾根村に於て開催し決定せし條款中主なるもの左の如し。

○播磨全國塩田會議結盟證扱書

一本年開業期日は四月二十二日(舊三月十六日)とす。

一鹽業改良の爲全國に二人の塩田取締を置く其選擧區域左の如し。

赤穗濱　一名　上灘目　一名

同　大塩濱代議人　山本乾二

田中仁一郎

山本彌三作

同　曾根濱代議人　龜田左一郎

入江龜太郎

河野岩吉

門脇善吉

入江記一郎

伊藤竹藏

以下略す

〔曾根町伊藤政太郎氏所藏、明治十六年二月播磨全國塩田會議結盟證〕

十州塩田同業會　是れより先明治十五年長州三田尻の秋良貞臣塩業の永遠維持の方法を計畫せんとて日本全國の塩業者の一大團体を組織せんと企てたりこれが動機となりて前記の播磨一圓の團結を見るに至りたり。

十六年五月太政官第十三號布達に基き農商務省の特許を得て南海、山陽両道十州塩田同業會成立し本部を長州三田尻に置き秋良貞臣を本部長とし、上灘目、赤穗、両

備、藝備、防長、阿波、東讃、西讃、伊豫の九支部を置く上灘目支部區域は曾根、大鹽、的形、西濱、木場、宇佐崎、吉美、新在家にして、支部事務所を的形村に置き井上惣七を支部長とす。

十州鹽田組合　十州鹽田同業會本部長秋艮貞臣はよく日本全國釜屋約三千戸中約二千戸（年々少しの增減あり）を糾合結盟せしめて大に政府の當路者に說き、明治十八年八月農商務省令達、所謂名高き『三項令達の發布となれり。

一十州の間に於て鹽田を有するものは總て十州鹽田組合に加入すべし。

二製鹽事業は一ヶ年六ヶ月を限り猥りに其制を超ゆるを得ず。

一製鹽取締の爲め十州之間一の本部を置き各地適宜の場所に支部を配置すべし。

十九年一月二十六日十州鹽田組合規約願書を提出し同年四月九日認可を得たり、同年六月二十五日十州鹽田組合細則を定む。

上灘目赤穗即ち播磨一圓の鹽業に關しては明治九年頃より十九年に至る間は的形村井上惣七、植田藤太郎、中村熊三の三人は最も斯業に盡力せし功勞者なり、就中井上惣七は德望高く同業者の依賴する所なり、十七年十州同業上灘目支會設立せらるゝや井上惣七支會長たり。十九年四月十州鹽田組合の認可となりてより本部は專ら規約勵行を以て支部に臨むを以て上灘目支部を曾根村に置き曾根村河野岩吉其任に當れり、二十一年より同支部を的形村に移し又井上惣七支部長の任に當れり。

この三項令達發布せらるゝや、全國の新聞紙は擧つて大に其不當を鳴らし干涉に過ぎたるを難し大に反對せしが、二十一年に至りて令達取消となり、從つて組合本部、支部も只名のみとなりしと云ふ。

これより三八法破れ隨意採鹽となり曾根村の如きは舊二月より九月迄を採鹽期間とせり。

○明治十七年九月制定の十州鹽田同業上灘目赤穗両支會規則抜書

第一條　當支會は十州鹽田同業會の決議に依り播磨全國同業者の共同一致を以て設立する者とす

第二條　當支會は播磨全國同業者の共同を調和し團結を鞏固にし同盟規約を確守し以て永く鹽業の旺盛を謀る之を支會の本旨とす。

第三條　當支會は便宜に依り二ヶ所に分置すと雖も等しく同一の規則を遵守し苟も共同一致の本旨に悖戻すること無かるべし。

第六條　當支會は播磨全國鹽業者從來の同盟を害することなく依然繼續して愈々鞏固ならしめんことを勉むべし。

第七條　粗製濫造の弊を矯正し品位精良鹽價低廉及諸費減額して以て外鹽の輸入を防ぐべし。

第十條　製鹽賣買の際衡を用ゆるを以て自然鹽質の不良を招き需用者の擴斥を來す場合もあり依て爾後一般衡を廢し量を用ゆるの法に順次改良すべし。

第十一條　賣買上の障害を除去し販路擴張を講究すべし。

第十二條　每年春秋両期在鹽統計を表記し需用供給の權衡を揣り無限の濫製す可からず。

第十三條　製鹽不利の季節を除き就業六ヶ月を目的とすべし、但其年々の實況により伸縮するは十州本會の決議に依るべし。

第二十九條　上灘目支會幹事は左に定むる區域にて選擧するものとす。

新在家濱　一名　的形濱　二名
吉美濱　一名　西濱　一名
白濱　二名　大鹽濱　二名
木場濱　一名　曾根濱　一名

第四十五條　營業期日前後に於て土取其他の事を名として濱挽取扱をなすべからず。

第四十六條　十州鹽田同業會規則及會議の決議は勿論支會規則並申合決議に違背するものは五圓より少からず五拾圓より多からざる違約金を其支會へ出さしむるものとす。

第四十七條　每年決議する所の季節期限外營業をなしたるものは沼井一基（二穴）每に一日金五拾錢の違約金を其支會へ出さしむるものとす。

○十州鹽田組合規約抜書

第一條　當組合は十州鹽田組合と稱す。

第二條　當組合の地區左の如し。

播磨　備前　備中　備後　安藝　周防　長門
阿波　讃岐　伊豫

第四條　當組合の本部は愛媛縣讃岐國那珂郡丸龜に設置するものとす。

第五條　當組合は十州塩業者の氣脈を通じ塩業上の福利を增進し粗製濫造の弊害を矯正し專ら塩業の改良を講究し以て外塩の輸入を防ぎ永遠維持の方法を計畫するものとす。

第六條　當組合は產塩の統計を審かにし需用供給の權衡を量り以て不廣の蹉跌を防ぐべし。

第七條　採塩の期間は毎年春分より秋分の季節に於て一ケ年間六ケ月營業するものとす。但採塩の期節は風土氣候に依るものなれば各支部の便宜に任じ之を本部に届出さしむべし。

第八條　賣買上の障害を除き販路の擴張を計るべし。

第二十九條　營業期限外に採塩をなしたる者は其沼井毎に一日に付金五拾錢宛違約金として出すべし。

第三十七條　支部の名稱及位置左の如し。

十州塩田組合上灘目支部　播磨國印南郡的形村
赤穗支部　同　赤穗郡加里屋町
以下略す

〔曾根町伊藤政太郎氏所藏明治十九年四月十州鹽田組合規約〕

○十州鹽田組合細則抜書

第一條　營業期日以前鹹水を取るに紛はしき事業をなすべからず。但期限前地場へ手入せし濱は期日五日乃至三日以前潮入をなし期日に至り更に起し立て始業するものとす。

第七條　小數孤立及事情ある濱所へ增業日數は各支部一名づゝ委員を出し其調査を委托し本省の認可を得て當分施行するものとす。

第八條　前七條委員の調査したる增業日數は本部に於て再び當否を審査し明年通常會議に付し更に其筋の認可を乞ふものとす。

製鹽渡方は總て重量を廢し容量に改むるものとす。

竈土居土を洗注し採鹹水に混淆するは鹽質の不良を招くを以て一切之を爲すべからず。

第十條　各支部新發明の事業ある時は直に本部に報告すべし。

〔曾根町伊藤政太郎氏所藏、明治十六年六月十州鹽田組合細則〕

○曾根鹽田組合

曾根鹽田組合は、舊幕時代には曾根塩濱會所ありて、各塩業者一ケ年交替に其行司となりて、塩業に關する凡ての事務を取扱へり、之を年行司と稱す。明治時代に至りては明治八年に曾根濱會社を設けて製塩共同販賣組合を組織したり、其後分裂を來せしが十七年九月より十州塩田同業會上灘目支會に加入し、十九年四月より十州塩田組合上灘目支部に屬し、二十一年十州塩田組合解散と同時に上灘目支部も解散せり、三十八年六月に至り政府の塩專賣法實施するや茲に塩業者相謀りて合名會社曾根濱會所を設立せしが四十一年末に解散し、其後何等の法人組合を設けざれども、必要に應し塩業者の集會を催せり。

〔稿本曾根古今記撮要〕

○大塩塩田組合

文化文政の頃塩業衰退の極に達せし時山本安太夫なる者深く之を憂ひ、田中七郎左衛門、梅谷庄左衛門等と相謀り、文政八年始めて塩會所なる會社を設立し、各自製塩の制限を立て協力販路を擴張し、一面藩廳に向つて情を陳じ其保護を請ふ、藩廳又之を許し五年乃至十年の鍬下允可を賜ひ以て挽回の策を立てしむ、茲に於て衆大いに振ひ漸く舊勢に回復するを得たり、後天保年間に至り山本安太夫再び新地若干の開墾に着手す、衆之に抗して曰く、販路限あり曩の衰頽は供給の超過より起る、今新地を開き製造の增加を來さば再び前轍を蹈むの恐ありと、安太夫衆議に關せずして開墾し、其收穫を得るに及んで巨船を造り江戸に輸送す、是より頻年江戸に送り今日に至るも東京を以て販路の第一とす。後明治十八年に至り塩會所を共同製塩會社と改め、又大塩製鹽合資會社並に梶原製塩合名會社の二に分れ、後又大塩製鹽合資會社は幾多の小會社に分れしが、遂に各出資者の分立營業となり、獨り梶原製鹽合名會社のみ持續經營したりしが、明治卅八年六月專賣支局設置せらるゝに及び會社を解散せり。〔印南郡誌に據る〕

七　釜屋の組織

釜屋の組織は所により其名稱、人員に相違あれども、大同小異なれば曾根濱につきて調査せしものを記す以下八、九も之に同じ。

一軒の釜屋には濱子十二人半あり、即ち水仕一人、水仕脇一人、頭二人、跡匙三人、濱寄三人、塩結一人、五つ前半人(小供)男衆一人とす。

此の外に釜焚二人、日傭一人、及び上荷さしあり。

水仕は釜屋の取締にして且つ鹹水の濃淡を鑑別し沼井の鹹水を壺に持ち運び、夜は塩結を監督す。

又親方と濱子との連絡調和を謀る。

水仕脇は選抜せられたる頭の一人之を務め、水仕の補助をなし、又其代理をなす。

頭は水仕脇を合せ三人にて持濱(採塩すること)の時は、其中堅となりて採塩に從事し、又作業の餘暇には俵ごしらへをなす。

跡仕は頭の作業の補助をなす。

濱寄は塩田内の塩分を含める土砂を掻き集めて、沼井に入るゝ作業をなす。

塩結は夜中に塩俵を製裝する作業をなす。

五つ前は濱子の小使其他道具の片附等をなす、持濱の時は鹹水を下壺より臺(沼井)に汲上ぐる作業をなす。

男衆は親方より派遣し、日傭は臨時傭なり、共に頭と同じ作業に從事す。

釜焚は晝釜焚と夜釜焚とあり、昔も今も赤穗より雇傭し、地方のものは殆んど稀なり、石釜を使用せし時代には其石釜は釜焚の製造せしものなり。

上荷さしは各自所有船を以て釜の焚料及製塩運送の任に當る、他の濱子と異なりて世襲的のものなり、一釜屋に一名專屬す。「稿本曾根古今記に據る」

八　塩田稼人の所得

文化文政の頃には入れ釜の制度なし、持濱の日は一日一匁二分の賃金と、行李代として三分を與へらる内仕事(持濱せざる日に鹽田の普請等の仕事をなすこと)の日は一匁二分とす。其外二人の頭は交代して釜焚の手傳をなすを以て、一夜に付手當として鹽四升を與へらる。

入れ釜　入れ釜とは前述の如く賃金は日給に非らずして、歩持ちなり。嘉永以後より慶應年間に至る迄は、一千石の製塩額に對して百二十五石の賣却代金を水仕以下の濱子に與ふ、之れ一般の標準なり。即ちこの百二十五石分代金を水仕は二十石分水仕脇は十七石五斗分、頭は十五石分宛、跡仕は九石分宛、濱よせは四石乃至六石分宛、五つ前は一二石分、男衆は五石分(別に親方より給銀を與へらる)塩結は十石に付若干(時々變動あれば之を詳かに記し難し)の配分を得るなり、之を入釜と云ふ。

明治時代に至りて濱子の受くる入釜の標準は、或は百三十石となり、或は百五十石と漸次增加したり。

嘉永年間に於ける濱子人員は、百八十枚の臺數(沼井數)を有する塩田を標準として、其人員も十二人を以てせり。明治時代に至り漸次減じて臺數五十の濱に僅か五人となれり、即ち約半數の人員を以て同一の作業をなさしむることゝなれるが故に、製鹽額は勢ひ減少するを免れず。

濱子の所得には入釜以外に置廻、杓の鹽、内仕事等あり。

置廻　は明治維新前は普通一人前十枚持(沼井十臺)とす、この持枚以外に七枚又は八枚を持つ、之を置廻しと云ふ。この置廻の分は賃銀として一人に付一匁乃至一匁二分を與へらる。明治に至りても五つ持七つ持をなせり。

杓の鹽　維新前は一人に付一塗(二十日間)に一斗二升入一俵を與へらる、專賣法實施後金錢に代へたり。

内仕事　内仕事に行くを「札に行く」と云ふ。持濱は一ヶ年中約百日間にして、内仕事は濱子によりて一定せざれども、多きものは百八十日間、少きものは百二十日間とす。内仕事の日は濱子全部行くに非らず、必要の程度に應じ五人乃至十人とす、其賃金は維新前に於ては皆一樣に一人に付一日一匁二分なり、明治時代に至りては物價の高低に依りて一定せざれども約、白米一升の代價を標準とす。

釜焚　は木焚時代は詳かならず、石炭焚時代は一日三匁以下二匁五分の賃銀を與へらるゝ外下養即ち一日に白米一升と味噌、香物、燈油等を與へらる、夜焚は晝焚より二三分安く、其他は晝焚に同じ。

日傭即ち臨時雇は、其勞働せる賃銀として、一日二匁乃至二匁五分を與へらる。

●●前給　濱子は毎年末に、入釜の幾分を親方より前借をなす、之を前給と云ふ。嘉永時代より明治維新前迄は其額水仕にて二百匁を標準とせり。

この前給は札に行きて、年末迄に親方に返濟す、即ち一日内仕事に從事すれば其賃銀として與へらるゝ一枚一匁五分相當の木札を貰ひ、十枚に達すれば親方より七匁を受取り其殘りの差額を前給返濟の内金に繰入せらる。

年末の前給の外に盆、氏神祭は勿論、雨天打續き勞働に從事する能はざる時は、又前借をなす、此分は大低下り即負債となると云ふ。

かくて年末に至れば十二月二十五、二十六の兩日間に渡り、各濱子に付上り、下りを計算して翌年分の前給額を定む。

明治時代に至りても前給の慣習猶行れたれども、大抵毎日前借をなせり、札に行きて之を返濟することは同じ。

濱子にして「下り」ありて返濟し終らざる内は、他の親方へ行くとも、其方は先づ下りの有無を糺し、下りあれば決して雇傭することなし。又下りあるものはたとひ他の職業に轉じたりとも、其親、兄弟又は親類の者にて濱子となれるもの、之れが辨濟をなす。〔稿本曾根古今記に據る〕

九　塩　祝

舊暦正月二日夜半に親方、水仕、上荷さし、の三人は、其所有の各釜屋に至り、釜屋内に祭れる塩土翁神を禮拜し、歸りて親方の宅に酒宴を催し、其年の商利を祈る。

曾根神社境内に攝社鹽竈神社あり、毎年舊六月十八日を祭日とす、塩業者は其夜參詣し、各釜屋より塩二俵づゝ神前に供す、塩專賣實施後は金錢に代ねたり。〔稿本曾根古今記に據る〕

第二　漁　業

一　曾根町の漁業

曾根町の漁業は文化二年の頃より創業せしも、甚小數にて副業となすに過ざざりしが、明治五年頃より漁業者漸く增加し、明治三十八九年の頃には稍大なる漁船を有するに至れり、然れども今に兼業者多く組合の組織あれども別に見るべき施設なし、然るに町會は年々幾分の補助をなし斯業の奬勵をなしつゝあり。

主なる漁獲物　〔大正元年調〕

鯛　黑鯛　鰡　いな　鰻　鰕　漁場〔加印飾磨〔海面

漁獲物販賣高　一、一一五圓　從業者十一戸

二　伊保村の漁業

伊保村の漁業は寛治四年の頃、（紀元一七五〇年）本村が御厨莊九ヶ所の一となり、朝廷へ毎年魚菜を貢納せしことより察すれば、漁獵のことは往古より盛んなりしことを知る、「このしろ」漁は寛延以前より之を營み來り（岩見浦のこのしろ漁船を雇入れて營業せしと云ふ）海鰤の漁獵は嘉永年間より創始す。天保嘉永年間は漁獵甚だ盛なりしが、安政年間不獵の爲めに、漁業者の七八分は農業に轉せり、後慶應年間に至り一時漁獲多きが爲めに一時漁業盛なりしが維新以後類年不獵打續き漸次衰運に向ひしも、明治三十四年頃に至り漁具の改良次第に行はれ、鯛釣餌の如きも時季に應じて其品を代へ以て年中業となし逐年漁獲高を增すに至れり。又梅井村にも鰡、鰤魚海鰤等の漁業者ありしが、明治十二年地區を分ちて伊保崎村に合せし時、該漁業者二十餘名は伊保崎村に編入せられ、爾後營業するものなし。

始の漁獲は嘉永年間には一時盛なりしが、次第に衰微し一般民人の農閑時等に之を漁ごるに過ざざるに至る、近來は貝類中にてアサリ貝大に增殖せり。

漁獲物販賣は維新前迄或は市場に於て行ひ、或は從業者の自由販賣をなし來りしも、維新後諸種問屋業者の内に於て魚類の賣捌をも行はれたり、明治十二年の頃山本善太郎なる者、伊保崎村字高須に於て漁獲物の定市場を開始し、次いで高崎仲平、植田太一郎兩名共同にて同營業をなす、同二十二年中川平藏兩名の後を受けて、市場業を營む、後明治三十六年組合規則改正となり、曾根大塩村も組合に加盟することゝなりたり、而して明治四十二年まで伊保村漁業者の漁獲物は專ら中川市場に於て販賣せられしが從業者間に於て共同販賣をなすの利なることを唱へ

同四十三年一月從業者の一部は共同組合を組織して中川市場の手を離れたり、それより凡そ四ヶ年間中川市場と共同組合との間に營業上の紛擾を來せしが遂に圓滿なる解決を得、大正二年二月其筋の認可を得て、高谷寅藏名儀の許に共同販賣を公然行ふことゝなり、一方中川市場も殘りの從業者を以て以前の如く定市場兼果物問屋業を經續するに至れり。

主なる漁獲物　〔大正元年調〕

鯛　黑鯛　鱸　鰈　鰕　漁場　加印飾磨海面

漁獲物販賣高　三、〇三三圓　從業者　百三十六人

三　的形村の漁業

的形村の漁業は建長元年二月十五日、時光坊の時光寺を開きし時、佛像は福泊の漁夫海中に網を投じて、引上げ奉りし者なりと、以て古より網を使用して漁業の營まれたることを知らる、而して的形村漁場は福泊を主とし、礒之に亞ぐ、漁業組合の如きも、維新前より存在し、維新後も採藻税と稱して、同組合より毎年壹圓宛の納税をなせり。明治二十年前後には、手繰網を用ふる船(三人乘)十三艘、漕網を用ふる船(二人乘)四艘を有せり。

明治四十三四年の頃には漕網八艘のみとなり、一時漁業の衰微を來せしが、大正元年に至り手繰網一艘、漕網十三艘、合計十四艘を使用す。

定市場は明治二十二年に新設せられ大正二年七月改設せられたり。

主なる漁獲物　〔大正元年調〕

黑鯛　鰈　はつ　いな　このしろ　鰕

漁場　加印飾磨海面

漁獲物販賣高　一、一一五圓　從業者　二十五人

四　大塩村の漁業

大塩村の漁業は創業年代詳かならず。

主なる漁獲物　〔大正元年調〕

黑鯛　鰈　信良　このしろ　鰻　漁場〔加印飾磨海面〕

漁獲販賣高　一、七二〇圓　從業者　十三人

五　漁船數

	明治三十六年	大正元年
曾根	五間以上　一〇	三間未滿　一二
伊保	三間未滿　五〇	三間未滿　五八
的形	同　一四	同　一四
大塩	同　六	同　一四

六　淡水漁業

加古川は古より鮎魚の產を以て名高く、明治十八年明治天皇　御巡幸の砌これを献上したりと、されば沿川に之を漁る者少からず、即ち大正元年に於ける漁船數、投網數左の如し。

	漁船數	投網數
米田	三	一二
東神吉	—	四
平莊	九	三七
上莊	一一	四九

尙これ以外に伊保、東志方、志方村等にも投網のみを所有し、此所に漁るものあり。

七　魚貝類漁獲高

	明治廿五年	同卅五年	大正元年
鹹水漁獲高	二、一一〇円	四、六四五円	一七、八一〇円
淡水漁獲高	三〇九	六四一	一、九六八

第三章　礦業

第一　龍山

一　龍山石採掘のこと

龍山石の採掘は、往古石の寶殿造營の砌、既に此事ありたるは疑ひなしと雖も、今その詳細を知る能はず、舊記に徵すれば

龍山は慶長年間より石材を切出し、之を諸國へ搬出し民人の家業となす。〔播磨鑑〕

寶永七寅年石切初り、生石村七左衞門、七十郎、與左衞門、惣太夫、伊兵衞、右五人より石切願出。〔船津家舊記〕

播州姫路御領內米田組塩市村困窮に付、元祿年中爲御救之龍山被爲下置而、石切出申候。〔享保十六年塩市村古文書〕

龍山石切之儀は凡百三十年以前、榊原長山公樣御代塩市村、生石村、島村三ヶ村水損多き村方にて御百姓難義之段願申上候處、龍山にて作間に石切

り出し候樣被仰付、初て石切出し云々。

〔安永五年塩市島村生石三ヶ村古文書〕

右に據り按ふれば、龍山の採掘は遠く慶長年間に創まり、元祿年中或は其の前後より、藩主の許可を得て、採掘し創めたるもの丶如し、安永五年の三ヶ村の古文書に凡百三十年以前榊原長山公の御代とあるは間違にて、船津家舊記の寶永七年生石村七左衛門外五人石切願出てたるは、生石村地内にて新に切り出を願ひ出てたるものにて、龍山石採掘の最初にはあらざるべし。

又口碑の傳ふる所によれば、龍山石切出は攝津御影の石工來りて、其方を傳へたりと、後の御影船との關係は之の消息を語るものにあらざるか。

かくて、此の山の採掘は生石、島村、塩市の三ヶ村の住民の獨占なりしが、明治維新の前(年代不詳)新山と稱する所に伊保崎村の住民採掘を創め爾後此の四ヶ村に於て專ら石切り出すこと丶なりたり。

二　龍山石材賣捌

龍山石材賣捌は大阪に井筒屋善五郎、堺屋佐兵衛、江戸屋七兵衛、名田屋太兵衛の四軒の石問屋あり(後に七軒となる)攝州泉州紀州へ の賣捌は專ら此問屋を經て行ひ、兵庫以西は地問屋又は石工個人の自由營業となりたり、又これに要する石船は、最初攝州御影船に依りたりしが、後には魚崎村、荒井村の船に依ること丶なりたり。

○　證文之事

〔塩市村古文書〕

一播州姫路御領内米田組塩市村困窮に付元祿年中爲御救之龍山被爲下置候而石切出し申候、就夫は右之石各々方へ御引請被成樂々商賣仕候、然る所近年山本不埒にて稼賣等仕候に付、龍山商賣の面々多罷成、何角各々方御不勝手に付、向後冬買銀被成間敷由に御申被成候、左候得ば村方殊之外難義仕候に付、又々今年山之法式相改不埒之義不仕候段御極め依之先年之通り冬買銀被遣切出し候石各々方へ相渡し申筈に相極め申候。然る上は向後不埒之義仕間敷事。

一山本石切出し隨分念に入石長さ三尺以上、そげ、かけ無之樣に仕諸事御好之通可致事。

一村方山子共向後外より如何樣の義相談致候共山子一人にてもかたらひ格別に石切出し申間敷事

一村方問屋一人にても山子は不及申諸事我儘を申村方大阪問屋妨成義仕申間敷事。

一神部より上攝州紀州泉州堺其外所々大阪賣所に相極め申候事。

一山本石賣所兵庫より下在々賣所に定賣石は赤石等三尺たらずを賣申樣に可仕候事。

右之通双方立合致相談得心之上相定不埒成義仕間敷候旨大莊屋所へ申上則御裏判申請候上者後々年に至迄右相定之通少しも相違無御座候依而定證文如件。

享保十六辛亥年十二月

右者三十八年以前享保十六年亥年相對之上各々方へ土臺石被引請例年冬買銀借用申相樂に渡世相續仕來り候所五ヶ年以前申年各々賣場所へ山方より土臺石多俳徊仕候故各々商賣差支に相成候に付右躰之義相愼仕間敷樣改證文可致旨被申聞候所山方中之內新規成事之樣に心得各々相離攝州御影村其外大阪にも新問屋取組申候に付彌大阪表賣直段等下直に相成依之去亥十一月より各々引請相休被申及異論申候所右前段古證文之通り急度相守三ヶ村一統に申合各々方へ爲積登双方無滯渡世相續可仕候樣今度大莊屋御代役所より被爲仰渡候然る上者後々年に至迄右之通少しも相違仕間敷候爲後證依而如件。

明和五戊子年四月

塩市村石工八十五人
問屋　七人
組頭　一人
莊屋　安左衛門
連判

大阪石問屋

井筒屋善五郎殿　堺屋佐兵衛殿
江戸屋七兵衛殿　名田屋太兵衛殿

○　乍恐奉上差口上書

〔三ヶ村古文書〕

此度的形組魚崎村石船十三艘より砂部組塩市村同島村中筋組生石村右三ヶ村石切出共を相手取り御願奉申上候由にて、三ヶ村石切共御召之上石船願之趣御尋被遊候に付、乍恐口上書を以て左に奉申上候。

一龍山石切之儀者凡百三十年許以前、榊原長山公樣御代鹽市村島村生石村三ヶ村共水損多き村方にて御百姓難義之段御願申上候處、龍山にて作間に石切出し候樣被仰付初て石切出し、夫より段々攝州御影船を相願大阪其外攝州灘紀州泉州所々へ積廻し賣拂渡世勝手に相成申處御影船次第に難船旁々船數減少仕申に付、五六十年以前より三十四五年以前迄、魚崎村並御他領今市村石船扱へ申候に付古來よりの石船株と申儀者毛頭無之儀に御座候。

一他國他領之石買船參り候節者前々より相對にて賣渡し川口迄だんべ船にて積出仕來り申候。

一四十五年以前子の年迄は御影船魚崎船にて諸國へ積廻し賣拂申處、米田村大莊屋藤市郎殿時分大阪之者四人罷下り、三ヶ村と相談之上罷下候者を問屋と相極候上石直段を定引請に仕尤攝州神戸より上灘泉州紀州迄大阪問屋之賣場所に仕山本よりは賣申間敷段約速仕則大莊屋加判之證文相渡し阿波淡路其外下筋之儀者山本之賣場所と相究め石買船參り次第賣渡し船積仕儀に御座候、然る處六年以前寅年、大阪鷹屋宗三郎同御影屋源右衛門兩人へ石座被仰付右之問屋は中賣に相成申に付不作年來仕送り之古借銀卯辰兩年積登せ候石代銀にて差引被致、元利相濟し申に付、先年相渡置候賣先儀定證文並銀子借用證文等取戻し石賣場所者廣く相成候得共右二ヶ年之間夥敷他借仕難義至極仕罷在候。

一三ヶ村切出し之右石船十三艘へ引請申度段御願奉申上候由奉承知候左樣相成候ては石切共いか許歎敷奉存候、近年大阪表石座相極り候てより已來魚崎村船不上下仕剩他所より參候石買船差留め奥候樣代役汐右衞門殿迄度々內々相願候段承り申候自分之州者下筋へ材木商用に參り他所船を差留め山本之者共難義爲致いか樣にも石船之任我意可申上事之樣に乍恐奉察候、勿論去未の十月石山惣代之者大阪御番所樣へ御召に被成已來者石座之外へ荷物付け申間敷旨被仰付奉畏則御請書差上申候若し外に扱荷仕候はゞ早速石座より御願申上山本之者共御咎之程奉恐候。

一先年御影船に石積候節は一ヶ年に大阪へ十五六度より二十度迄も通船仕候處、魚崎船に相成外商用仕候樣御座候哉、年中に二三度より五六度ならでは通船不仕山本難義仕候、尤所々石買船參り候得者、枯汐にても一艘之荷物を三艘にも石船積致候へば、山本は不及申上だんべ船共勝手に相成申候ヶ樣之儀を差留め兎角山本之者難儀爲致石船仲迭之引請仕末々任我意引〆可申存心之樣奉察候、何とぞ御慈悲之上、何方之船にても勝手宜敷船に積候樣被爲仰付被下置度、乍恐奉願上候、右願之通被爲仰付度下置候はゞ、三ヶ村石工共一統難有可奉存候以上。

安永五年申五月

鹽市村石工惣代　五人
島　村　石工惣代　五人
生石村石工惣代　三人
外に莊屋組頭　五人
連　判

右之通口上書指上申に付奉御覽に入候以上

加古川大莊屋　富樫彌右衛門
中筋大莊屋　船津十太夫

杉森左衛門樣
御役所

三　藩主の專賣

龍山石藩主專賣は、開始の年代詳かならざれども、口碑の傳ふる所によれば榊原樣御代なりともいふ。鹽市村字山所に石會所あり、藩主より御目付、御手付各一人交替に派出し、村方より仕役と申して魚崎一人、鹽市三人、島村三人、生石二人、都合九人此會所に出仕し、各帳場を巡回して、大阪問屋注文の製品を檢査し之を大阪に送り出す、此代金は藩主に於て取引し、石工には藩主より下附さるゝことゝなれり、然れども地賣は個人の自由販賣たり。

此の方法は明治四年廢藩の時まで實施せらる。

四　運上銀のこと

生石村運上銀、明和年中の同村明細帳によれば。

一岩山　北は嶺切、東は島村山境、南は魚崎村山境、西は石寶殿境。

此運上にて石切申候、御運上銀三十六匁

兩度に上納。〔船津家所藏〕

又明治三年同村より上納せしものに

一銀十八匁　但入目銀無し　石上納銀

但し石二十四枚之内十二枚上納石一枚に付一匁五分宛

一石十二枚　石上納

〔船津家所藏〕

塩市村の運上は石のみで行はれたるもの丶如く御用石と稱して長四尺、巾一尺、厚六寸の石を石工二人に付き一枚宛上納せり。

島村の運上は詳にせざれども塩市、生石等と大差なかるべし。

五　龍山拂下のこと

龍山は古來より藩主の領有にして生石、島村、塩市の住民これを借受け各々石切帳場を開きて、自己の所有地の如く營業し來たりしが、明治維新後全く官有地に歸したり、即ち當時石工間にて、種々協議ありしが結局官有となれば他村の者の所有に歸する虞なしとて別に願出もなさざりしが、年を經るに從ひ借料金增加し、加ふるに貸下願を年々行はざるべからざるのみならず、願出より貸下許可まで其手續甚繁多にして勢切出を中止せざるべからざる事あり、此に於て明治三十三年、曾根村河野岩吉等の盡力によりて生石、島村、塩市、伊保崎の四ケ村の石切場拂下の出願をなし同年その許可を得たり、而して生石、塩市、伊保崎は個人の所有となりしが、島村のみは更に同三十四年三月、龍山物產株式會社を組織し、株數七十株、一株拂込五拾圓の出資をなし、前の拂下地を此の會社の所有となし、石賣上金拾圓に付き七厘の割を以て舊來の帳簿主に之を貸與し以て今日に至れり。

六　明治年間石問屋諸會社のこと

明治四年廢藩の後、一時石材は個人の自由販賣となりしが、後數年を經て、伊保崎村大內彦十郎、同村錢谷彌吉郎、阿彌陀村黑田耕一郎、塩市村藤原源藏等相續ぎて石問屋を開始し各阪神地方へ一手販賣を企てたりしが、いづれも失敗に終れり。

明治十九年中筋村船津吉太郎、阿彌陀村松本利平、曾根村河野岩吉等協同し、生石、中筋、伊保崎、塩市の石工を說き、同十月之れと契約を結び、更に同二十年五月島村石工總代東村權平と協約し、龍山築石會社を組織し、石材一手販賣を行ふ。

明治二十四年龍山石會社と改稱し、船津吉太郎を社長とし河野岩吉副社長となり、東村權平を以て營業掛となし事務所を伊保崎村字龍ヶ鼻に置く。

明治二十六年七月龍山石株式會社と改む。

明治二十八年松本利平を社長となし一切を委任するに至り更に之れを龍山石合資會社となす。

明治三十年龍山石材株式會社と改稱し伊保崎村中谷與吉郎之れが社長となる、而して以上の諸會社いづれも殆んど失敗に終りたり。

明治三十五年二月、河野岩吉、船津吉太郎、今市村入江辰次、西神吉村水埜恒太郎及び法人龍山石材株式會社の五名義を以て、龍山石商社なるものを組織し、營業所を大阪市西區松島町一丁目五十五番屋敷に置き、一時好況を呈したりしが、偶々三十七八年戰役の打擊を蒙り終に河野岩吉一個人の事業となり、大正三年九月迄繼續せり。

然れども一手販賣の事は既に破れ、各自に問屋を營むもの少からず、明治四十年頃には龍山石材に關聯せる問屋數二十餘戶に及び且つこれ等問屋と製造業者間に於て常に圓滿なる取引をなす能はず。

大正元年に至り伊保、米田、西神吉、阿彌陀の石材製造業者を糾合し、重要物產同業組合法に據り龍山石材同業組合を設立し、東村廣吉を以て組合長とし、石材の粗製濫造を防止し、取引を安固にし組合員相互の利益を保護することゝ爲したり。

然るに種々情弊と歐州戰役の打擊により最初七八百を算せし組合員は大正四年には僅に百有餘となるに至りたれば、福井郡長これを救濟せん事を企て、前記四ケ村長と協議し振興策を講究せり。

第二　龍山以外の石山

伊保山　は加茂山春日山中山西山の總稱にして中山及西山は明治二十五年伊保崎村石田庄作松本重兵衛の兩人同村石工石谷木之吉北野甚之助小野梅吉等と語ひ、採掘に從事し始め飾磨郡野田村八木儀一なる者同石材問屋業を營む又春日山は明治二十七年の

頃より伊保崎村中村豊三郎今市村伊藤英一の二人各所有山林の石材を石工島村西村次郎吉、中筋村森本彦太郎等をして採掘に從事せしめしが、こは唯春日山の一部分にて春日山全体の採掘としては明治四十三年十一月許可を得同十二月石工濱田長作山本彦藏高谷孫市等採掘に從事す、又加茂山は明治四十四年三月九日許可を得て直に採掘に從事す、當時の石工は福谷嘉吉、高谷政次、菅音市等なり。

中筋山　は高坪、荒山、藥師山の総稱にて同村山本清七なる者、維新後長村より六人の石工を雇入れ藥師山に入りて採掘を始む、當時用材の販賣鈍く採掘遲々として振はず、清七は家財を投じ辛苦萬難を排して斯業を經營し、遂に中筋山石材採掘業の基を爲すに至れり、高坪荒山は其後の採掘に掛るものなり。

地藏山　は明治十二年の頃、魚橋村桝田喜平次なる者始めて此山の石材を採掘す、爾來島村の石工主となりて從業せり、耐酸度98%を有す。

魚橋山　は享保の頃、同村石屋孫右衛門なる者の創業にて、其子忠藏に及び、次いて原清三郎親子二代從業し、其れより島村、生石村の石工來り魚橋村の石工と共に從業す。

魚橋山の内字打越山よりは近來耐酸石産出し才物として硫酸製造のグラバ塔中積用材に使用され伊豫、岡山、紀州、大阪方面へ輸出し逐次其販路を擴め將來有望の産物なり。耐酸度95%

又此の山の一部よりは螢石及砥石用石をも産出す。

海老の山　は明治十二年の頃魚橋村原善藏之れが採掘を始む。

南池山　は明治三十八年同村の石工此山の石材を採掘し始む。

佐土新田山　は桶居山西等の総稱にて石英質の大岩石よりなり、石材の採掘は古くより行はれしも、營利生産物としては、明治二十三年春同村梶原儀助所有に掛る西に於て採掘を始む。

○附三德山並に桶居山砥石硯石採掘のこと

明治二十六年春別所村佐土新田三德山の深谷より髮剃砥石として有望なる岩石層の露出せるを發見し、同村高谷佐太郎主唱して曾根村河野岩吉田中寅次郎の両名に語ひ合辨を以て之を試掘し、大阪に販路を求めしも、其石質硬くして實用に適せず、且工費多くして收支償はず、依て同三十七年春一つの洞窟を殘して止む。又三德山に稍後れて、前の三名は桶居山より俗稱虎石の試掘を開始し、大阪に其販路を求めしかど、石材中に硬質の小粒あり、之亦實用に適せず、失敗となり一大洞窟を山の中腹に殘して止む。

升田山　は西の山浦山の総稱にて、西の山は明治二十八年三月より同三十五年頃まで採掘し、其れより同四十年まで休業し、其後三四年間從業せしも大正の初年に至り再休業せり、浦山は明治四十年二月奥田清次此山の石材を採掘し始め同業を繼續す。

上部山　は明治四十一年二月大西惣太郎此山の石材を採掘し始む。

荒神谷　は維新前既に其土地の石工石材の採掘を始めしと傳ふ。

池尻山字上の山　は文化の初年頃山田卯平なる者の創業にて字燒上は天保十四年三月都倉又三郎なる者始めて之を採掘し両山とも同業を繼續せり。

辻山　は明治四十四年四月十五日伊保村の内伊保崎村入江卯之吉、辻村の石工をして石材の採掘を始む。

○的形村黄鐵鑛のこと

的形村字地の西方同字墓地附近に産する方形の黒褐色を帶びたる鑛石は元來黄鐵鑛なれども風雨の爲に外面より變化して褐鐵に變せり之を桝石と稱す、碎く時は中央部は黄鐵鑛其儘を表はせり。

技師の調査せる所に依れば此の鑛脈は海岳寺方面に延びをれりと云ふ、當時之を溶解して研究したることありと。

第三　石材産額

二　石材産額　（大正四年調）

	帳場數	從業者	採掘高	
龍山	三五	六五	延六〇、〇〇〇間	八、[illegible]円
			割二六、〇〇〇個	九一〇
伊保山	四九	八〇	延八六、四〇〇	一三、九〇〇
			割四二、〇〇〇	一、四七〇

中筋山	二六	三〇	延割	三六、〇〇〇個 一〇、〇〇〇個	五、〇〇〇円 七〇〇	
生石子山	一六	五〇	延	四二、〇〇〇	五、四六〇	
魚橋山	一五	二五	延割	七二、〇〇〇 一二、六〇〇	三、七八〇 四四一	
地藏山	四	一三	延才物	一四、四〇〇 四、三三〇	二、〇一六 不詳	
鑛の山	八	一六	延割	一七、二八〇 九、六〇〇	二、四一九 三三六	
南池山	七	二〇	延割	六、〇〇〇 五、五〇〇	七八〇 一九三	
池尻山	七	二〇	延割	七〇〇 五〇、〇〇〇	一五四 二、〇〇〇	
升田山	三	六	延割	七、〇〇〇 二七、〇〇〇	一、〇五〇 九四五	
荒神谷	七	一〇	延割	三五、〇〇〇 三三〇、〇〇〇	四、九〇〇 八、〇五〇	
佐土 新田山	四	一三	延割	五、〇〇〇 一、三〇〇	七五〇 四五五	
辻山	九	一五	延割	一四、〇〇〇 一〇、〇〇〇	一、四七〇 三〇〇	
上邊山	二	二	割	三、五〇〇	一三〇	
合計	一九三	三六三	延割	三五〇、七六〇 二三八、二〇〇	四八、七七九 一五、九二〇	

○龍山石產額

明治二十五年	土臺石	一三八、四九七個	金額	一三、〇八一円
	割石	三三、〇五八個		一、三三四
同　三十五年	延石	一八、八〇〇	金額	一五、五四八
	割石	一〇六、〇〇〇		三、七〇一
大正　元　年	延石	二〇三、九六〇	金額	三九、四二六
	割石	三七、九六〇		一七、三九五

備考　大正元年は郡內各山を計入せり

第四章　製造工業

第一　機　業

文政天保の頃姫路藩主特に草棉の栽培と綿布の製造を奬勵せられしかば、我印南郡に於ては盛に之を栽培し、其綿花は女子の手にて紡績機織せられ、播州木綿又は姫路木綿として京阪地方は勿論遠く江戸其他に輸出せられたり、然るに明治維新以後外國綿花及綿絲の輸入せらるゝに及び、綿布製造には專ら機械紡績絲を使用するに至れり、明治二十年四月東播五郡木綿製造組合（組長松本利平、副組長兼委員稻岡九平、委員長谷川新藏、福原久太郎、陰山友八、長谷川直吉）組織成りたりと雖、斯業は漸次衰頽し同組合も遂に解散するに至れり。

（註）本邦在來木綿製織の衰頽は唯に本郡のみにあらざるなり、即ち日本社會事彙に左の如く記載せり。

日本工業史に曰く、我邦の織物中ことに木綿織物に著しき影響を及ぼしたるは洋絲の輸入にして、從來我邦の綿絲は、農家の婦女が本業の餘暇を以て手紡する所のものなりしが故に、同じ人によりてつくられたる品も毎に細大不齊を免れず、恰も異りたる人によりてつくられたるものゝ如くなりき、然るに洋絲は其質の均一にして、其太さを區別するにも番順を以てすることゆゑ、何番の絲と稱すれば何れの國の絲にても其太さに於ては毫も異ることなし、これ實に品位の均一を得るのみならず、また以て織工勞力を減ずるの便益あり、これに加ふるにかの瓦斯燒絲の如き細美の細絲輸入し來り、我邦の織物俄然舊觀を一變し、更に從來なき所の織物現出し、大に其產額を增進せしめたり、愛知岐阜の木綿縞、埼玉の二子織、紀州の綿「フランネル」の如きは綿布に於ける變化にして、足利の絹綿交織、丹後桐生の觀光縮緬の如きは、絹布に及ぼしゝ影響なりとす、其原因たる皆洋絲輸入によらざるはなし、こゝに於て從來もてはやされし所の紋羽眞岡木綿の類は、殆んど其地位を失ふことゝなれり。

爾後本郡に於て綿布製織に代りて起りしものを「タオル」「メリヤス」の製造とす、即ち「タオル」製造業勃興の狀況は、合資會社稻岡商店の沿革によりて之を推知すべきを以て左に其梗概を記すべし。

稻岡家は先祖の代より木綿製造業に從事せしが、世の變遷に鑑み明治二十四年十一月より「タオル」製造業を創始し、當時我國にありては本業尙幼稚にして、從つて販路も狹く、所謂原始的狀態なりき、此間に處し本店は幾多の困難を排し研究を積み、織機を改善して以て製品を完美ならしめ、極力販路の開拓につとめたり、明治二十八年日清戰役後清國市場に本店製品を紹介せしに、忽ち好評を博したり、同三十三年北清事變のため一時非常なる打擊を蒙りしも、少しも頓挫することなく此難關を通過し得たり、同三十六年頃より輸出先市

場に於て本店專用の錨印及鹿印商標の聲價は益々高く、信用は漸く厚を加ふるに及び、本店の事業は倍々順調に發展せり、同四十一年は本邦「タオル」業の大厄年にして南清に「ボイコット」起り、加ふるに銀塊は暴落し、上海附近には洪水氾濫する等、種々の災厄の爲強烈なる不景氣の襲來を蒙り、同業中には倒產者續出するに至れり、然るに本店は需用地に於ける商標の信用厚かりしを以て幸に大なる創痍を蒙ることなく、この危險期を通過するを得たり、爾來徐ろに回復の機運に向ひ益々製產額を增進せんとせり、然るに大正三年八月歐州大戰亂勃發するあり、引いて日獨宣戰の布告となり、大正四年には日支交涉の開かるゝに及び、支那商人の慣用手段なる「ボイコット」を企て、日本政府より最後の通牒を發せらるゝや、前後約二箇月間は日貨排斥熱其極に達し殆んど輸出杜絕の悲境を呈せり、是より先き本店進運の向上に全力を注ぎ、日夜寢食をも忘れて努力せし代表社員稻岡九平の宿痾革まり、大正三年十月遂に物故するの不幸に遭遇せり、然れども多年培養せし事業の根抵は頗る强固なりしが爲海外市場秩序恢復すると共に輸出額も漸次增加せり。

本店の工場は印南、加西、揖保の三郡に亘りて散在し其數二十三、之に附隨する晒練染色工場一、緯卷機、絲繰機及整經機を有する機械工場三、合計二十七箇所あり、「タオル」織機總數一千有餘臺を有す、而して之に使用する職工は男百人、女一千四百餘人なり、明治三十年以後本店「タオル」製造の統計左の如し。

明治三十年	一八、三四五打	二三、〇二九円	
同　三十五年	七一、〇三四	八三、〇九四	
同　四十年	三八三、三四二	四〇九、一四四	
大正　元年	三四四、七三七	四一八、九一〇	
同　三年	五八七、八四五	六三一、九八二	

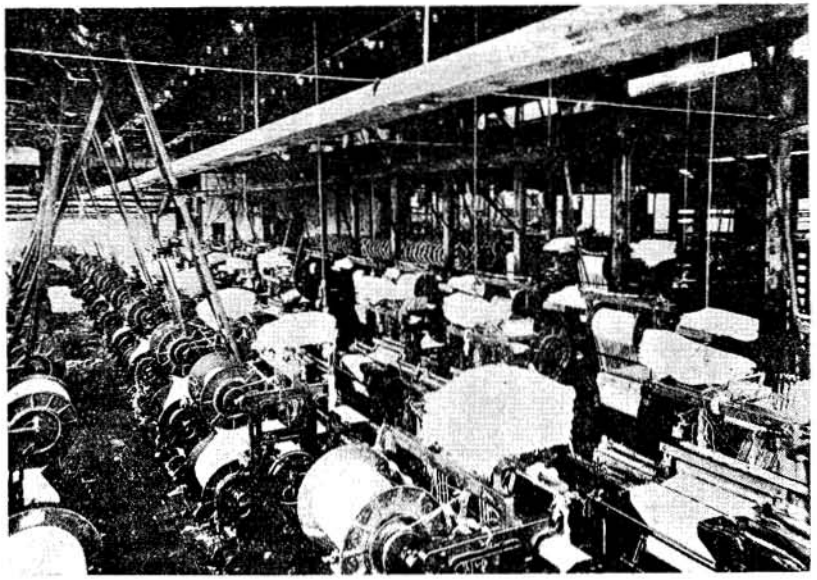

〔稻岡工場內の一部〕

○職工五人以上を使用する機業工場

（大正四年十月末現在）

名稱	所在地	工場主	創業年月	製品
合名會社稻岡商店會根工場	會根町	合名會社稻岡商店	大正元年九月	タオル
松本莫大小工場	米田村の內米田村	松本增吉	明治四〇、一	靴下
石原莫大小工場	同　村の內米田新村	石原勝次郎	同　四三、九	靴下
合名會社稻岡商店神吉工場	東神吉村の內神吉村	合名會社稻岡商店	同　二八、三	タオル
好田分工場	同	好田松次	同　四〇、一	タオル
簽江西井ノ口分工場	同村の內西井ノ口村	簽江萬次郎	同　四一、一	タオル
合名會社稻岡商店小畑工場	平莊村の內小畑村	合名會社稻岡商店	同　三七、五	タオル
同　一本松工場	同村の內一本松新村	同	同　三七、七	タオル
九三商店	同　村の內養老村	山崎貫治	同　四〇、一	タオル
同　池尻分工場	同　村の內池尻村	同	同　四〇、一	タオル

同	里村山條分工場	同	村の内里村	同	明治四〇、一
好田上原分工場		同	村の内上原村	好田松次	同　四〇、一
丸三商店磐分工場		同	村の内磐村	山崎貫治	同　四二、一
好田山角分工場		同	村の内山角村	好田松次	同　四二、一
丸三商店西山分工場		同	村の内西山村	山崎貫治	同　四二、三
同	上部分工場	同	村の内里村	同	大正元、一〇
畑	秀工場		上荘村の内國包村	畑秀作	明治三三、八
畑岩吉工場		同	村の内國包村	畑岩吉	同　三五、二
合名會社稻岡商店藥粟工場		同	村の内藥粟村	合名會社稻岡商店	同　三六、八
畑勢靴下工場		同	村の内國包村	畑勢	同　四〇、四
合名會社稻岡商店小野工場		同	村の内小野村	合名會社稻岡商店	同　四三、四
同	高畑工場		東志方村の内高畑村	同	三二、一
同	東飯坂工場	同	村の内東飯坂村	同	三二、四
同	大澤工場	同	同の内大澤村	同	三五、一
同	畑工場	同	村の内畑村	同	三五、四
同	東飯坂工場東中出張所	同	村の内東中村	同	三七、六
同	細工所工場	同	村の内細工所村	同	三七、八
同	柏尾工場	同	村の内廣尾村	同	三九、九
同	廣尾工場	同		同	四〇、三
同	東飯坂工場池内出張所	同	村の内行常村	同	四二、二

大澤タオル工場		同	村の内大澤村	稗田耕一郎	明治四三、一
投松タオル工場		同	村の内行常村	同	四三、一
合名會社稻岡商店	東飯坂工場行常出張所		合名會社稻岡商店		同　四三、三
廣尾靴下工場		同	村の内廣尾村	宮永熊藏	同　四四、二
玉田タオル工場		同	村の内野尻新田	玉田幸次郎	同　四五、一
合名會社稻岡商店	畑工場法華口出張所	同	村の内畑村	合名會社稻岡商店	大正二、一
原靴下工場		同	村の内高畑村	原辰次郎	同　二、三
稗田浴巾工場		同	村の内大澤村	稗田耕一郎	同　三、五
櫻井織布工場			志方村の内志方町	櫻井昌治	明治一七、八
好田タオル工場		同	村の内西飯坂村	好田松次	同　三九、八
松本莫大小製造工場		同		松本松太郎	同　四〇、一
合名會社稻岡商店天神工場		同		合名會社稻岡商店	同　四〇、二
平田靴下工場		同	村の内志方町	平田作次	同　四三、八
陰山織布工場		同	村の内西中村	陰山音吉	同　四四、三
陰山タオル工場		同		陰山友八	大正元、八
合名會社稻岡商店			西志方村の内横大路村	合名會社稻岡商店	明治二四、二
同	西牧工場	同	村の内西牧村	同	三四、五
長谷川莫大小工場		同	村の内永室	長谷川三次郎	同　四〇、五
志方莫大小合資會社		同		志方莫大小合資會社	同　四一、五

タオル					
タオル					
タオル					
靴下					
タオル					
整經					
綿ネル					
白木綿					
タオル					
タオル					
靴下					
白木綿					
綿ネル					
タオル					
タオル					
靴下					
靴下					

長谷川織布工場	西志方村の内永室村	長谷川直吉	大正元年八月	白木綿			
釜江タオル工場	西神吉村の内中西村	釜江萬次郎	明治三五、五	タオルクッ下シャツクッ下			
宗佐メリヤス工場	同　村の内鼎村	宗佐義一	同　四〇、一				
西海靴下工場	同　村の内中西村	西海五郎七	同　四〇、一				
岸本白木綿工場	同　村の内大國村	岸本與作	同　四三、一	白木綿			
竹本白木綿工場	同	竹本豐治	同　四四、一	白木綿			
陰山靴下工場	同　村の内西村	陰山善次	大正二、三	クッ下			
合名會社稻岡商店釜江別所分工場	阿彌陀工場　阿彌陀村の内阿彌陀村別所村の内別所村	合名會社稻岡商店	明治三五、九	タオル			
莫大小靴下工場	同　村の内佐土新村	釜江萬次郎	同　三九、三	タオル			
大倉洋燈芯製造所	北濱村の内北脇村	松本松太郎	大正二、五	クッ下			
川本洋燈芯製造所	同	大倉喜藤次	明治三〇、三	洋燈芯			
石井靴下工場	的形村の内的形村	川本直助	同　三九、四	洋燈芯			
中川靴下工場	同	大和源次郎	同　四三、五	クッ下			
長濱靴下製造工場	大塩村	中川榮治	大正三、四	クッ下			
伊藤靴下工場	同	長濱小市郎	明治三七、五	クッ下			
		伊藤松治	同　三七、八	クッ下			

○機業製産統計（其一）

年次	白木綿絣		木綿縞		綿ネル		タオル		天竺木綿		其他	
	産額	價額	産額	價額	産額	價額	産額	價額	産額	價額	産額	價額
明治二十二年	三四六、七二四反	五四、一二四円	六、〇〇〇反	四、九二〇円	六〇〇反	一、三四四円						
同二十五年	一八七、九八六	四四、二〇八	一六、七六六	一三、〇八五	—	—	二、八五〇打	二、五三五円	—	—	—	—
同二十二年	九五、一八七	二三、五一六	—	—	三、四〇〇	八、九〇〇	一二、二八五	八、三九五	—	—	—	—
同三十三年	八九、三七〇	二〇、四九〇	—	—	三、二〇〇	七、九〇五	五七、八〇〇	五〇、六四〇	—	—	—	—
同三十四年	六三、六二〇	一九、七四八	—	—	一、七三〇	三、二三四	五七、九一〇	四五、四八五	—	—	—	—
同三十五年	六一、六九九	二、二二八	—	—	二、二八五	四、〇〇一	六四、三七六	四九、七六三	—	—	—	—
同三十八年	八三、三〇〇	三七、一二三	二、三五〇	二、八二〇	九、五三〇	一、五〇〇	二一、一一〇	一六三、五二三	一、五〇〇	四、一四〇		
同三十九年	六〇、〇七四	三三、四九六	二、三〇〇	二、七八〇	八、六一〇	一、〇〇〇	三一六、八七三	三四〇、一四九	一、〇〇〇	二、六四〇		
同四十年	五四、五八〇	二九、三五九	二、四〇〇	二、七五〇	一、五〇〇	七〇〇	三七、〇〇〇	二五六、五九〇	一、〇〇〇	二、六四〇		
同四十一年	六四、〇一二	四〇、二九七	六、〇〇〇	六、〇〇〇	二、五八〇	二、三一二	三四八、四五〇	二九二、二〇三	八〇〇	一、九八〇		
同四十二年	五八、五三〇	二六、八二六	一五、一四〇	一五、一三六	二、七六七	六、八二〇	三八四、九九七	三五三、六五六	二、五六五	三、九九二		
大正元年	一五六、九九〇	八三、四四四	五、四六〇	五、九六〇	三、三七〇	八、三三三	六五一、六三〇	六四四、〇一五	—	—		
同二年	二一七、八八〇	九九、〇三〇	五、五八〇	六、五八〇	四、八〇〇	六、〇〇〇	六〇七、二九一	六九四、九〇三	六、〇〇〇	四、五〇〇		
同三年	二四五、〇三〇	一〇三、五八四	五、三〇〇	六、二八〇	四、八〇〇	六、〇〇〇	五〇五、五一五	四七九、八〇七	六、〇〇〇	四、六〇〇		

機業製産統計（其二）

年次	靴下		洋燈芯		シャツ		其他	
	産額	價額	産額	價額	産額	價額	産額	價額
明治二十二年	—	—	—	—	—	—	九〇〇反	一、八〇〇
同二十五年	—	—	—	—	—	—	—	—
同三十二年	—	—	—	—	—	—	二三、五〇〇	四、六〇〇

同三十三年	—	—	—	—	—	—	二九、七五〇	一三、五七〇
同三十四年	—	—	—	—	—	—	四三三、三〇〇	一六、〇五〇
同三十五年	—	—	—	—	—	—	五二六、九六〇	一五、六一四
同三十八年	四九、九五〇打	二一、八七〇円	九〇〇打	三八七円	—	—	—	—
同三十九年	二〇、七一〇	一三、二六〇	八七、五〇〇	一二、五〇〇	—	—	—	—
同四十年	二二、九六〇	一五、四九五	八七、一〇〇	一二、五〇〇	—	—	—	—
同四十一年	四三、八五一	三二、八四九	七〇、〇〇〇	七、五〇〇	—	—	一、三八〇	一一、〇三二
同四十二年	一〇一、三一二	六八、八六一	五二、〇〇〇	五、五五〇	—	—	—	—
大正元年	一七三、一二〇	一一二、九一〇	一、一三四、〇四〇	一四、五六五	一五、八五〇打	三九、六二五	八、四一〇	一四、三二二
同二年	一五三、五三〇	九四、三四四	一、〇六〇、〇四〇	一四、九三二	四四、〇〇〇	五二、〇〇〇	—	—
同三年	一二四、四五〇	七四、一四二	七七、五〇〇反	一三、一五〇	三三、〇〇〇	三九、〇〇〇	—	—

○漂白工場

綿布の漂白は維新前より専ら友澤村に於て行ひ來りしが、同村の加古郡に編入後本郡には漂白工場之なきに至れり、然るに大正二年十月に至り合資會社稻岡商店は、平莊村の内池尻村に一の晒練工場を設けタオルの漂白を行へり。

○染色工場

往古より木綿の染色は主として藍染にして、之には専ら日本藍を使用せしが、維新後西洋藍の輸入せらるゝに及び、多量に之を使用し日本藍を壓倒するに至れり、其他の染色に於ても人造染料を使用するもの多きを加へたり。

第二　醸造業

本郡に於ける醸造業の沿革は之を詳かにせず、今左に酒類及び醬油に關する近年の統計と大正四年十月に於て從業人員五人以上の醸造場を掲ぐる事とせり

○酒類及醬油

年次	酒 免許人員	酒 製造場數	酒 清査酒	酒 定味	石類 淋	石類 燒酎	醬油 免許人員	醬油 製造場數	醬油 査定石數
明治三十五年	一〇	一〇	三、三六三石一三六	四二石三二八	一石二七八	六	六	七〇八石三一八
同三十六年	一〇	一〇	三、二〇九、二八一	五五、五九九	二、六八六	六	六	六二一、八〇九
同三十七年	一一	一一	二、三三八、六四八	六五、二四四	一、一二九	六	六	七三九、三七六
同三十八年	一二	一二	四、一四三、一八七	九四、四二九	四、五二五	八	八	八三七、一八七
同三十九年	一四	一三	四、二二九、三六六	一二八、一八七	五、五六〇	九	九	八九四、九四八
同四十年	一六	一五	四、九三一、九一三	一五五、二五五	五、三五一	九	九	一、一九六、三七四
同四十一年	一五	一五	五、八一五、八四九	一一〇、三〇八	五、四一四	一一	一一	一、三五八、一〇八
同四十二年	一五	一五	四、五五〇、九六三	一二六、一二九	四五、八四〇	九	九	一、四〇七、二四九
同四十三年	一四	一四	四、八七八、〇〇〇	六〇、〇〇〇	—	一〇	一〇	一、七八九、八八七
同四十四年	一五	一五	五、七二九、〇〇〇	六九、〇〇〇	二、〇〇〇	一一	一一	一、八三三、〇〇〇
大正元年	一四	一四	五、一一九、〇〇〇	七三、〇〇〇	二、〇〇〇	一一	一一	二、四六二、〇〇〇
同二年	一四	一四	四、九三三、〇〇〇	七六、〇〇〇	—	一〇	一〇	二、三七八、〇〇〇
同三年	一三	一三	三、七八九、〇〇〇	七九、〇〇〇	三、〇〇〇	九	九	二、二五一、〇〇〇

○醸造場

名稱	所在地	持主	創業年月	製品
西澤酒類製造場	曾根町	西澤新太郎	明治一五年一〇月	清酒、味淋、燒酎
增瀨清酒釀造場	伊保村の內伊保崎村	增瀨四郎	同一〇、一〇	清酒
西谷酒造場	米田村の內米田村	西谷惣太郎	同一三、一〇	清酒
田中酒造場	上莊村の內藥栗村	田中治	同二五、一	清酒
新屋醬油釀造場	同村の內國包村	畑昌愷	同三八、二	醬油

○酢及味噌

年次	酢 產額	酢 價額	味噌 產額	味噌 價額
明治四十四年	五六〇石	六、〇〇〇円	八〇〇貫	二〇〇円
大正元年	七七〇	八、三〇〇	二、三〇〇	七七四
同二年	八二〇	八、七二〇	五、五〇〇	一、五〇四
同三年	六〇〇	七、八〇〇	五、四〇〇	一、五一二

第三　瓦及煉瓦

瓦の製造は由來古しと雖も統計に記載せるは明治三十八年度とす。

煉瓦の製造は明治二十八年伊保村の內中筋村中播磨瓦株式會社の創業に始まる、同會社は中筋村農家に副業をなさしむる目的を以て創立せられ船津吉太郎其の社長となり島本利三郎支配人たり、當時の資本金貳萬圓一ヶ年產額壹百萬個なり、明治三十四年曾根村角谷七五郎中谷與八の兩人に賣却す、これより合資會社に改め資本金壹萬圓に減じたり。大正元年大阪市濱口駒次郎に賣却す、この時新式輪環窯を築造し年額六百萬個の製產力を有するに至れり。

大正元年三月別所村の內北宿村に資本金五千圓の別所煉瓦合資會社設立せられたり。

製品は本縣及大阪、岡山、鳥取、島根の各府縣に販賣す。

○製瓦統計表

年次	製造戶數	職工數量 男	職工數量 女	職工數量 計	價格
明治三十八年	一〇	二六	一	二七	四八五、三九六
同三十九年	一五	五六	二	六〇	六四三、四六〇
同四十年	一七	五六	一八	七六	八三一、一〇〇
同四十一年	二〇	六九	八	七七	七九四、三七五
同四十二年	一八	五九	七	六六	八八四、〇〇〇
同四十三年	一六	五三	五	五七	六六九、四〇〇
同四十四年	一六	四七	一	四八	五六七、七〇〇
大正元年	一七	六〇	一	六一	八二四、七二〇
同二年	一七	五二	一	五三	七九三、七二〇

○煉瓦統計表

年次	製造所數	職工數量 男	職工數量 女	職工數量 計	價格
明治二十八年	一	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—
同三十八年	一	二六	三四	九二〇、〇〇〇	六、六二四円
同三十九年	一	三一	六	三七	一、三〇一、九五〇	一五、五七七
同四十年	一	二七	五	三二	一、二〇〇、〇〇〇	二四、〇〇〇
同四十一年	一	二一	三	二四	六七九、〇〇〇	六、七九〇
同四十二年	一	一五二	九	六一	一、三六〇、〇〇〇	一三、六〇〇
同四十三年	一	一五〇	九	五九	一、三六〇、〇〇〇	一〇、八九〇
同四十四年	一	一六〇	一三	七三	一、五〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇
大正元年	二	四六	二六	七四	四七、七六、五〇〇	四二、二五〇
同二年	二	五一	二三	七三	五、三〇〇、〇〇〇	四五、九〇〇

第四　燐寸

燐寸●●　明治二十六年頃曾根村橋本六三郎同村に燐寸函製造を創め、翌二十七年より燐寸製造をも開始せしか、三十二三年頃に廢業せり、之れが本郡に於ける燐寸函及燐寸製造の嚆矢とす。

大正四年末には四ヶ所の燐寸製造所あり、左に其變遷の著しきものを記す。

松谷工場、明燧社、明治三十一年三月大塩村の人々及兵庫の人々によりて、大塩村に明燧合資會社（資本金六千百參圓）を設置して燐寸製造を創めたり。其後大塩村米澤次七郎の經營する所となり、更に播燧社と改め同村梅谷安太郎、米澤次七郎の共同經營となせしが、三十七年四月に至り兵庫湊町松谷茂一の所有となり、松谷工場と改稱し現今に至れり。

尚信舘、榮燧社曾根工場、尚信舘は明治三十五年十月曾根村中筋拙藏の創設したる燐寸製造工場なり、後該工場を明石町安川某に貸與し、更に又兵庫の眞燧社瀧川儀作に貸與せしが、三十八年二月兵庫の榮燧社醉月富藏に貸與し、榮燧社曾根工場となり以て現今に至れり。大塩村の榮燧社曾根工場も醉月富藏の經營せるものなり。

燐寸函　曾根村橋本六三郎廢業後、明治三十八年に至り的形村の內的形村高岡大吉之れが製造を創め大正四年末に至り六ヶ所の製造所となれり。

燐寸軸木　明治三十年四月長濱小一郎曾根村に軸木（普通軸木の一倍半の長さのもの）製造を創めたりしが三十六年頃に廢業せり。

燐寸に關する製造業は明治三十五年頃には斯く盛んとなれり、而して伊保、曾根、大塩、北濱、的形の沿海の町村に發達せり。燐寸函貼りは此等町村の婦女老幼の仕事にして唯一の副業なり。

製造せる燐寸及燐寸函は、神戸市にある本社に輸送し、又は在神支那商人と取引をなせり。

其一　（明治三十五年調査）

工場名	所在地	持主	創業年度	製造品種	數量	價格
燐寸軸木製造所	曾根村	長濱小一郎	明治三十年	軸木	二、五〇〇俵	四、五〇〇圓
尚信舘	同	中筋拙藏	同卅五年	黃燐燐寸	三五噸	七、九八八圓

苦瓜燐寸製造所　伊保村　苦瓜藤吉　同　燐寸　二、一五五噸　三、三五圓
明燧社　大塩村　明燧合資會社　明治卅一年　燐寸　二、三四噸　二七、六八圓

其二　（大正四年調査）

工場名	所在地	持主	創業年度	製造品種	數量	價格
苦瓜燐寸製造所	伊保村	苦瓜藤吉	明治卅五年	安全燐寸	一〇八〇、〇〇〇打	三、四〇〇圓
榮燧社曾根工場	曾根村	醉月富藏	同　卅八年	同	一九七一、〇〇〇打	九八、五〇〇圓
榮燧社大塩工場	大塩村	醉月富藏	同　卅七年	同	二、五〇〇万包	五〇、〇〇〇圓
松谷燐寸工場	同	松谷茂一	同	同	三四五、〇〇〇打	六〇、〇〇〇圓
梅谷工場	大塩村	梅谷安太郎	大正三年	小函	三〇、〇〇〇万個	一〇、五〇〇圓
高岡燐寸工場	的形村	高岡大吉	明治卅八年	燐寸小函	三〇、〇〇〇万個	七、〇〇〇圓
津田工場	同	津田芳太郎	大正二年	小函木地	三〇、〇〇〇万個	七、〇〇〇圓
日向工場	同	日向佐代吉	同　三年	同	三〇、〇〇〇万個	七、〇〇〇圓
井神燐寸製造所	北濱村	井神榮吉	明治卅九年	同	四〇、〇〇〇万個	一三、五〇〇圓
岩井工場	同	岩井信吉	大正二年	小函木地	三〇、〇〇〇万個	七、〇〇〇圓

第五　刻煙草

本郡に於ける刻煙草製造は其起原甚だ古く、今より約二百年前西神吉村の內大國村に於て之を始め、爾後同村の內西村に於て盛に之を製造し、他の町村に於ても多少之を製造したりといふ。

抑煙草は郡內各村の畑地に之を栽培し、之より採集したる葉煙草は仲買人の手によりて買收せられ、そ

れより製造業者に賣渡したるものなり。

刻煙草製造の方法は最初は所謂手切りと稱するものにして即ち庖刀を以て葉煙草を刻みしなり、今より約七十年前に至り「セン」切りと稱する方法始まれりこれは葉煙草を卷き固く箱につめ「セン」と稱する又物を以て之を削り取るなり、それより約十年の後に至り機械切り（一に「ゼンマイ」切りと稱す）と稱する方法始まり、爾來專ら此方法を採用せり、然るに明治三十七年四月に至り專賣局の設置せらるゝに及び煙草製造は政府の經營する所となり、暫時大國村に委託製造所を設けたりしが、同四十二年に至り遂に之を閉鎖したり。

〔註〕煙草の耕作は專賣局の設置と同時に專ら政府の指定地のみに栽培することゝなれり。

今郡統計書中より煙草に關するものを擧ぐれば左の如し。

年次	製造人	仲買人	小賣人
明治二十四年	二四	六	七一
同二十五年	二一	六	五八

明治二十五年煙草作付反別は三十九町四反收納葉煙草八千六十四貫目なり。

第五章　商　業

第一　曾根海產物商

當地に於ける海產物商は其起原甚遠くして當初の記錄等見當らざれば正確に其年代を知ること能はざれども口碑其他各種の關係事項より綜合すれば凡三百餘年前のことなりと推定するに難からず、其後約二百年間を經たる頃には斯業漸く盛大に趣き十餘軒の同業者あり、當時既に問屋仲買の組織を設け規律ある商業を營みたり、而して當時に於ける取引地は仕入にありては西は長州石州對州九州地方にして東は紀州勢州志摩大阪兵庫明石地方なり、販路は播州にては加東加西多可美囊の各郡を主とし丹波丹後但馬因幡地方なりしといふ、爾來多少の消長ありしも漸次隆昌に趣き明治の御代に入りては次第に發展し明治十七年の頃は非常に隆盛となり播州一圓及丹波但馬地方は殆んど全部曾根同業者の手を經たりといふも過言にあらず當時は有力なる同業者十餘名あり每日仕入に來る商人も非常の多數にて荷車其他運搬機具の備はらざりしかば各商人は自己の仕入品を「カリコ」に積み棒にて擔ひて運搬せしを以て每日各店頭は棒の林をなしたりしといふ、而して港には入船絶ゆることなく多きときは十數艘舳を揃へて入港するの盛況を呈したりしといふ、當時同業者間には戒講の組織ありて講員以外の者同業を營むと雖入船荷物を共同して購入するの權利なく又其講員も制限せられて現在講員の分家したる者の外は入講する事を得ざる規定なり、同業者には問屋株仲買株の二種ありて時には其株の賣買をもなしたりといふ、而して講の事業としては每年戒神社の祭典を行ひたり又小責行商人間にも戒講を組織し不時の災難に逢遇する時は講員互に之を助け合へりといふ。

當時伊保村高須港にも入船多かりしが此所にも曾根仲買專有の問屋にて取引し其以外の者は買入することは能はざりしといふ、斯の如く盛大に營業し來りしが年を經るに從ひ高砂飾磨方面より仕入れに來りし商人次第に斯業に精通するに至り高砂町に於て問屋業及仲買業を營む者續出し遂に直接產地より同港に

入船するに至りたるを以て從來の如く曾根商人の手を經ることなく直接取引をなすに至れり、而して同港は水深く防波設備もあり船舶の出入に便なると一方仕入商人も丹波及加東多可方面より米穀を積み下る高瀨船を利用して荷物の運搬をなすがため自然運賃も低廉なるにより商人は高砂町に集中して次第に高砂同業者の隆昌を見るに至り其影響として漸次曾根同業者の衰退を來すに至れり、茲に於て曾根高砂同業者協定の上商品買入を高須高砂兩所に於ける問屋の入船品を共同に仕入するに至れり後數年ならずして高砂町に於ては問屋仲買間に紛議起り問屋の或者は曾根高砂の仲買業者に限り專賣するの不得策なるを鼓吹し別に仲買營業者を兩地組合員以外に設け大々的反對の旗幟を擧げたり、此に於て兩地組合員は連合して之に當り其對抗上高砂定市場なるもの設立せしが數年ならずして反對者は營業不振のため休業するの止むを得ざるに至れり、而して高砂町は之が競爭の餘波により商人を吸收すると共に大に發展せしが之に反して曾根は同業者間に倒產したる者もあり益不振の結果廢業するものもあり、漸次衰微し

明治三十四年頃には實に其極点に達し從來とは正反對に高砂より仕入するが如き狀態に至り營業者も持續するもの僅に四名に過ざざりき、然るに明治三十六年に至り曾根海産物合資會社組織せられ高砂より供給を仰ぐの不得策を悟り極力斯業の發展に熱中し從來の組合にも加盟せず反つて両町同業者に反對の旗幟を擧げ大に活動したり、此に於て両町の組合員も之に對抗するため一時非常に競爭せしかば仕入商人は又々曾根に集中するに至り非常の盛況を呈するに至れり、其後明治四十年に至り加印海産物同業組合を組織するに及び曾根海産物合資會社も之に加入し圓滿に營業をなすに至りたり、然して現今曾根町に於ける同業者は左の十名にして其賣買額一ヶ年約四拾萬圓に及ぶといふ。

濱本　挺治　中谷與七郎　中谷　與八
中谷菊太郎　名島　友吉　名島善吉郎
名島善右衛門　㊀定市場　網干　甚八
三枝　岩吉

由來海産物の運搬は從來より何所よりするも船舶によりしが其後鐵道の開通するに至り瀨車便によるもの多く明治三十五六年頃よりは次第に增加し現今は殆んど瀨車便によるに至りたり、而して山陽線各驛中海産物荷物降荷數の夥多なること曾根驛の右に出づるものなしといふ以て同町斯業の隆昌を察するに足る、今同町に於て古來より數代繼續して斯業を營むものに左の四家あり。

濱本　挺治　中谷與七郎　中谷　與八
名島善吉郎

又同町附近の小賣行商人にして成功せるものに左の三氏あり。

中筋村　馬場　兵次　砂川　榮吉
阿彌陀村　中谷　磯吉

第二　海岸地方の行商

本郡海岸地方には福泊、的形、大塩、曾根、伊保の諸港ありて昔より海産物果物等の商船多く此處に入港するにより同地方には此等賣捌の行商人甚だ多く的形北濱、大塩地方を最多とし曾根、伊保之に亞ぐ、由來的形、北濱、大塩地方は地勢後に山を負ひて土地狹く前は海に沿ひて塩田ありされば前後共に耕地乏しく耕作を以て業を立つること甚だ不利にして住民の多くは製塩に從事するか如上諸物の行商を以て生計を立つるの二者にして純農業者は比較的尠なし、されば古くより郡内は勿論飾磨、神崎、加古の隣郡を初めとし加東、加西、多可、美囊邊くは丹波但馬地方に及び中には美作、因幡、廣島、四國地方にも行商するものあり、其多くは海産物果物類にして中には金物什器等を行商するものあり、大抵一日一日の行商なれども遠方に行くものは先へ先へと荷物を送り十日乃至一ヶ月以上に亘りて各地に轉して行商するもの尠なからず、大塩曾根地方は古くより製塩業盛なると曾根は別に記するが如く昔より海産物業隆盛なりしため古くより此等物品の販賣行商人此地方に甚多し、伊保村の内梅井地方も伊保港に集る海産物果物甘藷等の行商人甚多く現今毎日數十臺の荷車と數十人の「カリコ」を肩に擔ひて出て行くといふ。

第三　銀行業

一　株式會社曾根銀行

最初貳錢社と稱し明治十五年四月創立一株に付毎日金貳錢宛の貯金をなし來りしが積り積りて明治十九年五月に至り壹萬圓の巨額となりしを以て之を資本とし茲に貳錢會社と改稱して貸金業を營む、明治二十三年三月株式會社曾根銀行と改稱し資本金を五萬圓に增額し一般人民の預金を取扱ひ一般銀行業を營む、明治三十九年四月業務の膨張に伴ひ、資本金を七萬圓に增額し同四十年八月更に拾五萬圓に增額し現今に至る、現在全部拂込濟にして現在積立金五萬五千四百圓を有す。

○曾根貳錢社規則

第一章　綱領

第一條　本社を曾根貳錢社と稱し兵庫縣印南郡曾根村第百番邸に設置する者とす。

第二條　本社結合の趣意は曾根人士の貯金に志ある者の爲に便益を計り創設したるものとす。

第三條　本社は明治十五年四月十四日に開業し向ふ五ヶ年即ち明治二十年四月十三日閉業本社を解散する者とす。

但し滿期に至り株主の協議に依り本社を繼續

することある可し。

第四條　本社營業の株金を募集し之を貸付其利子を收納し滿期に至り株金に應じて分配する者とす。

第二章　株金の事

第五條　株金は社名の如く貳錢を以て一株と定め毎日掛金すべし。

第六條　本社の株主となりたる者へは株數に應じ株券及通帳を付與す可し。

但し通帳は日々廻集する脚夫の受取印を取置き該月末に至らば此通帳に株券を添へ本社へ差出し該一ヶ月間滯なく掛金相濟たる証印を受く可し証印濟の上は通帳に脚夫が掛金を受取たる証印は切取り本社に相納む可きこと。

第七條　株券を毀失する者は其事由を詳記したる書面を本社へ差出し更に株券付與を乞ふべし然るときは本社に於ては其事實取調の上更に株券を付與すべし。

第八條　株主相當の掛金は日々本社の鑑札を携帶したる脚夫を以て廻集す故に株主は日々過不足なしに相渡べきは勿論なれども若自己の都合に依り幾日分を前掛せんと欲する者は其都度當社へ持參すべし日々取集の脚夫へは決して前金相渡すべからず。

但鑑札を携帶せざる脚夫へは決して掛金相渡すべからず。

第九條　本社の株主たらんと欲する者は本村居住の者に限り男女老幼の別なく總て入社を許す可し。

第十條　株券を有する者にして之を本村居住者賣買讓與をなさんとする者は双方連署にて其趣を記載したる書面を本社へ差出し書換を請ふ可し。

第十一條　株主の内一日の掛金を怠り三日を過ぐる時は是迄掛込たる金額二分の一を返付し斷然退社せしむ可し。

但本條の場合に於ては如何樣の事由有之とも決して之を拒むを得ず。

第十二條　營業期限内に退社せんと欲する者は其事由を記載したる書面に株券を添へ當社へ差出すべし然るときは本社に於ては株金は返付すと雖も該株金に屬したる利益は本社の有となし一切返付せざる可し。

第三章　營業の事

第十三條　蓄積金は專ら土地を抵當に取り之を貸付相當の利子を收入する者とす。

但利子は時々昇降する者なれば爰に之を定めず。

第十四條　毎年一月十五日前年度の營業決算報告書を作り各株主へ頒布する者とす。

第十五條　本社へ相係る損失は總株主の負擔する者とす。

第四章　役員の事

第十六條　役員は株主の内を以て之を撰任する者にして左之通り之を置く。

社長　壹員　取締役　貳員

支配人　壹員　書記　壹員

集金脚夫　壹員

第十七條　第十六條に定めたる役員の職掌を定むること左の如し社長は規則に從ひ社務を總裁するの權を有す。

取締役は金錢の出納を主任とし兼て抵當の當否鑑定を社長と共になすことを掌る。

支配人は社長の命を受け諸般の事務に從ふ者とす。

書記は諸役員の指揮に從ひ專ら書記することを掌る。

集金脚夫は日出より正午十二時迄に掛金を取集め取締役へ引渡すことを掌る。

右の條々確守踐行致べきため各自捺印して相違なき旨を証する者也。

二　株式會社志方銀行

明治三十年一月二十一日の創設にして當時資本金參萬圓を以て營業せしが明治三十九年に至り資本金拾萬圓に增資せり現今資本金拾萬圓にして積立金九千圓を有し一般銀行業務を營みつゝあり。

三　株式會社國包銀行

明治三十三年六月二十九日の創設にして當時資本金

五萬圓を以て營業せしが明治四十一年に至り增資して資本金拾萬圓とせり、現今資本金拾萬圓にして積立金壹萬壹千餘圓を有し一般銀行業を營めり。

四　株式會社大鹽銀行

明治三十三年七月八日の創設にして當時資本金五萬圓を以て營業せしが明治三十九年に至り資本金を拾萬圓に增加せり、現今資本金拾萬圓にして積立金貳萬六千五百餘圓を有し飾磨郡八木村の內木場村に支店ありて一般銀行業を營めり。

五　合名會社大西銀行

明治二十六年十一月二十五日の創設にして舊合名會社荒木銀行と稱し資本金貳萬圓なりしを明治三十八年四月に至り合名會社大西銀行と改稱し資本金拾萬圓とせり、現今資本金拾萬圓にして積立金拾參萬壹千圓を有し一般銀行業務を營めり。

六　金川銀行

明治二十六年八月一日の創立にして資本金參萬圓を以て營業し來りしが明治四十四年度限解散せり。此他大鹽村に株式會社加古川銀行支店魚橋村に姬路商業銀行支店あり。

七　金融會社

○　寶殿金融株式會社

米田村の內平津村寶殿驛前にあり、明治四十一年一月の設立にして、資本金拾萬圓（一株拂込額貳拾五圓）積立金壹千七百圓（大正三年十二月末）ありて一般金融業を營めり。

○　廣尾金融株式會社

東志方村の內廣尾村にあり、明治四十四年七月の設立にして、資本金參萬五千圓（一株拂込額拾四圓）積立金五百圓（大正二年十二月末）ありて一般金融業を營めり。

第四　問屋、市場、物品販賣業者

一　問屋業

明治四十四年	七人
大正元年	六人
同二年	六人
同三年	六人
同四年	六人

二　市場業者

大正元年	六人
同二年	六人
同三年	七人
同四年	六人

三　物品販賣業

	國稅者	縣稅者
明治四十四年	三八五人	—
大正元年	三九五人	二、〇四三人
同二年	四〇〇人	一、九八二人
同三年	四三〇人	二、二四七人
同四年	一九〇人	二、二六九人

大正四年度にて國稅者の減少せしは稅法改正の結果國稅營業者は從來壹千圓以上の所貳千圓以上となり尙縣稅營業者の增加の少なきは廢業者等の多きに依る。

第六章　民業附記

大正四年末に於ける國稅縣稅を納むる諸營業者左の如し。

	國稅者	縣稅者
銀行業	五人	—
金錢貸付業	一五人	四二人
問屋業	六人	—
市場業	六人	—
製造業	五六人	五七九人
物品販賣業	一九〇人	二、二六四人
印刷業	一人	一人
仲立業	一人	六人
運送業	四人	二一人
倉庫業	一人	—
請負業	五人	四〇四人
周旋業	二人	三一人
物品貸付業	—	一三人

代理業	八人
旅人宿	二三人
藝妓置屋	一人
漁業	八〇人
代書	一二人
理髪業	一四二人
湯屋業	三〇人
飲食店	六一人
料理店	二六人
寫眞業	二人

第十一篇　交通

第一章　鐵道

第一　山陽線（院線）

郡の殆んど中央を東より西に縦貫し中に寶殿、曾根の二停車場あり、本線は元山陽鐵道株式會社の經營により本郡内線路は明治十九年十二月工を起し明治二十一年十二月竣成すると共に開通したるものなり當時は郡内に阿彌陀驛の設置あり、同驛附近のものは此驛より乘降して米田、東神吉、三志方、両莊方面即本郡東部に位する地方の者は上りは加古川驛に、下りは阿彌陀驛によるもの多かりしが、明治三十三年五月寶殿驛の設置さるゝに至り郡内東部の者は大抵同驛に出づるに至れり、明治三十五年阿彌陀驛は曾根驛と改稱す、両驛とも途中下車驛なり。

次に両驛乘降客竝に貨物取扱の狀況を示す。

○曾根驛

	設置以降三十一年迄十ケ年平均	自三十一年至四十一年十ケ年平均	大正三年度
乘車人員	一〇五、七八九人	一一〇、〇三四人	一〇八、七八九人
降車人員	一〇六、一六五噸	一〇〇、〇八九噸	一〇六、六六六噸
發送貨物	一一、七三三噸	一五、五三噸	一八、五六三噸
到着貨物	一、五三五	二、〇五六	一、四九九

○寶殿驛

	設置以降十ケ年平均	大正三年度
乘車人員	五二、一八八人	七、四五五人
降車人員	五一、七二六	七三、八九五
發送貨物數	三、六七五噸	四、五九四噸
到着貨物數	三、九三四	四、九一七

第二　播州鐵道（私線）

本線は加古郡高砂より多可郡西脇に通ずる鐵道にして其間に加東郡粟生より加西郡北條に通ずるものと本郡國包より美嚢郡三木に通ずる（未成線）二條の支

線あり、本郡を通過するものは上莊村の東端十數丁にして大正二年開通す、されば從來加古川、寶殿兩驛に出でし兩莊地方の旅客及貨物の多くは爾來國包神野兩驛に出づるに至り同地方の交通に一大利便を加へたり。

第二章　道　路

第一　國　道

國道は加古郡より來り米田村の內船頭、平津、神爪、阿彌陀村の內魚橋、北池、阿彌陀、別所村の內北宿、別所、佐土村を經て飾磨郡御着村に入る、延長二里十九町二十七間あり、明治四十四年度に於て米田村の內平津字馬瀨縣道堺より寶殿驛西踏切迄道路變更改修をなす。

本郡に古より重なる街道二條あり、一は濱街道即今の國道にして一は奥街道即今の有馬道是なり何れも古より多くの人々往來せし街道にして今に一里塚の古跡を遺せり。

●●●
一里塚　德川幕府の初期に全國の街道を修造して

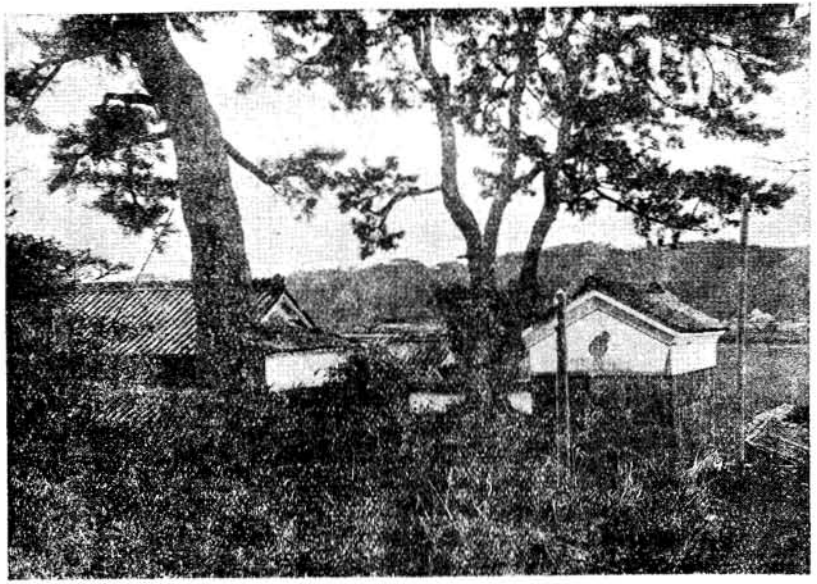

（豆崎一里塚）

一里毎に路傍に塚堠を築き其上に松榎を植ゑ又は一里毎に路傍に松榎を植ゑて里程の目標とせしものなり、本郡にては昔の濱街道即今の國道筋阿彌陀村字豆崎西の入口塚本家の傍國道の兩側に塚上に古松のあるは稍完全に昔の一里塚の跡を遺し、米田村の內神爪村東の入口北野庄藏東側にも其跡あり、又奥街道筋には志方村の內上富木二子池の下にある古松と平莊村の內字山角にある、古松は古の一里松の遺れるものなり。（前篇三二九頁參照）

第二　縣　道

○　北條より高砂に至る道

本線は加西郡より入りて東志方村の內大澤、細工所、高畑、志方村の內投松、上富木、西神吉村の內宮前、東神吉村の內神吉、西井の口、米田村の內平津、米田米田新、古新を通過して加古郡に入る延長二里三十三町十四間あり。

明治十八年度に於て本道中米田村より平津村に入り福正寺裏より西井の口村字六本松を通り神吉村を經て字山の下より左折して大池の西端に沿ひ横山を通りて投松に至る間を現今の如く改修し全線に亘りて幅員を廣めたり。

大正元年度に於て東志方村所屬高畑峠の變更改修をなす。

○　福知山より高砂に至る道

上莊村の內國包村を通過するものにて延長十一町十九間三尺あり。

○　明石より飾磨に至る道

本線は加古郡荒井村より來り伊保村の內伊保崎、曾根町、大塩村、北濱村の內西濱、的形村の內的形、福泊を經て飾磨郡に入る、延長二里一町十九間あり。

明治四十三年度に於て伊保村の內伊保崎字渡場千鳥橋畔より本道に至る改修をなす。

明治四十四年度に於て曾根町天川に檜笠橋を架設し同所より天滿宮西本道に合する間の新開改修をなす同年的形村化粧坂二百三十七間、同四十五年的形村百十間、大正二年度的形村岩鼻百九十間、大正三年度同村南山河百五十間の改修をなす。

○　三木より高砂に至る道

上莊村の內國包村を通過するもの延長四町四十二間

二尺あり。

○曾根町より曾根驛に至る道

曾根町より曾根驛に至るものにして延長十六町二十五間あり。

第三里道

○丹波道

上莊村の内藥栗村有馬道に起り、平莊村の内磐村加東郡堺筋峠に至る間にして延長卅一町卅二間あり。

○但馬道

上莊村の内國包村國包驛前に起り、見土呂村及平莊村の内磐村を經て中山新村加西郡堺栗の木峠に至る間にして延長一里二十三町五十六間あり。

○天皇道

上莊村の内白澤新村加東郡堺に起り、平莊村の内磐村但馬道を經て同村の内中山新村、東志方村の内廣尾村、高畑村、大宗村、志方村の内西飯坂村を經て西中村地内小野道出合に至る間にして、其延長一里三十五町二十九間あり。

○小野道

西志方村の内山中新村有馬道に起り、西牧村、永室村志方村の内西中村、東志方村の内東飯坂村、東中村行常村、大澤村、細工所村、野尻新田村を經て中山新村加東郡堺に至る間にして、延長二里七町三十二間三尺あり。

○加東道

米田村の内神爪村國道に起り、西神吉村の内岸村、大國村、中西村、東神吉村の内神吉村、天下原村平莊村の内里村、池尻村、西山村、神木村、上原村、中山新村を經て磐村加東郡堺岩倉峠に至り及里村地内上部道分岐の箇所より池尻村美嚢道に至る間にして延長二里十六町二十二間三尺あり。

○美嚢道

伊保村の内伊保崎村字渡場に起り、米田村の内鹽市村、米田村、平津村を經て船頭村所屬國道に沿ひ、東神吉村の内出河原村、升田村、平莊村の内池尻村、里村、養老村を經て山角村有馬道に至る間にして、延長二里四町四十二間二尺あり。

○加西道

平莊村の内養老村美嚢道に起り、西山村所屬線加東道を經て有馬道に沿ひ一本松新村より東志方村の内廣尾村岡村を經て細工所村縣道に至る間にして延長一里三町一間三尺あり。

○北條道

曾根町住吉橋西詰縣道に起り、字北の丁町役場前を經て縣道に沿ひ伊保村の内中筋村を經て阿彌陀村の内阿彌陀村所屬國道に沿ひ魚橋村より分れて西神吉村の内辻村、西志方村の内横大路村、志方村の内志方町、東志方村の内大宗村、東中村を經て大澤村縣道出合に至る間にして、延長二里十町五十一間三尺あり。

○法華道

志方村の内志方町北條道に起り、西飯坂村東志方村の内東飯坂村を經て畑村の内法花山々門前加西郡堺に至る間及東志方村の内畑村法華口より飾磨郡堺に至る間にして、延長一里十三町十五間あり。

○辨天道

西志方村の内横大路村に起り、下原村を經て永室村小野道に至る間にして、延長十五町二十六間二尺あり。

○神東道

西志方村の内横大路村峠北條道に起り、西山新村、成井村、下原村を經て西牧村の内清水峠飾磨郡堺に至る間にして、延長一里九町四十六間あり。

○龍山道

米田村の内神爪村國道に起り、島村を經て鹽市村美嚢道に達する間にして延長十四町十三間あり。

○寶殿道

伊保村の内今市村天野橋々詰加古郡堺に起り、伊保崎村雁南橋西詰美嚢道に出合村界にて海岸縣道に沿ひ阿彌陀村の内生石村を經て魚橋村國道に達する間にして、延長三十一町十一間あり。

○高砂道

阿彌陀村の内阿彌陀村縣道に起り、伊保村の内中筋村を經て伊保崎村字村内西海岸縣道に達する間にして、延長二十五町九間あり。

○姫路道

大塩村海岸縣道より起り、北濱村の内北脇村に至るもの及的形村縣道に起り、北濱村の内西濱村に至り同村の内縣道より來る支線と合し同村の内を經て北

脇村より來る一線と合併別所村の內佐土村國道に達する間にして、延長一里二十町四十間あり。

○姫ケ峠道

東志方村の內畑村法華道に起り、飾磨郡堺に達する間にして延長十五町四十七間あり。

○神爪道

西神吉村の內辻村峠北條道に起り、岸村を經て米田村の內神爪村國道に達する間にして、延長十三町十四間あり。

○加古川道

志方村の內志方町に起り、上富木村、西神吉村の內宮前村、東神吉村の內神吉村、砂部村を經て米田村の內船頭村國道に達する間にして、延長一里四町十五間あり。

○曾根道

阿彌陀村の內魚橋村國道に起り、南池村、伊保村の內中筋村高砂道に達する間にして、延長十六町三十二間あり。

○上部道

平莊村の內里村加東道に起り、養老村美囊道に達する間にして、延長十三町二十五間五尺あり。

○伊保港道

曾根町縣道分岐に起り、天神橋伊保村の內梅井村を經て伊保港迄及伊保村の內伊保崎村縣道字渡場の分れより伊保港に達する間にして、延長二十町四十一間三尺あり。

○龍ケ鼻道

伊保村の內伊保崎村美囊道分れより西高砂道字西光寺山裾分れに達する間にして、延長九町九間あり。

○西神吉道

西志方村の內横大路村北條道に起り、西神吉村の內鼎村、宮前村を經て東神吉村の內神吉村縣道に達する間にして、延長十三町十四間あり。

○下坂道

的形村の內的形村縣道分れより飾磨郡堺八木村の內入家村に達する間にして、延長七町五十三間四尺あり。

○西北條道

別所村の內佐土村國道に起り、佐土新村を經て飾磨郡堺に達する間にして、延長二十二町二間あり。

○志方道

東志方村の內細工所村縣道に起り、東中村北條道に至り、其れより該線に沿ひ志方村の內志方町、西志方村の內横大路村、西神吉村の內鼎村、西村、大國村岸村、米田村の內神爪村を經て國道に沿ひ寶殿驛及米田村の內平津村を經て米田村縣道に達する間にして、延長一里十三町三十六間四尺あり。

○名所道

米田村の內神爪村寶殿驛前に起り、島村を經て阿彌陀村の內生石村寶殿社前寶殿道に達する間にして、延長十二町五十間二尺あり。

○馬坂道

大塩村宮西札場に起り、北濱村の內牛谷村を經て阿彌陀村の內阿彌陀村縣道に達する間にして、延長二十二町五十四間あり。

○別所道

北濱村の內牛谷村馬坂道分岐に起り、別所村の內小林村を經て北宿村國道に達する間にして、延長十町三十七間あり。

○有馬道

上莊村の內國包村停車場前但馬道接續に起り、上莊村の內都染村、藥栗村、小野村、平莊村の內山角村、神木村、小畑村、一本松新村、東志方村の內廣尾村、志方村の內投松村、上富木村、志方町、西志方村の內下原村、西牧村、山中新村を經て飾磨郡堺に至る間にして延長三里十四町十五間あり。

以上の里道中明治三十六年以降に於ける主なる改修左の如し。

○明治三十六年度

神爪道は明治三十五度に於て既に改修せしも本年度に至り陸軍大演習に際し　天皇陛下御野立豫定地通路として全線七百九十四間四歩を改修し元幅七尺なりしを九尺に改めたり。

○明治四十年度

北條道の一部曾根阿彌陀間七百七十三間を改修し元九尺幅なりしを二間幅とす、是本郡にて二間幅里道の嚆矢なりとす。

○明治四十一年度

志方道の一部志方村の內志方町有馬道より北條道に接續の間百七十一間を新開す。

加古川道の一部東神吉村の内神吉村より米田村の内船頭村國道に至る間一千三百三十六間を改修す。

北條道の一部東志方村の内東中村より細工所村縣道に達する間三百六十九間八歩を改修す。

○　明治四十二年度

但馬道の一部上荘村の内見土呂村より都染村有馬道に至る間百五十六間五歩縣道改修の結果に伴ひ改修す、此工費の大部分は上荘村大西甚一平氏の寄附金に依る。

別所道の一部北濱村の内牛谷村より別所村の内北宿村國道に達する間六百三十七間を改修す。

○　明治四十三年度

志方道の一部米田村の内米田村縣道より寶殿驛前國道に至る間四百六十間を新開す。

神爪村の一部西神吉村の内辻村に於て法華山谷川改修に伴ひ延長百二十間を變更改修す。

○　明治四十四年度

郡内の里道は前年度迄に大略改修を了せしが從來の道路は道幅狹隘にして改修も姑息のもの多かりしかば時勢の進運に伴ひ一大改修を要するの目的を以て調査せし結果、丹波道、加東道、美嚢道、北條道、高砂道、姫路道、志方道の七道路の大改修を決行せんとし郡會にて十ヶ年繼續事業として一ヶ年五千圓宛五萬圓を以て完成することを決議し直ちに此年より着手す、然して此年度に於て北條道の一部阿彌陀村の内魚橋村國道より西志方村の内横大路字峠に達する間延長九百六十九間を道幅二間に改修す美嚢道の一部伊保村の内伊保崎村雁南橋以北延長百三十二間五歩の二間幅道を新開す。

○　大正元年度

北條道の一部西志方村の内横大路字峠より字善會に至る間百四十三間九分を二間幅道に改修す。

美嚢道の一部伊保村の内伊保崎村雁南橋以南學校前に至る八十二間の改修をなす。

○　大正二年度

北條道の一部西志方村の内横大路字善會より志方町に達する間三百十六間を二間幅道に改修す、同志方町字經堂の下より東志方村の内東中村に至る間、四百二十間を改修す、但馬道の一部、上荘村の内都染村上荘橋東詰より國包驛に至る長さ百八十間を新開す。

此新開道路は改修豫定七道路外にして其工費金九百五拾參圓拾貳錢中金七百九拾六圓は所屬村より寄附し百五拾七圓拾貳錢は郡費支出なり。

○　大正三年度

加東道の一部東神吉村の内天ヶ原村より平荘村の内池尻村字又兵衛新田に至る間九百四間及平荘村の内神木村地内にて延長二百九十間を二間幅道に改修す大正三年度に舊有馬道縣道國包驛前但馬道接續点より飾磨郡堺に至る延長三里十四町十五間を郡經濟里道に編入す。

大正四年度以後に於て改修豫定七道路の殘部改修を實施せらるゝ筈なり。

第三章　港灣

第一　福泊港

福泊港の記事は第一篇町村の部に詳なれば此處には略せり、紀元二千二六〇年代迄は船舶の出入盛なりしが如きも其後次第に衰微したるものゝ如し。

維新前後は船舶の出入相當ありしが如きも水淺くして船舶の寄泊に不便なれば現今は次第に減少する傾向あり。

第二　的形港

本港の沿革は詳ならざれども當地鹽田の開設に伴ふて起りたるならんとの說近きが如し、西北に小山を負ひたる港なれども風波のために港口に土砂の堆積することありて、船舶の出入に障害を起すこと屢なりされば大船の出入に不便多かりしが如し、明治初年には每年部落に分擔して港内を浚渫し船舶の出入に便せり、明治二十年頃一時汽船の寄港する所となりしも數年ならずして止みたり、明治二十六七年に亘りて五十間の新阜頭を築き防波堤となせり、大正二年三月縣費支辨港灣に編入せられ以後每年港内の浚渫をなして船舶の出入に便せり、現今入港の重なるものは石炭肥料果物海產物船にして出港の重なるものは鹽穀物船なり、每年出入船舶約壹千艘内外なりといふ。

第三　大鹽港

本港の創設は記錄口碑共に依る所なければ詳ならず當地塩田開設に伴ふて起りたるならんとの說近しが如し、明治三十五年塩專賣局出張所の設置せらるゝに當り二十餘町の掘割港灣を新設し船舶の出入に便せり、爾來毎年港内を浚渫して船舶の出入に便せり、現今入港の重なるものは塩、石炭、果物船出港の重なるものは塩、燐寸、穀物船にして毎年出入船舶約四百艘内外なりといふ。

第四　曾根港

本港の創設も記錄口碑共に依る所なければ詳ならず塩田開設に伴ひて起り次第に盛んに趣きしものならん、今より百餘年以前より明治初年頃迄は當地海産物商の隆昌につれて從つて此等荷物の運搬船常に頻繁に出入し非常に隆盛を極めたることあり、されど港の位置天川の川口なるにより流出土砂の堆積甚しく港内水淺くして大船の出入に不便なると、山陽鐵道の開通により海産物運搬の滾車に依るもの多くなりたるにより次第に船舶の出入減少せり、大正二年三月縣費支辨港灣に編入せられ其後毎年浚渫して船舶の出入に便せり、現今入港の重なるものは海産物、石炭、果物船出港の重なるものは塩、燐寸、穀物船にして毎年の出入船舶三千艘を下らずといふ。

第五　伊保港

本港の沿革は詳ならざれども、菅原道眞筑紫に貶せらるゝ途次當港に御着船せられしこと口碑に遺れり又古歌に伊保の湊を詠めるもの多ければ此等を參照するに紀元千五百六十年代以前より既に伊保港ありて船舶の交通ありしこと明なり、天正年間豊太閤の曾根天神の森より伊保崎龍ヶ鼻迄塩留堤塘を築造せられしとき港の改築も行はれたるものゝ如し、其後龍山石大阪地方に運搬さるゝこと年を逐ふて盛なるに至り船舶の出入次第に加はりたり、維新前後より海産物果物船多く出入し早くより定市場の設ありて一時非常に繁昌せしことあり、其後多少の消長ありしが石材の運搬非常に激増し海産物、果物船亦逐年增加するに至り、益本港の隆盛を來すにより明治二十五年五十間の捨石阜頭を築き防波堤となせり又明治四十年より三ヶ年に亘りて百五十間の防波堤を增築し船舶の寄港に便せり、大正二年三月縣費支辨港灣に編入せられ爾來毎年港内の浚渫を行ひ船舶の出入に便せり、現今入港の重なるものは海産物、果物、甘藷船出港の重なるものは石材、穀物、燐寸船にして毎年出入船舶五千艘を下らずといふ。

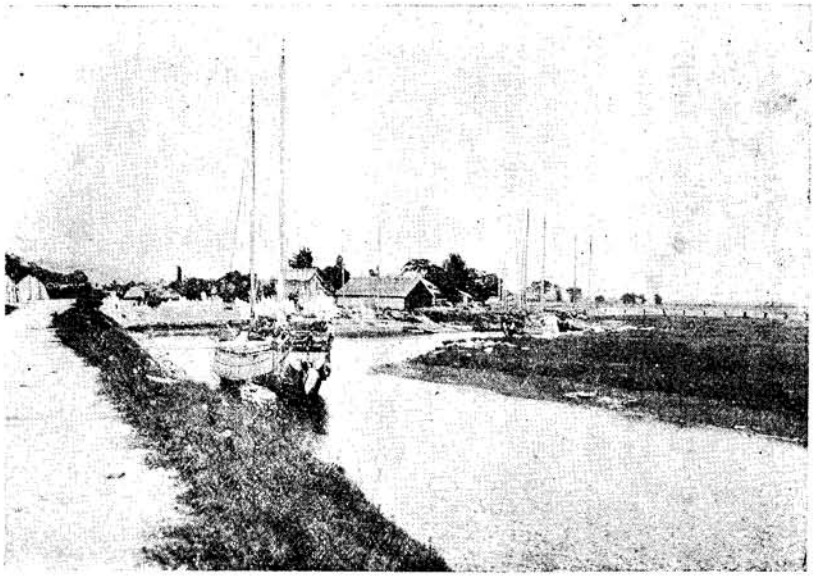

（伊保港）

第四章　郵便局

本郡に初めて郵便局の設置せられしは明治五年にして大塩、曾根の二ヶ所なりしが、翌六年に至りて志方の一ヶ所、七年に至りて魚橋、國包の二ヶ所に增設せられ、明治四十四年に至りて今市に設置せられて現今六郵便局の設置あるに至れり、斯の如く漸次に增設せられたれば各郵便局郵便電信物の配達區域は時々變更せられたり、中にも曾根郵便局の如き當初郵便配達區域は曾根、伊保、北濱、別所の四ヶ村にして電信配達區域は平莊、上莊の二ヶ村を除く外本郡全部に亘り猶飾磨郡八木村をも含みたりしが、其後各所に郵便局の設置さるゝに至り現今の如き區域となるに至れり、其他の郵便局にありても創設當時

より大小の變遷を經て今日に至りたるものなり。

第一　大塩郵便局

創設年月日　明治五年七月
事務開始年月日
一通常郵便　明治五年七月
二郵便貯金　明治十八年四月十日
三内國爲替　明治二十五年三月十六日
四小包郵便　明治廿九年十一月十六日
五内外和歐文電報　明治四十年三月三十一日
六電話　明治四十四年十月廿一日
郵便配達區域
大塩村　北濱村　的形村
郵便配達回數
三回配達　大塩村　北濱村の内北脇、西濱
二回配達　的形村の内的形、福泊
一回配達　的形村の内小島、北濱村の内牛谷
電報配達區域
大塩村　北濱村　的形村
電話呼出區域

大塩村
歷代局長

氏名	就職年月日	退任年月日
梅本伊右衛門	明治五年日月不詳	明治二十四年十二月一日
松井清一右衛門	明治二十四年十二月一日	明治三十二年七月八日
松井武平	明治三十二年七月八日	現任

第二　曾根郵便局

創設年月日　明治五年八月
事務開始年月日
一通常郵便　明治五年八月
二郵便貯金　明治十八年五月一日
三内國爲替　明治二十一年五月十六日
四内外和文電報　明治二十七年三月十六日
五小包郵便　明治二十九年十一月十六日
六外國爲替　明治三十二年一月一日
七電話通話所設置　明治四十二年二月十一日
八特設電話交換　明治四十四年十二月廿六日
九内外和歐文電報並日清電報　大正元年十月十一日
郵便配達區域

曾根町　伊保村
郵便配達回數
三回配達　曾根町　伊保村の内伊保崎、今市
二回配達　伊保村の内中筋、高須、梅井、中島
一回配達　伊保村の内伊保崎字山所、龍門
電報配達區域
曾根町　伊保村の内中筋村
電話呼出區域
曾根町　伊保村の内中筋、梅井
歷代局長

氏名	就任年月日	退任年月日
名島友次郎	明治五年八月	明治十七年九月
入江記一郎	明治十七年九月	明治二十四年七月五日
入江龜太郎	明治二十四年七月五日	明治二十四年八月十五日
入江辰次	明治二十四年八月十六日	明治二十六年九月廿二日
入江龜太郎	明治廿六年九月二十二日	明治廿八年十二月十四日
庵原才吉	明治廿八年十二月十四日	現任

第三　志方郵便局

創設年月日　明治六年三月二十六日
事務開始年月日
一通常郵便　明治六年三月二十六日
二郵便貯金　明治二十九年七月一日
三内國爲替　明治二十九年七月一日
四内國和文電報　明治四十二年十二月十一日
五電話　明治四十二年十二月十一日
郵便配達區域
志方村　西志方村　東志方村
郵便配達回數
二回配達　志方村の内志方町、西志方村の内横大路、西牧、東志方村の内細工所、廣尾
一回配達　志方村の内西飯坂、西中村、印内、上富木、投町、西志方村の内永室、下原、成井、西山新、山中新、東志方村の内畑、雜郷、行常、東飯坂、大澤、東中村、大宗、高畑
電報配達區域
志方村　西志方村　東志方村及平莊村の内小畑、一本松新、加西郡下里村の内三口、倉谷、阪本

電話呼出區域
志方村の內志方町
歷代局長

氏名	就任年月日	退任年月日
岡本彌七郎	明治六年三月二十六日	明治十八年月日不詳
岡本勝藏	明治十八年月日不詳	明治十九年十一月三十日
野喜熊太郎	明治十九年十二月一日	現任

第四　魚橋郵便局

創設年月日　明治七年十二月十六日
事務開始年月日
一通常郵便　明治七年十二月十六日
二郵便貯金　明治十八年十月一日
三內國爲替　明治廿三年十二月十六日
四小包郵便　明治廿九年十一月十六日
五外國爲替　明治三十二年一月一日
六內外和文電報　明治三十六年三月十一日
七電話　明治四十四年十月廿一日
郵便配達區域
阿彌陀村　米田村　東神吉村　西神吉村
郵便配達回數
三回配達　阿彌陀村の內魚橋、北池、阿彌陀
二回配達　米田村の內島村、塩市、米田、平津、東神吉村の內神吉、天ヶ原、西井口、西神吉村の內大國、中西
一回配達　阿彌陀村の內北山新、長尾新、地德新、南池、米田村の內米田新、古新、船頭、東神吉村の內砂部、出河原、升田、西神吉村の內辻、岸、西村、鼎、宮前
電報配達區域
阿彌陀村、米田村の內神爪、平津、島村、東神吉村の內西井の口、神吉、天ヶ原、西神吉村
電話呼出區域
魚橋、南池、生石、北池、阿彌陀、島村、神爪
歷代局長

氏名	就任年月日	退任年月日
土田嘉七郎	明治七年十二月十六日	明治三十三年七月三日
土田恒造	明治三十三年七月三日	現任

第五　國包郵便局

創設年月日　明治七年十二月十六日
事務開始年月日
一通常郵便　明治七年十二月十六日
二郵便貯金　明治十八年十月一日
三內外爲替　明治廿三年十二月十六日
四內外和文電報　明治三十六年三月十一日
七電話　明治四十四年十月廿一日
郵便配達區域
阿彌陀村　米田村　東神吉村　西神吉村
郵便配達回數
三回配達　上莊村の內國包、八幡村の內宗佐村字南所
二回配達　上莊村の內見土呂村
一回配達　平莊村一圓、上莊村（見土呂村を除く）外全部、加古郡八幡村（宗佐村字南所を除く）外全部
電報配達區域
上莊村　平莊村（一本松新、小畑を除く）外全部　加古郡八幡村　加古新村　神野村の內下西條　美囊郡別所村の內石野　下石野　正法寺
電話呼出區域
上莊村の內國包（字井の尻を除く）　加古郡八幡村の內宗佐村字南所
歷代局長

氏名	就任年月日	退任年月日
畑龜逸	明治七年十二月十六日	明治九年一月
植田定平	明治九年一月	明治十四年四月二十日
畑，廉藏	明治十四年四月二十日	現任

第六　今市郵便局

創設年月日　明治四十四年十二月十六日
事務開始年月日
一通常郵便　明治四十四年十二月十六日
二郵便貯金　同　上
三內外爲替　同　上
四內外和文電報　同　上
及日清電報
五電話　明治四十五年七月一日
電報配達區域

伊保村（中筋村を除く）　荒井村　米田村の內塩市
古新　米田新　米田
電話呼出區域
伊保村の內今市　中島　伊保崎　荒井村の內荒井

歷代局長

氏名	就任年月日	退任年月日
是川彌七郎	明治十四年十二月十日	現任

本局は郵便配達をなさず。

第五章　諸車

第一　人力車

人力車は明治三年東京の人高山幸助和泉要助鈴木德四郎三名の工夫創造にかゝり同東京の人秋葉大助の改良大成せしものなり、本郡に始めて使用せしは明治八年にして船頭村の人中川駒吉同磯市藏阿彌陀村藤本甚吉の三名朱塗又は卷繪附の車に客を乘せて挽きしが、非常に人氣に投じ數年ならずして船頭、平津、神爪、魚橋、阿彌陀、別所、佐土等國道筋に於て實に百數十臺の人力車を有するに至れりといふ、當時の人力車は二人乘多く車體大きくして低く、車軸は腰掛臺の中を通じたり、車胴は朱塗あり卷繪を施したるありて甚華かなるものなりしといふ、年を逐ふて次第に神吉、志方、平莊地方にも所有者を生じ加ふるに所々に道路の改修行はれて人力車の通行に便利を加へたれば、需用者從つて多く所有者も亦從つて逐年增加し、明治二十年頃には非常の多數に及びたりしが明治二十三年山陽鐵道の開通するに及び頓に需用を減じ著しき衰微をなしたり、明治三十四年頃より自轉車の使用始まり同四十年頃に至り漸次其使用盛なるに至り一時又々之が影響を被りしも、さしたることなく現今の如き狀態に至りたり。

車輛は當初より種々改良を施され、二人乘より一人乘となり、車體は次第に小締たる形となり、車軸には「バネ」を附して反動を防ぐ工夫を施されたり、其他の箇所にも種々の改良を施され遂に今日の如き護謨輪の人力車を使用するに至れり。

第二　荷車

荷車は昔より荷物運搬のために用ひられたれども大八大七車等の稱完全なるものを使用されたるは維新前後なりとす、されば本郡に於ても其當時より一般に使用されたるならんも詳細なる調査の材料乏しくして之を詳記するを得ざれども、明治二十二年の本郡統計に荷車數一千三百六十五を示せるを見れば急速の進歩をなして使用者を增加せること明なり、當時一般に用ゐられたるは大八以下の車にして人力によりて挽くものなりしが、其後牛馬に挽かしむる車體大にして堆積量の多き牛馬車を使用するに至り荷物運搬に非常の便利を得るに至りたり、且又比較的遠方迄運搬することを得るを以て漸次年を逐ふて使用者の數を增加するに至れり。

第三　自轉車

自轉車の本郡に初めて使用されたるは明治三十三四年の頃にして當時唯數臺に過ぎざりき、當時我國にては未之を製造すること少くして何れも外國輸入品に俟つのみなりしにより、從つて其價額も高かりしかば便利なることは知りつゝも之を使用するもの少なかりしが、明治三十八九年の頃に至り我國に於て盛んに之を製造するに至りたれば、此に始めて比較的安價となり其需用次第に增加せり、其後魚橋、曾根、大塩、志方に相前後して自轉車販賣修繕の營業を始むるに至り、種々の方法によりて盛んに販賣し又加古川姬路方面よりも同業者盛んに入り込みて販賣せしを以て、明治四十二三年頃に至り俄に使用者の激增を來したり、商家は勿論遠隔の地に通勤する人々多く之を使用し、魚屋は生魚を遠隔の地に早く持運ぶために之を利用し、石工、左官、大工等は之を用ひて仕事場に通ふ者を多く見るが如き有樣にて逐年使用者の數を增加し、現今にては一千五百八十人の使用あるに至れり。

第四　乳母車

乳兒を子供の背に負はせて、之を守せしむることは乳兒の衛生上有害甚だ大なるにより、心ある人々の甚だ之を憂慮せし所なりしが、明治三十年頃より乳母車の使用始まり、其後年を逐ふて流行せり、されど當時は猶其價甚だ高價にして、從つて一般に行渡

らざりしが、其後年を經るに從ひて次第に安價となりたれば、明治四十年頃より頓に、其使用盛に趣むき、現今は非常に流行して至る所に使用さるゝに至れり。

此車は又小荷物運搬に甚だ便利なるにより、從來荷物を脊負ひて行商せし小間物呉服等の婦人商人の之を使用するものを多く見受くるに至りたり。

○諸車統計表　（四月現在）

年度	馬車	人力車	荷車	牛馬車	自轉車	其他
明治四十年	一五五	二、三〇四	二〇八	一三三	—	—
明治四十一年	—	一五七	二、一二一	二一九	二〇六	—
明治四十二年	—	一七一	二、一〇五	二三九	三一〇	—
明治四十三年	五	一六三	二、三三四	二七〇	八九二	二七
明治四十四年	五	一六三	二、三三四	二七〇	八九二	二七
大正元年	四	一六九	二、一二七	二五八	五五七	—
大正二年	五	一六三	二、三三四	二七〇	八九二	二七
大正三年	—	一五三	二、一〇九	二七二	一、一九三	—
大正四年	—	一五一	二、〇八九	二六三	一、五八〇	—

第六章　船舶

第一　船舶

加古川は古より上加東郡瀧野邊より下高砂に至る間に樏舟の便ありて多可、加東、美囊各郡方面より米を主とし其他種々の荷物を高瀬船に積みて加古川高砂に下り、此所にて肥料日用品等を積みて同地方に持ち歸るため、毎年肥料及米の季節には高瀬船の列をなし艫の音立てゝ下り、歸路には十數艘白帆を擧げて上り或は船頭の船より長き綱を繫ぎ河岸を曳き上る等高瀬船の上下甚だ盛なりしが、河水の次第に淺くなり行くにつれ、船舶航行の不便を來しつゝありしが、明治二十五年及三十年の大洪水にて各所に淺瀨を生じ、船の上下に大なる障害を生ずるに至れり時恰も牛馬車の使用頓に盛になりし時なりしかば從來船舶によつて運搬せられたる荷物は次第に此牛馬車を用ふるに至り、爾來高瀨船の航行頓に減少するに至れり、大正二年播州鐵道の開通するに至りてより鐵道附近よりの荷物は殆んど之によりて運搬せらるゝに至り、高瀨船の航行殆んど絶ゆるに至れり。

海岸各港に於ける船舶の出入は、福泊港の如き古き昔より交通の要路に當りたるあり的形港の如き明治二十年の頃一時繁船の寄港せしことありしも、現今は大船の出入甚少なし、大抵百石積より三百石積内外の帆船多く中には五百石積以上の大船及稀には巨大なる石炭船の出入することあれども、何れも荷物の運搬にして上は大阪、神戸、明石、淡路、德島方面下は飾磨、赤穗方面の間を往復するを主とし、海產物及果物船等特別の荷物船は此等特產地よりの往復ありて、東は勢州、紀州、西は對州、石州等遠隔の地より船舶の交通あり。

第二　渡津

橋梁の設備なかりし昔にありては加古川筋に國包渡都染渡、芝渡、大野渡、加古川渡、米田渡、今市渡荒井渡、友澤渡等多くの渡場ありて旅人荷物の渡川をなし來りしが、世の進運に伴ひて交通次第に頻繁となり渡川の不便愈加はりたれば各所に架橋を見るに至り渡場は次第に減少して今に殘れるは國包、都染、芝、大野、友澤の五渡場なり、而して一般に渡船の危險と不便を感ずるためならんか、多少の遠路をなしても橋梁を通行するにより渡場の通行人甚少なし。

第七章　旗振り信號

旗振り信號の用ひられしは今より八九十年以前なりといへども詳ならず、されど米相場の通信に用ふることは天保の頃既に大阪米市場より各所に通信するに用ひられたりしが如し。

本郡に於ては維新前既に各所の山頂にて旗振り信號によりて大阪、兵庫の米相場を姫路及其他の地方に通信せしことありしも、當時は所謂『グズリ』等の信號所又は信號者に對して金錢の强請等行はれしかば自然一定の場所に永續して之をなすこと能はず、然るに明治の御代に至り如斯强迫の憂なきに至りたれば、明治初年より各所に之を開始せられたり、而して最も永く續きしは魚橋山にして維新前より繼續し大正三年十二月に之を止めたり、當所の信號は大阪の信號を兵庫に受け、或は兵庫市場出來の相場を信

號して鷹取山より明石郡金ヶ崎山を經て當所に受け之を姫路市場に信號するものなり、而して當所の旗振をなしたる人は魚橋村長谷川清吉にして、何時の頃より之に當りたるやは既に故人にて家に記錄なく詳かに之を知ることを得ざれども、當家に就きて之を聞くに氏が子供の時常に魚橋山に遊び、此所にてなせる旗振の眞似をなし知らず知らずに之を覺えたりと生前常に話せりといへば、若き時より之に從事せしならん、此人大正元年に六十一歳にて死亡し其後二ヶ年間氏が息子之を受け繼ぎたりといふ、此他東志方村城山、東神吉村桝田山、神吉村東裏の山等にても旗振信號をなせしことあり、此等は魚橋山の信號を見て之を更に加東郡方面に信號せしものなりといふ。

通信機關の不備なる昔はいざ知らず、電信電話の機關備はりたる時代にも、猶繼續して之を使用せられたるは實に不思議なれども、驚くべし如斯外見不完全なるが如き旗振信號が常に正確に其實際を通信し而も普通電話よりも五分乃至七分間早く送信せらるゝとは。されど大正三年十二月一日より豫約電話の開始せらるゝに至り、遂に旗の力の及ばざるにより大正三年十二月を終りとして之を止むるに至りたりといふ。

第十二篇　衛　生

第一章　醫師會

第一　印南郡醫會

明治十三年十一月本郡に公立姫路病院出張所を創設す、後印南郡醫術研究所と改め、明治二十五年に至り更に印南郡醫會と改稱したり、創設の際より毎に魚橋村正蓮寺を以て會場とせしが、明治二十六年三月同寺内に郡役所を移すに及び同村安樂寺に轉じ、後郡衙の新築と共に再び正蓮寺に復し、明治三十五年度より同村醫師神吉昌典宅に移れり。

抑本會創設の時代は、社會萬般の狀況大に變化し、文運の進歩は駸々として停止するところを知らず、各府縣には衛生課を置き病院を完成し、醫學校を設立して大に醫師の養成に務め、且一般衛生の普及を謀らんとせり、然るに從來地方の開業醫師は、或は漢法を修むるものあり、或は洋法を施すものあり、或は又漢洋両法を折衷するものありと雖、何れも其施術甚だ幼稚にして社會の進運に伴はず、大に醫師の學術を研究せしむるの必要あり、各郡共に醫術研究所を設置するに至れり、則ち最初四年間は毎月三回後二年間は毎月二回公立姫路病院より巡回醫師の出張あり、開會毎に郡内患者の診察を請ふもの多數あり、教師は患者を診察し、其病症に就て臨床講義をなし、必要に應じては出席醫師を助手として外科的手術を施し、傍ら病理學又は内科學等の講演をもなせり、之がため郡内醫師は大に日進の醫學を研究すると同時に郡内多數の病者も亦利益を得たり。

明治十九年頃より時運と共に醫學の嶄新を加へたるを以て、漸次研究の方法を改善し、會員の實驗談を交換し、或は奇異なる患者に對して施療施藥をなし其病狀を研究する等の事を行ひ、毎月一回開會せり明治三十四年度よりは出張教師の都合により、一ヶ月六回又は七回の開會とし、時事問題のため開會の必要あるときは臨時に會員を召集せり、創立以來本會の治療及診察を受けたる患者は其數實に莫大なり

明治三十四年度より實扶的里亞患者ありしとき、急速に血清の施術をなし得ることを計らんがため、平莊、志方、魚橋、曾根の四ヶ所に於て常に血清液を備へ置き之が便宜を謀りたり。

本會は會費又は會員の寄附金により必要なる器械器具及び中以下の手術に要する醫療器械並に六百倍顯微鏡一臺と解剖用器械を設備す。

本郡の教師は常に公立姫路病院の正副院長醫員各郡を擔當せる巡回醫員を招聘す。其教師次の如し

自創立時至明治十五年四月
　白井剛策　醫員中川義雄　醫學士神田知次郎
　醫員高楷經論

自明治十五年五月至同十七年一月
　醫學士神保文輔　醫員帆山勇

自明治十七年七月至同廿一年三月
　醫學士鶴崎平三郎　醫員鈴木重熙　醫員田所豐雄

自明治廿一年四月至同廿六年三月
　醫學士神中正雄　醫員吉田周甫　醫員內田榮一

自明治廿六年四月至同卅一年十月
　醫學士鈴木德男　醫學士井上通泰

自明治三十一年十月至同三十四年十一月
　醫學士高洲鎌一郎　醫學士伊藤元春　醫學士中馬興丸

自明治三十四年十一月至同三十六年十二月
　醫學士藤岡慶治郎　醫學士大槻順　醫學士黑田玄通

明治十三年十一月本會創設の時幹事二名及惣代二名を選定せり、幹事は本會にかゝる一切の事務を處辨し、郡內醫師の取締をなす、惣代は國道以南に一名國道以北に一名宛を選擧し總て研究所にかゝる急用の件、縣廳より下付の布告布達報告雜誌等緩急を見計ひ脚夫を以て郡內醫師へ配布する等の事務を取扱はしめたり、幹事は時々改選すと雖、多くは左の二氏當選事務を處辨せり。

小島景德　由井朔次郎

明治二十年十月本縣令第八十四號に基き郡內醫師總會を開き、郡內の醫風を保持し地方衞生の普及を謀らんがため、醫師組合を組織し、規約を議定し、組長、副組長、會計掛器械掛二名を選擧す、但任期は一箇年とし每年四月總會に於て選擧す。

自明治二十二年度至同二十四年度
　組長　小島景德　副組長　由井朔次郎

自明治二十五年度至同二十七年度
　組長　由井朔次郎　副組長　神吉昌典

自明治二十八年度至同二十九年度
　組長　平位庭碩　副組長　井內中正

自明治三十年度至同三十一年度
　組長　喜多順庵　副組長　井內中正

自明治三十二年度至同三十九年度
　組長　井內中正　副組長　神吉昌典

明治十三年創立の際は、郡內共議費每戶一ヶ年壹錢づゝ出金し、會員より其不足額を寄附し、以て諸般の經費を支辨したり、而して公立姫路病院巡回教師にかゝる費用は、別に播磨十郡聯合組合會に於て議定し各郡之を負擔したり、當時魚橋村土田傳五郎は出納掛となり會計を處理し、中筋村戶長本庄金太郎は庶務を管理したり、同人は本會創立については勿論創立後數年間公私共に本會のために盡力せり。

明治十七年全郡聯合町村會を組織せし以來、每年同會より補助を受けたり。

明治二十年度　二八圓
同　廿一年度　三〇圓

明治二十一年全郡聯合町村會に於て本郡醫術研究所規則を議定す、蓋し從前には播磨十郡聯合會費を以て姫路病院に巡回醫なるものを置き、各郡の醫術研究所を巡回せしめしに、明治二十年度限之を廢したるを以てなり、爾來姫路病院正副院長を招聘することゝなれり。

明治二十三年度以來同二十六年度までは、少きは貳拾圓多きは五拾圓の郡費補助を受けたり、同二十七年度以後の補助額左の如し。

明治廿七年度	五〇圓	明治廿八年度	四〇圓
同　廿九年度	五〇圓	同　三十年度	四〇圓
同　卅一年度	四〇圓	同　卅二年度	五〇圓
同　卅三年度	五〇圓	同　卅四年度	七〇圓
同　卅五年度	七〇圓	同　卅六年度	五〇圓

但明治三十七年度以後郡費補助なし。

本會創立の際は會員三十八名あり、爾來增減常ならず、明治二十年には三十四名、同三十六年には二十三名あり。〔印南郡誌に據る〕

第二　印南郡醫師會

本會は明治三十九年十一月內務省令第三十三號醫師會規則に依り設立したるものなり、即ち醫師井內中正、小島景德、植杉富治、喜多順庵、平位律藏、由井雄、釜江省三、木村覺太郎、橫山光永、稻岡留三郎の十名發起者となり、明治四十年四月十六日郡內醫師の總會を開きて本會を組織し、會則を議定せり而して會則は同月二十六日縣知事の認可を受けたり爾來每年一回定期總會を開くの外學術研究の爲數回の會合を催せり、殊に大正三年以來加古郡醫師會と聯合し、每年一回若くは二回知名の士を聘して研究會を開催せり。

明治四十四年四月　御聖旨を奉戴し、施療券三百枚を各村に配布し貧困者に對し施藥施療をなす。

○印南郡醫師會々則

第一章　總　則

第一條　本會は明治三十九年十一月內務省令第三十三號醫師會規則に基き設立するものにして印南郡醫師會と稱す。

第二條　本會の事務所を印南郡阿彌陀村の內魚橋村九十八番屋敷に置く。

第二章　目　的

第三條　本會は醫權を擁護し醫風を保持し醫事衛生の發達を企圖するを以て目的とす。

第三章　會員、役員

第四條　本會は醫師會規則第八條に該當するものを以て組織す。

但し前項以外の醫師と雖本郡內に於て工場其他の醫事に從事する醫師は總て會員とす。

第五條　郡內に於て新に醫事に從事するものは其住所、氏名、診療の場所を記載し醫師免許証の寫しを添へ就業十日以內に會長に屆出づべし。

第六條　會員は其住所、氏名、診療の場所に異動を生じ又は休業したる時は十日以內に屆出べし會員にして廢業又は死亡したる時は本人又は屆出義務者より會長に屆出づべし。

第七條　本會は會員の公選により左の役員を置く

一會長　壹名　　一副會長　壹名

一幹事　五名

第八條　役員は任期を二ヶ年とし滿期後再選することを得。

第九條　會長は本會を總理し且代表し其決議を執行す、副會長は會長を補佐し會長事故ある時は其職務を代理す、幹事は會長の指揮を受け諸般の事務を處辨す內一名は幹事の互選を以て會計を擔任す。

第十條　役員は總て名譽職とす。

但任務上當然の實費は本會費金を以て支辨す

第十一條　本會は必要に應じ臨時委員若干名を置くことを得。

但し委員は公選又は會長の指名とす。

第十二條　前條の役員及委員は正當の理由なくして其任を辭することを得ず。

第四章　義　務

第十三條　會員は會則を遵守し德義を重んじ協同一致本會の爲に盡す可し。

第十四條　會員は本會の規定したる事項及び決議に違反することを得ず。

第十五條　醫事衛生に關し諮問又は調査の命を受けたるときは會長の意見により役員會又は總會の決議を以て復申するものとす。

第十六條　會員中醫師會規則第十條に該當する者ある時は會長は速に委員を設けて其事實を調査し總會の決議を經て具申の手續をなすべし

第十七條　會員は業務上又は醫事衛生に關し意見書を會長に提出することを得。

第十八條　會員は自己の技能を誇稱し穩かに同業者を誹毀し又は文書言語を弄して病者を誘惑瞞着するが如き手段を講じ若しくは秘密療法を有する等の廣告をなして醫業の体面を毀損するが如き行爲をなすべからず。

第十九條　本會員は赤貧者には務めて無償診療をなす。

第二十條　診察料及藥價を左の如く規定す。

一宅診料　初診一回　金參拾錢以上

一往診料　一里以內　金五拾錢以上

（一里以上は往返二里を增す每に金五拾錢を增）

一處方書診斷書及死亡書料　金參拾錢以上
一鑑定撿案及体格撿查料　金五拾錢以上
一種痘料　金拾五錢
一手術料　一回分（金拾錢以上五拾錢迄）
一血精手術料　一回分　金五拾圓迄
一內服水藥　一日一劑分　金拾貳錢
一同散丸煎藥　一日一劑分　金拾貳錢
一頓服藥　一回分　金六錢
一外用藥　一劑分　金拾五錢
一膏藥塗布藥　一劑分　金八錢以上
一點眼點耳藥　一劑分　金拾貳錢
一洗眼洗耳點眼、點耳及塗布　一回分　金八錢
一皮下注射　一回分　金四錢
一蒸氣吸入　一回分　金拾五錢
一電氣療法　一回分　金貳拾錢
一灌腸　一回分　金貳拾錢
一格外高價の藥品は相當の代價を要求することあるべし。

第五章　會　議

第廿一條　會議を定期總會、臨時總會、役員會の三種とす。

第廿二條　定期總會は毎年四月之を開き左の事項を處理す。
一收支豫算の決議
二前年度庶務の報告
三前年度會計の報告
四役員の選擧及必要の議事
五演說及談話

第廿三條　臨時總會は會長に於て必要と認めたる場合又は會員五名以上の同意を以て請求したるときに開く。

第廿四條　役員會は隨時必要の場合に開くものとす。

第廿五條　會長は緊急の事件に限り役員會の意見を徵して臨機之を處分することを得。
但し次期の總會に於て事後承諾を求むべし。

第廿六條　本會の總會は別段の規定あるものを除くの外會員半數以上の出席あるにあらざれば之を開くことを得ず。

第廿七條　本會の決議は出席者の多數決に據る。
但し會則變更は總會に於て出席者三分の二以上の同意あるを要す。

第廿八條　本會の會議方法は普通會議法に因る。

第廿九條　本會員は正當の理由なくして集會に欠席することを得ず、止を得ざる事由あるときは開會前其旨を會長に屆出づべし。

第六章　會　計

第三十條　本會の經費は會費を以て之に充つ。

第卅一條　會員は會費として一ヶ年金貳圓を二期に分ち八月、二月に之を納付すべし。

第卅二條　會計年度は四月一日より翌年三月盡日に終るものとす。

第卅三條　過怠金を徵收したるときは本會の收入とす。

第七章　雜　則

第卅四條　會員は本會則に違反したるものと認むるものある時はなるべく証據物件を添へ其旨會長に通告することを得。

第卅五條　本會員にして本會則に違反したるものあるときは會長は役員會の意見を徵し總會の決議に基き醫師會規則第十一條規定の範圍內に於て過怠金を徵收す、前條過怠金は會長より徵收の通告を受けたる日より三十日以內に納付すべし。

第卅六條　前條の場合に於ては會長は豫め之を本人に通告し本人に於て必要と認むるときは其總會に於て辯疏することを得。
但し決議に加はることを得ず。

第卅七條　屆出を怠り無斷缺席したるものは過怠金貳圓を徵收す。

第卅八條　新に郡內に於て醫事に從事するものは一人金拾圓以上を寄納するの義務あるものとす、但寄納金は本會基本財產として保管す。
基本財產保管規則は別に定む。

第卅九條　過怠金を納入せざる者あるときは會長は本會を代表して訴訟を提起することを得。

附　則

第四十條　本會則は認可の日より實行す。

明治四十年四月二十日認可申請
井内中正
外九名

明治四十年四月二十日附届印南郡醫師會設立の件認可す
明治四十年四月二十六日
兵庫縣知事　服部一三印

本會創設以來役員の選擧を行ふこと左の如し。
明治四十年五月八日
會長　井内中正　副會長　植杉富治
幹事　由井雄　横山光永　平位律藏
木村覺太郎　釜江省三

明治四十二年四月
會長　井内中正　副會長　植杉富治（明治四十三年三月死亡、木村覺太郎補欠當選）
幹事　木村覺太郎（明治四十三年三月副會長に當選）植杉郁太郎補欠當選）由井雄　横山光永　平位律藏　釜江省三

明治四十四年四月
會長　井内中正　副會長　植杉富治
幹事　由井雄　横山光永　平位律藏　釜江省三

大正二年三月
會長　井内中正　副會長　木村覺太郎
幹事　由井雄　植杉郁太郎　釜江省三　横山光永　炭本純之助

大正四年十月末現在會員左の如し。

曾根町	井内中正	小島景德	小島掘哉
	植杉郁太郎		
米田村	由井雄	飯尾敏平	
東神吉村	喜多順庵		
平荘村	魚角量吉		
上荘村	稲岡留三郎	大西常三郎	
	野口龍平		
東志方村	横山光永	横山直規	
志方村	木村覺太郎		
西志方村	藤崎貞市		
西神吉村	平位庭碩	平位律藏	
	釜江省三		

阿彌陀村　後藤安宅　神吉昌典
的形村　坂谷寅次
北濱村　西崎玄治
大塩村　炭本純之助

〔印南郡醫師會書類に據る〕

〔附記〕印南郡醫會創立以來同會員及印南郡醫師會員中死亡者左の如し。（順序なし）

岡本東井	岡本玄格	岡本哲次	
小野敎乘	岩崎玄白	廣瀨艮吉	
山下玄隆	志賀友僊	大賀元祥	
苗村太仲	正木昌達	後藤廣之	
後藤昌平	池島松榮	竹中文次郎	
稲岡玄順	平位尚悅	内海健藏	
内海玄洞	神吉佐太郎	西崎專藏	
木村錬堂	窪田省吾	池島三悅	
河野省軒	廣瀨順藏	大内玄達	
廣瀨謙堂	横田玄道	小林德松	
由井朔次郎	植杉富治	田淵恒太郎	
稲岡耕次郎	横山融		

明治四十四年十一月三日曾根町醫師井内中正は内務大臣より其効績を表彰せらる、其全文左の如し。

兵庫縣印南郡曾根村
醫師　井内中正

平素克ク其ノ力ヲ衛生ノ事ニ效シ地方改良ノ上ニ盡スコト少カラス今後尚一層ノ勉勵ヲ望ム玆ニ金壹百圓ヲ授與ス

明治四十四年十一月三日
内務大臣從三位勳二等　原　敬

第二章　私立印南郡衛生會

本郡に流行せし各種傳染病の内大に慘狀を極めたるは明治十八年の天然痘虎列剌病にして、國道以南海邊の地に多數の患者を發生せり、當時未だ衛生法一般に普及せず、各村に避病舍の設備完成せず、之がため郡内に病毒の傳播を肆にせしめたり。

明治二十六年七月上旬より赤痢病大に流行し、郡内に一千餘名の患者を發生し非常の慘狀を呈せり、本郡醫會に於ては八名の會員を選擧し、專ら撿疫豫防の事務に當らしめたり、翌明治二十七年は前年の餘

毒により如何なる慘狀を呈するやも計り難きを以て本郡醫會は豫め二名の委員を選擧し、各村部落を巡回せしめ、幻燈を使用して衞生談話會を開催し之が豫防に盡力せしが、幸にして多數の患者を發生せず。明治三十一年には不幸にして赤痢患者を發生せしも各村に於て衞生談話會を開催し、一般衞生の普及を謀りしかば、患者總數百餘名にして病毒の消滅を告げたり。其他の傳染病は近來著しき流行なし。

然れども郡内に於ける衞生法の普及實行を謀るの必要は一般の認むる所となり、私立印南郡衞生會は別項記載の發起者により創設せられ、明治三十五年十一月十七日發起者會を開き假會則の議定をなし、同年十二月十七日神爪高等小學校に於て、發會式を擧行し、會則を議定し役員の選擧を行ひたり、尚同日縣立福原病院長古川筆造及縣立姫路病院藥局長中馬泰造を招聘し衞生講演會を開催せり。

○私立印南郡衞生會々則

第一條　本會を私立印南郡衞生會と稱す。

第二條　本會は郡内に於ける衞生法の普及實行を謀るを以て目的とす。

第三條　本會は毎年一回郡内便宜の場所に於て總會を開き衞生に關する談話演説等を爲すものとす。

第四條　必要の場合には會頭の意見を以て臨時に開會することあるべし。

第五條　本會の役員を定むること左の如し、其任期は各二ヶ年とし總會に於て之を選擧す。

一會　頭　一名　一副會頭　一　名
一幹　事　五名　一委　員　十五名

但委員は會頭之を囑託す。

第六條　會頭は本會を統理し副會頭は會頭を補佐し會頭事故あるときは之を代理す。

第七條　幹事及委員は會頭の指揮を受け庶務を整理す。

第八條　本會事業に付き必要の場合には會頭の指名に依り會員中より臨時に委員を囑託することあるべし。

第九條　本會經費は會員の醵出金其他郡の補助又は寄付金を以て之に充つ。

但會費は一ヶ年金拾錢とす。

第十條　本會の收支決算は翌年總會に於て報告するものとす。

本會創立發起者左の如し。

瀧　右左治　水埜恒太郎　廣瀬敎藏
小原松事　佐々木源藏　木村覺太郎
釜江省三　井内中正　植杉富治
由井朔次郎　喜多順庵

本會役員左の如し。

會頭　八木虔介　副會頭　井内中正
幹事　佐々木源藏　合田矩　植杉富治
水埜恒太郎　松本增吉

當時會員數二百八十八名なり。

明治三十八年五月役員の改選を行ふ、會頭井内中正副會頭松本增吉當選せり。

明治三十六年三月會員井内中正外一名に囑託して郡内各村に於て衞生談話會を開催せり。

明治三十七年九月會員井内中正外一名に囑託して巡回講話を行ふこと前年の如し。

同月二十日姫路病院藥局長中馬泰造を聘し衞生講話を行ふ。

同三十八年八月北濱村に狂犬病發生に付注意書を各村に配布し且講話會を開く。

同年九月會員井内中正をして幻燈を携帶し各村に巡回講話をなさしむ。

同年十月赤痢病流行につき豫防心得書を各村に配布す。

同月縣立福原病院長古川筆造を聘し催眠術に關する講演會を開く。

同年十二月小磯吉人を聘し衞生講演會を開く。

同年各村衞生主任會を開き、本縣衞生技師藥若雄次を講師として衞生講習をなす。

本會經費は會員より一ヶ年拾錢宛の會費を徵集し且郡費の補助を仰ぎたり、各年度に於ける郡費補助額左の如し。

明治卅六年度　一二〇円　明治卅七年度　五〇円
同　卅八年度　五〇　同　卅九年度　一五〇
同　四十年度　一四〇

但明治三十九年度以後郡費補助額の增加せしは本會に於て看護婦及産婆養成の事業を擴張せし

による。

明治四十年十一月印南郡三治協會の組織せらるゝに及び、本會は遂に解散せり。

〔印南郡誌及私立印南郡衛生會書類に據る〕

第三章　産婆及看護婦

第一　印南郡産婆講習會

明治十九年本縣令第六十六號産婆講習會準則に基き本會を創設し、毎月十九日を定日とし魚橋村安樂寺に於て開會し、郡内産婆に産婆術の大意を教授す、其習得するに從ひて漸次講習員を左の三種に區別す。

甲　産婆術の大意を習得し成績佳良なるもの。

乙　成績中等以下のもの。

丙　産婆免許狀を所持せざるもの。

前記の如く階級を設けて各適當の教授をなし、甲種講習員には習熟證書を與へ、以後講習會に出席するは本人の隨意とす。

明治二十六年度よりは大に講習の方法を改善し、「ハントーム」紙製骨盤を購求し、實地の演習をなさしめたり、本會に於て講習を終へ試驗に合格し、本縣より、免許狀を下附せられたるもの總計廿五名に達す。

本會教師は最初姫路病院内の巡回醫師に教授を囑託せしが、明治二十一年度よりは郡内醫師の内にて教師を囑託せり。

自明治廿一年至同廿四年	小島景德	由井湖次郎	平位庭碩
明治廿五年	植杉富治	井内中正	廣瀨艮吉
自明治廿六年至同廿七年	井内中正	神吉昌典	喜多順庵

本會々計は最初各産婆より毎月會費を徴集して之を支辨したりしが、明治二十五年度より郡費の補助を受け、明治三十年度より會員の出金を廢し、專ら郡の補助を以て支辨したり、即ち明治二十九年度以後の郡費補助額左の如し。

明治廿九年度	二〇円	明治三十年度	二三円
同　卅一年度	二三	同　卅二年度	二三
同　卅三年度	三一	同　卅四年度	三一
同　卅五年度	三一		

明治三十五年度末に於ける講習會左の如し。

甲種　三〇人　　乙種　五五人　　丙種　二八人

明治四十三年度　五名　　同　四十四年度　五名

第三　印南郡産婆會

本會は明治四十四年十一月七日の創立にかゝる、其目的及び事業は會則に示すが如し。

○印南郡産婆會々則

第一條　本會を印南郡産婆會と稱す。

第二條　本會は郡内在住の産婆を以て組織す。（産婆合格證を所持せる未開業者を含む）

第三條　會員は相互の親睦を旨とし品性を保持し學術を研究するを目的とす。

第四條　本會に左の役員を置き任期を二ヶ年とす

（一）會長　一名　當分本郡醫師會長に囑託す。

（二）幹事　若干名　會長の指名とす。

第五條　會長は本會を總理し幹事は會長の命により會務を整理す。

第六條　本會は春秋二期に總會を開き業務に關する協議をなし學術を研究す。

第七條　本會は會員經費として一ヶ年金拾錢を醵

〔註〕　本講習は明治三十五年度限廢止せり。〔印南郡誌〕

其二　産婆養成

明治三十四年度に於て本郡會は郡内産婆養成の目的を以て金六拾五圓の支出を決議したるを以て、郡内に志願者を募り縣立神戸病院産婆養成所に入學せしむ、其業を卒へて歸郡し産婆に從事せし者一名あり。

明治三十五年度に於ては、同養成費として百九拾五圓を置きたれども、適當なる志望者なきを以て之を見合せたり、

明治三十六年度は費用百九拾貳圓を置き、一名の産婆を養成せり。〔印南郡誌〕

明治三十七八の兩年度は費用を置かず。

明治三十九年度以後は、私立印南郡衛生會の事業として産婆を養成せしが、同四十年十一月印南郡三治協會の組織成るに及び、移つて同會の事業となる。

「註」　印南郡三治協會の事業として養成したる産婆左の如し。

明治四十一年度　二名　　同　四十二年度　二名

出するものとす。

第八條　本會は名譽會員を嘱託することを得。

當時の役員左の如し。

會長　井内中正
幹事　平野はる（米田村の内平津村）
荻内たき（上莊村の内都染村）
稲岡千代（東志方村の内大澤村）
今津ふで（伊保村の内伊保崎村）
黒田すゑ（大　塩　村）

第四　看護婦養成

郡會は明治三十四年度に四拾圓、同三十五年度に七拾五圓、同三十六年度に六拾四圓を支出し看護婦養成費に充て、郡内の志望者を募りて看護婦を養成せり、之によりて本縣速成看護婦養成所を卒業せしもの二名あり。〔印南郡誌〕

〔註〕　本事業は明治三十七年度より廢止となり、明治三十九年度より私立印南郡衛生會に於て看護婦及産婆を養成することゝなり、同會に對し郡費の補助を増額せり、爾後明治四十年十一月印南郡三治協會の組織せらるゝに及び同會の事業に移れり。

第四章　諸統計

第一　醫師外八業者統計

（毎年十二月三十一日現在）

年次	醫師	産婆	看護婦	義齒	鍼灸術	按摩	藥劑師	藥種商	製藥者	合計
明治四十年	二九	四〇	—	—	四三	五七	一	三六	二	一〇八
同　四十一年	二七	四一	—	—	四四	五八	一	三六	二	一〇九
同　四十二年	二七	四三	—	—	五一	六〇	一	三六	二	一一一
同　四十三年	二六	四四	—	—	三三	四二	三	三七	二	一一七
同　四十四年	二五	四五	—	二	三三	四四	三	三七	二	一一九
大正　元年	二四	四六	—	二	三三	四八	三	三七	二	一一九
同　二年	二三	四八	—	二	三四	五三	三	三六	二	一一九

〔印南郡役所統計書〕

〔附記〕　明治三十九年以前は調査の材料なし、但し左記の三年度分は印南郡統計書によりて之を掲ぐ。

年次	醫師	産婆	按摩	按腹	吸玉	針術	灸點
明治二十二年	三三	九三	三八	二九	二	一三	一二
同　二十六年	三四	一〇二	不明	不明	不明	一六	二〇
同　三十五年	二七	六一	四一	九	二	二一	二四

〔印南郡役所統計書〕

第二　種痘に關する統計

年次	第一期 接種者 善感	第一期 接種者 不善感	第一期 不接種者	第一期 計	第二期 接種者 善感	第二期 接種者 不善感	第二期 不接種者	第二期 計	合計 接種者 善感	合計 接種者 不善感	合計 不接種者	合計 計
明治四十三年	九四六	七一	二五	一、〇四二	七四七	四六	二六	一、二四一	一、六九三	五三九	五一	二、二八三
同　四十四年	一、四三三	七〇	二三	一、五一六	九三五	七六九	一五	一、七一九	二、三五八	八三九	三八	三、二三五
大正　元年	一、四八八	一四四	七六	一、七〇八	八八〇	七〇一	四一	一、六二二	二、三六八	八四五	一一七	三、三三〇
同　二年	一、五九八	一三〇	三四三	二、〇七〇	九八一	五一六	一三四	一、六二一	二、五七九	六四六	四六六	三、六九一

〔印南郡役所統計書〕

〔附記〕　種痘今より六十四五年前に始まる、當時は姫路の醫師橘某より分苗を受け郡中二三の醫師同時に施術せりと云ふ。

第三　現住死亡年齢別統計

（每年十二月三十一日調）

年次	男女	未滿十歲	二十歲	三十歲	四十歲	五十歲	六十歲	七十歲	八十歲	九十歲	百歲	計
明治二十二年	男	二三五	三四	三五	三九	三六	三一	七一	八〇	一四	一	六一四
	女	二〇〇	三六	三五	五八	四七	三六	七一	八三	一三	一	五九一
同二十四年	男	一八一	三五	四一	三四	三四	四四	六八	七九	二三	三	五四〇
	女	一六三	三五	三〇	五四	五五	四六	七〇	八七	二九	一	五三七
同二十五年	男	二〇九	四〇	四八	二八	四九	五七	八一	九五	一六	一	五九九
	女	一八六	二九	三四	四一	四六	四三	五四	六七	一二	一	五二二
同二十六年	男	二三九	一九	四〇	二〇	三三	三一	六八	八〇	二六	三	五七九
	女	一九〇	二〇	三四	二八	三四	四九	五四	六七	二二	三	五〇五

〔印南郡役所統計書〕

第四　現住死亡者病類別統計

年次	男女	傳染病	發育及皮膚及骨營養病	筋病	關節病	血行器病	神經及呼吸器病	五官病	消化器病	泌尿生殖器病	外襲諸病	中毒	寄生虫病	病名不詳	計	呼吸器病の内肺病
明治四十年	男	一三	八二	六	七	三七	九六	一一	一四	七	一八	一		一三	五五九	三六
	女	一九	一〇四	八	七	三九	八五	八七	一四	七	一六	二		一七	五八四	三三
同四十一年	男	三九	九九	一〇	一〇	三八	八七	一一五	一三	一七	一五	一		一三	五八三	五三
	女	四〇	九〇	一四	一三	二七	八三	八五	一三	一三	三	四		一一	五四八	五三
同四十二年	男	二三	一〇三	一二	一〇	二六	八三	八七	一〇九	一三一	一三	一		一二	五〇八	四〇
	女	二二	一〇〇	一三	一〇	二九	八七	八七	一〇八	一三一	一三	一		一二	五一四	四四
同四十三年	男	二四	一〇五	一四	一二	三〇	八九	一一三	一三四	一三九	一四	一		一九	五〇九	三九
	女	二六	一〇〇	一三	一二	三〇	八三	一一三	一三四	一三九	一四	一		一九	五〇九	三九

〔印南郡役所統計書〕

第五　傳染病患者及死亡者統計

年次		虎列拉	腸窒扶斯	發疹窒扶斯	赤痢	實扶的里亞	痘瘡	癘	合計
明治二十二年	患者	二	四五	一九	三	三	一	二	五三
	死亡	二七	一二	一	一	一	一	四	二〇
同二十五年	患者	一	三一	七	八三	二	二	一	一三〇
	死亡	一	一	一	一	一	一	一	四八
同二十六年	患者	二	五六	一四	一、五〇五	六	九	一、五八〇	
	死亡	一	一	一四	四一三	四	一	一	四三四
同三十三年	患者	一	一四	一四	七	八	一四	一	四五
	死亡	一	一	一四	二	一	一	一	一四
同三十四年	患者	三六	一六	七	七	一四	一	五七	一三一
	死亡	一	一	一	一	一	一	一	二二
同三十五年	患者				八	一四	一	一	三二
	死亡				二	一	一	一	四
同四十年	患者	三	九	三	二	一	一	二五	
	死亡	一	一	一	一	一	一	一	二
同四十一年	患者	二	三	二	一二	八	五七	一三	八一
	死亡	一	一	一	一	一	一	一	二
同四十二年	患者	二	一	一	四二	一	一	一	四二
	死亡	一	一	一	一	一	一	一	一
同四十三年	患者	二七	一三	一	一	一	一	一	二九
	死亡	一	一	一	一	一	一	一	一

| | | |

にして之を細密に調査せば地方的特殊の風俗尠なしとせずされど當地方の如き海岸により國道に沿ひ嶮坂惡路の憂なき地方にありては往古より比較的他地方との交通繁く、加ふるに名勝舊跡に富めるを以て探勝の客常に往來して世俗の流行に伴ふことも亦速なりき、されど猶之を細密に考ふれば、地勢大要三に分れ山地國道筋沿海の三地方ありて生業も從つて異なる点あれば、風俗習慣も自ら多少の差異ありて今日の如き交通頻繁なる時代に於ても猶特殊の風俗少なしとせず、されど其關係甚だ密接にして嚴然たる區劃を立つるが如きこと能はず、又特筆大書すべきものあるなし、されば左に其一般を記して以て其大要を窺ふに資せんとす。

第二章　年中行事

太陽曆は明治五年十二月三日(陰曆)を明治六年一月一日に改新せられたり、然れども因襲の久しき俄に之を改むるもの多く、曆の使用は習慣上一般に太陰曆に依るもの多く、明治三十前後迄の年中行事は殆んど太陰曆によりて行はれ來りたり、太陽曆の使用は常に之を奬勵せられたりしも久しき習慣と農作物收穫期其他の事情により之に依るもの少かりしが官衙學校等及此等關係の人々の既に之を使用せると文明の日に月に加はり明治の新敎育を受け、新思想を有する人々の增加するにつれ、漸次太陽曆を使用するに至りたり、明治卅九年村長の協議により太陽曆に依れる年中行事を協定し、郡內各村擧りて之を實施せんとせしも時機の未だ熟せざりしか意の如く實施せられざりしが中部地方は比較的之に依るもの多かりき、されば新年の如きも太陽曆によりて祝賀をなすもの多かりしが、近時又々太陰曆に依るの傾向現はれ、明治晚年より大正に亘りて、益其傾向著しくなり逐次古き昔に復るが如き有樣なるは實に遺憾なる現象といふべし、されど三大節陸海軍記念日の如きは一般に業を休みて奉祝し、大祭日其他國民記念日にも休業するもの次第に多く氏神祭の如きは殆んど太陽曆に依るに至り恰も兩曆混用の狀態となれり、殊に社寺の緣日の如きは兩曆共に參詣するが如き有樣なり、されば左に便宜上年中行事を二つに分ちて記載すべし。

第一　太陽曆に依る年中行事

一月一日　門先に門松を立て注連飾をなし國旗を掲揚して新年を迎へ祝す、床には三方に山の草を敷きて米又は重餠を飾り昆布、橙、かや、勝栗、串柿を添へて飾り御酒を供ふ、人々未明より起き若水に嗽き顔洗ひなどし、惠方を拜して後一家打揃ひて膳につき新年を祝ひ御酒を飲み(家によりては屠蘇を飲む)雜煮を食す。

學校にては職員兒童及村民講堂に集りて、新年拜賀式を行ふ。

拜賀式に村民の參列するもの逐年增加するの傾向あるは實に喜ばしきことなり。

二日、三日　官衙學校等國旗を掲揚す、一日より三日に至る間廻禮とて禮裝して親戚知己を訪問し、年始の祝詞を述ぶるもの多し。

孝明天皇祭　(一月三十日)　各戶國旗を掲揚して休業し來りしが、大正二年より祭日を除かれたれば之より止みたり。

紀元節　(二月十一日)　各戶國旗を掲揚し業を休みて奉祝す。

學校にては職員兒童及村民一同講堂に集りて、紀元節拜賀式を行ふ。

陸軍記念日　(三月十日)　明治三十七八年戰役奉天陷落當日にして陸軍記念日なり、每戶國旗を掲揚し業を休みて祝す所々の學校にて日露戰爭に就いての講話等あり。

春季皇靈祭　(春分の日)　各戶國旗を掲揚す、休業する地方もあり、彼岸の中日とて寺院に參詣する善男善女多し。

神武天皇祭　(四月三日)　各戶國旗を掲揚す、休業する地方もあり、官衙學校は業を休む。

海軍記念日　(五月二十七日)　明治三十七八年戰役日本海々戰我軍大捷の日なり、各戶國旗を掲揚し業を休みて祝す、此日所々の學校にて日露戰役日本海海戰についての講話等あり。

明治天皇祭　(七月三十日)　各戶國旗を掲揚す、學校は業を休む。

天長節　(八月三十一日)　各戶國旗を掲揚す。

秋季皇靈祭　(秋分の日)　各戶國旗を掲揚す、休業

する地方もあり、彼岸の中日とて寺院に參詣する善男善女多し、官衙學校は業を休む。

神嘗祭（十月十七日）　各戸國旗を掲揚す、官衙學校は業を休む。

天長節祝日（十月三十一日）　一般に國旗を掲揚し業を休みて嘉辰を奉祝す、學校にては職員兒童及村民講堂に集りて拜賀式を行ふ。

新嘗祭（十一月二十三日）　一般に國旗を掲揚す、官衙學校は業を休む。

第二　太陰暦に依る年中行事

正月元日　元日や『おつぴらいたる野の景色』の句の如く年の始は何となく長閑にして又目出度く、貴賤貧富の別なく、夫々何れも家族打揃ひて無事に越年したると新らしき年の壽福を祈り祝することはなべて一なり先づ門先には門松を立て注連を飾り或は根引松を門に立つるあり、井、竈、神棚、湯殿、厠等にもすべて飾輪とて注連を輪に結びたるものに山の草を掻敷とし洗米又は重餅を飾り昆布、橙、榧、勝栗、串柿等を盛り添へて床に飾り御酒を供ふ。

まづ百八つの寺の鐘の鳴り渡るを起き出て若水を汲みて嗽き顔を洗ひ、恵方を拜して後一家族打揃ひて膳につき新年を祝ふ、先づ酒を飲み（家によりては屠蘇を飲むものあり）雜煮を食す（祝酒は年長より始むるを例とす、肴は大抵組重に入れたる田作、數の子、黒豆、煮〆等にして器物は中流以上は大抵正月祝のみに特別の器を用意するものあり大福茶（大服茶ならんか）とて若水にて沸かしたる茶を飲む、茶菓子は串柿なり、祝込とて永く戸を閉ぢて開くことを嫌ふ。

此日氏神又は恵方に參詣するもの多く回禮とて寺院醫師、親戚、知人を訪ひて賀詞を述ぶるもの多し、寺院及醫師を訪ひて年賀に行くものは何れも白米を持ち行くを例とす。

新年を祝ふ儀式は新舊共に一般に簡略に行ふの風あり、是一般に禮儀の輕視せらるゝに伴ひて起る自然の傾向なれども廻禮の如きは益々輕視せられよし行はるゝも只形式に流れて情誼益廢るゝの感あり。

服裝は近時彌々華美に流れ絹布を用ふるもの益多くなり、而も禮を失するもの多く昔日の嚴格なる角帶、紋付羽織、袴の禮裝にて廻禮するもの漸く減退せり、廻禮の繁雜と時間の利用を兼て村民集會して新年宴會を催す風を生じたるは時世の進歩に伴ひ自然に起りたる傾向にて、時間の浪費と冗費を避くる上に於て長所を認むれども、多くは形式に流れて眞の情誼を温むるに欠くるの短所あるを免れず。

二日　一般に業を始め藝を試む、之を初仕事といふ書初を嗜むものは多く書初とて筆を試み、商家は店肆を開きて初賣をなし、工人は始めて其道具を試み百姓は藁仕事をなす、海岸の鹽業者は濱の禮と稱し御酒洗米を鹽竈に供へ船業者は御酒鮮魚を船靈に供し船旗を檣上に高く掲げ船を飾りて乘初をなす。

此日は初風呂或は朝風呂とて早朝より風呂を沸かし初仕事を終りて之れに浴し『トロロ』とて芋汁を食す初賣をなす商家にては最初の客に店に飾りたる鏡餅を與ふる風習あり。

二日の行事は明治初年も今も大差なし、されど初仕事をなす習慣は明治卅年頃迄は盛なりしが其後逐年減退して今は百姓の稀に之をなすものあれども多くは昔の風を止めず、工人は初仕事の代に道具の手入をなし來りしも、近來は之も止みて餘程熱心の工人ならでは之をなさず、郡を通じて一般に東北部即三志方、両莊地方は比較的多く此風を存す、さすがに質實朴直なる沿岸の鹽田稼漁師船業者は今も猶古風を存すれども、是とても漸次衰へつつあり、之れ社會の總ての儀式に於て其精神も脱け儀式も省略に傾きつゝある現象を表はし人情の益輕浮に向ひつゝあるの立證たらんか。

三日　善哉を食する處あり。（平莊地方）

俗に三日坊主と稱する所もあり、社寺より杓子箸等を年玉として持ち來り氏子及檀徒を廻禮す、モノヒドウレの一種の挨拶の行はるゝ地方あり、重に沿岸地方に多し。

三日の行事は一般に廢れたる模様なり、善哉を食する地方は甚だ稀れにして只東北部の一部に殘れり、社寺よりの廻禮も今は區々にして一定せず。

四日　鏡開とて元日より神棚、井、竈等に供へたる鏡

餅を下して截る。

『福わかし』とて正月三日間の供物と食品の殘りとを混したる雜炊を煮て食す。

沿岸地方にては鹽業者は初濱と稱し、濱稼人（鹽田稼人）は濱に出でて引き初をなし、終りて棟梁米入は鹽業主の宅に至り饗應を受け他の稼人は鹽業主より白米一升宛を受く。

四日の行事は今も大差なし、鏡開の行事は今は一定せず、三日になす處もあり、四日後に於てなす處もあり、而して鏡開てふ名稱は今は人の口にせられず、又此故事を知るものも少なし。

福わかしは今猶正月行事の重なるものなり、されど供物ならずして別の餅を用ふる家多く雜炊の混物もあまり多からずして餅に青菜大根位のもの多し。

鹽業者の行事も漸次衰微しつゝあり。

七草正月（一月七日）俗に七草正月と稱し、なづなと餅を入れたる雜炊を煮て食す。

十日戎（一月十日）初戎と稱して蛭子社に詣づるもの多し。

歳の頭と左義長（一月十四日）歳の頭、組合の者夫々其頭當番の家に集りて、左義長を作り歳德神を祭りて酒宴を開く、頭には大抵頭田若くは頭の財產ありて之より生する收入によりて此費用を辨ずるもの多し、地方によりては同一村内に數多の頭ありて何れも當日調膳の献立を異にせるあり、即酒の頭あり、飯の頭あり、餅の頭ありて各其趣を異にす。

左義長は形の大小はあれど、何れも青竹を組みて注連繩にて之を覆ひ、正月飾の注連繩古雛古神棚等を中に入れて、十四日夕方若くは十五日未明に之を燒く、此時正月二日になしたる書初を笹に結ひ付けて打ちつゝ之を燃やす、俗に此書初の高く天に舞ひ上りたるものは書を能くするに至るといふ。

燃え殘りたる竹は拾ひ來り細く割りて家の周圍にさし、毒虫又は惡病の入らざる厄除とす。

此夜小豆の粥を煮、燃え殘りの竹の節あるものを一二寸位に切りて此釜に入れ其竹に入りたる飯粒の多寡によりて農作物豊凶を占ふ處あり。

又或地方は（東神吉、平荘の一部）各其自家に用ひし正月の飾注連にて、小さき左義長を作り其年作らんとする苗代田に持ちゆきて之を燃やし此火にて鏡餅を燒き之を食する處あり。

歳の頭及左義長の行事は今猶存して古風を遺せる處少からざれども、其多くは改廢せられたる處多し、即献立は改られて簡略になり、左義長も小さくなり、又は略せられたるもあり、又書初を燃すことは明治二十七八年より三十二三年頃迄は甚盛なりしが漸次減して今は甚少なし、これ一は書初をなす風の減したると、一は書を尊ふ古風の廢れたると、迷信の漸次打破せらるゝ結果ならんか、されど頭の古風の今に存して甚だ嚴格に行はるゝ部落もあり、即彼の七度半の案内とて最入念なる案内をなすが如き古風そのまゝを今に之を實行せる所もあり、又献立中の諸物は必す所定の物を用ひ萬一此等の手に入らざることあるときは、非常に禮を厚くして之を詫ぶるが如き頭もあり、されど一般に古の複雜なる風習は年を追ひて改廢され、便宜簡略に向ひつゝあり、次に現今實施せる比較的往時に近き頭行事の數種を擧げて參考に資せんとす。

○別所村の内別所村頭行事

頭の區分　頭には大頭、中頭、若頭の三頭あり毎年一回歳の神を祭る、費用は頭田の收入より支辨す。

準備　正月四日頭の當りたる家にて米搗をなす、頭人一人前に粳米五合糯米一升宛の割合、接伴のものに一人前糯米八合宛にて搗き白米は三頭持寄りて米調をなす、六日に竈築をなし、十日に頭屋は煤拂をなす、十一日に姫路行とて頭の買物をなし、十二日に道具寄せとて道具を調ふ、十三日に馳走の準備と案内をなす其案内には各頭共子供に羽織袴にて扇子を持たせ各戸を廻らしむ。

其口上

『何某の所にて歳の頭を致します、お接伴はこの通り』

と人數を書きたる切紙を置きて去る、而して口上を述ふる時には戸口に入るや否や土間に脆坐平伏す。されば袴の埃に汚れるを憂ひ、大抵各戸共入口に蓆を敷く、十四日の朝左義長を作る。

頭の儀式　十三日の晝の九つ夜の九つ頃御膳組とて

人を選み置きて膳を組ましむ、此時には七度半の使を出し各頭膳組の打合をなす、打合せの順序は若頭より中頭中頭より大頭に傳へ、大頭よりは中頭中頭より若頭に及び決して順序を違はすことなし。

御膳組より頭人に膳を渡す時には鹽を打ちて清め白紙を四つ折にしたる口紙を渡し、給仕人二人附添ひ黒塗の飯櫃に飯を盛り杓子を添へ、一人は銚子に酒を入れ口を紙にて括りたるものを渡すことゝせり。

頭人の神に膳を供ふるには裃にて白紙を口に咥へ座敷の間より次の間に出るや否や待ち受けたる大勢の者一時に攫みかゝりて瞬間牀も落ちん許りなり、神には燒物と箸を置きたる外、給仕人の待ち來れる御飯と銚子に酒を注きたるものを石室の上に供へて歸る、神に膳を供ふるにも大頭、中頭、若頭の順を逐ひて行ふ。

御膳の組立は次の如し。

坪　燒豆腐、牛蒡、蒟蒻、小芋、鹽鮪の二寸角の切身を用ふ。

膾　人參、大根、海參、栗、生姜、九年母、蓮根を用ふ。

燒物　大の餘を枇杷の葉の上に置きたる者を用ふ

汁　刻大根、燒豆腐、葱、田作、松魚、大豆の生水に浸したるものを用ふ。

箸　柳の一尺二寸あるものを用ふ。

膳組終りたる時は之を頭人に示す、此時頭人に於て規定に背けることを發見したる時は之を改めしむることあり。

頭人は十四日の午前十時頃に列坐す、此時前夜より搗き居る餅の曲搗をなす、甚賑かなり。

膳部の組立

坪　燒豆腐、こんにやく、小芋、牛蒡、鹽鮪四十匁の切身を用ふ。

平　膾にて人參、大根、海參、栗、生姜、九年母蓮根を白箸の高さに盛る。

汁　刻大根、燒豆腐、葱、田作、松魚。

飯　一回食したる後中盛とて一回強ひ最後に又強ひ飯とて白箸の高さに盛る、送り膳には四百匁又は四百五十匁の飯を盛りて送る。

餅　五百匁宛。

酒　三獻なり送り膳には二合宛を送る。

肴　小芋の煮たるもの。

宴會の間に謠曲の外は歌はず甚嚴肅なり、頭人の列坐は隨意なるも中古よりは前年に務めたるものと其年に當りたる者のみ列坐することに改まれり。

午後三時再び頭人列坐す、馳走は善哉に酢大根、酒三献なり、他の頭人には送り膳をなす、接伴の者は室を違へて列坐す馳走は矢張善哉なり、各自砂糖を用意し之を用ふる例なり列席せざるものには善哉の送り膳をなす。

宴會終りて夕方近き頃大勢にて左義長を開け方の村端に持ち行きて(三頭共同時)燒く、此時頭人は何れも青竹に餅を挾みたるものを持ち行きて炙る、之を翌日のあまの粥に入る。

十五日にあまの粥を炊き世話になりたる人々及隣家の人々を招く、而して此日後片付をなし翌年の頭に當りたる人に道具を渡す、即頭渡しとて午前十一時より十二時頃に於て大根を切りたるものに鹽を付けたるものを肴として酒を出す、頭人は裃にて坐はり給仕人は袴を着けて出づ、燒物には大鰯及大の鹽鰯を枇杷の葉の上に置きて出す。

以上は同村頭行事の大要にして久しく行はれ來りしが近來大に節約して接伴の客を廢し餅も御鏡のみとなしたり、されど神の供物は昔と變りたる所なし。

○曾根町の頭

頭●●●の由來　菅原道眞の御子一族を引連れ筑紫に赴かんと旅立ち給ひし途中、公の既に此の世に在らせられざることを聞かせ給ひ、途中曾根の港に上陸し今の天滿宮の地に止まり、紀念樹(松)を守らせ給ひ一族永く住居し給ふ、其子孫を(頭すじ)といふ、現今町内に二十餘家あり、而して此頭すじは實に嚴格なるものにして男子の分家は其頭すじに入るれども養子をなしたる場合は頭筋消滅するものなりといふ。

頭儀式の模樣●●●　陰曆二月一日頭すじの各戸より一人宛天滿宮に參集し神前に於て御祓式を擧行す、而して當日神前の供物には小判形餅百二十個を三方に盛るといふ。

御祓の式終れば、一同家内安全の木札を戴き精進料理にて會食し之を終りて退散す、而して當日は曾根町四丁(東丁、西丁、北丁、中丁)に町内安全の立札を

なす。

○米田村の内平津村の頭

頭の起源及沿革　本村の頭は余程古くよりありしものの如し、最初の記錄等の殘れるものなけれとも左の覺書によりて察すれば遠く享保以前よりの事なるは明なり。

○覺

享保十五年戊正月十四日より相改る處也
之頭禮式出座の次第銘々上下着也
朝御當渡し
一御神酒　おりべにて壹献也
飯　汁　鱠　燒物　煮物
引て扣午房、青ゆで
御酒　三献
初献　おりべ
貳献　中椀
參献　汁椀
納めの祝儀小謠一齊
千秋万歳樂

右之趣者村中相談之上相定候尤場當延當之儀は其節格別之儀也享保十五戊年定法先格之通當年書替申候處仍而如件。

寶暦十四甲申年三月　伊藤久右衛篤則

次に文政七年申年五月御上樣より出格御儉約被仰由にて改革覺書ありて左の如く改めたり。

出座の節は羽織袴着用の事。

振舞の膳部は一菜一汁とし酒の肴は菜のからしあへ、取肴は塩鯛と改む。

其後の狀況に多少の盛衰ありて今日に及ぶ。

頭の區分　村内を東中西の三部に分ちて各部に一組の頭を組む。

頭の儀式と宴會

定日　頭の定日を昔は毎年舊暦正月十四日と定めしが最近に至りて紀元節の日を以て定日、とすることゝなれり。

頭人と當番　先つ頭の定日、前年當番の頭人より次番のものへ頭を引繼ぐ、引繼ぎを受けたるものは頭人として大歳大明神を祭り毎夜村内の大歳神社に參詣御神燈を献ず。

頭の準備と後片附　頭の定日は昔は正月十四日にして十二日より組内のもの集りて準備をなす、これを昔は大根洗と稱したり、今は定日の前日に準備をなす。

定日の前日十三日は町中の女、子供に至るまで皆頭家に集りて飲食をなし自宅にて飲食するもの一人もなかりしといふ、然れども今はさることなし。

定日の翌日は總振舞をなして後片付をなす。

頭の日の神祭り　頭人は定日午前七時より八時頃迄に昔は袴に一刀を帶し、今は羽織袴にて一人の神酒持(特に德利持といふ男子に限りなるべく吾子)を從へ頭人は三方に神饌を整へて大歳神社に參拜神前に供へ置きて歸り午後二時頃再び參拜神饌神酒を下げ歸宅し自宅の床間に掲げたる大歳大明神の神號掛軸の前に供ふ。

頭日の神饌は、御飯の外大根膾を二見ヶ浦の岩の形に置き、九年母を切りて旭の形に置き、外に串柿、栗なまこ、生薑等を竝べ燒物には鯔、飾には寒紅梅の一小枝をさし御祝儀の箸紙を添ふ。

頭の定日と町の人々　定日朝は子供、晝は婦人、夜は戸主に膳部を供すその他町の人は毎食皆頭家にて食す今は儉約して婦人に特に膳部を供することなし

頭渡の儀式　當日戸主は七度の招待使を受けて晩方に着座す、服裝は昔は覺書にもある如く袴に一刀を帶せしが、其後羽織袴となり、今は頭人の外は羽織のみを着す、一同の着席するを見て年長者は正座につき頭渡式擧行の旨を告ぐ、斯くして正座の人は眞先に三つ組木杯の一番上の杯を擧げて受け次に頭人にさす、此時謠曲高砂の一節を合唱す、次に頭人より次年當番の頭人にさす此時亦高砂の一節を合唱す殘れる二つの杯を両側へ廻し順次主席に送る、酒の肴は數の子のみを出し松竹梅の印ある箸紙を添ふ數の子一切宛を肴として各手に受く、年長者は杯の一度行き渡るを見て式の終を告ぐ、此式の間各員最も靜肅に最も禮儀を正しくす。

宴會　式終りて宴會に移る、宴會には石の盃を用ひ一回盃の廻りし時御飯を食し、再び盃を廻し各自歡を盡して宴會を終る、後一同大歳神社に參拜し歩出

度解散す。

膳部　本膳を用ふ。

但猪口坪なく生盛皿に大根膾中に串柿、海鼠等を混じ梅の小枝をさし九年母の切りたるものを添ふ平は塩鰤、千切午蒡、水菜、味噌汁、酒の肴は『からしあへ』海鼠にして取肴は塩鯛なり。

○東神吉村の内升田村の禱

升田村には古來三組の御禱あり、何れも殆ど同樣の方法にて行はれたり、今行はれつゝあるもの古來のものと大差なし、左に同村字西脇の御禱の大要を記す。

禱田　古來西脇には禱田として一段六畝の田を有せしが今より十數年前内七畝を賣拂ひ今は九畝となる

禱家　毎年交番にて五戸づゝ禱家となる、禱家は相寄りて禱田を作り、之れが收益を以て禱の費に充つ若し不足あらば禱家五戸のもの平等に分擔して之を補ひ剩餘あらば又平等に分つを例とす。

正月及八月の御禱　正月は十四日八月は朔に行ふされど八朔の禱は今より十數年前之を廢せり。

禱の前夜禱家五人のもの御酒洗米を携へ氏神なる益氣神社に參詣して祈禱をなす、禱の日各戸主を禱家の或一家に招く、此客の案内者として古來より五度半の使を出す、使は子供にして其服裝は袴を着け扇子を持ちて禮儀甚だ正し、此使五度半に及ぶまでには客全部揃ふ此時刻約午前十時なり、客揃へば前夜氏神に奉りし御酒洗米を頂く其盃は中形の弇を用ふ之を終れば御飯に移る、其間又は其後に於て字内の協議をなす、普通夜に入りて散會す。

献立

酒　茶漬茶碗に一杯限り
肴　かづの子、すぼし、なます
平　鰤、大根、午蒡、燒豆腐等
汁　糟汁
燒物　塩鰯
坪　なます

飯　昔は飯は必ず四碗を强ふ、故に强ひ飯と云ふ三碗迄輕く入るゝも最後の一碗は非常に大きく盛る客の手に之を渡せば崩れて膳一面飯となることありと云ふ、此飯を恐るゝ者は前夜夕飯を廢して來る者ありしと今はかゝることなし。

○見土呂村稻荷頭（舊一月八日）

頭人三名（三名の組合は親戚同士を否む、これ頭人の家族中に死亡等の穢あらば、神祀り出來ざるを憂ふればなり）にして其内、地位高きもの一名頭本となる。

頭案内者は三日前に羽織袴にて扇子を手にし講中各戸につき左の如き口上を陳ぶ。

頭主申します、明後八日には嘉例の御頭を勤めます、御主人始め其外御家内御一同樣に御出下さいませ。

献立

平　揚豆腐、午蒡、切昆布
汁　味噌汁に豆腐のうけ
生酢　大根、人參、蒟蒻、串柿、鹿角菜、唐辛、胡麻
燒物　鰯の干物一尾
飯
神酒　上弇、中弇、汁椀にて三献

頭人は頭受より頭渡しまで一ヶ年間毎月六齋日齋戒沐浴して稻荷神社に供物献燈境内の掃除等一切怠らず之を勤む、頭渡しは毎年舊九月八日稻荷神社の拜殿に於て之を行ふ、當日は水菜の浸し物にて神酒を戴く、（この水菜を煮るには境内の古鳥居を以て薪に充つることゝなせり）頭人の案内は村内大聲にて『オーイ、オイ、オイ』と連呼して三回廻る。

頭の當日（舊一月八日）村内小供に至るまで一人も殘らず頭本に集り何回ともなく食事をなす、頭の費用は稻荷頭田二段一畝歩、の收穫米にて之を支辨し猶社殿の修理をもなし、殘餘を積み立つ。

○藥栗村大日如來禱（舊一月二十八日）

献立

平　午蒡と切昆布とを山盛にす
汁　味噌汁に豆腐のうけ
向ふ付　香の物を四角に切る、但し一寸二分眞角
御飯　二度廻つて三度目に中休みし、其後一、二回にて終る

案内者は當日早朝より羽織袴を着用し向ふ革付の足

るのみにして他に異りたる禱もあれども之を通覽するに大同小異なり、其儀式献立等の謹嚴質實なる實に古昔の人情風俗の俤を遺せり。

●●●●おろゝ追●　（一月十四日）　平莊村の内小畑村は元繁茂せる蒼野なりしが、赤松家の家臣にして猪坂氏なる者始めて之が開墾に從事したりといふ、此村昔より正月十四日の夜におろゝ追と稱し夜中村端に集合し各自口々に『おろゝや出て行け敏馳迄出て行け』と唱へて行列を練り一定の順路を經て長樂寺東方猪坂家墓地に至りて解散すといふ。

●●●●十五日正月　（一月十五日）　十五日正月とて一般に業す、當日朝左義長を燃やす所もあり。

曾根天滿宮内戎神社にては福引をなし附近より參拜するもの甚多し、（今より二十餘年前迄は當町戎講の賑はしき祭をなしたりしも其後止みたり。）

●●●●敏入　（一月十六日）　家々の召使は一日の暇を得て鄉に歸り父母兄弟に閲し神佛に詣て任意に遊樂逍遙をなす、又嫁及養子女は生家に歸り父母兄弟に閲し一日の遊樂を共にす、地方によりては此日一日休業をなし或は半日（午後）休業をなす處あり。

弓下し羽子板下しとて正月に儕りたる弓、羽子板を下し親戚知己を招待して宴會を開くものあり。

●●●●敏入の行事は廢せられたる所多けれども今猶昔の如く行はるゝ所もあり、嫁の敏入は十六日に生家に歸り三五日永きは一重正月即二月一日迄も逗留するものあり。

●●●●初觀音　（一月十七日）　觀音に參詣するもの多く此日觀音講をなす所あり。

●●●●厄神詣　（一月十九日）　厄神詣とて加古郡宗佐、飾磨郡松原、郡内志方八幡神社に參詣して厄除の札を受け自己の災厄を除き壽福を祈るもの多し、此日公然の休業にはあらねども兩莊地方志方地方的形地方は一般に休業するもの多し。

●●●●骨正月　二十日正月　（一月二十日）

骨正月又は二十日正月といひて鹽鰤を入れたる粕汁を食す。

●●●●追儺　（一月二十一日）　平莊村の内山角村報恩寺にては當日追儺とて假裝したる赤鬼青鬼二匹夫々松明を振りかざし繩にて作りたる花を携へ『鬼追そら行け』と唱へつゝ大師堂の廻廊を轉回する儀あり、遠近より參詣するもの甚だ多し、此鬼は大抵身体虚弱なるもの之を勤む、即之を勤むれば病魔を除くと云ひ傳ふればなり、最後に振廻はせし松明の燃屑及花を拾ひ持ち歸りて門口に挿し置けば子供の夜泣を防ぎ盜難惡疫を免ると言ひ傳ふ。

●●●●初地藏　（一月二十四日）　的形村八家地藏にては初地藏とて附近より參詣するもの多し。

●●●●一重正月　（二月一日）　一重正月といひて一日休業す朝雜煮を食する處あり。

●●初午　二月の初めの午の日には稻荷神社にて何れも祭神を祭る、參詣するもの甚だ多し。

●●お申　石寶殿にては二月の初の申の日にお申とて祭をなし參詣するもの甚だ多し、牛を飼育せるものはお札（猿の牛を曳ける繪の札）を受け歸り廐の入口に張るもの多し、之により牛疫を免るといひ傳ふ。

●●●●涅槃會　（二月十五日）　此日各寺院（眞宗を除く）にては涅槃像の軸物を掛けて祭る、善男善女の寺院に參詣するもの多し、參詣人は煮り豆、あられ等を持參して涅槃像に供す、此日一般に休業する所多く、あられ大豆玄米等を煮りて食し又之を砂糖にて練り砂

糖豆を作りて食するもの多し。

涅槃會は何所にも行はる、されど一般の休業は追々減じたり、當日各寺院に參詣するもの多く、殊に時光寺に參詣するもの甚だ多し。

雛節句　桃節句　（三月三日）

雛節句とて女兒ある家にては壇を設けて雛人形を祭り菱餅桃酒白酒等を供へて佳節を祝ふ、殊に當歳の女子ある家にては節句始とて親戚知人を招待して祝宴を張る。

當日は長幼男女何れも辨當を携へ山登りをなし一日の歡樂をなす、又海濱に至りて汐干狩をなす者もあり。

雛節句の行事は明治初年より中年に至る迄盛に行はれ來りしが中年より漸次衰退し一時は甚しく衰へたるの感ありしが、近來又々勃興し而も比較的華美に向ふが如き感あり。

當日節句の山登りとて辨當を携へ一瓢を腰にし知人朋友相携へて登山をなし見晴のよき山上にて花を眺め鳥の聲を耳にしつゝ一日の歡樂を盡すこと甚だ盛なりしが漸次減じつゝあり、されど海岸地方には猶比較的盛なるが如し。

卯月八日　灌佛會　（四月八日）

卯月八日と稱へて佛を祭る所謂釋迦の誕生日なり、俗に花より團子といひて草餅團子等をつくりて食す淨土宗禪宗等の寺にては花御堂とて種々の美しき花にて屋根を葺きたる堂を作り中に釋迦の像を安置す參詣人は甘茶の溫湯を佛頂に灌ぎて降誕を祝す、此日甘茶を沸して飲むもの多し、戸毎に竿の先に卯の花（うつぎ）蓮華蒲公英等の花を結び付けて門に立つ之を天頭花といふ。

此日より夜業を廢し晝寢をなし午後の茶飯を食することを始む。

海岸地方にては三月の節句と同じく辨當を携へて登山をなす處あり。

甘茶を入れて墨を摺り「ちや」の二字を書きて柱の下部に倒に貼付し置けば長虫の侵入を防ぐと言ひ傳へ之をなすものあり。

端午節句　菖蒲の節句　（五月五日）

菖蒲、蓬、梔檀の小枝を束ねて屋上に揚げ、又寢床の下に敷きて寢ぬ、又風呂に入れて菖蒲湯を沸し之に浴す、柏餅又は黄白の蒸物を作りて食す、海岸地方には棕をも作りて食するもの多し。

男兒のある家にては武者人形を飾り五月幟、鯉の吹流しを立て其子の壽福を祈る、又當歳の男兒ある家にては五月始とて親戚知己を招きて祝宴を催す。

端午の節句の行事は昔は中々嚴重に催され一般人民も當日休業して春の名殘を惜み、初夏の用意をなし、又麥刈、田植等五月秋の前なれば休み納めとして一日を專ら歡樂に費やし來りしも、近來は一般に休業するもの少なくなりたり。

武者人形、五月幟等の飾りも甚だ其趣を異にす、昔は人形も質素にして其形の大なるものなりしが今は形は小なれども餘程華美なるものを用ふるに至れり、五月幟は昔は比較的小さきものにして大抵床に飾る位の大きさなりしか、今は漸次大きくなりて何れも門に高く立てらるゝか、さなくば小さき床飾りにて縮緬地等絹地を用ひ、鯉の吹流しも最初は甚だ稀なりしも今は至る所に立つるに至れり、而も地質は紙より木綿となり近來は絹地のものをも用ひられて追々華美に傾きつゝあり。

此行事は明治中年より追々衰退に傾きしが又々明治晩年より大正の御世にかけ雛の節句と共に一般人民に尊重せらるゝ傾向あり、近來此二種の節句の行事は子女ある家にては重き年中行事として注意せらるゝの傾向を呈し而も中流より上流に渉りて追々此行事の華美に向ひつゝあるの感あり。

北濱村にては明治三十三年頃迄は當日西濱村と北脇村との兒童間に石合戰をなす風習ありしが其後學校及村民の注意によりて止みたり。

野上り　全村殘らず田植の終りたる時植付休み又は野あがりといひて休業す、即麥秋、田植の勞を慰め且之を祝する意なり、柏餅、小麥團子等を拵へ揷秧に手傳ひたる人々に贈り又は其人々を招待して之を饗應し或は他村の親戚を招くこともあり。

田植は何處も大抵六月二十日（太陽曆）前後になす、湯がかり池がかりは大抵一週間内外にて田植を終るも人力又は器械によりて汲水する田の多き地方は二週間内外の日數を要する所あり、（上莊平莊東神吉の一部）されば從つて野上りも一樣ならず前者は早く後者は遲し。

又當日は田耕賃、田植賃、日雇賃等麥收捕秧に雇ひし總ての賃金の勘定をなす、地方によりては又別に早苗上り、又は取引と稱し一日休業し、其日此の勘定をなす所もあり、當日は柏餅團子等を作りて食す、此日より一週間又は十日毎に草休とて休業する所多し。

●盜人祭●　（五月晦日）　曾根天滿宮にては毎年五月晦日盜人祭とて例祭を行ふ、其昔當社寶物盜難にかゝり種々搜索の結果當日無事に歸り來りたる記念祭なりといふ。

●齒固め●　（六月一日）　齒固めといひて、あられ、缺餅、蚕豆等を煎りて食す、俗に齒を丈夫にして齒痛に罹らずといふ。

昔は正月に飾りたる餅花を煎りて食したれども、今は一般に餅花を廢したる所多ければ此事少なし。

●祇園會●　（六月七日）　祇園祭をなし饂飩蕎麥又は素麵等細長きものを食するもの多し。

平莊村の內一本松新村にては同村所在の八坂神社に於て盛なる護摩を行ふ、餘興として造り物等をなし甚だ賑ふ村民は此日休業し、圓きもの又は長きものを食せばよしとて、芋又は素麵を食す。

●夏祭●　六月中には夏祭とて各村の氏神又は各社の祭禮を行ふ。

宮守又は宮の世話人或は子供等前日又は當日早朝より境內の掃除をなし當日午前中に幟、大提灯、燈籠等の飾をなし、村內所々に繪、雜俳又は御神燈等と書きたる明燈を掛け夜に入りて夫々之に点火す、神前には種々の夏作物、餅、洗米等を供し百燈千燈と稱へて多くの燈明を点ず、音頭、踊、角力等種々の催もありて賑ふ。

●夜相撲●　祭の前日又は當日子供等相集りて神社境內に相撲場を作り夕方相當の人出を待ち大火を焚きて相撲を取る、附近の青年多く集りて何れもこれに加はる、賞品には多く團扇又は金包を與へ三役には元結扇子弓を與ふ、猶消し弓中弓とて三番消し五番消に叶ひたるものに消し弓、大關の前に一組をすまはせて中弓を與ふる所もあり。

弓を得たるものは其村の青年に擁せられて弓の先に提灯を結び付け高く揚げて意氣揚々として大聲に話しつゝ歸る、家に歸れば祝とて同行せしものに酒を振舞ふ、大抵一升を限度とす酒間當夜の相撲話等をなし談笑して退散す。

夜相撲は青年の体育上最好き遊技たりしが、一時青年の風習を矯正せんとて、極端なる方針を立て至る所此風習を廢せんとせしがために、一時多くこれを中止されたることありしが、近頃又々勃興して盛に之を催すに至れり。

●湯立●　各所の神社に於て夏季例祭又は日を卜して湯立を行ふ所あり、數箇の釜を社前に据ゑ之に湯を沸し神官又は巫女は之を湯桶に取りて神前に供し、後參詣人に向つて笹にて湯を撒布す、此湯のかゝりたるものは夏癈せず又惡疫に罹ることなしといふ、又之に用ひし笹を家畜に食せしむれば、惡疫を免るといひて持ち歸る者多し、是古代探湯盟神の遺風ならんか。

●土用餅●　土用入には『腸餅』とて餡餅を食す。

土用餅は從來は大抵自家にて搗へしが其後商人の賣り廻るもの追々增加し民家も亦面倒なる手數を省くことを得るにより、現今は商人の土用餅を買ふもの多く、從つて賣り歩く商人も其數多くなりたり、されば土用入には到る處土用餅の賣聲を聞くに至れり。

●土用丑●　土用の丑の日には海水浴をなすもの多し沿海のものは何れも附近の海濱に至りて之をなし、郡の中部東北部地方のものは三々五々相携へて、高砂荒井、高須等の海濱に至りて海水浴をなす、此日土用鰻とて鰻を食するもの多し。

●土用干●　土用干とて土用中に衣服書籍等の虫干をなす、座敷中に苧を引張りて之に衣服を掛け風に當てゝ干すを例とす。

又蒲團衣服等の如き大洗濯は大抵此土用中又は其前後に行ふ。

●七夕祭●　星祭り　（七月六日）

七夕祭とて朝早くより稻の葉露を掬ひ集めて墨を摺り、五色の紙に七夕に緣ある詩歌を書き、之を一本の笹に結び付けて立て、之に二三條の竹を架して、紅提灯を釣り、酸漿、なつめ、柿其他農作物の初もの菓子等を吊るし又別に西瓜、瓜、南瓜、團子等をも供して星を祭る、中には茄子に四本の箸をさして馬となし玉蜀黍の毛をさして尾となしたる牛を作りて供ふるものも多く、從つて賣り歩く商人も其數多くなりたり、されば土用入には到る處土用餅の賣聲を聞機織姫の乘り給ふ牛に型るといふ、又鉢に清水を入

れ中に楓の葉を浮べて星の寫るを見る即機織姫の銀河を渡るを待つとの意なりとか。

七夕初の家にては、此日の暮方、里の子供等の群をなして來るを待ちて瓜、西瓜、炙豆等の供物を與ふる昔は里の子供等打連れて「七夕さん豆おくれ」と一齊にわめきまはりて供物を貰ひ歩く習慣ありしが次第に減少して今は稀に見るのみ。

伊保村附近にては紅提灯を燈したる多數の子供列をなして戸毎に祭れる七夕祭を見歩く風習あり、紅提灯の行列長くつゞきて實に奇麗なり。

七夕の祭壇は翌朝之を取り毀はし色紙の着きたる笹は川に流すを例とす、川なき所は田に持ち行きて立つ者あり、此笹を立て置けば害虫の來ること少なしといふ迷信あり。

七夕祭は從來は至る所盛んに行はれたる行事なりしが明治三十八九年頃より漸次衰退せり且又其祭方も餘程簡略になりたるの感あり。

七日盆（七月七日）井戸浚をなし家の周圍墓地の掃除をなす、墓地の掃除は年一回の大掃除にして村民一同朝より墓地に集合し（太鼓等にて合圖をなす所あり）共同に作業し正午迄に之を終り午後一般に休業す、此日村民分擔して其村内の道路の修繕をなす所もあり。

此日佛壇の掃除佛具の磨き等をなして佛壇を飾り燈籠を釣りて亡者の靈の歸り來るを待つ。

此日より二十四日の夜迄毎夜燈籠に点火す、燈籠は從來は重に切子燈籠を用ひしが次第に提灯に代り現今は岐阜提灯を用ふるもの多し、然し此間一般に殺生をなすことを嫌ふ。

七日盆より盂蘭盆迄に中元御祝儀を親戚知人間に贈答す。

四萬六千日（七月九日）此日一日の參詣が四萬六千遍の參詣に相當する功德ありとて觀音樣に參詣する者多し特に法華山に參詣するもの非常に多く志方道は參詣人列をなす程なり。

盆節季　七月十日頃より十三日迄に盆節季とて上半季間の勘定をなす商人は各花客を廻りて集金をなす

盂蘭盆　七月十三日より十五日迄佛を祭り供養をなし墓參をなす、禪宗淨土宗等の家にては七月十三日夕方折掛燈籠線香花水を持ちて墓に參り祖先の靈魂を迎へ歸りて直に落付き團子、蓮葉飯等を佛前に供し讀經す此日晝間に檀寺より僧來りて讀經す。

十四日十五日には茶素麺餅菓子夏作物等佛の生前に好みしものを撰ひて佛前に供す此二日間に茶及飯は幾度となく取替ふる所あり、十五日の夕方精靈送とて山上河邊又は野中に精靈を送る、各地樣々の風あり、海邊地方にては供物を俵又は胡座等にて作りたる舟に乘せ燈を点し線香を焚き川、溝又は海に浮べ念佛を唱へて之を送る、供物を山上に持ち行きて麥藁と共に燒きて送る所もあり、又平莊地方にては麥稈又は線香に火を点じ墓地に詣りて送る風あり、上莊村の内都染村にては藁にて馬を作り之に夕顏にて人体に摸したるものを作りて乘せ、鐘太鼓を打ち鳴らして盛んに河岸に之を送る風あり、而して此送をなすものは大抵子供なりといふ。

「アラタナ」とて新佛のある家には親戚、知人、同行中より佛前に素麺を供す然して此家にては盆後此等の人を招き佛事をなし素麺の馳走を饗す。

以上盂蘭盆佛參の行事は禪宗淨土宗法華宗等にては甚だ手數のかゝる祭をなせども、眞宗の信徒には如斯複雜なる行事をなさず供物其他のこと總て簡單なり。

斂入（七月十六日）斂入とて他家に嫁したるもの實家に歸り來りて佛參をなす。

此日禪宗淨土宗の寺にては檀徒多く參詣して施餓鬼の供養をなす。

的形村にては夕方七時頃より少年打集ひて太鼓を叩き麥稈を竹の先に括り付けたるものに火を点じ行列をなして山に登り「精靈さん送りませう又來年ござれ」と高聲に呼はりて精靈送をなす風あり。

觀音緣日（七月十七日）平莊村の内小畑村及里村にては當夜觀音講にて觀世音菩薩を祭り種々の供物を供し燈明を献じ一同參詣通夜をなして說敎を聽く當夜は音頭、踊等の餘興も行はれて賑やかなること山角大師祭に次ぐといふ。

踊り　明治三十四五年頃迄は夏祭より八朔頃迄各所に踊とて明石音頭、吉川音頭、兵庫音頭等を唄ひ男女異樣の服裝をなし打交りて踊ること盛んにして中には風紀を乱すことも少なからざりしが、其後人智も進み警察の取締も嚴重になり次第に減じ現今は

甚稀なるに至れり、今猶緣日の餘興等まれに踊をなす所あれども昔の如く賑やかならず。

大師祭　（七月二十一日）　平莊村報恩寺大塩清勝寺及其他弘法大師を祭れる寺にては大師祭を行ふ、二十日の夜附近より參詣するもの甚だ多し、又別所阿彌陀曾根地方の者は飾磨郡國分寺の大師に參詣するもの多し、當夜は何處も音頭、踊等ありて夜更くる迄賑ふ。

地藏祭　（七月二十四日）　各村夫々地藏尊に種々の供物を供し赤白等の旗を建て多く參詣して鐘を打ち地藏和讃を稱へて祭をなす、子供は地藏菩薩の子なり等言ひて多く參詣す、供物は皆子供に分配する地方あり。

西志方村谷の地藏祭は最盛んにして遠近より參詣するもの甚だ多し、二十三日の夜は音頭踊等ありて甚だ賑ふを例とす、又大塩、的形、北濱邊は八家の地藏に參詣するもの甚だ多し。

六夜待　（七月二十六日）　六夜待とて月見をなすもの多し俗に月の出初めには三体の月ありといひ傳ふ此日清水寺（播磨）に參詣し月見をなすものあり。

虫送り　盂蘭盆前後に於て所々に虫送をなす、麥稈を束ねて作りたる長さ四五尺位のものに火を点じ一村擧りて田の畔に出て之を振り廻はしつゝ所定の路を通過して歸る、實に壯觀なり。

平莊地方にては七月二十日より三十日頃迄に日を撰び一戸一人宛松明を携へ惡虫を驅逐せんとて先づ藁人形を製し、（之を實盛と稱す）口々に『實盛先立て稻の虫お伴せい』と唱へつゝ村端迄送り終りに河中に投じて歸るが如き虫送をなす風習あり。

雨乞　田植を了りてより稻の穗の出づる迄の間に於て干魃續く時は各所に雨乞とて全村擧りて各自に松明を持ち列をなして附近の山に登ることあり。

八朔　（八月一日）　古より田の實の祝といひて新穀の成熟を祝し來りたり一般に休業す、俗に此日のことを『下婢泣かせ』といふ所あり、今日までの晝寢を廢し夜業を始むる爲ならんか、的形地方にては小豆飯を焚き之を涙飯と唱して食する風ありといふ、當日他に嫁せる女及其婿を招きて酒宴をなす地方あり又八朔頭といひて相會合して酒宴をなす處もあり。

芋名月　（八月十五日）　月見をなすもの多し、昔は芋を食ひて月見をなしたりといへど今は其質朴なる風を見ず、大抵酒を飲みつゝ月見をなす。

彼岸會　各寺院にては彼岸會を勤め參詣するもの多し、春の彼岸の如く彼岸團子を拵へて食す、此頃に多く衣更をなす。

袷朔日　（九月一日）　袷朔日と稱し袷を着て氏神に參拜する所あり。

秋祭　神社によりて其祭日を異にすれども、節句祭志方祭、神吉祭、曾根祭、寶殿祭、平の宮祭等重なる祭にして其他も大抵舊九月中に之を行ふ、何れも宵宮晝宮の二日間祭典を執行す。

遠方の親戚へは案内狀を送り近村の親戚へは鮓甘酒等を贈りて案内す。

祭には古より定りたる神事あり、又種々の餘興ありて氏子は勿論附近より多く參拜す、昔は競ふて屋臺をねり獅子舞をなすが如きことありしも近來は此風大に廢れたり。

屋臺を賣却し屋臺倉の青年倶樂部に變りたる所も甚だ多し。

各神社の神事は何れも古來より行ひ來りたるものにして而も各社夫々獨特のものなれば其神社を回起し其地方の風俗習慣を窺ふの資料となるもの多けれども、前編神社の部に掲げたれば此所には之を省略すべし。

豆名月　（九月十三日）　豆名月とて月見をなすものあり、莢豆を煑て食す。

亥の子　（十月亥日）　礱又は颺扇の中、神棚等に十二個の餅を供へて農作物の神を祭り、親戚隣家知人等に餅を贈る、子供等は藁を繩にて堅く卷きたるものを作り、夜各戸の門を打ち廻る所あり。

『亥の子の子亥いふといて、そばのかいもちなんぢやいな、餅くれぬかゝは、鬼產め蛇產め、角の生ねた子產め』

といつて打廻はる、其中重だちたるもの一二人藁の鬣を着け鼻高又は於多福等の面を被りて家に入れば家々にては之に錢を與ふる風ある處もあり、伊保村の内梅井にては大いなる地突を作り、之に幾條の繩を附け多くの子供集りて之を搗く習慣ありしが今は止みたり。

又青竹の太きもの或は棒の太きものを十文字又は井

の字形に組み藁繩にて畚を編みつけ一人之に乘りて多數之を舁ぎ廻る、時には隣村のものと衝突さする習慣ある所もありしが今は全く止みたり。

北濱地方にては昔次の如き風習ありしが今は止みたり。

亥の子の日各町圓き石を繩にて搦み之に多くの繩を結び付け多人數其繩を引き歌を謠ひつゝ其石を搗く其際大なる青竹(枝葉の付きたるもの)に大なる紙の幣を附け其上にて搖り動かす、翌日小さき色紙の幣と鏡餅の幾分を各戸に配る。

曾根町にては明治二十五六年頃迄は亥の子を舁ぐこと非常に盛んなりしが、明治卅三年より以後は全く絶ねたり、昔の亥の子は底の徑約三尺位の藤の輪を附け之に繩を結び付けてかゝり高さ約五尺にして五色の角錐形の亥子を作り十二三歳より十四五歳の子供之を舁ぎ前に羅紗に刺繍を施せる幟を立てゝ

「亥の子ろー、あしたのよさもちつこん、餅つかんねーは、鬼產め蛇產め、角の生ねた子產め、子產まなやいとしよ」

と歌ひ囃しつゝ之を練り廻り天滿宮に參る、お宮に



(曾根神社繪馬堂掲揚亥子の繪)

ては此所に待ち合せたる多數の大人之に助勢して。

「こんの裏のちさの木に、雀が三匹とまつて、一羽の雀の言ふことにや、爺さん婆さんせかんすな私が十六になつたなら、城山くづして宮建てゝ、宮の前に松植ねて松の小枝に鷹据ゑて、鷹の目元に鈴さけて、鈴のりんりん鳴る音は、鶴か龜か卵の鳥か、明けて見たればお龜鳥、ねーとな、ねーとな、ちよつさい〳〵」

と歌ひ囃しつゝ高く揚げて之を搗く、如斯四ヶ町互に負けじ劣らじと競ひあひて搗き果ては終に入り乱れて喧嘩をなすに至る、而して

此事起因をなして秋祭に至り屋臺の喧嘩をなすといふ、現今は亥の子を舁ぐことはなけれども昔の感情の遺りてか秋祭等屋臺を出したるときはまゝ喧嘩をなすことありといふ。

此日始めて炬燵をあける家多し。

●●●十夜會　(十月十四日)　淨土宗の寺にては何れも十夜會を勤む。

阿彌陀村時光寺には境内及沿道に多くの露店出で日沒頃より參詣人多く夜に入りて甚だ雜沓を極む、本堂にはお通夜とて讀經說教にて夜を徹する善男善女多し、通夜せる人々に分配する夜食の握飯に白米二石客膳六百餘人前を要すといふ、如何に參詣人の多きかを推するに足らんか。

●●●報恩講　(十一月より十二月)　眞宗の寺及檀徒にては祖師上人の報恩講を勤む、一部落の同宗同じ日に之を勤め一同一處に集りて讀經をなし說教を聽聞する處あり、又戸毎に日を定めて之を勤め同行互に參詣して讀經し說教を聽く處ありて一樣ならず、又當日は年一回の報恩講の緣に逢はんとて他家に嫁せるもの遠きより實家に歸り來るもあり淨土宗の十夜會に相似たり。

報恩講のお飾とて餅を搗きて佛前に供へ又親戚知人に配る處もあり。

●●●十一月晦日　初老還曆の祝をなし餅又は赤飯を親戚知人に配り夜氏神に參拜す、又親戚知己を招き盛んに酒宴を張る家もあり。

●●乙子朔　(十二月一日)　鳥の鳴かぬ間にとて朝早くより小豆餅に茄子の味噌漬を食す、此日朝早くより氏神に參拜するもの多し。

●●鞴祭　(十一月八日)　一般鍛冶職にては休業し鞴を掃除し神を祭る。

●●寒入　一般に揚豆腐を食す感冒に罹らぬためなりといふ。

●●冬至　夏より貯藏したる南瓜を食す。

●●●奉公人の出代り　下女下男等奉公人の年期のあきたるものは十二月十日主家を辭し去る而して新に雇ひ入れたるものは十五日に主家に入る習慣あり、今は出代の日一定せず。

●●大節季　大節季とて十二月二十七八日頃より下半期の勘定取引をなす商人は忙しく花客に就き集金す。

歳の暮　二十日頃より餅搗を始む、寒の水にて搗きたる餅は虫の付くこと少なしとて寒の中に餅搗をなす家多し、昔は歳の暮に何所も煤拂をなせしが現今は春秋二回に大清潔を行ふを以て殆んど廢れたりされど家の内外の片付又は拭き掃きの掃除は何れも新年を迎ふる準備として一般に之を行ふ。

歳暮御祝儀として中元御祝儀と同じく親戚知己間に物品の贈答をなす。

節分　夜氏神に參拜するもの多し、此日麥飯に塩鰯を食す、地方によりては炙豆を家の門に撒き「福は内鬼は外」と言ひて福を祈る風習あり。

的形地方にては夜子供等多く集りて「赤金來い、白金來いと」呼びつゝ村内を歩き廻る風あり。

第三章　慶弔に關する風習

第一　婚姻に關する風習

職業及貧富の度によりて相異なる点なきにあらねど郡を通じて略同じ風習なり、特に早婚の者なきにあらねども大抵は男子ならば兵役を了へたる二十三四歳より二十七八歳女子ならば十八九歳より二十一二歳位を普通なる婚姻の年齡とす、男女年齡の差は人によりて異なれども大抵三歳より五六歳迄の間をよしとなせり、勿論女子の方年少なれども時としては年長の者もあり、媒介人によりて婚姻の話始れば雙方共相手の血統財産本人の教育氣質及家庭の狀況等種々の聞合をなす、殊に血統に就きては最注意して聞合せをなす、之を終れば場所を定めて互に見合をなす、嫁見として嫁の家に見に行くこともあり、愈婚約整へば吉日を撰ひて婿の家より「オサヘ」として扇子に酒肴料を添へ嫁の家に贈る、「オサヘ」を受くれば愈堅き婚約をなしたる印なれば嫁の家にては嫁入についての種々の準備をなす、両家の準備愈出來上れば媒介人は雙方と相談の上黄道吉日を選みて愈々輿入の日を定む、此日より數日前日柄を選みて婿の家より嫁の家に結納を贈る、結納は禮服一組及帶等に松魚壽留女家内喜多留(酒)等を添へて贈る、但し中流以下は大抵料金を以てす、結納は品物を以てするも又料金を以てするも何れも相應に飾りて贈るを常とす、結納を受けたる嫁の家にては結納披露として之を床に飾り親戚知己を招待して酒宴を張る、但し結納披露の宴を略する地方もあり、愈輿入の當日來らば親戚知己及近所の人々多く手傳に來りて種々の用意をなす、嫁の家にては荷物を飾りて親戚知己並に近所の婦女を招きて門出の宴を張る、招待を受けたる者は何れも相應に御祝として贈物をなす。

地方により又道の遠近により多少の差はあれども大抵五荷以内の荷ならば夕方に若者之を擔ぎて威勢よく荷歌を唄ひつゝ婿の家に贈り届く、五荷以上の荷ならば大抵晝の間に之を贈る、荷は先方迄贈り届くるものと中間に於て婿の家より受取りに來る者に引繼ぐものとあり、嫁の出立は之も地方により又道の遠近によりて多少の差はあれども大抵午後十時より十一時頃に先方に着するを普通とす、先づ媒介人夫婦嫁の兄弟親類のもの夫々先方の希望によりて人數に多少はあれども此等のもの附き添ひて聟の家に行く嫁の出立の際は最後の暇乞として佛壇に禮拜して出づ又二度と歸らざるためとて門火を焚きて送る地方もあり。

聟の家にては種々の準備を整へ兼て打合せの時刻來らば親類知己等張たての弓張提灯を携へ村端迄出て之を迎ふ嫁の一行は直に聟の家に入る、中には中宿として婿の親類等に入りて休憩し化粧又は服裝なぞを整へたる後聟の家に入る風もあり、夫婦の式親子の式親類の式等と區別してなす家あり、又夫婦の式親子親類の式と二度になすもありて一定せず、されど式には屏風の陰にて陰謠又は祝言謠として謠曲高砂を唄ふことは何れも同一なり、此式終らば一同酒宴に移る、酒宴は當人一生中殆ど最上のものにて何れも財産に應じて盛大に之を行ふ近時冗費を省き慈善事業及教育事業等に寄附するため婚禮に關する一切の費用を省き質素に之を行ふ風もあれども、至極一小部分の人のみに止まりて其多くは依然舊來の風習を踏襲して大抵夜を徹し甚しきは翌日の午後に至るものさへあり、されば泥醉者を出し無作法に流れ器物を破損する等の失態を演ずること等尠からず、猶一行の宴を終り暇乞して表に出づれば「ワラジ酒」とて大なる茶碗に酒を注ぎて之を強ふるが如き地方も少からず、而して一行の辭して歸るとき新婦は衣を改めて之を門迄見送

る風習ある所多し一行を送り出せば新婦の荷物を座敷に飾りて茶招びとて親戚知己近隣の婦人を招待す此席上に新婦は姑に導れて一同に挨拶をなす、此女客の酒宴も相當に永びく、地方により家によりて異なれども種々の興ありて夜更くる迄客足の立たざることもあり、地方によりては此女客に鼻突き飯とて赤飯を高く大きく盛りて出すこともあり、

翌日は結婚披露とて親戚知己を招待して酒宴を開く之は地方により家の大小によりて一様ならず、一日にて濟む家もあり二日三日に亘る家もあり最後に家人手傳人一同の酒宴を開くを普通とす、之を雜振前ふとい

輿入の日より三日目に部屋見舞とて婦の家より菓子又は強飯等を贈り來る、之を親戚知己及近隣に配る。

花歸りとて花婦輿入の日より三日目又は五日目に生家に行く、此際には大抵姑又は婿の姉妹及最も濃き親戚の婦等之に附添ひて行く、嫁の家にては鄭重に之を饗す地方により家によりては此際聟も共に嫁の家に行くこともあり、輿入の日に附添ひ行きたる腰元(下女)は大抵此日に歸る。

嫁の家にては土産とて菓子又は強飯等を親類知己近隣に配る、婦も附添のものも即日家に歸るを以て聟の家にても同樣の土産物を配る所あり嫁の里にては婿入とて別に日を撰びて婿を招待す、地方により家によりては、花歸と同時に之を行ふことあり、嫁の披露とて、親戚知人近隣に菓子又は強飯を配ることあり。

披露を受けし親類にては『嫁招び』とて、新婦又は新郎を招待することあり、此は血緣の最近き間に行はるるを常とす、翌年のお正月には『婿鏡』とて、嫁の里より立派なる鏡餅一重を聟に贈ることあり、又毎年此鏡を贈るを例とせる地方もあり、毎年お正月には、聟の家より嫁の両親に對し、鏡餅一重を贈る地方もあり。

婚姻の成立は正しき媒介者ありて雙方の間を往來し前記の如く互に細密に種々の聞き合せをなし又寫眞の交換見合等をもなし尙合性、年齡等に至る迄深く考へて然る後決定するを普通とすれども昔より青年男女の風儀面白からざる地方にては既に野合の後便宜媒介者を定め婚姻することあり、甚しきは姙娠又は出産の後始めて媒介者を定め結婚する者も少からず、明治の中年より晩年にかけ風紀改善青年男女の指導等につき種々の方面より其改善を圖りしかば漸次此非禮の婚姻も其數を減じたれども未だ喜ぶべき時機に達せず甚だ遺憾なることなり。

離婚の不德義なるは言を俟たず雙方共に調査の粗略又は意氣の相容れざるによるとはいへ一旦式を擧げたる以上互に忍ぶ限りは忍びて其德を傷けざるを宜しとす、而るに此悲むべき離婚の聲は止むべくもあらず否寧增加の傾向あるは實に社會風敎上の恨事なりとす。

第二　出産に關する風習

兒の胎内に宿れば姙婦若くは其夫は日岡神社に參詣して産の安からんことを祈り神主に其祈禱を乞ひ御守及供米を戴きて歸る、此供米の粒數が奇數ならば男子偶數ならば女子なりといふ、五ヶ月目に至らば帶の祝とて親里より生活の程度に應じて紅白加賀絹六尺宛若くは紅白木綿六尺宛に糯米又は白粳米を添へて祝ひ來る、即姙婦は吉日多くは(戌の日)を撰びて産婆を呼び寄せ結肌帶(俗に言ふ腹帶)を懸く、此日近親を招待して着帶祝の酒宴をなし又親戚知己近隣へは强飯を配る。

姙娠中は本人は勿論夫及家族の者の田の畔を切り釘を打ち廁便所の修繕等をなすを忌む、而して家の大小によりて異なれども産婆は時々之を見舞ひて胎兒の成育を見又胎座を直す。

愈産氣つけば産褥をつくり之に移る、昔は産褥は座敷の疊を取り除け蓆を敷き古綿蒲團灰蒲團等を敷きたれども衛生の道開け新智識を有する産婆も多くなり、又一般の人智も進みたる今日に於ては斯の如き風習は甚しく減じたれども猶全く其後を絶つ迄には至らず。

兒産るれば直に初湯を浴せ初衣を着せしむ。

臍の緒は其先を糸にてくゝり綿を被せて、大事になし置けば三日乃至七日にて自然に落つ、之を大切に保存す、俗に臍の緒の落つことの遲きものは悧巧なりといふ。

産後六日迄は、産婆毎日來りて産兒に湯を浴せしむ

以後は八日、十一日、十六日及産明の日に來りて之をなす、都度産婦にも腰湯とて鹽湯を浴せしむ。

嫁の里にては三日鹽、又は六日鹽の當日に産衣及餅を贈り産婦に食はしめ親戚知已及近隣に之を配る、産兒の命名は大抵六日鹽當日に行ふを例とす、地方によりては三日になす處もあり、之を名附けといふ名附には親戚知已を招待して酒宴をなす、又名附の膳とて近隣へ酒肴を配ることあり。

産後二十一日を經過せば、（地方によりては十六日）「枕上げ」とて産褥を取除く産婦は初めて普通の人となるなり、而して此枕上げ迄は産婦は井竈等には一切手を觸ることを甚しく忌むといふ。

親戚知已近處の者は、此日迄に産見舞とて鮮魚、菓子、豆飯等を産家に送る。

男兒ならば三十一日、女子ならば三十三日にて産穢を除く、之を産明といふ、産婦は之より全く普通の人となりて種々の物品に手を觸るゝことも神社に參詣することをも得るに至る、地方によりては産後七十五日を經過せざるべからずとなす處もあり、産穢明くれば宮參りとて、嫁の里より贈れる晴衣を着せ産婆之を抱きて氏神に參拜す、此日宮參りの御土産とて强飯、餅又は菓子等を親戚知已又は近所へ配るを例とす、親戚知已又は近所の者は、錢を紙に包み水引にて括り、嬰兒の着物の紐に結び附けて之を祝ふ地方あり、嬰兒の宮參は産明になさずして、來る秋祭の際になす地方もあり。

産後百日目に「食初め」とて本膳の馳走をなして嬰兒に供す、此日産婆も招待して馳走をなす所多し、されど此事は大抵最初の男女兒位にて其以後の産兒には之をなすもの甚だ少なし。

正月始めとて、嬰兒第一回の正月には「孫かがみ」とて親の里より鏡餅一重に男兒ならば破魔弓、女子ならば羽子板、及毬等を祝ふ又親戚知已近隣よりも同樣の品物又は料金を贈りて又を祝ふ。

産兒の家にては、正月に之を飾りて産兒の壽福を禱る正月十四日若くは十五日には弓下し、羽子板下しとて、曩に飾れる弓羽子板等を取除く、此日若くは其前後の日を卜して祝物を受けたる人を招待して酒宴を開く、之を正月始といふ。

又節句始めとて男兒は端午、女子は桃の第一回の節句に親里より男兒には幟武者人形等、女子には雛人形に何れも衣服一領若くは數領を添へて祝ふ、又親戚知已近處よりも同樣に衣服又は幟、鯉、武者人形、雛人形等を贈りて之を祝ふ。

節句前二週間又は十日位より之を飾り嬰兒の壽福を祈る、而して節句當日若くは其前後に於て吉日を撰び、親戚知已を招待して酒宴を開き、端午の節句ならば柏餅又は强飯を、桃の節句ならば草餅を配る、「正月始、節句始」は地方により、又家の貧富によりて一樣ならざれども、大抵長男長女に之をなし以下は之を略するを普通とす。

誕生祝とて嬰兒第一回の誕生日には、親戚知已を招待して、酒宴を開き赤飯を配る地方あり。

平莊村磐地方にては、此日小兒の壯健を祈るため其膳には燒物の代に石を副へ、且嬰兒を箕の中に座せしめ、男兒には種々の農具を、女子には農具の外裁縫用具等を入れて、自由に之を握らしめ其握りたる物品によりて嬰兒の生ひ先を樂む風習ありといふ。

●●●ナンナル　北濱村の内西濱村にては「ナンナル」とて男兒出生の場合に限り、正月三日に大歳神社に詣で

生兒の鼻を摘みて泣かす風習あり、別所村地方にても宮參りの節、嬰兒の鼻を摘みて泣かす風習あり。

近時諸般の風習追々改善され、心ある者は萬事に華を去り實に就くの傾向あるは、實に慶賀すべきことなり、されば産に關する産見舞、新の餅、名附の酒、宮參の土産、節句始、正月始等の諸事も追々改廢され褒禮冗費を省くに至れり。

第三　壽賀に關する風習

●●初老　男子四十一歳より四十三歳迄を厄年とて厄祝をなす、「一に隱して二に餅搗いて三に酒買ふて四に蒸しあげ」といふ俗謠の殘れる如く、昔は此順序によりて祝をなす人ありしも今は稀なり、大抵四十一歳の乙子朔に親戚知人を招待して、厄祝の酒宴をなす、地方によりては十一月三十日になす處もあり而して四十四歳を迎へたる年の乙子朔に蒸物を拵へ親戚知人に配るもの多し。

初老の祝は地方により種々の別あり、親戚知人を招きて酒宴をなし相携へて氏神に參拜する地方もあれば本人一人のみ參拜する地方もあり、又賑は

しく多人數の伊勢音頭を唄ひつゝ參拜する地方もあり、

●還暦　六十一歳の年親戚知巳を招待して祝宴をなす

還暦の祝は子のなすものなりとて、子より夫々衣服及物品又は金を贈る、六十一の三つ子とて時服に赤の襦袢を添へて贈るものあり、當人は赤の鏡餅又は蒸物を配る。

還暦祝の日は一定せず、大抵四五月の季節に行ふもの多し。

●●喜の祝　七十七歳の年喜壽の祝とて、親戚知人を招きて酒宴をなす、長壽にあやからんとて當人に喜の字の揮毫を乞ひて之を幅に仕立て掛けて樂むものあり、初老還暦の如く餅又は蒸物を配る家多し。

●●米壽の祝　八十八歳の祝にて前者と似寄りたる祝をなす、されど米壽を保つ人は甚稀なり。

第四　喪葬並に追祭に關する風習

同じく死といふも、年齡の長短、死因の如何によりて喪葬に關しても多少の相違あれども此所には其大要を記するのみに止めん。

人死する時は之を褥上に頭北面西（印度の習慣生前死後共頭北面西に寢するは心身を安穩ならしむるといふに倣ひて我邦人死後のみ頭面北西を守る）に寢ねしめ往又は白無垢にて身上を覆ふ（地方により裏向又は倒に懸くる所あり）死人の枕元には香臺を置きて香を焚き（眞宗は香を焚けども他宗は線香を立つ）佛壇には燈明を点ず、檀寺は時間を圖りて死家に至り弔詞を陳べ佛前に於て讀經す（經文は所により小異あれども多くは小經を讀誦す此時に限り御文章は拜誦せず、（眞宗）死人の枕元の香と佛壇の燈明は柩を送り出す迄決して絶たず。

同行又は近所の者は、死家に集りて葬儀の準備をなす、同行中には兼て定めたる葬儀世話係又は主任等ありて、此等の人々により夫々諸般の役割を定め事務を分擔す、家人及親戚は大抵之に與らず。

座敷の疊は何れも横一字形、即葬禮敷に敷替ふ。

先づ遠近の親戚知巳へ凶事の通知をなす、遠きは大抵電報又は手紙にて知らせ、近村は使者を馳す、此使者は魔のさすことありといひて大抵二人以上を一組とするを常とす。

役割は葬儀の大小又は宗旨及地方の習慣によりて一樣ならざれども大要次の如く分擔する所多し、即ち總取締、取締、香奠方、膳方、（平方、坪方、汁方、猪口方、飯方、膳椀器具方）寺方、野行方、接待方等に分たれ夫々各係に關する仕事をなす。

里人近村の知己は、大抵其日の中に死人の家を訪ねて弔詞を述ぶ。

死の時刻の如何によりて異なれども、大抵其日の夜に死人の湯灌（沐浴）をなす、湯灌には家族親戚之に携はる、先づ死人の頭髮及鬚髯を水を用ゐずして逆に剃る、之を逆剃又は空剃といふ、理髮人に剃らしむる家もあれど、大抵親戚の剃刀に堪能なるもの之を剃る、次に死人の子、兄弟等によりて死人に湯を浴せ身体を能く洗ふ、此時血縁のものは『さか水』とて死人に冷水を懸く、かくて身体を奇麗に拭ひ、之に糸の端を結ばずして縫ひたる白衣を逆前（左前）に着せ、法衣を着け、手を一所に組ませて之に珠數を懸け之を棺に斂む、棺桶には内外より目張を施し底に灰を入れ其上に胡蓙を敷く、宗旨によりて異れども棺桶に笠、簑、杖等を入れ、死人に『ハゼ』無き白足袋を履かせ、之に草鞋を履かしむ、又は此等を傍に入るゝ所もあり、猶淨土宗禪宗等にては一厘錢六枚を紙に包みて入る（眞宗には六道錢のことなし）而して佛壇に向つて右に蓆を敷き棺を此上に安置し香を焚き親戚同行知人一同讀經を勤め終りて終夜伽をなす。

葬儀は大抵二日目に之を行ふ、されど親族の遠方なるため到着迄に時日を要するとき、又は準備に多少の時日を要する家は三日目に之を行ふことあり、而して葬儀の豫定日が丑の日に當るときは『丑の日の興は後につゞく』といひて之を忌み、大抵之を繰り下げ又は繰り上げて葬儀を行ふ、又農繁期、夏季及其他の事故により急に之を營むこと能はざる塲合には、假葬儀をなし改めて時日を撰み本葬儀をなすことあり。

葬儀の當日には、兼ての役割によりて準備せる非時を會葬者に供す、家の貧富によりて差あり、村全体に非時を供する總非時あり、又は家を限り非時を案内するものもあり、されど他所よりの會葬者には何れも之を供す。

非時の献立は地方により、貧富により、又死人の年齢等によりて大に異れり、一汁二菜の所あり、一汁三菜の所あり、一汁一菜の所あり、又平の如きも五種の所あれば三種の所あり、揚豆腐を用ふる所もあれば『飛龍頭』を用ふる所もあり、老人の死には酒を用ふる所あり、餅を用ふる所もあり、或は一切斯かるものを用ひざる所もありて一様ならず、會葬者は大抵香奠を供す。

親戚又は近處の家を借りて寺宿或は會葬者休憩所の札を張り、僧侶及會葬者の休憩に便せしむ。

葬儀の諸準備整ひ、會葬者の大抵集るを俟ちて、鐘を打ちて出棺の合圖をなし、檀寺及會葬寺院に之を報ず。

檀寺住職は喪家に到り先づ佛前に拜跪し、次に法名（今迄俗稱なりしを佛の御弟子となりたりとの意にて）と納棺偈（此偈は國に仍て異なり或は六字九字十字の名號を認むるあり或は破地獄の偈といふ大無量壽經の一偈を記するあり其佛本願力以、聞レ名欲レ往生一皆悉到二彼國、自致二不退轉一）とを書し法名は佛前に安し、納棺偈は棺内に納むるなり之を書し終るとき棺蓋を除かしめて剃刀を行ふ、これ生前には御本山に參詣の節御法主歸敬式を行ふを眞宗の儀式とす然るに生前事故の爲め歸敬式を稟くる能はざるものゝため該寺住職これが剃刀の式を行ふものなり。

この歸敬式俗に御剃刀といふは御法主の特權に屬す其文に

一歸依佛　二歸依法　三歸依僧

即今佛法僧三寶に歸依し奉りたりとの意なり。

該寺住職の死者に對する呪文は一準ならず。

一流二轉三界中一　恩愛不レ能レ斷
棄レ恩入二無爲一　眞實報恩謝
二觀二佛本願力一　遇無二空過者一
能令レ速二滿速　功德大寶海一

多くは前者の呪を用ゆ。

（備考）德川幕府の時は僧侶は醫師の驗証を兼たりとも謂ふべく彼の呪文を誦する前に於て前額と胸部とを驗し体温未だ全く冷却せざるときは其冷却を待て式を執行することゝなせり、冷却せざるものゝ葬儀を執行するとき若し密告者あるときは該住職は追放の刑に處せられたり（德川時代は二十四時後火埋葬等の規定はなかりき）

呪文終りて納棺偈を棺中に安す。

右終りて清水にて洗手す。

次に葬送は人生最終の大禮なれば檀寺は七條袈裟を着し佛前にて歸三寶偈の文を誦し念佛、回向、終て庭中儀式に移る故は檀寺は直に庭中に出づ。

次に庭中適當の塲所に曲錄に倚り朱蓋を翳さず此間盛物、華香蠟燭を庭上に移し、最後に棺を輿に移し庭上に假安す（此盛物等は室内にては向て佛前の左へ若し床ある家は床上に安す）

次に右準備終りて路次念佛四聲を誦す、初め作相、一句ことに鑿一聲、終り二聲

次に右念佛四聲終り諸準備既に成れるを視て途上進行の式を始む、其行列左の如し。（眞宗）

先盛物　三具、五具、七具、等
次尼講　村の都合にては後供するもあり
次導師　檀寺住職
朱蓋曲錄（略式）を供ふ
次柩　知友之を舁ぐ服裝白丁
次高張又腰折
次喪主（服裝上下袴又は略して羽織袴）香爐を持つ。
次親族（血族の親疎に因る服裝上に同じ）五具足又は三具足六点等を持つ
次近親者　次一般會送者

右略式

禪宗淨土宗等にては其行列大要左の如し。

先旗　次盛物　次生花　次松明　次湯
次茶　次湯注　次靈俱　次四花　次鶴龜
次香爐　次遺牌　次柩　次燈籠　次一般

會葬者、猶柩後に杖笠を持てる者附添ふことあり

神葬祭式の大要を擧ぐれば次の如し。

先　當日定刻齋主以下着席
次　祓式　招魂詞　献饌　齋主發葬祭詞　喪主其他玉串を奉りて禮拜　撤饌　出棺

出棺行列次第

先敎導（大榊）次松明　次箒　次紅白旗　次花
次伶人　次供物　次齋主祭官　次五色榊
次銘旌　次柩　次墓標　次黑幣　次喪主
次遺族親族　次一般會葬者　次押

葬場祭次第

先　齋主以下着席　献饌　喪主黒幣を奉る
　齋主葬場祭詞　有志者弔詞　喪主遺族親族玉串を奉り禮拜　會葬者禮拜　撤饌　退場

葬儀の行列は地方により又宗旨によりて多少の相違あり何れも此順とは言ひ難し唯其一般を擧くるのみ行列に加はる役付も地方によりて多少の相違あれども左に其一例を擧けん。（佛式）

鶴龜　死人の兄弟又は從兄弟
四花　息女の婿
香爐　家の相續人
輿　死人の子、孫、甥
提灯　死人の從兄弟
盛物　緣者の子供

行列の墓地に進み六地藏の前に至らば僧は念佛を始む、盛物、四花、香爐は夫々野机の上に並べ輿は臺上に据へ、（輿を臺上に安置するには眞宗を除く他宗は大抵蓮臺三匝の後之を安置す）花籠提灯は輿の近くに立つ、會葬者の席は喪主親族は輿に向つて左に同婦人は右に着席し一般會葬者は場所により適當の位置に着席す、諸着席終らば導師は進みて燒香をなし讀經を始む、（淨土宗禪宗等にありては引道を授くる儀あり）血緣の近き濃きものより順次燒香をなし會送者は其場にて靜に弔意を表す。

讀經了れば會葬者一同墓地を去る此時近親のものは六地藏の側に蓙を敷き之に俯座して會葬者に敬意を表す、地方によりては讀經半にして會葬者の散する處もあり、習慣とはいへ禮を欠ぐこと甚だ大なり。

一同墓地を去りたる後緣者及同行居殘りて埋葬又は火葬を行ふ埋火葬は土地によりて一定せず、墓地の廣き所は大抵埋葬にして狹き所は火葬多し。

葬儀の時刻は時と所によりて一定せざれども、大抵午後二時より四時の間に行ふもの多し。

葬儀を了りてより夕方に至る間に於て、手傳人は夫々分擔せる仕事の後始末をなし夕食をなして辭し去る、同行は居殘りて種々の整理をなし、讀經の勤をなして去る。

翌日同行の重なるもの及近所のもの等來りて、葬儀に用ひし器具の片付をなし、親戚の婦女來りて死人の生前用ひし衣服蒲團等の洗濯をなす、緣者の重なる者は納骨式に臨み又檀寺に詣る檀寺は讀經をなす

納骨式の大要次の如し。

先喪主、親族、同婦人、知友等陀毘所に至る
次野机を莊嚴す
次納骨を野机の中央に安す
次導師燒香誦經す
次喪主、親族、同婦人、知友等此間に燒香す
次還列　（還列の時は白骨重し）
次喪主白骨塔を奉持して歸路に向ふ
次導師白骨塔を護持す
次四華等を奉持す
次同上婦人知友等供奉して還る
野返りの御勤めの式を行ふ
先白骨塔佛壇に安す
次佛前を莊嚴す
次誦經　（正信偈念佛六首引）
　導師　調聲餘は助音す
次白骨御文章
次御齋
檀寺に於ける式の大要次の如し

先小經又は偈文讀誦　（此間各燒香）
次白骨御文章
檀寺參詣の時白骨の一部を檀寺の佛前に安し之を墓域に埋め他の一部を自家の佛壇に安し置き他日本山へ參詣の時之を納骨す

死去の日より數へて七日目毎に、親戚同行は死人の家に到り、讀經の勤をなし七七日に至る、猶日初として翌月の冥日に佛事をなす、最後は五十日に檀寺を迎へて讀經供養をなし親戚知己同行を招待して進精料理の馳走を供す、忌は大抵五十日なれども五日七即三十五日に繰上げて之を除くもの多し、一七日若くは五七日に親戚、同行及葬儀の際手傳ひし人々を招き、精進料理の馳走をなし又忌明の印として香奠を受けし人々に物品を配る、之を七日の仕上げ三十五日の仕上等といふ、當日は檀寺を迎へて讀經養供をなす、而して中途にて仕上をなさば五十日の法會を勤めず、此の仕上をなしたる時血緣の近き人々に『カタミワケ』とて死人の平素用ゐし衣服及器具を分配す。

死後百ケ日目には百ケ日の法會を營む。

一周年（むかはりともいふ）三年、七年、十三年、十七年、二十五年、三十三年、五十年、百年と其冥日に檀寺を迎へ親戚知人を招きて法會を營む。

死人の石碑は、早きは五十日又は一回忌に之を建つ遲きも三回忌七回忌迄には之を建つ、中には生前既に之を家の屋敷内に建て、死後墓地に運ぶものもあり。

近時諸般の行事追々改善せられ、何れも冗費を省き質素を尊ぶに至りたれば、葬儀に關することも追々改善されんとしつゝあり、即高老の葬儀に酒を出す等、よし長壽を祝し之にあやからんとするにありとはいへ、之が爲め酒を強ひ、又は泥醉者を出し、非禮の行爲を演出する等、費用の上より、又禮儀の上より、實に慨嘆に堪へざることなるを以て、如何なる事情ありとも、一切酒を用ひざることに改めたる地方多し、又非時の如きも、村内の者多く之に座することは實に混雜なるのみならず、費用も從つて多くを要し、且又手傳人も多數を要することなれば村民には一切之を廢し、只他所の人々のみに改めたる所多し。

興の如きも昔はさのみ立派なるものを用ひざりしに日露戰役後頃より諸般の驕奢に向ふに伴ひ、次第に華美に流れ、多くの金を費すの傾向あり、よし富者とは言へ甚しきは數十金を之に費す等、實に本末を誤るものなきにあらざりしかば、追々心ある人によりて之が改善を企てられ、漸次質實に向ひつゝありと雖、未だ滿足する程度に至らず。

服裝は一般服裝の華美に向ひたるため、從つて幾分華奢に流るゝかの感あれども、葬儀特別の白衣等は目新しきものを見ず、而して一般に羽織袴等禮儀正しき服裝の多くなりたるは實に喜ばし、如何なる原因ならんか、白衣の會葬者追々其數を減じつゝあるの感あり。

されど役を勤むるものは大抵古來よりの白衣袴を用ひ女子は白無垢を着け『かつぎ』を被るもの多し

第四章　鄉黨互助に關する風習

第一　賴母子講

今日の如く銀行又は產業組合等金融機關の設けられざりし昔日に於て、鄉黨互助の目的のために組立てられたる金融機關の一なり、昔は專ら貧困者救濟のために組織せられたりしが、其後追々變化して種々の便宜のために組織せられ、又其種類も多くなりて一般金融の一助となるに至れり、されば其間種々の惡辣なる手段によりて良民を欺き、惡弊所々に勃發して、餘弊亦意外の邊に及びたることもありて、一時非常に盛なりし種々の賴母子講も、漸次沈底の傾向となれり、されども猶一般に行はれつゝあるもの亦尠からず、左に其大要を記さんとす。

一、貧困者救濟の目的を以て組織する賴母子講

村内にて赤貧其他特別の事情ありて賴母子の必要起りたるときは斡旋者ありて各戸を訪問し、豫定の口數に達するときは講員を募集す、金員によりて口數に多少あり、大抵一口最低壹圓より最高五圓位を普通とす中には五圓以上のものもあれども、此目的のために組織せらるゝものには甚だ稀なり。

先初會は會主に於て之を開き、掛金の多少によりて異れども相應の馳走をなす、第一回の掛金は會主之を取り、次回よりは抽籤又は入札によりて當籤者之を取る、何れも花籤の如きものを設け毎會の樂みとなす、或は當主に於て金錢に制限をなしたる酒肴の馳走をなす定めあるものもあり、茶菓を用意するものもあり、是等種々の定めは初會の席上に於て協定す、何れも會を終る迄樂みて會合し、途中退會等のなき樣種々の規定を設くるものなり、而して初會々主のなす馳走は席上協議の上之を評價し、毎會々主の掛金中より控除するを例とす、而して開會度數は一口掛金五圓以下の賴母子講は、大抵年三回以内なるを普通とす。

二、金錢の融通を目的として組織する賴母子講

此賴母子講は、相當資產ある者が夫々或目的を以て金錢の融通を得んとするものにして大抵金員も多額に上るを常とす、掛錢は大抵五圓、拾圓位を普通とす、中には貳拾圓以上のものもあり、開會の方法は大抵前者と同樣なれども、多くは下競り入札に附すを常とす。

三、各種の賴母子講

疊賴母子、蒲團賴母子、呉服賴母子等各種の物品購入の爲めに組織する賴母子講なり、是等は船ざ月掛

のものにて、掛金も大抵貳圓以下のもの多し、毎月開會し當籤したる者は、其時に於て物品を得る定めなり、是等物品購入の目的にて組織する賴母子講は其種類甚だ多く、期間は大抵一ヶ年内外の短期のもの多し。

第二　信用組合及之と類似の機關

前記各種の賴母子講は、鄉黨に於ける貧困者救助又は金融の一助として、昔より組織されたるものなれども、其組織及方法共に不備不便の点尠からず。近來地方改良、自治改善の聲盛にして、各種の方面に向つて之に着手せられたり、されば近來物價の騰貴に伴ひ、次第に衰弱に傾きつゝある小農の、肥料購入の資金及其他種々の金融の途を圖り、農村の堅實を希企せんとて、各地に信用組合、產業組合及共同購買組合、又は之に類する機關組織さるゝに至れり。

是等の機關は、明治三十八九年頃より組織せられたるものなるが、明治四十一年に至り戊申詔書の煥發さるゝに至り、俄に到る處に勤儉貯蓄を稱導せられ日掛月掛の方法によりて共同の貯蓄をなし、漸次其額の增大するにつれて遂に前述の如き組合を組織し物品購買以外金錢の貸借をもなすに至りたる處多し是舊來の賴母子講の如く、金錢融通の範圍狹く且不便なるに比すれば其之に優れること言を俟たず。

第三　變災見舞及其他の見舞

●●●●　變災見舞　火災に罹りたるものあるときは、近隣の者は馳付け消防又は物品の持出、片付等に從事す、尙翌日にも其後の片付等の手傳をなす、而して握飯、豆飯酒等の見舞品を災家に贈る、村内又は他村の親戚よりも同樣の手傳をなし、又見舞品を贈る、近村の者又は知人は大抵災家を訪問して見舞の挨拶をなす又災家及附近の家に名刺を持參して見舞に來りたる印となす人も多し、水災、盜難等の際も大略之に似よりたる見舞をなす。

●●●●　病氣見舞　重患のことを耳にすれば、親戚は勿論近隣知人は病氣見舞として菓子、鷄卵、砂糖、鮮魚等を贈る、而して見舞を受けたる人、病氣全快するときは全快祝とて、强飯、菓子、又は物品を配りて見舞を受けたる返禮となす、中には見舞を受けたる人々を招待して、酒宴を開くことあり、稀には是等費用を節して慈善事業又は敎育事業等に金品を寄附する人もあり。

●●●●　出產見舞　親戚知人又は隣家に出產ありたるときは出產見舞とて鮮魚、豆飯又は反物等を贈る。

產家にては大抵長男長女は之を受くれども、以下は之を受けざる風習の所多し、近時は親戚及昵近なる隣家のみ之が贈答をなし他は一切之をなさゞるの申合をなせる所も尠からず。

●●●●　留守見舞　昔は伊勢參宮、金比羅參り、山上參り等長途旅行の留守宅に鮮魚又は菓子、砂糖若くは赤飯等の見舞品を贈る風習ありしが、今は殆ど廢せられたり。

第四　貧民救助

赤貧孤獨日々の生計に窮困するものあるときは「取立」とて周旋人村内各戶を廻り金錢若くは物品の寄附を仰ぎて之に與ふることは、昔より多く行はれたり、取立相撲、取立芝居、取立淨瑠璃等の興行をなし、之によりて得たる金品を與へて救助することも昔より廣く行はれ、今猶各所に行はれつゝあり。

其他篤志家の冠婚葬祭等の費を省きて、貧民に金品を施し又は歲末に年取米とて白米を施與する等のことも尠からず。

第五　手　傳

諸種の普請、吉凶事、農繁期等に親戚知人及近隣の相互に手傳ひ合ふ風習は昔より今に盛に行はれつゝあり、家屋建築の石場搗には家の貧富によりて異れども、多きは全村民擧りて之が手傳をなし、少きも親戚近隣大抵來りて之を手傳ふ、吉凶事の場合は大抵其家より手傳の依賴を受けて之をなす風あり、農繁期の如きは到る處多く人手を要する時期なれば容易に雇人を得ること能はず、されば親戚近隣相互に仕事の繰合をなし、互に手傳ひ合ふは雙方の利益なれば廣く行はる。

明治三十七八年戰役當時に於ては出征軍人の家族にして、人手少なきとき青年會員又は近隣の者之を手傳たるが如き美擧もありき。

第五章　集會に關する風習

第一　青年會

若衆、何々講の名は明治の中年より漸次何會何々會に改稱せられ、彼の血氣に逸り是非善惡の差別を辨へず、事毎に附和雷同して弱者を虐待し、甚しきは粗暴倨傲の行爲をなし、弱者に多くの金錢を浪費せしめて飲食をなし、而も毫も憚らざりし若衆の時代は既に既に過ぎ去り、時勢の進歩に伴ひて名實共に全く昔の風を一變せしむるに至れり、日清日露の戰役を經て、尚武的氣風の勃發するや、一面我邦の名聲世界に赫々たるに當り、一般青年の氣風に一大刺戟を與へたり、而して我邦行政諸般の改善は國家の發展につれて、上下共に大に之を唱導するに至り、地方改善の一助として、青年會の改善を稱導畫策すること甚だ切なるに至れり、されば其實の現はれたる地方は、青年の氣風は勿論其他諸般のこと皆時勢と共に向上し、所謂現代の青年として種々活動をなしつゝあれば、其會合に於ても世の非難を受くるが如きことなく、常に新聞雜誌等によりて智德の修養に怠なく、娛樂の如きも圍碁、將棋、謠曲、擊劍柔道等可成高尚なるものを撰ぶ等總ての点に注意せらるるに至れり、されば所謂青年の夜遊として雜菓子屋、居酒屋等に集り、卑猥なる雜誌に夜を更かすが如き愚をなすこと少なし、されど改善の計畫未だ其緒に着かざる地方も亦少なからずして、或は夜更くる迄菓子店、居酒屋、床屋等に集り盛んに卑猥なる言行をなし又は飲食をなす等の惡風も亦少なからず、殊に休日には一層甚しく、從つて金錢の浪費も亦少なからず。

一般青年の氣風は、昔の如く質實剛健の風なく、淫逸放縱にして、薄志弱行の徒少からず、頭髮は長く伸ばして分け、油、香水等を用ひて櫛目正しく梳り身には不相應なる美服を纏ひて、之を以て得々たる者も多し、浪速節、芝居、角力等興行物を好み道の遠きをも厭はず見物に出懸るものも尠しとせず、中には姫路、飾磨、高砂等に行きて娼樓に遊ぶ等の不心得なる青年今に絶えず。

昔より非難せられたる忌はしき青年男女の關係は社會の進歩につれ漸次其制裁によりて減退せり、されど燃ゆるが如き青春の情は、時々溢れて遂に世評に上るが如き行爲をなすものも少からず、所謂野合の風今に其跡を絶つに至らずして、私生兒の戸籍簿に登錄せらるゝものもあるは、實に慨嘆の至に堪へず。近時青年の指導宜しきを得、智德の修養は勿論諸般の方面に向ひ向上發展著しきもの尠からず記して以て今後の大成を俟つ。

第二　各種の講

伊勢講　古くより組織せられたる講にして、講員巡番又は一定の場所に毎月朔日又は十五日或は隔月又は春秋二回等各講の申合によりて定められたる日に參集し、種々の準備をなして皇太神宮を祭り、神酒洗米及供物のお下を用ひて宴會を開き、講員一同團欒の間に一日の歡樂をなす、猶毎月幾分の積立金をなし、全部又は二三の講員、抽籤によりて伊勢神宮に參拜をなすことあり、中には講員共有の田畑を有するものもあり、此等は共同又は順番、抽籤等の方法により之を耕作し、其收穫物によりて前記の費用を支辨する所もあり。

金刀比羅講　伊勢講と同じく古より組織されたるものにして金刀比羅を信仰するもの丶講なり、講の行事は伊勢講と殆ど同樣のことなれば之を略す。

愛宕講　一般に組織せらるゝ講にして其行事は前二講と大差なし、特に上莊村地方に組織せらるゝものの行事に、毎年舊曆七月二十四日村内戸毎に小麥稈五六把宛を携へ、愛宕山麓より山頂に点火することありて甚だ壯觀なりといふ。

庚申講　隔月一回庚申の夜に之を開く、話は庚申として講員一同夜の更くる迄、四方山の話をなす、一同神酒洗米を戴き、講員持寄の米にて五目飯を拵へ當夜の夜食とするが如き所あり。

山上講　各地方に行はるるものにして講の行事は伊勢講と大差なし。

尼講　婦人の講にして佛敎各宗を通じて組織せらる毎月又は隔月に日を定めて檀寺、道場又は講員の宅に會し、佛を祭り、祖師を祭り、讀經の供養をなし說敎を聽聞す、終りて一同食事を共にし種々の談話

をなし此間相互の親睦を圖る、中には講員中に凶事あれば之を慰問し、又死人あるときは互に葬儀に列するの規約をなせるものもあり、近時所々の葬儀に紫又は赤の旗を立て紋付の禮裝にて多數の婦人の會葬するは即ち之なり。

觀音講　淨土宗又は禪宗の信徒によりて組織せらるるものにして其行事は尼講と大差なし。

其他太子講、戎講、宿禰講、秋葉講、毘沙門講等種々の講あり、何れも或信仰の下に之を組織せるものにして其行事は前記のものと大差なし。

第三　針子屋

女子裁縫練習所として、郡内各村に針子屋あり、昔より針子屋とし言へば甚だ不規律なるものにて、教授時間の終始は更なり、教授事項に一定の主義方針とては無く、針子任意の仕事をなさしめ、日常の狀況はといへば、或者は孜々として仕事をなせるに、或者は頻に雜談に耽り、或者は種々の遊戲をなし、甚しきは道行く人の批評をなし、時に男女間の噂をなす等のことあり、從つて三年四年の通學も其成績甚だ貧しからず、甚しきは放縱野卑の風に化せられ遂には清淨無垢の心に汚点を染めしめ、操行を乱り、惰落に陷るの萌をつくるものさへ出づるに至ることあり、斯の如き狀態なりしを以て、針子屋教育の改善を促すこと切なりしが、明治三十七年郡訓令を以て針子屋教育の改良を企てられ、當時各針子屋より毎月一回、師匠は針子を引卒して其村の小學校に來り學校長及教員より修身作法等の教授を受け、又は學校長及教員各針子屋を巡廻して之をなしたることあり、其後教育の普及するにつれて、針子屋師匠にも新しき教育を受けたる者も出來、又一般に人格も向上するに至りたれば、從つて萬事に規律立ちたる針子屋も出來たり、即裁縫教授中に修身作法上の話をなし、放縱野卑の風を矯正するものも出來たれば現今は一般に風儀好良に向ひつゝあり、されど本來何等の干渉なく、束縛を受くることなき場所にして萬事放任の狀態なれば、自然規律を破り、風儀を乱すこと多く、禮儀作法に至りては實に寒心すべき点少しとせず。

謝禮は昔は盆正月二回とし、一回壹圓乃至參圓位にて別に五節句には白米一升に鮮魚又は菓子等を持參するを普通とせしが、近時は五節句に金員、白米、鮮魚、菓子等の謝禮をなすもの、又は出席したる日のみを計算し、一日四錢乃至五錢の勘定にて謝禮をなし、五節句には只白米に鮮魚又は菓子を添へ持行くものもあり、又月々出席の多少に拘らず之をなすものもありて、一般に謝禮は多額になりたる模樣なり。

第四　尚齒會

尚齒會、貴老會、養老會等の名稱の下に老人の慰安會を開く地方尠からず、老人を大切にし先輩を尊敬することは至當の事とはいへ、實に美しき人情なり此等の風は昔より現はれたるものなれども、大抵個人として又は親族として之をなすか、さなくば極小數の會合に過ぎざりしなり、而るに世の進運に伴ひ一般人民が老人に對するの情益美しくなるにつれ如斯會合をなす地方多きを加ふるに至れり。

而して從來開かれつゝある尚齒會の狀況は、地方によりて區々なれども、大要左の如き催多し。

會場　大抵學校又は寺院

講演　僧侶の說教又は知名の講話

贈物　兒童の手に成れる手工製作品

書辨當、菓子、餅、中には酒を出す所もあり

餘興　兒童の學藝會、名士の演奏、蓄音機、講談

兒童、青年の運動會等

往復途中は小學兒童之に付添ひ、親切丁寧に温情を以て其世話をなす。

第五　戶主會

戶主會合して鄉黨諸般の協議をなすことは昔よりの風習なり、されど一定の規約を設け組織的に會合を催すことは明治中年以後の事とす、近時地方改善の盛に稱導さるゝに至り、各所に之が會合を見るに至りたり。

第六　少年少女處女の會合

明治二十四五年の頃寺院の主催にて少年の會合して佛前に讀經し說教を聽聞することありき、其後明治四十年頃に至り、小學校兒童に部落的教育を施す目的の下に各部落毎に少年會を組織し、毎月部落毎に

寺院又は青年會場等に集合して、談話讀書等をなす地方を生じたり。

又三治協會の事業として、婦人修養會なる講習會を開き、修身、育兒、看病、作法、料理等の講習をなせり又處女會を組織して處女の修養を圖る地方もありて少年少女の會合は時々開催せられ、修養上稗益する所甚だ多し。

第七　集會の時間厲行に關する風習

一般に時間を正確に守ることの觀念甚だ乏しく、爲めに集會の時間は常に厲行せられず、大抵一時間二時間甚しきは數時間も後るゝことあり、實に不規律不利益のことにして、遺憾に堪へざれども久しき以前よりの習慣にして一般にはさのみ心に留めざる有樣なり往時の如く社會諸般の事情緩慢なる時代には別に大なる痛苦を感せざりしならんも、現代の如く諸般の事業何れも一刻を爭ふが如き狀態にありては利害の趣く所甚だ宏大なりとす、されば至る所に之を唱導するもの追々盛になり、各種の會合の通知には特に時間厲行のことを注意せらるゝに至りたると共に、一般に於ても漸く時間空費の不利益を感ずること切なるに至りたれば比較的遲刻者の減少するの傾向あるに至れり、又よし遲るゝことありとも二時間以上を越ゆるが如きことは、稀なる地方も出來たり、されど因襲の久しきに慣れ痛切に其苦痛を感じつゝも依然之が勵行を見ること能はざる地方甚だ多し、而も甚しきは公會の時間の厲行せられざることも少しとせず、遺憾千萬なり、されば諸種の會合に於て主客共に豫め時間の見越をなして之を通知し、又は出席するが如き惡風今猶一般に存せり。

されど學校又は官署の時間は、さすがに常に厲行せられて一般によき刺戟を與へつゝあり。

第六章　衣食住に關する風習

第一　衣服と容儀

時代を通じて其變遷の最甚しきは衣服と容儀なりとす、衣服と容儀は其時代を劃する唯一の代表となるべきものにして之が研究は實に有益にして興味多きことなり、されど同一時代にありても年により時に應じて其變遷區々なれば其の狀況を詳述することは實に微力の及ぶべき所にあらず、されば此には只明治の初年より現代に至る間の著しき變遷の大要のみに止めんとす。

●●●●●●

地質の變遷　明治初年より中年にかけては幕末士氣の風少からず一般の心裡に存し、曳いては萬事に質素堅實を尊びたりしかば、衣服容儀の如きも常に此精神に支配せられ、甚しく實用を尊び、頑丈にして永久使用に堪ふるものを好みしかば、主として木綿織のものゝみといふも過言にあらざる位にして、唯極少數の間に絹織物を用ひられ、一般には其最重視せる儀式用の服裝位に絹織物を用ひたるのみなりき然るに時勢の推移は時々刻々と促進し、維新の大業は驚くべき長足の進歩をなし、諸般の事業亦著しき發展を告ぐるに至り、國内は更なり、諸外國との交通次第に頻繁となるにつれ、諸種の文物は互に交換せられて種々の研究行はれ、採長補短の道を講せらるゝに至り、織物の如きも次第に改良せられたり、加ふるに國民一般の精神界は、文明の發展に伴ひ急激の變化を來し、互に社會の事情に同化しつゝ進みたれば、漸次華美を競ふの風をなすに至れり、されば此氣風に投ずべく、次第に絹織物の增加を來すあり又外國よりは毛織物の輸入をなし、曳いては此等の需用漸次其數を增すに至れり、而して社會諸般の事情に伴ひて人心も亦次第次第に輕浮に流れ、外見を飾り虛飾をなすの風漸次傳播するに至る、從つて此等人心に投ずるため玆に瓦斯糸織、人造絹糸織等の織物を出すに至れり、而して日清日露の戰役を經國威の伸張すると共に内外の交通は益々頻繁となり彼我の事物は盛に交換せられ、國民の心裡は種々の變遷を來して遂に現今の如き民風をなすに至り、從つて衣服の如きも、諸種高價の地質を使用するに至れり、要するに昔より質實堅牢を尊ぶの風は種々の事物の變遷につれ、漸次華美虛飾の風に染み、遂に現今の如き浮華の惡風を生ずるに至れり、されば此等華美の憂ふべき惡風は、心ある人々の常に矯正に力を盡されつゝありとも、其效果を見るに至らず猶益甚しからんとする傾向あり、而して此等華美の惡風は中下流に比較的甚しく下女下男にして休日又は他出に絹布を纏ひて外出する等を見受くるが如き狀

態なり、上流は反つて質素儉約にして平素は勿論公會、公衆の席上に於ても、可成綿布を用ゐんとする狀態なり。

越後縮、奈良縮等の麻織物は夏季の衣服として昔より非常に流行し廣く用ひられ、明治中年頃迄は其流行猶盛なりしが、其後次第に衰へ現今にては之を用ふるもの漸次減少するの感あり。

セル、英ネル等の毛織物は、明治中年頃より用ひられ漸次流行して、近時は非常の流行を見るに至れり。

柄の變遷　地質の變遷は大要如斯きものなるが、縞柄、模樣に至りては實に驚くべき變遷なりとす、明治初年より中年にありては、其流行も遲々として其期間も亦長かりしが、文明の進歩に伴ひ、社會の變遷急激にして、人心の推移も亦從つて急なりしかば年一年と流行の移動を早からしめたり、而して科學の進歩は驚べき急進をなし從つて工藝の發展亦著しく、一方國民の美術思想は日一日と向上したれば之に伴はんため愈新柄、新模樣の續出するに至れり、而して現今に至りては殆んど年々新奇の流行を見るが如き有樣となれり。

昔の柄模樣は比較的複雜にして質朴なるもの流行せしが次第に簡單にして華やかなるもの所謂くわつとして粹なるものの流行を見るに至れり、而も日露戰後の如き尚武志操の勃興せる時に於ては、元祿模樣とて巧緻艶麗にして、然も何所となく勇壯の配色及模樣流行して、割合に永く持續せり、又諒闇中には又諒闇色とて鼠色又は黑灰色等の流行する等國家の重大なる事變によりて起る特種の流行はさておき、大抵毎年乃至三年を出でずして其流行止み、又新奇の流行を見るが如き狀態なり。明治初年より中年に至る迄比較的立縞流行し、中年以後基盤縞の流行初まり、日露戰爭後に至りて甚だ盛んに流行し、加ふるに横縞、格子縞亦盛んに流行せしが、近來は又又立縞の流行盛なるに至れり。

紺飛白は明治中年頃甚だ盛んに流行して、其後永く繼續せしが近來は稍衰へたれども、學生、生徒間には盛んに用ひられ、季節の如何を問はず殆んど常用となれり是れ地質丈夫にして永く使用に堪へ、而も値段は比較的安價なるによるならん、而も近來非常に工夫研究せられて新奇の柄多く出づるに至れり、

浴衣は明治初年より中年頃迄は、之を着るもの甚だ少なく、其多くは手織縞なるか又置型なりしが、其後次第に流行に趣くにつれ、染型、飛白、縞等の俗衣地の製造販賣盛んにして、次第次第に其流行を見るに至れり、現今に至りては夏季浴衣を着用せざるもの甚だ稀なるの狀況となれり、而して地質も種々のものを用ひらるゝに至りて莫斯倫厘地等の浴衣も多く流行するに至れり。

時代と格好　衣服の丈は明治二十七八年頃迄は比較的短かりしが、以後漸次長きを用ゐ、羽織の如きは次第に長きものを用ふるに至れり、袖も同樣にて以前は比較的短かりしが、明治二十七八年頃より漸次長きものを用ひられたり、而るに當時小學校にては筒袖を使用せしめしかは一般に筒袖流行せり、近時は一般に丈も袖丈も少し短きものを用ふる傾向表はれたり、日露戰爭以後元祿袖とて平袖、筒袖の中間袖を小兒に用ふること流行せり。

種類の變遷　普通衣服に就てはさしたる變遷を見ざれども、男子のインバネス、マント、女子の被布、コート等は明治三十年頃より次第に着用せられ、漸次其流行盛んに赴きて、現今に於ては殆んど一般の常用となれり。

昔は冬季防寒用として一般に半纏を盛んに用ひしが漸次羽織に代り近來は半纏を用ふるもの甚だ稀なるに至れり、子供に「ヂンチ」を用ふること今も昔と變りたることなし。

男子の帶は多く小倉織の角帶を用ひしが、次第に兵兒帶に代り、或は天竺木綿、或はモスリン、或は絹紬、或は縮緬、羽二重等の類廣く用ひらるゝに至れり。

女子の帶も普通日常用としては、木綿織に一尺五寸乃至三尺位にモスリンの「はぎ」を入れたるものを多く用ひしが、次第にモスリン及其他の丸帶及昼夜帶に代るに至れり。

而して男女共に外出の際の服裝は次第に華美なるものを用ふるに至れり。

パッチ股引の衰退は最甚しく、現今は殆んどズボン下を用ふるに至れり。

手織縞と買縞　種類の如何を問はず普通の衣服は一般に手紡糸又は紡績糸を用ひて自家にて織りたるも

のを用ひ來りたりしが社會の變遷に伴ひ女子の外部に向ひての作業次第に增加し、殊に毛織會社、製紙會社、紡績會社、燐寸會社、タオル、靴下工場等の設立さるゝに伴ひ、女子の使用非常に增加し、多くの女子其職工となるに至り、家にありて織機等の作業に從事するの餘暇なく、從つて買縞をなすもの次第に多くなりたり、而して手織縞は材料並に之を織る時間の上より計算すれば反つて買縞の方經濟上利益なれば、近來は殆んど買縞をなすに至り、民家に筬の音を聞くこと極めて稀なり。

●●●●●染色法の變遷　染物といへば必ず紺屋を思ひ浮ぶるが如く、昔は大抵藍染を用ひ、中には綿の花、櫟の皮等の汁にて染色をなすものもありしが、年を追ひて化學染料次第に多く用ひらるゝに至れり、化學染料は藍染よりは費用遙に安くして甚だ利益なれば遂に盛んに流行するに至れり、殊に之が奬勵盛んにして各地に染料講習會等を開設し、普く其方法を知らしめしかば、益盛んに之を用ひ、現今は殆んど之により藍染は甚だ減少するに至れり。

●●●●●洋服の使用　歐米との交通次第に頻繁となるにつれ洋風續々我國に入り來り、次第に多く用ひらるゝに至れり、洋服は明治初年頃より官吏軍人學校教師等小數の間に用ひられしが、漸次廣く用ひられ、現今にては一般に廣く用ひらるゝに至れり。

●●●●●頭巾と帽子　頭上に戴くものとしては幕末より明治十年頃迄は、多く頭巾を用ひられ、農家にては避暑用として編笠、菅笠等を用ひたりしが、其後次第に帽子を用ふるに至りたり。

帽子には山高早く用ひられたり、最初は頂五寸位の高きもの流行せしが、次に中山高とて三寸位のもの流行せり、鍔は或時は廣く或時は狹くして流行區々たり、其後中折帽出で使用に甚だ便なれば、非常に流行せり、何れも最初は黑羅紗を用ひたりしが、其後茶色鼠色等流行し、次第に各種の色合を用ひ、其格好も種々に變化あるものを用ふるに至れり、中折帽子と殆んど同時期に鳥打帽流行せり手輕に製せられたれば野外の散步等に多く用ひられ、次第に商人青年の間に廣く愛用せらるゝに至りたり、夏帽子も麥稈製のもの出でて流行し、次で明治三十年頃より臺灣帽とて、臺灣、沖繩より產する「ダン」と稱す植物より製したるもの一般に流行し、上流者間にはパナマタスカン等同時期より用ひられ、又ナポレオン帽等名くるものまゝ用ひられたり、近時は糸製、紙撚製にてバナマに僞したるもの非常に多く流行するに至りたり、其格好に至りては年々歲々新型續出して止まる所なし。

小兒用の帽子は實に多種多樣にして一々之を記し難し、されど其著しきものを擧ぐれば、一般に嬰兒期に用ひられし頭巾は、明治三十年前後より毛糸にて編みたるものを用ひること始まり次第に廣く流行して、從來使用せし布製のものは一時殆んど其後を絶つが如き有樣なりしが、明治三十七八年頃より紗、薄絹製のもの流行し、毛織製のものと共に今猶廣く用ひられつゝあり、二歲頃より六歲頃に至る間は男女共に羅紗製の各種の帽子一般に用ひらる。

小學校兒童間には、明治二十七八年頃より學生帽の使用始まりしが、其後次第に流行して今は殆んど之を用ひざるものなき程に至れり、女兒に麥稈帽を用ふること明治三十二三年頃より始まりしが、是亦次第に流行して今は廣く用ひらる。

然して男兒の學生帽は庇の大小、高さの高下、頂の大小等の差はあれども其形は甚しく異なりたるものなし、されど女兒の麥稈帽は編方、形、リボン等種々異りたるもの續出して年々其流行を異にせり、要するに帽子の使用は明治四十年前後より頓に增加して一般に外出に帽子を被らざるもの稀なる狀態となれり。

帽子を用ふること少なかりし頃にては、野外の勞働に手拭にて頰冠、八卷をなすもの多かりしが、次第に帽子を用ふに至り何時となく滅じて今は甚だ尠くなりたり。

●●●●日傘と洋傘　外國との交通重くなりてより洋傘の輸入され又は國內にて製造さるゝに至り漸時之を用ふるもの增加し明治三十年頃より著しく其流行を告ぐるに至り古より使用されたる朱塗又は繪入の日傘は次第に廢りて遂には子守又は魚屋の小數の間にのみ用ひらるゝが如きに衰微せり。

洋傘は雨具として傘に代用する便利あれば他出の時廣く之を用ふるにより益其流行盛なり。

女子用の洋傘は年々其色合及形等に於て種々の流行

をなし、實に其止まる所を知らず華美は華美を生み流行に流行を重ねて衣服のそれの如く下女子守さへ他出に絹張を用ふるものあるに至れり。

●履物　草鞋、草履は農家の常用として變化なし、麻裏は昔より廣く用ひ來りしが、近來は其流行頓に盛んにして大工、左官、石工等の職工は殆んど之を常用とせり、又學校兒童に之を使用するもの甚だ多し。雪駄は昔より使用し來りしものにして、明治三十年前後は一時非常に流行せしことありしが、次第に衰へ今は之を用ふるもの甚だ稀なるに至れり。

下駄は昔は多く表付を使用せしが、明治三十年頃より地下履として無表の桐製下駄流行し、續いて柳製、ツブ製の下駄等次第に流行するに至れり、即ち書生下駄として今猶青年の間に非常に流行しつゝあり。

女子用の履物として一時塗下駄流行せしも其後次第に衰へたりしが、近來妙齡以下の常履として又々流行盛なるに至れり。

ゴム裏、空氣裏、キルク裏製婦人用履物は數年前より、流行し現今盛に用ひられつゝあり、何れも優美高尚にして輕く價額もあまり高からざれば需用甚だ多し。

●靴　我國神代より履を用ひたること舊史に見ゑたり奈良平安両朝に行はれたるものに線鞋、絲鞋、麻鞋鞍鞋襪等あり、平安朝の末より行はれし裝束用の沓は、桐の木を以て刳り別に甲と底とを繼ぎ合せて全体を黒漆の堅地に塗り、内部を裝束と同樣の布帛にて張り、爪先の内部に沓枕として白絹にて綿を包みし枕を容る、又馬上沓として鞣革にて作り爪先に十三の襞積を取り、黒漆にて塗りアゲはハゴメン革にて筒を作り、踵は革の端を三角に折り、上方へ折返して縫附たるものあり、後世には藁履廣く流行せり、是等は時と人とによりて用ひられしこと言を俟たず、されど所謂西洋靴の用ひられしは、維新以後のことにして、稍廣く一般に用ひられしは明治三十年前後とす、其後次第に流行し洋服の着用加はると共に、靴も亦多く用ひられ現今の狀態に至りたり。

百姓の用ひし藁靴及寄紐靴は何時となく減じ行きて今は之を用ふるもの甚だ少なし。

上古は大抵跣足にして、官位ある人のみ沓を用ひき、されば下駄の如きも何時の頃より用ひしか詳ならず、平安朝の頃既に足駄ありしといへど、下下迄用ひしとも思へず、足利時代に至り下駄草履の類共に稍進歩して廣く用ひられしが如し、雪踏も亦此頃より始まりたるものならん、貞享の頃より駒下駄あり、元祿の頃より男女共桐下駄を用ひ寶永の頃には草履下駄あり、又皮鼻緒の雪踏に齒を附けたる駒下駄及塗下駄も始まりしが如し一般に貞享の頃般迄は萬事に質素なりしが、元祿の頃より漸く奢侈に赴き、此風亦履物にも入りて臺、鼻緒共次第に華美となれり、寛政の頃に至りては一層甚しく、雪踏は他へ行きたる折重ねて椽に上げ置くことあればとて、裏金に金銀を用ひしことありといへば、他は推して知るべきなり、維新以後に至り、時勢の急進に伴ひて種々の變化を來し今日に及べり。

●頭髪　維新の開幕と共に男子に斷髪を厲行されしも當時は猶結髪するもの少からざりき、されど時世の推移は此等頑迷の徒をして自ら斷髪を促進せしめ次第に結髪するもの減少せり、明治三十年頃に至りては愈少なく只稀に之を見るが如き有樣なりしが、現今は全く其跡を絶ちたり。

男兒の頭髪は昔は大抵剃髪にせり、彼の青白き頭を日光にさらして、走り廻るを至る所に見受けしが時世の變遷と衛生思想の普及するにつれ散髪するもの次第に其數を增加し、近來は愈多くなりて剃髪するもの如きは甚だ稀なるに至れり、さればにや近來家庭に「ジヤッキ」を備ふるものを次第に多く見るに至れり。

少女の頭髪は桃割れ、稚兒髷、少しく長ずるに及びては太鼓髷、新蝶々、島田等流行し、結婚後は大抵丸髷に結しが、明治二十年前後より世の變遷につれ洋風の流行に用ひ次第に變化して、少女には垂れ髪(おさげ)束髪等廣く流行し現今に至りては小學校より高等の教育を受くる學校に至る迄全部を通じて女學生の頭髪は垂髪、束髪となるに至り、一般の婦女子間にも束髪甚だ流行せり、是全く流行を追ふによるならんも一面束髪の比較的結ひ易く人の手を煩はさずして結ぶことを得ると比較的附屬品を要せざるに基因せるためなるべし。

束髪の型は實に千變萬化にし年々新しき流行をなし

つゝあり、或は髷を長く出す型、短く出す型、張らす型、或は前髪を高くする型、低くする型、高く前方に出す型等交々流行せり、マガレート即花月巻ヱス巻等の形前後して流行し、二〇三高地巻とて頂上にて高く巻く型、日露戰爭後一時非常に流行せしことあり。

既婚婦人の髪は丸髷に結ぶもの普通なりしが、現今は束髪となすもの甚だ多くなれり。

髪に用ふる油は「すき油」「鬢付」等を用ひたりしが次第に改良せられて特種の髪油の製造販賣せらるゝに至り、鬢付の使用次第に減少しつゝあり。

香水は昔より多く婦人に用ひられしが、化學應用の進歩するにつれ各種の香水製造販賣さるゝに至り一般に廣く流行し、男子にも次第に多く用ひらるゝに至れり。

髪の粧具の重なるものは櫛、簪にして、昔は多く黄楊、鼈甲、象牙等なりしが、明治三十年頃に至り貝製のもの出づるに至り、夏季用として大いに流行せり、其後セルロイド製のもの出づるに及び其型に装飾によく工夫を凝らし種々の珍奇の品を製造せらるるに至り非常に流行せり、或は金の蒔繪を施し、或は青貝を彫み、或は寶玉をはむる等實に其考案日に新にして盡くる處を知らざる有様なり、而して其價額は比較的安値にして使用にも至つて便なれば、現今は殆んど之を用ふるに至れり。

簪は昔より金屬製又は鼈甲、玳瑁等のもの多く用ひられしが其後花簪の出づるに至り多く處女の間に用ひられ次第に流行せり、其後束髪流行するに伴ひ、花簪にも種々の改良を加へられ、之に適するやう考案せられたれば、次第に其流行盛となり、現今に至りては原料、形狀、色彩に新しき考案を施されたるもの續出し、非常に盛に流行せり。

束髪に伴ひて起りたるものは「リボン」なり「リボン」は最初は紙製のもの出で幾何も經ずして織物製のもの出でたり、地質も次第に改良せられ絹織、瓦斯織人造絹糸織、麻織等のもの出で次第に流行し、近年に至りては柄、色合等年々新しき品續出し非常に流行せり。

女子の粉装　質朴なりし時代に於ては女子の粉装は一般に重視せられず、先づ外出の際又は正月祭等重なる緣日休日等には多少の粉装を施したりしも何れも甚簡單なるものなりしが、其後社會の變遷に伴ひ次第に粉装を施すこと流行せり。

明治三十年以後に至りては交通次第に頻繁となり都會の風潮は次第に田舍に及び、一般婦女子の物見遊山さては緣日等外出の風、次第に多くなるにつれ從つて粉装整容等に意を用ふること深くなるに至れり而も新聞に雜誌に盛に粧品の廣告並に化粧の方法を掲載するに至り、次第に之に習ひて都會の阿娜なる風は遂に田舍娘の心身を風靡し、淫靡輕浮の風を生ずるに至りたり、是れ現代の風潮とはいへ憂ふべきことなりとす、されば近來は一般に化粧を重視し下女子守に至る迄毎日粉粧するもの多くなるが如き狀態となり、一般家庭に於ては貧富によりて差異はあれども中には實に學齢に滿たざる少女にさへ粉粧せしむるが如きことありて、益々浮華淫靡の氣風を養成しつゝあり。

婦人の鐵漿は昔より行はれ來りしが明治二十年頃より漸次減少し、同三十年頃に至りては著しく減じ、現今は殆んど絶えたり。

第二　飲　食

●●●●食事の數　食事の數は昔より大差なし、日の永き時期は四度(二期の秋には五度食する處もあり)日の短きときは三度なり、されど農家の外は年中三食を多しとす、而して間食は一般に行はれ冬より春にかけては、アラレ、カキモチ、夏より秋にかけては蠶豆ハツタイ、甘藷等の間食をなすもの多し。

●●●●麥搗及米搗　麥は農家の常食として古より一般に多量に用ひられたり、大抵よく搗きて引割となし、其多きは米の五割乃至七割を混じたる麥飯を食し、少なきも米の二割を下ること少かりしが、時世の變遷に伴ひ、麥を用ふること次第に減少し、現今は殆ど昔時の反對となれり、是一般に奢侈の風高まると諸種の工業發達して日々得る處の收入も多く、一家の經濟比較的好良にして、從つて生活程度の向上したる結果ならんか。

如斯狀態なれば、昔の如く農家にて八朔前後に至る處に杵音高く、多量の麥を搗くが如き、所謂麥搗とて農家の一種の行事とせられたるものは何時の頃よ

りか次第に減じ行きて今は全く廢みたり。

又米搗の如きも從來は何れも自家に於て搗き來りしが近來は各種の器械發明せらるゝに至り、石油發動機による精米器械發明せられ、田舍に於ても之を用ひて精米業を營むもの續出せしかば多く之に依托するに至り、彼の「夏米は嫁に搗かせ」の苦界を免るゝに至れり、其後電燈の設けられてよりは、電氣動力による精米機を使用する精米家所々に營業するに至り、益自家にて米搗をなすこと減少するに至れり。

料理　質朴なりし昔にありては調理の方法實に簡單にて副食物といへば、貧富によりて差異はあれども中等以下にありては殆ど野菜にして、魚肉を用ふるが如きは或特別の日を除きては甚だ稀なりしが、社會の變遷に伴ひ人心の奢侈に赴くと、一面衛生思想の普及につれ、營養攝取の風起るに從ひ、次第に生活程度向上して、肉食をなす風盛なるに至れり、明治五年志方村印內に屠牛場開設され、各所に向つて牛肉の販賣をなせしも、時未だ家畜を食することを甚しく忌む思想盛んにして又宗教上よりも獸肉を食することを甚敷非難するもの多き時なりしかば、之を求めて食するもの甚だ少なく、よし之を買ふも佛前又は座敷にて食することは一般に之を忌み嫌ひしかば、多くは納屋等にて隱れ食ひせし程なり、然れども時世の進歩は此狀態を默過することなく種々の方面より一般に肉食の必要を感することゝ次第に多からしめたり如斯舊思想は漸次に湮滅して遂に盛に之を食するに至り、各所に牛肉販賣の店を開くに至れり近來は其需用益多く、販賣人の數も從つて增加し志方地方より出づるのみに止まらず、姫路地方より入り來る販賣人亦甚だ多く、普通の生計を營めるものにして燒鍋を所持せざる家は甚だ稀なる有樣となりたり、以て如何に牛肉需用の多きを推知するに足らん魚肉の需用も之と等しく明治三十年前後迄餘り多からざりしが、滋養攝取の思想盛なるに及び、次第に其需要を增加し、現今にては交通の便否はさておき、郡內各村を通じて每日魚屋の入込まざる村とては殆どなき程なれば、其需要の盛なる多言を要せず加ふるに鹽魚、干魚等の需要亦盛にして、此等の販賣店は各所に開かれ、行商人亦非常に其數を增すに至れり。

如斯肉食の風次第に盛なるに伴ひ、其料理法も從つて種々に研究せられ、遂には多少洋風を加味するが如き狀態なりしが、近時中、上流の家庭に於て簡單なる西洋料理法を用ふるものあるに至れり。

日本在來の料理法も次第に研究工夫され、彼の外見甚だ美にして實質之に伴はず、而も消化に深き注意なく、滋養の分量亦少なき料理法は、次第に改善せられ、外形、實質、消化、滋養の各方面に周密の注意を拂ひて研究さるるに至れり而して一般に此等の智識と技能の修得を希望するもの增加するに至りたれば、各所に於て專門の料理人を招き簡易なる料理法の講習會を開設し、此等の希望を滿たしむることを講ずるに至りたれば、一般の婦女子は之によりて受けし智能を基礎とし、或は雜誌等によりて研究し、日常簡易なる料理の實習をなすものあるに至り、現今中流以上の家庭にて簡易なる普通の料理は料理人の手を借らずして之を整ふる者多くなるに至れり。

厨器　厨器は昔より大差なけれども、內部に白蠟を塗りて用ふる銅器は次第に減じ、琺瑯引鍋代りて流行するに至り、非常に盛んに之を使用し、茶瓶、湯沸の類は殆んど此種のものを用ふるに至れり、明治三十年前後よりアルミニウム製の厨器用ひられしも比較的高價にして酸に耐ふる力弱ければ、大なる流行を見ず、されど學校生徒及一般の辨當用器としては殆んど之を用ひざるものなきに至れり。

飲料　酒は昔より廣く用ひられしが、外國との交通繁くなるにつれ、葡萄酒、麥酒、ブランヂー等の洋酒次第に輸入せられ、其需用も亦次第に增加するに至れり、されば國內にても之が釀造を始むるに至り次第に田舍にも普及し、漸次其需用を增加し、葡萄酒、麥酒の類は郡內至る所の店に販賣され、其需用甚だ盛なるに至れり。

茶は古くより用ひられたるものにして農家にありては粉茶として茶袋に入れて煎じ出すものを用ひしが次第に川柳の茶を用ふるに至り、現今は客用又は嗜好用として上茶即玉露若くは煎茶の上等品を用ふるに至れり、されば來客にも番茶を進めし時代は何時となく過ぎて今は多く上茶を進むるに至り、中流以上は勿論以下に於ても煎茶器は必ず家庭に備付くべき器具となるに至れり、而して又珈琲の類も近來中流

以上の家庭に用ひらるゝに至れり、麥茶は初め夏季官衙、學校等に用ひられしが、近來は一般に廣く使用するに至れり。

其他清涼劑として昔より砂糖水、葛水等盛んに用ひられしが、其後蜜柑水、ラムネ等の出るに及びて次第に流行し、續いて炭酸水、平野水、サイダー等各所に製造販賣され、何れも近來盛んに用ひられつゝあり、其後年と共に各種の飲料續出して盛んに使用せられつゝあり。

●菓子●　從來は子供の間食として多く駄菓子を用ひ茶用として蒸菓子、干菓子等の上菓子を用ひしが、今も昔と大差なけれども、其原料に於て非常に精撰さるゝに至りたり、即上菓子は勿論駄菓子に於ても砂糖に深く注意され、染料には衛生上特に意を用ふるに至れり、而して上菓子には次第に洋風を加味され牛乳、香料を含めるもの次第に販賣さるゝに至れり交通の便は菓子にも及び遠く東京大阪等にて製造せらるゝ菓子郡内至る處に販賣されつゝあり、近來菓子販賣店の數至る處に甚敷增加し、子供は勿論、青年の間食すること益甚しくなるは實に憂ふべきことなり。

●飲食店●　比較的往來繁き國道筋、縣道筋等に、酒肴、うどん、菜類、駄菓子等を賣る店所々にありて、旅人車夫等の休憩に便せしが、社會の變遷に伴ひ一般に浮美の風を生じ青年の氣風遊惰に傾くと一面諸種の事業益發達し青年に小金を得るの途自開くるにつれ、此等の飲食店に入りて酒食するもの次第に增加するに從ひ或は不潔の酌婦を置き、或は宿屋、料理屋の看板を掲げて仲居を置くが如き狀態となり、青春の情盛なる青年の多くは既に浮華遊逸の風の生せるに、加ふるに小金の廻るを幸とし、次第に此に出入して酒食し酌婦に戯るが如き風を生じ、遂には不義の借財をなし、父母兄弟に迷惑を懸くるが如きもの珍しからざるに至れり、されば飲食店は是等精神不健全なる青年に附込み、實に歡待盡さゞるなく克く、其歡心を求め、種々の甘言を弄して遊興を勸め其間暴利を貪り、案外の利益を得るものあるに至り次第に其數を增し、近來は至る處に營業せられ婀娜なる婬婦の出入繁く、白晝破れ三絃の音の絕間に泥酔者の浮れふだめく聲の聞ゆるは實に慨嘆の極なり

されば此等の婬風は常に青年の心裡に吹きすさみ遂に清淨無垢の青年をして、誤つて淫逸の衢に足を入るゝに至らしむること少からず。

明治四十一年九月曾根に藝妓置屋水戸撿番を開設すれ是れ本郡に於ける藝妓置屋の初なり。

●煙草●　煙草は一般に廣く用ひらる、昔は農家に多く栽培され自家用煙草は大抵手製によりしが、其後次第に刻煙草製造業を營む者を生じたれば、多く之を購入して用ひ、手製煙草を使用するもの次第に減少せり、當時刻煙草製造業の最も盛なりしは西神吉村の內中西、大國村にして、該村に於ては之によりて生活せるもの多數なりき、其後卷煙草の各所に販賣さるゝに至り、其便利なると又新奇を好む上より盛に流行し、ヒーロー、サンライス、天狗、菊牡丹等の名今に耳朶を逸せず。

明治三十八年に至り官業專賣の官制出づるに及びさしもに盛大なりし刻煙草製造も暫時官の依托製造を繼續せしが間もなく廢みたり。

其後煙草の販賣は政府の許可を經ざるべからざる制度となり、而も行商を許されず各村に煙草販賣店ありて、喫煙者の用を充しつゝあり。

伊達煙草として未成年間に喫煙する惡風少からざりしが、明治三十三年未成年者禁煙の法律發布せられてより次第に減少し、現今は殆ど其跡を絕つに至れり。

煙草喫煙者の數は近來非常に激增したるの感あり是れ一般社會の風潮ならんも國民体育上大に考慮すべきことなり。

第三　住　居

住居につきては昔より一般に注意せられたれども其多くは耐久の目的のみに偏して、間取及使用上の勝手等に至りては不備の点少なからず、況や衛生上より之を考ふる等のことは甚だ尠かりき、されば其當時に建築せられたる家屋は、比較的頑丈宏大にして耐久の目的に副ふものたる点に於ては大に勝れりと雖も、其間取の使用に不便なる又陰鬱にして通風採光の設備に乏しく、加ふるに敷地は人家稠密の間にありて、塵芥常に周圍を蔽ふが如き、衛生上憂ふべき点甚だ多し、明治中年より文物の進歩變遷に伴ひ人民の生活狀態にも亦移變を來し、加ふるに衛生思

想は種々の方面より注ぎ込まれたる結果、漸次家屋の建築にも此方面に注意せらるゝに至れり、然して主として之が事に當る大工の如きも、徒に舊法を墨守するに止まらず、此等新思想に合致するの構造を案出するに勉めたると、維新以來急激に輸入されたる洋風の次第に田舍に迄普及するに至り從つて種々の變遷を來すに至りたり。

即第一に注意されたるは敷地にして、自家所有の有無賣買の難易等の束縛を受くることあるも、主として高燥無塵の土地を撰ぶに至れり、而して只徒に宏大頑丈を以て滿足せず、反つて使用上便利なる小締のしたる家屋を尊び間取の如きは反つて疊數の少なき小間の多きを撰び、押入物置等の多き構造を尊ぶに至れり、而して採光通風に關しては設計の勞頭に於て充分の注意を拂ふが如き大に衛生上に顧慮さるゝに至れり、されば明治中年より現今に至りて此等の点に長足の進歩をなすと共に、到る處に此式の建築を見るに至れり。

戸障子の如きも種々に改良せられて、採光に便なる硝子障子を用ふるもの次第に多くなりたり、されど純和風の室は何れも在來の樣式に則りて建てられ洋風を交ふるが如きこと稀なり。

昔は藁葺の家多かりしも風害火災の恐もあり、且屢之が葺替を要するにより、之を瓦葺に改むるもの多く從つて新築のものは大抵瓦葺を用ふるに至れり。

以上は住居變遷の大要にして、之を要するに昔は在來の和風の建築なりしが、明治中年より現今に亘りて社會文物の變遷に伴ひ、其生活の狀態にも又思想の上にも非常の變化を生じ、而も一般に衛生思想に著しき向上を來して、遂に和洋折衷の樣式を用ふるに至れり。

庭園の設ある家は、明治中年頃迄は甚だ少かりしが以後次第に多くなり、築造、板圍又は大小良否の差はあれども、現今は甚だ多く此設備をなすに至れり、時代の流行を追ふものか將又趣味の向上なるか、兎も角時勢の進歩に伴ふ生活狀態の變化たるは言ふまでもなし。

次に家屋に附屬せる諸物事の大要を記すべし。

●竈　竈は昔より一般に下級の民家は大抵自家にて土を燥りて之を築き、或は左官をして之を築かしめたるものを用ひ、中、上流にありても所謂安田竈を用ふるが其最上なりしが、泰西文物の輸入に伴ひ、學理を應用したる器物の發明盛んに趣き、而も一般に經濟思想の向上するにつれて、竈の如きも漸次改良せられ、衛生上經濟上より所謂西洋竈の使用增加するに至れり、されば在來の安田竈も追々改良せられて燃燒の完全と火力の增大を圖りたる改良竈を案出するに至りたれば、之を使用するもの次第に多く、屋上の煙突より煙の出づる家を見ること近來甚だ增加せり。

●風呂　昔より民家一般に使用せしものは五右衛門風呂にして、鐵砲風呂は比較的早く發明せられたれども之を用ふるもの甚だ稀なりき、是れ民家に於ては燃料として大抵藁麥稈を用ひ、山林に近き地方にありては多く藁雜木等を用ひしためならん、然るに明治中年より現今に至りて著しく生活狀態に變化を來し、經濟思想の向上益著しく、日常生活上萬事に注意を用ふるに至り、風呂の如きも其燃料に石炭、コークス等の如き前者に比して比較的安價にして火力の強きものを使用するもの次第に增加し、在來の五右衛門風呂を廢し、鐵砲風呂に代ふる者多く、よし五右衛門風呂を使用するも、其竈は石炭若くは雜木等を燃く、改良竈を用ふるもの增加するに至れり、されど農家の多くは耕作上糞灰の必要なると、竈改造上一時に比較的多くの費用を要する等により、未だ在來のものを使用するもの多けれども漸次經濟思想並に衛生思想の普及すると共に、之が改築又は鐵砲風呂の使用增加するの傾向なり。

●湯屋　湯屋は伊保、曾根、阿彌陀、大塩等の如く比較的人家稠密なる土地に多く、其他又所々に之を營むものありしが、社會の進歩に伴ひ、經濟衛生上より自家に之が設備をなすもの次第に增加すると、湯屋に於ても規則の改正に伴ひて其取締嚴重となり浴室の改造等に多額の費用を要し到底田舍に於ては相當の利益を收むること能はざれば、漸次廢業するに至れり、されば現今湯屋營業を繼續せるものは甚だ減少せり、從つて湯屋風俗てふ一種の惡風は、規則厲行と共に全く改良せらるゝに至れり。

●井　井に用ひられたる揚水の設備は昔より紐付釣瓶ハネ釣瓶、滑車等なりしが、明治中年頃より追々揚

水唧筒の使用始りたり、子供の危險と塵芥の井中に落つるを防ぐ利益の上より漸次其使用增加せり、唧筒も亦改良せられ而も安價に之を販賣するに至りたれば其需用益增加するに至れり。

掘拔井は多額の費用と多くの手數とを要するを以て從來本郡に於ては釀造家又は田畑の揚水用として之を掘るものありしも、普通民家用として之を用ふるが如きは甚だ稀なりしが、其後次第に掘拔の方法研究せられて、其費用と手數を省くことを得るに至りたれば從つて漸次其使用を增加するに至れり、近時又甚だ簡便なる一種の打拔井の發明を見る至れり即二間乃至四間の深さに鐵竿を打ち込みて水層に至らしめ、上部に吸上唧筒を取り付け、之によりて揚水する仕掛にして、至極輕便なり、費用從つて少なく而も場所を要すること甚だ僅少なるを以て、比較的水層に近き土地にては漸次使用するもの多くなるに至りつゝあり。

點火器　昔より點火器として廣く用ひられたるはアンドンにして何れも土器に種油を注ぎ之に燈心を浸して点火するものなり、其後石油の用ひらるゝに至りてより、多くブリキ製の「コトボシ」を用ひて矢張アンドンを使用したり、明治初年より中年にかけて洋燈の使用漸次廣まりたれども、價甚だ高かりしかば大抵は中上流に用ひられ下流細民に至りては、依然アンドンを使用せり。

洋燈は最初は大抵釣洋燈を使用せしが其後次第に置洋燈、臺洋燈の販賣さるゝにつれ一般に多く之を使用するに至れり、而して價も次第に安くなりたれば明治三十年頃より從來アンドンを使用し來りたる細民にありても漸次洋燈を使用するに至り、アンドンは日一日と其影を沒し、現今に於ては殆ど其跡を絶つに至りたり。

明治四十四年に至り、播磨水力電氣會社の計畫により飾磨郡飾磨町方面より延長されたる電線は遂に本郡に入り、的形、北濱、大塩、曾根、伊保の各部落に延長せられ、左架右架蜘蛛の巢のそれにはあらねども五千に近き沿海一帶の各戶に光々たる電燈の輝くを見るに至れり、爾來益其計畫を擴張せられ、大正二年に至り阿彌陀村國道筋の各部落に及び、大正四年に至り米田村、東神吉村、西神吉村全部及志方、西志方村に延長さるゝに至れり、而して今一線は美嚢郡より郡內上莊村に來り國包、見土呂、都染、藥栗、小野に延長して、實に郡內の東北隅に位置する比較的交通不便なりし該村に、「タングステン」電球の白青光の下に一家の團欒を結ぶに至れるは、實に聖代の餘澤にして喜びに堪へず、燈火の變遷の甚大なる實に驚くばかりなり。

上棟式　家屋の建築には先づ敷地を撰びて地築をなす、即石場築とて地方により貧富によりて差異はあれども、吉日を撰びて親戚近隣又は村中の若者多く手傳ひて太き長き間餘の圓柱に多くの強き繩を結び付け、各自之を持ち地築音頭を唄ひつゝ一齊に引き揚げ一齊に引き下して強く礎石を打ち込む、石場築には親戚知己及び近所の者酒又は鮮魚を贈りて之を祝ひ、普請主は婦女子に握飯を配り、石場築を了れば手傳人に酒肴の馳走をなし、一同飲み且つ唄ひて之を祝す。

地築を了り礎石を敷き了れば、又吉日を撰びて「建マヘ」とて木組をなし上棟式を行ふ、「地藏日に上棟すれば必ず倒る」とて上棟には甚だ此日を忌みて必ず之を避く。

上棟式は建築の種類、家の貧富又は地方により異なれども、普通行はるゝものは工匠先づ身を淸め、屋上に壇を設け紙の幣を立て扇子車、破魔弓、雁股の矢を飾りて諸神を祭り、御酒、餅洗米、昆布、鰹節等の供物をなし、棟梁壇に向ひて祝詞を宣り、造作成就長久吉祥守護を祈りて棟槌の式をなす、神社佛閣其他大なる建築には餅撒をなすことあれども、民家には甚だ稀なり。

當日家主は工匠を主客とし、親戚知己及手傳人等を招待して家相應に盛大なる酒宴をなす、親戚知己近所のものは酒、鮮魚を贈りて之を祝す、家主は祝儀として工匠に金封を贈る。

家移り　新築の落成を告くれば家移とて、親戚知人又は近所の人々を招きて披露の宴をなす、親戚知人及近所の人々は酒、鮮魚等を贈りて之を祝す、地方により家によりては之をなさゞる者もあり、又近來酒宴の代りに記念品を贈ること所々に始まりたり。

第七章　言　語

第一　言語の變遷

北部、中部、南部各其地方により多少の差異はあれども大要は相似寄たる言語なり、其特徴とも認むべきは北部は實朴にして、南部海濱地方は比較的荒く共に飾り氣なし、中央國道筋は比較的上方言葉に近く輕快にして飾り氣も交れり。

一般に方語訛語多く、語句冗長にして而も野鄙なり殊に子供の言語に粗鄙なるもの多し、されど教育の力は此等をして漸次簡結高尚に導きつゝあり。

學校に於ては何れも言語の改善を圖りつゝあれば一般に學校語としては相當の品位を保ち、標準語に近づきつゝあれども、未だ之を家庭に迄及ぼすの力は至つて微弱なり、されど漸次之に接近しつゝあれば遠からずして相當の改善を見ること疑なかるべし。

第二　方言訛語

方言訛語は郡内三地方により多少異なり、其數實に夥多にして一々之を列擧すること能はず、又之を分類することも甚だ困難なれば、此には唯其一部を列擧すべし。

方言訛語	標準語	方言訛語	標準語
アンタ	あなた	アッチヤ	あちら
アダケル	おちる	インノコ	ゐのこ
イオン	つけぎ	イナウ	になふ
イナイ	にない	イベ	ゆび
イツケン	一斤	インビツ	ゐんびつ
イゴク〳〵イノク	うごく	エエ	いへ
エンジョ	ゐんりよ	エンベツ	ゐんびつ
エエ	いい	エンタツ	煙突
エレル	いれる	オナギ	うなぎ
オトロシイ	おそろしい	オホケエ	おほきい
オンビキ	ひきがへる	オドラ	おまへ
オモツソイ	おもしろい	オマン	おまへ
オシヤギ〳〵オサギ	うさぎ	オホカメ	おほかみ
オトー	おとうさん	オカー	おかあさん
ガニ	かに	ガヘル	かへる
カベ	かび	カアラ	かはら
カダラ	からだ	カンノシ	かんぬし
カンダシ	かんざし	キリモノ	きもの

方言訛語	標準語	方言訛語	標準語
キンノ	きのふ	ギヤウブ	びやうぶ
ギボン	りぼん	キセロ	きせる
クチナヘビ	くちなは	ギヤル	かへる
ケエト	けいと	ケツネ	きつね
ゴエダ	石炭	ケエ	毛
ゴマ	こま	コンヤク	こんにやく
ゴツツイ	大きい	ゴンボ	ごぼう
サイナラ	さよなら	コツキリ	のこらず
シラメ	しらみ	サカイニ	から
しなさい	しなさるな	シイナ	（語尾下る）
ションベン	小便	シテル	（語尾上る）
ションガツ	正月	ジヨロリ	すてる
ジヤクロ	ざくろ	ジバン	じやうるり
ジヨジヨ	どぜう	シヤツポ	じゆばん
シト	ひと	ジヨリ	ばうし
ざこ	さくわん	シヤカン	ぞうり
すまふ	ひとへもの	シテモン	すてい
セキタン	石油	ステンシヨ	しよん
セビせみ	言ふ	ゼツペ	ひ
センチ	せついん	センド	墓場
センドマ	長い間	ソツチヤ	そちら
ソイカラ	それから	ゾツキン	ざうきん
ソウレン〳〵タンポコ〳〵タンボコ	そうれいたんぽぽ	タノキ	たぬき
タボコ	たばこ	ダイコ	だいこん
ダンボ	らんぷ	タキモン	たきもの
ダブトン	ざぶとん	ダイモク	ざいもく
チメタイ	つめたい	チヨウコ	てふ〳〵
チツコイ	小さい	ヂベツタ〳〵チベツタ	地面
ツブレ	つるべ	ツツケ	つくる
ツヅキ	つゝじ	ツツキヨ	つきよ
テノゴイ	手拭	テツトウ	てつどう
デニ	せに	デケル	できる
ドンボ	どんぼ	デンザイ	せんざい
トンガラシ	とうがらし	ドエ	ど
トンガ	唐鍬	トナラ〳〵トナダ	とだな
トンビ	とび	トウナイ	たいそう
ヌカス	言ふ	ナゼル	なでる
ネンヂン	にんじん	ヌスト〳〵ヌスツト	ぬすびと
		ノノサン	佛さん

ノ　ノ　布　　ハラカ　はだか
ハソム　はさむ　　バラン　はらん
ハナゴ　はなを　　ハム　はも
ハマガ　はがま　　ビヤ　びわ
ビリン　みりん　　ブンドウ　ぶどう
ヘチ　ふち　　ヘツコム　ひつこむ
ボンサン　ぼうさん　　ホンマ　ほんと
マチ　まつち　　マル　まり
ミレン（ミエラン）　みゐぬ　　メンメ　自分
メグ　こはす　　モエル　ふゐる
モッチヤソビ　もてあそび　　ユレン　ゆうれい
ヨダチ　ゆうだち　　ランポ　らんぷ
ワシ　私　　ヲラ　巳

第八章　遊技と娯樂

第一　大人の遊技と娯樂

圍碁將棊は昔より盛んに行はれたる娯樂にして、今猶盛んに行はれつゝあり、碁は比較的上流間にく多行はれ、將棊は中流以下に多く行はる。

●枕引、腕倒、指角力、座り角力、足角力、棒捻、棒突等の遊技は昔より青年の間に廣く盛んに行はれたりしも、其後漸く衰へ今は甚稀なり、是れ實朴剛健なる青年の氣風が、社會の變遷に伴ひ華奢遊逸に趣ける適証にして、實に青年の体力並に精神をして貧弱輕浮ならしめたる大なる原因たらずんばあらず。されば休日に於ける青年の行動を見るに或は三々五々相集りて菓子を食ひ酒を飲み婬猥なる談笑に日を送るか、或は倶樂部に參集して碁將棊に耽るかさなくば自轉車の稽古に餘念なき等放逸の行ひ多く、稀に擊劍柔道等尚武的遊技をなすものあれども、實に微々たるものにして而も中絶するもの多し。

淨瑠璃は昔より青年に盛んに樂まれたりしが次第に衰へ浪華節代りて次第に流行するに至れり、近時謠曲を樂むもの次第に增加するの傾向なり。

歌留多、雙六等は昔より婦女子の間に盛んに流行せしが、雙六は殆んど其跡を絶ち、歌留多も次第に衰へつゝあり、琴三絃は昔より婦女子の間に廣く盛んに流行せり、三絃は比較的中流以下に盛んに琴は中流以上に盛なりしが、其後三絃は次第に衰へ、琴は中流以下にも之を樂むもの多く、次第に隆盛に趣きつゝあり。

生花は昔より相當に廣く行はれたりしが、次第に流行し今は青年男女の間に甚盛んに行はれつゝあり。

茶の湯は昔より上流に樂まれたるものなるが、現今は比較的盛んに流行しつゝあり。

要するに時世の變遷と共に人民の思想氣風も亦變化し從つて遊技娯樂にも種々の變化を來すに至りたるならん。

第二　兒童の遊戲

昔より最も廣く又最も盛んに行はれたる兒戲は、獨樂、凧、竹馬、輪廻、手毬、羽子板、鬼事、カクレンボ等の類なるべし、此等の兒戲は古來幾多の經驗と習慣とによりて撰ばれたるものなれば、何れも兒童の心意に適し、依然其流行を永續し、今猶一般に盛んに行はれつゝあり、而も此等は何れも季節により自然的に甲より乙に、乙より丙にと移り行きて盛んに行はるゝこと今も昔と大差なく、唯用具に多少の變化を來したるのみなり。

●獨樂●　昔は木製のみにして、軸は細きものなりしに次第に軸の太きもの流行し、其形も大なるものを好むもの多く遂には胴に鐵の輪を箝むるもの流行し輪の厚も次第に加はりて二分以上のものを用ふることありき、されば其遊戲の方法も次第に變化し最初は大抵永く廻はすことの競爭をなし、又は輕き獨樂を手に取り、或は紐に取りて種々の技をなすが如きことを樂みたりしに、次第に荒くなり行きて獨樂の衝突、當て合ひ、果ては『投げ合ひ』とて獨樂を地上に居へ、之に向ひて力を込めて他の獨樂を投げ付け、之に傷付くるを以て樂みとするが如き荒き遊戲一時非常に流行したり、現今は獨樂の遊び餘程衰へたる模樣なり。

具も一時所々に流行せしが今は全く止みたり。

ぶち獨樂とて樫樟櫻等の木を圓錐形に作り、竹の柄の先に一筋の布を附けたるものにて打ちて之を廻すこと明治三十年頃迄は盛に流行せしが、其後次第に衰へ現今は全く止みたり。

凧は昔は大抵各自に之を張りて弄びたるものなるが次第に商家に之を販賣するに至り、種々の形のもの

流行するに至れり、而して昔の子供は之を張るに骨の作り方、組合せ方、紙の張り方等に非常の苦心をなし、幾度となく作り替へて漸く意に充つるものを得るが如き有様なりしかば、其樂も從つて甚だ深く又之を取扱ふにも甚だ大切にする風ありしも、今は自ら之を張るが如きこと稀なれば、從つて其樂も薄かるべく、又其取扱も粗末なるの感あり。

竹馬は一時非常に高きものを好む傾向ありて、高さ四尺より五尺以上にも及ぶものを作りて乘るものありしが、漸次止りて今は又普通のものとなれり、之を弄ぶには競走、片足競走、落し合ひ等のことをなしたりしが、漸次之を弄ぶもの減じて、今は甚だ少くなりたり。

其他の兒戲は其遊び方大抵相似寄たるものなり。

日清戰爭後兒童が盛んに軍遊びをなせしが其後日露戰爭開くるに至り此兒戲又甚だ盛んに流行し、今猶盛んに行はれつゝあり。

歐米との交通次第に盛に赴くにつれ洋戲の我國に入り來るもの多く、就中庭球、野球、ピンポン等の類次第に地方に流行し、明治三十年頃より學校遊戲として次第に廣まり、同三十五六年頃に至りては甚だ盛んに流行し、曳いては青年會等にも弄ばるゝに至れり。

而して各所に於て之が競技會をも試みられたれば益之が流行を盛ならしむるに至れり。

是よりゴム製毬の使用次第に流行し、毬の投げ合ひ打ち合ひ等庭球、野球に類する遊戲盛んに兒童の好みて行ふ所となりたり。

されば現今は此等の兒戲、學校に家庭に季節の如何に拘らず甚だ盛んに行はれつゝあり。

第三　玩　具

玩具は昔より其種類甚だ多く、一々其盛衰變遷を知ること能はず、近來に至りて新奇なるもの續出して其流行に變化あること實に驚くばかりなり。

昔の玩具は多くは感覺によりて、之を樂むものなりしが、次第に比較的兒童の心理に適したる思考推理の力に訴へて、之を樂むが如きもの、即教育繪合せ組木、組紐等の如き玩具多く考案されて流行するに至れり。

又簡單なる理學の應用によりて考案されたる玩具即螺旋、ぜんまい、ばね、各種のレンズ等を用ひたるものも甚だ多く出づるに至れり。

而して一般に最工夫され注意されたるは一は教育的玩具にして、兒童の日常之を弄ぶ間に於て不知不識の間に所謂教育上補益あらんとするものと、今一つは衛生的玩具にして、兒童が常に之に接觸するも有害の憂なからんとするものにして、前者は繪書、摸型等に工夫し、後者は材料並に染料に注意すること甚だ周到なり、然して嬰兒期用たる玩具には、セルロイド製、ゴム製等多く考案されて廣く用ひらるゝに至れり。

第九章　俚　謠

交通不備の昔にありては地方に流行せる俚謠は唯單に其地方に永く止まりて、他地方に流れ出ること甚だ遲し、されば一般に他地方の流行歌謠を耳にすること甚だ稀なれば、從つて其地方獨特の歌謠を常に口にすることによりて、永く深く其地方人の心裡に印象せられ、次第に後代に傳はり今に昔の歌謠を存するに至る、然して此時代に於ける歌謠は即當時の風俗人情又は民智の程度に合致して歌はれたるものなれば、懸隔の甚しき現今の風俗人情さては民智の上より之を見るときは、實に如何はしき点甚だ少なしとせず、されど因襲の久しき傳へ傳はりて、尚今に人口に膾炙さるもの少なからず。

時代時代によりて新しき歌謠の出づること甚だ多しと雖も、其多くは永き流行を見ずして消滅するもの多し。

明治の聖世は實に長足の進歩をなし、內外の交通頓開けに、諸般の文物は一瀉千里の勢を以て普及するに至り、世俗人情の變遷と歌謠の對者たる諸般の事物も、非常の變遷を來したれば、之に伴ひて起る歌謠も亦甚だ多し、而も交通の頻繁なる其流行をして迅速ならしむるにより、各地の歌謠は直に他に傳はるに至り、各種の歌謠は出ては止み、止みては又新しきを加ふるが如き有樣となれり。

されば民間人口に膾炙せる歌謠亦甚だ區々なれども比較的昔より流行せるもの多ければ、左に其大要を

擧げ以て世俗、人情、さては民智の一斑を覗ふの資に供せんとす。

第一　俗　謠

雨が降りさうな夕立がしさうな
　向の御番所が流れさうな。

あはれなるかよ石童丸は
　父をたづねてはるばると。

秋が來たかや鹿さへ鳴くに
　何故に紅葉が色つかぬ。

逢ふの嬉さ別れのつらさ
　逢ふて別れがなきやよかろ。

あの子よい子じや牡丹餅顏で
　きなこつけたらなほよかろ。

伊勢は津で持つ津は伊勢で持つ
　尾張名古屋は城で持つ。

色はくろても淺草海苔は
　しろいごはんのはだに添ふ。

色でまよはす淺漬なすび
　毒と知りつゝまたたべた。

歌を出しなされ餅のやうな歌を
　私がつけます豆の粉を。

歌は唄ひたし歌の數知らず
　野でも山でも之一つ。

お前百迄わしや九十九迄
　共に白髪の生へるまで。

親は子たより子は親たより
　畔の小草は露たより。

をとこをとこと奉られて
　いまに上らぬ五斗の米。

親のいけんと茄子の花と
　千に一つもあだはない。

思て通へば千里が一里
　逢はず戻ればまた千里。

沖の暗いのに白帆が見へる
　あれは紀の國蜜柑船。

沖のかもめに潮時問へば
　わしはたつ鳥波に問へ。

思てみやんせ十五や六で
　一人夜路が通はりよか。

一合飲む酒五勺にきめて
　世帶持つ氣になりなされ。

市よ市よとてんまの市よ
　大根そろへてふねに積む。

石の寶殿から曾根の松見れば
　松が杖つく旅すがた。

（特に海岸地方に於て盛に唄はる）

往たら見て來いひめぢの城を
　お菊ころした皿屋敷。

岩が物言ふた地知行の奥で
　孫八切るなと云て泣た。

（神吉村地字地知行の奥に山形の岩あり孫八といふ石工之を切らんとせしとき岩が泣きしと言ひ傳ふ）

歌はよいもの仕事が出來る
　話惡いもの手がやまる。

謠ひそめなり色はじめなり
　ことに今宵は二月なり。

歌の始は恥しいものじや
　謠ひなれたらおもしろい。

思ひ出しては寫眞帖を眺め
　何故に寫眞が物言はぬ。

お伊勢參りして飲んだか酒を
　天の岩戸の菊酒を。

お前一人か連衆はないか
　連衆あとから駕で來る。

お前きろても又好く人が
　なけりや私の身がたたん。

お醫者さんでも有馬の湯でも
　惚れた病は治りやせぬ。

面白いのはからさをかちよ
　上できりりと舞ふて落ちる。

大塩山本曾根では入江
　まだも阿彌陀の黒田さん。

可愛がらんせお蠶さんは
　桑の葉を食て糸を出す。

神吉田中町五郎太夫さんは
　家のかゝりが見たうござる。

（神吉地方）

昨日北風今日みなみ風

明日はうきながたつみかせ。
濱車は出て行く煙は殘る
殘るけむりはくもとなる。
來るか來るかと濱に出て待てば
濱の松かせ音ばかり。
戀し戀しと啼くせみよりも
鳴かぬ螢が身をこがす。
戀で身を燒く八百屋の阿七
飛んで火に入る夏の虫。
こんの洋燈はいつきてみても
白い笠きてほや〳〵と。
此所は一の谷敦盛さんの
お墓どころか痛はしや。
此所は須磨かや須磨寺さんか
聞けば青葉の笛が鳴る。
此所は播州舞子のはまよ
向ふに見ゆるはあはぢ島。
來いと呼れてその行く夜は
足のかさるや嬉しさや。
今宵一夜はうらしま太郎

今年豊年穗に穗が咲いて
あせの小草に錢がなる。
こんの座敷は目出度い座敷
鶴と龜とが舞を舞ふ。
今夜此所に寢て明日の夜は何所に
明日は田の中畔枕。
戀しくは尋ね來て見よ曾根の松
宮の茶屋には松右衛門。
坂はてる〳〵鈴鹿はくもる
あひの土山あめが降る。
咲いてしほれて又咲くはなは
須磨のまへだの杜若。
さしたさかづき中見て飮みやれ
中は鶴龜五葉の松。
辛抱しなされ辛抱は金よ
辛抱した木に金がなる。
下へ下へと枯木をながす
下で枯木にはなが咲く。
しんのやみよに櫻をけづり
水のながれを見て暮らす。
なんぼ山家の一軒屋でも
住めば都じやのうとのご。
奈良でめいしよは猿澤池よ
みづにかげさす三笠山。
泣いて涙をこぼさぬものは
しばゐ役者か木のせみか。
西はごくらく東は地獄
さいの河原がまんなかに。
二百十日に風さへ吹かにや
繻子の丸帶買ふてもらふ。
寢たや眠むたや寢た夜はよかろ
仕舞て寢た夜は猶よかろ。
ねんねしなされお休みなされ
朝はとうから起きなされ。
寢たか寢なんだか枕に問へば
枕正直もの寢たと言ふた。
箱根八里は馬でも越すに
越すに越されぬ大井川。
東かたむく姫路の城は

赤きこゝろをすみで書く。
志方宮のかねよう鳴るかねよ
神吉常樂寺の鐘はならぬ。
好いた鮮箱すかれたすもじ、
こゝろしるたけ氣は玉子。
角力取さん名乘をあげて
弓をかたげてもごらんせ。
先生御先生學校の先生
どうぞこの子を賴みます。
其日くらしの朝顏さへも
かきにもたれて思案する。
曾根は名もよい所もよいが
人になさけのないところ。
立てば芍藥座れば牡丹
あるくすがたは百合の花。
竹に雀は品よく止まる
止めて止まらぬ色のみち。
土佐はよい國南をうけて
薩摩あらしがそよ〳〵と。
何をくよくよ川ばたやなぎ

花のお江戸がこひしさに。
人の眞似すりやあくちが切れる
　切れたあくちは治りやせぬ。
坊さんじやといふて首に袈裟かけて
　見れば女郎屋の門に立つ。
盆にぼたもち節句にかしわ
　はなの三月ひなのもち。
祭まつりと待つのがまつり
　まつりしまへば何をまつ。
圓い卵も切りやうで四角
　ものも言い樣で角が立つ。
娘島田は蝶々がとまる
　とまる筈かや花じやもの。
芽出度芽出度が三つ重りて
　つるが御門に巢をかける。
芽出度芽出度の若松さんは
　わだもさかわる葉も茂る。
山で床とら木の根が枕
　落る木の葉が夜着となる。
ゆうべ見た見た大きな夢を
奈良の大佛ありが曳く。
よいと言ふたら惡いとさされ
　今のとうせはうらを閉け。
嫁がわるいか姑ばさん
　可愛わが子に添ふよめを。
わたしや備前の岡山そだち
　米のなる木はまだ知らん。
私とお前と仲好にせんか
　水と魚とのやうにせんか。
私とお前とお藏の米よ
　いつか世に出て飯となる。

第二　童　謠

其　一

○かんかん十のかんかん目、かんかん二十のかんかん目……かんかん百のかんかん目。
○あがりさがり明石町のこくせん紺屋のこゝ十を、こゝは高砂ほろゝ池、ほろゝとほりあげて何じやいな、十へ二十へ三十……と百へ百に足してまいこのこ。

○おいちおいちとおいちのちぎり、おいち十七女の盛り、彌吉二十五で男の盛り、連に誘はれお伊勢參り、お伊勢參りの其留守の間に、隣近所のお醫者を頼み、申し醫者さん藥はないか、毒の藥を下さるならば、小判千両今でも出すが、そこで醫者さん小判に迷ひ、河原よもぎに青毒まぜて、茶瓶みがいて上茶を入れて、おいち茶々呑め茶錢は取らぬおいちしらずにがぶりと呑んで、腹の子までびりゝと動き、爪の先まで紫色に、風の吹く夜はお伊勢へ聞に、お伊勢もどりのおしろい箱を、買ふて來たのに、おいちは居らぬ、おいちどこへいたとばさんに問へば、おいちはお墓へお參りなした、墓のぐるりを三べんまはり、そこに居るのはおいちじやないか、違ひござらんおいちでござる、私はばばさんに毒のまされて、死んで墓場の影からのぞく。
○ごんじゆごまるのお手毬樣は、垂柳にとんびうちかけて、かんかんかつくり十、かつくり二十、かつくり三十……百に足してまゐりませう、まゐりませう。

○お月さんさんことしのべべは、裏は木綿表は鹿の子鹿の子そろへて一の丸こよか二の丸こよか、三の丸先に池ほりそめて、池は七池つるべはこがい、こがいの先の乙姫樣は、今朝結ふた髪がちらりやばらり、ばらりやちらり、くしやこうがい早う買ふてござれ、持て來と思ふて門まで出たら、お三郎樣にお手かけられて、おうはづかしや、こうはづかしや、恥かし夢に此兒が出來て、桃染着せようか花ぞめ着せようか、桃染いやじや花染いやじやさらさらさつと浴衣を着せて、お乳母に抱かせてお宮參り、宮の椽から池田が見える、あいやぼんつづみやぼん〳〵。
○うちのお菊さんなぜまゝたべぬ、腹が痛いか夏まけしたか、腹も痛うない夏まけもせずじや、腹に此月みづごができて、產まうかころそか若衆にとへば、私の子じやなしごうなとさんせ、ちよんがいな、ちよんがいな、ちよんがいばばさん今年九十九で熊野へ嫁入しようといふてじや、白髮みすべに金たけなごかけて、山を通れば山しが笑ふ、山し笑ふながんぢき買ふてあげる、それがいやなら

ごちらへなとさんせ、町を通れば寺子が笑ふ、寺子笑ふな筆買ふてあげる、それがいやならごちらへなとさんせ、村を通れば守子が笑ふ、守子笑ふな歌唄ふて聽かそ、それがいやなちごちらへなとさんせ。

○一ごろ二ごろ三ごろ四ごろ五ごろ六ごろ七ごろ八ごろ九ごろ十ごろ豆腐屋のあねさん子を四人生んで、一人の子は御茶屋へやつて、茶のべべきせて、お茶お茶お茶と、も一人の子は紅屋へやつて、紅のべべ着せて、紅々々と、も一人の子は漆屋へやつて漆に負けて、おぎやおぎやと、も一人の子は紙屋へやつて、紙半帖もろうて、男に半枚女に半枚、半枚宛分けて、お師匠さんの前で、いろはと書いて、とんごにあげて、とんごの道で喧嘩が出來て、あすの朝見れば、尾のない鳥と、足ない鳥と、手桶をさげて、おんばこつ〳〵なんまんだぶつ。

○おくめやおくめや、なしに飯たべぬ、腹が痛いかしやくりか虫か、虫でござらん今晩七つのやゝ子ができて、もうし其子が女の子なら、蓙につゝんでお宮へあげて、お宮の椽から突き落されて、誰が落したお乳母が落した、お乳母にくいやつ坊かはいわい、川の眞中で糸屑拾ふて、此所でつなごか京都でつなごか、きよんきよん京橋橋ごめの、紅屋の染物よう染まる、梅はから梅かつをぶし、それにつゝいてお江戸へ行くお江戸の長さきこしかけて、子供衆へ子供衆へ此所は何といふ町ごいなつりがね大がめ様と申します、はいやぼんぼんつづみやぼんぼん、此つづみはようなるつづみ、お京で一番ようなるつづみ。

○墓の後で鳥が鳴く、鳥は丹波のこうこして、赤いたんすを姉さんの、破れた茶袋はばあさんの、家と倉とは父さんの、弓と矢とは兄さんの、ちよつと一回かしました。

○上り文藏さん袖口見やれ、江戸のくわい〳〵ごの鏡の江戸の、江戸の萩さく糸屋の娘、姉は二十四妹は二十、二十ならこそ御番所にかけて、毎日毎夜いとさんお陰で百つゐた百ついた。

○一二の三吉晝は繩なひ夜は元氣で、あつちの山からこつちの山まで、奇麗姉さん五人連で、一によいのは糸屋の娘、二によいのは肉屋の娘、三によいのは酒屋の娘、四によいのは塩屋の娘、五によいのは呉服屋の娘、呉服かたげて ねつさつさー

○うちの裏のちさの木に、雀が三四とまつて一羽の雀がいふことに、爺さん婆さんせかんすな、私が十六になつたなら、白山くづして宮たてゝ、宮のぐるりに松植ゑて、松の小枝に鈴さげて、鈴のちやん〳〵鳴る音に、鶴と龜とが舞ひよつた。

○一二三四五六七八九十

一つ人々禮儀が大事。二つ二人の親御が大事。三つ皆さんしんばが大事。四つ世の中ひらけて繁昌五ついつでも養生が大事。六つむらさき白いかあんじよ。七つ何よりかせぐが大事。八つ山には草木が大事。九つ子供は學校が大事。十殿様家來が大事。

○一二三四四方の景色を春と眺めて、梅に鶯ほうほらほけきよとさへずり渡る、梅と櫻は月ケ瀬吉野、花見見物面白や、明日は早から妹つれて、お祖母さま一緒に行きませう、行きませう。

○受取つた受取つた三屋の盃受け取つた、これから何方へ渡しませう、うちの裏の白壁づくしの、おんてのお裏の、お姫様に渡しませう渡しませう。

○お月さんなんぼ、十三七つそらまだ若い、わか家の門で錢三文拾ふて一文で飴買ふて二文でよばれよ、よばれよはどこじや地藏の奥家奥家の子供はかしこい子供。

○中の中の小坊様なせせが低い、立てられや立つて見よ一皿二皿三皿四皿五皿六皿七皿八皿九皿十皿十皿の上へやいとをすゑて、いたやかなしや金佛けんけん。

○高野弘法大師が此子を抱いて粉ひいて、此子の目に粉がいつて、こんごから此子をだいて粉ひこまい。

其　二

○土筆法師出やらんか、親はないか子はないか、たつた一人の娘の子、なごごにとられて泣きなさる。

或は終の一句

『お乳母にはなれて今日七日』とも言ふ地方もあり。

○でん〳〵虫出やれ、出な尻にやいとすよう。
或は下の句
出な尻たたくぞトモつめるぞトモ言ふ地方あり。
○螢來いピーピー、あつちの水は苦いぞ、こつちの水は甘いぞ、小ぶ杓持て來い汲んでやろ。
○かうもり來い草履やろぞ、雨が降つたら下駄やろぞ。
○後の獨先になれ、盂蘭盆に扇買ふてやろ。
○初茸來い芝はり來い、小松の下から掘ひ出て來い
○亥の子〳〵言ふといて、蕎麥のかいもち何じやいな、餅くれぬかゝは、鬼生め蛇生め、角の生へた子生め。
○隣の餅つく杵の音、耳にいつても口に入らぬ。
○日が照りばさん、日が照つておくれ、柳の下で穗など拾ふて、はつたひひいて食はしませう。
○きつこの木挽さん、お茶のんでひきんか、まだ晝早い、一ぷく喫ふてひきんか。
○私の影になるものは、親死ね子死ね、子は海へ流せ、かゝ川へ流せ、父遠い流せ、祖父ぢつとしとれ、祖母晩の菜にしよ。

○いき〳〵ごんぼ、生たら川へ流すぞ、死んだら焚いて食てしまふぞ。
○雨がしよぼしよぼ降る晩に、豆ごが德利持つて酒買ひに、山燒ける獅子おどる、猿がまめ食て喉きつき。
○かい〳〵つぶれかいつぶれ、おのれの頭に火がついた、一ぺん沈んで消してこい。
○ちつちくたつちく卵、かいでたらひよこ、羽が生はたらばつたばた、大きくなつたらこつけこ。
○あの子何所の子、丹波の啞の子、啞の錢盜んで、鯛買ふて喰らふて、喉に骨立てゝ、きやつ〳〵と泣いた。
○子買を〳〵、子は何で養ふ、魚に飯、魚に骨がある、むしつて食はそ、むしりやいじましい、洗ふて食はそ、洗は水くさい、醬油かけて食はそ、それもよかろがごの子がほしい。
○しびれ京へ上れ、京に餅搗きよる、大阪に團子搗きよる。
○おほ寒小寒、猿のでんち借りて着よう。

其　三

○數へ唄

○ちやうちやうたくわい十箇。（二箇宛十箇）
○ちよべちよべたこの足十提。（二箇宛十箇）
○こわいこわい犬に噛れてわん。（二箇宛十箇）
○やまぶしのほらの貝。（一箇宛十箇）
○姫路から明石迄行て來たら日が暮れた。
（一箇宛二十箇、二箇宛四十箇）
○姫路から明石迄行て來たら日が暮れて夜が明けた
（一箇宛二十五箇、二箇宛五十箇）

○子守歌

守のつらいのも霜月師走
雪はちら〳〵子はいぢる。
守よ〳〵と樂さうに言ふてじや
守がらくなら仕てみやれ。
西のはしから東のはしへ
うたふてまはるは守の役。
私のこまい時はおきやがりこぼし
寢たりおきたり轉んだり。
此所に居るより神戸にいたら
いろも白なるかしこなる。
西を向いても東を見ても
親のないのはわしひとり。
守の大將さんあそんでおくれ
まめの三粒もよけあげる。
親が貧乏すりや子は巾着じや
人にさげられ見下げられ。
私しやだんない何う言はれても
たとへ乞食といはれても。
たとへ乞食といはりよがまゝよ
乞食しやせぬもらはせぬ。
親が貧乏すりや鏡もくれぬ
私しやたらひで水かがみ。
なんぼよい衆のとうさんかとて
人を見下るちよこざいな。
なんぼ泣いてもこの子は可愛
わしのお飯の種じやもの。
私もこれ迄子守したけれど
斯ない泣く子の守はせぬ。

うちの此子はもう寢る時分
　たれも喧しいふてくれな。
ねんねした子に赤いべべ着せて
　起きて泣く子に縞のべべ。
寢たら桃やろ起きたら炙炙
　炙すゑるよりももがよい。
ねんね〳〵と寢るような子なら
　守もしてやろ唄ふてやろ。
此の子何故泣くこりや虫のせい
　連れて行かんせ北在家。
うちの此子の誕生が來たら
　樽を祝ひませう五升樽を。
宮に參つて何ういふて拜む
　何うぞ此の子が息災に。
ねんねころいち子はたけのいち
　竹にもたれて寢たこころ。
ねんねねんねで寢る子は可愛
　起きて泣く子は面にくい。
うちの此の子はよう泣くいぢる
　守になんぎをかけなさる。

うちの此の子ははかしこでしこで
　しこで育てたお子じやもの。
ねんねしなされ夜はまだ明けぬ
　明けりやお寺の鐘が鳴る。
あの子こまいけど根性がゑらい
　のどにうちたい五寸くぎ。
うちのお父さん鼠の羽織
　油斷さんすなねこがひく。
うちのお父さん小さいとて小さい
　煙草たねよりまだ小さい。
うちのお父さん團子がすきで
　五段ばたけがみなこむぎ。
うちのお父さん虱か蚤か
　のみは呑じやが酒呑じや。
うちのお父さん酒に醉ふてこけて
　あかいてぬぐひ泥まぶれ。
うちのお父さんとろゝがすきで
　唐鍬かたげていも掘りに。
うちの姉さん何所へ行てもわかる
　藁で髮結ふて鼻汗たれて。

うちの裏には尾のないきつね
　わしも二三度だまされた。
うちの裏には水仙椿
　こごめ花さくせにがなる。
うちの裏にはけゝすと百舌と
　けゝすけらけら百舌もだく。
うちの裏には茗荷とふきと
　茗荷目出度ふきはんじよ。
うちのうらには隱居と倉と
　いんきよ目出たい倉繁昌。
うちのうらには箱入娘
　油斷さんすなむしがつく。
うちの裏には蛇が居るじやげな
　大きな蛇げな嘘じやげな。
お乳母甘いもんじやとう樣連て
　はなや紅葉を見てあそぶ。
あいつ見やんせ他所からうせて
　ぢげの子守をよせらかす。
姉は姉だけちりめんだすき
　いもとなわ帶なわだすき。

しやべりどしやべり吉原のけけす
　人にや惡まれ我が損じや。
おやまさんとは名はよいけれど
　死ねばよつあし猫となる。
ねんね〳〵と寢させておいて
　親はこたつではりしごと。
今のわかしゆうの腰元見やれ
　二錢五厘のたばこいれ。
女三人よりや雀程しやべる
　男五人よりやさけくらふ。

第十章　俗說

第一　民間療法

賣藥及民間療法の俗說には昔より中流以下の患者治療に廣く用ひられたり、賣藥は既に學理に基きて調劑したるものなれば、よし適切に病理に合するや否やは二問として其効果の相當あるものなれども、民間療法の俗說に至りては甚だ不理なるもの多く、反つて病症を重からしむるの類尠なしとせず、されば

醫師の少なき、民智の乏しき、衛生思想の幼稚なる時代に於ては已を得ざることなれども、世の文明に趨くにつれ次第に人智も進み、衛生思想も加はるに從ひ、追々其跡を絶ち現今に至りては大抵醫師の治療を受け、輕症又は下民の中には賣藥によるものも尠からざれども、俗說によりて治療をなすが如きは甚しく減少するに至れり、されど今猶人口に膾炙し稀に之に依るものなしとせざるものを左に擧げん。

熱病には蚯蚓を煎じて其汁を呑めば全治す。

鼻血の出るときには首筋の毛を三本拔けば止る。

火傷をしたときには醬油を塗ると治る。

腫物には雪の下、つはぶき、おほばこ、くさぎ(植物)の根を黒燒にして塗れば治る。

咳嗽の病には蓮根、黒豆の煮汁を飲むと治る。

肺病には白桃の花、タウコギ草、大砲草を煎じて其汁を飲むと治る。

頭痛には頭の米噛に梅干を張つて置くと治る。

腹痛には梅酢を呑むと治る。

腹痛には燒塩を臍にあてると治る。

腹痛にはこんにやく、麥飯の熱きもの、又塩と糠砂を煎つたものを腹にあてると治る。

ヂフテリヤ(咽疱瘡)には白南天の實又は呉柳の葉を煎じて其汁を飲めば治る。

出血には袂糞『かたばみ』の葉を張ると治る。

中風症には芭蕉の葉を煎じて呑むと治る。

火傷には胡瓜の汁をつけると治る。

脚氣には麥飯小豆飯玄米飯がよい。

腫物に水仙の根を擦つて貼ると治る。

下痢には石榴の根を煎じて呑むと治る。

寢小便には八つ目鰻を喰へば治る。

いもらには櫛を熱くしてあてると治る。

子供の疳には蝗を食ふと治る。

毒虫にさゝれたときにはハブ草の葉の汁を塗ると治る。

蜂に刺されると齒糞を塗ると治る。

流行眼病には朝の小便で洗ふと治る。

第三節　天氣觀測

天氣觀測に就ては昔より永き年月の間、多くの人々の幾多の經驗によりて、歸結したるものなれば、其觀測の正確に近きこと實に驚くべき程なり、而も海岸地方の人々は漁業、鹽業、行商等職業上より天氣の如何を豫測することは、利害の及ぼす所甚だ深大なれば、從つて之が觀測にも甚だ多くの智識と經驗を有す、然して此等幾多の經驗より、一般人民の天氣豫測の測定又は警句となり、昔より今に至る迄人口に膾炙するもの少なからず、今左に其重なるものを擧げん。

雲が入れると(東南より西北に向ふとき)雨になる

西がやけると天氣で、東がやけると雨になる。

夕方にぶとが多く出ると翌日は雨になる。

九は病五七は雨に八つ日照六つ四つは國のさはぎ

朝霧空から晴れると晴、地から晴れると雨。

蟻が多く座敷に匐ひ上ると洪水が出る。

十方暮に雨降らば天上に照る日なし。

照入八せん降八せん、降入八せん照八せん。

夜又は朝に晴れた天氣は雨が近い。

大北の明日明後日、ぬく〳〵の明日。

やませに東風は秋の雨のしるし。

東の風が吹くと雨になる。

月が傘を戴くと雨になる。

雨蛙が鳴くと雨が降る。

魚が多く泳ぎ出ると雨になる。

山が近く見ゆると雨になる。

猫が顔を洗ふと雨が降る。

巽あかりはいつも常降り。(秋の測定)

鳶が空で鳴くと日和、下で鳴くと雨。

乾の雷音ばかり。

梟が鳴と天氣好し。

八つ晴に笠脫ぐな。

朝虹に川越すな。

第三　迷　信

迷信の語義宏漠にして適解に苦む、玆にいふ迷信とはさる六ケ敷意味のものにあらず、世の多くの人々が認めて以て迷信となすもの即是なり。

人智猶幼稚なる時代に於ては、幾多の迷信ありしならんされど之を信ずる人其人に於ては其理性に一致したるものならん、されば玆に迷信といふも或は科學の証明し得るものも、又なし能はざるものもあら

ん、只昔より現今に至るまで、人口に膾炙せるものを擧げて、現代竝に過去に於ける人情の一端を覗ふに資せんのみ。

烏鳴が惡いと人が死ぬ。（但近緣の者には聞かぬ）

人魂が出る、そして人魂が出ると三日以內に人が死ぬ。

鷄が宵鳴をすると其家に禍がある。

牛が夜鳴くと其家に禍がある。

妊娠中に大茶碗にて飯を食ふと口の大きな子が生れる。

大便所に唾すれば目つぶれるか、あくちが切れる。

便所や竈を淸潔にせば美女美男が生れる。

山椒の葉を摘むとき歌を唄へば其木が枯れる。

食後直ぐ寢ころぶと牛に生れる。

食後直ぐに蜜柑を食ふと袋の中に飯粒が入つて死ぬ。

寒の入に揚豆腐を食ふと風をひかぬ。

鼬の道切りしたときは人に逢はれぬ。

石碑の角を取れば賭事に勝つ。

佛飯を盜喰するとシャクリをする。

火事の盛んに燃へ上る夢を見ると吉兆なり。

妊婦火事を見るとアザのある子が生れる。

蚊帳に頬冠をして立て置けば來客忽ち去る。

妊婦縫物又は疊に針を刺せば耳朶に小さき穴のある子が生れる。

神に行き逢ふと病氣になる。

齒の拔けたとき下齒ならば屋上に上齒ならば雨垂に埋めるとよき齒が生へる。

流星の通る間に「よばひ星金くれ」を三度唱へると金持になる。

手足がしびれるとスベを額に貼ると治る。

卯月八日の甘茶で字を書き倒に柱に貼り付けて置くと毒虫が入らぬ。

丑の日に葬式を出すと死人が續づく。

地藏日（三ノ十ボ）に家を建てると必ず倒れる。

飯を食ふて直ぐ脊延すると骨の間に飯粒が入つて病氣になる。

指紋に渦卷の多きは器用な人となる。

蛇に指すと指が腐る。

枇杷を植ゑると早く死ぬ。

ぼけの花を佛に供へると家が燒ける。

オヒンズルを撫ると病氣が治る。

肴の菜で佛飯を食ふと角が生へる。

夢は逆夢。

咽喉に魚の骨が立つた時頭の上に骨を置けば直ぐとれる。

大便を催すときに小石を帶に挾むと忘れる。

墨を背れば醜になる。

雷の鳴るとき門に鍬を立てゝ置くと落雷を免る。

雷の鳴るとき麻の蚊帳に入ると打たれぬ。

白紫雲英の花を持つて居ると金を拾ふ。

昆布を燒いて食ふと出世せぬ。

人の口眞似をするとあくちが切れる。

夜に口笛を吹くと盜賊が入る。

蚯蚓に小便をかけると陰部が脹れる。

文字を書きたる紙にて鼻汁をかんだり尻を拭くと字が下手になる。

足袋を履いた儘寢ると親の死目に逢はれぬ。

新しい下駄を履いて雪隱に入ると下駄が割れる。

蜘蛛が下ると客が來る。

箸で茶碗を叩くと餓鬼が來る。

子供が火を弄ぶと夜寢小便が出る。

子供に桶棺等を冠らせば丈が延びない。

其他病者を生じたる時加持祈禱として稻荷藥師大師地藏會等に參詣し、或は生死治否の如何を伺ひ、或は醫師の方角、藥種の指圖等を尋ね、又は日參等して御供水御供物等を頂きて服用するものあり、或は神に願をかけ、裸參り、百度參り等をなすありて、一切醫師の診斷をも受けず、又醫藥をも用ひざるものあり、或は精神病者を目して狐付、狸付、神のさはり神の行違ひ等と稱して加持祈禱をなし、又は狐送り狸送り等と稱して赤飯、油揚等を田畑、山林に持ち行きて之を除かんとするが如きこともあり、又お呪禁とて種々の病氣を、呪禁によりて治せんとするものもあり。

又籤事には種々の行爲をなして、當籤せんとするが如きことあり、而して今に絕へざるは狐狸、妖怪、幽靈等の迷信を抱くものも尠からざること是なり。

農作物の害虫豫防又は驅除に神佛に參詣し、お札を戴きて之を田畑の中にさし、之によりて其害を免れ

んとするものもありどいふ。

以上は昔より現今に至る迄人口に膾炙せる迷信にして其種類複雑にして其意味も千差萬別なり。之を信ずる程度によりても異ならんが、比較的敎育的にして人生に多少の利益を與ふるものあり、或は條理深遠にして精神の修養道德の修養上利する所少からざるものあり、或は所謂迷信にして何等人生に利益をなさず、反つて因循姑息の念を養成し或は危惧卑屈の心を起さしむるものもあれども此等の迷信が人生の或方面に深甚なる力ありしは疑ふべからず。

而して駸々たる世の文明に伴ひ人智は開け、理非は次第に辨別せられて、所謂迷信は漸次打破せらるゝに至れり、而も敎育衛生の普及は、日月と共に益此進歩を迅速宏大ならしめつゝあり。

第十一章　俚諺警句

昔より廣く人口に膾炙せる俚諺警句甚だ多し。何れも人心に或刺激を與へ、人生に利益する處甚だ多し、而して其多くは一種の格言、敎訓なれば昔より著しき變遷を見ず、左に今猶人口に膾炙せるものゝ大要を列擧せん。

開いた口が塞がらぬ。
開けてくやしい玉手箱。
足もとから鳥がたつ。
中るも八卦中らぬも八卦。
甘いものにありがつく。
蟻のきんだま蚊の涙。
阿呆につける藥がない。
いしのうへにも三年。
一合取つても武士は武士。
一富士二鷹三なすび。
一寸の虫にも五分の魂。
色の白いは七難かくす。
兎の糞で後が續づかぬ。
牛のしようべん十八町。
うそから出たまこと。
鵜の眞似する鴉水に溺る。
上に上あり下に下あり。
秋茄子嫁に食はすな。
足駄片足に草履片足。
頭かくして尻隠さず。
後は野となれ山となれ
雨降つて地かたまる。
蟻の穴から土手崩る。
行きあたりばつたり。
石部金吉かねかぶと。
一に養生二にくすり。
一も取らず二も取らず
命あつてのものだね。
鰯のあたまも信心から
牛に曳れて善光寺參り
牛は牛連れ馬は馬連れ
氏なくて玉の輿に乘る
噂をすれば影とやら。
甘いものは宵に食へ。

海に千年山に千年。
瓜の蔓に茄子はならぬ。
江戸のかたき長崎で討つ
椽の下のちからもち。
老ひては子にしたがへ。
於多福轉ても鼻打たぬ。
親の因果が子にむくゆ。
帶にみじかし襷に長し。
臭齒に物が挾つたやう。
親か惡けりや子も惡い。
親のひかりは七ひかり。
鄕に入つては鄕に從へ。
片輪の子ほど猶可愛い。
かねがかたきの世の中。
かんばんに僞りなし。
可愛子にたびをさせ。
蟹の甲よりとしの劫。
聞いて極樂見て地獄。
きのふの淵は今日の瀬。
清水の舞臺から飛下る。
賣りことばに買ひ詞。
魚心あらば水心あり。
緣なき衆生は度し難し
得手に帆をあげる。
おそかりし由良之助。
鬼の目にもみのこし。
おひげの塵をはらふ。
大取せうより小取せよ
思ひ立たがきちにち。
親のこゝろ子知らず。
書いた者がものいふ。
稼ぐに追付貧乏なし。
勝つて兜の緒を締める。
堪忍袋の緒がきれる。
かれきも山の賑はひ。
可愛さ餘つて憎さ百倍
からすに反哺の孝あり
きつても切れぬ中。
昨日は今日のむかし。
臭い物に蠅がたかる。
臭いものにふたをする。
今日は人の身明日は我身。
此所が思案の置どころ。
五臟六腑に浸みわたる。
子供の喧嘩に親が出る。
子を持つて知る親の恩。
細工は流々仕上を御覽。
酒と朝寢は貧乏の捷徑。
三人寄れば文珠の智惠。
さをの先ですずならす。
しまん高慢馬鹿のうち。
死んで花實が咲ものか。
朱に交はれば赤くなる。
白川夜船のたかいびき。
雀百まで踊をわすれぬ。
千の倉より子はたから。
袖振りあふも他生の緣。
旅は道つれ世はなさけ。
地獄の沙汰もかね次第。
鹽もつもれば山となる。
藝は道によつて賢し。
碁打親の死目に遇はぬ
此所許に日は照らぬ。
こちの頭嫁に食はせ。
轉んでも唯で起きぬ。
心の鬼が身を責める。
葬禮すんで醫者ばなし
卅六計逃ぐるに如かず
さるも木からおちる。
親しき中にも垣をせよ
死んだ子の年を數へる
辛棒する木に金がなる
知らぬかほの半兵衛。
好こそ物の上手なれ。
急いては事を仕損じる
脊に腹は代へられぬ。
立つ鳥は後を濁さず。
團子を食ふと骨を食ふ
一寸來いに油斷すな。
月にむらくも花に風。

釣合はぬは不縁のもと。
ところ變はれば品變る。
飛んで火に入る夏の虫。
鳥を食てもドリ食ふな。
七度さがして人を疑へ。
ならはぬお經は讀めぬ。
憎まれ子世にはばかる。
女房と疊新しいがよい。
ぬくめ雜炊嫁に食はすな
能ある鷹はつめかくす。
咽喉元過れば熱を忘る。
坊主憎けりや袈裟迄憎い
馬鹿につける藥がない。
箸にも棒にもかゝらぬ。
針のあなから天のぞく。
人の事いへば人が來る。
人の疝氣を頭痛にやむ。
人の口には戸は立られぬ
河豚は食たし命は惜し。
筆のさきでめしを食ふ。

出物はれ物所さらはず
遠い親類より近い他人
鳥なきさとのかうもり
泣く子と地頭に勝てぬ
ならぬ堪忍するが堪忍
にがした魚はおほきい
人間萬事塞翁がうま。
盜人の晝寢も當があ
ねずみ取る猫瓜かくす
のこりものに福がある
蚤のきんだま八つ割り
馬鹿と鋏はつかひやう
箱入むすめに虫がつく
はまの松風おとばかり
春の夜食は食ふて三里
人のうはさも七十五日
人の振見て我が振直せ
夫婦喧嘩は犬も食はぬ
武士は食はねど高楊枝
瓢箪でなまづ押さへる

骨折損のくたびれ儲け。
圓い卵も切やうで四角。
六日のあやめ十日の菊。
名物にうまいものなし。
安物買ひのはなおとし。
やまに千年うみに千年。
夕立は馬の脊をわける。
能く泳ぐ者は能く溺る。
連木ではら切る血の涙。
若いときは二度と來ぬ。
笑ふかどには福來たる。
女賢ふして牛を賣損ふ。
あかの他人。
朝起千両。
當つて碎ける。
虻蜂取らず。
鸚鵡かへし。
急げば廻れ。
一か八か。
一得一失。

犬の逃げ吠。
色は思案の外。
一生懸命。
うそ八百。
氏より育ち。
鵜の目鷹の目。
椽の下の舞。
同じ穴の狐。
恩を仇で返す。
孝は百行の本。
餓鬼大將。
籠の中の鳥。
蟹の横ばひ。
壁に耳あり。
蛙は口から。
蚊のなみだ。
京に田舍あり。
容貌より氣前。
くすり九層倍。
果報は寢て待て。

言はず語らず。
いのちの洗濯。
浮ぶ瀨がない。
うちまた膏藥。
獨活の大木。
馬の耳に風。
おかご違い。
鬼に鐵棒。
重荷を下したやう。
蝙蝠も鳥のうち。
隱すより現る。
感冒は百病の本。
川向の火事。
蛙の面に水。
かゝ大明神。
木に竹を繼ぐ。
器用貧乏。
腐つても鯛。
食はずぎらい。
喧嘩両成敗。

蟲は身を助く。
弘法も筆の誤。
腰きんちやく。
子供風の子。
言語同斷。
紺屋の白袴。
酒は百藥の長。
匙を投げる。
猿にも衣裳。
宗旨ちがひ。
七ころび八起。
死に優る生恥。
十人十いろ。
身代を棒にふる。
將棊だふし。
正直は一生の寶。
杓子定規。
師走大名。
商賣がたき。
住めば都。

後悔先に立たず。
こがたな細工。
五十歩百歩。
恐い者見たし。
紺屋の明後日。
子だから。
匙加減が巧い。
三舍をさける。
さるの人眞似。
自業自得。
知つて知らぬ顏。
死物ぐるひ。
十年一むかし。
しんばうは金。
生者必滅會者定離。
釋迦に說法。
勝負は時の運。
姑に似た嫁。
隅から隅まで。
世間師。

譽める人には油斷すな
味噌も糞も一所にする
むすめ一人にむこ八人
安物買ひの錢うしなひ
柳のねだに雪折れなし
やまのお猿も衣裳から
湯を沸かして水にする
樂は苦の種苦は樂の種
論語よみの論語知らず
腋の下から冷汗が出る
井中の蛙大海を知らず
捨る神あり拾ふ神あり
商は牛の涎。
朝餉前の仕事。
頭の黑い鼠。
有がた迷惑。
油をとる。
いたし痒し。
一寸前は闇。
いぬと猿。

雪隱で饅頭。
闕の山。
總領の甚六。
損して德取れ。
高見の見物。
たち往生。
旅の恥かきすて。
玉にきず。
棚から牡丹餅。
地震雷火事爺。
長者に三代なし。
茶腹も一時。
月夜に釜ぬく。
辻褄が合はぬ。
爪で火を燈す。
鶴は千年龜萬年。
聾のたちぎき。
天下は廻り持。
手持ち無沙汰。
出る杭は打れる。

善はいそげ。
雪隱の火事。
袖の下をつかふ。
當座しのぎ。
寶の持腐り。
たていたに水。
たまごに目鼻。
短氣は損氣。
竹馬の友。
血で血を洗ふ。
提灯に釣鐘。
月とすつぽん。
月夜に提灯。
角を折る。
面の皮が厚い。
連れ小便。
口八丁手八丁。
天道人を殺さず。
寺から里へ。
燈臺下暗し。

豆腐にかすがい。
何所の烏も黒い。
團栗の丈くらべ。
媒介人口。
泣き寢入り。
生木を割く。
習ふよりは慣れ。
長しみにかし。
逃ぐるが一の手。
似た者夫婦。
二枚舌をつかふ。
ぬかに釘。
扱かけの功名。
猫撫で聲。
猫に小判。
念には念を入れ。
はだか百貫。
八卦八段嘘九段。
鳩に豆鐵砲。
鼻の下が長い。

毒食はば皿まで。
飛ぶ鳥も落ちる。
泥田に足を入れる。
なきづらに蜂。
何食はぬ顔。
南無三寶。
夏米嫁に搗かせ。
二階から目薬。
二束三文。
二の足を踏む。
人を見て法說け。
糠よろこび。
ぬれ手で粟。
願つたり叶ふたり。
寢耳にみづ。
鑿といはば槌。
恥のうはぬり。
罰は目のまへ。
鳩に三枝の禮。
花よりだんご。

半死半生。
腹八合。
一つ穴の狐。
臂鐵砲を食はす。
人は萬物の長。
貧すりや鈍する。
貧乏閑を引く。
百も承知。
百姓讀み。
武士に二言なし。
風呂敷を擴げる。
臍くりがね。
へらず口。
細うても樫。
法螺を吹く。
馬子にも衣裳。
水入らず。
三日坊主。
水飲み百姓。
三日大名。

腹の皮が撚れる。
張子の虎。
最負の引倒れ。
引つばり凧。
人は一代名は末代。
貧のぬすみ。
貧乏の子澤山。
百日の說法屁一つ。
袋の中のねずみ。
踏だり蹴たり。
平氣の平左衛門。
下手の長談議。
奉公人根性。
佛の顔も三度。
蒔かぬ種は生えぬ。
身から出た錆。
みづかけ論。
三つ兒の根性百迄。
水も漏さぬ中。
向ふ三軒両隣。

盲蛇に怖ぢず。
藪から棒。
往がけの駄賃。
弓と絃。
他所の花は赤い。
嫁と姑犬と猿。
嫁は下から貰へ。
両手に花。
類を以て集る。
呂律が廻らぬ。
我田に水を引く。
井戸ばた會議。
小田原評定。
死ぬ〳〵いふものに死んだものなし。
過ぎたるはなほ及ばざるが如し。
大根のふろふき大きなが御馳走。
乳くれる親があつもて茶をくれる親はない。
泣いて暮すも一生笑ふて暮すも一生。
日光を見ない內は結構を言ふな。
這へば立て立てば歩めの親心。

餅はもち屋。
病は口から。
油斷大敵。
夢はさか夢。
夜道に日が暮れぬ。
夜目遠目笠の中。
綸言汗の如し。
良藥口に苦し。
櫓三年棹八年。
六十の手習。
綿に針を包む。
岡目八目。
女の猿智恵。

はやらぬ芝居で勸進元がほめる。
人の蠅を逐ふより自分の蠅を逐へ。
ふちは瀬となり瀬はふちとなる。
文はやりたし書く手は持たず。
盆の十六日は地獄の釜の蓋もあく。
待たるゝとも待つ身になるな。
桃栗三年柿八年梅はすいとて十三年。
來年のことを言へば鬼が笑ふ。
若いときの辛抱は請ふてもせよ。
我身をつめつて人の痛さを知れ。
借る時の佛がほ返す時のゑんま顏。
傘屋の手間骨折つてしかられる。
負ふた子に教へられて淺瀬を渡る。
乞食も三日すりややめられぬ。
權兵衛が種蒔きや鴉がほじくる。

第十二章　諸種の風習

第一　入退營に關する風習

●●●

開きて別離の辭を交はす等の催をなす、さて愈入退營の當日ともならば、此等の人々は其家に集り、更に祝の酒を飲み、相携へて氏神に參拜し、多くの祝旗を先頭に押し立て太皷を鳴らし歌を唄ひて之が歡送迎をなしたり、殊に日清、日露戰役當時出征の軍人に對しては最も盛大なる歡送迎をなしたり。

又中には餘りに重大視し過ぎて反つて其度を失するが如きものありたり、即壯丁身体檢査當日に鄉黨近隣相携へ辨當持にて檢査場附近迄迎へに來る所ありたり、此風永く存して、明治の晩年迄之を見たりしも現今は全く止みたり。

退營の際は入營の際に受けたる餞別に應じて、夫々退營記念等の名の下に、土產物を配るが如きこと殆ど例となりたる時期もありき。

されど此等は其行を盛にする精神に於ては、實に嘉すべきことにして、敦厚の人情甚だ愛すべきことなれども、直接間接に多くの金錢を浪費し、種々の不都合を釀すこと多ければ、屢當局よりの注意もあり一般亦之が改善の必要を認めしかば、漸次之が改善を計り、彼の旗を立て太皷を打ち鳴らすが如きことは早く止み、宴會餞別記念品等のことも漸次改善せられ、現今は全く精神的の歡送迎をなすに至れり。

即尙武會を組織して入退營に關する規定を定め、或は村民の申合規約を作り之が厲行をなせる所も少からず、今其行事の重なるものを擧ぐれば。

村民一同氏神に參集して祝賀送別の式を擧げ、村又は會より祝酒を贈り、神前に之を供し、洗米又は鰑等の最も質素なる肴によりて、一同神酒を戴き、入營者の壽福安護を祈念し、夫より最寄の停車場迄送る、而して之には大字別になす所と、村全体によりてなさるゝ所との別あり。

又入退營者に軍服若くば木綿紋付羽織を村又は會より贈る所あり、或は村に多くの軍服を用意して退營者に貸與する所もあり。

何れも要は質素儉約を尊び、誠心誠意之を歡送迎するに外ならず。

第二　選擧に關する風習

憲法發布せられて既に二十餘年を經たる今日と雖猶一般に選擧に關する智識幼稚にして、之が完全を保し難し、況んや過去二十餘年間に於ける選擧の狀況に於ては、其不完全なること言を俟たず、されば有權者の多くは一定の主義或は意見を有して選擧するにあらずして、或は親戚知已の依頼に應じ、或は個人若くは地方の利害によりて、自已の所信を枉ぐる等のことも少しとせず。

されば候補者多數にして競爭激甚なるときは、各候補者に對する運動も從つて盛んにして、有權者も亦前記の關係によりて選擧し、棄權するが如きもの甚だ少なけれども、候補者一名にして競爭の必要なき等の場合には、貴重なる權利を捨てゝ顧みざるもの甚だ多し。

近時漸く選擧運動熱盛になり來りて、各種の選擧に意外の運動行はるゝこと尠からず、甚しきは村惣代又は村協議員等にさへ激甚なる運動の行はるゝ地方あるに至れり。

第三　諸興業

昔より普通に行はれたる興行は、淨瑠璃、芝居、祭文、うかれ節、角力等なりしが、年を經るに從ひ次第に變化して芝居には壯士芝居又はうかれ節を用ひて演ずるうかれ節芝居の流行するに至り舊式の歌舞伎芝居人形芝居を合せて四種となれり、祭文うかれ節は漸次變化して浪花節盛んに流行するに至れり、淨瑠璃は明治十年頃より三十年頃迄盛に流行し各所に於て演ぜられしが次第に衰へて今は昔日の俤だになし芝居は毎年冬季より春季にかけて各所に掛小屋を作りて盛に興行せられ當村は勿論接近各村に於ては、或は客を招き、客に招かれて盛んに見物せしかば、芝居のために多額の金品を費やすこと屢なりきされば一般に其弊を認め、之を除かんとする念切なるに至り、或は村に申合規約を定めて一切村内に於て之が興行を禁止するあり、或は多額の金錢を村に納むるに非ざれば、興行することを得ざる等、可成之が興行を制止するの策を採るに至れり、然るに時恰も各所に洪水の大悲慘を見るに至り、猶引き續きて水害干魃等の天災のため凶作屢なりしかば、農家一般に甚敷く疲弊せり、されば一般に勤儉節約の已むべからざるに至り、芝居は勿論其他の興行殆ど絶ふるに至れり、而して爾來如斯狀態を持續する中に

遂に明治三十七年に至り、日露の釁端を開くに及び餘事に心耳を貸すの餘裕なく、而も戰後益多端なると、農家一般に諸種の方面より勤儉貯蓄を要すること益其度を加へたり、而して此比較的長き年月の間に於て、文物の進歩に伴ひ人智も開け、人民の思想にも甚しき變化を來し、放逸遊惰の風は次第に改まり、家族打連れ面白おかしく觀劇をなすが如きは之を恥とするに至れり。

されば掛小屋芝居の如きは、此等社會の變遷につれて次第次第に廢れゆき、現今に於ては甚だ稀に見るの狀態なり、されど曾根大塩の如き、多少民情を異にせる地方に於ては、猶此種の興行熱盛なると一面地方發展の機關とし、又は利に敏き商人の畫策にも依るならんか、遂に曾根に明治四十年七月に至り、常設劇場松本座の建設を見、四十三年五月に寄席喜樂舘の新築を告げ盛んに各種の興行をなし、同町は勿論附近各村より、見物に行くもの甚だ多し是れ本郡に於ける劇場及寄席の始なり。

續いて明治四十五年に至り、大塩村に大塩座の常設劇場の建設を見、是亦盛んに興行をなしつゝあり。

角力は昔より盛んに興行し來りたれども、大抵は祭禮又は各種祝賀の余興として開催せられ、彼の木戸錢を徴集して興行することは、比較的少かりき。

退隱角力、取立角力等の名によりて、村内、近村又は親戚知人に通札、招待券又は物品を贈りて興行し花揚とて金錢を集むる等の風習は、今も昔と大差なく各所に行はれつゝあれども、比較的其數を減じたり。

浪花節は日露戰役後、武士道鼓吹の名の下にその流行始まりしが、適々人氣に投じ非常の勢を以て流行し、今猶各所に於て興行せられつゝあり。

第四　遊藝其他修業者

正月に小猿を背に負ひ各戸を廻り之を舞はしめて物乞をなす猿廻はし、編笠眼深く被り、尺八を吹きて物乞をなす虚無僧、背に佛壇を負ひ、鐘を鳴らし讀經しつゝ物乞をなす粟島、白木綿の衣服に手おひ股引、脚半、甲掛の出立ちにて、鉦を帶の前に疊み付け又は釣り下げ、之を打ち鳴らしつゝ念佛して物乞をなす六部、十歳前後の小兒小さき獅子を被りて舞ひ、物乞をなす越後獅子、辻占を賣り歩く辻占賣等は明治三十四五年頃迄は、毎年多く來りしが其後次第に減じ現今は甚少なくなりたり。

伊勢の神樂とて數名組を組み、太皷を打ち笛を吹きて獅子を被り神樂祓をなす者は、昔より毎年春秋の頃に來り郡内を廻りしが、今も大抵毎年廻り來る、一行中に一二人手藝に長じたる者交りて、種々の奇藝を演するを以て、種々の餘興に之を呼び迎へ其技を觀ることあり。

第五　賭博及鬪鷄

かべころ、鉢合せ、穴一、當引、押へ、煎餅割、種子切り等兒戲に類する賭博は、幕末より明治三十年頃は正月、盆其他村の休日に於て郡内到る處に盛んに流行せしが、敎育の普及と、刑法の改正と、警察の周到なる注意等によりて漸次減少し、現今は全く杜絶するに至れり。

八八、かつば、かぶ等の所謂賭博は、同時代に專業者又は青年の間に廣く行はれたり、されば時々警官の檢擧に逢ひて、自己は勿論父兄親類等の名譽をも毀損する青年も、各所に出つることゝ屢なりしが、其後社會諸般の變遷甚しくして、人の思想にも深大の影響を及ぼし、敎育の普及並に青年の改善は漸く其歩の進むにつれ、法規違反の行爲は國民の不德にして而も最も恥づべきことなるを悟るもの多く、且又最近刑法の改正ありてより其現行に留らず既往の行爲に迄及ぶべきことゝなりたれば、一般に甚敷之を恐れ今は全く其跡を絶つに至り、彼の賭博の中心たりし專業の破廉恥漢は、今は殆ど見ざるに至れり。

鬪鷄も前記と同時代に、處々に行はれたりしが、是れ亦同樣の事情の下に漸次減少し、今は之を冐すが如きもの甚だ稀なるが如し。

第六　清潔法

昔より農家といへば、むさくろしきを以て當然のことゝし、否中にはほこりとせし位にて、清潔整頓の如きは何れも眼中になかりき、されば如斯時代に於ては、一般に衛生思想に乏しく家屋は勿論其他諸物の清潔の如きは、甚不備の点多かりき、然るに時世の移り變るにつれ、諸般の事物亦從つて大なる變遷を

來し、社交は日一日と繁きを加ふるにつれ、自民心に清潔整頓の念を起すに至れり、而して一面當局に於ても盛んに衛生の普及を唱導せられたれば、漸次清潔整頓を尊ふに至れり。

而して明治三十一年八月六日本縣令第五十号を以て清潔法に關する法規の發布さるゝに及び、人心に深甚の刺戟を與へ、最初は命令的に之が厲行を強られ一般に甚だ面倒しく考へられしが、清潔法執行の結果が人心をして甚だ清快ならしめたると、一面衛生思想の漸次普及せし時機なりしを以て、法規の厲行は先づ遺憾なく遂行せられ、現今の如き狀態となるに至れり。

第七　伊勢參宮

伊勢參宮は昔より盛んに行はれ來り、自ら國民の必行行事となれり、大抵三年乃至五年毎に之を行ふ地方多し、昔は草鞋脚絆の裝にて大なる菅笠に印字を書きたるを被りたりしも、近來は利久下駄に洋傘の如き輕裝と變するに至れり。

昔は參宮出立の當日は、村民一同辨當を携へ、太鼓を打ち鳴らし等して、一里内外の所迄見送をなすを例とせり、而して之に要する日數は大抵十三四日にして、參宮中は親戚近隣知人より留守見舞として鮮魚菓子、砂糖、其他の物品を贈るを例とせり。

宮巡りの當日は之を祝するため、赤飯を拵へ親戚近隣知人に配ることあり。

下向の當日或は前日には、兼て新調の衣服を持ち行きて途中にて着更へしめ、子供に分配する菓子等を買ひ調へて歸路に就く、參宮者の家にては親戚知人相集り、或は參宮者の家人共同して辨當、酒等を準備し、時刻を測りて村民一同老幼男女に至る迄村端に出迎ふ、太鼓を打ち鳴して其行を盛にする處もあり、一同河原或は丘上等廣き場所にて辨當を開き酒を飲む、子供には大抵菓子を分配す、やがて酒氣に乘じ、伊勢音頭にて唄ひはやしつゝ村に歸り氏神に參拜して歸宅す、出迎人は參詣者の各戸を廻り夫々長途の疲勞を慰め、無事歸宅の歡を述ぶ、家にては此等の人を座敷に迎へ酒を強ふ、されば參詣者の各戸は入替り立替り客を迎へ、何れも酒宴を張りて伊勢音頭の聲賑はしく聞ゆ。

翌日又は新に日を撰びて、參詣者並に親戚知人村民の有志等打連れ廣峰參りをなす。

參詣者は親戚知人近隣等餞別を受けし人々に、參宮土産を配るを例とす。

以上は昔より行はれたる伊勢參宮の風習にして其都度參宮者は勿論親戚近隣知人等に至る迄、多くの冗費をなすを普通とせり、されば近來は諸般の改善を唱導せらるゝと共に此等の風習の改善にも注意せらるゝに至り、彼の多數の人々其業務を休み、無用の飲食をなして、行々しく行ふ送迎は今は殆んど廢みたり、又餞別留守見舞等のことも漸次減少し、地方によりては全く之を廢止せる所少からず、從つて土産物配布等の必要もなきことゝなれり。

參宮の旅程は、一般に徒歩によりしも、斯くては多くの日數を費し、さのみ名のなき所の見物に時日と金錢を費すにより、現今は多く汽車の便を利用するもの多く、從つて日數は殆ど半減さるゝに至れり。

近時小學校卒業早々學校教師引卒の下に、團体を

なして參宮するもの、又は青年會員の團体參宮等行はるゝに至りてより、時日並に費用は非常に節約さるゝに至れり、而も此等は監督其宜しきを得るにより、從來參宮によりて初めて見習ふ飲酒、喫煙甚しきは遊廓に遊ぶが如き惡風を防ぐことを得るが如き利益多ければ、漸次此方法行はれんとする傾向あり。

參宮者は氏神に繪馬を奉獻すること殆ど例となりしが、現今は次第に廢れたり。

第八　國の祝祭日に關する風習

國の祝祭日に對しては、從來は學校の旗日とて、少數を除く外は一般にさのみ注意せられざりしが、社會の進歩と教育の普及に伴ひて、次第に國家的觀念の向上するに至り、最初は三大節に國旗を掲げ、或は休業する者あるが如き狀態なりしが、現今は祝祭日に國旗を掲揚するもの甚だ多くなれり、然して地方によりては村の行事として當日休業する所もあれど、其多くは三大節及陸海軍戰捷記念日位にして他は休業せざる所多し、されど國民思想の向上は日な

逐ふて進みつゝあれば、國の祝祭日を重視するに至るは決して遠きに非ざるべし。

第九　社寺其他公共物に對する公德心

律義朴訥の氣風は年月と共に移り行きて、虛飾浮華の風となり、公私共に不德の行爲多くなり行くは實に聖代の恨事なりとす、即社寺の境內に荷車を置き藁を積み、稻こき等をなすもの多く、或は拜殿にて仕事をなすあり、又は晝寢をなすあり、甚しきは本堂の扉を外して中に入り、晝寢をなすものさへある所もあり、石段にて砥石を擦り、之を汚損するものあり、或は藁を打つあり、或は障子壁等を汚損し、樂書をなし樹木を切り取る等あり。

展覽會、品評會、講演會、運動會等諸集會に土足にて會場に上り、或は花園の草木を踏み倒す等のことあり。

道路に汚水を流し、瓦礫木片を捨つるが如きあり、或は近路せんとて田畑を踏み越ゆる等のことあり、或は民家の壁を汚損するものあり。

此等は何れも不德の甚しきものにして、而も地方によりて多少の差異あれども、郡內到る所に此等のことを見るは、實に遺憾なり。

第十　野荒し

野荒しは昔より各種の農作物に就きて行はれたりしも今は甚減少せり。

七夕祭の供物は、盜み取るを當然の如く考へたる習慣ある所ありしも今は全く廢みたり。

瓜、西瓜、南瓜、桃、柿、梨等を盜まるゝことは今猶止ます、されば多く之を作るものは大抵成熟期には番小屋を作りて之を警戒す。

田畑に出でて耕作中渴を醫するため、大根蕪等を盜み食するものあり。

甘藷、里芋等を盜み市に賣りて、生計を補ふものあり、學校園の果物又は作物を盜むものあり、山林の樹木又は畦畔の雜草を盜むものあり。

明治三十年頃なりしか、凶作打つづきたりし時、掛穗を盜み、甘藷を掘り、甚しきは立穗を切取ることありしかば、或村の如き不眠番を置きて之を警戒したることあり。

又青年の惡戲とて、果物、作物等を荒す習慣ありし所も少からず。

されど如斯は實に惡むべき不德の行爲にして、而も刑法上の罪人たるを免れず、されば時世の進歩と社會の改善と、さては警察の周到なる注意警戒等によりて殆其跡を絕つに至れり、曳いては路傍の夕顏南瓜等を傷け、草花を折る等の惡戲次第に減ずるに至れり。

第十一　忠魂碑及其例祭

日淸日露其他の戰役に參加して戰死若くは病死したる軍人に對しては、當時夫々村葬を以て甚だ鄭重に其葬儀を營みしが其後此等忠勇なる軍人の英靈を永く慰め祭らんとて、忠魂碑を建設し每年嚴鄭重なる法會を營み、村民一同之に參拜する所あり左に其忠魂碑建設竝に其例祭日を記す。

村名	建設年月日	例祭日
平莊村	明治廿九年十月廿八日	三月廿二日
東神吉村	明治卅九年四月廿六日	四月廿六日
西神吉村	明治四十四年五月六日	一定せず
阿彌陀村	大正三年四月廿日	五月十五日

第十二　提灯行列及假裝行列

日露戰爭當時より戰捷のありたるとき祝賀のため提灯行列及假裝行列を行ふこと始まりしが、其後次第に流行して日獨戰爭青島陷落の際には郡內殆ど全部提灯行列又は假裝行列を行ひて之を祝したり。大正四年十一月十日　今上陛下御卽位大禮に際しては十四日より十六日に亘りて郡內至る所に實に空前の提灯行列又は假裝行列等をなして奉祝せり。

第十三　永代奉公の事

本邦古來人身賣買の弊風行はれたり、德川の世となりては幕府その弊害を認め、之を除去するに勉めたれども、毫も其效無かりしが如し、卽慶長元和寬永の年間に於て庶人身賣買を嚴禁せる條目あり、然るに當時世人此禁令のために、流石に人を賣るといはずして、譜代奉公といひたるが如し、卽譜代奉公人逃亡引戻目安書などいふものあり、此等に依りて見れば名を年限或は譜代奉公に借り、其實は奴婢どし

一生を賣渡したる者なるべし、この風習は當地方にも行はれたるを見る、左の文書は其一斑を示すものといふべし。

永代賣渡し申奉公人之事

一當村七郎左衛門と申者後家樂と其外乞命に指詰り男子治郎と申者永代御普代に進し則銀子二十目借用申所實正也然上は外より何角申者御座有間敷候萬一違儀申者出來候か又は右之治郎と申者欠落致し候はば此判形之者罷出御掟之御作法に埒明申可候爲後日請狀如件

元祿十年丑ノ十二月二十七日

七郎左衛門女房

本人　後　家㊞

請人　半左衛門㊞

與左衛門殿

〔曾根町河野家所藏古文書〕

世の傾向斯の如くなりければ、幕府も亦到底この弊風を全く除去すること能はずと知り、元祿以後に及び名は異れども、其實人身賣買と等しき此譜代奉公の如きも當事者相互の契約を以てするを許したり即元祿十二年三月定書に

人賣買彌堅令二禁止一之、召仕之下人男女とも年季十年を限るといへども向後年季之限無レ之、譜代に召抱共、可爲二相對次第一之間、可存二其旨一者也

と見ゆ、又後正德元年五月高札の條中にも

人賣買かたく停止す、但し男女の下人或は永年季或は譜代に召置事は相對に任すへき事

とあるを以て知るべし。

後世此風習は漸次其跡を絶ちしが、明治維新後に至りては政府の人權を尊重するの處置宜しかりしかば此風は全く絶無となりたり。

〔稿本曾根古今記に據る〕

增訂印南郡誌（終）

索引

一、五十音順により**井**、**エ**、**ヲ**は**イ**、**ヱ**、**オ**に收め頁の順に排列す

一、假名遣は發音通りとす

一、●印以下は後編の頁數を表す

ア

明石國 二
餘戸鄕 四
荒井 九
荒井新村 一〇
天下原村 二一
あまんじや 三八
阿彌陀村 四二 一八七 三〇七 四四〇 ●四五 三四九
阿彌陀村(字) 四二
安東平左衞門 五七 二二七
青木神 八〇
安養寺(的形) 一二三
安樂寺(上莊) 一六七
安樂寺(細工所) 一六八
赤松滿祐 一七一 三〇一 三四五
安養寺(富木) 一七四
網堂 一八八 二三二
安樂寺(魚橋) 一九九
安養寺(別所) 一九九
荒尾志摩守 二〇二
天磐船 二六二
赤松則繁 三〇一
愛宕山 三〇一
阿彌陀池 三一九
淺がら池 三二二
芥田五郎右衞門 三三四 三三八
赤松圓心 三四五
赤松氏範 三四九
赤羽城 三五六
英賀の城主 三七七 三七八
阿彌陀構居 三八〇
蘆屋道滿 四三七
天川隨慧 四四六
天川惠見 四四六
天川行等 四四六
赤堀威 ●八 三九
阿彌陀小學校 ●一〇四 一六三 一七七 一八七 一九四 一九五 一九六
天川 ●三一一
洗川井堰 ●三一八
藍 ●三三五
雨乞 ●四六六
袷朔日 ●四六七
秋祭 ●四六七
愛宕講 ●四八七
尼講 ●二八五 二八六 四八七
有馬道 ●四一三 四一五

イ

井

印南の名號 一
稻日若郎姫 一 二四 三八六
稻根明神 [illegible]
稻日野 二 一七
印南の稱呼 二 一七
印南郡の創置 [illegible]
伊保莊 六 九 六七 ●[illegible]
伊保村 八 一三九 [illegible]
伊保崎村 ●[illegible]
伊保山 八 [illegible]
伊保の湊(港) 八 二三八 二[illegible] ●[illegible]

市場　九
泉屋彦九郎　九
池田利隆　一〇 ●二 一一 二六七
今市村　●四 五 三〇九 三一八 一二 三二二
池の尻(中筋)
印南川　一三 二七二
今在家　一三
印南國原　一六
砂部村　二四 二七三
稻日大郎姫　二四 三八六
五十芹彦命　二五
井口村(平津莊)　二五 ●三九
井口新村　二五 ●三九
池尻村　二六
一本松新村　二七
一本松村　二七
池田輝政　二七 三九 四四 二〇二 ●一
磐村　二九
井口村(上莊)　三〇
井尻　三〇
印内　三五 ●三四四
石寶殿　三七 二五五
石作莊　四一
池之原　四四 二五六 三二二
礒　五三
岩鼻　五四
印南七神　六七
井磧明神　九六
井面明神　九六
礒野源大夫　八九
市杵島神社　一一二
一字一石塔　一一五 二五四 三三五
石山合戰　一四〇 一七二 一七八
印南三十三所　二二〇
磐船　二六一 二六二
出雲臣比須良比賣墓　二九二
井口清水　二九四
飯坂清水　三〇〇
石井清水　三〇六
一里塚　三一九 ●四〇八
息入谷　三三五
いまき谷　三三五
伊屋谷　三三四
井口城　三五五
位田長兵衛　三八二
井口構居　三八二
伊藤小八郎　三八三 ●三七一
入江樵風　三九〇
井村慧敬(念爾)　一四〇 三九三 ●八九
井村智暹　三九三
井村圭省　三九五
伊藤長次郎(先代)　四〇〇 ●九 一二 一八 五一 二八二
井口小學校　四一二 ●一〇〇 一一六
稻岡九平　四三四 ●九 二八二 三四九 三八五
井上惣七　四五一 ●三六六
池田信輝　●二
稻屋村　●八 四四
入江光藏　●九 一〇 一二 一三 一五 一八 二一四 二八二 三一四 三一六 三四八
入江龜太郎　●九
石坂惣七　九 二八二

礒部熊三　●九 二六二
伊藤政太郎　●一〇 一一 三一六 三四八
伊藤英一　●一〇 一二 一九 二〇 二四〇 三一四
井上仙藏　●一〇 一二 一七
井上木藏　●九 一一
井岡鼎太郎　●一八
伊藤長次郎　●二〇 二四〇 二八二 三一三 三一四 三四八 八九
醫學寮
伊保小學校　●九七 一一八 一九五
印南郡研究會　●一五二
伊保裁縫學校　●二〇六
印南郡青年會　●二四一
印南青年　●二四三 二七五
印南教育　●二七五
伊保村愛樂會　●二八二
伊藤萬次郎　●三一四 三一六
井堰　●三一六
伊藤惣七　●三一七
池　●三二〇
稻の種類　●三三一
稻の作付段別　●三三二
伊藤家果樹園　●三四〇
入江靜　●三四八
入江十郎　●三四九
稻岡孝次郎　●三四九
伊保村の漁業　●三七三
池尻山　●三八三
稻岡商店　●三八五
市場業者　●四〇五
伊保港道　●四一二
今市郵便局　●四二一
醫師會　●四二七
印南郡醫會　●四二七
印南郡醫師會　●四三〇
井内中正　●一四七 一九二 二一九 二二七 二四〇 二五五 二七九 二八二 四三五
芋の名月　●四六六
亥の子　●四六七
伊勢講　●四八七
衣食住　●四九〇
衣服と容儀　●四九〇
飲食　●四九九
飲料　●五〇一
飲食店　●五〇二
井戸　●五〇五
伊勢參宮　●五四二

ウ

魚崎　八
梅井村　一〇
魚崎新村　一〇
内ノ藏　二七
内ノ藏新左衛門　二七
魚橋村　四四
牛谷村　五八
梅の井　六八 [illegible]
鵜湊　一一九
馬の背　[illegible]
馬つなぎ　[illegible]
馬隱し山　[illegible]

媼が懐　三三六
魚崎構居　三八二
浦田臣山人　三八七
内山藤藏　四三〇
上野虎山　四三〇●三三一
内海順正　四三二
内海敬十郎　三九　一三九　四三三●
上野義一　一〇　一二　一一　一二　●九
内海建次　一五　一九　三四九　一三　一三
魚住逸治　●一〇
魚橋警察署　●一九
内海玄洞　●四七
運動會　●八九
牛谷村戸主會　●一七五
魚住正信　●二六五
上部井堰　●二九九
馬頭池　●三一六
内海果樹園　●三一一
牛　●三四二
馬　●三四四

梅井塩田　●三五九
魚橋山　●三八二
上部山　●三八三
上部道　●四一二
馬坂道　●四一三
魚橋郵便局　●四二〇
乳母車　●四二三
卯月八日　●四六〇
盂蘭盆　●四六四

エ

驛　四八
圓通寺　一三七
延命寺　一三七
延壽寺　一三九
圓明寺　一四三
永德寺　一四六
圓德寺　一七一
圓照寺　一七一　一八二
圓光寺　二一三

圓龍寺　二一九
塩冶高貞　二一七四
塩谷六郎　二七五
遠　足　●一七六
塩　田　●三五七
塩田段別　●三六〇
塩業者組合　●三六三
塩田稼人所得　●三七〇
海老の山　●三八二
榮燧社會根工場　●三九六
戎　講　●三九九
營業者調　●四〇五
衛生會　●四三五
衛生統計　●四四〇
輔　祭　●四六九
永代奉公　●五四五

オ

大國里(鄉、莊)　四六　四一
奥野　一三

生石子大神　一五　二五七
他田熊千　二〇　三八六
大吉備津彦命　二四
奥新田　二九
大塩の鑛泉　三一　三〇一
岡　村　三一　●四　五
大澤村　三三　●四　五
大釜新村　三三　●八　四四
大宗村　三四　●四　五
大内茂信　三五　三八
奥新村　三七　●三九　四〇
大村多一郎　三七
大内家　三八　一一四
大國村　四一
生石村　四四　八九
大　石　四四　二五六
大石村主　四四　二五五　三八六
大　鳥　五四
大塩莊　五八　二一七
大塩村　四五五　●四六　三〇八　三四九

大年神社(中島)　八二
生石神社　八三
御猿祭　八七
生石神社(秋田縣)　八八
生石神社の鐘　九〇
生石神社一の鳥居　九〇　二七三
大國村の社　一〇三
織田信忠　一〇三　三六〇
大歲神社(西牧)　一一七
大塩次郎　一三五　三七七
大年神社(北脇)　一三一
大歲神社(西濱)　一三一
荻野獨園　一三四
大名持命　二五七
忍熊王　二六〇　三三五
大澤清水　二九八
男荒神　三〇四
桶居山　三三四●三八二
大　村　三三四
織田信長　三三五

大塩半左衛門　三七八
大雉皇子　三八六
小雉皇子　三八六
大内基　三九八
尾形東園　四〇七●八九
大西知雄　四一八
大西甚一平(先代)　四一八●九　二八三
大内鶴翁(快山)　四二四
大内桂翁　四三四●九九
大塩塩田　四五三　四五四●三五七　三六九
大簽村　●八　四四
小原平七　●九
大久保眞二郎　●一〇　一五
大田藤吉　●一〇　一三　一六
大谷庄次郎　●一〇
岡本文平　●一〇
岡本櫛安　●一〇
岡田卯市　●一〇
尾崎寅次　●一〇

小田千代藏 ●一一
岡田八治郎 ●一一 一三 一六 一七
御林方 ●二三
大莊屋 ●二四
大年寄 ●二四
御觸書 ●六五
大潮書院 ●八四
大内私塾 ●八九
大塩小學校 ●一〇七
大塩村就學奬勵會 ●一六四 一九四
大塩村戸主會 ●二七〇
大塩村處女會 ●二七一
大村清七 ●三一三
岡田牧場 ●三四三
大地主 ●三四八
大西甚一平 ●二四〇 三四九
大西甚六 ●三四九
大西壽吉 ●三四九
岡田七藏 ●三四九
大塩村の漁業 ●三七四
黄鐵礦 ●三八三
大塩銀行 ●四〇四
大西銀行 ●四〇四
小野道 ●四一〇
大塩港 ●四一五
大塩郵便局 ●四一八
おろゝ追 ●四五八
御　申 ●四五九
追　儺 ●四五九
踊 ●四六五
乙子朔 ●四六九
大節季 ●四六九

カ

含藝里（かんき） 四
含藝郷 四
神　吉 六
神吉莊 六 一〇〇●三一六
雁南莊 六 八〇
寛文印知集 六
寛文印知集以後の開村 六
神爪村 一五 一八 八九 二五五 二九三
神吉の沖田 一四
糟谷武則 一九 三四五
神吉村 二〇
神　岩 二〇
神木村 二八
上原村 二八
蔭山村 二九 ●三九
上莊村 三〇 一六二 二九三
柏　尾 四一七 ●四五 三四九
上富木村 三一 ●五 三九
構 三六
神吉久太夫 三八 二七二 四四〇●三二一
鼎　村 三九
神吉頼利 三九
假　屋 五三
韓　泊 五五
海岳寺 一三二 一三六 二〇八
覺正寺 一四六

神吉城主 一四八 三五六
神吉信常 一五二
開山日和 二一〇
風早公雄 七六
加茂神社（伊保） 七七 二五四
鹿島神社 七九 八〇
鹿島踊 七九
神吉城攻 八九 三四六 三六三
上之莊神社 一一一
唐端新村 一一三 ●八 四四
加茂神社（北宿） 一二九
河合寸翁 二六三 三二九 四一〇
加茂山 二六三●三八二
加藤彌兵衛 二七一
加古川 二七二●三一一
片　山 二七四
龜井清水 二七六
鴨　池 二八八
春　日 三三四
歌仙順記 三三七
神吉城 三五六
神吉藤太夫 三五九
梶原冬庵 三六一
神吉吉久 三六九
神吉吉安 三六九
構　居 三七七
糟谷助右衛門 三七八
河野十郎右衛門 三八〇
陰山清道 三八一
神木構居 三八四
嘉吉之變 三八五
陰山道勳 三八八
龜田五一郎 二四六 三九一 ●一八 五一
糟谷武政 四〇三
加藤重左衛門 四〇六
川鍋つる 四〇七
神吉自迪 四〇八
神吉文説 四〇九
金川甚左衛門 四一〇
金澤九郎兵衛 四一〇
勝山普明 四一五
龜の井堰 四二〇
川田八助 四三一
神吉泰常 四三九
神吉東郭 四三九
上灘目支部 四五二●三六一 三六三
嘉永濱 三六四 三六五 三六六 四五四
加古川町 ●八 四四
笠井彰 ●八
梶原養三平 ●九
香川久太郎 ●九 一九三 三一三 二五八 三二六
神吉龜太郎 ●九 一九三 二五七 三一六 一九七 三六四
陰山友八 ●九 一九
梶原謙藏 ●九 一〇 [illegible]
河野岩吉 ●九 一三 一八 [illegible]
梶原新治郎 ●九 一〇 一一 [illegible]
川本菊之助 ●[illegible]
粕谷幾三郎 ●[illegible]
梶原歡次 ●[illegible] [illegible]

金川篤藏 ●一〇 一一 一三 一六
梶原貞治 ●一〇 一二 一七 二六四 三四九 三四九
漢學塾 ●八三
上莊小學校 ●一〇一 一六三 一六五 一八八
學校園 ●一一八
學區取締 ●一三八 一三九
學校調査會 ●一五五
學齡兒童 ●一五七
學校醫 ●一六五
學業成績考査 ●一七七 一八二
學業奬勵法 ●一八一 一八六
學用品共同購入 ●一八八
學校暦 ●二〇〇
上莊裁縫學校 ●二〇七
河 ●三一〇
加古川改修問題 ●三一三
加古川河身改修期成同盟會 ●三一三
龜の井堰 ●三一九
神吉の大池 ●三二一
害虫驅除 ●三三〇
家畜 ●三四二
龜田精一 ●三四八
紙谷榮松 ●二五五 二六四 三四八
金川俊夫 ●三四九
金川とみ ●三四九
釜江十太郎 ●三四九
釜江新太郎 ●三四九
釜江兼吉 ●三四九
川本久三郎 ●三四九
梶原健次郎 ●三四九
梶原繁太郎 ●三四九
瓦 ●三九四
海産物商 ●三九八
加印海産物同業組合 ●四〇〇
金川銀行 ●四〇四
加東道 ●四一〇 四一五
加西道 ●四一〇
神爪道 ●四一二 四一三 四一四
加古川道 ●四一二 四一四
看護婦 ●四三八 四四〇
海軍記念日 ●四四七
神嘗祭 ●四四八
鏡開 ●四四九
寒の入 ●四六九
竈 ●五〇四
數へ歌 ●五二三
假裝行列 ●五四五

キ

北畑 一二
北河原 一三
岸本市右衛門 二九
岸村 四二
北池村 四四
北山新村 四五 四四二
北宿村 四八
北濱村 五七 二一四 三四一 四五二 ●四六 三四九 五七 ●三〇九
北脇村 一四四
敎德寺 一四五
敎覺寺 一四五

敎永寺 一四五
敎信上人 一四八
敎泉寺 一六八
金正寺 一七四
岸本了界 一八六
行基 二〇八 二〇九
北脇城 二一五 三七七
經塚 二五一 二八七
記念碑 二六二
喜多順庵 二七一 四一〇 四一一
北原 三二二
金時宗五郎 三九八
金時井堰 三九八 ●三一九
境域 ●八
鳩里村 ●八
木村 ●八 四四
北野新村 ●八 四四
清住新村 ●八 四四
岸本惣右衛門 ●九
喜多喜八郎 ●一〇 一二 三一三
北原哲郎 ●一〇 一一 二六四
共同苗代 ●一六
貴族院議員 ●二〇
北濱小學校 ●一〇六 一三七 一九八
敎員住宅 ●一四三
敎育會 ●一四六 一四七 二一六 二一七 二四〇
敎授法研究會 ●一四八
敎員會 ●一四九 一五一
敎授用具展覽會 ●一五四 二一七
記念文庫 ●二二二
敎育品展覽會 ●一五四 二一七 二二七
救急法 ●一六八
北爪謙吉 ●一九三 二一九
切支丹訴人 ●二九五
切支丹制札 ●二九六
切支丹類族改 ●二九六
岸本牧塲 ●三四三
岸本竹松 ●三四九
北濱塩田 ●三五七
漁業 ●三七二
漁船數 ●三七四
魚貝類 ●三七五
機業 ●三八四
機業工塲 ●三八七
機業製産統計 ●三九〇
行商 ●四〇〇
銀行業 ●四〇一
紀元節 ●四四七
祇園會 ●四六二
喜の祝 ●四七六
鄕黨互助 ●四八二
貴老會 ●四八九

ク

口分田 [illegible]
傀儡師 [illegible]
國 [illegible]
國包村 [illegible]
櫛橋左京亮 [illegible]
黑田利兵衛正治 [illegible]

鞍馬寺　一〇二　二七九
熊野神社(中山新)　一〇六
觀音堂　一四三
願正寺　一四四
久里山城　一四四　二三〇
空信　一六九
觀音寺(志方)　一七三
黑岩　一八八　二五二
黑田重隆墓　二二七
觀濤處　二六三
觀月碑　二七一
國包の築山　二九六
皇神山　三〇〇
空賴坊　三三六
櫛橋世系　三五三
黑田孝高妻　三五四
國包構居　三八四
管轄の沿革　●一
郡治　●七
郡役所　●八
郡長　●八
郡會　●八
郡會議員　●九
黑川孫右衛門　●一〇
郡會議長　●一一
郡會副議長　●一一
郡參事會員　●一一
郡費　●一三
郡會重要議事　●一四
郡市局　●二〇
公事方奉行　●二四
組頭　●二九
區務取扱所　●三八
黑田耕一郎　●三九　四八
國包小學校　●一〇二
郡教育行政　●一三八
郡視學　●一三九　一六三　一八三
郡誌　●一九二
黑住教　●二九八
草取　●三二九
果物　●三四〇
果樹園　●三四〇
勸業會　●三五二
郡農會　●三五三
國包銀行　●四〇三
國包郵便局　●四二〇
車　●四三二
藥栗村　●四五七
灌佛會　●四六〇
觀音緣日　●四六五
食初　●四七四
還曆　●四七六
觀音講　●四八八
靴　●四九六
菓子　●五〇二
玩具　●五一二
國の祝祭日　●五四三

ケ

儉約法　四二

玄長寺　一四四
慶妙寺　一四九
源通寺　一五三
建禮門院　一七五
顯正寺　二一二
慶玉軒　二一四
慶明寺　二三六
化粧岩　二九三
喧嘩塚　三二四
假粧坂　三三八
雞口集　三九一
現譽上人　四三一
縣會議員　●一七
警察署　●四六
警察署長　●四七
研究會　●一四五
慶弔　一八九　四七〇
硯友會　●二一五
縣道　●四〇九
言語　●五〇七

コ

小畑　一三
古新村　一三
古屋垣內　三一
駒井道誓　四六　四四二
小島　五三
五泊　五五
小字調　六五
御供頭人　七二
國內神名帳　一三二
興球寺　一三七
光照寺　一三八
後宇多天皇　一五四
孝橋家　一六九　三四六
極樂寺(大澤)　一七一
極樂寺(成井)　一七七
光明寺　一九五
小寺殿　二二八　三三四
河野天祐　二四〇
高座石　二六六
米塚　二七〇
腰掛岩　二九三　二九八
駒の爪　二九七
荒神谷　三〇四
兒島範長　三〇七
御着　三七九
孝婦きち　三九六
孝子平吉　四〇六
兒島藏六　四[illegible]
虎溪精舍　四[illegible]九
孝子十郎兵衛　四[illegible]
孝子彌二兵衛　四[illegible]
小西圭葆　四四九　●八九
小寺官兵衛　●[illegible]
小倉廣太郎　●[illegible]
合郡問題　●[illegible]
鄉扶持帳　●[illegible]
米札　●[illegible]
御用達　●[illegible]

五人組 ●三〇
石高 ●三〇
戸長役場 ●四〇
國産會所 ●四八
御條目 ●五四 六三 六四
高等小學校 ●一〇七
御眞影下賜 ●一〇八
講習會 ●二一七 二二七
小暮桂三郎 ●一九二 一九三 二一九
講演會 ●二二五 二四二 四三七
戸主會 ●二六三 四八九
興仁會 ●二八〇
金光教 ●二九八
耕地の變遷 ●三〇七
耕地整理 ●三〇八
御救恤 ●三一二 三一三
權現池 ●三二〇
米の産額 ●三三二
穀虫驅除 ●三三四
小作の慣行 ●三四九
礦業 ●三七五
荒神谷 ●三八三
工業 ●三八四
國道 ●四〇八
港灣 ●四二四
孝明天皇祭 ●四四七
婚姻 ●四七〇
講 ●四八七
金刀比羅講 ●四八七
庚申講 ●四八七
洋傘 ●四九五
米搗 ●四九九
獨樂 ●五一一
子歌守 ●五二三
興行 ●五三九
公德心 ●五四四

サ

佐突鄕 四 六 四八
三山 一五
三山神話 一六
佐伯直是繼 二二 四八 三八七
佐伯寺 二二 一五二 一五三 二三四
里村 二六
榊原忠次 二九 五一 二七九 二八九
札馬 三二
雜鄕新村 三四
笹倉氏 三四
佐土村 四八
佐土驛 四八
佐土新村 五一
酒井忠知 七六
祭禮 一〇四 一二一 一二六
佐土鄕 一一八
西福寺 一四〇
西秀寺 一四一
西光庵 一四一
西光寺(米田) 一四四 一四五
西蓮寺(米田) 一四五
佐伯西念寺 一五二
西蓮寺(志方) 一七三
西法寺 二一五
西信寺 二一五
西岸寺 二一五
西光寺(大塩) 二一八
酒井雅樂頭 二二七 ●四
三光石 二八七
實盛五輪塔 二八八
實盛屋敷 二八八
澤田範一 三二四
佐土構居 三八〇
佐伯直諸成 三八七
境塚 四〇九
境石 四〇九
榊原政房 ●三
榊原政倫 ●三
榊原政辰 ●四
榊原政祐 ●四
榊原政岑 ●四
榊原政純 ●四
酒井氏歷代 ●四
細工所村 ●四 五
酒井忠邦 ●五 六
笹倉義虎 ●一〇
在十人 ●二七
裁判所出張所 ●四七
裁判所書記 ●四八
定書 ●五七 五八 五九 六一
三治協會 ●一四七 一四八 二二三
裁縫學校 ●二〇五
産婆養成 ●二三五
雜誌 ●二七四 二七六
作物 ●三二七
作付段別 ●三三二 三三四 三三八 三三九 三四〇 三四一
蠶業 ●三三八
雜魚場 ●三五五
産業組合 ●三五六
佐土新田山 ●三八二
三德山 ●三八二
晒工場 ●三九二
酒 ●三九三
山陽線 ●四〇七
産婆講習會 ●四三八 四三九
山上講 ●四八七

シ

飾磨郡 [illegible]
四天王寺の寺田 三 四[illegible]
志方莊 六 [illegible]
白矢藥師 八 一[illegible]
芝村(中筋) [illegible]
塩市村 [illegible]
島村 一四 [illegible]
芝村(平莊) [illegible]
庄次垣內 [illegible]
志方村 [illegible]
志方町 [illegible]
神功皇后 [illegible]
下原村 [illegible]
重國村 [illegible]

下富木村 三九 ●三九
清水村 三九 ●三九
正念寺 四二
時光上人 四三 二五二 四四〇
宿の由來 四三
新池村 四四
塩崎の浦 五八 三四四
莊名 六〇
社領 七四 七八 八八 一〇三
社寶 一三三 一二七 一九〇
七五 一〇六 一一七
靜窟 八五 二五五
芝天滿宮 一〇八
鹿田 一一三
白髭神社(山中新) 一一七
白髭神社(佐土) 一一八
時雨の松 一二四
神社 一三三
寺院 一三六 二四三
常樂寺(上莊) 一三六 一六二
時光寺 一三六 一八七 一九七
寺領 一三七 一五〇 一六六
周德寺 一九五 二〇〇 二〇三
眞淨寺 一三九
常念寺(伊保) 一四〇 三九三
眞福寺 一四一
正覺寺 一四三 一八四
常樂寺(神吉) 一四三 二六七
淨照上人 一四七
釋迦堂 一四九
眞宗寺 一五一
眞宗寺谷 一五一 一九七
慈心 一五二
寺寶 一五四 一七五
稱專寺 一五九 一九二 二〇五
志方城 二〇八 二一四
蛇が池 一六二
稱德寺 一六八 一七三 三四六 三五二
鹿多正心 一七七
志方宮 一七八
常福寺 一八二
正岸寺 一八五
正念寺 一八六
時光寺講 一八六
正蓮寺 一九〇
竺翁禪師 一九七 ●八
實際院 二〇一
眞禪寺 二〇五
常念寺(的形) 二〇六
心光寺 二一一
塩止堤 二二八
七騎塚 二三一
志方鑛泉 二七四
小赤壁 三〇〇
城郭 三四一
陣幕島之助 三四六
志方木綿 三九八
飾磨縣 四三四
志吹村 ●七
下田重復 ●八
柴田吉太平 ●八

賞罰 ●二三
宗門奉行 ●二四
社寺奉行 ●二四
宗門改 ●二四
宗門帳 ●二四 二九一 二九四
庄屋 ●二八
集會所 ●三八
志方東町 ●三九
志方西町 ●三九
社倉麥 ●六六 六九
思齊塾 ●八四
小學教育の概要 ●九〇
小學校の設置 ●九三
小學校數一覽 ●九五
小學校沿革 ●九六
志方小學校 ●一〇四 一九八
小學校統計一覽表 ●一一一
小學校設備 ●一一六
小學校組織 ●一二三
小學校學級編制 ●一二五
小學校經費 ●一三〇
小學校基本財產 ●一三五
小學督業 ●一三八
小學校教員數 ●一四〇
小學校教員俸給 ●一四一
小學校教員年功加俸 ●一四二
小學校教員住宅及住宅料 ●一四二
小學校教員身体狀況 ●一四四
小學校教員送別弔慰 ●一四四
女教員會 ●一五二
視察 ●一五五
就學兒童 ●一五七
出席步合 ●一六〇
就學出席督勵の施設 ●一六二
小學校衛生 ●一六六
兒童身体撿査 ●一六九 一七一
兒童身体撿閲 ●一七〇
小學校体育 ●一七三
自由運動 ●一七六
試驗 ●一七七
少年會少女會 ●一九一 四八九
巡回文庫 二二三
巡回講話 ●二二六 四三六 四三七
實業視察 ●二三七
尙齒會 ●二七一 二七二 四八九
志方村尙齒會則 ●二七三
新聞雜誌 ●二七四 二七五
宗教 ●二七七
宗門手形 ●二九一
宗門寺檀那請合掟 ●二九一
宗門請合 ●二九三
神道 ●二九八
神道諸教會 ●三〇四
四个井堰 ●三一九
志方大池 ●三二一
浸種法 ●三二八
奬勵米 ●三三三 三五一
ジャガタライモ ●三三九
試作塲 ●三五三
塩釜 ●三五九

塩の販路 ●三六一
塩の海外輸出 ●三六一
塩の製俵 ●三六二
十州塩田同業會 ●三六五 三六七
塩釜の組織 ●三七〇
鹽祝 ●三七二
釀造業 ●三九二
醬油 ●三九三
商業 ●三九八
志方銀行 ●四〇三
神東道 ●四一一
下坂道 ●四一二
志方道 ●四一三 四一四
志方郵便局 ●四一九
人力車 ●四二二
自轉車 ●四二三
正月 ●四四三 四四八
春季皇靈祭 ●四四七
神武天皇祭 ●四四七
秋季皇靈祭 ●四四七
十五日正月 ●四五八
菖蒲節句 ●四六〇
四萬六千 ●四六四
十夜會 ●四六九
出産 ●四七三
壽賀 ●四七五
初老 ●四七五
信用組合 ●四八四
出産見舞 ●四八五
集會 ●四八六
時間勵行 ●四九〇
女子の粉裝 ●四九八
食事度數 ●四九九
住居 ●五〇三
上棟式 ●五〇七
諸種の風習 ●五三六

ス

助永村 三六 ●三九
杉原紙 四五
菅原道眞 六七 一〇八
住吉神社(今市) 八二
住吉神社(的形) 一二四
少彦名命 二五七
鈴木長左衛門 二六七
助永池の鐘 三〇五
助永構居 三八三
水泳 ●一七七
水利 ●三一〇
水害 ●三一一
鈴木又藏 ●三四九
水産 ●三五七
酢 ●三九四

セ

雪彦神社 一一八
戰利品 一三三 二三六 ●一〇九
善行寺 一四二
善覺寺 一四六
善正寺 二一〇

清勝寺 二一七
せいめい井戸 三二三
勢切谷 三三五
世泊 四四四
戰病死者 四五七
船頭村 一九 ●三一三
政治 ●一
稅務署 ●四八
清潔法 ●一六六 五四一
善行兒童 ●一九七 一九九
生産品展覽會 ●二三三
青年會 ●二四一 四八六 五一〇
青年會一覽表 ●二五五
撰種法 ●三二八
生産撿査 ●三三三
製鹽業 ●三五七
製鹽額 ●三六〇
石材産額 ●三八三
製造工業 ●三八四
染色工場 ●三九二
節分 ●四七〇
染色法 ●四九四
選擧 ●五三八

ソ

曾根町(村) ●四 七 五 八 四四 一一 四七 二三八 三四八 九
曾根小四郎
村名 五九
曾根神社 六七 七三
曾根浦 一八八
曾根天神 一八八
尊光寺 二一一
曾根の松 二三八
曾根神廟十二景詩歌 二四九
袖捥地藏 三四一
曾根藤四郎 三八一
曾根登記所 ●三七
曾根札 ●五四
曾根小學校 ●九六 一二二
相續講 ●二七九
曾根各宗和協會 ●二七九
蔬菜 ●三三九
曾根鹽田 ●三五八 三六九
曾根町の漁業 ●三七二
曾根海産物商 ●三九八
曾根驛 ●四〇〇 四〇七
曾根海産物合資會社 ●四〇〇
曾根銀行 ●四〇一
曾根二錢社 ●四〇一
曾根道 ●四[illegible]
曾根港 ●四[illegible]
曾根郵便局 ●四一八
曾根町の頭 ●四五三
曾根の亥子 ●四六八
喪葬 ●四七六
俗謠 ●五一四
俗說 ●五[illegible]
壯丁教育 ●[illegible]

タ

高須 九 四〇〇
龍山 一四 二六五 二六六 ●三七五 三八〇
高御位大明神 一五 二五七
多田吉左衛門 二九
高畑村(東志方) 三一 ●四 五
玉田正信 三二 四二七
竹内九郎大夫 三二
田中里 五五
田子井 七九
平經正 八〇 三二〇
高畑(平津) 八九
高御位神社 九三
鯛しやり 九三
武仲鬼彦兵衛 九七
高橋次郎左衛門 九八
大日寺 一三六 一九四
多福寺 一三七
大佛像 一九一
大日寺五輪塔 一九五 三〇七
高須清水 二五四
龍岩 二六六
龍が鼻 二六六
壇上岩 二八七
大日の森 三〇〇
鷹の巣掛 三一九
高御位山 三二〇
但馬守 三二〇
多田滿仲 三三二
壇 三三三
鷹巣山 三三四
鷹取山 三三四
楯岩 三三六 三四四
大日山構居 三八一
高橋源左衛門 三八四
髻構居 三八四
田中愿仲(張海) 三八九
高谷廷贊 三九五
高谷德彰 三九六
田淵恒太郎 四一三 ●八九 一三九
瀧右左治 四一五 ●一二 二八二
玉田義道(柔庵) 四二八
玉田記内 四二九
玉田默翁 四二九 ●八九
竹中團次郎 四三一
田中五郎兵衛 四三八
武内あき 四四七
高谷善四郎 四五二
谷外村 ●八
谷内村 ●八
田中治七 ●九 一〇 一五
高谷十郎平 ●九
高谷善一郎 ●九
高谷佐太郎 ●一〇
高崎幸次 ●一〇
竹本伊平次 ●一〇
田中卯之松 ●一〇
田中仁一郎 ●一八 一六二 二六五
代官 ●二〇
代官所 ●二〇
大小區 ●三八 三九

体操科 ●一七三 一七六
体操會 ●一七五
瀧竹藏 ●二四〇 二八二 三四九
体育 ●二四二
高岡說 ●二五六 二六四 三四九
檀家 ●二七八
田植 ●三二九
伊達牧場 ●三四三
伊達由太郎 ●三四八
田中繁太郎 ●三四九
瀧範次 ●三四九
淡水漁業 ●三七五
龍山石賣捌 ●三七六 三七九
龍山石材運上銀 ●三七九
龍山石問屋 ●三八〇
煙草 ●三九七 五〇三
高砂海產物商 ●三九九
丹波道 ●四一〇
但馬道 ●四一〇 四一四
高砂道 ●四一一
龍ヶ鼻道 ●四一二
太陽暦年中行事 ●四四七
太陰暦 ●四四八
端午の節句 ●四六〇
七夕祭 ●四六三
大師祭 ●四六六
賴母子講 ●四八二
凧 ●五一一
竹馬 ●五一二

チ

長慶 三九 ●三九
地德新村 四六
智暹慈等 一四一
智鳳洞達 一四一
地藏寺 一六〇
長樂寺(小畑) 一六二
長慶寺 一六八
中道寺 一六九
中道寺(中道子)山城 一六九 三四六
長樂寺(永室) 一七五
地藏院 一九五
兒が窟 二八九
長慶の温泉 三〇六
千葉保胤 四五五 ●一六四 一九三 一九四
徵兵參事會員 ●一三
町村行政 ●二〇 三八
町村合併 ●三九
町村制實施 ●四二
勅語謄本下賜 ●一〇八
貯金 ●一八七
中學校程度以上卒業者調 ●二一三
町村青年會 ●二四四 二五五
地價の變遷 ●三一〇
地知行池 ●三二一
地藏山 ●三八[illegible]
中播煉瓦株式會社 ●三九四
地藏祭 ●四六六
厨器 ●[illegible]
忠魂碑 ●[illegible]

提灯行列 ●五四五
ツ
都染荘 六 一一一
都染村 三〇
常右衛門 三四
辻村 四三
經政神社 八〇 三三一
築山神社 一一三 二九六
朔日三平 二三一
綱づれの石 二八七
杖突松 二八七
都染井 二九四
筑臺 三一三
通學途上取締 ●一一八
辻山 ●三八三
追儺 ●四五九
頭巾 ●四九四
テ
出河原 二三 二三 ●三一三 三二六
寺谷村 二九 ●三九
寺田 四七
天滿神社(西井ノ口) 九四
天滿神社(的形) 一二四
天滿神社(大塩) 一二五
輝峻等空 一四一
輝峻普瑞 一四二 ●二八三
寺屋敷 一六八
哲岑禪師 一八四
手跡石 二八八
天神山 三〇三
天神山城 三四五 三四九
寺田構 三七八
手塚樑大夫 四四七
天保濱 四五四
手代 ●二一
手附 ●二一
手鉾 ●二三
寺子屋教育 ●七二
展覽會 ●一五四 二一七 二三三
傳染病豫防 ●一六七
寺請証文 ●二九一
天地教會 ●二九九
天理教 ●二九九
天理教宣教所 ●三〇〇
鐵道 ●四〇七
天皇道 ●四一〇
天長節 ●四四七
天長節祝日 ●四四八
出代り ●四六九
手傳 ●四八五
手織縞 ●四九三
點火器 ●五〇六
天氣觀測 ●五二六
ト
豊臣秀吉 一四 八九 一八〇 一八三 三四五 三一
唐箕 ●二一
殿屋敷 三二
虎か溪峠 三二 三九
泊神社 八一
桃源寺 一三七
東林寺 一六二
藤玄 一七五
道滿屋敷 一八六 三〇六
舍人姫王 二五三
刀田山 二五七
東宮殿下 二六二
得月樓 二六八
塔ヶ嶋 二七七
土殷 二九五
道滿井戸 三三三
床鍋山 三三三
覊の松 三三五
泊山 三三六
燈籠寺山 三四一
富田耕司 ●八
友澤村 ●八 四四
トラホーム兒童 ●一六八 一七三
登山 ●一七六
同窓會 ●一九〇
圖書館 ●二一八 二三一 二六八
屠牛塲 ●三四四
問屋業 ●四〇四
道路 四〇八
十日戎 ●四〇五
頭 ●四五〇
とんど ●四五〇
土用餅 ●四六三
土用丑 ●四六三
土用干 ●四六三
冬至 ●四六九
歳の暮 ●四七〇
頭髪 ●四九七
童謠 ●五二八
賭博 ●五四一
鬪雞 ●五四一
ナ
中島村 一一 ●四 三〇九
中筋村 一三
なかうじ村 二〇
中村 二六 ●三九
中山新村 二六
長尾 二九
中島新田 二九
投松 三三
永室村 三六
成井村 三七
成井新村 三六 ●三九 四〇
中西村 四一
長尾新村 四六 四七
鍋島 四七
中筋の構居 一四 三六 八六
奈須與市 一四
南宗寺 八五
渚の非 ●四

永根文峯　二六三
永根鉉　二六三
長濱屋新六郎　二九六
七つ塚　三〇七
涙池　三一九
長尾通朝　三七七
長尾重朝　三七七
成井構居　三八三
中村五郎右衛門　三九八　三九九
中村惣造　三九九
中谷與吉郎　●九　一三　一三　一八
中筋捌藏　●一〇　二六四
中井梅吉　●一〇　一一　一三　一六　二六四
中筋小學校　●九八
七つ池　三一一　●
苗代　●三九
業種　●三七
中村勝　●三四九
中村熊三　●三四九
中筋山　●三八二

七草正月　●四五〇
夏祭　●四六一
七日盆　●四六一
ナンナル　●四七三

二

西井口村　二五
西山村　二七
西中村　三五
西飯坂村　三五
西飯坂新村　●九　一三　一九
西志方村　●一〇　一四　三〇四　三四九　三七
西牧村　三八
西山新村　三九　一八三　三〇六　四三七　●四五　三四九　四一二　四一一
西神吉村　●三一　三三七　三三八　三四二　●四七
西　村　●三三九
西濱村　●三三七
如龍王社　●三四九
若一王子權現（升田）　●三四九
若一王子權現（池尻）　三八二

若一王子權現（出河原）　一〇〇
若一王子權現（平莊）　●四六一
日光山常樂寺　●四七三
仁科白谷の墓　二六七
新田義貞　二七三　二七四　三一八
日體上人　四四八
日要上人　四四八
日庸上人　四四八
西河原村　●八　四四
西崎玄治　●九
西谷惣太郎　●九　一三　一九
人別帳　●二九
西阿彌陀村　●三九
西神吉小學校　●一〇〇
西志方小學校　●一〇三　一四三
二部教授　●一二四
西村青年會　●一四六　一四七
雞　●三四五
西神吉道　●四一二
西北條道　●四一二

荷車　●四一三
新嘗祭　●四四八
入退營　●五三六

又

沼田靜治　●九　一三　一八　三四九
盜人祭　●四六二

ネ

投松村　三五
猫塚　三三三
年貢納　●二三
年行事所　●二六
年中行事　●四四六
涅槃會　●四五九

ノ

野尻新田村　三三　●四　三三四二七
野深　三三
能滿寺　一一五

能登守　三二
野口源太夫　四一七
農業　●三〇七
農産額　●三三一　三三七　三三八　三四〇　三四二　●四七
農民　三四二
農業奬勵機關　●三五二
農事試驗場　●三五五
農事巡回教師　●三五五
農業技手　●三五五
野上り　●四六一
野荒し　●五四四

八

播磨風土記　四
長谷川家　二六
畑應親　三一　四二〇
畑中　三一
畑村　三三
原村（志方）　三六
原新村　三六　●三九　四〇

針間別佐伯直　四九
八幡宮　六七
八幡神社（神吉）　一〇〇
八幡神社（志方）　一一三
八幡神社（的形）　一三三
播磨西國　一三七　三一八
盤珪和尚　一三九
播磨國分寺　二〇五　三三三
廢寺　二三六
播磨名所　二三八　二五五
鉢塚　二六六
鉢岩　二六六
馬盥　二六六
播磨十水　九四
畑幸之助　九九
原が谷
播磨池
濱田宗貞　九九
芭蕉塚　九九
播磨鑑　九九

播州木綿　四一〇
長谷川龜次郎　四一一・一一九
原清兵衛　四三八
原小五郎　四四四
原治左衛門　四四四
長谷川六兵衛　・五
廢藩置縣　・五
藩知事　・五
藩　廳　・五
原田四郎作　・九　一三　二六四　三四九
長谷川新藏　・九　二八二　三一四　三四九
長谷川直吉　・九　一〇　一一　一二　一三　一七　一九　二四〇　三一三
原田孫太郎　・一〇　一五
原鏗爾　・一〇　一五
畑貫次郎　・一〇
原田四郎吉　・一〇　一一
畑昌愷　・一一　一三
判改め　・二一
藩　札　・四八
藩札引換役所　・五二
針屋教育　・二〇五　四八八
針屋調　・二一〇
榛陽英文義會　・二一四
畑吉平　・三四九
播州塩業者相談會　・三六四
馬鈴薯　・三三九
播州鐵道　・四〇七
濱街道　・四〇九
旗振信號　・四二五
初觀音　・四五九
初地藏　・四五九
初　午　・四五九
齒　固　・四六二
八　朔　・四六六
履　物　・四九六

ヒ

平津莊　六　八三・三一六
鎭火神社　八
日向大明神　一五
比須良比賣　一六
東神吉村　二〇　一四七　一九三　二七六　四〇八　・四五　三四九
褶　墓　二五
平井口村　二五
東志方村　三一　一六八　二九七　四二六　・四五　三四九
廣尾村　三一　・四
比　室　三七　・三九
日笠山　六八　二三八　二五一
一つ物頭人　七一
東村氏　八九
平山四郎兵衛　九七
日笠天滿宮　一二九
日吉神社　一三〇
檜笠の浦　二五一
檜笠の墓　二五一
飛鉢塚　二六六
毘沙門岩　二七九
媛ヶ塚　二九八
備後守小島君墓　三二四

引入谷　三三四
平津構居　三八二
平野庸修　四〇四　・八九
百姓源助　四四五
姫路城主　・二
姫路藩以外の領地　・四
姫路縣　・七
兵庫縣　・七
兵庫縣長官　・七
東村廣吉　・一〇
平岡萬次郎　・一九　二〇
姫路藩地方行政　・二〇
百間倉　・二二
非人番　・二四
東阿彌陀村　・三九
東神吉小學校　・九八　一三五　一三七　一九八
東志方小學校　・一〇三　一九〇　一九四　一九五
表　彰　・一九二　二三六　二四六　二五〇　二五三　二五五
品評(共進)會　・二三四　三五二　三五三
東志方村尙齒會則　・二七二
平津村　・三〇八
肥　料　・三三〇　三三四　三三九
廣尾金融株式會社　・四〇四
姫路道　・四一一
姫ヶ峠道　・四一二
平津村頭　・四五四
一重正月　・四五九
雛の節句　・四六〇
彼岸會　・四六七
病氣見舞　・四八四
貧民救助　・四八九
日　傘　・四九五

フ

古田村　二五
船原町　三四
藤池村　三六
船津吉太郎　三七　七八　・九　一三　一八　三二七
福居村　四七　・三九
福居新村　四七　・三九
麓　五三
福泊村　五五
福　井　九六
福泊神社　一二三
福正寺(平津)　一四七
福正寺(志方)　一七三
佛性寺　一七五
不斷寺　一九五
佛心寺　二〇六　三三三
福乘寺　二〇七　四四六
風呂屋の井戸　二〇九
福圓寺　二二四
藤　井　二七〇
福泊の臺塲　[illegible]
藤　井　[illegible]
福泊構居　[illegible]
船津宗範　[illegible]
船津宗恒　[illegible]
藤喚言　[illegible]
福原謙七　[illegible]

藤井雅太 ●八
福井義夫 二四〇
船江覺三郎 ●一〇
觸元大庄屋 ●二六
婦人修養會 ●三三
婦人會 ●二七〇
佛敎 ●二七七
佛敎の分布 ●二七八
佛敎の團体 ●二七九
佛敎講習會 ●二八六
佛敎圖書縱覽所 ●二八八
福本牧場 ●三四三
節野養雞場 ●三四五
副業 ●三四七 三九六
物品販賣業 ●四〇五
福泊港 ●四一五
船 ●四二四
風俗 ●四四五
風呂 ●五〇五

へ

平之莊 六 一〇五
別所長治 一三 ●二 二六 一五四 二八二
平莊村 四一五 ●四五 三四九
別所村 四六 一九九 三三四
四四四 ●四六 三四九
別所村(大字) 四六
四七
別所新 九七
平之宮の喧嘩 一〇五
平之庄神社 一三三
幣帛料供進指定神社 二七〇
辨財堤 二八八
辨天池 三四五
別所家 三七八
別所構居 三九六
僻壤吟餘 ●七一 一六三 一八七
平民敎育 ●一〇〇 一九九 一九七
平莊小學校 ●一〇五
別所小學校

平素成績考査 ●一八一
平莊村敎育會 ●二四一
辨財井堰 三一八
米作 三二八
米穀撿査 三三三
牧草 三四三
牧場 三四三
別所煉瓦株式會社 三九五
辨天道 四一一
別所道 ●四一三 四一四
別所村の頭 ●四五一
米壽の祝 ●四七六
變災見舞 ●四八四

ホ

本條(本庄) 八
本多美濃守 一〇 二五 四六 ●三
堀尾茂祐 一三 二三〇
寶殿驛附近の入江 一四
法華口 三三

法林寺 一〇三
報恩寺 一〇六 一三六 一五四
法華山一乘寺 一六二 一六六 一三六
法福寺
寶量寺 一五〇
寶明院 二〇六
法道仙人 二一三
法道仙人投木の松 二一三 二七〇
法華山二王門趾 二七七
本會義 二九九
本庄九郎大夫 三四四
甫仙和尚 三九七
堀内信義(杏庵) 四一一
堀内信道(道濟) 四七一
堀内蘇齋 四二六
防城藤兵衛 四二六
本多忠刻 四五五
本多政朝 ●三
本多政武 ●四
本多忠孝 ●四

堀江虎五郎 ●八 二四〇
保護者會 一八九
補習學校 二〇三
補習敎育 ●二三五 四三七
防疫 二四二 五三七
法華山谷川 三一一
寶殿金融株式會社 ●四〇四
寶殿驛 ●四〇七
北條道 ●四〇九 四一一 四一三 四一四
法華道 ●四一一
寶殿道 ●四一一
骨正月 ●四五九
星祭 ●四六三
盆節季 ●四六四
報恩講 ●四六九
帽子 ●四九四
方言 ●五〇八

マ

的形保 六 一一九

益氣宮 六
益田堤 一九 二七九
升田村 二一 二九二
益田 二三 二九二
升田新邑(村) 二三 ●四四
又兵衛新田 二六
豆崎 四三
松平忠次 四六 ●三
松本新右衛門 四六 四四三
的形村 五二 三三五
的形村(大字) 四四八 二〇八 三四九 五二
升田莊 ●四六 三四九
益氣神社(升田) 九五
益氣神社(池尻) 九五
益氣神社(出河原) 一〇〇
增位山 一一八
眞名井 一五〇 二七六
萬燈堂 二〇九
萬寶寺 二一三
的形八景 三三七

眞名井城　三五六
的形構居　三七七
松尾喜右衛門　四一七
松平忠明　●三
松平鶴松(清良)　●三
松平直基　●三
松平藤松(直矩)　●三
松平義知　●四
松平喜八郎　●四
前川永二　●九　一二　一三
松本利平　●九　一二　一三　一八　一九　二七四　二八二
松尾爲十郎　●一〇
松本新太郎　●一〇　一二　二六四
松田清吉　●一〇　一二一　一六七
松本利兵衛　●一〇　二六一
前川昌三　●一一
松本吉次　●一八
松本增吉　●一九　一九三　一九四　一九五　二四〇　二五六　三一三　三一四
的形小學校　●一〇六　一六三
升田村戸主會　●二六九
的形塩田　●三五七
的形村漁業　●三七四
升田山　●三八三
マッチ　●三九五
松谷工場　●三九六
マッチ工場　●三九六
的形港　●四一五
升田村の頭　●四五六
豆名月　●四六七
枕上げ　●四七四

ミ

御厨　八
三木落武者　一四
御宅　二一　二九二
見土呂村　三〇　●三〇九
妙見大明神　三五
宮・谷　三五　一一三
宮前村　四〇
南池村　四四
宮本伊織　八一　四〇一
妙見宮　一〇一
湊神社　一一九
三木城　一四五
妙願寺　一五二
明圓寺　一五二
妙正寺　一七八
妙信寺　一八四
蓑島　一八八
妙泉寺　二一六
妙經寺　二一八
明泉寺　二一九
夫婦岩　三一九
三つ塚　三三三
水埜恒太郎　●九　一〇　一二　一五　一九
民政局　●二〇
宮前新村　●三九
民業　●三〇六
水揚機械　●三二六
南龜吉　●三四八

南池山　●三八二
味噌　●三九四
美囊道　●四一〇　四一四
見土呂村の頭　●四五七
民間療法　●五二五

ム

六繼里　四
無量壽院　一七〇
村田木之藏　●一〇　一一　一三　一六　一七
無判帳尻　●二三
村附　●二四
村役場　●四二
麥作　●三三四
麥の種類　●三三四
虫送り　●四六六
麥搗　●四九九
棟上げ　●五〇七

メ

明治天皇　一九六
女荒神　三〇四
明治濱　四五四
目明　●二四
螟虫採取　●一八八
明治會　●二四六　二五一
明鏡新聞　●二七四
名所道　●四一三
明治天皇祭　●四四七
迷信　●五二七

モ

森彦左衛門　二四
森本幾三郎　●九　一〇　一一　一三
籾年貢　●二三
木綿會所　●四八
森本玄良　●三四九
桃の節句　●四六〇

ヤ

益氣里(鄕)　四　六　二一　二二
八ッ家村　一四
山脇九右衛門　二二
日本武尊　二四
八十岩橋　二八　二八二　二八五
山條　三二
山中新村　三七
山河　五四
流鏑馬　七三
八坂祇園社　一一一
八家地藏　一三六　二〇八　二二六　三三九
山下佐助　一三八
柳兵太夫　一四七
藥師堂(東中村)　一七二
藥護寺　二三〇
藥師堂(米田)　二三三
彌兵衛塔　二七一
八十原　二八七
藥師湯　三〇〇
藥師堂(長慶)　三〇七

藥師 三三三
燒米 三四七 三八七 四〇九
山下正壽
山脇卷石
山本久左衞門 四五三 ●八四
山本久彌 四五四
八木郁二 四五六 ●八四 八九 一四六
八木虔介
山崎太郎治 ●九 一二 一五 二四一 二五七 一〇一 一一 一二 一五 ●九
山本榮太郎(米田) ●八
山本治之作 一七 一九 ●一〇 三四九
山本正 ●一〇 一一 一三 二六三
山口清五郎 ●一〇
八木塾 ●八四
耶蘇禁教 ●二九〇
山本善吉 ●三一八
山本卓爾 ●三四九
山本榮太郎(大鹽) ●四五八 四六五
簸入り

厄神詣 ●四五九
家移り ●五〇七

ユ

行常村 三一 ●四 五
木綿崎浦 二五三
優勝旗 ●一六三 二四三
輸出撿查 ●三三三
郵便局 ●四一七
湯立 ●四六三
湯屋 ●五〇五
遊藝 ●五一〇
遊藝其他修業者 ●五四〇

ヨ

米田村 一三 一四 二七〇
米田村(大字) 四〇一 ●四四 三〇八 一二
米田新村 一四三 二六
養老村 三一
吉廣

横大路村 三八 ●三〇九
米田神社 八〇
養泉寺 一一三
養源寺 二三〇
米田新田 二七一
用明天皇御腰掛石 二七三
米田構居 三八二
横田文策 四四七 ●八九
吉廣村 ●五 三九
吉田一郎 ●八
米田小學校 ●九八 一六五
幼學綱要下賜 ●一〇七
養老賑恤の典 ●二七三
養雞家 ●三四六
横山邦威 ●三四九
夜相撲 ●四六二
養老會 ●四八九
洋服 ●四九四

ラ

藍綬褒章 一四二 一四四 一四六 一四七

リ

臨川寺 一三七
龍澤寺 一三八
梨原寺 二三八
理科教授法案 ●一五五
里道 ●四一〇
陸軍記念日 ●四四七
料理 ●五〇〇
俚謠 ●五一三
俚諺警句 ●五三〇

ル

留守見舞 ●四八五

レ

蓮華院(的形) 一三二 二〇三
蓮華院 一三六
蓮苗禪師 一六二

蓮光坊 一七八
蓮敎寺 二一六
煉瓦 ●三九四

ロ

六左衞門 一〇
六本松 二五
六十六體地藏尊 一七五
六遍講 一九〇
六萬の墓 二〇〇
六騎武者塚 二一三
六騎塚 二三四
六夜待 ●四六六

ワ

渡塲 九
若建吉備津彦命 二四
若宮八幡宮 七八
脇坂安治 三七五

渡邊傳次郎 四三六
草棉 ●三三七 三五二
渡塲 ●四二五

索引（終）

本誌編纂經過大要

一大正三年十一月御擧行あらせらるべき　今上天皇陛下御即位御大禮の紀念事業として、曩に編纂せられたる印南郡誌の增補訂正を企劃し、同年二月郡會の決議を經て總額四百拾圓、內印刷費貳百圓雜費及委員手當貳百拾圓を豫算に計上せり。

一同年三月郡視學正木角三郎を委員長とし、郡書記小田賢治に庶務を掌らしめ、左記委員を囑托して編纂のことに從事せしむ。

平莊尋常高等小學校訓導兼校長　澁谷義道
伊保尋常高等小學校訓導兼校長　久保諒太郎
西神吉尋常高等小學校訓導兼校長　大西成己
飾磨郡下中島村　三木藤次

一同月委員會を重ぬること數回、調査の方針を定め左記の通り分擔す。

町村　神社　寺院　交通　風俗　久保諒太郎
古城　名跡　人物　民業　各委員
政治　衞生　大西成己
教育　宗教　澁谷義道

一各小學校には校長に委囑して學校內に町村誌調査係を置き、各委員より提供したる調査要目により調査に從事せしむ。

一同年四月十一日　昭憲皇太后崩御あらせられ御大禮御延期となりたるも、本誌の調査は之を續行することゝせり、從つて最初の計畫より一層細密なる調査を行ふことゝなれり。

一同年八月各小學校より送附し來りたる草稿の實地調査幷に委員に於て調査せる事項の考証を主として委員一同各町村に出張し、舊家の古記錄參考物につきて調査し、炎暑を侵し山野を跋涉し名跡、古城趾、古墳、古碑を隈なく踏査し、且つ古老を訪ねて口碑傳說をも聞きたり。

一同年九月凡そ材料の蒐集を終へたるを以て委員は各分擔の編纂に從事す。

一大正四年二月調査愈々細に入り詳に涉りたるを以て前の豫算經費にては完成する能はざるを認め、且つ御大禮御延期となりたれば、前年の經費殘額

を繰越し更に增額の件を郡會の決議を經て、總額四百七拾圓を計上せり、內大正三年度よりの繰越金貳百圓七拾五錢、增額貳百六拾九圓貳拾五錢にして印刷費に參百圓雜費及委員手當に百七拾圓とす。

一大正四年八月一日より伊保尋常高等小學校を編纂所に充て、各委員出張して原稿の淸書及未着手の衞生民業の編纂に從事す、此時更に補助として同校訓導玉井熊市に囑托し石山採掘の調査をなさしむ。

一同八月三十日より寫眞師東神吉村の內砂部村船倉余吉を引卒し、本誌に揷入すべき名所舊跡の撮影に從事す。

一原稿將に完成せんとするに際し、不幸にして、三木委員は九月十一日その奉職せる飾磨郡英賀保尋常高等小學校に於て腦病を以て卒倒し半身不隨となりて立つ能はず、編纂上に一大頓挫を來たせり。

一同十月二十三日三木委員稍輕快に趣きたるを以て委員一同飾磨郡下中島村に訪問して印刷の議を決し、印刷業會根町黑田盛文堂に原稿を廻附す、然るに御大典當日までに餘す所の日子僅に二旬なれば、此期間に於て到底完成する能はず、止むを得ず、大正四年度末を期限として印刷に從事せしめたり。

一愈印刷に着手せしに偶々變更を來たすべき事情を生したるを以て暫時印刷を延期し、更に委員の協議を經て印刷所に廻附したるに、時恰も年末年始の印刷多忙期に至り進捗意の如くならず、遷延に遷延を重ね遂に大正四年度も空しく經過せり。

一大正五年五月二十日より印刷に附し三木委員印刷所黑田盛文堂に詰切り校正に從事す、各委員度々出張して之れを補助し、六月二十五日漸く前編の印刷を了へたり、引續き後編に移り各委員交互之れが校正に從事し十一月五日完く印刷を了せり。

一曩に大正四年八月原稿の完成を告ぐるや、千頁餘となり豫定頁數の殆んど二倍に達し、又印刷の進行するに及び之れを一冊となすは取扱上にも保存上にも不便なるを認めたれば、之を前編後編の二冊とせり、依て大正四年二月に計上したる豫算にては大に經費の不足を生じたれば、更に六月二十六日增額の件を郡會の決議を經て總額六百五拾圓內前年度繰越金參百圓增額參百五拾圓を計上し、冊子費五百圓一部貳圓五拾錢二百部代雜費及委員手當其他に百五拾圓とす。

これによりて最初よりの經費豫算總額壹千貳拾九圓貳拾五錢となる。

一本誌表紙の圖案は伊保尋常高等小學校訓導波多野はるゑの意匠にして、表面の上圖は印南別嬢の尊像を象り、下圖の鳳凰及背部の圖は御大典の奉祝を意味し、裏面は稻波の古事に因めり。

又揷入せる兵庫縣印南郡略圖は姬路師範學校生徒淸瀨波雄の描圖したるものなり。

一本誌印刷に當り盛文堂主黑田房次は印刷上種々の便宜を與へられ且つ左記職工を監督の下に分擔印刷に從事せしめたり。

植字係　園野豐吉
文選係　井上友太郎
同　藤本宇之助
機械係　鎌松松藏
製本係　川上淸三郎

製本係　長田喜市

干時大正五年十一月印刷完了の日記す。

大正五年十一月五日印刷
大正五年十一月十日發行

（非賣品）

發行所　兵庫縣印南郡役所
兵庫縣印南郡曾根町貳千百五拾九番地

印刷者　黒田房次
兵庫縣印南郡曾根町貳千百五拾九番地

印刷所　黒田盛文堂